

令和6年度補正係数の設定等に係る参考資料

目 次

<補正係数>

(道府県分)

(個別算定経費)

第一章 警察費	1
第二章 土木費	3
第一節 道路橋りょう費	3
第一款 道路の面積を測定単位とするもの	3
第二款 道路の延長を測定単位とするもの	4
第二節 河川費	10
第三節 港湾費	12
第一款 港湾における係留施設の延長を測定単位とするもの	12
第二款 港湾における外郭施設の延長を測定単位とするもの	12
第三款 漁港における外郭施設の延長を測定単位とするもの	13
第四節 その他の土木費	14
第三章 教育費	17
第一節 小学校費	17
第二節 中学校費	19
第三節 高等学校費	24
第一款 教職員数を測定単位とするもの	24
第二款 生徒数を測定単位とするもの	25
第四節 特別支援学校費	27
第一款 教職員数を測定単位とするもの	27
第二款 学級数を測定単位とするもの	28
第五節 その他の教育費	30
第一款 人口を測定単位とするもの	30
第二款 高等専門学校及び大学の学生数を測定単位とするもの	37
第三款 私立の学校の幼児、児童及び生徒数を測定単位とするもの	38

第四章 厚生労働費	39
第一節 生活保護費	39
第二節 社会福祉費	42
第三節 衛生費	45
第四節 こども子育て費	53
第五節 高齢者保健福祉費	61
第一款 65歳以上人口を測定単位とするもの	61
第二款 75歳以上人口を測定単位とするもの	64
第六節 労働費	65
第五章 産業経済費	67
第一節 農業行政費	67
第二節 林野行政費	75
第一款 公有以外の林野の面積を測定単位とするもの	75
第二款 公有林野の面積を測定単位とするもの	77
第三節 水産行政費	78
第四節 商工行政費	80
第六章 総務費	82
第一節 徴税費	82
第二節 恩給費	84
第三節 地域振興費	84
第七章 災害復旧費	111
第八章 補正予算償還費	113
第九章 地方税減収補填償還費	116
第十章 財源対策償還費	117
第十一章 減税補填償還費	118
第十二章 臨時財政対策償還費	119
第十三章 東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	120
第十四章 国土強靱化施策償還費	121
第十五章 地域の元気創造事業費	122
第十六章 人口減少等特別対策事業費	126
第十七章 地域社会再生事業費	131
第十八章 地域デジタル社会推進費	134
(包括算定経費)	
包括算定経費	136
第一款 人口を測定単位とするもの	136
第二款 面積を測定単位とするもの	137

(市町村分)

(個別算定経費)

第一章 消防費	138
第二章 土木費	145
第一節 道路橋りょう費	145
第一款 道路の面積を測定単位とするもの	145
第二款 道路の延長を測定単位とするもの	149
第二節 港湾費	155
第一款 港湾における係留施設の延長を測定単位とするもの	155
第二款 漁港における係留施設の延長を測定単位とするもの	156
第三款 港湾における外郭施設の延長を測定単位とするもの	157
第四款 漁港における外郭施設の延長を測定単位とするもの	158
第三節 都市計画費	159
第四節 公園費	164
第五節 下水道費	166
第六節 その他の土木費	173
第三章 教育費	183
第一節 小学校費	183
第一款 児童数を測定単位とするもの	183
第二款 学級数を測定単位とするもの	184
第三款 学校数を測定単位とするもの	194
第二節 中学校費	195
第一款 生徒数を測定単位とするもの	195
第二款 学級数を測定単位とするもの	196
第三款 学校数を測定単位とするもの	206
第三節 高等学校費	207
第一款 教職員数を測定単位とするもの	207
第二款 生徒数を測定単位とするもの	210
第四節 その他の教育費	216
第四章 厚生費	228
第一節 生活保護費	228
第二節 社会福祉費	233
第三節 保健衛生費	237
第四節 こども子育て費	249
第五節 高齢者保健福祉費	262
第一款 65歳以上人口を測定単位とするもの	262
第二款 75歳以上人口を測定単位とするもの	267
第六節 清掃費	268

第五章 産業経済費	272
第一節 農業行政費	272
第二節 林野水産行政費	281
第三節 商工行政費	286
第六章 総務費	290
第一節 徴税費	290
第二節 戸籍住民基本台帳費	293
第一款 戸籍数を測定単位とするもの	293
第二款 世帯数を測定単位とするもの	296
第三節 地域振興費	299
第一款 人口を測定単位とするもの	299
第二款 面積を測定単位とするもの	323
第七章 災害復旧費	326
第八章 補正予算償還費	328
第九章 地方税減収補填償還費	331
第十章 財源対策償還費	333
第十一章 減税補填償還費	336
第十二章 臨時財政対策償還費	337
第十三章 東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	339
第十四章 国土強靱化施策償還費	341
第十五章 地域の元気創造事業費	343
第十六章 人口減少等特別対策事業費	347
第十七章 地域社会再生事業費	352
第十八章 地域デジタル社会推進費	355
(包括算定経費)	
包括算定経費	358
第一款 人口を測定単位とするもの	358
第二款 面積を測定単位とするもの	359

＜令和6年度再算定＞

臨時経済対策費（道府県分）	360
給与改定費（道府県分）	363
臨時財政対策償還基金費（道府県分）	367
臨時経済対策費（市町村分）	368
給与改定費（市町村分）	371
臨時財政対策償還基金費（市町村分）	374

<基準財政収入額>

第一章 道府県税 -----376

第一節 道府県民税 -----	376
第一款 均等割 -----	376
第二款 所得割 -----	377
第三款 法人税割 -----	396
第四款 利子割 -----	401
第五款 配当割 -----	405
第六款 株式等譲渡所得割 -----	407
第二節 事業税 -----	409
第一款 個人の行う事業に対する事業税 -----	409
第二款 法人の行う事業に対する事業税 -----	411
第三節 地方消費税 -----	418
第一款 譲渡割 -----	418
第二款 貨物割 -----	418
第四節 不動産取得税 -----	423
第五節 道府県たばこ税 -----	425
第六節 ゴルフ場利用税 -----	427
第七節 軽油引取税 -----	428
第八節 自動車税 -----	430
第一款 環境性能割 -----	430
第二款 種別割 -----	432
第九節 鉦区税 -----	438
第十節 固定資産税 -----	439
第十一節 市町村たばこ税都道府県交付金 -----	440
第十二節 特別法人事業譲与税 -----	441
第十三節 地方揮発油譲与税 -----	447
第十四節 石油ガス譲与税 -----	447
第十五節 自動車重量譲与税 -----	447
第十六節 航空機燃料譲与税 -----	448
第十七節 森林環境譲与税 -----	448
第十八節 都道府県交付金 -----	449
第十九節 低開発地域工業開発促進法等による特例 -----	450
第二十節 東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算 -----	452
第二十一節 交通安全対策特別交付金 -----	453
第二十二節 地方特例交付金 -----	453

第二章 市町村税 -----454

第一節 市町村民税 -----	454
第一款 均等割 -----	454
第二款 所得割 -----	455
第三款 法人税割 -----	459
第二節 固定資産税 -----	466
第一款 土地 -----	466
第二款 家屋 -----	466
第三款 償却資産 -----	467
第四款 低開発地域工業開発促進法等による特例 -----	468
第三節 軽自動車税 -----	471
第一款 環境性能割 -----	471
第二款 種別割 -----	472
第四節 市町村たばこ税 -----	474
第五節 鉱産税 -----	475
第六節 事業所税 -----	475
第七節 利子割交付金 -----	476
第八節 配当割交付金 -----	479
第九節 株式等譲渡所得割交付金 -----	479
第十節 法人事業税交付金 -----	480
第十一節 地方消費税交付金 -----	481
第十二節 ゴルフ場利用税交付金 -----	482
第十三節 環境性能割交付金 -----	483
第十四節 軽油引取税交付金 -----	484
第十五節 地方揮発油譲与税 -----	484
第十六節 特別とん譲与税 -----	485
第十七節 石油ガス譲与税 -----	485
第十八節 自動車重量譲与税 -----	485
第十九節 航空機燃料譲与税 -----	485
第二十節 森林環境譲与税 -----	486
第二十一節 市町村交付金 -----	486
第二十二節 東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算 -----	487
第二十三節 交通安全対策特別交付金 -----	487
第二十四節 地方特例交付金 -----	487

<その他>

令和6年度 地方特例交付金 -----	488
令和6年度 臨時財政対策債発行可能額 -----	490

第一章 警 察 費

単位費用	8,687,000円	測定単位	警察職員数

警察費に適用する補正は、段階補正である。

段 階 補 正

測定単位の数値(地方警察職員である警察官数)の段階別に第一表のとおり行政規模及び事務職員配置数を定め、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。更に、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 警察官数段階ごとの事務職員、警察署等の数

警察官数 区分	事務職員数	警察署数	交番数	駐在所数
人	人	所	所	所
1,000	274	6	7	92
2,000	274	14	48	92
3,101 (標準団体)	388	20	62	150
5,000	549	25	145	151
10,000	943	40	262	161
20,000	1,332	72	605	75
40,000	2,198	97	792	197

各人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表 警察官数段階別財政需要額及び単位当たり費用

(単位：千円)

警察官数段階 区 分	1,000人	2,000人	(標準団体) 3,101人	5,000人	10,000人	20,000人	40,000人
給 与 費 (B + C) A	9,138,212	16,704,212	25,688,510	40,980,162	81,070,934	158,963,016	315,252,124
警察官 B	7,566,000	15,132,000	23,462,166	37,830,000	75,660,000	151,320,000	302,640,000
事務職員 C	1,572,212	1,572,212	2,226,344	3,150,162	5,410,934	7,643,016	12,612,124
そ の 他 の 経 費 D	510,200	911,700	1,248,474	2,180,600	4,191,800	7,528,100	14,563,200
一 般 財 源 計 (A + D) E	9,648,412	17,615,912	26,936,984	43,160,762	85,262,734	166,491,116	329,815,324
単 位 当 たり 費 用 Z	9,648	8,808	8,687	8,632	8,526	8,325	8,245
Z / 単 位 費 用	1.111	1.014	1.000	0.994	0.981	0.958	0.949

第三表 段階補正係数算出表

警察職員数		段階補正係数		
～	2,000人	$\frac{1}{P}$	(0.92 P +	193)
2,000人	～ 3,101人	$\frac{1}{P}$	(0.97 P +	93)
3,101人	～ 5,000人	$\frac{1}{P}$	(0.98 P +	62)
5,000人	～ 10,000人	$\frac{1}{P}$	(0.97 P +	112)
10,000人	～ 20,000人	$\frac{1}{P}$	(0.94 P +	412)
20,000人	～	$\frac{1}{P}$	(0.94 P +	412)

(注) P = 当該団体の警察職員数

第二章 土 木 費

第一節 道路橋りょう費

単位費用	(道路の面積)	137,000円	測定単位	道路の面積
	(道路の延長)	1,893,000円		道路の延長

第一款 道路の面積を測定単位とするもの

道路橋りょう費のうち道路の面積を測定単位とするものに適用する補正は、密度補正、普通態容補正及び寒冷補正である。

算式 密度補正係数×普通態容補正係数+(寒冷補正係数-1)

第一項 密 度 補 正

道路の維持補修費は、交通量によって左右される度合いが強い。これが密度補正を行う理由である。密度補正の基礎となる交通量は令和3年度における全国道路・街路交通情勢調査を用いて算出した。

交通量の区分を第一表のとおり定め、各区分における単位当たり費用（第一表中Z）を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第二表の密度補正係数算出表を定めた。

第一表 交通量ごとの単位当たり費用

交 通 量 (台)	(基準) 11,000	13,000	20,000	30,000	50,000
単 位 当 たり 費 用 (円) Z	137,000	149,000	183,000	210,000	258,000
Z / 単 位 費 用	1.000	1.088	1.336	1.533	1.883

第二表 密度補正係数算出表

交通量	
～ 11,000台	$\frac{1}{P}$ (1.00 P)
11,000 ～ 13,000台	$\frac{1}{P}$ (1.57 P - 6,270)
13,000 ～ 20,000台	$\frac{1}{P}$ (1.80 P - 9,260)
20,000 ～ 30,000台	$\frac{1}{P}$ (1.92 P - 11,660)
30,000台 ～	$\frac{1}{P}$ (2.41 P - 26,360)

第二項 普 通 態 容 補 正

行政権能差につき、指定都市を包括しない都県にあつては1.000、指定都市を包括する道府県にあつては指定都市が管理する国県道における公安委員会管理の交通安全施設の維持管理に要する経費を勘案し、上記の係数に0.001を加えて得た数値をもって普通態容補正係数とした。

第三項 寒 冷 補 正

1 寒 冷 度

道路の凍結等による路面の損傷の修復に要する増加財政需要を算出し一般財源所要額で除して補正率を定めた。その算定基礎は、寒冷地とその他の地域とにおける損傷補修費の差を基礎に定めたものである。

(単位：千円)

級 地 区 分	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
凍害道路損傷補修費 A	363,931	224,284	135,417	80,404
補正率(A/ 4,231,659)	0.086	0.053	0.032	0.019

2 積 雪 度

「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」第3条の規定に基づく道路（以下「雪寒道路」という。）について当該雪寒道路の存する市町村の級地別に次のとおり増加需要額（消・融雪施設等の維持管理に要する経費含む。）を算定して補正率を定めた。なお、無級地に存する雪寒道路についても、その性格及び除雪の実態にかんがみ1級地に係る率を用いることとした。

道路除雪費の補正率算出基礎

級 地 区 分	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
(1) 道 路 の 面 積 (m ²)	31,000,000			
(2) 除 排 雪 対 象 面 積 (m ²)	31,000,000			
(3) 機 械 1 台 当 たり 標 準 能 力 (m ²)	32,000	43,000	79,000	94,000
(4) 機 械 の 所 要 台 数 (2)／(3) (台)	969	721	392	330
(5) 除 排 雪 日 数 (日)	150	120	90	45
(6) 除 雪 諸 経 費 等 (千円)	6,904,000	4,165,200	2,170,800	869,100
(7) 国 庫 支 出 金 (6) × 0.6 × 2/3 (千円)	2,761,600	1,666,100	868,300	347,600
(8) 一 般 財 源 (6)-(7) (千円)	4,142,400	2,499,100	1,302,500	521,500
(9) 路 面 補 修 等 維 持 増 嵩 費 (千円)	492,800	492,800	492,800	492,800
(10) 合 計 (8)+(9) (千円) A	4,635,200	2,991,900	1,795,300	1,014,300
補 正 率 A／ 4,231,659千円	1.095	0.707	0.424	0.240

第二款 道路の延長を測定単位とするもの

道路橋りょう費のうち道路の延長を測定単位とするものに適用する補正は、投資補正、事業費補正及び寒冷補正である。

算式 投資補正係数＋(事業費補正係数－1)＋(寒冷補正係数－1)

第一項 投 資 態 容 補 正

1 投資補正

単位費用の積算基礎に含まれる経費のうち、例えば道路改築に要する経費の必要度は未整備延長（算式の符号A参照）等の多寡により異なる。したがって、このような各種の指標を用いて投資の必要度を測定し、合理的に財政需要を算定しようとするものである。

算 式

$$\begin{aligned} \text{投資補正係数} &= \left(\frac{A}{0.363} \times 0.30 \times \alpha + \frac{B}{0.449} \times 0.05 \times \beta \right. \\ &\quad \left. + \frac{C}{2.060} \times 0.10 + D \times 0.30 + 0.25 \right) \times E \\ &= (A \times 0.826 \times \alpha + B \times 0.111 \times \beta + C \times 0.049 + D \times 0.30 + 0.25) \times E \end{aligned}$$

算式の符号

A：国府県道未整備延長比率

Aは次の算式により得た数。なお、0.363は、Aの全国平均である。

$$\frac{\text{国府県道の未整備延長} + \text{直轄高速道路未供用延長}}{\text{直轄高速道路及び国府県道の実延長} + \text{直轄高速道路未供用延長}} = A$$

国府県道の実延長：道路統計年報の国府県道（指定都市の区間に存するものを除く。以下同じ。）の実延長（2019～2023の平均）

国府県道の未整備延長：道路統計年報の国府県道の実延長（2019～2023の平均）から道路統計年報の国府県道の整備済延長（2019～2023の平均）を控除して得た数。

直轄高速道路：高速自動車国道法第5条の規定に基づき、令和6年4月1日以前に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経た整備計画により、直轄方式で整備することとなった区間をいう。

直轄高速道路未供用延長：令和5年4月1日現在で未供用の直轄高速道路の延長。

α ：次の算式によって算定した数

$$\begin{aligned} \text{算式} \quad & [1 + \{(0.7\gamma + 0.3) - 1\} \times 0.6] \times \{1 + (\delta 1 - 1) \times 0.6\} \times \{1 + (\delta 2 - 1) \times 0.6\} \\ & (0.7\gamma + 0.3) \text{に小数点以下第一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。} \end{aligned}$$

算式の符号

γ ：次の算式によって算定した数（当該数に小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1.000以下の場合には1.000とし、2.000以上の場合には2.000とする。）

算式

$$\frac{a}{b} \times \frac{1}{0.008}$$

$\frac{a}{b}$ に小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

a：直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数

b：測定単位の数値

$\delta 1$ ：直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちのトンネル延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（以下「トンネル延長比率」という。小数点以下第三位未満四捨五入。）を0.258（トンネル延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下第三位未満四捨五入。）が2.000を超える道県にあっては1.6、その他の道県にあっては1.0とする。

$\delta 2$ ：直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちの橋りょう延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（以下「橋りょう延長比率」という。小数点以下第三位未満四捨五入。）を0.106（橋りょう延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下第三位未満四捨五入。）が2.000を超える道県にあっては1.6、その他の道県にあっては1.0とする。

B：道路延長当たり人口

人口（人口（指定都市を包括する道府県にあっては指定都市に係る人口を控除した数）が2,200千人以上5,000千人未満の都道府県にあっては当該人口に0.534を乗じて得た数に1,025を加えて得た数、5,000千人以上の都道府県にあっては当該人口に0.091を乗じて得た数に3,240を加えて得た数）を測定単位の数値で除して得た数。

人口に係る表示単位は千人とし表示単位未満の端数は四捨五入する。なお、0.449はBの全国平均である。

β ：指定都市を包括する道府県における公安委員会の交通安全施設の設置に要する経費を算入するものであり、それぞれ下記に定める率、その他の都県にあっては1とする。

北海道1.011、宮城県1.051、埼玉県1.042、千葉県1.024、神奈川県1.261、新潟県1.057、静岡県1.224、愛知県1.038、京都府1.114、大阪府1.135、兵庫県1.037、岡山県1.085、広島県1.057、福岡県1.090、熊本県1.053

C：道路延長当たり面積

面積（指定都市を包括する道府県にあっては、指定都市に係る面積を控除した数）を測定単位の数値で除して得た数。なお、2.060はCの全国平均である。

D：標準道路延長比率

3,900kmを測定単位の数値で除して得た数

E：北海道にあっては0.95、沖縄県にあっては0.87、その他の都道府県にあっては1.00

北海道及び沖縄県については、それぞれ国庫負担率の差を基礎として補正率を定めた。

2 事業費補正

事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

なお、平成22年度以降において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（農道・林道分を除く）の元利償還金については、継続事業（社会資本整備総合交付金（従前の地域活力基盤創造交付金見合い分に限る。）を財源として実施する事業と合わせて実施する地方費による事業について、平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階までに進捗しているもの又は地方特定分道路整備事業）に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

算 式

$$\begin{aligned} \text{(事業費補正係数-1)} = & \frac{\sum_{n=16}^{20} (B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{20} (D_n \times E_n) + \sum_{n=16}^{20} (F_n \times G_n) + \sum_{n=16}^{20} (H_n \times I_n)}{1,893,000\text{円} \times A} \\ & + \frac{\sum_{n=21}^{22} (J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22} (L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24} (N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24} (P_n \times Q_n)}{1,893,000\text{円} \times A} \\ & + \frac{(R \times S) + (T \times U) + \sum_{n=16}^{22} (V_n \times W_n) + \sum_{n=21}^{22} (X_n \times Y_n)}{1,893,000\text{円} \times A} \\ & + \frac{\sum_{n=23}^{26} (Z_n \times A A_n) + \sum_{n=23}^{26} (A B_n \times A C_n) + \sum_{n=23}^{\text{令5}} (A D_n \times A E_n)}{1,893,000\text{円} \times A} \\ & + \frac{\sum_{n=23}^{\text{令5}} (A F_n \times A G_n) + \sum_{n=23}^{\text{令5}} (A H_n \times A I_n) + \sum_{n=26}^{\text{令5}} (A J_n \times A K_n)}{1,893,000\text{円} \times A} \end{aligned}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち一般事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。)

C_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

n 同意等年度	16	17	18	19	20
乗 率	0.018	0.017	0.016	0.016	0.01580

D_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち地方特定道路整備事業分に係る同意等額(資金手当分及び財源対策分を除く。)

E_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

n 同意等年度	16	17	18	19	20
乗 率	0.018	0.017	0.016	0.016	0.01580

F_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち地方特定道路整備事業分の財源対策債に係る同意等額(資金手当分を除く。)

G_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

n 同意等年度	16	17	18	19	20
乗 率	0.030	0.031	0.027	0.026	0.02634

H_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち被災市街地復興特別事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。)

I_n：次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

n 同意等年度	16	17	18	19	20
乗 率	0.048	0.046	0.042	0.042	0.04214

J_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち通常事業に係る同意等額(農道・林道分及び資金手当分を除く。平成22年度同意等額は継続事業(社会資本整備総合交付金(従前の地域活力基盤創造交付金見合い分に限る。))を財源として実施する事業と合わせて実施する地方費による事業について、平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの、又は地方特定道路整備計画に位置づけられた地方特定道路整備事業(平成20年度～平成24年度)(以下、本項において同じ。))に限る。)

K_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

n 同意等年度	21	22
乗 率	0.01679	0.01682

L_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における一般事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。平成22年度同意等額は継続事業に限る。)

M_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

n 同意等年度	21	22
乗 率	0.01679	0.01682

N_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における地方特定道路整備事業分に係る同意等額(資金手当分及び財源対策分を除く。平成22年度以降の同意等額は継続事業に限る。)

O_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

n 同意等年度	21	22	23	24
乗 率	0.01679	0.01682	0.01689	0.01719

P_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における地方特定道路整備事業分の財源対策債に係る同意等額(資金手当分を除く。)

Q_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

n 同意等年度	21	22	23	24
乗 率	0.02799	0.02803	0.02816	0.02865

R：平成21年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における被災市街地復興特別事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。)

S：次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

同意等年度	21
乗 率	0.04478

T：平成22年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債のうち、一般事業における一般分(被災市街地復興特別事業分)に係る同意等額(資金手当分を除く。)

U：次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

同意等年度	22
乗 率	0.04484

V_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債のうち高速自動車国道建設事業分に係る同意等額(資金手当分、財源対策分及び補正予算分を除く。)

W_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

n 同意等年度	16	17	18	19	20	21	22
乗 率	0.033	0.031	0.027	0.027	0.02869	0.02960	0.02869

X_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債のうち高規格幹線道路建設事業分(高速自動車国道建設事業に係るものを除く。)に係る同意等額(資金手当分、財源対策分及び補正予算分を除く。)

Y_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

n 同意等年度	21	22
乗 率	0.02960	0.02869

Z_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち旧地方道路整備事業債（社会資本整備総合交付金のうち従前の地域活力基盤創造交付金見合い分を受けて実施する事業で、継続事業として平成23年度から公共事業等債に統合されたもの。）に係る分の旧通常事業量分の充当率を用いているものに係る同意等額（資金手当分を除く。）

AAn：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

n 同意等年度	23	24	25	26
乗 率	0.01646	0.01669	0.01696	0.017

AB_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち旧地方道路整備事業債（社会資本整備総合交付金のうち従前の地域活力基盤創造交付金見合い分を受けて実施する事業で、継続事業として平成23年度から公共事業等債に統合されたもの。）に係る分の旧臨時事業・一般事業分の充当率を用いているものに係る同意等額（資金手当分を除く。）

AC_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

n 同意等年度	23	24	25	26
乗 率	0.01646	0.01669	0.01696	0.017

AD_n：n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち被災市街地復興特別事業分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

AE_n：次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

n 同意等年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
乗 率	0.04390	0.04450	0.04522	0.044	0.042	0.0411	0.0414	0.04146	0.04094	0.04119	0.00251	0.00565
n 同意等年度	R5											
乗 率	0.00766											

AF_n：n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち高速自動車国道建設事業分に係る同意等額（資金手当分、財源対策分及び補正予算分を除く。）

AG_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

n 同意等年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
乗 率	0.02744	0.02782	0.02826	0.028	0.026	0.0257	0.0259	0.02592	0.02559	0.02575	0.00157	0.00353
n 同意等年度	R5											
乗 率	0.00479											

AH_n：n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち高規格幹線道路建設事業分（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）に係る同意等額（資金手当分、財源対策分及び補正予算分を除く。）

AI_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

n 同意等年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
乗 率	0.02744	0.02782	0.02826	0.028	0.026	0.0257	0.0259	0.02592	0.02559	0.02575	0.00157	0.00353
n 同意等年度	R5											
乗 率	0.00479											

AJ_n：n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち離島の防災機能強化（道路整備）分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

AK_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.028	0.026	0.0257	0.0259	0.02592	0.02559	0.02575	0.00157	0.00353	0.00479

1,893,000円：単位費用

第二項 寒 冷 補 正

1 寒 冷 度

寒冷地では道路を新設する場合に道路の凍結防止、橋りょうの凍結防止、流水等による被害防止等のため特別の建設工法を採用しているので、経費が割高となる。この割高となる比率をもって補正率を定めた。

(単位：千円)

道路種別工事種別	標 準 団 体	4 級 地	比 率
国 道 改 築 費	2,383,000	2,736,000	⑤／④ 1.123
地 方 道 改 築 費	3,727,000	4,279,000	
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	1,272,000	1,272,000	
合 計	7,382,000	8,287,000	
	④	⑤	

上記により4級地の補正率を0.123とし、以下3級地0.072、2級地0.056、1級地0.040とする。

また、北海道については、その他の都府県との国庫負担率の差及び国道指定区間の全体に占める比率を基礎として、4級地0.117、3級地0.068、2級地0.053、1級地0.038と定めた。

2 積 雪 度

積雪地域における道路幅員が他の地域における道路幅員よりも広く設計施工されていること等積雪地帯における道路構造の特殊性（拡幅出来ない箇所における関連防雪施設の整備を含む。）の実態にかんがみ、これに要する増加経費を算入するための補正である。

補正の方法は積雪級地ごとの「雪寒道路の延長」に応じて行うもので、各級地別補正率は次のとおり定めた。

なお、その他の級地に存する雪寒道路についても、設計施工の実態にかんがみ、面積分と同様、1級地にかかる率を用いることとした。

区 分 \ 級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
(1) 標 準 団 体 道 路 延 長 (km)	3,900	3,900	3,900	3,900
(2) 規 格 改 良 済 道 路 延 長 (幅 員 5.5m 以 上) (1) × 0.70 (km)	2,730	2,730	2,730	2,730
(3) 除 雪 余 裕 幅 (m)	3.90	3.10	2.30	0.80
(4) 除 雪 余 裕 幅 面 積 (千㎡) (2) × (3)	10,650	8,460	6,280	2,180
(5) 当 該 年 度 規 格 改 良 済 道 路 増 加 面 積 (4) × 0.010 (千㎡)	107	85	63	22
(6) 所 要 経 費 (百万円) (5) × 23,900千円	2,557	2,032	1,506	526
(7) 同 上 地 方 負 担 額 (百万円) (6) × 1/3	852	677	502	175
(8) そ の 他 経 費 (百万円)	535	214	97	91
(9) 要 措 置 額 (百万円) (7) + (8) × 0.9	1,248	802	539	239
(10) 係 数 (9) / 7,382百万円	0.169	0.109	0.073	0.032
北海道の区域内の国道及び開発道路	0.085	0.055	0.037	0.016

(注) 北海道については、その他の都府県との国庫負担率の差及び国道指定区間の全体に占める比率を基礎として定めたものである。

第二節 河 川 費

単位費用	192,000 円	測定単位	河川の延長

河川費に適用する補正は、事業費補正である。

事業費補正

事業費補正の対象として河川及び砂防事業に係る地方債の元利償還金を算入している。

平成22年度以降に発行について同意又は許可を得た河川及び砂防事業のうち補助ダム事業に係る地方債（通常分）の元利償還金については、継続事業に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

令和3年度から、事業費補正の対象として緊急浚渫推進事業に係る地方債の元利償還金を算入することとしている。

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{事業費補正係数}-1) &= \frac{\sum_{n=16}^{17} (B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{17} (D_n \times E_n) + F \times 0.3 +}{192,000 \text{円} \times A} \\
 &\quad + \frac{\sum_{n=16}^{\text{令}5} (G_n \times H_n) + \sum_{n=\text{令}2}^{\text{令}5} (I_n \times J_n)}{192,000 \text{円} \times A}
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B_n：平成n年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業分）の額（資金手当分及び財源対策債分を除く。）

C_n：次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

n 同意等年度	16	17
乗 率	0.018	0.016

D_n：平成n年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業分）の額（財源対策債分に限る。）

E_n：次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

n 同意等年度	16	17
乗 率	0.030	0.027

F：平成10年度以前に発行を許可された河川及び砂防事業に係る地方債元利償還金

G_n：n年度において発行について同意又は許可を得た河川及び砂防事業に係る一般公共事業債（平成23年度以降は公共事業等債）同意等額（通常分）のうち本来分に係る額（ただし、平成16年度から令和5年度までに発行について同意又は許可を得た地方債については、ダム（補助ダム事業については、平成22年度以降は継続事業分に限る。）、災害関連、直轄砂防に係るものとして総務大臣が通知した額。）

H_n：次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
乗 率	0.032	0.030	0.027	0.029	0.02869	0.02960	0.02869	0.02744	0.02782	0.02826	0.028	0.026
n 同意等年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
乗 率	0.0257	0.0259	0.02592	0.02559	0.02575	0.00157	0.00353	0.00479				

I_n : 令和 n 年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業に係る地方債の額に相当する額

J_n : 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

n 同意等年度	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.07099	0.07158	0.07405	0.07612

192,000円 : 単位費用

（注）0.3（Fに乘ずるもの）は、河川及び砂防事業に係る地方債元利償還金の算入率である。

第三節 港 湾 費

単位費用	(係留施設の延長)	(港湾)	29,500円	測定単位	係留施設の延長
		(漁港)	10,200円		
	(外郭施設の延長)	(港湾)	5,200円		外郭施設の延長
		(漁港)	4,620円		

第一款 港湾における係留施設の延長を測定単位とするもの

港湾費のうち港湾における係留施設の延長を測定単位とするものに適用する補正は、種別補正である。

種 別 補 正

港湾の種別を国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾の4種に区分し、それぞれの標準施設規模における経費差に鑑み、種別補正係数を設定した。

種 別		項 目	補正係数
港 湾		国際戦略港湾	1.300
		国際拠点港湾	1.300
		重要港湾	1.000
		地方港湾	0.600

第二款 港湾における外郭施設の延長を測定単位とするもの

港湾費のうち港湾における外郭施設の延長を測定単位とするものに適用する補正は、事業費補正である。

事 業 費 補 正

事業費補正の対象として、当該地方団体ごとの港湾の当該年度の地方債元利償還金相当額の一定割合(算式参照)を算入している。

なお、平成22年度以降に発行について同意又は許可を得た港湾事業に係る地方債の元利償還金については、継続事業(平成21年度末までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているもの)に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

算 式

$$(事業費補正係数-1) = \frac{B \times 0.3 + \sum_{n=16}^{\text{令5}} (C_n \times D_n)}{5,200円 \times A}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：平成10年度以前に発行を許可された港湾事業に係る地方債元利償還金

C_n：n年度において発行について同意又は許可を得た港湾事業に係る一般公共事業債(平成23年度以降は公共事業等債)の額
(平成22年度以降は継続事業分及び災害関連事業分に限る。)

D_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市場公募都道府県		0.033	0.03	0.027	0.027	0.02869	0.0296	0.02869	0.02744	0.02782	0.02826	0.028	0.026
その他の都道府県													
区分	n 同意等年度	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5				
市場公募都道府県		0.0257	0.0259	0.02592	0.02559	0.02575	0.00157	0.00353	0.00479				
その他の都道府県													

5,200円：単位費用

0.3：算入率

(注) 係数は、小数点以下第3位未満を四捨五入する。

第三款 漁港における外郭施設の延長を測定単位とするもの

港湾費のうち漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに適用する補正は、投資補正及び事業費補正である。

算式 投資補正係数＋(事業費補正係数－1)

第一項 投資 態 容 補 正

従前水産行政費（投資）において措置していた漁業振興費を移管したことによる移管分を適切に反映するため投資補正を適用する。

算 式

$$0.706 + 0.294 \times \frac{A}{B} \times \left(\frac{C}{0.105} \times 0.9 + 0.1 \right) \times \alpha$$

算式の符号

0.706：標準団体所要一般財源に占める漁港施設費の割合

0.294：標準団体所要一般財源に占める漁業振興費の割合

A：水産業者数（内水面を除く）

B：漁港における外郭施設の延長

C：漁業就業者比率

0.105：漁業就業者比率全国平均

α：13.128

（注）係数は、小数点以下第3位未満を四捨五入する。

第二項 事 業 費 補 正

事業費補正の対象として、当該地方団体ごとの漁港の当該年度の地方債元利償還金相当額の一定割合（算式参照）を算入している。

なお、平成22年度以降に発行について同意又は許可を得た漁港事業に係る地方債の元利償還金については、継続事業（平成21年度末までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているもの）に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

算 式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{B \times 0.3 + \sum_{n=16}^{\text{令}5} (C_n \times D_n)}{4,620\text{円} \times A}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：平成10年度以前に発行を許可された漁港事業に係る地方債元利償還金

C_n：n年度において発行について同意又は許可を得た漁港事業に係る一般公共事業債（平成23年度以降は公共事業等債）の額
（平成22年度以降は継続事業分及び災害関連事業分に限る。）

D_n：次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市場公募都道府県		0.033	0.03	0.027	0.027	0.02869	0.0296	0.02869	0.02744	0.02782	0.02826	0.028	0.026
その他の都道府県													
区分	n 同意等年度	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R5				
市場公募都道府県		0.0257	0.0259	0.02592	0.02559	0.02575	0.00157	0.00353	0.00479				
その他の都道府県													

4,620円：単位費用

0.3：算入率

（注）係数は、小数点以下第3位未満を四捨五入する。

第四節 その他の土木費

単位費用	1,280円	測定単位	人口

その他の土木費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ及び密度補正Ⅱである。

算式 段階補正係数×密度補正Ⅰ係数＋（密度補正Ⅱ係数－１）

第一項 段階補正

測定単位である人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中Ｚ）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用の比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの職員配置表

人口段階	区分	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
	千人	人	人	人	人
600		11	28	87	126
800		11	29	91	131
1,100		12	34	102	148
1,400		13	37	115	165
1,700（標準団体）		14	44	130	188
2,100		15	51	147	213
2,500		16	57	155	228
3,500		17	64	184	265
6,000		21	83	242	346
8,000		28	97	282	407

各人口段階の経費は、第二表のとおりであり、以下のとおり分類した。

第二表 人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 経費区分	千人				(標準団体)					
	600	800	1, 100	1, 400	1, 700	2, 100	2, 500	3, 500	6, 000	8, 000
給 与 費	775, 191	790, 014	879, 125	962, 262	1, 090, 030	1, 220, 993	1, 294, 492	1, 444, 623	1, 768, 789	2, 021, 585
そ の 他 の 経 費	694, 094	791, 836	899, 241	995, 741	1, 090, 966	1, 206, 570	1, 341, 519	1, 584, 685	2, 053, 004	2, 377, 552
一 般 財 源 計	1, 469, 285	1, 581, 850	1, 778, 366	1, 958, 003	2, 180, 996	2, 427, 563	2, 636, 011	3, 029, 308	3, 821, 793	4, 399, 137
単位当たり費用 Z (円)	2, 449	1, 977	1, 617	1, 399	1, 280	1, 156	1, 054	866	637	550
Z / 単位費用	1. 913	1. 545	1. 263	1. 093	1. 000	0. 903	0. 823	0. 677	0. 498	0. 430

第三表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 800千人	$\frac{1}{P}$ (0.44 P + 883,000)
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.52 P + 819,000)
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$ (0.46 P + 885,000)
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$ (0.57 P + 731,000)
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.49 P + 867,000)
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.41 P + 1,035,000)
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.31 P + 1,285,000)
3,500 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.25 P + 1,495,000)
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.22 P + 1,675,000)

(注) P＝当該団体の人口

第二項 密 度 補 正

1 密度補正 I

密度補正 I は、人口密度による補正を適用する。

人口密度が異なり、その他の条件が同じである場合に、「その他の土木費」として要する経費の人口 1 人当たりの額について生ずる差異を算定するものである。それぞれの人口密度団体ごとに、第一表のとおりそれぞれの増加需要額を算出し、これにより当該密度段階ごとに人口 1 人当たり費用を基礎として、第二表の密度補正係数算出表を定めた。

第一表 人口密度段階ごとの増減経費算定表

密度段階	土木出張所費		増加財政需要額 (A－257,431千円) B	標準団体財政需要額 (2,180,996千円)＋B C	単位当たり 費用 $\left[\frac{C}{1,700,000人} \right]$
	規模の差	財政需要額 A			
		千円	千円	千円	円
250	1.00	257,431	0	2,180,996	1,283
200	1.00	257,431	0	2,180,996	1,283
150	1.15	296,046	38,615	2,219,611	1,306
100	1.41	362,978	105,547	2,286,543	1,345
50	4.74	1,220,223	962,792	3,143,788	1,849

第二表 密度補正係数算出表

人 口 密 度	密度補正係数
～ 100人	$\frac{1}{P}$ (0.66 P + 39.0)
100 ～ 150人	$\frac{1}{P}$ (0.95 P + 10.0)
150 ～ 200人	$\frac{1}{P}$ (0.95 P + 10.0)
200人 ～	$\frac{1}{P}$ (1.00 P + 0.0)

(注) P＝当該団体の人口密度

2 密度補正Ⅱ

密度補正Ⅱは、一般財源化された公営住宅家賃収入補助及び公営住宅家賃対策等補助に係る経費について、その所要額が測定単位である人口に必ずしも比例しないため、当該経費の多寡によって需要額を割増し又は割落としする補正である。

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正Ⅱ係数}-1) &= \frac{1}{1,280円 \times A (=人口)} \times \left\{ \{(\text{公営住宅家賃収入補助相当額} B \text{ (千円)}) + \right. \\
 &\quad \left. (\text{公営住宅家賃対策等補助相当額} C \text{ (千円)})\} \right. \\
 &\quad \left. - A \times \left[\begin{array}{l} \text{公営住宅家賃収入補助及び公営住宅家賃対} \\ \text{策等補助に係る1人当たり算入単価} \end{array} = 50円 \right] \right\} \\
 &= \frac{(B+C) \times 0.781}{A} - 0.039
 \end{aligned}$$

$$B = \left[\sum_{n=6}^7 \left\{ D_n \times \left(1 - \frac{E_n}{F_n} \right) + G_n \times \left(1 - \frac{H_n}{I_n} \right) \right\} \right]$$

Bの算式の符号

D_n : 平成 n 年度第1種公営住宅 家賃収入補助基本相当額

E_n : 平成 n 年度第1種公営住宅 収入超過者入居戸数

F_n : 平成 n 年度第1種公営住宅 戸数

G_n : 平成 n 年度第2種公営住宅 家賃収入補助基本相当額

H_n : 平成 n 年度第2種公営住宅 収入超過者入居戸数

I_n : 平成 n 年度第2種公営住宅 戸数

$$C = \Sigma (J - K) \times \alpha \times 12 \times 1.022$$

Cの算式の符号

J : 乗率 α ごとの近傍同種の住宅の家賃等(月額)

K : 乗率 α ごとの入居者負担基準額等(月額)

12 : 月額の J 及び K を年額にするために乗じる月数

1.022 : 附帯事務費(=補助基本相当額 $\times 0.022$)を加算するための係数

α : 原則として $1/2$ 、管理人住宅は $1/3$

ただし、災害関連の公営住宅については $2/3$

さらに、激甚災害の場合、最初の5年間 $3/4$ 、その後は $2/3$

第三章 教 育 費

第一節 小 学 校 費

単位費用	5,988,000円	測定単位	教職員数

小学校費に適用する補正は、普通態容補正、経常態容補正及び寒冷補正である。

算式 普通態容補正係数×寒冷補正係数＋（経常態容補正係数－1）

第一項 普通態容補正

地域手当の級地区分に応じた行政の質の差を反映させるものであり、次表のように一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって地域手当の級地区分に応じた補正率を算出した上で、この率を当該地域手当の級地区分の市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率をもって普通態容補正係数とした。

なお、平成29年度より、市町村の人口及び都道府県の人口から指定都市の人口を除いて算出している。

地域手当の級地区分	共通係数 A	A×0.804 B	B＋0.196
1級地	1.076	0.865	1.061
2級地	1.061	0.853	1.049
3級地	1.056	0.849	1.045
4級地	1.046	0.841	1.037
5級地	1.039	0.835	1.031
6級地	1.022	0.822	1.018
7級地	1.011	0.813	1.009
無級地	0.997	0.802	0.998

（注）補正係数が1.000未満となるものは、1.000とする。

上記の補正率を算定するに当たり、共通係数の影響を受ける経費は、標準団体の給与費に係る一般財源額とした。算出基礎は次のとおりである。

区分	給与費	その他の経費	計
経費	30,621,753 千円	7,488,240 千円	38,109,993 千円
比率	0.804	0.196	1.000

第二項 経常態容補正

単位費用計上額のうち義務教育費国庫負担金の負担割合変更分について、各都道府県の年齢構成差等を反映するため、各都道府県の教職員平均給与の全国平均に対する比率を用いた経常態容補正を適用している。

なお、平成19年度より、全国平均については義務教育費国庫負担法第2条ただし書及び第3条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（以下「限度政令」という。）による算定総額から限度政令に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いた額としている。

また、平成29年度より、各都道府県の教職員平均給与月額算出に当たっては指定都市の教職員に係るものを除き、全国平均の算出に当たっては指定都市の教職員に係るものを含めている。

算式

$$\left(\frac{A}{519,256円} - 1 \right) \times 0.169 + 1$$

算式の符号

A : 令和5年度における各都道府県の教職員平均給与月額（指定都市の教職員に係るものを除き、限度政令による義務教育費国庫負担金の最高限度に基づき定められる各都道府県の教職員の給与総額を公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の定数で除して得た額を12で除して得た額）

519,256円 : Aと同様の方法により算定した全国平均の額（ただし、指定都市の教職員に係るものを含み、限度政令による算定総額から限度政令に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いた額）

0.169 : 単位費用計上額のうち、義務教育費国庫負担金の負担割合変更分の比率

第三項 寒 冷 補 正

寒冷補正は、寒冷地手当差によるものである。

すなわち、級地ごとの1人当たり支給額に標準団体の職員数を乗じて得た額（国庫負担金を控除した一般財源額）を標準団体の財政需要額（一般財源額）で除して得た率を補正率としている。

給与差に係る寒冷補正率の算定基礎は次のとおりである。

級地	職員1人当たり 支 給 額 a	総 支 給 額 (a×6,447人×1/2) b	補 正 率 b 38,109,993千円
1	99,251 円	319,936 千円	0.008
2	87,641	282,511	0.007
3	85,144	274,462	0.007
4	68,104	219,533	0.006

教職員数 6,447人

第二節 中 学 校 費

単位費用	5,909,000円	測定単位	教職員数

中学校費に適用する補正は、普通態容補正、經常態様補正、密度補正及び寒冷補正である。

算式 普通態容補正係数×寒冷補正係数＋（密度補正係数－1）＋（經常態容補正係数－1）

第一項 普通態容補正

小学校費と同様の要領によって、次のとおり算出した。

地域手当の級地区分	共通係数 A	$A \times 0.796$ B	$B + 0.204$
1級地	1.076	0.856	1.060
2級地	1.061	0.845	1.049
3級地	1.056	0.841	1.045
4級地	1.046	0.833	1.037
5級地	1.039	0.827	1.031
6級地	1.022	0.814	1.018
7級地	1.011	0.805	1.009
無級地	0.997	0.794	0.998

区分	給与費	その他の経費	計
経費	17,299,344 千円	4,444,086 千円	21,743,430 千円
比率	0.796	0.204	1.000

特定公立国際教育学校（公設民営学校）を設置する道府県にあっては、当該学校に係る教職員の給与費及び旅費等について算定するため、以下の算式によって算出した係数を普通態容補正係数に乘じることとしている。

$$\text{係数} = \frac{\text{特定公立国際教育学校の教職員数}}{\text{測定単位の数値}} + 1$$

第二項 經常態容補正

小学校費と同様の要領によって算定するものであり、具体的な補正係数の算定については、小学校費の「第二項經常態容補正」中「0.169」を「0.170」と読み替えて算定した率をもって經常態容補正係数とした。

第三項 密度補正

都道府県立中学校の教職員給与費を除く学校の運営に要する経費に係る財政需要を算定するために、下記の算式により算定される。

算式

$$(\text{密度補正係数} - 1) = \frac{B + C + D}{(\text{単位費用} = 5,909,000\text{円}) \times A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：次の算式により算定した都道府県立中学校の学校給食等に要する経費

算式

$$41,900\text{円} \times b1 \times (b2 + 1)$$

算式の符号

41,900円：第一表のとおり算定した都道府県立中学校の生徒1人当たり経費

b1：令和6年5月1日現在の都道府県立中学校の生徒数

b2：スクールバス及びスクールボートの数に145.68を乗じて得た数を、b1の数値で除して得た数

C：次の算式により算定した都道府県立中学校の建物等の維持修繕並びに教育教材及び学校図書館図書整備等に要する経費

算式

$1,025,000円 \times c1 \times (c2 + c3)$

算式の符号

1,025,000円： 第一表のとおり算定した都道府県立中学校の1学級当たり経費

c1： 令和6年5月1日現在の都道府県立中学校の学級数

c2： 第二表により算出した地域手当係数

c3： 次の算式により算定した数

算式

$\alpha + \beta + \gamma$

算式の符号

α ： 第三表により算出した寒冷補正係数

β ： 第三表により算出した寒冷補正係数

γ ： 第三表により算出した寒冷補正係数

D： 次の算式により算定した都道府県立中学校の学校医、特別支援教育支援員、学校司書等に対する報酬及び教育情報化等に要する経費

算式

$11,150,000円 \times d1$

算式の符号

11,150,000円： 第一表のとおり算定した都道府県立中学校の1学校当たり経費

d1： 令和6年5月1日現在の都道府県立中学校の学校数

第一表 経費算定基礎

(単位：千円)

経費種類	区分	経費	積算内訳
生徒1人当たり経費	需用費等	14,668	
		82	賃金（校庭整備作業員）
		996	学校安全対策経費
		13,590	その他（印刷製本費、光熱水料、情報機器整備費、体験活動経費（文化体験含む）等）
	委託料	13,427	給食委託料
	負担金、補助金及び交付金	2,354	
		5	要保護生徒関係経費
		1,799	準要保護生徒関係経費
		550	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金負担金
	歳出計 a	30,449	
	国庫支出金	5,063	
		3	要保護児童生徒援助費補助金
		5,060	公立学校情報機器整備基金
	諸収入	262	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収金
	歳入計 b	5,325	
	差引一般財源 c a-b	25,124	
	標準施設規模 d	600	
	生徒1人当たり経費 e c/d（円）	41,900	

(単位：千円)

経費種類	区分	経費	積算内訳
1 学級当たり経費	給 与 費 需 用 費 等	5,090 10,163 3,695 2,742	事務職員1人 建物等維持修繕費（余裕教室の活用に伴う修繕費を含む） 教材用図書及び備品（交通安全教育関係教材及び特別支援学級用備品を含む）
	委 託 料 歳 出 計 a	916 186 2,624 125 15,378	学校図書館図書 新聞配備経費 教育情報化関係経費 施設設備保守点検料
	歳 入 計 b	0	
	差引一般財源c a-b	15,378	
	標準施設規模d	15	
	1 学級当たり経費e c/d (円)	1,025,000	

(単位：千円)

経費種類	区分	経費	積算内訳
1 学校当たり経費	報 酬	5,157 995 2,410 1,279 44 429	学校医等手当（学校医4名、学校歯科医1名、学校薬剤師1名） 特別支援教育支援員 学校司書 いじめ防止等の対策のための組織設置経費 部活動指導員
	需 用 費 等	2,903 76	給食設備備品、理科設備備品
	委 託 料 等	2,827 3,296 3,072 224	教育情報化関係経費 用務員事務委託料 シックハウス対策に要する経費
	歳 出 計 a	11,356	
	国 庫 支 出 金	206 52 154	理科教育振興費補助金等 教育支援体制整備事業費補助金
	歳 入 計 b	206	
	差引一般財源c a-b	11,150	
	標準施設規模d	1	
	1 学校当たり経費e c/d (円)	11,150,000	

第二表 地域手当係数の算定基礎

地域手当の級地区分に応じた行政の質の差を反映させるものであり、以下のように一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって地域手当の級地区分に応じた補正率を算出した上で、この率を当該地域手当の級地区分の市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率をもって地域手当係数を算定。

地域手当の 級地区分	共通係数 A	c2	
		$A \times 0.331$ C	$C + 0.669$
1級地	1.076	0.356	1.025
2級地	1.061	0.351	1.020
3級地	1.056	0.350	1.019
4級地	1.046	0.346	1.015
5級地	1.039	0.344	1.013
6級地	1.022	0.338	1.007
7級地	1.011	0.335	1.004
無級地	0.997	0.330	1.000

(参考) 一般財源総額に占める地域手当係数の影響を受ける給与費の割合

	区分	給与費	その他の経費	計
c2	経費	5,090 千円	10,288 千円	15,378 千円
	比率	0.331	0.669	1.000

第三表 寒冷補正係数の算定基礎

適用する寒冷補正係数は、給与差、寒冷度及び積雪度による補正である。

1 給与差 (α)

級地ごとの職員1人当たり支給額に標準施設の職員数を乗じて得た額を標準施設の財政需要額(一般財源額)で除して得た率を補正率とした。

給与差に係る寒冷補正係数の算定基礎は次のとおりである。

級地	職員1人当たり 支給額 A	支給総額 $A \times \text{職員数1人}$ B	補正率 $\frac{B}{15,378 \text{千円}}$
	円	千円	
1	107,832	108	0.007
2	95,430	95	0.006
3	92,602	93	0.006
4	73,689	74	0.005
無	0	0	0.000

2 寒冷度（β）

標準施設の財政需要額について、暖房用燃料及び施設の更新費による増加財政需要額の合算額を標準施設の一般財源額で除して得た率をもって補正率とした。

寒冷度に係る寒冷補正係数の算定基礎は次のとおりである。

（単位：千円）

区分	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
燃料費	8,146	5,401	3,603	2,112
施設更新費	1,733	1,116	761	488
合計 A	9,879	6,517	4,364	2,600
補正率(A/ 15,378)	0.642	0.424	0.284	0.169

内訳

区 分	燃 料 費	施 設 更 新 費
4 級 地	148,100円 × 55台 = 8,146千円	31,500円 × 55台 = 1,733千円
3 級 地	98,200円 × 55台 = 5,401千円	20,297円 × 55台 = 1,116千円
2 級 地	65,500円 × 55台 = 3,603千円	13,831円 × 55台 = 761千円
1 級 地	38,400円 × 55台 = 2,112千円	8,865円 × 55台 = 488千円

（注）ストーブ台数

$$\begin{array}{lcl}
 \text{鉄 筋} & \frac{5,609\text{m}^2 \times 0.60}{74\text{m}^2} = & 45\text{台} \\
 \text{鉄 筋 以 外} & \frac{1,138\text{m}^2 \times 0.60}{66\text{m}^2} = & 10\text{台} \\
 & \text{計} & 55\text{台}
 \end{array}$$

3 積雪度（γ）

標準施設の財政需要額について、除雪費等による増加財政需要額を標準施設の一般財源額で除して得た率をもって補正率とした。

積雪度に係る寒冷補正係数の算定基礎は次のとおりである。

（単位：千円）

区分	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
除雪費 A	13,282	6,032	2,417	1,199
補正率(A/ 15,378)	0.864	0.392	0.157	0.078

内訳

区 分	除 雪 費 等
4 級 地	17,900円 × 742人 = 13,282千円
3 級 地	17,900円 × 337人 = 6,032千円
2 級 地	17,900円 × 135人 = 2,417千円
1 級 地	17,900円 × 67人 = 1,199千円

第四項 寒 冷 補 正

小学校費と同様の要領によって、次のとおり補正率を算出した。

級地	職員1人当たり 支 給 額 a	総 支 給 額 (a×3,718人×1/2) b	補 正 率 b 21,743,430千円
1	99,251	184,508	0.008
2	87,641	162,925	0.007
3	85,144	158,283	0.007
4	68,104	126,605	0.006

教職員数 3,718人

第三節 高等学校費

単位費用	(教職員数)	6,736,000円	測定単位	教職員数
	(生徒数)	62,100円		生徒数

第一款 教職員数を測定単位とするもの

高等学校費のうち教職員数を測定単位とするものに適用する補正は、普通態容補正及び寒冷補正である。

算式 普通態容補正係数×寒冷補正係数

第一項 普通態容補正

地域手当の級地区分に応じた行政の質量の差等を反映させるものであり、次表のように一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって地域手当の級地区分に応じた補正率を算出した上で、この率を当該地域手当の級地区分の市町村の人口に乘じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の級地区分	共通係数 A	$A \times 0.962$ B	$B + 0.038$
1級地	1.076	1.035	1.073
2級地	1.061	1.021	1.059
3級地	1.056	1.016	1.054
4級地	1.046	1.006	1.044
5級地	1.039	1.000	1.038
6級地	1.022	0.983	1.021
7級地	1.011	0.973	1.011
無級地	0.997	0.959	0.997

(注) 補正係数が1.000未満となるものは、1.000とする。

上記の補正率を算定するに当たり、共通係数の影響を受ける経費は、標準団体の給与費に係る一般財源額とした。算出基礎は次のとおりである。

区分	給与費	その他の経費	計
経費	16,974,766 千円	679,072 千円	17,653,838 千円
比率	0.962	0.038	1.000

また、特定公立国際教育学校（公設民営学校）を設置する道府県にあっては、当該学校に係る教職員の給与費及び旅費等について算定するため、以下の算式によって算出した係数を乗じている。

算式

$$\text{係数} = \frac{B}{A} + 1$$

算式の符号

A : 測定単位の数値

B : 当該年度の5月1日現在における当該道府県の設置する高等学校（特定公立国際教育学校等（国家戦略特別区域法第12条の3第3項第3号に規定する特定公立国際教育学校等をいう。以下同じ。）に該当するものに限る。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の後期課程について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第8条及び第9条第1項、第10条から第12条、第22条第1号及び第2号（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和37年政令第215号）第2条第2項の表の1の項（普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科を除く。）に限る。）の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数として文部科学大臣が調査した数

第二項 寒 冷 補 正

寒冷補正は、寒冷地手当差によるものである。

すなわち、級地ごとの1人当たり支給額に標準団体の職員数を乗じて得た額（国庫負担金を控除した一般財源額）を標準団体の財政需要額（一般財源額）で除して得た率を補正率としている。

給与差に係る寒冷補正率の算定基礎は次のとおりである。

級地	職員1人当たり 支 給 額 a	総 支 給 額 (a×教職員数) b	補 正 率 b 17,653,838千円
	円	千円	
1	107,832	282,628	0.016
2	95,430	250,122	0.014
3	92,602	242,710	0.014
4	73,689	193,139	0.011

教職員数 2,621人

第二款 生徒数を測定単位とするもの

高等学校費のうち生徒数を測定単位とするものに適用する補正は、投資補正、事業費補正及び経常態容補正である。

算式 投資補正係数＋（事業費補正係数－1）＋経常態容補正係数

第一項 投 資 態 容 補 正

1 投資補正

校舎等の要改築面積や不足面積が大きければその増改築の必要が高いと考えられるので、これらの指標を用いて必要事業費を算入するため投資補正を適用するものである。

算式

$$\frac{\{(A/1.744) \times 0.8 + (B/17.280) \times 0.2\} \times 27.3 \times C}{62,100円 \times C}$$

算式の符号

A：生徒1人当たり一般校舎及び屋内運動場の不足面積（㎡／人）

1.744：全国平均生徒1人当たり一般校舎及び屋内運動場の不足面積（㎡／人）

B：生徒1人当たり産振校舎の不足面積（㎡／人）

17.280：全国平均生徒1人当たり産振校舎の不足面積（㎡／人）

C：測定単位の数値

62,100円：単位費用

各指標の説明

(1) 「生徒1人当たり一般校舎及び屋内運動場の不足面積」は令和5年5月1日現在をもって文部科学大臣が調査した公立高等学校の校舎の要改築面積及び一般校舎、屋内運動場の不足面積を参考とし、これを測定単位の数値で除して得た面積である。

(2) 「生徒1人当たり産振校舎の不足面積」は令和5年5月1日現在をもって文部科学大臣が調査した公立高等学校の産振校舎の不足面積を参考とし、これを測定単位の数値中、普通科等以外の学科の生徒数で除して得た面積である。

2 事業費補正

事業費補正は、臨時高等学校整備事業債のうち大規模改造事業に係る単独分及び老朽施設改築事業（老朽単独）分に係る元利償還金（算入率は平成10年度までの許可債にあっては0.5、平成11年度以降の許可債にあっては0.4）並びに学校教育施設等整備事業債のうち公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業に係る元利償還金を理論的に算入するものである。なお、臨時高等学校整備事業債については、平成17年度許可債より、元利償還金の事業費補正への算入を廃止し、所要の需要額については、単位費用の積算で反映している。

算式

$$\text{（事業費補正係数－1）} = \frac{B_{16} \times C_{16} + \sum_{n=10}^{16} (D_n \times E_n) + F_{\text{令2}} \times G_{\text{令2}}}{62,100円 \times A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（生徒数）

B₁₆：平成16年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業債に係る地方債のうち大規模改造事業に係る単独分の許可額

C₁₆：0.0239

D_n：平成n年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業債に係る地方債のうち老朽施設改築事業（老朽単独）に係る許可額

E_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	10	11	12	13	14	15	16
乗 率	0.0030	0.0090	0.0092	0.0104	0.0093	0.0000	0.0239

F_{令2}：国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和2年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額に相当する額

G_{令2}：0.03011

62,100円：単位費用

第二項 経常態容補正

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する「特定被災地方公共団体」のうち福島県については、依然として震災により一時的に避難転出している生徒が多いこと等により、引き続き年度途中における復帰によって生じる需要や、避難中であっても建物の修繕費・維持管理費等の継続的・計画的な行政運営に資する需要が生じることに配慮し、次の算式により得た率（特例率）を経常態容補正係数として措置することとした。

算式

$$\text{経常態容補正（特例率）} = \frac{(B \times C - A) \times 62,100円}{62,100円 \times A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（令和6年5月1日現在の生徒数）

B：平成22年5月1日現在の生徒数

C：福島県の令和6年1月1日現在の住民基本台帳登録人口を、福島県の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登録人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下第五位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

62,100円：単位費用

（注）（B×C－A）が負数となるときは原則として0とする。

第四節 特別支援学校費

単位費用	(教職員数)	5,583,000円	測定単位	教職員数
	(学級数)	2,188,000円		学級数

第一款 教職員数を測定単位とするもの

特別支援学校費のうち教職員数を測定単位とするものに適用する補正は、経常態容補正及び寒冷補正である。

算式 経常態容補正係数×寒冷補正係数

第一項 経常態容補正

単位費用計上額のうち義務教育費国庫負担金の負担割合変更分について各都道府県の年齢構成差等、小学部及び中学部並びに高等部の別による教職員給与の差等並びに地域手当の支給率の差異等による給与の差を反映させるものである。

算式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{A \times \{(C-1) \times 0.109 + D\} + \{(B \times 1.24) \times D\}}{A + B}$$

(C-1)×0.109に小数点以下第3位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、A×{(C-1)×0.109+D}、(B×1.24)又は{(B×1.24)×D}に整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。

算式の符号

A：公立（指定都市立を除く）特別支援学校の小学部及び中学部の教職員数

B：公立（指定都市立を除く）特別支援学校の高等部の教職員数

C：教職員平均給与の全国平均に対する比率

前年度における各都道府県の公立（指定都市立を除く）特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の平均給与月額（限度政令による義務教育費国庫負担金の最高限度に基づき定められる都道府県ごとの教職員の給与総額を公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の定数で除して得た額を12で除して得た額）を、同様の方法により算定した前年度における全国の公立特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の平均給与月額で除して得た数（ただし、全国平均については、限度政令による算定総額から限度政令に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いた額。）

D：地域手当の支給率の差異等による給与差

次表のc（一般財源総額に占める給与差の影響を受ける給与費の割合（義務教育費国庫負担金の負担割合変更分を除く）に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えて得た率）を当該地域手当の級地区分の市（指定都市を除く）町村人口に乗じて得た数の合計額を当該都道府県の人口（当該都道府県の区域内の指定都市の人口を除く）で除して得た数

地域手当の級地区分	共通係数 a	a× b	b+ c
1級地	1.076	0.931	1.066
2級地	1.061	0.918	1.053
3級地	1.056	0.913	1.048
4級地	1.046	0.905	1.040
5級地	1.039	0.899	1.034
6級地	1.022	0.884	1.019
7級地	1.011	0.875	1.010
無級地	0.997	0.862	0.997

(注) Dが1.000未満となるものは1.000とする。

上図のcを算定するに当たり、共通係数の影響を受ける経費は、標準団体の給与費に係る一般財源額とした。算出基礎は次のとおりである。

区分	給与費	その他の経費	計
経費	5,377,359千円	841,633千円	6,218,992千円
比率	0.865	0.135	1.000

0.109：単位費用計上額のうち、義務教育費国庫負担金の負担割合変更分の比率

1.24：小学部及び中学部の教職員1人当たりの標準団体の一般財源に対する高等部の教職員1人当たりの標準団体の一般財源の比率

区 分	小学部及び中学部	高 等 部
	千円	千円
給 与 費	5,296,554	2,169,742
旅 費	54,485	29,916
委 託 料 等	14,343	6,401
歳 出 計	5,365,382	2,206,059
歳 入	1,352,449	—
(国庫支出金)		
差引一般財源	4,012,933	2,206,059
教職員1人当たり額	5,573,518円	6,937,292円
比 率	1.00	1.24

第二項 寒 冷 補 正

職員の寒冷地手当を算入するものであり、都道府県庁所在地の寒冷地手当支給地区分により補正するものである。

級地	義 務 制		非 義 務 制		a + b c	補 正 率 c 6,218,992千円
	職員1人当たり 支給額 A	(A×730人×½) a	職員1人当たり 支給額 B	(B×318人) b		
	円	千円	円	千円	千円	
1	99,251	36,227	107,832	34,291	70,518	0.011
2	87,641	31,989	95,430	30,347	62,336	0.010
3	85,144	31,078	92,602	29,447	60,525	0.010
4	68,104	24,858	73,689	23,433	48,291	0.008

第二款 学級数を測定単位とするもの

特別支援学校費のうち学級数を測定単位とするものに適用する補正は、密度補正である。

密 度 補 正

市町村立の特別支援学校に係る経費のうち県費負担となる経費（各部における就学奨励費のほか、教職員数を測定単位とするものにおいて算入されない幼稚部及び高等部（別科及び専攻科）の教職員の人件費等）及び県立の特別支援学校の幼稚部に係る経費を増額算入するものである。

算式

密度補正係数

$$= \frac{B \times 1,417 \text{千円} + C \times 42 \text{千円} + D \times 57 \text{千円} + E \times 2 \text{千円} + F \times 77 \text{千円} + G \times 4,046 \text{千円} + H \times 107 \text{千円} + I \times 1,510 \text{千円}}{2,188 \text{千円} \times A} + 1.000$$

$$= \frac{B \times 0.648 + C \times 0.019 + D \times 0.026 + E \times 0.001 + F \times 0.035 + G \times 1.849 + H \times 0.049 + I \times 0.690}{A} + 1.000$$

算式の符号

- A：測定単位の数値
- B：市（指定都市を除く）町村立特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数
- C：市町村立特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数
- D：市町村立特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数
- E：市（指定都市を除く）町村立特別支援学校の高等部（本科）に在学する生徒の数
- F：市町村立特別支援学校の高等部（本科）に在学する生徒の数
- G：市（指定都市を除く）町村立特別支援学校の高等部（別科及び専攻科）に在学する生徒の数
- H：市町村立特別支援学校の高等部（別科及び専攻科）に在学する生徒の数
- I：都道府県立特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数
- 1, 417千円：幼稚部幼児 1 人当たり経費のうち教職員の人件費及び旅費
- 42千円：幼稚部幼児 1 人当たり経費のうち就学奨励費
- 57千円：小学部及び中学部の児童及び生徒 1 人当たり経費のうち就学奨励費
- 2千円：高等部（本科）の生徒 1 人当たり経費のうち教職員の旅費
- 77千円：高等部（本科）の生徒 1 人当たり経費のうち就学奨励費
- 4, 046千円：高等部（別科及び専攻科）の生徒 1 人当たり経費のうち教職員の人件費及び旅費
- 107千円：高等部（別科及び専攻科）の生徒 1 人当たり経費のうち就学奨励費
- 1, 510千円：幼稚部幼児 1 人当たり経費
- 2, 188千円：単位費用

第五節 その他の教育費

単位費用	2,180円	測定単位	人口
	214,000円		高等専門学校及び大学の学生の数
	312,740円		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数

第一款 人口を測定単位とするもの

その他の教育費のうち人口を測定単位とするものに適用する補正は、段階補正、密度補正及び普通態容補正である。

算式 段階補正係数×密度補正係数×普通態容補正係数＋（密度補正Ⅱ係数－１）

第一項 段階補正

人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中Ｚ）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの職員配置表

人口段階	区分	教育長	課長	職員Ａ	職員Ｂ	合計
	千人	人	人	人	人	人
	600	1	12	66	161	240
	800	1	12	67	165	245
	1,100	1	12	68	168	249
	1,400	1	12	72	179	264
(標準団体)	1,700	1	12	75	185	273
	2,100	1	12	91	221	325
	2,500	1	13	106	260	380
	3,500	1	15	117	286	419
	6,000	1	18	203	493	715
	8,000	1	18	241	584	844

第二表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階	千人				(標準団体)					
経費区分	600	800	1,100	1,400	1,700	2,100	2,500	3,500	6,000	8,000
給与費	1,530,350	1,559,810	1,583,960	1,675,250	1,731,770	2,054,450	2,394,720	2,642,960	4,478,690	5,274,260
固定経費	476,119	476,119	476,119	476,119	476,119	476,119	476,119	476,119	476,119	476,119
人口比例経費	321,586	428,781	589,574	750,367	911,160	1,125,551	1,339,941	1,875,918	3,215,859	4,287,812
その他の経費	427,179	435,004	474,997	537,686	585,550	688,749	797,437	982,098	1,646,153	2,056,998
一般財源計	2,755,234	2,899,714	3,124,650	3,439,422	3,704,599	4,344,869	5,008,217	5,977,095	9,816,821	12,095,189
単位当たり費用Ｚ (円)	4,592	3,625	2,841	2,457	2,180	2,069	2,003	1,708	1,636	1,512
Ｚ／単位費用	2.106	1.663	1.303	1.127	1.000	0.949	0.919	0.783	0.750	0.694

第三表 段階補正係数算出表

人 口		段階補正係数	
～	800千人	$\frac{1}{P}$ (0.34 P +	1,059,000)
800 ～	1,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.34 P +	1,059,000)
1,100 ～	1,400千人	$\frac{1}{P}$ (0.48 P +	905,000)
1,400 ～	1,700千人	$\frac{1}{P}$ (0.41 P +	1,003,000)
1,700 ～	2,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.73 P +	459,000)
2,100 ～	2,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.76 P +	396,000)
2,500 ～	3,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.45 P +	1,171,000)
3,500 ～	6,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.70 P +	296,000)
6,000千人 ～		$\frac{1}{P}$ (0.53 P +	1,316,000)

(注) P = 当該団体の人口

第二項 密 度 補 正

密度補正は、人口密度による補正（密度補正Ⅰ）と高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数による補正（密度補正Ⅱ）の２種類である。

1 密度補正Ⅰ

人口密度が異なれば、本庁と出張所及び本庁と公立学校との平均距離並びに出張所の管轄区域の面積に差異を生ずる。これらの理由に基づき人口密度の減少に伴い所要の出張所の数が増加すること等を考慮するため密度補正が適用される。

人口密度250人未満の団体についてのみ行い、第一表の通り人口密度段階を定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のように職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中B）を求めた。更に、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の密度補正係数算出表を定めた。

第一表 人口密度段階ごとの職員配置表

人口密度段階 区分		250人	200人	150人	100人	50人
課長		3	3	3	3	3
職員 A		32	36	41	51	72
職員 B		93	104	120	147	208
計		128	143	164	201	283

第二表 人口密度段階ごとの財政需要額

(単位 千円)

人口密度段階 区分		(標準団体) 250人	200人	150人	100人	50人
密度の規模によって増減するもの 給与費		786,510	877,800	1,003,860	1,229,430	1,725,960
密度の規模によって増減しないもの		2,918,089	2,918,089	2,918,089	2,918,089	2,918,089
合 計 A		3,704,599	3,795,889	3,921,949	4,147,519	4,644,049
人口1人あたり経費(円) B A/1,700,000人		2,180	2,233	2,307	2,440	2,732
B/単位費用		1.000	1.024	1.058	1.119	1.253

第三表 密度補正係数算出表

人 口	密度補正係数
250人 ～	1.00
200人 ～ 250人	$\frac{1}{P}$ (0.90 P+ 25.0)
150人 ～ 200人	$\frac{1}{P}$ (0.93 P+ 19.0)
100人 ～ 150人	$\frac{1}{P}$ (0.93 P+ 19.0)
～ 100人	$\frac{1}{P}$ (0.99 P+ 13.0)

(注) P＝当該団体の人口密度

2 密度補正Ⅱ

密度補正Ⅱは、高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数の密度による補正を適用する。

人口を測定単位としてその他の教育費に係る基準財政需要額を算定する場合に、人口と授業料等減免費交付金が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている、高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数の人口比例を基準として、需要額を割増又は割減するために適用するものである。

算 式

(密度補正Ⅱ係数－1)

【授業料等減免費交付金分】

$$\begin{aligned}
 &= \frac{1}{\text{当該団体の人口} \times (\text{単位費用} = 2,180 \text{円})} \left\{ \begin{aligned}
 &A \times a + B \times b + C \times c + D \times d + E \times e + F \times f + G \times g + \\
 &H \times h + I \times i + (J \times j + K \times k + L \times l) \times \alpha + M \times m + \\
 &N \times n + O \times o + P \times p + Q \times q + R \times r + S \times s + T \times t + \\
 &U \times u + (V \times v + W \times w + X \times x) \times \beta \} \times 1.141 + (Y \times y + \\
 &Z \times z + AA \times a \ a + AB \times a \ b + AC \times a \ c + AD \times a \ d + \\
 &AE \times a \ e + AF \times a \ f) \times 0.997 + \{ (AG \times a \ g + AH \times \\
 &a \ h + AI \times a \ i) \times 1/2 \times \gamma + (AJ \times a \ j + AK \times a \ k + \\
 &AL \times a \ l) \times 1/2 \times \delta \} \times 1.925 + \{ (AM \times a \ m + \\
 &AN \times a \ n + AO \times a \ o + AP \times a \ p) \times 1/2 \} \times 0.889 \\
 &- (\text{当該団体の人口} / 1,700,000 \text{人}) \times 556,940,000 \text{円} \}
 \end{aligned} \right.
 \end{aligned}$$

$$= \frac{1}{\text{当該団体の人口}} \left\{ \begin{aligned} & \{ A \times 245.780 + B \times 163.853 + C \times 81.927 + D \times 178.899 + E \times \\ & 119.266 + F \times 59.633 + G \times 107.615 + H \times 71.743 + I \times 35.872 + \\ & (J \times 76.514 + K \times 51.009 + L \times 25.505) \times \alpha + M \times 129.358 + \\ & N \times 86.239 + O \times 43.119 + P \times 77.615 + Q \times 51.743 + R \times 25.872 + \\ & S \times 38.807 + T \times 25.872 + U \times 12.936 + (V \times 32.110 + W \times \\ & 21.422 + X \times 10.734) \times \beta \} \times 1.141 + (Y \times 61.468 + Z \times \\ & 44.725 + A A \times 26.927 + A B \times 19.128 + A C \times 32.339 + A D \times \\ & 19.404 + A E \times 9.725 + A F \times 8.028) \times 0.997 + \{ (A G \times \\ & 135.321 + A H \times 90.229 + A I \times 45.115) \times \gamma + (A J \times 36.697 + \\ & A K \times 24.472 + A L \times 12.248) \times \delta \} \times 1.925 + (A M \times 33.830 + \\ & A N \times 33.830 + A O \times 9.174 + A P \times 9.174) \times 0.889 \end{aligned} \right\} \\ - 0.150$$

算式の符号

- A：都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
- B：都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
- C：都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
- D：都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
- E：都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
- F：都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
- G：都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
- H：都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
- I：都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
- J：都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
- K：都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
- L：都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
- M：都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
- N：都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
- O：都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
- P：都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
- Q：都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
- R：都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
- S：都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
- T：都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
- U：都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
- V：都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
- W：都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
- X：都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
- Y：都道府県立大学支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
- Z：都道府県立短期大学支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
- AA：都道府県立高等専門学校支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
- AB：都道府県立専門学校支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
- AC：都道府県立大学支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数
- AD：都道府県立短期大学支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数
- AE：都道府県立高等専門学校支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数

A F : 都道府県立専門学校支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数
 A G : 私立専門学校授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
 A H : 私立専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
 A I : 私立専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
 A J : 私立専門学校入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
 A K : 私立専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
 A L : 私立専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
 A M : 私立専門学校支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
 A N : 私立専門学校支援拡充分対象学生数のうち授業料理工農系支援対象者の数
 A O : 私立専門学校支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数
 A P : 私立専門学校支援拡充分対象学生数のうち入学金理工農系支援対象者の数

α : 次の算式により算定した率（小数点以下第3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算 式

$$(a \times 3) \div (b \times 3 + c \times 2 + d) \div 166,800$$

算式の符号

a : 都道府県立専門学校の令和5年度授業料減免実績額
 b : 符号Jに同じ。
 c : 符号Kに同じ。
 d : 符号Lに同じ。

β : 次の算式により算定した率（小数点以下第3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算 式

$$(e \times 3) \div (f \times 3 + g \times 2 + h) \div 70,000$$

算式の符号

e : 都道府県立専門学校の令和5年度入学金減免実績額
 f : 符号Vに同じ。
 g : 符号Wに同じ。
 h : 符号Xに同じ。

γ : 次の算式により算定した率（小数点以下第3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算 式

$$(i \times 3) \div (j \times 3 + k \times 2 + l) \div 590,000$$

算式の符号

i : 私立専門学校の令和5年度授業料減免実績額
 j : 符号A Gに同じ。
 k : 符号A Hに同じ。
 l : 符号A Iに同じ。

δ : 次の算式により算定した率（小数点以下第3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算 式

$$(m \times 3) \div (n \times 3 + o \times 2 + p) \div 160,000$$

算式の符号

m : 私立専門学校の令和5年度入学金減免実績額
 n : 符号A Jに同じ。
 o : 符号A Kに同じ。
 p : 符号A Lに同じ。

a～a p：以下の表のそれぞれに該当する単価

			授業料	入学金
都道府県立	大学	ア	a: 535,800円	m: 282,000円
		イ	b: 357,200円	n: 188,000円
		ウ	c: 178,600円	o: 94,000円
		エ	y: 134,000円	ac: 70,500円
	短期大学	ア	d: 390,000円	p: 169,200円
		イ	e: 260,000円	q: 112,800円
		ウ	f: 130,000円	r: 56,400円
		エ	z: 97,500円	ad: 42,300円
	高等専門学校	ア	g: 234,600円	s: 84,600円
		イ	h: 156,400円	t: 56,400円
		ウ	i: 78,200円	u: 28,200円
		エ	aa: 58,700円	ae: 21,200円
	専門学校	ア	j: 166,800円	v: 70,000円
		イ	k: 111,200円	w: 46,700円
		ウ	l: 55,600円	x: 23,400円
		エ	ab: 41,700円	af: 17,500円
私立	専門学校	ア	ag: 590,000円	aj: 160,000円
		イ	ah: 393,400円	ak: 106,700円
		ウ	ai: 196,700円	al: 53,400円
		エ	am: 147,500円	ao: 40,000円
		オ	an: 147,500円	ap: 40,000円

ア：住民税非課税世帯

イ：住民税準非課税世帯（2/3区分）

ウ：住民税準非課税世帯（1/3区分）

エ：支援拡充（多子世帯）

オ：支援拡充（理工農系）

556,940,000円：単位費用に積算されている授業料等減免費交付金の一般財源額

第三項 普通 態 容 補 正

指定都市又は中核市が所在する道府県にあっては、指定都市又は中核市が道府県費負担教職員の研修に関する事務などを行うこととなっているので、その区域内にある指定都市又は中核市に係るこれらの行政経費を当該道府県分の需要から控除する必要がある。

このため、次に掲げる経費について標準団体における一般財源総額に占める当該経費控除後の一般財源の割合を行政権能差に係る補正率とし、指定都市・中核市の人口にその補正率を乗じた数値と、指定都市・中核市以外の人口を加えて、当該都道府県の人口で除して得た率をもって態容補正係数とした。

なお、地域手当の支給率の差異等による給与差部分（共通係数部分）については、平成16年度から、その他の諸費において、平成19年度から地域振興費において一括適用することとしている。

(指定都市)

指定都市事務移譲経費	325,918千円	(a)
・教育委員会における任免、給与の決定・負担、休職及び懲戒に関する事務経費		
・教育公務員特例法第22条の5に基づく付属機関に関する経費		
・教育研修センターの運営に要する経費		
・文化財の保護に関する事務経費		
・学校・家庭・地域連携協力推進事業及び教育支援体制整備事業に関する経費（指定都市負担見合い）		
・法務相談費		
標準団体の一般財源	3,704,599千円	(b)
(b)－(a)	3,378,681千円	(c)
補正率	$\frac{(c)}{(b)}$	0.912

(中核市)

中核市事務移譲経費	170,374千円	(a)
・教育研修センターの運営に要する経費		
・文化財の保護に関する事務経費		
・学校・家庭・地域連携協力推進事業及び教育支援体制整備事業に関する経費（中核市負担見合い）		
標準団体の一般財源	3,704,599千円	(b)
(b)－(a)	3,534,225千円	(c)
補正率	$\frac{(c)}{(b)}$	0.954

補正係数算式

$$\text{算式} = \frac{\text{指定都市の人口} \times 0.912 + \text{中核市の人口} \times 0.954 + \text{指定都市・中核市以外の人口}}{\text{人} \quad \quad \quad \text{口}}$$

第二款 高等専門学校及び大学の学生の数を測定単位とするもの

その他の教育費のうち高等専門学校及び大学の学生の数を測定単位とするものに適用する補正は、種別補正である。

種 別 補 正

高等専門学校及び大学の別による教職員の給与の差、教職員構成の相違等に基づく所要一般財源の差を補正するため、2のとおり学生1人当たりの費用を算出し、1のとおり補正係数を定めた。

種別ごとの補正係数については、決算状況を踏まえ、所要の見直しを行っている。

1 種別補正係数

区 分		補正係数
高等専門学校		3.20
短期大学	理学系学科、工学系学科、農学系学科及び保健系学科	4.14
	文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。）	1.67
	家政系学科及び芸術系学科	2.81
大学	医学部（医学に関する単科大学を含む。）	17.64
	歯学部（歯学に関する単科大学を含む。）	9.95
	理科学部（理学部、工学部、農学部、水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。）	6.85
	保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）	7.83
	社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）	1.00
	人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）	2.04
	家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）	3.25
	専門職大学（理科系学部及び芸術系学部）	7.43

2 種別補正係数算出内訳

単位費用の積算を次の表のように種別ごとに分別して係数を定めた。

区 分	高等専門学校	短期大学		
		理学系学科、工学系学科、農学系学科及び保健系学科	文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。）	家政系学科及び芸術系学科
学生数	900	300	450	300
運営費交付金	615,518	265,668	161,158	180,574
＜積算内訳＞				
・支出	832,749	404,988	370,139	319,893
給与費	539,760	219,370	233,700	214,510
報酬	39,104	32,692	31,623	11,317
需用費等	253,885	152,926	104,816	94,066
・収入	217,231	139,320	208,981	139,319
学生1人当たりの額	684	886	358	602
係数	3.20	4.14	1.67	2.81

区 分	大学			
	医学部（医学に関する単科大学を含む。）	歯学部（歯学に関する単科大学を含む。）	理科学部（理学部、工学部、農学部、水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。）	保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）
学生数	800	700	800	500
運営費交付金	3,020,699	1,490,660	1,171,658	837,357
＜積算内訳＞				
・支出	3,467,693	1,882,007	1,643,013	1,131,953
給与費	2,035,920	1,225,850	818,660	686,770
報酬	64,754	187,660	121,398	60,479
需用費等	1,367,019	468,497	702,955	384,704
・収入	446,994	391,347	471,355	294,596
学生1人当たりの額	3,776	2,130	1,465	1,675
係数	17.64	9.95	6.85	7.83

区 分	大学			専門職大学
	社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）	人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）	家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）	理科学部及び芸術系学部
学生数	900	900	800	200
運営費交付金	192,412	393,447	555,735	317,800
＜積算内訳＞				
・支出	722,686	923,721	1,027,090	435,600
給与費	493,980	574,510	582,510	183,163
報酬	39,104	62,617	129,948	9,437
需用費等	189,602	286,594	314,632	243,000
・収入	530,274	530,274	471,355	117,800
学生1人当たりの額	214	437	695	1,589
係数	1.00	2.04	3.25	7.43

第三款 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数を測定単位とするもの

その他の教育費のうち私立の学校の種別による教職員の給与差、教職員構成の相違等に基づく、私立の学校における教育に係る経常経費の補助に要する経費の差を補正するため、次のとおり補正係数を定めた。

区 分	学校法人の設置する幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行したものを除く。）	学校法人の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程	学校法人の設置する中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程	学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、特別支援学校及び中等教育学校の後期課程	学校法人の設置する通信制高等学校	学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行したものを除く。）及び特別支援学校
幼児等1人当たりの補助額	180,040	300,870	300,900	312,740	64,250	180,040
係 数	0.576	0.962	0.962	1.000	0.205	0.576

第四章 厚生労働費

第一節 生活保護費

単位費用	9,450円	測定単位	町村部人口

生活保護費に適用する補正は、密度補正及び寒冷補正である。

算式 寒冷補正係数＋(密度補正係数－1)

第一項 密度補正

密度補正係数の算定は、社会福祉主事費に係る補正(密度補正：生活扶助者等の数)、生活保護費に係る補正(密度補正：被生活保護者等の数)とする。この場合における補正係数の適用に当たっては、以下の算式によって算出し、加算係数とする。

1 密度補正：生活扶助者等の数

社会福祉主事の設置に要する経費が町村部人口（福祉事務所設置町村に係る人口を除く。以下この項において同じ。）に対する生活扶助者等の数の密度に応じて増減又は減減すると思われるので、被生活保護者等の数のうち生活扶助等を受けた者の数を町村部人口で除して得た数により算定した密度と標準団体における密度の差を用いて補正を行うものである。

2 密度補正：被生活保護者等の数

生活扶助等に要する経費が町村部人口よりも被生活保護者等の数に比例すると考えられるので、当該団体がその経費を負担する被生活保護者等の数を町村部人口で除して得た数により算定した密度と標準団体における密度の差を用いて補正を行うものである。

なお、当該補正に係る被生活保護者等の数については、令和5年度における被生活保護者等の実数と令和5年度における交付税の算定数との差分について令和6年度算定で調整することとした。

算式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数} - 1) &= \frac{1}{9,450\text{円} \times A} \times \left[\left\{ \left(\frac{191,265,000\text{円}}{2,919\text{人}} \right) \times \left(B - 2,919\text{人} \times \frac{A}{200,000\text{人}} \right) \right\} \right. \\
 &\quad \left. + \left\{ 147,510\text{円} \times \left(C \times \alpha - 9,830\text{人} \times \frac{A}{200,000\text{人}} \right) \right\} \right] \\
 &= \left(\frac{B \times 100}{A} - 1.460 \right) \times 0.069 + \left(\frac{C \times \alpha \times 100}{A} - 4.915 \right) \times 0.156
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：当該団体の生活扶助者等の数

C：次の算式によって求めた被生活保護者等の数

算式：a＋{b－(c×0.977)}×0.989

a：被生活保護者等の数

当該都道府県の区域内で令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に生活保護法に基づく扶助を受けた者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けた者の月ごとの実人員の合計数から市（福祉事務所設置町村を含む。以下この項において同じ。）分において算定される数を控除した数に「扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率」を乗じて得た数の合計数

b：被生活保護者等の実数

当該都道府県の区域内で令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に生活保護法に基づく扶助等を受けた扶助区分ごとの被生活保護者等の数の月ごとの実人員の合計数から市分において算定される数を控除した数に「前年度の扶助別単価差率」を乗じて得た数の合計数

c：前年度における被生活保護者等の数

当該都道府県の区域内で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に生活保護法に基づく扶助等を受けた扶助区分ごとの被生活保護者等の数の月ごとの実人員の合計数から市分において算定される数を控除した数に「前年度用いた扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率」を乗じて得た数の合計数

0.977：令和5年度補正予算分を勘案した率

0.989：前年度に用いた被生活保護者1人当たり算入単価を今年度の被生活保護者1人当たり算入単価で除して得た数

$$0.989 = \frac{145,830}{147,510}$$

扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率

扶 助 区 分	被生活保護者等数伸率 A	扶助別単価差率		$A \times B \times 1/12$ C
		1人当たり単価 a	$a / 49,171$ 円 B	
生 活 扶 助	1.0629	49,171円	1.0000	0.0886
住 宅 扶 助	1.0733	29,371円	0.5973	0.0534
教 育 扶 助	0.9828	8,198円	0.1667	0.0137
医 療 扶 助（入院分）	0.9459	851,304円	17.3131	1.3647
〃（入院外分）	0.9730	44,619円	0.9074	0.0736
介 護 扶 助	1.0621	20,419円	0.4153	0.0368
そ の 他 の 扶 助	1.1001	36,111円	0.7344	0.0673

(注) 1 A欄は、令和6年度分の令和5年度分に対する被生活保護者等の数の推定の伸率である。

2 B欄は、生活扶助に係る1人当たり単価を1.0000とした場合におけるそれぞれの扶助に係る1人当たり単価の割合である。

3 $A \times B$ に1/12を乗ずるのは、被生活保護者等の数が年間人員であるので、月間人員を算出するためである。

4 その他の扶助の36,111円は、出産、生業及び葬祭扶助の単価の平均である。

前年度の扶助別単価差率

扶 助 区 分	扶助別単価差率		$A \times 1/12$
	1人当たり単価 a	$a / 48,611$ 円 A	
生 活 扶 助	48,611円	1.0000	0.0833
住 宅 扶 助	29,080円	0.5982	0.0499
教 育 扶 助	7,927円	0.1631	0.0136
医 療 扶 助（入院分）	833,974円	17.1561	1.4297
〃（入院外分）	44,294円	0.9112	0.0759
介 護 扶 助	20,606円	0.4239	0.0353
そ の 他 の 扶 助	32,647円	0.6716	0.0560

前年度用いた扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率

扶 助 区 分	乗 率
生 活 扶 助	0.0881
住 宅 扶 助	0.0531
教 育 扶 助	0.0136
医 療 扶 助（入院分）	1.4277
〃（入院外分）	0.0742
介 護 扶 助	0.0374
そ の 他 の 扶 助	0.0603

α : 扶助費の種地ごとの単価差率を各町村の人口に乘じ、当該町村の人口の合計で除して得た率と扶助費の種地ごとの単価差率を各市（政令市・中核市除く）の人口に乘じ、当該市の人口の合計で除して得た率を繰替支弁の割合で加重平均して得た率

9,450円：単位費用

191,265千円：標準団体における社会福祉主事費

主事費単価の内訳		職員A（7人）	職員B（23人）
給与費		8,360,000円	5,400,000円
特殊勤務手当	12,160円 × 12月 =	145,920円	145,920円
旅 費		114,967円	114,967円
その他の事務費	218,000円 ÷ 47人 =	4,638円	4,638円
（A、B共通）	579,000円 ÷ 30人 =	19,300円	19,300円
計		8,644,825円	5,684,825円

$$8,644,825円 \times 7人 + 5,684,825円 \times 23人 \div 191,265千円$$

2,919人：標準団体における1月当たりの生活扶助者数

147,510円：被生活保護者1人当たり算入単価

（参考）生活扶助費単価（一般財源年額）

$$49,171円 \times 12月 \times \text{道府県負担率}(0.25) \div 147,510円$$

9,830人：標準団体における被生活保護者等の数であり、次表により算出した。

標準団体における被生活保護者等の数

扶 助 区 分	標準団体の人員 a	「扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率」中の乗率B b	a×b c	c×1/12
生 活 扶 助	35,028人	1.0000	35,028人	—
住 宅 扶 助	34,884人	0.5973	20,836人	—
教 育 扶 助	1,560人	0.1667	260人	—
医 療 扶 助（入院分）	1,788人	17.3131	30,956人	—
”（入院外分）	29,460人	0.9074	26,732人	—
介 護 扶 助	8,616人	0.4153	3,578人	—
そ の 他 の 扶 助	780人	0.7344	573人	—
計	112,116人	—	117,963人	9,830人

第二項 寒 冷 補 正

1 寒冷補正率の算出方法

生活扶助における冬季加算額の差について補正するものであるが、標準団体における1ヶ月当たりの生活扶助者数に、寒冷区分による冬季加算額のそれぞれの平均単価と第6区の単価の差額に占める一般財源額を乗じた額を標準団体の一般財源所要額で除して得た率を寒冷度による補正率とした。

なお、冬季加算額平均単価は、生活保護法による「保護の基準」を基礎として算定した。

寒冷区分	冬季加算平均単価 A	A－7,066円 B	$B \times \frac{1}{4}$ (地方負担率) C	C×2,919人 D	$\frac{D}{1,890,953 \text{ 千円}}$
	円	円	円	千円	
1 区	48,113	41,047	10,262	29,955	0.016
2 区	33,996	26,930	6,733	19,654	0.010
3 区	24,060	16,994	4,249	12,403	0.007
4 区	21,900	14,834	3,709	10,827	0.006
5 区	12,450	5,384	1,346	3,929	0.002
6 区	7,066	0	0	0	0.000

第二節 社会福祉費

単位費用	7,510円	測定単位	人口

社会福祉費に適用する補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正及び事業費補正である。

算式 段階補正係数×普通態容補正係数+(密度補正係数-1)

第一項 段階補正

人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各団体における単位当たり費用（第二表中Z）を求めた。更に、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。なお、指定都市、中核市及び福祉事務所設置町村を包括する道府県については、普通態容補正において権能差による割減の補正が行われており、段階補正についても当該道府県が行う行政事務は指定都市、中核市及び福祉事務所設置町村に係る権能差補正による残分が対象となるべきと考えられるので、段階補正に用いる人口は権能差補正後の人口（指定都市の区域の人口×0.944+中核市の区域の人口×0.962+福祉事務所設置町村の区域の人口×0.998+指定都市・中核市・福祉事務所設置町村の区域以外の区域に係る人口）によることとしている。

第一表 人口段階ごとの職員配置表

人口段階	区分	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
	千人	人	人	人	人
600		3	19	56	78
800		3	20	59	82
1,100		3	20	59	82
1,400		3	20	60	83
1,700 (標準団体)		3	21	63	87
2,100		3	23	69	95
2,500		3	25	76	104
3,500		3	32	94	129
6,000		3	52	156	211
8,000		3	67	201	271

各人口段階の経費は、第二表のとおりであり、以下のとおり分類した。

第二表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階 経費区分	千人				(標準団体)					
	600	800	1, 100	1, 400	1, 700	2, 100	2, 500	3, 500	6, 000	8, 000
給 与 費	580, 561	613, 992	619, 140	626, 513	658, 349	727, 506	810, 930	1, 032, 659	1, 689, 076	2, 181, 283
人 口 比 例 経 費	3, 516, 174	4, 688, 232	6, 446, 319	8, 204, 406	9, 962, 493	12, 306, 609	14, 650, 725	20, 511, 015	35, 161, 740	46, 882, 320
そ の 他 の 経 費	2, 141, 009	2, 141, 128	2, 141, 669	2, 151, 499	2, 154, 137	2, 441, 765	2, 818, 257	3, 741, 844	6, 213, 336	8, 236, 088
一 般 財 源 計	6, 237, 744	7, 443, 352	9, 207, 128	10, 982, 418	12, 774, 979	15, 475, 880	18, 279, 912	25, 285, 518	43, 064, 152	57, 299, 693
単位当たり費用 Z (円)	10, 396	9, 304	8, 370	7, 845	7, 510	7, 369	7, 312	7, 224	7, 177	7, 162
Z / 単 位 費 用	1. 384	1. 239	1. 115	1. 045	1. 000	0. 981	0. 974	0. 962	0. 956	0. 954

第三表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 800千人	$\frac{1}{P}$ (0.81 P + 344,000)
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.78 P + 368,000)
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$ (0.79 P + 357,000)
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$ (0.79 P + 357,000)
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.90 P + 170,000)
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.94 P + 86,000)
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.93 P + 111,000)
3,500 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.95 P + 41,000)
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.94 P + 101,000)

(注) P＝当該団体の人口(権能差補正後)

第二項 密 度 補 正

密度補正は、障害福祉サービス利用者の密度による補正を適用する。

人口を測定単位として社会福祉費に係る基準財政需要額を算定する場合に、人口と障害福祉サービスに要する経費が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている障害福祉サービス利用者数の人口比例を基準として、需要額を割増又は削減するために適用される。

算 式

(密度補正係数－1)

【障害福祉サービス分】

$$\begin{aligned}
&= \frac{1}{A \times 7,510円} \times \left[\left(B1 \times 524,586円 - 2,161,819千円 \times \frac{A}{1,700,000人} \right) \right. \\
&\quad + \left(B2 \times 523,777円 - 6,266,468千円 \times \frac{A}{1,700,000人} \right) \\
&\quad \left. + \left(B3 \times 436,417円 - 1,534,006千円 \times \frac{A}{1,700,000人} \right) \right] \\
&= \left[\frac{B1 \times 69.85}{A} - 0.169 \right] + \left[\frac{B2 \times 69.74}{A} - 0.491 \right] + \left[\frac{B3 \times 58.11}{A} - 0.120 \right]
\end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B1：障害福祉サービスのうち当該団体における居住系サービス利用者数

B2：障害福祉サービスのうち当該団体における日中活動系サービス利用者数
(児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者数を除く。)

B3：障害福祉サービスのうち当該団体における訪問系サービス利用者数

2,161,819千円：標準団体に算入されている障害福祉サービスのうち居住系サービスに係る所要額（一般財源）

524,586円：居住系サービス利用者1人当たり単価

6,266,468千円：標準団体に算入されている障害福祉サービスのうち日中活動系サービスに係る所要額（一般財源）

523,777円：日中活動系サービス利用者1人当たり単価

1,534,006千円：標準団体に算入されている障害福祉サービスのうち訪問系サービスに係る所要額（一般財源）

436,417円：訪問系サービス利用者1人当たり単価

第三項 普通態容補正

地方自治法等の規定によって道府県の行う事務の一部が指定都市、中核市及び福祉事務所設置町村に移譲されているので、行政権能差による補正を行うこととしている。すなわち、指定都市、中核市及び福祉事務所設置町村の事務移譲については次に掲げる経費について総財政需要額中に占める当該経費の控除後の額の割合をもって補正率とした。

(単位 千円)

経 費 区 分		指定都市	中核市	一般県 (参考)
移 譲 さ れ る 経 費	1 社会福祉共通費	38,619	5,213	362,673
	2 民生委員費	180,790	180,790	180,790
	3 社会福祉事業指導啓発費	27,062	0	388,257
	4 障害者自立支援費	109,375	106,657	11,355,494
	5 身体障害者共通費	47,626	47,555	47,626
	6 身体障害者保護費	41,746	29,990	49,841
	7 身体障害者更正相談所費	68,778	0	68,778
	8 知的障害者保護費	153,294	66,959	194,151
	9 給与改善費	—	—	—
	10 追加財政需要	0	0	0
	11 旧投資権能差分	45,853	45,853	
事務移譲経費 計 A		713,143	483,017	
標準団体一般財源総額 B		12,774,979	12,774,979	12,774,979
残置一般財源 (B - A) C		12,061,836	12,291,962	
権 能 差 率 $\frac{C}{B}$		0.944	0.962	
(前年度権能差率)		0.800	0.968	

(単位 千円)

経 費 区 分		福祉事務所 設置町村
移 譲 さ れ る 経 費	特別障害者手当等費	21,021
	事務移譲経費 計 A	21,021
標準団体一般財源総額 B		12,774,979
残置一般財源 (B - A) C		12,753,958
権 能 差 率 $\frac{C}{B}$		0.998

第三節 衛 生 費

単位費用	14,900円	測定単位	人口

衛生費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ、Ⅱ及びⅢ並びに普通態容補正である。

算式

段階補正係数×密度補正係数Ⅰ×普通態容補正係数+(密度補正Ⅱ係数-1)+(密度補正Ⅲ係数-1)

第一項 段 階 補 正

測定単位である人口の段階ごとに保健所及び職員の数（第一表）を定め、各段階における財政需要額（第二表）を算出し、当該財政需要額をそれぞれの段階の測定単位で除して得た単位当たり費用（第二表）を基礎として段階補正係数算出表（第三表）を定めた。また、特別区・保健所設置市、中核市、指定都市を包括する道府県については、普通態容補正において権能差の補正が行われており、段階補正についても当該道府県が行う衛生行政事務は特別区・保健所設置市、中核市及び指定都市に係る権能差補正による残分が対象となるべきと考えられるので、段階補正に用いる人口は権能差補正後の人口によることとしている。

第一表 人口段階ごとの保健所数及び職員の数

区分 人口段階	職 員 数						保健所数
	課長(医)	課 長	職員A(医)	職 員 A	職 員 B	計	
千人	人	人	人	人	人	人	
600	5	13	3	90	249	360	4
800	6	13	3	98	273	393	5
1,100	6	13	3	106	293	421	5
1,400	7	13	3	115	321	459	6
1,700	10	13	4	132	367	526	9
2,100	13	13	5	154	428	613	12
2,500	16	21	5	178	495	715	15
3,500	17	28	7	235	653	940	16
6,000	26	50	11	364	1,012	1,463	25
8,000	32	63	15	491	1,364	1,965	31

第二表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：一般財源は千円、単位当たり費用は円)

人口段階		千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
経費区分		600	800	1,100	1,400	1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	6,000	8,000
一 般 財 源	給与費	2,245,026	2,446,990	2,616,031	2,846,955	3,271,163	3,814,071	4,471,426	5,857,848	9,138,223	12,242,510
	固定経費	374,614	374,614	374,614	374,614	374,614	374,614	374,614	374,614	374,614	374,614
	人口比例経費等	10,975,242	12,912,148	15,823,309	18,745,801	21,636,673	26,327,273	31,082,893	42,784,487	72,654,629	94,329,624
	保健所数比例経費	58,724	73,406	73,406	88,087	132,130	176,173	220,217	234,898	367,028	455,114
	計	13,653,606	15,807,158	18,887,360	22,055,457	25,414,580	30,692,131	36,149,150	49,251,847	82,534,494	107,401,862
単位当たり費用Z		22,756	19,759	17,170	15,754	14,900	14,615	14,460	14,072	13,756	13,425
Z / 単位費用		1.527	1.326	1.152	1.057	1.000	0.981	0.970	0.944	0.923	0.901

※ 「Z / 単位費用」欄の単位費用は、14,900円として算出している。

第三表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 800千人	$\frac{1}{P}$ (0.72 P + 485,000)
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.69 P + 509,000)
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$ (0.71 P + 487,000)
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$ (0.73 P + 459,000)
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.90 P + 170,000)
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.92 P + 128,000)
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.88 P + 228,000)
3,500 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.89 P + 193,000)
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.84 P + 493,000)

(注) P = 当該団体の人口 (権能差補正後)

第二項 密 度 補 正

1 密度補正 I

この補正においては、人口密度の大小による保健所数の通増、通減を勘案している。補正対象経費（保健所費（保健所分））は、特別区・保健所設置市、中核市及び指定都市では、その大半が市によって行われ、道府県分としてはほとんど経費がかからないので、その通増通減をより適確に反映するため、人口密度には特別区・保健所設置市、中核市及び指定都市を除く区域の人口密度を用いることとしている。密度補正の基礎となる密度段階別保健所数は第一表のとおりであり、保健所1か所の増減に伴う経費は第二表のとおりである。

第一表から第三表までを基礎として第四表のとおり密度補正係数を算定した。

第一表 密度段階別保健所算出基礎

密度段階	保健所数	A - 9.0
	A	B
250	9.0	—
200	9.1	0.1
150	9.3	0.3
100	10.7	1.7
50	14.3	5.3

保健所の増減に伴い増減する経費及び歳入は、第二表のとおり保健所費及び生活衛生指導費の経費及び歳入とした。標準団体における保健所の総数は9であるから、標準団体における経費及び歳入を1/9したものを用いている。

第二表 保健所1か所の増減に伴う経費

区 分	総額	特定財源	(単位 千円)
			一般財源
保健所費（保健所分） (A)	1,881,810	—	1,881,810
(A)の $\frac{1}{9}$ (B)	209,090	—	209,090
生活衛生指導費（保健所分）			
職 員（A23人、B56人）	494,680	81,890	412,790
事業費	128,108	61,445	66,663
計 (C)	622,788	143,335	479,453
(C)の $\frac{1}{9}$ (D)	69,199	15,926	53,273
(B) + (D)	278,289	15,926	262,363

第三表 密度段階ごとの増減経費算定表

密度 (人/㎢)	保健所増減関係		単位当たり費用
	増減保健所数 (イ)	(イ) × 262,363 千円 (ロ)	(ロ) / 1,700,000人 (ハ)
250	—	—	0
200	0.1	26,236	15
150	0.3	78,709	46
100	1.7	446,017	262
50	5.3	1,390,524	818

第四表 密度補正係数算出表

人口密度が250人/㎢に満たない団体					
ア	250	～	200 人/㎢	$\frac{1}{P}$ (	1.00 P+ 0.0)
イ	200	～	150 人/㎢	$\frac{1}{P}$ (	0.99 P+ 2.0)
ウ	150	～	100 人/㎢	$\frac{1}{P}$ (	0.98 P+ 3.5)
エ	100 人/㎢	～		$\frac{1}{P}$ (	0.98 P+ 3.5)
※P=人口密度					

2 密度補正Ⅱ

この補正は、①都道府県立病院会計への繰出金について、繰出金が測定単位である人口に必ずしも比例しないため、病床数及び病院事業債元利償還金の多寡によって需要額を割増し又は割落とする、②大学附属病院の運営に要する経費について、病床数及び病院事業債元利償還金に応じて増額算入する、③リハビリ病院の運営に要する経費について、病床数に応じて増額算入する、④都道府県立病院等の再編・ネットワーク化に係る経費について、病院事業一般会計出資債元利償還金に応じて増額算入する、⑤救急告示病院の運営に要する経費について、救急告示病院数及び救急告示病床数に応じて増額算入する、⑥上水道水源開発事業等の元利償還金等に係る経費を地方公営企業繰出基準額に応じて増額算入する、⑦精神病床に対する運営助成に係る経費を精神病床数に応じて増額算入する、⑧救命救急センターに対する運営助成に係る経費を救命救急センター数に応じて増額算入する補正である。

算 式

(密度補正Ⅱ係数-1)

$$= \frac{1}{A \times 14,900 \text{円}} \times \left[\begin{aligned} & 720 \text{千円} \times B_1 + 345 \text{千円} \times B_2 + C_1 \times 1,000 \times 0.6 + C_2 \times 1,000 \times 0.45 + \sum_{n=15}^{24} (D_n \\ & \times 1,000 \times E_n) + \sum_{n=15}^{24} (F_n \times 1,000 \times G_n) + \sum_{n=15}^{5} (H_n \times 1,000 \times I_n) + \sum_{n=27}^{5} (H'_n \times 1,000 \times I'_n) \\ & + \sum_{n=21}^{5} (H_2n \times 1,000 \times I_2n) + \sum_{n=27}^{3} (H_2'n \times 1,000 \times I_2'n) + \sum_{n=27}^{5} (J_n \times 1,000 \times K_n) + \sum_{n=27}^{5} (L_n \times \\ & 1,000 \times M_n) + \sum_{n=27}^{5} (N_n \times 1,000 \times O_n) + \sum_{n=27}^{3} (N'_n \times 1,000 \times O'_n) - 1,205,984 \text{千円} \times \\ & \frac{A}{1,700,000 \text{人}} \end{aligned} \right] + \left[\begin{aligned} & (720 \text{千円} \times (P+Q)) \times 0.7 + R \times 1,000 \times 0.4 + \sum_{n=15}^{24} (S_n \times 1,000 \times T_n) + \\ & \sum_{n=15}^{24} (U_n \times 1,000 \times V_n) + \sum_{n=15}^{5} (W_n \times 1,000 \times X_n) + \sum_{n=27}^{5} (Y_n \times 1,000 \times Z_n) + \sum_{n=20}^{3} (AA_n \times \\ & 1,000 \times AB_n) + \sum_{n=27}^{3} (AC_n \times 1,000 \times AD_n) + 32,900 \text{千円} \times AE_1 + 1,697 \text{千円} \times AE_2 + AF \times 1,000 \\ & \times 0.5 + \sum_{n=11}^{5} (AG_n \times 1,000 \times AH_n) + \sum_{n=\text{令元}}^{5} (AG'_n \times 1,000 \times AH'_n) + \sum_{n=\text{令4}}^{5} (AI_n \times 1,000 \\ & \times AJ_n + AK_n \times 1,000 \times AL_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + AI_2 \times 1,000 \times AJ_2 + AI_3 \times 1,000 \times AJ_3 + AK_2 \\ & \times 1,000 \times AL_2 + AK_3 \times 1,000 \times AL_3 + \sum_{n=\text{令4}}^{5} (AM_n \times 1,000 \times AN_n) + \sum_{n=\text{令4}}^{5} (AM'_n \times \\ & 1,000 \times AN'_n) + 1,523 \text{千円} \times AO + 182,102 \text{千円} \times AP \end{aligned} \right]$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B₁：当該都道府県立病院について、令和5年4月1日現在における当該病院の一般・療養病床の施設全体の最大使用病床数及び令和5年7月1日現在における精神・結核・感染症許可病床数を合算した数に以下の算式によって求めた数を加算した数

算式：(a-b)×0.3+(b-c)×0.6+(c-d)×0.9

(a-b)、(b-c)又は(c-d)が負数のときはそれぞれ0とし、cがaよりも小さくないときは(a-b)は0とし、dがa、b又はcのいずれよりも小さくないときは(a-b)、(b-c)及び(c-d)は0とし、c≤d≤bのときは(b-c)は(b-d)とし、b≤c≤d≤a又はc≤b≤d≤aのときは(a-b)は(a-d)とし、b≤d≤c≤a又はd≤b≤c≤aのときは(a-b)は(a-c)とし、(a-b)×0.3、(b-c)×0.6及び(c-d)×0.9に小数点以下の端数があるときはその端数を四捨五入する。

算式の符号

a：当該病院一般・療養稼働病床数（令和2年7月1日現在）

b：当該病院一般・療養病床の施設全体の最大使用病床数（令和3年4月1日現在）

c：当該病院一般・療養病床の施設全体の最大使用病床数（令和4年4月1日現在）

d：当該病院一般・療養病床の施設全体の最大使用病床数（令和5年4月1日現在）

B₂：当該都道府県立病院における平成30年3月31日から令和5年3月31日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した病床数（特例分）

C₁：病院事業に充てるため平成4年度から平成13年度までに発行を許可された地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業であって平成14年度に発行を許可されたものを含む。）の元利償還金の額に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成13年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業であって平成14年度に発行を許可されたものを含む。）の元利償還金に1/3を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

C₂：病院事業に充てるため平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に係るものを除く。）の元利償還金の額に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度に基本設計等に着手した事業であって平成14年度に発行を許可されたものを除く。）の元利償還金に1/3を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

D_n：病院事業(医療施設整備事業・通常分)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に1/3を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

E_n：E₁₅= 0.028、E₁₆= 0.032、E₁₇= 0.033、E₁₈= 0.032、E₁₉= 0.032、E₂₀= 0.03183、E₂₁= 0.03065、E₂₂= 0.03007、E₂₃= 0.02956、E₂₄= 0.02967

F_n：病院事業(医療施設整備事業・通常分)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に1/3を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

G_n：G₁₅= 0.021、G₁₆= 0.024、G₁₇= 0.025、G₁₈= 0.024、G₁₉= 0.024、G₂₀= 0.02387、G₂₁= 0.02299、G₂₂= 0.02255、G₂₃= 0.02217、G₂₄= 0.02225

H_n：病院事業(医療施設整備事業・通常分)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、H'_nに係るものを除く。）の額に1/2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、H_{2n}及びH_{2'}_nに係るものを除く。）の額に1/2を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

H' n : 病院事業(医療施設整備事業・特別分)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に2/3を乗じて得た額(千円未満の端数は四捨五入する。)

H2n : 災害拠点病院の施設整備(通常分)に充てるために平成21年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額(H2' nに係るものを除く。)に1/2を乗じて得た額(千円未満の端数は四捨五入する。)

H2' n : 災害拠点病院の施設整備(特別分)に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/3を乗じて得た額(千円未満の端数は四捨五入する。)

I n : I 15 = 0.021、I 16 = 0.024、I 17 = 0.025、I 18 = 0.024、I 19 = 0.024、I 20 = 0.02387、I 21 = 0.02299、I 22 = 0.02255、I 23 = 0.02217、I 24 = 0.02225、I 25 = 0.02249、I 26 = 0.022、I 27 = 0.023、I 28 = 0.0230、I 29 = 0.0233、I 30 = 0.02286、I 令元 = 0.01082、I 令2 = 0.01227、I 令3 = 0.00304、I 令4 = 0.00503、I 令5 = 0.00634

I' n : I' 27 = 0.027、I' 28 = 0.0276、I' 29 = 0.0279、I' 30 = 0.02743、I' 令元 = 0.001298、I' 令2 = 0.01472、I' 令3 = 0.00365、I' 令4 = 0.00603、I' 令5 = 0.00760

I2n : I221 = 0.02554、I222 = 0.02756、I223 = 0.02464、I224 = 0.02720、I225 = 0.02748、I226 = 0.027、I227 = 0.023、I228 = 0.0230、I229 = 0.0233、I230 = 0.02286、I 2令元 = 0.01082、I 2令2 = 0.01227、I 2令3 = 0.00547、I 2令4 = 0.00704、I 2令5 = 0.00887

I2' n : I2' 27 = 0.014、I2' 28 = 0.0138、I2' 29 = 0.0140、I2' 30 = 0.01371、I2' 令元 = 0.00649、I2' 令2 = 0.00736、I2' 令3 = 0.00547

J n : 病院事業(機械器具整備事業)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、L nに係るものを除く。)の額に1/2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備(機械器具整備事業・通常分)に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、N n及びN' nに係るものを除く。)の額に1/2を乗じて得た額の合算額(千円未満の端数は四捨五入する。)

L n : 病院事業(機械器具整備事業・特別分)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に2/3を乗じて得た額(千円未満の端数は四捨五入する。)

N n : 災害拠点病院の機械器具整備(通常分)に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/2を乗じて得た額(千円未満の端数は四捨五入する。)

N' n : 災害拠点病院の機械器具整備(特別分)に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/3を乗じて得た額(千円未満の端数は四捨五入する。)

K n : K 27 = 0.057、K 28 = 0.0565、K 29 = 0.0563、K 30 = 0.05558、K 令元 = 0.05647、K 令2 = 0.05567、K 令3 = 0.05622、K 令4 = 0.05669、K 令5 = 0.00333

M n : M 27 = 0.069、M 28 = 0.0678、M 29 = 0.0675、M 30 = 0.06669、M 令元 = 0.06776、M 令2 = 0.06680、M 令3 = 0.06746、M 令4 = 0.06803、M 令5 = 0.00400

O n : O 27 = 0.057、O 28 = 0.0565、O 29 = 0.0563、O 30 = 0.05558、O 令元 = 0.05647、O 令2 = 0.05567、O 令3 = 0.10120、O 令4 = 0.07937、O 令5 = 0.00466

O' n : O' 27 = 0.034、O' 28 = 0.0339、O' 29 = 0.0338、O' 30 = 0.03335、O' 令元 = 0.03388、O' 令2 = 0.003340、O' 令3 = 0.10120

P : 当該都道府県立大学附属病院についてB 1の算式によって求めた数

Q : 当該都道府県立リハビリ病院についてB 1の算式によって求めた数

R : 都道府県立大学附属病院事業に充てるため平成5年度から平成14年度までに発行を許可された地方債(用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の元利償還金の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

S n : 都道府県立大学附属病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

T n : T 15 = 0.019、T 16 = 0.022、T 17 = 0.022、T 18 = 0.021、T 19 = 0.021、T 20 = 0.02122、T 21 = 0.02043、T 22 = 0.02004、T 23 = 0.01971、T 24 = 0.01978

U n : 都道府県立大学附属病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

V n : V 15 = 0.014、V 16 = 0.016、V 17 = 0.017、V 18 = 0.016、V 19 = 0.016、V 20 = 0.01592、V 21 = 0.01532、V 22 = 0.01503、V 23 = 0.01478、V 24 = 0.01484

W n : 都道府県立大学附属病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

X n : X 15 = 0.011、X 16 = 0.012、X 17 = 0.012、X 18 = 0.012、X 19 = 0.012、X 20 = 0.01194、X 21 = 0.01149、X 22 = 0.01127、X 23 = 0.01109、X 24 = 0.01113、X 25 = 0.01124、X 26 = 0.012、X 27 = 0.010、X 28 = 0.0104、X 29 = 0.0105、X 30 = 0.01029、X 令元 = 0.00487、X 令2 = 0.00552、X 令3 = 0.00137、X 令4 = 0.00226、X 令5 = 0.00285

Y n : 都道府県立大学附属病院事業(機械器具整備事業)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

Z n : Z 27 = 0.026、Z 28 = 0.0254、Z 29 = 0.0253、Z 30 = 0.02501、Z 令元 = 0.02541、Z 令2 = 0.02505、Z 令3 = 0.02530、Z 令4 = 0.02551、Z 令5 = 0.00150

- AA_n : 病院事業一般会計出資債(医療施設整備事業)に充てるため平成20年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額(千円未満の端数は四捨五入する。)
- AB_n : AB₂₀ = 0.02653、AB₂₁ = 0.02554、AB₂₂ = 0.02506、AB₂₃ = 0.02464、AB₂₄ = 0.02473、AB₂₅ = 0.02499、AB₂₆ = 0.024、AB₂₇ = 0.023、AB₂₈ = 0.0230、AB₂₉ = 0.0233、AB₃₀ = 0.02286、AB_{令元} = 0.01082、AB_{令2} = 0.01227、AB_{令3} = 0.00304
- AC_n : 病院事業一般会計出資債(機械器具整備事業)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額(千円未満の端数は四捨五入する。)
- AD_n : AD₂₇ = 0.057、AD₂₈ = 0.0565、AD₂₉ = 0.0563、AD₃₀ = 0.05558、AD_{令元} = 0.05647、AD_{令2} = 0.05567、AD_{令3} = 0.05622
- AE₁ : 令和5年7月1日現在における、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条の規定により告示された当該団体の救急病院(以下「救急告示病院」という。)の数
- AE₂ : 当該団体の救急告示病院の救急専用病床の数を合算した数(ただし、1病院当たりの病床数は30床を上限とする。)
- AF : 上水道事業に係る元利償還金等の額(平成11年度以降において発行について同意又は許可を得た一般会計出資債元利償還金を除く。)(千円未満の端数は四捨五入する。)
- AG_n : n年度において発行について同意又は許可を得た上水道一般会計出資債の額(千円未満の端数は四捨五入する。)
- AG'_n : n年度において発行について同意又は許可を得た上水道一般会計出資債(広域化推進事業分)の額(千円未満の端数は四捨五入する。)
- AH_n : AH₁₁ = 0.027、AH₁₂ = 0.026、AH₁₃ = 0.027、AH₁₄ = 0.022、AH₁₅ = 0.021、AH₁₆ = 0.024、AH₁₇ = 0.025、AH₁₈ = 0.024、AH₁₉ = 0.024、AH₂₀ = 0.02387、AH₂₁ = 0.02299、AH₂₂ = 0.02255、AH₂₃ = 0.02217、AH₂₄ = 0.02225、AH₂₅ = 0.02249、AH₂₆ = 0.022、AH₂₇ = 0.020、AH₂₈ = 0.0207、AH₂₉ = 0.0209、AH₃₀ = 0.02057、AH_{令元} = 0.00973、AH_{令2} = 0.01104、AH_{令3} = 0.00274、AH_{令4} = 0.00503、AH_{令5} = 0.00570
- AH'_n : AH'_{令元} = 0.01298、AH'_{令2} = 0.01472、AH'_{令3} = 0.00365、AH'_{令4} = 0.00603、AH'_{令5} = 0.00760
- AI_n : n年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債(脱炭素化事業)の額(千円)又は省エネ改修等事業に係る経費に充てるため同意又は許可を得た公営企業債(脱炭素化推進事業)(病院事業に係るものに限る。)の額(千円)
- AJ_n : AJ_{令4} = 0.00302、AJ_{令5} = 0.00380
- AI₂ : 再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため令和5年度に発行について同意又は許可を得た公営企業債(脱炭素化推進事業)(病院事業に係るものに限る。)の額(千円)
- AJ₂ : 0.00634
- AI₃ : 電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため令和5年度に発行について同意又は許可を得た公営企業債(脱炭素化推進事業)(病院事業に係るものに限る。)の額(千円)
- AJ₃ : 0.00380
- AK_n : n年度に発行について同意又は許可を得た上水道一般会計出資債(脱炭素化事業)の額(千円)又は省エネ改修等事業に係る経費に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た公営企業債(脱炭素化推進事業)(上水道事業に係るものに限る。)の額(千円)
- AL_n : AL_{令4} = 0.00302、AL_{令5} = 0.00380
- AK₂ : 再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため令和5年度に発行について同意又は許可を得た公営企業債(脱炭素化推進事業)(上水道事業に係るものに限る。)の額(千円)
- AL₂ : 0.00634
- AK₃ : 電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため令和5年度に発行について同意又は許可を得た公営企業債(脱炭素化推進事業)(上水道事業に係るものに限る。)の額(千円)
- AL₃ : 0.00380
- α : 財政力指数に応じた参入率(財政力指数×-0.5+0.7)
- AM_n : 病院事業(脱炭素化事業及び脱炭素化推進事業に係る残余分)に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/2を乗じて得た額(千円)
- AN_n : AN_{令4} = 0.00503、AN_{令5} = 0.00634
- AM'_n : 病院事業(脱炭素化事業及び脱炭素化推進事業に係る残余分・特別分)に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に2/3を乗じて得た額(千円)
- AN'_n : AN'_{令4} = 0.00603、AN'_{令5} = 0.00760
- A0 : 令和5年7月1日現在における当該都道府県立病院、都道府県立大学附属病院又は都道府県立リハビリ病院の精神病床の許可病床の数
- AP : 令和5年7月1日現在における当該都道府県立の救命救急センターの数
- 14,900円 : 単位費用
- 720千円 : 都道府県立病院1病床当たりの繰出額
- 1,205,984千円 : 単位費用に積算されている都道府県立病院会計への繰出金額

(注) 本補正の対象となっている病院事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の元利償還金は、公営企業繰出基準の対象となっている病院(医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所(当該病院に附属しているもの))の建設又は改良に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の元利償還金である。なお、平成14年度までに発行を許可されたもの(平成15年度以降に発行について同意又は許可を得たもので、平成14年度以前に基本設計等に着手した事業に係るものを含む。)及び特別分は、繰出基準が当該額の2/3であるため、2/3を乗じ、その他のものは1/2であるため1/2を乗じている。また、平成28年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。

3 密度補正Ⅲ

この補正は、①人口を測定単位として国民健康保険の保険基盤安定事業（保険者支援分を含む。）に係る需要額を算定する場合に、人口と保険料軽減者等が必ずしも比例しないため、保険料軽減者及び保険料軽減世帯数の多寡により補正するもの、②人口を測定単位として国民健康保険高額医療費負担金に係る需要額を算定する場合に、人口と国民健康保険の一般被保険者数が必ずしも比例しないため、一般被保険者数の多寡により補正するもの、③人口を測定単位として国民健康保険の都道府県繰入金に係る需要額を算定する場合に、人口と都道府県繰入金が必ずしも比例しないため、都道府県繰入金の多寡により補正するものである。

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正Ⅲ係数}-1) &= \frac{1}{A \times 14,900\text{円}} \times \left\{ \left(\frac{1}{6} + \frac{5}{6} \alpha \right) \times B \times 12,258\text{円} + \left(\frac{1}{6} + \frac{5}{6} \beta \right) \times C \times \right. \\
 &\quad \left. 7,760\text{円} - 4,313,553\text{千円} \times \frac{A}{1,700,000\text{人}} \right\} + \frac{1}{A \times 14,900\text{円}} \times \left\{ D \times \right. \\
 &\quad \left. 136,988\text{円} \times 0.0375 - 883,641\text{千円} \times \frac{A}{1,700,000\text{人}} \right\} + \frac{1}{A \times 14,900\text{円}} \times \\
 &\quad \left\{ E \times 4,090\text{円} - 1,327,209\text{千円} \times \frac{A}{1,700,000\text{人}} \right\} + \frac{1}{A \times 14,900\text{円}} \times \\
 &\quad \left\{ F \times \gamma \times 0.09 - 7,910,157\text{千円} \times \frac{A}{1,700,000\text{人}} \right\} \\
 &= \frac{1}{A} \times \left\{ \left(\frac{1}{6} + \frac{5}{6} \alpha \right) \times B \times 0.823 + \left(\frac{1}{6} + \frac{5}{6} \beta \right) \times C \times 0.521 - \right. \\
 &\quad \left. 0.170 + \frac{1}{A} \times (D \times 0.345) - 0.035 + \frac{1}{A} \times (E \times 0.274) - 0.052 \right. \\
 &\quad \left. + \frac{F \times \gamma \times 0.09}{A \times 14,900\text{円}} - 0.312 \right\}
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：当該都道府県の人口

B：次の算式によって求めた当該都道府県の補正後保険料軽減者数

算式：（当該都道府県の7（6）割軽減保険料軽減者数＝（イ））×1.75＋
（当該都道府県の5（4）割軽減保険料軽減者数＝（ロ））×1.25＋
（当該都道府県の2割軽減保険料軽減者数＝（ハ））×0.5

C：次の算式によって求めた当該都道府県の補正後保険料軽減世帯数

算式：（当該都道府県の7（6）割軽減保険料軽減世帯数＝（ニ））×1.75＋
（当該都道府県の5（4）割軽減保険料軽減世帯数＝（ホ））×1.25＋
（当該都道府県の2割軽減保険料軽減世帯数＝（ヘ））×0.5
（当該都道府県の減額した被保険者均等割額計＝ト）

α ：
$$\frac{\text{（当該都道府県の補正後保険料軽減者数＝B）}}{10,668 \text{（全国平均の補正後被保険者1人当たり軽減額）}}$$

（当該都道府県の減額した世帯別平等割額計＝チ）

β ：
$$\frac{\text{（当該都道府県の補正後保険料軽減世帯数＝C）}}{6,740 \text{（全国平均の補正後1世帯当たり軽減額）}}$$

D：次の算式によって求めた当該都道府県の補正後保険料軽減者数

算式：（当該都道府県の7（6）割軽減保険料軽減者数＝（イ））＋
（当該都道府県の5（4）割軽減保険料軽減者数＝（ロ））×0.93＋
（当該都道府県の2割軽減保険料軽減者数＝（ハ））×0.87

E：当該都道府県の国民健康保険の一般被保険者数（退職者医療制度の対象者を除く。）

F：当該都道府県の国民健康保険の療養給付費等負担金等の対象となった療養給付費等の額（千円）

14,900円：単位費用

12,258円：補正後保険料軽減者1人当たり都道府県負担額（均等割相当）

7,760円：補正後保険料軽減世帯1世帯当たり都道府県負担額（平等割相当）

4,313,553千円：単位費用の積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金（保険料軽減分）の額

136,988円：補正後保険料軽減者1人当たり都道府県負担額（保険者支援分）

0.0375：0.15（7割軽減被保険者の保険基盤安定負担金（保険者支援分）の支援率）×0.25（負担割合）

883,641千円：単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金（保険者支援分）の額

4,090円：一般被保険者1人当たり単価

1,327,209千円：単位費用の積算に算入されている高額医療費負担金の額

γ ：0.98041362

（令和6年度予算における国の調整交付金の算定基礎となる療養給付費等の総額を令和4年度決算額で除した率）

0.09：療養給付費等に対する都道府県繰入金の割合

7,910,157千円：単位費用の積算に算入されている都道府県繰入金の額

第三項 普通態容補正

単位費用の基礎となる標準団体行政経費は、道府県内の市町村が全て指定都市、中核市及び保健所設置市以外の市町村からなるものとして積算されているので、指定都市、中核市又は特別区・保健所設置市のある道府県の基準財政需要額の算定に当たっては、当該指定都市、中核市又は特別区・保健所設置市があるために道府県として不要になる経費を減額するため権能差による補正を行うこととしている。

具体的には、別表のとおり、指定都市県、中核市県、特別区・保健所設置市県ごとに標準団体行政経費中不要となる経費及び残置される経費を積算して補正率を算出した上で、指定都市、中核市、特別区・保健所設置市のそれぞれの人口に各権能差率を乗じて得た数及び一般市町村の人口の合計数を人口で除して得た率をもって普通態容補正係数とした。

なお、地域手当分については、「地域振興費」において一括適用することとした。

$$\text{算式} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{指定都市} \\ \text{の人口} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{指定都市県} \\ \text{の権能差率} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{中核市} \\ \text{の人口} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{中核市県} \\ \text{の権能差率} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{特別区・保} \\ \text{健所設置市} \\ \text{の人口} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{特別区・保健} \\ \text{所設置市県} \\ \text{の権能差率} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{一般市町村} \\ \text{の人口} \end{array} \right]}{\text{人 口}}$$

別表 権能差率算出表

区 分		指定都市県	中核市県	特別区・保健所設置市県
不要となる経費	1 保健所費	2,039,612	2,039,612	2,031,252
	2 感染症等対策費	2,079,626	279,408	237,269
	3 精神保健費	2,276,315	35,845	35,845
	4 衛生研究所費	249,017	0	0
	5 生活衛生指導費	595,941	595,941	540,479
	6 医療行政費	45,949	39,875	31,515
	7 薬事行政費	42,076	41,941	34,270
	8 衛生諸費	75,892	35,032	26,377
	不要経費一般財源 A	7,404,428	3,067,654	2,937,007
標準団体総経費一般財源 B		25,414,580	25,414,580	25,414,580
残置経費一般財源(B－A) C		18,010,152	22,346,926	22,477,573
権能差率(C／B)		0.709	0.879	0.884

第四節 こども子育て費

単位費用	98,600円	測定単位	18歳以下人口

こども子育て費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ、普通態容補正、事業費補正及び経常態容補正である。

算式 段階補正係数×普通態容補正係数+(密度補正Ⅰ係数-1)+(密度補正Ⅱ係数-1)+(事業費補正係数-1)
+経常態容補正係数

第一項 段 階 補 正

18歳以下人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各団体における単位当たり費用（第二表中Z）を求めた。更に、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。なお、指定都市、児童相談所設置中核市、中核市及び福祉事務所設置町村を包括する道府県については、普通態容補正において権能差による削減の補正が行われており、段階補正についても当該道府県が行う行政事務は指定都市、児童相談所設置中核市、中核市及び福祉事務所設置町村に係る権能差補正による残分が対象となるべきと考えられるので、段階補正に用いる人口は権能差補正後の人口（指定都市の区域の人口×0.747+児童相談所設置中核市の区域の人口×0.750+中核市の区域の人口×0.975+福祉事務所設置町村の区域の人口×0.997+指定都市・児童相談所設置中核市・中核市・福祉事務所設置町村の区域以外の区域に係る人口）によることとしている。

第一表 18歳以下人口段階ごとの職員配置表

区分 18歳以下人口段階	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
千人	人	人	人	人
100	5	24	106	135
130	5	24	111	140
180	5	25	112	142
230	5	25	114	144
280 (標準団体)	5	26	119	150
350	5	29	131	165
410	5	32	143	180
580	5	39	179	223
990	5	64	294	363
1,320	5	84	381	470

各18歳以下人口段階の経費は、第二表のとおりであり、以下のとおり分類した。

第二表 18歳以下人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階 経費区分	千人 100	130	180	230	(標準団体) 280	350	410	580	990	1,320
給 与 費	902,337	937,109	954,730	967,233	1,007,454	1,117,780	1,237,213	1,553,654	2,528,111	3,280,953
18歳以下人口 比 例 経 費	7,391,650	9,609,145	13,304,971	17,000,795	20,696,621	25,870,776	30,305,766	42,871,572	73,177,339	97,569,784
そ の 他 の 経 費	5,636,051	5,636,533	5,638,294	5,782,324	5,907,471	7,330,112	8,337,249	11,229,989	18,463,204	22,527,301
一 般 財 源 計	13,930,038	16,182,787	19,897,995	23,750,352	27,611,546	34,318,668	39,880,228	55,655,215	94,168,654	123,378,038
単位当たり費用 Z (円)	139,300	124,483	110,544	103,262	98,600	98,053	97,269	95,957	95,120	93,468
Z / 単位費用	1.413	1.263	1.121	1.047	1.000	0.994	0.987	0.973	0.965	0.948

第三表 段階補正係数算出表

18歳以下人口		段階補正係数
～	130千人	$\frac{1}{P}$ (0.76 P + 65,200)
130 ～	180千人	$\frac{1}{P}$ (0.76 P + 65,200)
180 ～	230千人	$\frac{1}{P}$ (0.78 P + 61,600)
230 ～	280千人	$\frac{1}{P}$ (0.78 P + 61,600)
280 ～	350千人	$\frac{1}{P}$ (0.97 P + 8,400)
350 ～	410千人	$\frac{1}{P}$ (0.94 P + 18,900)
410 ～	580千人	$\frac{1}{P}$ (0.94 P + 18,900)
580 ～	990千人	$\frac{1}{P}$ (0.95 P + 13,100)
990千人 ～		$\frac{1}{P}$ (0.90 P + 62,600)

(注) P = 当該団体の18歳以下人口(権能差補正後)

第二項 密度補正

1 密度補正 I

密度補正 I は、私立保育所及び私立認定こども園の在籍人員（２・３号認定子ども）、地域型保育給付に係る子ども、施設等利用給付に係る子ども、障害福祉サービス利用者、児童手当支給対象児童、児童扶養手当受給者及び虐待相談対応件数の密度による補正を適用する。

18歳以下人口を測定単位としてこども子育て費に係る基準財政需要額を算定する場合に、18歳以下人口と施設型給付費、地域型保育給付費、施設等利用給付費、障害福祉サービスに要する経費、児童手当支給経費、児童扶養手当支給経費及び児童福祉司の配置に要する経費が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている私立保育所及び私立認定こども園の在籍人員（２・３号認定子ども）数、地域型保育給付に係る子ども数、施設等利用給付に係る子ども数、障害福祉サービス利用者数、児童手当支給対象児童数、児童扶養手当受給者数及び虐待相談対応件数の18歳以下人口比例を基準として、需要額を割増又は割減するために適用される。

算 式

(密度補正 I 係数－1)

【施設型給付費（２・３号認定子ども）分】

$$\begin{aligned}
 &= \frac{1}{A \times 98,600円} \times \left[B1 \times \alpha 1 \times 386,606円 - 4,395,754千円 \times \frac{A}{280,000人} \right. \\
 &\quad \left. + B2 \times \alpha 2 \times 185,725円 - 3,205,464千円 \times \frac{A}{280,000人} \right] \\
 &= \left[\frac{B1 \times \alpha 1 \times 3.921}{A} - 0.159 \right] + \left[\frac{B2 \times \alpha 2 \times 1.884}{A} - 0.116 \right] \\
 &\quad \alpha 1 = \frac{\beta 1}{367,016円}、\quad \beta 1 = \frac{(a 1 - b) \times 12 \times 0.25}{c 1} \\
 &\quad \alpha 2 = \frac{\beta 2}{212,698円}、\quad \beta 2 = \frac{a 2 \times 12 \times 0.25}{c 2}
 \end{aligned}$$

【地域型保育給付費分】

$$\begin{aligned}
 &= \frac{1}{A \times 98,600円} \times \left[C \times 556,931円 - 772,660千円 \times \frac{A}{280,000人} \right] \\
 &= \left[\frac{C \times 5.648}{A} - 0.028 \right]
 \end{aligned}$$

【施設等利用給付（私立幼稚園（新制度移行分除く）除く）分】

$$= \frac{1}{A \times 98,600\text{円}} \times \left[D \times \gamma \times 40,805\text{円} - 259,164\text{千円} \times \frac{A}{280,000\text{人}} \right]$$

$$= \frac{D \times \gamma \times 0.414}{A} - 0.009$$

$$\gamma = \frac{\delta}{9,588\text{円}} \quad , \quad \delta = \frac{(d - e) \times 0.25}{f}$$

【障害福祉サービス分】

$$= \frac{1}{A \times 98,600\text{円}} \times \left[E \times 408,850\text{円} - 3,043,888\text{千円} \times \frac{A}{280,000\text{人}} \right]$$

$$= \frac{E \times 4.15}{A} - 0.110$$

【児童手当分】

$$= \frac{1}{A \times 98,600\text{円}} \times \left[\begin{aligned} & F 1 \times 16,000\text{円} + F 2 \times 30,000\text{円} + F 3 \times 20,000\text{円} + \\ & F 4 \times 20,000\text{円} + F 5 \times 30,000\text{円} + F 6 \times 30,000\text{円} + \\ & F 7 \times 20,000\text{円} + F 8 \times 20,000\text{円} + F 9 \times 180,000\text{円} + \\ & F 10 \times 120,000\text{円} + F 11 \times 180,000\text{円} + F 12 \times 120,000\text{円} + \\ & (F 13 + F 14 + F 15 + F 16) \times 10,000\text{円} + \\ & (F 17 + F 18 + F 19 + F 20) \times 10,000\text{円} + \\ & (F 21 + F 22 + F 23 + F 24) \times 60,000\text{円} \\ & \times 1.035 - \frac{5,041,818\text{千円} \times A}{280,000\text{人}} \end{aligned} \right]$$

$$= \left[\begin{aligned} & F 1 \times 0.162 + F 2 \times 0.304 + F 3 \times 0.203 + F 4 \times 0.203 + F 5 \times 0.304 + F 6 \times 0.304 + \\ & F 7 \times 0.203 + F 8 \times 0.203 + F 9 \times 1.826 + F 10 \times 1.217 + F 11 \times 1.826 + F 12 \times 1.217 + \\ & (F 13 + F 14 + F 15 + F 16) \times 0.101 + \\ & (F 17 + F 18 + F 19 + F 20) \times 0.101 + \\ & (F 21 + F 22 + F 23 + F 24) \times 0.609 + \end{aligned} \right] \times \frac{1.035}{A} - 0.183$$

【児童扶養手当分】

$$= \frac{1}{A \times 98,600\text{円}} \times \left[G \times 17,852\text{円} + H \times 9,550\text{円} - 584,993\text{千円} \times \frac{A}{280,000\text{人}} \right]$$

$$= \frac{G \times 0.181 + H \times 0.097}{A} - 0.021$$

【児童福祉司分】

$$= \frac{1}{A \times 98,600\text{円}} \times \left[\varepsilon \times 5,400\text{千円} + \zeta \times 2,960\text{千円} - 201,360\text{千円} \times \frac{A}{280,000\text{人}} \right]$$

$$= \frac{\varepsilon \times 54.767 + \zeta \times 30.02}{A} - 0.007$$

$$\varepsilon = \left(I - \frac{A - J}{1,000} \right) \times \frac{1}{40} \quad , \quad \zeta = \frac{\varepsilon}{6}$$

算式の符号

- A : 測定単位の数値（18歳以下人口）
- B 1 : 私立保育所及び私立認定こども園の在籍人員数（3号認定子ども）
- B 2 : 私立保育所及び私立認定こども園の在籍人員数（2号認定子ども）
- C : 地域型保育給付の各事業に係る子どもの数に、それぞれ次の乗率を乗じて算出した数値の合計
 家庭的保育：1.247 小規模保育A型：1.000 小規模保育B型及び特例保育：0.791
 小規模保育C型：1.019 居宅訪問型保育：2.659 事業所内保育A型：0.975
 事業所内保育B型：0.826 事業所内保育20人以上：0.666
- D : 子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数
- E : 障害福祉サービスのうち当該団体における「児童発達支援利用者数」及び「放課後等デイサービス利用者数」の計
- F 1 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳未満）
 （被用者・本則給付分及び施設等受給資格者分の計）
- F 2 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳未満）（非被用者・本則給付分）
- F 3 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （被用者・本則給付分のうち第1・2子分及び施設等受給資格者分の計）
- F 4 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （非被用者・本則給付分のうち第1・2子分）
- F 5 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （被用者・本則給付分のうち第3子以降分）
- F 6 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）
- F 7 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）
 （被用者・本則給付分及び施設等受給資格者分の計）
- F 8 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）
- F 9 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）
- F 10 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （地方公務員・本則給付分のうち第1・2子分）
- F 11 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）
- F 12 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）
- F 13 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳未満）（被用者・特例給付分）
- F 14 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （被用者・特例給付分のうち第1・2子分）
- F 15 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （被用者・特例給付分のうち第3子以降分）
- F 16 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（被用者・特例給付分）
- F 17 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳未満）（非被用者・特例給付分）
- F 18 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （非被用者・特例給付分のうち第1・2子分）
- F 19 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （非被用者・特例給付分のうち第3子以降分）
- F 20 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）
- F 21 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳未満）（地方公務員・特例給付分）
- F 22 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （地方公務員・特例給付分のうち第1・2子分）
- F 23 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分）
- F 24 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）
- G : 当該団体における児童扶養手当受給者数（町村分（福祉事務所設置町村分を除く））
- H : 当該団体における町村部人口（福祉事務所設置町村を除く）
- I : 児童相談所における虐待相談対応件数
- J : 当該都道府県の区域内の指定都市又は児童相談所設置中核市の人口の合計
- a 1 : 前年度私立保育所等費用額（令和5年10月分）のうち満3歳未満子どもに係る額
- a 2 : 前年度私立保育所等費用額（令和5年10月分）のうち満3歳以上子どもに係る額
- b : 前年度私立保育所等利用者負担額（令和5年10月分）
- c 1 : 前年度私立保育所等在籍人員数（令和5年10月分）のうち満3歳未満子どもの数
- c 2 : 前年度私立保育所等在籍人員数（令和5年10月分）のうち満3歳以上子どもの数
- d : 前年度子育てのための施設等利用給付支給額（令和5年分）

- e : 前年度子育てのための施設等利用給付支給額（令和５年分）のうち私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額
- f : 前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数（令和５年分）
- 98,600円 : 単位費用
- 280,000人 : 標準団体の18歳以下人口
- 386,606円 : 私立保育所及び私立認定こども園在籍人員（3号認定子ども）施設型給付単価（一般財源）
- 185,725円 : 私立保育所及び私立認定こども園在籍人員（2号認定子ども）施設型給付単価（一般財源）
- 4,395,754千円 : 標準団体に算入されている施設型給付費（3号認定子ども）の所要額（一般財源）
- 3,205,464千円 : 標準団体に算入されている施設型給付費（2号認定子ども）の所要額（一般財源）
- 367,016円 : 前年度保育単価（満3歳未満子どもに係る額）（道府県負担一般財源年額平均）
- 212,698円 : 前年度保育単価（満3歳以上子どもに係る額）（道府県負担一般財源年額平均）
- 0.25 : 道府県負担率 $\frac{2.5}{10}$
- 556,931円 : 地域型保育給付に係る子ども1人当たり単価（一般財源）
- 772,660千円 : 標準団体に算入されている地域型保育給付費の所要額（一般財源）
- 40,805円 : 施設等利用給付に係る子ども1人当たり単価（私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額を除く）（一般財源）
- 259,164千円 : 標準団体に算入されている施設等利用給付費（私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額を除く）の所要額（一般財源）
- 9,588円 : 前年度施設等利用給付支給額単価（私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額を除く）（道府県負担一般財源年額平均）
- 3,043,888千円 : 標準団体に算入されている障害福祉サービスのうち日中活動系サービス（「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」）に係る所要額（一般財源）
- 408,850円 : 日中活動系サービス利用者（「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」）1人当たり単価
- 16,000円 : 児童手当支給対象児童（3歳未満）（被用者・本則給付分及び施設等受給資格者分）1人当たり単価
- 30,000円 : 児童手当支給対象児童（3歳未満）（非被用者・本則給付分）1人当たり単価
- 20,000円 : 児童手当支給対象児童（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第1・2子分及び施設等受給資格者分）1人当たり単価
- 20,000円 : 児童手当支給対象児童（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第1・2子分）1人当たり単価
- 30,000円 : 児童手当支給対象児童（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第3子以降分）1人当たり単価
- 30,000円 : 児童手当支給対象児童（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）1人当たり単価
- 20,000円 : 児童手当支給対象児童（中学校）（被用者・本則給付分及び施設等受給資格者分）1人当たり単価
- 20,000円 : 児童手当支給対象児童（中学校）（非被用者・本則給付分）1人当たり単価
- 180,000円 : 児童手当支給対象児童（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）1人当たり単価
- 120,000円 : 児童手当支給対象児童（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1・2子分）1人当たり単価
- 180,000円 : 児童手当支給対象児童（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）1人当たり単価
- 120,000円 : 児童手当支給対象児童（中学校）（地方公務員・本則給付分）1人当たり単価
- 10,000円 : 児童手当支給対象児童（（3歳未満）（被用者・特例給付分）、（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（被用者・特例給付分））1人当たり単価
- 10,000円 : 児童手当支給対象児童（（3歳未満）（非被用者・特例給付分）、（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（非被用者・特例給付分））1人当たり単価
- 60,000円 : 児童手当支給対象児童（（3歳未満）（地方公務員・特例給付分）、（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（地方公務員・特例給付分））1人当たり単価
- 1.035 : 児童手当給付費に係る調整率（単位費用計上額相当への合わせ付け率）
- 5,041,818千円 : 標準団体に算入されている児童手当の所要額（一般財源）
- 17,852円 : 児童扶養手当支給対象者1人当たり単価（地方負担額の5/8相当分（H18負担率変更分））
- 9,550円 : 児童扶養手当に係る町村部人口一人当たり単価（地方負担額の3/8相当分（従来地方負担分））
- 584,993千円 : 標準団体に算入されている児童扶養手当の所要額（一般財源）

5,400千円：児童福祉司1人当たりの追加的配置に係る単価

2,960千円：スーパーバイザー1人当たりの追加的配置に際して児童福祉司の追加的配置に係る単価に
上乗せして必要となる額

201,360千円：標準団体に算入されている児童福祉司の追加的配置に係る所要額（密度補正対象一般財源）

（注1） $d - e$ が負数のとき δ は0とする。

（注2） $I - (A - J) / 1,000$ が負数のとき ε は0とする。また、 ε は小数点以下切り上げ、
 ζ は小数点以下四捨五入した数とする。

2 密度補正Ⅱ

密度補正Ⅱは、子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園・私立認定こども園の在籍人員数（1号認定子ども）及び新制度未移行私立幼稚園児数の密度による補正を適用する。

18歳以下人口を測定単位として子ども子育て費に係る基準財政需要額を算定する場合に、18歳以下人口と施設型給付費及び施設等利用給付費（新制度未移行私立幼稚園分）が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている、子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園・私立認定こども園の在籍人員数（1号認定子ども）及び新制度未移行私立幼稚園児数の18歳以下人口比例を基準として、需要額を割増又は割減するために適用するものである。

算式

（密度補正Ⅱ係数－1）

【施設型給付費分】

$$\begin{aligned} &= \frac{1}{A \times 98,600\text{円}} \times \left[B \times C \times 350,657\text{円} - 6,224\text{人} \times 350,657\text{円} \times \frac{A}{280,000\text{人}} \right] \\ &= \frac{B \times C \times 3.556}{A} - 0.079 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（18歳以下人口）

B：当該都道府県の市町村ごとの私立幼稚園（新制度移行分）の在籍人員数及び私立認定こども園の1号認定子どもの数の合計数の合計数

$$C : \frac{\alpha / \beta \times 12}{960,849}$$

280,000人：標準団体の18歳以下人口

350,657円：施設型給付費単価（都道府県負担分）

6,224人：標準団体当たりの1号認定子ども等の数

α ：管内市町村の前年度私立幼稚園等費用額（n-1.10月分）の合計額

β ：管内市町村の前年度私立幼稚園等在籍人員数（n-1.10月分）の合計数

960,849円：前年度施設型給付費全国平均単価

【施設等利用給付費分】

$$\begin{aligned} &= \frac{1}{A \times 98,600\text{円}} \times \left[B \times 77,100\text{円} - 5,816\text{人} \times 77,100\text{円} \times \frac{A}{280,000\text{人}} \right] \\ &= \frac{B \times 0.782}{A} - 0.016 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（18歳以下人口）

B：当該都道府県の市町村ごとの新制度未移行私立幼稚園の在籍人員数の合計数

280,000人：標準団体の18歳以下人口

77,100円：施設等利用給付費単価（都道府県負担分）

5,816人：標準団体当たりの1号認定子ども等の数

第三項 普通態容補正

地方自治法等の規定によって道府県の行う事務の一部が指定都市、児童相談所設置中核市、中核市及び福祉事務所設置町村に移譲されているので、行政権能差による補正を行うこととしている。すなわち、指定都市、児童相談所設置中核市、中核市及び福祉事務所設置町村の事務移譲については次に掲げる経費について総財政需要額中に占める当該経費の控除後の額の割合をもって補正率とした。

(単位 千円)

経 費 区 分		指定都市	児童相談所 設置中核市	中核市	一般県 (参考)
移 譲 さ れ る 経 費	1 こども育成行政費	173,613	165,253	165,253	352,534
	2 母子保健費	56,522	12,232	12,232	340,144
	3 母子医療対策費	274,224	274,224	274,224	278,497
	4 子ども・子育て支援費	17,400	17,260	17,260	19,027,331
	5 児童措置費	5,413,814	5,413,814	81,455	5,458,739
	6 児童相談所費	823,703	818,303	24,705	1,026,842
	7 児童一時保護所費	89,882	89,882	0	89,882
	8 児童扶養手当及び母子父子寡婦福祉対策費	104,356	104,356	104,356	731,645
	9 青少年保護育成費	21,213	21,213	21,213	21,213
事務移譲経費 計 A		6,974,727	6,916,537	700,698	
標準団体一般財源総額 B		27,611,546	27,611,546	27,611,546	27,611,546
残置一般財源 (B - A) C		20,636,819	20,695,009	26,910,848	
権 能 差 率 $\frac{C}{B}$		0.747	0.750	0.975	
(前年度権能差率)		—	—	—	

(単位 千円)

経 費 区 分		福祉事務所 設置町村
移 譲 さ れ る 経 費	児童措置費	40,728
	児童扶養手当及び母子父子寡婦福祉対策費	55,878
	事務移譲経費 計 A	96,606
標準団体一般財源総額 B		27,611,546
残置一般財源 (B - A) C		27,514,940
権 能 差 率 $\frac{C}{B}$		0.997

第四項 事業費補正

平成18年度に一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金に係る施設整備事業債の元利償還金を算入することとしている。

算定方法は以下のとおりである。

算 式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{\sum_{n=30}^{\text{令5}} (B_n \times C_n) + \sum_{n=\text{令2}}^{\text{令5}} (D_n \times E_n) + \sum_{n=\text{令2}}^{\text{令5}} (F_n \times G_n)}{98,600\text{円} \times A}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B_n：n年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業費（一般財源化分）次世代育成支援対策施設整備交付金に係る地方債の額

C_n：次に掲げる率

C₃₀： 0.03820

C_{令元}： 0.02990

C_{令2}： 0.03011

C_{令3}： 0.00202

C_{令4}： 0.00483

C_{令5}： 0.00665

D_n：n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業（児童相談所整備事業に係るものに限る）に係る地方債の額

E_n：次に掲げる率

E_{令2}： 0.02151

E_{令3}： 0.00144

E_{令4}： 0.00345

E_{令5}： 0.00475

F_n：n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備事業（児童相談所一時保護施設整備事業に係るものに限る）に係る地方債の額

G_n：次に掲げる率

G_{令2}： 0.02151

G_{令3}： 0.00144

G_{令4}： 0.00345

G_{令5}： 0.00475

第五項 経常態容補正

人口に占める「18歳以下人口」の割合が小さい団体に配慮した補正措置を講ずることとしている。

算定方法は以下のとおりである。

算 式

$$(\text{経常態容補正係数}) = \{ (0.154 / 18\text{歳以下人口比率} - 1) \times 0.214 \} \times \text{連乗補正係数}$$

算式の符号

18歳以下人口比率：18歳以下人口（R2年国勢調査）/人口（R2年国勢調査）の数値

0.154：18歳以下人口比率の全国平均

0.214：こども子育て費単位費用中の人口比例経費及び給与費以外の経費の割合

（注）0.154/18歳以下人口比率の値が1.000を下回る場合は1.000とする。

第五節 高齢者保健福祉費

単位費用	(65歳以上人口)	58,200円	測定単位	65歳以上人口
	(75歳以上人口)	98,300円		75歳以上人口

第一款 65歳以上人口を測定単位とするもの

高齢者保健福祉費のうち65歳以上人口を測定単位とするものに適用する補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正及び事業費補正である。

算式 段階補正係数×普通態容補正係数＋（密度補正係数－1）＋（事業費補正係数－1）

第一項 段 階 補 正

測定単位である65歳以上人口の段階ごとの職員数を第一表のように定め、各段階における財政需要額を第二表のとおり積算して、当該財政需要額をそれぞれの段階の測定単位で除して得た単位当たり費用を基礎として、第三表のとおり段階補正係数算出表を定めた。

また、指定都市及び中核市を包括する道府県については、普通態容補正において権能差の補正が行われており、段階補正についても当該道府県が行う高齢者保健福祉に係る行政事務は指定都市及び中核市に係る権能差補正による残分が対象となるべきと考えられるため、段階補正に用いる人口は、権能差補正後の人口によることとしている。

なお、令和6年度における権能差補正率は、指定都市にあっては0.962、中核市にあっては0.962としている。また、この補正率において指定都市及び中核市に対して移譲された事務に係る施設整備費を反映している。

第一表 65歳以上人口段階ごとの職員配置表

区分 65歳以上人口段階	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
千人	人	人	人	人
180	1	7	18	26
240	1	8	19	28
340	1	8	20	29
430	1	8	21	30
530（標準団体）	1	8	22	31
670	1	9	24	34
840	1	9	26	36
1,200	2	10	28	40
1,500	2	11	32	45
2,000	3	14	34	51

第二表 65歳以上人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 経費区分	千人 180	240	340	430	(標準団体) 530	670	840	1,200	1,500	2,000
給 与 費	165,750	179,510	184,910	190,310	195,710	214,870	225,670	254,860	284,820	330,730
65歳以上人口 比 例 経 費	9,852,660	13,136,880	18,610,580	23,536,910	29,010,432	36,673,790	45,979,080	65,684,400	82,105,500	109,474,000
その他の経費	1,579,094	1,620,678	1,650,821	1,621,053	1,621,912	1,699,570	1,764,254	1,844,345	1,924,935	2,561,490
一般財源 計	11,597,504	14,937,068	20,446,311	25,348,273	30,828,054	38,588,230	47,969,004	67,783,605	84,315,255	112,366,220
単位当たり費用Z (円)	64,431	62,238	60,136	58,949	58,200	57,594	57,106	56,486	56,210	56,183
Z／単位費用	1.107	1.069	1.033	1.013	1.000	0.990	0.981	0.971	0.966	0.965

第三表 段階補正係数算出表

65歳以上人口		段階補正係数
～	240千人	$\frac{1}{P}$ (0.95 P + 28,400)
240 ～	340千人	$\frac{1}{P}$ (0.95 P + 28,400)
340 ～	430千人	$\frac{1}{P}$ (0.94 P + 31,800)
430 ～	530千人	$\frac{1}{P}$ (0.94 P + 31,800)
530 ～	670千人	$\frac{1}{P}$ (0.95 P + 26,500)
670 ～	840千人	$\frac{1}{P}$ (0.95 P + 26,500)
840 ～	1,200千人	$\frac{1}{P}$ (0.94 P + 34,900)
1,200 ～	1,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.95 P + 22,900)
1,500千人 ～		$\frac{1}{P}$ (0.97 P + △ 7,100)

(注) P = 当該団体の65歳以上人口 (権能差補正後)

第二項 密度補正

密度補正は、居宅等・施設別の介護サービス受給者数の密度及び介護保険の1号保険料軽減措置に伴う保険料軽減被保険者数の密度による補正を適用する。

この補正は、65歳以上人口を測定単位として高齢者保健福祉費に係る基準財政需要額を算定する場合に、65歳以上人口と介護サービス受給者数及び保険料軽減被保険者数が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている介護給付費負担金及び1号保険料軽減措置に係る経費を基準として、居宅等・施設別の介護サービス受給者数及び保険料軽減被保険者数の多寡により需要額を割増し又は割落としするために適用する。

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数}-1) &= \frac{1}{A \times 58,200\text{円}} \times (237,100\text{円} \times B + 606,100\text{円} \times C \\
 &\quad - 27,211,750\text{千円} \times \frac{A}{530,000\text{人}}) \\
 &\quad + \frac{1}{A \times 58,200\text{円}} \times (3,591\text{円} \times D - 446,048\text{千円} \times \frac{A}{530,000\text{人}}) \\
 &= \left[\frac{4.074 B + 10.414 C}{A} - 0.882 \right] + \left[\frac{0.062 D}{A} - 0.014 \right]
 \end{aligned}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値

B : 居宅介護サービス等受給者数 (居宅介護サービス受給者数と地域密着型サービス受給者数の合計数)

C : 施設介護サービス受給者数

237,100円 : 居宅介護サービス等受給者1人当たりの介護給付費負担金単価

606,100円 : 施設介護サービス受給者1人当たりの介護給付費負担金単価

27,211,750千円 : 標準団体に於いて算入されている介護給付費負担金の額

D : 補正後保険料軽減被保険者数

補正後保険料軽減被保険者数の計算方法は、次の算式によって所得段階別1号被保険者数に補正率を乗じたものとする。

(算式) = (第1段階被保険者数) × 0.850 + (第2段階被保険者数) × 1.000 + (第3段階被保険者数) × 0.025

3,591円 : 補正後保険料軽減被保険者1人当たりの1号保険料軽減措置に係る単価

446,048千円 : 標準団体に於いて算入されている1号保険料軽減措置に係る経費

第三項 普通態容補正

行政権能差につき、次に示すところによって補正率を算出し、指定都市及び中核市のそれぞれの65歳以上人口に、当該補正率を乗じて得た数と一般市町村の65歳以上人口の合計数を65歳以上人口で除して得た率をもって普通態容補正係数とした。

なお、平成16年度より行政質量差については、算定の簡素化の観点から地域振興費において一括適用することとしている。

単位費用算定の基礎となった標準団体行政経費は、道府県内の市町村が全て指定都市又は中核市以外の市町村からなるものとして積算されているので、指定都市又は中核市のある道府県分にあつては、当該指定都市又は中核市がある道府県として不要になる経費を減額するため権能差による補正を行うこととしている。

具体的には、道府県内の全市町村が指定都市又は中核市であると仮定した場合の需要額を基礎として補正率を算出している。

第四表 指定都市県・中核市県不要一般財源額算出表

(単位：千円)

区分		指定都市県不要一般財源	中核市県不要一般財源
不要となる経費	1 高齢者福祉費	1,026,893	1,019,956
	2 高齢者保健費	29,960	29,960
	3 介護保険費	112,037	103,840
	4 追加財政需要額	0	0
	5 給与改善費	0	0
	6 施設整備費	16,796	16,796
	計 A	1,185,686	1,170,552
標 団 一 財 総 額 B		30,828,054	30,828,054
残 置 一 般 財 源 (B - A) C		29,642,368	29,657,502

(1) 指定都市県

$$\text{権能差} = \frac{\text{残置一般財源 } C}{\text{標団一般総額 } B} = \frac{29,642,368}{30,828,054} = 0.962$$

(2) 中核市県

$$\text{権能差} = \frac{\text{残置一般財源 } C}{\text{標団一般総額 } B} = \frac{29,657,502}{30,828,054} = 0.962$$

第四項 事業費補正

平成18年度に一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等(30床以上の大規模な介護医療院の新設を含む。)に係る施設整備事業債の元利償還金を算入することとしている。

算定方法は以下のとおりである。

算 式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{\sum_{n=18}^{5} (B_n \times C_n)}{58,200\text{円} \times A}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値

B_n : n年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業費(一般財源化分)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等(30床以上の大規模な介護医療院の新設を含む。)に係る地方債の額

C_n : 次の表に掲げる率 (H18年度債～H23年度債：100%算入の理論償還率、H24年度債～：70%算入の理論償還率)

同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
乗率	0.053	0.052	0.05268	0.05598	0.05605	0.05631	0.04010	0.04112	0.040	0.038
同意等年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5		
乗率	0.0379	0.0379	0.03820	0.02990	0.03011	0.00202	0.00483	0.00665		

第二款 75歳以上人口を測定単位とするもの

高齢者保健福祉費のうち75歳以上人口を測定単位とするものに適用する補正は、密度補正及び数値(75歳以上人口)急増補正Ⅰである。

算式 1 + (密度補正係数 - 1) + (数値(75歳以上人口)急増補正Ⅰ - 1)

第一項 密 度 補 正

密度補正は、保険料軽減措置に伴う保険料軽減被保険者数の密度による補正を適用する。

この補正は、75歳以上人口を測定単位として高齢者保健福祉費に係る基準財政需要額を算定する場合に、75歳以上人口と保険料軽減被保険者数が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている保険料軽減措置に係る経費を基準として、保険料軽減被保険者数の多寡により需要額を割増し又は割落としするために適用する。

算 式

$$\begin{aligned} (\text{密度補正係数} - 1) &= \frac{1}{A \times 98,300\text{円}} \times (19,142\text{円} \times B - 4,935,378\text{千円} \times \frac{A}{320,000\text{人}}) \\ &= \frac{0.195}{A} B - 0.157 \end{aligned}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値

B : 補正後保険料軽減被保険者数

補正後保険料軽減被保険者数の計算方法は、次の算式によって均等割軽減被保険者数に補正率を乗じたものとする。

(算式) = (均等割7割軽減被保険者数) × 1.4
+ (均等割5割軽減被保険者数) × 1.0 + (均等割2割軽減被保険者数) × 0.4

19,142円 : 補正後保険料軽減被保険者1人当たりの保険料軽減措置に係る単価

4,935,378千円 : 標準団体において算入されている保険料軽減措置に係る経費

第二項 75歳以上人口急増補正Ⅰ (数値代置)

75歳以上人口が急増している団体については、住民基本台帳登載の75歳以上人口の増加率を指標として75歳以上人口急増補正Ⅰ(数値代置)を行う。

令和6年度においては、令和6年1月1日現在の数値を令和3年1月1日現在の数値で除して得た率(75歳以上人口急増率)によって算定し、この75歳以上人口急増率が増加団体(特に増加が著しい団体を除く。)の全国平均増加率1.080を超える団体について適用する。

なお、保険料軽減措置に係る経費については、最新の基礎数値を用いて補正し、重ねて急増補正を適用する必要がないため、補正の対象から除くこととしており、令和6年度は0.843を乗じることとした。

算 式

$$(\text{75歳以上人口急増補正Ⅰ係数} - 1) = \left(\frac{\text{令和6年1月1日現在の住民基本台帳登載の75歳以上人口}}{\text{令和3年1月1日現在の住民基本台帳登載の75歳以上人口}} - 1.080 \right) \times 0.843$$

算式の符号

1.080 : 全国平均増加率(特に増加が著しい団体を除く増加団体平均)

0.843 : $\frac{\text{標準団体一般財源} - \text{急増補正対象外経費}}{\text{標準団体一般財源}} = \frac{26,520,170\text{千円}}{31,455,548\text{千円}}$

第六節 労 働 費

単位費用	450円	測定単位	人口

労働費に適用する補正は、段階補正のみである。

第一項 段 階 補 正

人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用(第二表中Z)を求めた。さらに各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三段階の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの職員数

人口段階 / 区分	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
千人	人	人	人	人
600	2	20	21	43
800	2	25	26	53
1,100	3	30	31	64
1,400	3	36	37	76
1,700 (標準団体)	3	39	41	83
2,100	3	48	50	101
2,500	3	54	57	114
3,500	5	72	75	152
6,000	9	117	122	248
8,000	11	152	160	323

第二表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階 / 経費区分	千人 600	800	1,100	1,400	(標準団体) 1,700	2,100	2,500	3,500	6,000	8,000
給 与 費	321,648	384,800	456,160	527,307	571,856	694,731	769,128	1,035,359	1,671,056	2,175,278
そ の 他 経 費	131,033	150,822	168,881	188,162	193,541	217,524	241,446	312,886	478,593	612,294
一般財源 計	452,681	535,622	625,041	715,469	765,397	912,255	1,010,574	1,348,245	2,149,649	2,787,572
単位当たり費用Z (円)	754	670	568	511	450	434	404	385	358	348
Z / 単位費用	1.676	1.489	1.262	1.136	1.000	0.964	0.898	0.856	0.796	0.773

第三表 段階補正係数算出表

人 口		段階補正係数	
～	800千人	$\frac{1}{P}$	(0.92 P + 454,000)
800	～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$	(0.66 P + 662,000)
1,100	～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$	(0.67 P + 651,000)
1,400	～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$	(0.37 P + 1,071,000)
1,700	～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$	(0.81 P + 323,000)
2,100	～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$	(0.55 P + 869,000)
2,500	～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$	(0.75 P + 369,000)
3,500	～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$	(0.71 P + 509,000)
6,000千人	～	$\frac{1}{P}$	(0.71 P + 509,000)

(注) P = 当該団体の人口

第五章 産業経費

第一節 農業行政費

単位費用	117,000円	測定単位	農家数

農業行政費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ、密度補正Ⅲ、密度補正Ⅳ、事業費補正及び数値（農家数）急減補正である。

算式

段階補正係数×密度補正Ⅰ係数＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（密度補正Ⅲ係数－1）＋（密度補正Ⅳ係数－1）
 ＋（事業費補正係数－1）＋（農家数急減補正係数－1）

第一項 段階補正

測定単位（農家数）の団体分布の状況を勘案して農家数段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中Z）を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 農家数段階ごとの職員配置表

区分 農家数段階	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
戸	人	人	人	人
20,000	12	134	303	449
25,000	12	142	317	471
35,000	12	160	348	520
45,000（標準団体）	12	168	370	550
65,000	12	239	472	723
85,000	12	299	559	870

第二表 農家数段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

農家数段階		戸			（標準団体）		
区分		20,000	25,000	35,000	45,000	65,000	85,000
給与費	歳 出 a	2,892,083	3,036,265	3,360,235	3,552,422	4,713,243	5,693,154
	歳入（交付金等） b	10,175	11,307	15,359	19,692	30,660	36,315
	差 引 一 般 財 源 （a－b） c	2,881,908	3,024,958	3,344,876	3,532,730	4,682,583	5,656,839
事業費（一般財源） d		1,413,958	1,421,245	1,575,564	1,733,612	2,524,730	3,217,611
一 般 財 源 総 計 （c＋d）		4,295,866	4,446,203	4,920,440	5,266,342	7,207,313	8,874,450
単 位 当 た り 費 用 Z （円）		214,800	177,800	140,600	117,000	110,900	104,400
Z ／ 単 位 費 用		1.835	1.520	1.203	1.000	0.948	0.892

第三表 段階補正係数算出表

農家数		段階補正係数
～	25,000戸	$\frac{1}{P}$ (0.26 P + 31,500)
25,000戸	～ 35,000戸	$\frac{1}{P}$ (0.41 P + 27,750)
35,000戸	～ 45,000戸	$\frac{1}{P}$ (0.29 P + 31,950)
45,000戸	～ 65,000戸	$\frac{1}{P}$ (0.83 P + 7,650)
65,000戸	～	$\frac{1}{P}$ (0.71 P + 15,450)

(注) P＝当該団体の農家数

第二項 密度補正

1 密度補正 I

農家数当たりの作付延べ面積が大きい団体は、小さい団体に比して土地改良施設の維持管理等に係る経費が多くなることが考えられるため密度補正 I を適用し、経費の割増しを行うこととした。ただし、農家数当たりの作付延べ面積が小さくても一定の経費は必要であるため割落としは行わないこととした。算定方法は以下のとおりである。

(1) 密度の算定

$$\frac{\text{作付延べ面積}}{\text{農家数}} \times 100 \quad (\text{小数点以下第 1 位四捨五入})$$

(2) 密度補正係数

密度段階を第一表 C 欄のように定め、各段階における単位当たり費用（第一表中 Z）を求め、さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用の比を求め、これを基礎として、第二表の密度補正係数算出表を定めた。

第一表 密度段階ごとの財政需要額

農家数	作付延べ面積	$\frac{B}{A} \times 100$	土地改良施設の維持管理等に係る財政需要額	D-865,580千円	E+標準団体一般財源総額	単位当たり費用 $\left(\frac{F}{45,000} \right)$	$\frac{Z}{\text{単位費用}}$
A	B	C	D	E	F	Z	
戸	ha		千円	千円	千円	円	
45,000	80,000	178	865,580	0	5,266,342	117,000	1.000
45,000	92,000	204	1,081,975	216,395	5,482,737	122,000	1.043
45,000	104,000	231	1,168,533	302,953	5,569,295	124,000	1.060
45,000	116,000	258	1,341,649	476,069	5,742,411	128,000	1.094
45,000	160,000	356	1,817,718	952,138	6,218,480	138,000	1.179
45,000	203,000	451	3,419,041	2,553,461	7,819,803	174,000	1.487

第二表 密度補正係数算出表

密度		密度補正係数
178 ～	204	$\frac{1}{P} (1.34 P + -60.52)$
204 ～	231	$\frac{1}{P} (1.18 P + -27.88)$
231 ～	258	$\frac{1}{P} (1.39 P + -76.39)$
258 ～	356	$\frac{1}{P} (1.40 P + -78.97)$
356 ～		$\frac{1}{P} (2.65 P + -523.97)$

(注) P = 当該団体の密度

2 密度補正Ⅱ

密度補正Ⅱは、一般財源化された協同農業普及事業交付金に係る経費について、その所要額が測定単位である農家数に必ずしも比例しないため、協同農業普及事業交付金の交付基準であった基幹的農業従事者数、耕地面積、市町村数に応じて需要額を割増し又は割落とする補正である。算定方法は以下のとおりである。

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正Ⅱ係数} - 1) &= \frac{4,500\text{円} \times \left[A - \frac{35,000\text{人} \times \text{農家数}}{45,000\text{戸}} \right] + 1,300\text{円}}{\text{単位費用} (=117,000\text{円}) \times \text{農家数}} \\
 &\quad \times \left[B - \frac{70,000\text{ha} \times \text{農家数}}{45,000\text{戸}} \right] + 1,184,400\text{円} \times \left[C - \frac{44 \times \text{農家数}}{45,000\text{戸}} \right] \\
 &= \frac{0.0385 \times A + 0.0111 \times B + 10.1231 \times C}{\text{農家数}} - 0.0571
 \end{aligned}$$

算式の符号

A : 2020年農林業センサスにおける基幹的農業従事者数

B : 2020年農林業センサスにおける耕地面積 (単位 : ha)

C : 令和2年2月1日現在の市町村数

4,500円 : 基幹的農業従事者数1人当たり単価

1,300円 : 耕地面積1ha当たり単価

1,184,400円 : 1市町村当たり単価

35,000人 : 標準団体における基幹的農業従事者数

70,000ha : 標準団体における耕地面積

44市町村 : 標準団体における市町村数

45,000戸 : 標準団体における農家数

3 密度補正Ⅲ

密度補正Ⅲは、国が行う「多面的機能支払交付金」(旧「農地・水保全管理支払交付金」)及び「環境保全型農業直接支払交付金」と連携して、農地・農業用水等の維持管理・保全向上に取り組む地域活動組織に対して行う支援に要する経費について、その所要額が測定単位である農家数に必ずしも比例しないため、国の支援基準である農地(田、畑、草地)の面積に応じて需要額を割増し又は割落とする補正である。算定方法は以下のとおりである。

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正Ⅲ係数}-1) &= \frac{6,110\text{円} \times A + 3,900\text{円} \times B + 550\text{円} \times C - 379,000,000\text{円} \times \frac{\text{農家数}}{45,000\text{戸}}}{\text{単位費用}(=117,000\text{円}) \times \text{農家数}} \\
 &= \frac{0.0522 \times A + 0.0333 \times B + 0.0047 \times C}{\text{農家数}} - 0.0720
 \end{aligned}$$

算式の符号

A : 2020年農林業センサスにおける田の面積 (単位 : ha)

B : 2020年農林業センサスにおける畑(樹園地を含む)の面積 (単位 : ha)

C : 2020年農林業センサスにおける草地の面積 (単位 : ha)

6,110円 : 田 1 ha当たり単価

3,900円 : 畑 1 ha当たり単価

550円 : 草地 1 ha当たり単価

379,000,000円 : 標準団体における所要経費

45,000戸 : 標準団体における農家数

4 密度補正Ⅳ

密度補正Ⅳは、国が行う「中山間地域等直接支払交付金」と連携して、農業生産条件の不利を補正することにより、中山間地域等において、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動に取り組む地域活動組織に対する支援に要する経費について、その所要額が測定単位である農家数に必ずしも比例しないため、国の支援基準である農地(中山間地域の田、畑、草地)の面積に応じて需要額を割増し又は割落としするもの。算定方法は以下のとおりである。

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正Ⅳ係数}-1) &= \frac{8,800\text{円} \times A + 4,820\text{円} \times B + 4,400\text{円} \times C - 209,000,000\text{円} \times \frac{\text{農家数}}{45,000\text{戸}}}{\text{単位費用}(=117,000\text{円}) \times \text{農家数}} \\
 &= \frac{0.0752 \times A + 0.0412 \times B + 0.0376 \times C}{\text{農家数}} - 0.0397
 \end{aligned}$$

算式の符号

A : 2020年農林業センサスにおける中山間地域の田の面積 (単位 : ha)

B : 2020年農林業センサスにおける中山間地域の畑(樹園地を含む)の面積 (単位 : ha)

C : 2020年農林業センサスにおける中山間地域の草地の面積 (単位 : ha)

8,800円 : 中山間地域の田 1 ha当たり単価

4,820円 : 中山間地域の畑 1 ha当たり単価

4,400円 : 中山間地域の草地 1 ha当たり単価

209,000,000円 : 標準団体における所要経費

45,000戸 : 標準団体における農家数

第三項 事業費補正

国営土地改良事業、国立研究開発法人森林研究・整備機構営土地改良事業及び独立行政法人水資源機構営土地改良事業に伴う地方負担額で、平成14年度以降に償還を開始するものについては、B類型（ダム）及びA類型（ダム以外）に分けて算入することとしている。（平成13年度以前から償還を継続しているものについては従来どおり措置）。

また、国営土地改良事業、国立研究開発法人森林研究・整備機構営土地改良事業及び独立行政法人水資源機構営土地改良事業のうち地方負担額を直入方式により支払う場合については、当該負担金に係る一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金を算入することとしている。

なお、一般公共事業債及び公共事業等債のうち平成14年度以降同意等債については、事業費補正の見直しにより、B類型（ダム）に限り元利償還金を算入しており、A類型（ダム以外）については、単位費用により算入している。

平成22年度以降において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統、農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業）に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、減収補填債、補正予算債、財源対策債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。ダムに係るものに限る。）及び地方道路等整備事業のうちふるさと農道緊急整備事業に係る地方債の元利償還金については、平成21年度以前に着手した継続事業に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

区分	対象事業	対象工種
国営事業 (昭和63年4月1日以降に 事業が完了したものに限る。)	国営かんがい排水事業 畑地帯総合土地改良パイロット事業 国営農用地再編開発事業 国営農用地開発事業 国営農用地再編整備事業 農用地再編整備事業 直轄干拓事業 国営総合農地防災事業 (「併せ行う事業(県営規模の事業であって国の行うもの)」を含む。) 並びに都道府県の負担金に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理及び鳥獣害防止施設
国立研究開発法人 森林研究・整備機構営事業 (平成元年4月1日以降に 事業が完了したものに限る。)	農用地総合整備事業 農用地等緊急保全整備事業 広域農業開発事業 畜産基地建設事業 (「併せ行う事業(県営規模の事業であって公団の行うもの)」を含む。) 並びに都道府県の負担金に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	同 上
独立行政法人水資源機構営事業 (平成元年4月1日以降に 事業が完了したものに限る。)	かんがい排水事業 (「併せ行う事業(県営規模の事業であって公団の行うもの)」を含む。) 並びに都道府県の負担金に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	同 上
都道府県営事業 (農業生産基盤整備系統 －事業分類A)	かんがい排水、ほ場整備、諸土地改良、畑地帯総合土地改良、農用地開発、農村総合整備及び中山間総合整備に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	同 上
都道府県営事業 (農業生産基盤整備系統 －事業分類B)	農地防災、農地保全、農村環境保全対策、農業用施設等災害関連及び鉱毒対策に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	同 上
都道府県営事業 団体営事業	防災重点農業用ため池緊急整備に充てた公共事業等債の元利償還金	—
地方単独事業	ふるさと農道緊急整備事業に充てた臨時地方道整備事業債及び地方道路等整備事業債の元利償還金	—

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{事業費補正係数}-1) = & \frac{B \times 0.35 + C \times 0.35 + D \times 0.35 + E \times 0.45 + F \times 0.45 + G \times 0.45 +}{117,000\text{円} \times A} \\
 & \frac{H \times 0.30 + I \times 0.30 + J \times 0.30 + K \times 0.20 + L \times 0.20 + M \times 0.20 +}{\sum_{n=22}^{\text{令5}} (N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{\text{令5}} (P_n \times Q_n) + \sum_{n=22}^{\text{令5}} (R_n \times S_n) + \sum_{n=21}^{\text{令5}} (T_n \times U_n)} \\
 & + \frac{\sum_{n=\text{令3}}^{\text{令5}} (V_n \times W_n) + \sum_{n=22}^{\text{令5}} (X_n \times Y_n) + \sum_{n=16}^{20} (Z_n \times A_n) + \sum_{n=16}^{20} (AB_n \times AC_n)}{\sum_{n=21}^{24} (AD_n \times AE_n) + \sum_{n=21}^{24} (AF_n \times AG_n)}
 \end{aligned}$$

算式の符号

- A：測定単位の数値
- B：国営土地改良事業に係る地方負担額（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条の2第1項第3号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものを除く。以下同様。）のうち平成13年度以前に償還を開始したもの（総務大臣通知額）
- C：国立研究開発法人森林研究・整備機構営土地改良事業に係る地方負担額（旧農用地整備公団法施行令（昭和49年政令第205号）第14条第2項に規定する方法により支払われるものを除く。以下同様。）のうち平成13年度以前に償還を開始したもの（総務大臣通知額）
- D：独立行政法人水資源機構営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成13年度以前に償還を開始したもの（総務大臣通知額）
- E：国営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム）（総務大臣通知額）
- F：国立研究開発法人森林研究・整備機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム）（総務大臣通知額）
- G：独立行政法人水資源機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム）（総務大臣通知額）
- H：国営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成22年度迄実施事業）（総務大臣通知額）
- I：国立研究開発法人森林研究・整備機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成22年度迄実施事業）（総務大臣通知額）
- J：独立行政法人水資源機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成22年度迄実施事業）（総務大臣通知額）
- K：国営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成23年度以降実施事業）（総務大臣通知額）
- L：国立研究開発法人森林研究・整備機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成23年度以降実施事業）（総務大臣通知額）
- M：独立行政法人水資源機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成23年度以降実施事業）（総務大臣通知額）
- N_n：n年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（平成22年度～令和5年度にあっては、平成21年度以前に着手した継続事業に限る。）の同意等額（ダムに係るものに限る。）（総務大臣通知額）

O_n：次の表に掲げる率（50％算入の理論償還率）

n 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗 率	0.045	0.044	0.044	0.044	0.043	0.042	0.0422	0.0422	0.04180	0.04180	0.04219	0.00175
n 同意等年度	R4	R5										
乗 率	0.00350	0.00450										

P_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（平成22年度～令和5年度にあつては、平成21年度以前に着手した継続事業に限る。）の同意等額（平成20年度～令和2年度にあつてはダムに係るもの、令和3年度～令和5年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものに限る。）（総務大臣通知額）

Q_n： 次の表に掲げる率（50％算入の理論償還率）

n 同意等年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
乗 率	0.045	0.045	0.027	0.026	0.026	0.025	0.024	0.0241	0.0241	0.02364	0.02337	0.02377
n 同意等年度	R3	R4	R5									
乗 率	0.00325	0.00550	0.00700									

R_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第52条の2第1項第3号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債に係る同意等額（ダムに係るものに限る。）（総務大臣通知額）

S_n： 次の表に掲げる率（50％算入の理論償還率）

n 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗 率	0.045	0.044	0.044	0.044	0.043	0.042	0.0422	0.0422	0.04180	0.04180	0.04219	0.00175
n 同意等年度	R4	R5										
乗 率	0.00350	0.00450										

T_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第52条の2第1項第3号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債に係る同意等額（ダムに係るものに限る。）（総務大臣通知額）

U_n： 次の表に掲げる率（50％算入の理論償還率）

n 同意等年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
乗 率	0.045	0.045	0.027	0.026	0.026	0.025	0.024	0.0241	0.0241	0.02364	0.02337	0.02377
n 同意等年度	R3	R4	R5									
乗 率	0.00325	0.00550	0.00700									

V_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）に係る地方債の同意等額（総務大臣通知額）

W_n： 次の表に掲げる率（50％算入の理論償還率）

n 同意等年度	R3	R4	R5
乗 率	0.00325	0.00550	0.00700

X_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における都道府県の負担金（旧農用地整備公団法施行令第14条第2項に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務における都道府県の負担金に係る地方債の同意等額（ダムに係るものに限る。）（総務大臣通知額）

Y_n： 次の表に掲げる率（50％算入の理論償還率）

n 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗 率	0.045	0.044	0.044	0.044	0.043	0.042	0.0422	0.0422	0.04180	0.04180	0.04219	0.00175
n 同意等年度	R4	R5										
乗 率	0.00350	0.00450										

Z_n： 平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうちふさと農道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分を除く。）

AA_n： 次の表に掲げる率（30％算入の理論償還率）

n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20
乗 率	0.018	0.016	0.016	0.016	0.01580

AB_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分に限る。）（総務大臣指定）

AC_n：次の表に掲げる率

（50％算入の理論償還率）

n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20
乗 率	0.030	0.027	0.027	0.026	0.02634

AD_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと農道緊急整備事業（平成22年度～平成24年度にあつては、平成21年度以前に着手した継続事業に限る。）に係るものの同意等額（財対債分を除く。）

AE_n：次の表に掲げる率（30％算入の理論償還率）

n 同意等年度	H21	H22	H23	H24
乗 率	0.01679	0.01682	0.01689	0.01719

AF_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分に限る。）（総務大臣指定）

AG_n：次の表に掲げる率（50％算入の理論償還率）

n 同意等年度	H21	H22	H23	H24
乗 率	0.02799	0.02803	0.02816	0.02865

第四項 数値(農家数)急減補正

農家数の急激な減少に伴う基準財政需要額の急減を緩和するため、当該減少する一定額を割増しするものである。

$$\text{算 式} \quad \left(\frac{2015\text{年農林業センサスによる農家数}}{2020\text{年農林業センサスによる農家数}} - 1 \right) \times 0.2$$

第二節 林 野 行 政 費

単位費用	5,310円	測定単位	公有以外の林野の面積
	15,500円		公有林野の面積

第一款 公有以外の林野の面積を測定単位とするもの

林野行政費のうち公有以外の林野の面積を測定単位とするものに適用する補正は、段階補正、密度補正及び事業費補正である。

算式 段階補正係数＋（密度補正係数－１）＋（事業費補正係数－１）

第一項 段 階 補 正

測定単位（公有以外の林野の面積）の数値段階ごとの団体分布の状況を勘案して数値段階を第一表表側のように定め、それぞれの段階ごとに第一表表頭のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり単位費用の積算と同様に想定した標準団体について標準経費を算定して一般財源所要額を求め、これらをそれぞれの林野面積で除して単位当たり費用（第二表中Ｚ）を求めた。更に各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第三表の段階補正算出表を求めた。

第一表 段階ごとの職員配置表

（単位：人）

数値段階 \ 職員	課 長	職 員 A	職 員 B	計
66,000ha	3	18	40	61
132,000ha	4	27	63	94
220,000ha	4	30	71	105
309,000ha	4	32	74	110
397,000ha	4	38	89	131
529,000ha	7	44	103	154
1,323,000ha	8	102	250	360

第二表 数値段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

数値段階 \ 区分		66,000ha	132,000ha	220,000ha	309,000ha (標準団体)	397,000ha	529,000ha	1,323,000ha
給与費	歳 出 a	408,307	619,064	687,881	721,738	852,709	1,008,885	2,299,094
	歳入(交付金等) b	12,529	15,293	16,324	16,895	18,333	19,855	34,072
	差引一般財源 (庁費)(a－b) c	395,778	603,771	671,557	704,843	834,376	989,030	2,265,022
森林の経営管理に関する経費(一般財源) d		27,638	55,277	92,128	129,398	166,249	221,526	554,024
その他の事業費(一般財源) e		247,616	489,150	780,981	805,695	1,029,547	1,342,024	3,277,469
一般財源総計 (c＋d＋e)		671,032	1,148,198	1,544,666	1,639,936	2,030,172	2,552,580	6,096,515
単位当たり費用 Z (円)		10,170	8,700	7,020	5,310	5,110	4,830	4,610
Z / 単位費用		1.915	1.638	1.322	1.000	0.962	0.910	0.868

第三表 段階補正係数算出表

公有以外の林野の面積(ha)	段階補正係数
～132,000ha	$\frac{1}{P}$ (1.36 P + 36,880)
132,000～220,000ha	$\frac{1}{P}$ (0.85 P + 104,200)
220,000～309,000ha	$\frac{1}{P}$ (0.20 P + 247,200)
309,000～397,000ha	$\frac{1}{P}$ (0.83 P + 52,530)
397,000～529,000ha	$\frac{1}{P}$ (0.75 P + 84,290)
529,000ha～	$\frac{1}{P}$ (0.84 P + 36,680)

P：公有以外の林野の面積(ha)

第二項 密度補正

森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等（この項において、森林整備等という。）の経費を措置するため、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口の大小により、需要額の割増し又は割落としをするための補正である。

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数}-1) &= \frac{1}{5,310\text{円} \times A} \times \left\{ \left[B \times 502\text{円} + C \times 21,067\text{円} + D \times 13\text{円} \right. \right. \\
 &\quad \left. \left. - \left[129,398\text{千円} \times \frac{A}{309,000\text{ha}} \right] \right\} \\
 &= \frac{B \times 502\text{円} + C \times 21,067\text{円} + D \times 13\text{円}}{5,310\text{円} \times A} - 0.0789
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積

C：森林環境譲与税の譲与の基準となる林業就業者数

D：森林環境譲与税の譲与の基準となる人口

502円：森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積1ha当たりの森林整備等に係る経費

21,067円：森林環境譲与税の譲与の基準となる林業就業者数1人当たりの森林整備等に係る経費

13円：森林環境譲与税の譲与の基準となる人口1人当たりの森林整備等に係る経費

129,398千円：標準団体に算入する森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の一般財源所要額

309,000ha：標準団体における公有以外の林野の面積

5,310ha：単位費用

第三項 投資態容補正

事業費補正

臨時地方道整備事業債及び地方道路等整備事業債（ふるさと林道分）、単独林道及びふるさと一般林道整備事業に係る一般単独（一般）事業債、一般補助施設整備等事業債（特定間伐促進等対策分）の元利償還金を理論的に算入するものである。

算式

$$(\text{事業費補正係数} - 1) = \frac{\sum_{n=16}^{24} (B_n \times C_n) \times + \sum_{n=16}^{24} (D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22} (F_n \times G_n)}{5,310\text{円} \times A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B_n：平成n年度において発行について許可又は同意を得た臨時地方道整備事業及び地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと林道分に係る同意等額（財源対策債分を除く。）

C_n：次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

n 同意等年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗 率	0.018	0.016	0.016	0.016	0.01580	0.01679	0.01682	0.01689	0.01719

D_n：平成n年度において発行について許可又は同意を得た臨時地方道整備事業及び地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと林道分に係る同意等額（財源対策債分に限る。）

E_n：次の表に掲げる率

(50%算入の理論償還率)

n 同意等年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗 率	0.030	0.027	0.027	0.026	0.02634	0.02799	0.02803	0.02816	0.02865

F_n：平成n年度において発行について許可又は同意を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債のうち特定間伐促進等対策分に係る同意等額

G_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	20	21	22
乗 率	0.01580	0.01679	0.01682

5,310円：単位費用

第二款 公有林野の面積を測定単位とするもの

林野行政費のうち公有林野の面積を測定単位とするものに適用する補正はない。

第三節 水 産 行 政 費

単位費用	365,000円	測定単位	水産業者数

水産行政費に適用する補正は、段階補正及び数値(水産業者数)急減補正である。

算式 段階補正係数＋(水産業者数急減補正係数－1)

第一項 段 階 補 正

測定単位の数値段階を第一表のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表の表中「Z」）を求めた。更に、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、「第三表 段階補正係数算出表」を定めた。

なお、「第二表 人口段階ごとの財政需要額」のうち給与費については、「第一表 人口段階ごとの職員配置表」に基づき各段階における給与費総額から交付金等を控除し算出したものである。

事業費については、単位費用の積算の根拠となった標準団体における事業費を基礎とし、段階別数値の多少に応じ増減して算定した。なお、その他の経費（一般財源化・交付金化）については、平成17年度及び18年度に一般財源化したもの及び交付金化したものを、測定単位比例としている。

第一表 人口段階ごとの職員配置表

(単位：人)

数値段階	職員	課 長	職 員 A	職 員 B	計
45			3	7	10
135			5	13	18
270			7	18	25
540	1		10	25	36
1,080	1		16	34	51
1,800(標準団体)	2		19	43	64
2,340	2		23	51	76
3,510	2		32	73	107
5,490	3		45	105	153
11,250	5		88	199	292

第二表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

数値段階	45	135	270	540	1,080	1,800	2,340	3,510	5,490	11,250
区分	人					(標準団体)				
給 与 費	68,153	117,056	160,550	232,910	331,631	417,733	496,344	694,306	992,572	1,900,402
事 業 費	15,434	42,957	57,292	91,960	129,197	138,920	178,502	267,279	414,775	849,375
そ の 他 の 経 費 (一般財源化・ 交付金化)	2,488	7,463	14,925	29,851	59,701	99,502	129,353	194,029	303,481	621,888
合 計	86,075	167,476	232,767	354,721	520,529	656,155	804,199	1,155,614	1,710,828	3,371,665
単位当たり費用Z (円)	1,912,778	1,240,563	862,100	656,891	481,971	365,000	343,675	329,235	311,626	299,704
Z／単位費用	5.240	3.399	2.362	1.800	1.320	1.000	0.942	0.902	0.854	0.821

第三表 段階補正係数算出表

数値段階		段階補正係数		
～	135人	$\frac{1}{P}$ (	2.48 P+	124)
135	～ 270人	$\frac{1}{P}$ (	1.32 P+	281)
270	～ 540人	$\frac{1}{P}$ (	1.24 P+	302)
540	～ 1,080人	$\frac{1}{P}$ (	0.84 P+	518)
1,080	～ 1,800人	$\frac{1}{P}$ (	0.52 P+	864)
1,800	～ 2,340人	$\frac{1}{P}$ (	0.75 P+	450)
2,340	～ 3,510人	$\frac{1}{P}$ (	0.82 P+	286)
3,510	～ 5,490人	$\frac{1}{P}$ (	0.77 P+	462)
5,490人	～	$\frac{1}{P}$ (	0.79 P+	352)

(注) P＝当該団体の水産業者数（人）

第二項 数値(水産業者数)急減補正

本費目の測定単位の水産業者数は、漁業センサスの調査結果から求めており、漁業センサスの周期に合わせて5年に一度切り替えを行っている。

令和3年度において、2013年(第13次)漁業センサスから2018年(第14次)漁業センサスへ切り替えたことに伴い、「水産業者数急減補正係数」を導入した。

水産業者数の急激な減少に伴う基準財政需要額の急減を緩和するため、当該減少する一定額を割増しするものである。

算 式

$$(\text{水産業者数急減補正係数}-1) = \left(\frac{\text{2013年漁業センサスによる水産業者数}}{\text{2018年漁業センサスによる水産業者数}} - 1 \right) \times 0.2$$

第四節 商 工 行 政 費

単位費用	2,050円	測定単位	人口

商工行政費に適用する補正は、段階補正及び普通態容補正である。

算式 段階補正係数×普通態容補正係数

第一項 段 階 補 正

測定単位の数値の段階ごとの団体分布の状況を勘案して、職員配置を第一表のように定め、それぞれの段階における財政需要を、単位費用算定の基礎に用いた標準団体の財政需要額算定の例に準じて一般財源額を第二表のように算定し、これをそれぞれの人口段階の数値で除して単位当たり費用を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第三表の段階補正係数算出表を定めた。

また、中小企業支援法施行令第2条に規定する市（以下「中小企業支援市」という。）を包括する道府県については、普通態容補正において権能差による割落としの補正が行われており、段階補正についても当該道府県が行う行政事務は中小企業支援市に係る権能差補正による残分が対象となるべきと考えられるので、段階補正に用いる人口は、権能差補正後の人口によることとしている。

第一表 人口段階ごとの職員配置表

区分 人口段階	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
千人	人	人	人	人
600	10	28	72	110
800	10	30	79	119
1,100	10	30	80	120
1,400	11	30	82	123
1,700 (標準団体)	11	31	87	129
2,100	13	35	102	150
2,500	15	40	112	167
3,500	18	53	145	216
6,000	29	81	222	332
8,000	35	101	284	420

各人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階 経費区分	千人					(標準団体)	2, 100	2, 500	3, 500	6, 000	8, 000
	600	800	1, 100	1, 400	1, 700						
給 与 費	724, 156	778, 676	784, 078	804, 908	840, 269	974, 772	1, 090, 632	1, 407, 605	2, 167, 825	2, 730, 009	
そ の 他 の 経 費	2, 625, 902	2, 665, 748	2, 712, 212	2, 716, 872	2, 754, 139	3, 124, 290	3, 540, 196	4, 437, 781	5, 988, 308	7, 077, 276	
計 (a)	3, 350, 058	3, 444, 424	3, 496, 290	3, 521, 780	3, 594, 408	4, 099, 062	4, 630, 828	5, 845, 386	8, 156, 133	9, 807, 285	
特 定 財 源 (b)	92, 712	93, 818	95, 664	99, 063	106, 510	117, 009	130, 857	175, 830	267, 803	341, 130	
差 引 一 般 財 源 (c)=(a)-(b)	3, 257, 346	3, 350, 606	3, 400, 626	3, 422, 717	3, 487, 898	3, 982, 053	4, 499, 971	5, 669, 556	7, 888, 330	9, 466, 155	
単位当たり費用 Z (円)	5, 429	4, 188	3, 091	2, 445	2, 050	1, 896	1, 800	1, 620	1, 315	1, 183	
Z / 単位費用	2. 648	2. 043	1. 508	1. 193	1. 000	0. 925	0. 878	0. 790	0. 641	0. 577	

第三表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 800千人	$\frac{1}{P}$ (0.23 P + 1,450,000)
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.08 P + 1,570,000)
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$ (0.04 P + 1,614,000)
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$ (0.10 P + 1,530,000)
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.61 P + 663,000)
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.63 P + 621,000)
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.57 P + 771,000)
3,500 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.43 P + 1,261,000)
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.39 P + 1,501,000)

(注) P = 当該団体の人口

第二項 普通態容補正

中小企業支援市所在道府県にあっては、中小企業支援市が中小企業支援事業等に関する事務を行うこととなっているので、その区域内にある中小企業支援市に係るこれらの行政に要する経費を当該道府県の需要額から控除する必要がある。

このため、中小企業支援市所在道府県において次に掲げる経費について標準団体における一般財源総額に占める当該経費の控除後の一般財源の割合を用いて行政権能差に係る補正率とし、中小企業支援市の人口にその補正率を乗じた数値と中小企業支援市以外の人口の合計を人口で除して得た率をもって態容補正係数とした。

標準団体の財政需要額に占める中小企業支援市事務移譲経費（一般財源）

中小企業診断・指導費	40,724 千円
工業技術センター費	24,560 千円
計	65,284 千円 (a)
標準団体の財政需要額	3,487,898 千円 (b)
(b) - (a)	3,422,614 千円 (c)
$\frac{(c)}{(b)}$	0.981 (行政権能差補正率)

補正係数算式

$$(\text{算式}) = \frac{(\text{中小企業支援市の人口} \times \text{行政権能補正率}) + (\text{中小企業支援市以外の人口})}{\text{人口}}$$

第六章 総 務 費

第一節 徴 税 費

単位費用	5,710円	測定単位	世帯数

徴税費に適用する補正は、段階補正である。

段 階 補 正

第一表のとおり段階区分を定め職員数を想定し、第二表のとおり経費を積算して各段階の単位当たり費用を求めた。さらに各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 世帯段階ごとの職員配置表

区分 世帯段階	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
世帯	人	人	人	人
250,000	8	22	69	99
390,000	8	28	84	120
510,000	10	34	103	147
750,000 (標準団体)	10	48	146	204
900,000	12	57	173	242
1,420,000	16	84	257	357
2,500,000	30	142	431	603
3,910,000	42	185	565	792

第二表 世帯段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

世帯段階 経費区分	世帯 250,000	390,000	510,000	750,000 (標準団体)	900,000	1,420,000	2,500,000	3,910,000
給与費	636,760	767,920	940,740	1,289,980	1,531,080	2,250,520	3,815,420	5,018,860
税務手当	6,180	7,462	9,140	12,555	14,901	21,912	37,132	48,829
計 A	642,940	775,382	949,880	1,302,535	1,545,981	2,272,432	3,852,552	5,067,689
その他の経費 B	1,063,224	1,617,888	2,098,283	3,003,682	3,595,112	5,636,165	9,879,225	15,345,827
合計(A+B) C	1,706,164	2,393,270	3,048,163	4,306,217	5,141,093	7,908,597	13,731,777	20,413,516
特定財源 D	6,671	10,165	13,659	20,011	23,466	34,415	65,697	101,224
一般財源(C-D) E	1,699,493	2,383,105	3,034,504	4,286,206	5,117,627	7,874,182	13,666,080	20,312,292
単位当たり費用 Z (円)	6,798	6,111	5,950	5,710	5,686	5,545	5,466	5,195
Z / 単位費用	1.191	1.070	1.042	1.000	0.996	0.971	0.957	0.910

第三表 段階補正係数算出表

世帯数	段階補正係数
～ 390,000世帯	$\frac{1}{P}$ (0.86 P + 82,200)
390,000 ～ 510,000世帯	$\frac{1}{P}$ (0.95 P + 47,100)
510,000 ～ 750,000世帯	$\frac{1}{P}$ (0.91 P + 67,500)
750,000 ～ 900,000世帯	$\frac{1}{P}$ (0.97 P + 22,500)
900,000 ～ 1,420,000世帯	$\frac{1}{P}$ (0.93 P + 58,500)
1,420,000 ～ 2,500,000世帯	$\frac{1}{P}$ (0.94 P + 44,300)
2,500,000世帯 ～	$\frac{1}{P}$ (0.82 P + 344,300)

(注) P = 当該団体の世帯数

第二節 恩 給 費

単位費用	829,000円	測定単位	恩給受給権者数

恩給費に適用する補正はない。

第三節 地 域 振 興 費

単位費用	553円	測定単位	人口

地域振興費に適用する補正は、段階補正Ⅰ、段階補正Ⅱ、密度補正Ⅰ、普通態容補正Ⅰ、普通態容補正Ⅱ（へき地補正）、投資補正、事業費補正、寒冷補正及び数値（人口）急減補正である。

算式 $\{ \text{段階補正Ⅰ係数} \times (\text{普通態容補正Ⅰ係数} + \text{寒冷補正係数}) \} \times 0.5417 + (\text{密度補正Ⅰ係数} - 1) + (\text{普通態容補正Ⅱ係数} - 1) + (\text{投資補正係数} - 1) + (\text{事業費補正係数} - 1) + (\text{数値(人口)急減補正係数} - 1) + \text{段階補正Ⅱ係数} \times 0.4583$

0.4583：単位費用中、消費者行政推進費及び地方創生のための取組にかかる割合

0.5417：単位費用中、消費者行政推進費及び地方創生のための取組以外にかかる割合

第一項 段 階 補 正 Ⅰ

人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中Ｚ）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの職員配置表

人口段階 \ 区分	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
千人	人	人	人	人
600	3	4	5	12
800	3	4	6	13
1,100	3	4	6	13
1,400	3	4	6	13
(標準団体) 1,700	3	4	6	13
2,100	3	5	8	16
2,500	3	5	9	17
3,500	3	8	12	23
5,000	6	11	17	34
6,000	6	12	18	36
8,000	6	16	24	46

各人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階 \ 経費区分	600	800	1,100	1,400	千人 1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
給 与 費	90,530	95,930	95,930	95,930	95,930	115,090	120,490	161,770	243,940	257,700	323,540
その他の経費	380,037	384,969	394,988	404,796	413,710	432,515	483,681	630,332	850,368	1,001,899	1,221,861
一般財源計	470,567	480,899	490,918	500,726	509,640	547,605	604,171	792,102	1,094,308	1,259,599	1,545,401
単位当たり 費用Ｚ（円）	784	601	446	358	300	261	242	226	219	210	193
Ｚ／単位費用	2.613	2.003	1.487	1.193	1.000	0.870	0.807	0.753	0.730	0.700	0.643

第三表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 800千人	$\frac{1}{P}$ (0.18 P + 1,460,000)
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.10 P + 1,524,000)
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$ (0.12 P + 1,502,000)
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$ (0.10 P + 1,530,000)
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.32 P + 1,156,000)
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.47 P + 841,000)
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.62 P + 466,000)
3,500 ～ 5,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.68 P + 256,000)
5,000 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.54 P + 956,000)
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.48 P + 1,316,000)

(注) P = 当該団体の人口

第二項 段 階 補 正 II

単位費用中の消費者行政推進費及び地方創生のための取組に要する経費について、他の経費と分別して段階補正を行うために適用するものであり、以下のとおり補正係数を算出した。

第一表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階 経費区分	600	800	1,100	1,400	千人 1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
消費者行政推進費	83,819	84,908	87,116	89,280	91,246	100,414	112,292	146,341	197,425	232,605	283,671
地方創生の取組に 要する経費	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000
一 般 財 源 計	423,819	424,908	427,116	429,280	431,246	440,414	452,292	486,341	537,425	572,605	623,671
単 位 当 たり 費 用 Z (円)	706	531	388	307	254	210	181	139	107	95	78
Z / 単 位 費 用	2.780	2.091	1.528	1.209	1.000	0.827	0.713	0.547	0.421	0.374	0.307

第二表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 800千人	$\frac{1}{P}$ (0.03 P + 1,649,000)
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.02 P + 1,657,000)
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$ (0.04 P + 1,635,000)
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$ (0.03 P + 1,649,000)
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.09 P + 1,547,000)
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.11 P + 1,505,000)
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.14 P + 1,430,000)
3,500 ～ 5,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.12 P + 1,500,000)
5,000 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.14 P + 1,400,000)
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.11 P + 1,580,000)

(注) P＝当該団体の人口

第三項 密 度 補 正

1 密度補正 I

密度補正 I の算定方法は次のとおりである。

米軍及び自衛隊の基地が所在することによる財政需要について、米軍人口及び基地面積に応じて算入するものである。前者は、米軍人口が国勢調査の対象外であるため、人口を測定単位とする費目(消防費、清掃費等)においてその財政需要が反映されていなかったもの等人口に比例する経費を算入するものであり、後者は、基地が所在することに関連する渉外事務や防音施設の維持管理等の財政需要について算入するものである。

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正 I 係数} - 1) &= \frac{B \times 30 \text{千円} + C \times 1,700 \text{千円} + D \times 200 \text{千円}}{A \times 553 \text{円}} \\
 &= \frac{B \times 54.250 + C \times 3,074.1 + D \times 361.7}{A}
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族の数として総務大臣が通知した数

C：合衆国軍隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数

D：自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数

30千円：合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族の数 1 人当たり単価

1,700千円：合衆国軍隊の用に供する土地の面積 1 ㎩当たり単価

200千円：自衛隊の用に供する土地の面積 1 ㎩当たり単価

553円：単位費用

第四項 普通態容補正

1 普通態容補正 I

地域手当の級地区分ごとの一般行政質量差を反映させるものであり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じて得た率に給与費以外の経費の率を加えて得た率をもって地域手当の級地区分ごとの係数とした。

なお、教職員数を測定単位とする費目を除く全ての費目（警察費、道路橋りょう費、河川費、港湾費（港湾、漁港）、その他の土木費、高等学校費（生徒数）、特別支援学校費（学級数）、その他の教育費、生活保護費、社会福祉費、衛生費、こども子育て費、高齢者保健福祉費、労働費、農業行政費、林野行政費（公有以外の林野の面積、公有林野の面積）、水産行政費、商工行政費及び徴税費）の地域手当相当分を含めて、一括して補正することとしている。

補正係数は、当該都道府県の地域手当の級地区分別市町村人口の積上げ方式及び当該都道府県の県庁所在地の地域手当の級地区分と当該都道府県の面積による方式それぞれにより算出した率を合算した率とするとともに、警察方面本部及び政令指定都市に係る市警察部（道府県警察本部に併設されているものを除く。）の設置並びに首都警察の特殊性によって経費が増加することを考慮し、北海道にあっては2.632、東京都にあっては22.153、静岡県にあっては0.072、福岡県にあっては0.086を加えて得た率（さらに、人口密度が5千人以上の都道府県にあっては、当該人口密度を1,000で除して得た数に1.198を乗じて得た率（小数点以下第5位未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。）から6.24329を控除して得た率を、その他の都道府県にあっては1をそれぞれ乗じて得た率）を適用した。

具体的には下表のとおりである。

一括適用費目	補正係数の設定方法
警 察 費 そ の 他 の 土 木 費 高 等 学 校 費 （ 生 徒 数 ） 特 別 支 援 学 校 費 そ の 他 の 教 育 費 （ 人 口 ） 生 活 保 護 費 社 会 福 祉 費 衛 生 費 こ ど も 子 育 て 費 高 齢 者 保 健 福 祉 費 労 働 費 商 工 行 政 費 徴 税 費	○ 都道府県内の地域手当の級地区分別市町村人口の積上げ方式 （ 当該都道府県の区域内市町村の地域手当の級地区分につき第1表のFの率を当該区域内の当該地域手当の級地区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ）
道 路 橋 り よ う 費 河 川 費 港 湾 費 （ 港 湾 ） 港 湾 費 （ 漁 港 ） 農 業 行 政 費 林野行政費（公有以外の林野の面積） 林野行政費（公有林野の面積） 水 産 行 政 費	○ 都道府県の県庁所在地の地域手当の級地区分と都道府県の面積による方式 （ 当該都道府県庁の所在する市の地域手当の級地区分に係る第1表のEの率と、1,700,000を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び当該都道府県の面積を6,500で除して得た数（小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入することとし、4.000を超えるときは4.000とする。）を乗じて得た率（小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ）

<第1表：地域手当の級地区分ごとの補正係数>

級地	共通係数	地域振興費本体分		一括適用費目分		算定に用いる 人口積上分 補正係数 C + D F	
		A × 0.188 B	B + 0.812 C	人口積み上分 補正率 D	県庁所在地 面積分補正率 E		
	A	B	C	D	E	C + D	F
1	1.076 特別区	0.202	1.014	3.853	0.397	4.867	
2	1.061 政令市	0.199	1.011	2.961	0.319	3.972	
2	1.061 保健市	0.199	1.011	3.093	0.319	4.104	
2	1.061 中核市	0.199	1.011	3.073	0.319	4.084	
2	1.061 その他	0.199	1.011	3.138	0.319	4.149	
3	1.056 政令市	0.199	1.011	2.718	0.293	3.729	
3	1.056 中核市	0.199	1.011	2.822	0.293	3.833	
3	1.056 その他	0.199	1.011	2.881	0.293	3.892	
4	1.046 政令市	0.197	1.009	2.233	0.241	3.242	
4	1.046 政令市中小外	0.197	1.009	2.234	0.241	3.243	
4	1.046 中核市	0.197	1.009	2.318	0.241	3.327	
4	1.046 保健市	0.197	1.009	2.332	0.241	3.341	
4	1.046 その他	0.197	1.009	2.366	0.241	3.375	
5	1.039 政令市	0.195	1.007	1.893	0.204	2.900	
5	1.039 政令市中小外	0.195	1.007	1.894	0.204	2.901	
5	1.039 中核市	0.195	1.007	1.965	0.204	2.972	
5	1.039 保健市	0.195	1.007	1.977	0.204	2.984	
5	1.039 その他	0.195	1.007	2.006	0.204	3.013	
6	1.022 政令市	0.192	1.004	1.068	0.115	2.072	
6	1.022 中核市	0.192	1.004	1.108	0.115	2.112	
6	1.022 その他	0.192	1.004	1.132	0.115	2.136	
7	1.011 政令市	0.190	1.002	0.534	0.058	1.536	
7	1.011 政令市中小外	0.190	1.002	0.534	0.058	1.536	
7	1.011 中核市	0.190	1.002	0.554	0.058	1.556	
7	1.011 その他	0.190	1.002	0.566	0.058	1.568	
0	0.997 政令市中小外	0.187	0.999	-0.146	-0.016	0.853	
0	0.997 中核市	0.187	0.999	-0.151	-0.016	0.848	
0	0.997 保健市	0.187	0.999	-0.152	-0.016	0.847	
0	0.997 その他	0.187	0.999	-0.154	-0.016	0.845	

<地域振興費における経費区分>

1	一般財源	509,640 千円	…	a
2	共通係数の影響を受ける経費（一般職員分）	95,930 千円	…	b
3	その他の経費	413,710 千円	…	c

○ 共通係数の影響を受ける経費の割合 b / a 0.188

○ その他の経費の割合 c / a 0.812

※ 消費者行政推進費（標準団体：91,246千円）及び地方創生の取組に要する経費（標準団体：340,000千円）は除いて積算してい

＜第2表：一括適用費目分における補正率の積算基礎＞

(単位：千円)

費 目	各費日の 標団 給与関 係経費	1級地	2	2	2	2	3	3	3	4	4	4	4	4
		特別区	政令市	保健所設 置市	中核市	その他市 町村	政令市	中核市	その他市 町村	政令市	中小企業 支援市以 外政令市	中核市	保健所設 置市	その他市 町村
警 察 費	11,499,901	873,992	701,494	701,494	701,494	701,494	643,994	643,994	643,994	528,995	528,995	528,995	528,995	528,995
道 路 橋 り ょ う 費	293,180	22,282	17,884	17,884	17,884	17,884	16,418	16,418	16,418	13,486	13,486	13,486	13,486	13,486
河 川 費	76,770	5,835	4,683	4,683	4,683	4,683	4,299	4,299	4,299	3,531	3,531	3,531	3,531	3,531
港 湾 費 (港 湾)	108,089	8,215	6,593	6,593	6,593	6,593	6,053	6,053	6,053	4,972	4,972	4,972	4,972	4,972
港 湾 費 (漁 港)	31,443	2,390	1,918	1,918	1,918	1,918	1,761	1,761	1,761	1,446	1,446	1,446	1,446	1,446
そ の 他 の 土 木 費	1,090,030	82,842	66,492	66,492	66,492	66,492	61,042	61,042	61,042	50,141	50,141	50,141	50,141	50,141
高等学校費 (生徒数)	218,515	16,607	13,329	13,329	13,329	13,329	12,237	12,237	12,237	10,052	10,052	10,052	10,052	10,052
特別支援学校費	247,253	18,791	15,082	15,082	15,082	15,082	13,846	13,846	13,846	11,374	11,374	11,374	11,374	11,374
その他の教育費 (人口)	1,731,770	131,615	96,342	105,638	100,779	105,638	88,445	92,518	96,979	72,651	72,651	75,997	79,661	79,661
生 活 保 護 費	299,511	22,763	18,270	18,270	18,270	18,270	16,773	16,773	16,773	13,778	13,778	13,778	13,778	13,778
社 会 福 祉 費	660,537	50,201	38,036	40,293	38,762	40,293	34,919	35,584	36,990	28,683	28,683	29,230	30,385	30,385
衛 生 費	3,271,491	219,792	141,489	176,412	175,414	199,561	129,891	161,036	183,203	106,696	106,696	132,279	133,032	150,489
こ ど も 子 育 て 費	1,241,214	94,332	56,558	75,714	73,821	75,714	51,922	67,770	69,508	42,651	42,651	55,668	57,096	57,096
高齢者保健福祉費	195,710	14,874	11,485	11,938	11,485	11,938	10,543	10,543	10,960	8,661	8,661	8,661	9,003	9,003
労働費	232,010	17,633	14,153	14,153	14,153	14,153	12,993	12,993	12,993	10,672	10,672	10,672	10,672	10,672
農 業 行 政 費	1,511,190	114,850	92,183	92,183	92,183	92,183	84,627	84,627	84,627	69,515	69,515	69,515	69,515	69,515
林 野 行 政 費	202,897	15,420	12,377	12,377	12,377	12,377	11,362	11,362	11,362	9,333	9,333	9,333	9,333	9,333
(公有以外の林野の面積)														
林 野 行 政 費	10,800	821	659	659	659	659	605	605	605	497	497	497	497	497
(公有林野の面積)														
水 産 行 政 費	257,383	19,561	15,700	15,700	15,700	15,700	14,413	14,413	14,413	11,840	11,840	11,840	11,840	11,840
商 工 行 政 費	830,672	63,131	49,708	50,671	50,671	50,671	45,634	46,518	46,518	37,485	38,211	38,211	38,211	38,211
徴 税 費	1,302,535	98,993	79,455	79,455	79,455	79,455	72,942	72,942	72,942	59,917	59,917	59,917	59,917	59,917
包括算定経費 (人口)	3,395,828	258,083	207,145	207,145	207,145	207,145	190,167	190,167	190,167	156,208	156,208	156,208	156,208	156,208
包括算定経費 (面積)	172,820	13,134	10,542	10,542	10,542	10,542	9,678	9,678	9,678	7,950	7,950	7,950	7,950	7,950
合 計	28,881,549	2,166,157	1,671,577	1,738,625	1,728,891	1,761,774	1,534,564	1,587,179	1,617,368	1,260,534	1,261,260	1,303,753	1,311,095	1,328,552
うち人口積上げ分	小計 a	1,963,649	1,509,038	1,576,086	1,566,352	1,599,235	1,385,348	1,437,963	1,468,152	1,137,964	1,138,690	1,181,183	1,188,525	1,205,982
a /	509,640	3.853	2.961	3.093	3.073	3.138	2.718	2.822	2.881	2.233	2.234	2.318	2.332	2.366
うち県庁所在地分	小計 b	202,508	162,539	162,539	162,539	162,539	149,216	149,216	149,216	122,570	122,570	122,570	122,570	122,570
b /	509,640	0.397	0.319	0.319	0.319	0.319	0.293	0.293	0.293	0.241	0.241	0.241	0.241	0.241

(単位：千円)

費 目	各費目 の標団給与 関係経費	5	5	5	5	5	6	6	6	7	7	7	7
		政令市	中小企業 支援市以 外政令市	中核市	保健所設 置市	その他市 町村	政令市	中核市	その他市 町村	政令市	中小企業 支援市以 外政令市	中核市	その他市 町村
警 察 費	11,499,901	448,496	448,496	448,496	448,496	448,496	252,998	252,998	252,998	126,499	126,499	126,499	126,499
道 路 橋 り ょ う 費	293,180	11,434	11,434	11,434	11,434	11,434	6,450	6,450	6,450	3,225	3,225	3,225	3,225
河 川 費	76,770	2,994	2,994	2,994	2,994	2,994	1,689	1,689	1,689	844	844	844	844
港 湾 費 (港 湾)	108,089	4,215	4,215	4,215	4,215	4,215	2,378	2,378	2,378	1,189	1,189	1,189	1,189
港 湾 費 (漁 港)	31,443	1,226	1,226	1,226	1,226	1,226	692	692	692	346	346	346	346
そ の 他 の 土 木 費	1,090,030	42,511	42,511	42,511	42,511	42,511	23,981	23,981	23,981	11,990	11,990	11,990	11,990
高等学校費 (生徒数)	218,515	8,522	8,522	8,522	8,522	8,522	4,807	4,807	4,807	2,404	2,404	2,404	2,404
特別支援学校費	247,253	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	5,440	5,440	5,440	2,720	2,720	2,720	2,720
その他の教育費 (人口)	1,731,770	61,596	61,596	64,432	67,539	67,539	34,746	36,346	38,099	17,373	17,373	18,173	19,049
生 活 保 護 費	299,511	11,681	11,681	11,681	11,681	11,681	6,589	6,589	6,589	3,295	3,295	3,295	3,295
社 会 福 祉 費	660,537	24,318	24,318	24,782	25,761	25,761	13,718	13,980	14,532	6,859	6,859	6,990	7,266
衛 生 費	3,271,491	90,460	90,460	112,150	112,788	127,588	51,029	63,264	71,973	25,514	25,514	31,632	35,986
こ ど も 子 育 て 費	1,241,214	36,160	36,160	47,197	48,407	48,407	20,398	26,624	27,307	10,199	10,199	13,312	13,653
高齢者保健福祉費	195,710	7,343	7,343	7,343	7,633	7,633	4,142	4,142	4,306	2,071	2,071	2,071	2,153
労働費	232,010	9,048	9,048	9,048	9,048	9,048	5,104	5,104	5,104	2,552	2,552	2,552	2,552
農 業 行 政 費	1,511,190	58,936	58,936	58,936	58,936	58,936	33,246	33,246	33,246	16,623	16,623	16,623	16,623
林 野 行 政 費	202,897	7,913	7,913	7,913	7,913	7,913	4,464	4,464	4,464	2,232	2,232	2,232	2,232
(公有以外の林野の面積)													
林 野 行 政 費	10,800	421	421	421	421	421	238	238	238	119	119	119	119
(公有林野の面積)													
水 産 行 政 費	257,383	10,038	10,038	10,038	10,038	10,038	5,662	5,662	5,662	2,831	2,831	2,831	2,831
商 工 行 政 費	830,672	31,781	32,396	32,396	32,396	32,396	17,928	18,275	18,275	8,964	9,137	9,137	9,137
徴 税 費	1,302,535	50,799	50,799	50,799	50,799	50,799	28,656	28,656	28,656	14,328	14,328	14,328	14,328
包括算定経費 (人口)	3,395,828	132,437	132,437	132,437	132,437	132,437	74,708	74,708	74,708	37,354	37,354	37,354	37,354
包括算定経費 (面積)	172,820	6,740	6,740	6,740	6,740	6,740	3,802	3,802	3,802	1,901	1,901	1,901	1,901
合 計	28,881,549	1,068,712	1,069,327	1,105,354	1,111,578	1,126,378	602,865	623,535	635,396	301,432	301,605	311,767	317,696
うち人口積上げ分	小計 a	964,795	965,410	1,001,437	1,007,661	1,022,461	544,244	564,914	576,775	272,122	272,295	282,457	288,386
a /	509,640	1.893	1.894	1.965	1.977	2.006	1.068	1.108	1.132	0.534	0.534	0.554	0.566
うち県庁所在地分	小計 b	103,917	103,917	103,917	103,917	103,917	58,621	58,621	58,621	29,310	29,310	29,310	29,310
b /	509,640	0.204	0.204	0.204	0.204	0.204	0.115	0.115	0.115	0.058	0.058	0.058	0.058

(単位：千円)

費 目	各費目の 標団給与 関係経費	無級地	無級地	無級地	無級地
		中小企業 支援市以 外政令市	中核市	保健所設 置市	その他市 町村
警 察 費	11,499,901	-34,500	-34,500	-34,500	-34,500
道 路 橋 り よ う 費	293,180	-880	-880	-880	-880
河 川 費	76,770	-230	-230	-230	-230
港 湾 費 (港 湾)	108,089	-324	-324	-324	-324
港 湾 費 (漁 港)	31,443	-94	-94	-94	-94
そ の 他 の 土 木 費	1,090,030	-3,270	-3,270	-3,270	-3,270
高等学校費 (生徒数)	218,515	-656	-656	-656	-656
特 別 支 援 学 校 費	247,253	-742	-742	-742	-742
その他の教育費 (人口)	1,731,770	-4,738	-4,956	-5,195	-5,195
生 活 保 護 費	299,511	-899	-899	-899	-899
社 会 福 祉 費	660,537	-1,871	-1,906	-1,982	-1,982
衛 生 費	3,271,491	-6,958	-8,627	-8,676	-9,814
こ ど も 子 育 て 費	1,241,214	-2,782	-3,631	-3,724	-3,724
高 齢 者 保 健 福 祉 費	195,710	-565	-565	-587	-587
労 働 費	232,010	-696	-696	-696	-696
農 業 行 政 費	1,511,190	-4,534	-4,534	-4,534	-4,534
林 野 行 政 費	202,897	-609	-609	-609	-609
(公有以外の林野の面積)					
林 野 行 政 費	10,800	-32	-32	-32	-32
(公有林野の面積)					
水 産 行 政 費	257,383	-772	-772	-772	-772
商 工 行 政 費	830,672	-2,492	-2,492	-2,492	-2,492
徴 税 費	1,302,535	-3,908	-3,908	-3,908	-3,908
包括算定経費 (人口)	3,395,828	-10,188	-10,188	-10,188	-10,188
包括算定経費 (面積)	172,820	-518	-518	-518	-518
合 計	28,881,549	-82,258	-85,029	-85,508	-86,646
うち人口積上げ分	小計 a	-74,265	-77,036	-77,515	-78,653
a /	509,640	-0.146	-0.151	-0.152	-0.154
うち県庁所在地分	小計 b	-7,993	-7,993	-7,993	-7,993
b /	509,640	-0.016	-0.016	-0.016	-0.016

2 普通態容補正Ⅱ（へき地補正）

この補正は、へき地における特勤手当（へき地手当を含む。）、一般行政経費、離島において割高となる投資的経費及び離島振興経費（離島航路対策経費及び離島空港の維持管理経費を含む。）に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、次の方法により算出する。

- ① 都道府県下の市町村をへき地の割合に応じて8つのグループ（指数段階区分）に区分する。
- ② 次表のとおり、グループ（指数段階区分）ごとの増加財政需要額を定め、割増率を算出する。
- ③ 市町村ごとの人口に、当該市町村が属するグループの割増率に1を加えた率を乗じた数の合計を当該都道府県の人口で除した補正率を算出し、下記の人口減少による補正率を乗じる。

$$(\text{算式}) \text{ 人口減少による補正率} = \frac{(B - A) \times 0.3}{A} + 1 \quad \text{※ (B - A) が負となる場合は、(B - A) は0とする。}$$

(算式の符号)

A：指数段階4以上の市町村の令和2年国勢調査人口

B：指数段階4以上の市町村の平成27年国勢調査人口

0.3：復元率

- ④ さらに、離島振興経費として、次の算式により求めた補正率に人口減少による補正率を乗じたものを加算し、補正係数とする。

$$(\text{算式}) \text{ 離島振興補正率} = \frac{\text{次表Cの計}}{\text{人口} \times \text{単位費用}}$$

$$(\text{算式}) \text{ 人口減少による補正率} = \frac{(B - A) \times 0.3}{A} + 1 \quad \text{※ (B - A) が負となる場合は、(B - A) は0とする。}$$

(算式の符号)

A：離島市町村の令和2年国勢調査人口

B：離島市町村の平成27年国勢調査人口

0.3：復元率

ここで算定する特勤手当所要額及び一般行政費の増加所要額は、「地域振興費」に係るもののみならず、全経費に係るもの（他の経費においては、へき地補正は行わない。）として算出する。

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8
指数段階	1以上2未満	2以上4未満	4以上6未満	6以上10未満	10以上14未満	14以上18未満	18以上22未満	22以上
経費区分								
A 離島以外に係るもの								
a 特勤手当支給率			0.04	0.08	0.12	0.16	0.20	0.25
b 67,404,777千円 × a			2,696,191	5,392,382	8,088,573	10,784,764	13,480,955	16,851,194
c b × 2.32			6,255,163	12,510,326	18,765,489	25,020,652	31,275,816	39,094,770
d 旅費等一般行政費の増加所要額			0	21,149,704	31,517,658	42,023,543	44,115,928	58,041,360
e 計 (c + d)			6,255,163	33,660,030	50,283,147	67,044,195	75,391,744	97,136,130
e								
標準団体一般財源額 940,886千円			6.65	35.77	53.44	71.26	80.13	103.24
B 離島に係るもの								
a 特勤手当支給率			0.04	0.08	0.12	0.16	0.20	0.25
b 67,404,777千円 × a			2,696,191	5,392,382	8,088,573	10,784,764	13,480,955	16,851,194
c b × 2.32			6,255,163	12,510,326	18,765,489	25,020,652	31,275,816	39,094,770
d 旅費等一般行政費の増加所要額			2,583,922	24,330,278	45,954,586	105,781,730	128,016,311	150,103,517
e 投資的経費の増加所要額			1,363,251	2,411,298	4,881,262	7,345,971	10,292,238	13,225,374
f 計 (c + d + e)			10,202,336	39,251,902	69,601,337	138,148,353	169,584,365	202,423,661
f								
標準団体一般財源額 940,886千円			10.84	41.72	73.97	146.83	180.24	215.14
C 離島振興経費に係るもの								
離島市町村人口×単価	A ₁ ×500円	A ₂ ×1,250円	A ₃ ×2,000円	A ₄ ×7,400円	A ₅ ×7,900円	A ₆ ×8,400円	A ₇ ×8,900円	A ₈ ×9,400円

- (注)
- 1 b欄の67,404,777千円は特勤手当の基礎となる標準団体における本俸及び扶養手当所要額（一般財源額）で、その算定基礎は別表のとおりである。
 - 2 c欄の2.32は、へき地における人口当たり職員数の割合を反映した係数である。
 - 3 A₁～A₈は指数段階区分に応じた離島市町村人口であり、1市町村当たり50,000人を上限とする。

(別表) 標準団体における本俸及び扶養手当等所要額

(単位：千円)

費 目	測 定 単 位	本 俸	扶 養 手 当 等	計
警 察 費	警 察 職 員 数	13,019,693	741,897	13,761,590
道路橋りょう費	道 路 の 面 積	222,394	7,683	230,077
河 川 費	河 川 の 延 長	116,283	3,785	120,068
港湾費（港湾）	係 留 施 設 延 長	713,305	22,380	735,685
港湾費（漁港）	係 留 施 設 延 長	74,087	1,900	75,987
その他の土木費	人	561,309	18,688	579,997
小 学 校 費	教 職 員 数	18,428,003	322,247	18,750,250
中 学 校 費	教 職 員 数	10,405,829	227,423	10,633,252
高 等 学 校 費	教 職 員 数	9,459,136	252,345	9,711,481
	生 徒 数	73,365	2,886	76,251
特別支援学校費	教 職 員 数	3,121,952	65,331	3,187,283
	学 級 数	123,833	3,905	127,738
その他の教育費	人	916,105	30,396	946,501
	大学・高専学生数	0	0	0
生 活 保 護 費	町 村 部 人 口	151,343	5,233	156,576
社 会 福 祉 費	人	282,424	9,631	292,055
衛 生 費	人	1,686,506	56,610	1,743,116
こども子育て費	18歳以下人口	566,515	20,041	586,556
高齢者保健福祉費	65歳以上人口	102,057	3,452	105,509
労 働 費	人	141,174	5,163	146,337
農 業 行 政 費	農 家 数	1,818,093	60,538	1,878,631
林 野 行 政 費	公有以外林野面積	351,148	11,667	362,815
	公有林野の面積	5,660	223	5,883
水 産 行 政 費	水 産 業 者 数	208,772	6,937	215,709
商 工 行 政 費	人	426,484	14,363	440,847
徴 税 費	世 帯 数	671,694	22,713	694,407
地 域 振 興 費	人	49,215	1,447	50,662
包括算定経費	人	1,643,725	52,998	1,696,723
	面 積	89,785	3,006	92,791
計	A	65,429,889	1,974,888	67,404,777

※時間外手当を含む

第五項 寒 冷 補 正

適用する寒冷補正は、給与差、寒冷度及び積雪度による補正であり、それぞれの補正率は次のとおりである。

1 給 与 差

寒冷地手当に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、寒冷地手当の算定の基礎となる職員数を抽出し、1人当たり支給額を乗じて得た額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。また、補正係数は、当該都道府県の区域内の級地ごとの市町村の人口に、上述の級地ごとの係数を乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率を適用した。

なお、警察費、道路橋りょう費、河川費、港湾費（港湾、漁港）、その他の土木費、高等学校費（生徒数）、特別支援学校費、その他の教育費、生活保護費、社会福祉費、衛生費、こども子育て費、高齢者保健福祉費（65歳以上人口）、労働費、農業行政費、林野行政費（公有以外の林野の面積、公有林野の面積）、水産行政費、商工行政費及び徴税費における寒冷補正に係る給与差分を含めて、一括して補正することとしている。

2 寒 冷 度

暖房用燃料及び暖房用施設更新費に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、その所要一般財源を標準団体の一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

なお、警察費、港湾費（港湾、漁港）、その他の土木費、高等学校費（生徒数）、特別支援学校費、その他の教育費、生活保護費、社会福祉費、衛生費、高齢者保健福祉費（65歳以上人口）、労働費、農業行政費、林野行政費（公有以外の林野の面積、公有林野の面積）、水産行政費、商工行政費及び徴税費における寒冷補正に係る寒冷度分を含めて、一括して補正することとしている。

3 積 雪 度

除雪費に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、その所要一般財源を標準団体の一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

なお、警察費、港湾費（港湾、漁港）、その他の土木費、高等学校費（生徒数）、特別支援学校費、その他の教育費、生活保護費、社会福祉費、衛生費、こども子育て費、高齢者保健福祉費（65歳以上人口）、労働費、農業行政費、林野行政費（公有以外の林野の面積、公有林野の面積）、水産行政費、商工行政費及び徴税費における寒冷補正に係る積雪度分を含めて、一括して補正することとしている。

項目 \ 級地	1級地	2級地	3級地	4級地
給 与 差	1.458	1.291	1.253	0.995
寒 冷 度	0.946	1.573	2.315	3.412
積 雪 度	0.451	0.897	2.182	4.163

第六項 投 資 補 正

投資補正は、過疎地域等人口比率、半島地域人口比率、空港関係都道府県の世帯数及び公共投資への依存度等を用いて、次の算式によって補正係数を算出する。

算 式 ア

$$\text{ア} = \frac{B \times 245\text{円} + C \times 98\text{円}}{A \times 553\text{円}}$$

算式の符号

- A : 人口
B : 過疎地域等人口
C : 半島地域人口
553円 : 単位費用

過疎地域等人口は、当該都道府県内における過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条の要件に該当する市町村（旧過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく過疎地域も含む。）の人口、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく特別豪雪地帯人口及び山村振興法第7条の規定に基づく振興山村の人口で総務大臣が調査した令和2年国勢調査人口である。ただし、重複する人口は除くものである。

また、半島地域人口は、当該都道府県内における半島振興法第2条第1項の規定に基づく半島振興対策実施地域のうち、過疎地域等以外の地域に係る人口で、総務大臣が調査した令和2年国勢調査人口である。

この過疎地域等人口及び半島地域人口を基準として、過疎地域、特別豪雪地帯、山村地域及び半島地域における都道府県が行う代行事業の経費を算定するものである。

算 式 イ

$$\text{イ} = \frac{B \times \alpha}{A}$$

算式の符号

- A : 人口
B : 令和2年国勢調査に係る当該都道府県の世帯数
 α : 空港関係都道府県ごとの乗率
航空機燃料譲与税法第1条第2項に該当する空港関係都道府県にのみ適用される係数である。

算 式 ウ

$$\text{ウ} = \frac{(B \times 0.7 + 0.3) \times 5,103,000\text{千円} + (C \times 0.35 + D \times 0.35 + 0.3) \times 228,000\text{千円}}{A \times 553\text{円}}$$

算式の符号

- A : 人口
B : $(\alpha / \beta \times 100) \times 1 / 3.6 \times 0.683$
 α : 平成23年度から令和2年度における「公的固定資本形成」のうち「一般政府」に係る額の合算額（「県民経済計算年報」…内閣府調）
 β : 平成23年度から令和2年度における「県内総生産（支出側）」の額の合算額（「県民経済計算年報」…内閣府調）
3.6 : $(\alpha / \beta \times 100)$ の全国平均
0.683 : $47 / [\{ (\alpha / \beta \times 100) \times 1 / 3.6 \}$ の全国計]
※ $(\alpha / \beta \times 100) \times 1 / 3.5$ が3を超える場合は3とする。
C : $\gamma / 339,722$
 γ : 平成30年度から令和2年度における「公的固定資本減耗」のうち「一般政府」に係る額の平均
339,722 : γ の全国平均
※ Cが3を超える場合は3とする。
D : $\delta / 8,042.03$
 δ : 面積（令和6年1月1日現在）
8,042.03 : δ の全国平均
※ Dが3を超える場合は3とする。
553円 : 単位費用

第七項 事業費補正

事業費補正係数の算定方法は次のとおりである。

算 式

(事業費補正係数－1) ＝ 係数Ⅰ＋係数Ⅱ＋係数Ⅲ

算 式

$$\begin{aligned}
 \text{係数Ⅰ} = & \frac{\sum_{n=16}^{\text{令5}} (B_n \times C_n) \times 0.018 + \sum_{n=22}^{\text{令5}} (D_n \times E_n) \times 0.018 + F \times G \times 0.01959 + A \times \text{単位費用 (553円)}}{\sum_{n=16}^{\text{令5}} (H_n \times I_n) \times 0.030 + \sum_{n=16}^{19} (J_n \times K_n) \times 0.018 \times (\alpha \div 0.30) + \sum_{n=16}^{19} (L_n \times M_n) \times 0.060 + \sum_{n=21}^{22} (N_n \times O_n) \times 0.00010 \times 0.750 + \sum_{n=21}^{22} (P_n \times Q_n) \times 0.00010 \times 0.500 + \sum_{n=16}^{\text{令5}} (R_n \times S_n) \times 0.018 + \sum_{n=16}^{16} (T_n \times U_n) \times 0.018 + \sum_{n=16}^{\text{令5}} (V_n \times W_n) \times 0.030 + \sum_{n=18}^{\text{令5}} (X_n \times Y_n) \times 1.000 - Z \times 0.04702}
 \end{aligned}$$

係数Ⅰが負数となるときは0とする。

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B_n：n年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額

C_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
乗 率	1.000	0.917	0.883	0.867	0.87800	0.93300	0.93417	0.93850	0.95483	0.97900	0.950	0.917
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
	0.9017	0.9033	0.90950	0.71200	0.71700	0.04800	0.11500	0.15833				

18円：平成16年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和6年度における理論償還費の30%の額

D_n：n年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債のうち、継続事業（平成21年度までに提出された地域活性化事業計画に位置づけられている事業）に係るものの額

E_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗 率	0.93417	0.93850	0.95483	0.97900	0.950	0.917	0.9017	0.9033	0.90950	0.71200	0.71700	0.04800
	R4	R5										
	0.11500	0.15833										

F：平成21年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業のうち、定住自立圏推進事業に係るものの額

G：1.000

19.59円：平成21年度同意等債千円当たりの民間資金に係る令和6年度における理論償還費の35%の額

H_n：n年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（財源対策債分）の額

I_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
乗 率	1.000	0.917	0.883	0.867	0.87800	0.93300	0.93417	0.93850	0.95483	0.97900	0.950	0.917
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
	0.9017	0.9033	0.90950	0.71200	0.71700	0.04800	0.11500	0.15833				

30円：平成16年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和6年度における理論償還費の50%の額

J_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た（旧）地域総合整備事業債特別分の額

K_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17	H18	H19
乗 率	1.000	0.917	0.883	0.867

18円：平成16年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和6年度における理論償還費の30%の額

α：財政力に応じた算入率（30～55%）

L_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た（旧）地域総合整備事業債（財源対策債分）の額

M_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17	H18	H19
乗 率	1.000	0.917	0.883	0.867

60円：平成16年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和6年度における理論償還費の100%の額

N_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額

O_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H21	H22
乗 率	1.00000	3.50000

P_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るものの額

Q_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H21	H22
乗 率	1.00000	3.50000

R_n：n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（半島振興道路整備事業分）の額

S_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
乗 率	1.000	0.917	0.883	0.867	0.87800	0.93300	0.93417	0.93850	0.95483	0.97900	0.950	0.917
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
	0.9017	0.9033	0.90950	0.71200	0.71700	0.04800	0.11500	0.15833				

18円：平成16年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和6年度における理論償還費の30%の額

T_n：平成n年度において発行を許可された一般単独（一般）事業債（地方拠点都市整備事業分）の額

U_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16
乗 率	1.000

18円：平成16年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和6年度における理論償還費の30%の額

V_n：n年度において発行について同意又は許可を得た合併特例事業債（市町村合併推進事業分・旧法分）の額

W_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
乗 率	1.000	0.917	0.883	0.867	0.87800	0.93300	0.93417	0.93850	0.95483	0.97900	0.950	0.917
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
	0.9017	0.9033	0.90950	0.71200	0.71700	0.04800	0.11500	0.15833				

30円：平成16年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和6年度における理論償還費の50%の額

X_n：n年度において発行について同意又は許可を得た合併特例事業債（市町村合併推進事業分・新法分）の額

Y_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
乗 率	0.021	0.021	0.02107	0.02239	0.02242	0.02252	0.02292	0.02350	0.023	0.022	0.0216	0.0217
	H30	R元	R2	R3	R4	R5						
	0.02183	0.01709	0.01721	0.00115	0.00276	0.00380						

1,000円：平成18年度同意等債千円当たりの民間資金に係る令和6年度における理論償還費の40%の額

Z：段階補正I係数

0.04702：（旧）地域総合整備事業債（特別分等）及び地域活性化事業債に係る元利償還金のうち単位費用へ
移し替えた人口一人当たり単価の単位費用中の割合

II 防災対策事業債、水俣病原因企業に対する金融支援事業債、産業廃棄物不法投棄対策事業債（一般単独債）、石綿対策事業債、公共施設等地上デジタル放送移行事業・地方創生推進交付金事業・まち・ひと・しごと創生交付金事業・地方大学・地域産業創生事業・文化財保存・活用事業・有明海・八代海等再生事業に係る地方債、公共施設最適化事業債、公共施設等適正管理推進事業債、公共事業等債、公営企業債及び歳入欠かん等債の元利償還金の一部並びにPFI事業に伴う施設整備費相当額の一部を算入する。

算 式

$$\begin{aligned} \text{係数II} = & \frac{\sum_{n=16}^{\text{令5}} (B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{\text{令5}} (D_n \times E_n) + \sum_{n=16}^{\text{令5}} (F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{\text{令5}} (H_n \times I_n)}{A \times \text{単位費用 (553円)}} \\ & \frac{\sum_{n=16}^{17} (J_n \times K_n) + \sum_{n=16}^{22} (L_n \times M_n) + N \times 0.8 + \sum_{n=16}^{\text{令5}} (O_n \times P_n) +}{\sum_{n=17}^{22} (Q_n \times R_n) + \sum_{n=21}^{23} (S_n \times T_n) + \sum_{n=21}^{23} (U_n \times V_n) + \sum_{n=26}^{\text{令5}} (W_n \times X_n) +} \\ & \frac{\sum_{n=27}^{28} (Y_n \times Z_n) + AA \times AB + AC \times 0.95 + AD \times \alpha \times 0.475 + \sum_{n=29}^{\text{令5}} (AE_n \times AF_n) +}{AG \times AH + \sum_{n=30}^{\text{令5}} (AI_n \times AJ_n) \times (\beta \div 0.30) + \sum_{n=30}^{\text{令5}} (AK_n \times AL_n) \times (\gamma \div 0.30) +} \\ & \frac{\sum_{n=29}^{\text{令5}} (AM_n \times AN_n) + \sum_{n=30}^{\text{令5}} (AO_n \times AP_n) + \sum_{n=30}^{\text{令5}} (AQ_n \times AR_n) + \sum_{n=\text{令3}}^{\text{令5}} (AS_n \times AT_n) +}{\sum_{n=\text{令4}}^{\text{令5}} (AU_n \times AV_n) + \sum_{n=\text{令4}}^{\text{令4}} (AW_n \times AX_n) \times (\delta \div 0.30) + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (AY_n \times AZ_n) + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (BA_n \times BB_n)} \\ & \times (\epsilon \div 0.30) + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (BC_n \times BD_n) + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (BE_n \times BF_n) + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (BG_n \times BH_n) \times (\zeta \div 0.30) \\ & + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (BI_n \times BJ_n) \end{aligned}$$

算式の符号

- A：測定単位の数値（人口）
- B_n：防災対策事業（防災基盤整備事業分（平成17年度以降は特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
- C_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
乗 率	0.018	0.016	0.016	0.016	0.01580	0.01679	0.01682	0.01689	0.01719	0.01762	0.017	0.016
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
	0.0162	0.0163	0.01637	0.01282	0.01291	0.00086	0.00207	0.00285				

D_n：防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

E_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
乗 率	0.027	0.027	0.026	0.02634	0.02799	0.02803	0.02816	0.02865	0.02937	0.028	0.027	0.0271
	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5					
	0.0271	0.02729	0.02136	0.02151	0.00144	0.00345	0.00475					

F_n：防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

G_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
乗 率	0.030	0.027	0.027	0.026	0.02634	0.02799	0.02803	0.02816	0.02865	0.02937	0.028	0.027
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
	0.0271	0.0271	0.02729	0.02136	0.02151	0.00144	0.00345	0.00475				

H_n：防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうちIs値が0.3未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

I_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
乗 率	0.03751	0.03755	0.03773	0.03838	0.03936	0.038	0.037	0.0362	0.0363	0.03656	0.02862	0.02882
	R3	R4	R5									
	0.00193	0.00462	0.00637									

J_n：防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成n年度において発行を許可された地方債の額

K_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17
乗 率	0.030	0.027

L_n：産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

M_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乗 率	0.030	0.027	0.027	0.026	0.02634	0.02799	0.02803

N：水俣病原因企業に対する金融支援に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

O_n：PFI法第8条第1項の規定により、PFI事業者が整備してn年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額として当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額（総務大臣通知額）

P_n：P₁₆=① 高知県に対して総務大臣が通知した額に係るもの 0.023
② ①以外の総務大臣が通知した額に係るもの 0.012

P₁₇=0.010

P₁₈=① 北海道に対して総務大臣が通知した額のうち単独事業に係るもの 0.015
② 山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの 0.020
③ 北海道に対して総務大臣が通知した額のうち補助事業に係るもの 0.026
④ 兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの 0.015

P₁₉=0.010

P₂₀=0.01020

P₂₁=0.01013

P₂₂=0.01076

P₂₃=0.01064

P₂₄=① 新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの 0.01072
② 徳島県に対して総務大臣が通知した額のうちAに係るもの 0.01608
③ 徳島県に対して総務大臣が通知した額のうちBに係るもの 0.02680
P₂₅=① 宮城県に対して総務大臣が通知した額のうちAに係るもの 0.01082
② 宮城県に対して総務大臣が通知した額のうちBに係るもの 0.01623

P₂₆=0.012

P₂₇=0.000

P₂₈=0.0339

P₂₉=0.0000

P₃₀=0.00000

P_{令元}=0.02533

P_{令2}=0.00000

P_{令3}=0.00000

P_{令4}=0.01070

P_{令5}=0.00000

Q_n：石綿対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

R_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乗 率	0.022	0.021	0.021	0.02107	0.02239	0.02242

S_n：公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債の額

T_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H21	H22	H23
乗 率	0.01679	0.01682	0.01689

U_n：公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（小中学校分を除く。）の額

V_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H21	H22	H23
乗 率	0.01679	0.01682	0.01689

W_n：津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

X_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.028	0.026	0.0257	0.0259	0.02592	0.02559	0.02575	0.00157	0.00353	0.00479

Y_n : 公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
Z_n : 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H27	H28
乗 率	0.027	0.0271

AA : 地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成28年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AB : 0.0162

AC : 災害対策基本法第102条第1項第2号に掲げる場合（平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

AD : 災害対策基本法第102条第1項第1号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成28年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α : 算式の符号中AFの地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令第43条第2項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下第3位未満四捨五入）に100,000を乗じて得た数（以下「発行割合」という。）について次の表のaに定める当該発行割合に応ずる率を乗じて得た数に同表のbに定める当該発行割合に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下第3位未満四捨五入）ただし、平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震による災害に係る歳入欠かん債については、 $\alpha \times 0.475$ が0.750に満たないときは0.750とし、平成28年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成28年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債を除く。）については、 $\alpha \times 0.475$ が0.570に満たないときは0.570とする。

発行割合の区分		a	b
	200まで	1.00	0
200 を超え	400まで	1.03	-6
400 を超え	600まで	1.10	-34
600 を超え	800まで	1.15	-64
800 を超え	1,000まで	1.20	-104
1,000 を超え	1,400まで	1.29	-194
1,400 を超え	2,000まで	1.41	-362
2,000 を超え	3,000まで	1.58	-702
3,000 を超え	4,000まで	1.76	-1,242
4,000 を超え	5,000まで	1.90	-1,802
5,000 を超え	6,000まで	1.98	-2,202
6,000 を超え	7,000まで	2.04	-2,562
7,000 を超え	8,000まで	2.08	-2,842
8,000 を超え	10,000まで	2.10	-3,002
10,000 を超えるもの		1.80	0

AE_n : 公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AF_n : 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.0271	0.02729	0.02136	0.02151	0.00144	0.00345	0.00475

AG : 公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業及び立地適正化事業に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AH : 0.0163

AI_n : 公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改修事業分を除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AJ_n : 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.01637	0.01282	0.01291	0.00086	0.00207	0.00285

β : 財政力に応じた算入率（30～50％）

AK_n : 公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改修事業分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AL_n : 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.01637	0.01282	0.01291	0.00086	0.00207	0.00285

γ : 財政力に応じた算入率（42～50％）

AM_n： まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AN_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.0163	0.01637	0.01282	0.01291	0.00086	0.00207	0.00285

AO_n： 地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AP_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.01637	0.01282	0.01291	0.00086	0.00207	0.00285

AQ_n： 文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AR_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.01637	0.01282	0.01291	0.00086	0.00207	0.00285

AS_n： 有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AT_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	R3	R4	R5
乗 率	0.00144	0.00345	0.00475

AU_n： 宅地耐震化推進事業（特別分）、盛土緊急対策事業（特別分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AV_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	R4	R5
乗 率	0.00353	0.00479

AW_n： 脱炭素化事業（上水道、簡易水道事業及び病院事業以外分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債の額

AX_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	R4
乗 率	0.00302

δ： 財政力に応じた算入率（30～50％）

AY_n： 脱炭素化推進事業（上水道、簡易水道事業及び病院事業以外分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（再生可能エネルギー設備整備等事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額

AZ_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	R5
乗 率	0.00634

BA_n： 脱炭素化推進事業（上水道、簡易水道事業及び病院事業以外分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（省エネ改修等事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額

BB_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	R5
乗 率	0.00380

ε： 財政力に応じた算入率（30～50％）

BC_n： 脱炭素化推進事業（上水道、簡易水道事業及び病院事業以外分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（電動車の導入等に関する事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額

BD_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	R5
乗 率	0.00380

BE_n： n年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（再生可能エネルギー設備整備等事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く）の額に相当する額

BF_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	R5
乗 率	0.00475

BG_n： n年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（省エネ改修等事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く）の額に相当する額

BH_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	R5
乗 率	0.00285

ζ： 財政力に応じた算入率（30～50％）

BI_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（電動車の導入等に関する事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く）の額に相当する額

BJ_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	R5
乗 率	0.00285

Ⅲ ①流域下水道事業債等元利償還金（平成11年度以降許可債分については理論償還額）、下水道事業債臨時措置分元利償還金（理論償還額）、下水道事業債旧公害防止対策事業分元利償還金（理論償還額）及び下水道資本費平準化債（理論償還額）、②地下高速鉄道建設事業の地方負担額（第3セクターが経営するものを含む。）、地下鉄事業補助金債元利償還金（理論償還額）、地下鉄事業新特例債・新々特例債・続特例債に係る元金償還金、地下鉄緊急整備事業債元利償還金、地下鉄事業新々特例債支払利息、地下鉄事業続特例債支払利息、地下鉄事業出資債元利償還金、地下鉄事業・ニュータウン鉄道・モノレール事業等を経営する第3セクターへの出資債・補助金債元利償還金（理論償還額）、③空港整備事業に係る地方債元利償還金（平成11年度以降許可債分については理論償還額）、④国庫補助金を受けて施行した都市公園等整備事業に係る地方債元利償還金（平成11年度以降許可債分については理論償還額）、⑤自然災害防止事業債元利償還金、⑥産炭地域開発就労事業等に充てた地方債の元利償還金、⑦住宅宅地関連公共施設整備促進事業等に係る地方債（公営企業債を除く。）の元利償還金（理論償還額）、⑧被災市街地復興特別事業に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑨新幹線鉄道整備事業に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑩地域住宅交付金事業に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑪地震防災対策事業に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑫地域鉄道補助金等に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑬被災施設復旧関連事業に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑭沖縄振興特別推進交付金事業に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑮奄美群島振興交付金事業に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑯非構造部材の耐震対策事業のうち幼稚園又は特別支援学校に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑰特別支援学校（小学部及び中学部に限る）の大規模改造事業の地方単独分に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑱補強事業のうち幼稚園又は特別支援学校に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑲防災機能強化事業のうち幼稚園又は特別支援学校に係る地方債元利償還金（理論償還額）及び⑳情報通信ネットワーク事業のうち特別支援学校に係る地方債元利償還金（理論償還額）を算入することとしている。

また、平成20年度より、新幹線鉄道整備事業債に係る地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合に応じて算入率のかさ上げを行うこととしている。

係数Ⅲは、次の(1)から(21)により算定される補正率を合算した率とする。

(1) 流域下水道事業費補正率 γ_1

流域下水道等の整備事業に充てた地方債の元利償還金、下水道事業債臨時措置分及び下水道資本費平準化債の額を基礎として、次の算式によって補正率を算出する。

算 式

$$\gamma_1 = \frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{\text{令5}} (C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17} (E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{\text{令5}} (G_n \times H_n) + A \times \text{単位費用 (553円)}}{\sum_{n=\text{令3}}^{\text{令5}} (I_n \times J_n) + \sum_{n=16}^{\text{令5}} (K_n \times L_n) - M \times 0.5 + N + \sum_{n=27}^{\text{令5}} (O_n \times P_n) + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (Q_n \times R_n)}$$

算式の符号

A： 測定単位の数値（人口）

B： 流域下水道事業等に係る経費に充てるため平成10年度以前に発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

C_n： 流域下水道事業等（平成16年度以降は新設事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

D_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乗 率	0.026	0.025	0.027	0.024	0.021	0.024	0.025	0.023	0.023	0.02334	0.02248	0.02205
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
	0.02168	0.02176	0.02199	0.022	0.020	0.0202	0.0205	0.02011	0.00952	0.01079	0.00268	0.00442
	R5											
	0.00557											

E_n： 流域下水道事業等（更新事業分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額

F_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17
乗 率	0.011	0.011

G_n： 流域下水道事業等に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（単独事業分を除く。）の額

H_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
乗 率	0.050	0.044	0.039	0.047	0.054	0.055	0.053	0.053	0.05305	0.05108	0.05011	0.04927
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
	0.04945	0.04997	0.049	0.045	0.0460	0.0465	0.04571	0.02163	0.02453	0.00608	0.01005	0.01267

I_n： 流域下水道事業等（旧公害防止対策分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

可を得た地方債の額

J_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	R3	R4	R5
乗 率	0.00200	0.00406	0.00529

K_n：n年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債の額

L_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
乗 率	0.031	0.030	0.030	0.030	0.02971	0.02963	0.02976	0.02998	0.03111	0.03201	0.031	0.031
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
	0.0302	0.0302	0.03030	0.03000	0.03038	0.00122	0.00321	0.00461				

M：都道府県知事の申告について総務大臣が調査した当該年度における下水道事業資本費平準化債同意等見込額（公害防止事業分を除く。）として総務大臣が通知した額

N：日本下水道事業団からの下水汚泥広域処理事業の施設の地方団体への移管に係る地方債の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O_n：n年度において発行について同意又は許可を得た下水道公営企業会計適用債の額

P_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.063	0.0632	0.0633	0.06352	0.06329	0.06365	0.00092	0.00261	0.00374

Q_n：流域下水道事業等（広域化・共同化事業）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

R_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	R5
乗 率	0.00710

(注) ア 流域下水道等に係る地方債とは、流域下水道事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公共下水道幹線管渠等整備事業（過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条の規定に基づき施行する事業をいう。）及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成3年度以降において発行を許可された地方債のうち、その資金区分ごとに、次の表に定めるものに限るものである（災害復旧事業債、特別事業債、公害防止事業債、地方税減収補填債、未稼働資産等債、資本費平準化債、臨時財政特別債、地域財政特別対策債、公共事業等臨時特別債、下水道事業債臨時措置分、単独用地費に係る地方債及び補正予算債を除く。ただし、昭和62年度補正予算債は対象とする。）。

資 金 内 訳	事業費補正の対象となるもの
(1) 政府資金 地方公共団体金融機構 資金（公営企業金融公 庫資金）	昭和34年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債
(2) 市場公募資金	昭和47年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債
(3) 縁故資金	昭和51年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（枠外縁故資金に係るものを除く。）

イ 下水道事業債臨時措置分とは、一般会計繰出金に代えて平成12年度以降に臨時的に発行を同意又は許可された下水道事業債をいうものである。

(2) 地下高速鉄道等事業費補正率 γ_2

地下高速鉄道に係る公共事業の地方負担額（都道府県の実負担額による。）等を基礎として次の算式によって補正率を算出する。

算 式

$$\gamma_2 = \frac{B \times 0.6 + C \times 0.45 + \sum_{n=13}^5 (D_n \times E_n) + F \times 0.3 + G \times 0.6 + A \times \text{単位費用 (553円)}}{H \times 0.45 + \sum_{n=27}^5 (I_n \times J_n) + K \times 0.6 + \sum_{n=12}^{22} (L_n \times M_n) + N \times 0.75 + O \times 0.45 + P + Q + R + S + T}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B：過年度分の地下高速鉄道建設事業地方負担額として総務大臣が通知した額

C：現年度分の地下高速鉄道建設事業地方負担額として総務大臣が通知した額

D_n：地下鉄事業補助金債の額として総務大臣が通知した額

E_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
乗 率	0.0318	0.0212	0.0211	0.0243	0.0249	0.0237	0.0237	0.02387	0.02299	0.02255	0.02217	0.02225
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	
	0.02249	0.0220	0.0202	0.0207	0.0209	0.02057	0.00973	0.01104	0.00274	0.00452	0.00570	

F：第3セクター（資本金等として当該地方団体が1/2以上を出資するものに限る。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G：昭和47年度末において供用を開始している路線を有する地方団体が、昭和47年度から昭和51年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和58年度から平成4年度までの各年度において発行を許可された地方債（地下鉄事業新特例債）に係る当該年度における元金償還金

H：昭和58年度から平成2年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成15年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（続特例債）及び平成3年度から平成12年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成25年度及び平成26年度について同意又は許可を得た地方債（地下鉄事業再特例債）に係る当該年度における元利償還金

I_n：平成27年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち、総務大臣が算定して通知した額

J_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.0450	0.0450	0.0450	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500

K：都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費に出資する財源に充てるため昭和46年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

L_n：都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費に出資する財源に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

M_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乗 率	0.0300	0.0318	0.0212	0.0211	0.0243	0.0249	0.0237	0.0237	0.02387	0.02299	0.02255

N：地下鉄緊急整備事業の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成6年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（地下鉄緊急整備事業債）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O：昭和58年度から平成2年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の当該年度における支払利息相当額を対象として平成15年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（地下鉄事業続特例債）及び当該年度の6月1日以降において発行が見込まれる地方債として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率を1.2パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

P：地下高速鉄道を経営する第3セクター（資本金等として当該地方団体が1/2以上を出資するものに限る。）に対し出資する財源に充てるため平成6年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の同意等額のうち、総務大臣が算定して通知した額に次表の率を乗じて得た額

Q：地下高速鉄道を経営する第3セクター（資本金等として当該地方団体が1/2以上を出資するものに限る。）に対し補助する財源に充てるため平成13年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の同意等額のうち、総務大臣が算定して通知した額に次表の率を乗じて得た額

R：ニュータウン鉄道等を経営する第3セクター（資本金等として当該地方団体が1/2以上を出資するものに限る。）に対し出資する財源に充てるため平成10年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の同意等額のうち、総務大臣が算定して通知した額に次表の率を乗じて得た額

S：ニュータウン鉄道等を経営する第3セクター（資本金等として当該地方団体が1/2以上を出資するものに限る。）に対し補助する財源に充てるため平成14年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の同意等額のうち、総務大臣が算定して通知した額に次表の率を乗じて得た額

T：都市モノレール事業及び案内軌条式鉄道事業を営する第3セクター（資本金等として当該地方団体が1/2以上を出資するものに限る。）に対し出資する財源に充てるため昭和52年度以降の各年度において発行許可された都市高速鉄道事業債（平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の同意等額のうち、を総務大臣が算定して通知した額に次表の率を乗じて得た額

同意等年度	率	同意等年度	率	同意等年度	率	同意等年度	率
平成6年度	0.0126	平成13年度a	0.0225	平成17年度a	0.0249	平成21年度a	0.02299
平成7年度	0.0129	(13以降採択分)		(13以降採択分)		(13以降採択分)	
平成8年度	0.0129	平成13年度b	0.0135	平成17年度b	0.0166	平成21年度b	0.01532
平成9年度	0.0132	(上記以外分)		(上記以外分)		(上記以外分)	
平成10年度	0.0132	平成14年度a	0.0194	平成18年度a	0.0237	平成22年度a	0.02255
平成11年度	0.0135	(13以降採択分)		(13以降採択分)		(13以降採択分)	
平成12年度	0.0132	平成14年度b	0.0129	平成18年度b	0.0158	平成22年度b	0.01503
		(上記以外分)		(上記以外分)		(上記以外分)	
		平成15年度a	0.0211	平成19年度a	0.0237		
		(13以降採択分)		(13以降採択分)			
		平成15年度b	0.0141	平成19年度b	0.0158		
		(上記以外分)		(上記以外分)			
		平成16年度a	0.0243	平成20年度a	0.02387		
		(13以降採択分)		(13以降採択分)			
		平成16年度b	0.0162	平成20年度b	0.01592		
		(上記以外分)		(上記以外分)			

(3) 空港整備事業に係る地方債元利償還金補正率 γ_3

算式

$$\gamma_3 = \frac{B \times 0.5 + C \times 0.285 + D \times 0.285}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B：国が行う第二種A空港（第二種空港のうち国土交通大臣が管理するものをいう。）の整備事業に係る法令に基づく負担金又は国庫補助金を受けて施行した第三種空港の整備事業のうち奄美群島振興開発事業に係る経費に充てるため昭和57年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

C：国庫補助金を受けて施行した第二種B空港（第二種空港のうち地方団体が管理するものをいう。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和57年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された整備事年度における元利償還金

D：国庫補助金を受けて施行した第三種空港の整備事業（奄美群島振興開発事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため昭和57年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

(4) 都市公園等整備事業に係る地方債元利償還金補正率 γ_4

国庫補助金を受けて施行した都市公園又は特定地区公園（カントリーパーク）の整備事業に充てた地方債の元利償還金を基礎として次の算式によって補正率を算出する。

算式

$$\gamma_4 = \frac{B \times 0.3}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B：都市公園又は特定地区公園（カントリーパーク）の整備事業に充てるため昭和63年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

(5) 自然災害防止事業債元利償還金補正率 γ_5

算 式

$$\gamma_5 = \frac{B \times \alpha \times 0.285}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B：災害対策基本法第40条第1項に基づく都道府県地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た自然災害防止事業債の当該年度における元利償還金

α ：各地方団体の財政力係数（符号Bの額を当該地方団体の標準財政収入額（省令第17条第3項の規定によって算定した額）で除して得た数（小数点以下第3位未満四捨五入）に10,000を乗じて得た数）

次の算式に当てはめて得た数値を当該地方団体の財政力係数で除して得た数

（小数点以下第3位未満四捨五入）ただし、当該財政力係数が100以下のときは1.000

財政力係数区分	算式（X＝財政力係数）
財政力係数が100を超え110までのもの	$8.00X - 700$
同上110を超え120までのもの	$4.00X - 260$
同上120を超え130までのもの	$3.00X - 140$
同上130を超え150までのもの	$2.50X - 75$
同上150を超えるもの	$2.00X + 0$

(6) 産炭地域開発就労事業等事業費補正率 γ_6

産炭地域開発就労事業等に充てた地方債の元利償還金を基礎として、次の算式によって補正率を算出する。

算 式

$$\gamma_6 = \frac{B \times 0.6}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B：産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、災害復旧事業債、公害防止事業債、減収補填債、健全化債、財源対策債及び地域財政特例対策債に係るものを除く。）

(7) 住宅宅地関連公共施設整備促進事業債等元利償還金補正率 γ_7

算 式

$$\gamma_7 = \frac{\sum_{n=16}^{17} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B_n ：住宅宅地関連公共施設整備促進事業等に係る経費に充てるため平成n年度において発行を許可された地方債（公営企業債を除く。）の額

C_n ：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17
乗 率	0.012	0.011

(8) 被災市街地復興特別事業債元利償還金補正率 γ_8

算 式

$$\gamma_8 = \frac{\sum_{n=16}^{22} (B_n \times C_n) + \sum_{n=23}^{\text{令5}} (D_n \times E_n) + \sum_{n=\text{令元}}^{\text{令5}} (F_n \times G_n)}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B_n：被災市街地復興特別事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち一般公共事業債の額

C_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乗 率	0.052	0.049	0.043	0.043	0.04590	0.04736	0.04590

D_n：被災市街地復興特別事業（街路事業分を除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業債等の額

E_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
乗 率	0.04390	0.04450	0.04522	0.044	0.042	0.0411	0.0414	0.04146	0.04094	0.04119	0.00251	0.00565
	R5											
	0.00766											

F_n：被災市街地復興特別事業（街路事業分に限る。）に係る経費に充てるため令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業債等の額

G_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.02559	0.02575	0.00157	0.00353	0.00479

(9) 新幹線鉄道整備事業に係る地方債元利償還金補正率 γ_9

算 式

$$\gamma_9 = \frac{B \times \alpha}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B： $\sum_{n=8}^{\text{令5}} (C_n \times D_n)$

C_n：全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第7条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

D_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
乗 率	0.012	0.023	0.025	0.024	0.025	0.015	0.009	0.000	0.030	0.027	0.027	0.026
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
	0.02634	0.02799	0.02803	0.02816	0.02865	0.02937	0.028	0.027	0.0271	0.0271	0.02729	0.02136
	R2	R3	R4	R5								
	0.02151	0.00144	0.00345	0.00475								

α ：次の算式によって算定した率（小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
（当該率が1.000に満たないときは1.000とし、1.400を超えるときは1.400とする。）

算 式

$$\left(\frac{a}{b} \times 100 \right) \times 0.125 + 0.875$$

a/bに小数点以下第4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a：符号Bの額に2を乗じて得た数

b：地方財政法施行令第13条の規定によって算定した当該地方団体の前年度における標準財政規模

(10) 地域住宅交付金事業債元利償還金補正率 γ_{10}

算 式

$$\gamma_{10} = \frac{\sum_{n=17}^{22} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B_n：地域住宅交付金事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た
地方債の額C_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乗 率	0.006	0.005	0.005	0.00527	0.0056	0.00561

(11) 地震防災対策事業債元利償還金補正率 γ_{11}

算 式

$$\gamma_{11} = \frac{\sum_{n=20}^{\text{令5}} (B_n \times C_n) + \sum_{n=20}^{\text{令5}} (D_n \times E_n)}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B_n：地震防災対策事業のうちD_nに掲げるもの以外のものに係る経費に充てるためn年度において発行について
意又は許可を得た地方債の額C_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
乗 率	0.02634	0.02799	0.02803	0.02816	0.02865	0.02937	0.028	0.027	0.0271	0.0271	0.02729	0.02136
	R2	R3	R4	R5								
	0.02151	0.00144	0.00345	0.00475								

D_n：n年度に発行について同意又は許可を得た地震防災対策事業債のうち地震防災対策特別措置法第4条に基
く公立の学校教育施設等で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が
なものの改築事業又は補強事業の額E_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
乗 率	0.03688	0.03919	0.03924	0.03924	0.04010	0.04112	0.400	0.038	0.0379	0.0379	0.03820	0.02990
	R2	R3	R4	R5								
	0.03011	0.00202	0.00483	0.00665								

(12) 地域鉄道補助金等に係る地方債元利償還金補正率 γ_{12}

算 式

$$\gamma_{12} = \frac{\sum_{n=16}^{\text{令5}} (B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{\text{令5}} (D_n \times E_n) + \sum_{n=25}^{\text{令5}} (F_n \times G_n) + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (H_n \times I_n)}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B_n：地域鉄道事業者が行う並行在来線に係る施設・設備整備に要する経費（旅客分のみとし、貨物分を含め
ないこと）のうち、地方公共団体が補助した経費（上下分離方式の場合、地方公共団体が自ら行う施設・
設備整備に係る経費）に充てるため、n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（J R
からの譲渡資産分）C_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
乗 率	0.027	0.025	0.024	0.023	0.02371	0.02519	0.02522	0.02534	0.02578	0.02643	0.026	0.025
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
	0.0243	0.0244	0.02456	0.01922	0.01936	0.00130	0.00311	0.00428				

D_n：地域鉄道事業者が行う並行在来線に係る施設・設備整備に要する経費（旅客分のみとし、貨物分を含め
ないこと）のうち、地方公共団体が補助した経費（上下分離方式の場合、地方公共団体が自ら行う施設・
設備整備に係る経費）に充てるため、n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（新
たな設備投資分）

E_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
乗 率	0.018	0.016	0.016	0.016	0.01580	0.01679	0.01682	0.01689	0.01719	0.01762	0.017	0.016
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
	0.0162	0.0163	0.01637	0.01282	0.01291	0.00086	0.00207	0.00285				

F_n：地域鉄道対策事業（並行在来線に係るものを除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

G_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.01762	0.017	0.016	0.0162	0.0163	0.01637	0.01282	0.01291	0.00086	0.00207	0.00285

H_n：地域公共交通再構築事業（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第2条第9号に規定する鉄道事業再構築事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

I_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	R5
乗 率	0.00428

(13) 一般単独（一般）事業債（被災施設復旧関連事業分）元利償還金補正率 γ_{13}

算 式

$$\gamma_{13} = \frac{\sum_{n=24}^{\text{令5}} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B_n：被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

C_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.04010	0.04112	0.040	0.038	0.0379	0.0379	0.03820	0.02990	0.03011	0.00202	0.00483	0.00665

(14) 一般補助施設整備等事業債（沖縄振興特別推進交付金事業分）元利償還金補正率 γ_{14}

算 式

$$\gamma_{14} = \frac{\sum_{n=24}^{\text{令5}} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B_n：沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

C_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.02865	0.02937	0.028	0.027	0.0271	0.0271	0.02729	0.02136	0.02151	0.00144	0.00345	0.00475

(15) 一般補助施設整備等事業債（奄美群島振興交付金事業分）元利償還金補正率 γ_{15}

算 式

$$\gamma_{15} = \frac{\sum_{n=26}^{\text{令5}} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B_n：奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

C_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.028	0.027	0.0271	0.0271	0.02729	0.02136	0.02151	0.00144	0.00345	0.00475

(16) 学校教育施設等整備事業債（非構造部材の耐震対策事業分）元利償還金補正率 γ_{16}

算 式

$$\gamma_{16} = \frac{B \times C + D \times E}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B：非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C：0.0379

D：非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

E：0.0271

(17) 学校教育施設等整備事業債（大規模改造事業の地方単独分）元利償還金補正率 γ_{17}

算 式

$$\gamma_{17} = \frac{\sum_{n=29}^{\text{令5}} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B_n ：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

C_n ：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.0271	0.02729	0.02136	0.02151	0.00144	0.00345	0.00475

(18) 学校教育施設等整備事業債（義務教育諸学校等の補強事業分）元利償還金補正率 γ_{18}

算 式

$$\gamma_{18} = \frac{\sum_{n=30}^{\text{令5}} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B_n ：補強事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C_n ：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.03820	0.02990	0.03011	0.00202	0.00483	0.00665

(19) 学校教育施設等整備事業債（義務教育諸学校等の防災機能強化事業分）元利償還金補正率 γ_{19}

算 式

$$\gamma_{19} = \frac{\sum_{n=30}^{\text{令5}} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B_n ：防災機能強化事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C_n ：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗 率	0.03820	0.02990	0.03011	0.00202	0.00483	0.00665

(20) 学校教育施設等整備事業債（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業分）元利償還金補正率 γ_{20}

算 式

$$\gamma_{20} = \frac{B_{\text{令2}} \times C_{\text{令2}}}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

- A： 測定単位の数値（人口）
- B_{令2}： 国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和2年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち特別支援学校（小・中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額
- C_{令2}： 0.03011

(21) 学校教育施設等整備事業債（特別防犯対策施設整備事業分）元利償還金補正率 γ_{21}

算 式

$$\gamma_{20} = \frac{\sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用 (553円)}}$$

算式の符号

- A： 測定単位の数値（人口）
- B： 特別防犯対策施設整備事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校（幼稚部、小・中学部に限る。）に係るものの額に相当する額
- C_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	R5
乗 率	0.00665

第八項 数値(人口)急減補正

数値(人口)急減補正は、平成27年国勢調査人口に対し令和2年国勢調査人口が減少した団体のうち、条件不利地域等を除いた全国平均減少率▲1.6%を超える団体について適用することとした。

なお、測定単位を人口とする全ての費目（密度補正により実質的に人口以外の指標で算定している経費を除く）に係る数値（人口）急減補正を含めて、一括して補正することとしている。

算 式

$$(\text{人口急減補正係数}-1) = \left[\frac{B-A}{A} - 0.016 \right] \times 0.3 \times 58.7$$

算式の符号

- A： 令和2年国勢調査人口
 - B： 平成27年国勢調査人口
 - 0.016： 全国平均減少率(条件不利地域等を除く減少団体平均)
 - 0.3： 復元率
 - 58.7： $\frac{\text{人口急減対象費目※の標準団体一般財源合計}}{\text{地域振興費標準団体一般財源}}$
- ※測定単位を人口とする全ての費目（密度補正により実質的に人口以外の指標で算定している経費を除く）

第七章 災害復旧費

「災害復旧費」の測定単位の数値は、(1)公共災害復旧事業債、(2)単独災害復旧事業債、(3)地盤沈下等対策事業債、(4)緊急治山等事業債、(5)激甚災害対策特別緊急事業債、(6)特殊土壌対策事業債、(7)鉱害復旧事業債、(8)小災害債のうち当該年度の5月31日までに借り入れたもの（地方税の減収補填のための地方債等及び返還命令を受けた地方債を除く。）に係る当該年度の元利償還金（繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については、当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元利償還金（元金償還金以外の支払を要しない繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については、当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元金償還金）に相当する額と、当該地方債の借換債については当該借換債に係る当該年度分の元利償還金に相当する額とし、当該年度において繰上償還する分及び前年度以前において償還すべきであった分を除く。）である。

このうち、小災害債とは、地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和57年法律第45号。以下「昭和57年改正法」という。）による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激特法」という。）第24条第1項の規定に基づき、その元利償還金を基準財政需要額に算入することとされている公共土木施設等小災害債で昭和57年改正法の施行日以降に発行について同意又は許可を得たものをいう。

従来、公共土木施設等小災害債に係る元利償還金については、昭和56年度以前においては、昭和57年改正法による改正前の激特法第24条の規定に基づき、当該元利償還金の38.2%を元利補給金で措置するとともに、残余の部分については交付税（災害復旧費の単独災害復旧費）上、当該元利償還金の28.5%～57.0%（特別（財政力）補正を適用）を基準財政需要額に算入していたところであるが、昭和57年度において、国の行政改革の一環としての補助金の整理合理化に資するため、小災害債に対する元利補給制度を廃止し、その部分を基準財政需要額に算入することとされたことに伴い、単独災害復旧費から昭和57年度以降に発行を許可された小災害債を独立させ、災害復旧費の中に新たな一項目を設けたものである。

「災害復旧費」の補正は、単独災害復旧事業債及び小災害債について法第13条第11項の規定による特別（財政力）補正を適用しているほか、全部の事業債について種別補正を適用することとしている。なお、単独災害復旧事業債及び小災害債については特別（財政力）補正を適用した後に種別補正を適用することとしている。

平成6年度まで、単独災害復旧事業債に係る元利償還金については、その28.5%～57.0%を算入してきたところであるが、災害復旧事業に伴う普通会計の財政負担の増に配慮し、平成7年度からその算入率を47.5%～85.5%に引き上げることとし、特別（財政力）補正係数及び種別補正係数を改正することとした。また、これに伴い、小災害債についても、特別（財政力）補正係数及び種別補正係数を改正することとした。

1 特別（財政力）補正

(1) 特別（財政力）補正は、当該年度の数値として算入される単独災害復旧事業債及び小災害債の元利償還金が過去3ヵ年度の標準財政収入額の平均額の0.1%を超える団体について、当該団体の財政力に応じ単独災害復旧事業債にあつては最高85.5%まで、小災害債にあつては最高95.0%までそれぞれ算入率を引き上げるものである。

また、標準財政収入額の平均額は、令和3、4及び5年度の基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除き、再算定後の額である。）から地方揮発油譲与税に係る額、石油ガス譲与税に係る額、自動車重量譲与税に係る額、航空機燃料譲与税に係る額、森林環境譲与税に係る額、交通安全対策特別交付金に係る額、道府県民税所得割に係る税源移譲相当額（三位一体の改革分）に0.25を乗じて得た額から道府県民税所得割に係る税源移譲相当額（県費負担教職員分）に0.25を乗じて得た額を控除した額及び地方消費税の引上げ分に0.25を乗じて得た額を除き、分離課税所得割交付金に係る額を加算した額に1.3333を乗じて得た額（千円未満は四捨五入する。）の合算額と地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額との合計額から分離課税所得割交付金に係る額を除いた額を3で除して算定する。

(2) 補正係数

(ア) 補正率

その団体の指数が100未満のもの

その団体の指数 1.00

その団体の指数が100以上のもの

100 1.00

100を超え 200までの数 1.03

200を超え 300までの数 1.10

300を超え 400までの数 1.15

400を超え 500までの数 1.20

500を超え 700までの数 1.29

700を超え1,000までの数 1.41

1,000を超え1,500までの数 1.58

1,500を超え2,000までの数 1.76

2,000を超え2,500までの数 1.90

2,500を超え3,000までの数 1.98

3,000を超え3,500までの数 2.04

3,500を超え4,000までの数 2.08

4,000を超え5,000までの数 2.10

5,000を超える数 1.80

(注) 指数の算出方法は次のとおりである。

$$\frac{\text{単独災害復旧事業債元利償還金及び小災害債元利償還金}}{\text{過去3カ年度の標準財政収入額の平均額}} \times \frac{100}{0.001}$$

2 種別補正

種別補正係数については、各事業債の性質に応じて次のとおり定めている。

公共災害復旧事業債 1.00

単独災害復旧事業債 } 0.50

小災害債 }

地盤沈下等対策事業債 }

緊急治山等事業債 }

激甚災害対策特別緊急事業債 0.60

特殊土壌対策事業債 }

鉦害復旧事業債 }

第八章 補正予算償還費

「補正予算償還費」の測定単位の数値は、地方債の同意等年度により次の二つに区分している。

(1) 平成10年度以前許可債に係るもの

測定単位の数値は、平成4年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された補正予算債に係る元利償還金である。

基準財政需要額への算入率は、平成4年度以降許可債については80%で設定されている。

(2) 平成16年度以降同意等債に係るもの

測定単位の数値は、平成16年度から令和5年度までの各年度において同意又は許可を得た補正予算債の額としている。

「平成16年度以降同意等債に係るもの」については、1に示す償還条件による令和6年度の理論償還費を基礎として2のとおり種別補正係数を設定した。

1 種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 平成16年度許可債

民間等資金 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

(2) 平成17年度許可債及び平成18～令和5年度同意等債

民間等資金 30年償還(うち3年据置)(半年賦)、20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

※民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

2 種別補正係数

同 意 等 年 度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成16年度許可債	95.0 % 算 入 分	1.900	62.7円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	1.000	33.0円 / 33円
平成17年度許可債		0.918	30.3円 / 33円
平成18年度同意等債		0.818	27.0円 / 33円
平成19年度同意等債		0.809	26.7円 / 33円
平成20年度同意等債	60.0 % 算 入 分	1.043	34.43円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.869	28.69円 / 33円
平成21年度同意等債	60.0 % 算 入 分	1.076	35.52円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.897	29.60円 / 33円
平成22年度同意等債	60.0 % 算 入 分	1.043	34.43円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.869	28.69円 / 33円
	45.0 % 算 入 分	0.782	25.82円 / 33円
平成23年度同意等債	80.0 % 算 入 分	1.330	43.90円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.832	27.44円 / 33円
平成24年度同意等債	60.0 % 算 入 分	1.012	33.38円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.843	27.82円 / 33円
平成25年度同意等債	60.0 % 算 入 分	1.028	33.91円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.856	28.26円 / 33円
平成26年度同意等債	60.0 % 算 入 分	1.003	33.1円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.836	27.6円 / 33円
平成27年度同意等債	60.0 % 算 入 分	0.961	31.7円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.800	26.4円 / 33円
平成28年度同意等債	80.0 % 算 入 分	1.245	41.1円 / 33円
	60.0 % 算 入 分	0.933	30.8円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.779	25.7円 / 33円
平成29年度同意等債	80.0 % 算 入 分	1.255	41.4円 / 33円
	60.0 % 算 入 分	0.939	31.0円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.785	25.9円 / 33円
平成30年度同意等債	80.0 % 算 入 分	1.256	41.46円 / 33円
	60.0 % 算 入 分	0.942	31.10円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.785	25.92円 / 33円
令和元年度同意等債	80.0 % 算 入 分	1.241	40.94円 / 33円
	60.0 % 算 入 分	0.930	30.70円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.775	25.59円 / 33円
令和2年度同意等債	80.0 % 算 入 分	1.248	41.19円 / 33円
	72.0 % 算 入 分	1.123	37.07円 / 33円
	60.0 % 算 入 分	0.936	30.89円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.780	25.75円 / 33円
令和3年度同意等債	60.0 % 算 入 分	0.057	1.88円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.048	1.57円 / 33円
令和4年度同意等債	72.0 % 算 入 分	0.154	5.08円 / 33円
	60.0 % 算 入 分	0.128	4.24円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.107	3.53円 / 33円
令和5年度同意等債	80.0 % 算 入 分	0.232	7.66円 / 33円
	72.0 % 算 入 分	0.209	6.90円 / 33円
	60.0 % 算 入 分	0.174	5.75円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.145	4.79円 / 33円

33円：平成16年度許可債(市場公募都道府県)千円当たりの令和6年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別・公募債発行状況別の民間等資金と政府資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費に算入率を乗じて得た額

算 入 率：(平成16年度) 95.0%、50.0%

(平成17年度～19年度) 50.0%

(平成20年度～21年度) 60.0%、50.0%

(平成22年度) 60.0%、50.0%、45.0%

(平成23年度) 80.0%、50.0%

(平成24年度～27年度) 60.0%、50.0%
(平成28年度～令和元年度) 80.0%、60.0%、50.0%
(令和2年度) 80.0%、72.0%、60.0%、50.0%
(令和3年度) 60.0%、50.0%
(令和4年度) 72.0%、60.0%、50.0%
(令和5年度) 80.0%、72.0%、60.0%、50.0%

第九章 地方税減収補填償還費

「地方税減収補填償還費」の測定単位の数値は、平成16年度から令和5年度までの各年度において地方税の減収補填のため特別に発行について同意又は許可を得た地方債のうち、道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税もしくは特別法人事業税（平成21年度から令和元年度までは地方法人特別譲与税）に係る額の80%相当額（平成15年度以降にあっては75%）である。

「地方税減収補填償還費（拡充分）」の測定単位の数値は、令和2年度に発行について同意又は許可を得た地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、市町村たばこ税都道府県交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係る減収補填債の額に相当する額である。

「地方税減収補填償還費」は、1に示す償還条件による令和6年度の理論償還費を基礎として2のとおり種別補正係数を設定した。

1 種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 平成16年度許可～令和元年度同意等債

民間等資金 20年償還（うち3年据置）（半年賦）

(2) 令和2年度同意等債

民間等資金 20年償還（うち3年据置）（半年賦）

機 構 資 金 30年償還（うち3年据置）（半年賦）

(3) 令和3年度～5年度同意等債

民間等資金 30年償還（うち3年据置）（半年賦）、20年償還（うち3年据置）（半年賦）

※民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

2 種別補正係数

同 意 等 年 度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成16年度減収補填債		1.000	60.0円 / 60円
平成17年度減収補填債		0.988	59.3円 / 60円
平成18年度減収補填債		0.985	59.1円 / 60円
平成19年度減収補填債		0.987	59.2円 / 60円
平成20年度減収補填債		0.991	59.46円 / 60円
平成21年度減収補填債		0.988	59.27円 / 60円
平成22年度減収補填債		0.994	59.64円 / 60円
平成23年度減収補填債		1.001	60.03円 / 60円
平成24年度減収補填債		1.039	62.35円 / 60円
平成25年度減収補填債		1.066	63.94円 / 60円
平成26年度減収補填債		1.038	62.3円 / 60円
平成27年度減収補填債		1.015	60.9円 / 60円
平成28年度減収補填債		1.005	60.3円 / 60円
平成29年度減収補填債		1.007	60.4円 / 60円
平成30年度減収補填債		1.010	60.62円 / 60円
令和元年度減収補填債		1.000	59.98円 / 60円
令和2年度減収補填債		0.562	33.73円 / 60円
令和2年度減収補填債 （拡充分）	100.0%算入分	0.562	33.73円 / 60円
	75.0%算入分	0.422	25.30円 / 60円
令和3年度減収補填債		0.041	2.47円 / 60円
令和4年度減収補填債		0.102	6.11円 / 60円
令和5年度減収補填債		0.148	8.87円 / 60円

60円：平成16年度許可債（市場公募都道府県）千円当たりの令和6年度元利償還金（単位費用）

分子の数値：年度別の理論償還費

算入率：（平成16年度～）75%

（令和2年度減収補填債（拡充分））100%

第十章 財源対策債償還費

「財源対策債償還費」の測定単位の数値は、平成16年度から令和5年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額である。

「財源対策債償還費」は、1に示す償還条件による令和6年度の理論償還費を基礎として2のとおり種別補正係数を設定した。

1 種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 平成16年度許可債

民間等資金 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

(2) 平成17年度～令和5年度同意等債

民間等資金 30年償還(うち3年据置)(半年賦)、20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

※民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

2 種別補正係数

同意等年度	種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成16年度	1.000	33.0円 / 33円
平成17年度	0.918	30.3円 / 33円
平成18年度	0.818	27.0円 / 33円
平成19年度	0.809	26.7円 / 33円
平成20年度	0.869	28.69円 / 33円
平成21年度	0.897	29.60円 / 33円
平成22年度	0.869	28.69円 / 33円
平成23年度	0.832	27.44円 / 33円
平成24年度	0.843	27.82円 / 33円
平成25年度	0.856	28.26円 / 33円
平成26年度	0.833	27.5円 / 33円
平成27年度	0.800	26.4円 / 33円
平成28年度	0.779	25.7円 / 33円
平成29年度	0.782	25.8円 / 33円
平成30年度	0.785	25.91円 / 33円
令和元年度	0.775	25.58円 / 33円
令和2年度	0.780	25.74円 / 33円
令和3年度	0.048	1.57円 / 33円
令和4年度	0.107	3.53円 / 33円
令和5年度	0.145	4.79円 / 33円

33円：平成16年度許可債（市場公募都道府県）千円当たりの令和6年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別・公募債発行状況別の民間等資金と政府資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費に算入率を乗じて得た額

算入率：（平成16年度債～）50%

第十一章 減税補填償還費

「減税補填償還費」の測定単位の数値は、個人の道府県民税に係る特別減税等による平成6年度から平成8年度まで及び平成16年度から平成18年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額である。

「減税補填償還費」は、1に示す償還条件による令和6年度の理論償還費を基礎として2のとおり種別補正係数を設定した。なお、本費目については、市場公募都道府県とその他の都道府県との間で償還条件に差を設けないこととしている。

1 種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 平成6年度許可債（民間等資金）	30年償還（うち10年据置）（半年賦）
(2) 平成7年度許可債（民間等資金）	29年償還（うち9年据置）（半年賦）
(3) 平成8年度許可債（民間等資金）	28年償還（うち18年据置）（半年賦）
(4) 平成16年度許可債（民間等資金）	20年償還（うち3年据置）（半年賦）
(5) 平成17、18年度同意等債・恒久的減税分（民間等資金）	30年償還（うち3年据置）（半年賦）、 20年償還（うち3年据置）（半年賦）

※民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

2 種別補正係数

同意等年度	種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成6年度	0.851	50.2円 / 59円
平成7年度	0.851	50.2円 / 59円
平成8年度	1.702	100.4円 / 59円
平成16年度	1.000	59.0円 / 59円
平成17年度	0.727	42.9円 / 59円
平成18年度	0.820	48.4円 / 59円

59円：平成16年度許可債千円当たりの令和6年度元利償還金（単位費用）

分子の数値：年度別理論償還費

算入率：100%

第十二章 臨時財政対策債償還費

「臨時財政対策債償還費」の測定単位の数値は、臨時財政対策のため平成16年度から令和5年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額である。

「臨時財政対策債償還費」は、下記1に示す償還条件による令和6年度の理論償還費を基礎として下記2のとおり種別補正係数を設定した。

1 種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 平成16年度許可債

民間等資金	20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政府資金	20年償還(うち3年据置)(半年賦)※10年利率見直し方式

(2) 平成17年度許可債及び平成18年度～20年度同意等債

民間等資金	30年償還・20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政府資金	20年償還(うち3年据置)(半年賦)※10年利率見直し方式

(3) 平成21年度～令和5年度同意等債

民間等資金	30年償還・20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政府資金	20年償還(うち3年据置)(半年賦)※10年利率見直し方式
機構資金	30年償還(うち3年据置(21年度は5年据置))(半年賦)※10年利率見直し方式

※民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

2 種別補正係数

同意等年度	種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成16年度許可債(発行可能額)	1.000	60.0円 / 60円
平成17年度許可債(発行可能額)	0.817	49.0円 / 60円
平成18年度同意等債(発行可能額)	0.797	47.8円 / 60円
平成19年度同意等債(発行可能額)	0.787	47.2円 / 60円
平成20年度同意等債(発行可能額)	0.863	51.77円 / 60円
平成21年度同意等債(発行可能額)	0.857	51.42円 / 60円
平成22年度同意等債(発行可能額)	0.850	51.00円 / 60円
平成23年度同意等債(発行可能額)	0.841	50.44円 / 60円
平成24年度同意等債(発行可能額)	0.868	52.06円 / 60円
平成25年度同意等債(発行可能額)	0.913	54.77円 / 60円
平成26年度同意等債(発行可能額)	0.872	52.3円 / 60円
平成27年度同意等債(発行可能額)	0.847	50.8円 / 60円
平成28年度同意等債(発行可能額)	0.825	49.5円 / 60円
平成29年度同意等債(発行可能額)	0.827	49.6円 / 60円
平成30年度同意等債(発行可能額)	0.834	50.04円 / 60円
令和元年度同意等債(発行可能額)	0.816	48.93円 / 60円
令和2年度同意等債(発行可能額)	0.818	49.05円 / 60円
令和3年度同意等債(発行可能額)	0.028	1.69円(※) / 60円
令和4年度同意等債(発行可能額)	0.101	6.07円 / 60円
令和5年度同意等債(発行可能額)	0.143	8.55円 / 60円

※「臨時財政対策債償還基金費」の算定額を控除して算出していること。

60円：平成16年度許可債千円当たりの令和6年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別の民間等資金、政府資金及び機構資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費

算入率：100%

第十三章 東日本大震災全国緊急防災施策等償還費

「東日本大震災全国緊急防災施策等償還費」の測定単位の数値は、平成25年度から令和5年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額である。

「東日本大震災全国緊急防災施策等償還費」は、下記1に示す償還条件による令和6年度の理論償還費を基礎として下記2のとおり種別補正係数を設定した。

1 種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 平成25年度～27年度同意等債

民間等資金 30年償還・20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金 25年償還(うち3年据置)(半年賦)

機構資金 30年償還(うち5年据置)(半年賦)

(2) 平成28年度～令和5年度同意等債

民間等資金 30年償還・20年償還(うち3年据置)(半年賦)

機構資金 30年償還(うち5年据置)(半年賦)

※民間等資金については、10年毎に借り換える前提としている。

2 種別補正係数

同意等年度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成25年度	全国防災事業	1.000	41.00円 / 41円
	緊急防災・減災事業	0.910	37.31円 / 41円
平成26年度	全国防災事業	0.978	40.1円 / 41円
	緊急防災・減災事業	0.885	36.3円 / 41円
平成27年度	全国防災事業	0.902	37.0円 / 41円
	緊急防災・減災事業	0.822	33.7円 / 41円
平成28年度	緊急防災・減災事業	0.812	33.3円 / 41円
平成29年度	緊急防災・減災事業	0.822	33.7円 / 41円
平成30年度	緊急防災・減災事業	0.824	33.80円 / 41円
令和元年度	緊急防災・減災事業	0.596	24.43円 / 41円
令和2年度	緊急防災・減災事業	0.617	25.31円 / 41円
令和3年度	緊急防災・減災事業	0.070	2.86円 / 41円
令和4年度	緊急防災・減災事業	0.140	5.75円 / 41円
令和5年度	緊急防災・減災事業	0.186	7.62円 / 41円

41円：平成25年度同意等債千円当たりの令和6年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：事業区分別の政府資金、機構資金及び民間等資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費

算入率：(補助・直轄事業、全国防災事業) 80%

(単独事業、緊急防災・減災事業) 70%

第十四章 国土強靱化施策債償還費

「国土強靱化施策債償還費」の測定単位の数値は、令和元年度から令和５年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額である。

「国土強靱化施策債償還費」は、下記１に示す償還条件による令和６年度の理論償還費を基礎として下記２のとおり種別補正係数を設定した。

１ 種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

令和元年度～令和５年度同意等債

民間等資金 30年償還・20年償還(うち３年据置)(半年賦)

政府資金 25年償還(うち３年据置)(半年賦)

機構資金 30年償還(うち５年据置)(半年賦)

※民間等資金については、10年毎に借り換える前提としている。

２ 種別補正係数

同意等年度	種別補正係数	種別補正係数算出基礎
令和元年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分	0.848	23.74円 / 28円
令和元年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分	1.000	28.00円 / 28円
令和元年度緊急自然災害防止対策事業	0.865	24.21円 / 28円
令和２年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分	0.865	24.23円 / 28円
令和２年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分	1.039	29.08円 / 28円
令和２年度緊急自然災害防止対策事業	0.904	25.32円 / 28円
令和３年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分	0.052	1.46円 / 28円
令和３年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分	0.063	1.75円 / 28円
令和３年度緊急自然災害防止対策事業	0.114	3.19円 / 28円
令和４年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分	0.128	3.57円 / 28円
令和４年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分	0.153	4.28円 / 28円
令和４年度緊急自然災害防止対策事業	0.219	6.13円 / 28円
令和５年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分	0.172	4.82円 / 28円
令和５年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分	0.206	5.78円 / 28円
令和５年度緊急自然災害防止対策事業	0.286	8.02円 / 28円

28円：令和元年度同意等債千円当たりの令和６年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：事業区分別の政府資金、機構資金及び民間等資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費

算入率：(防災・減災、国土強靱化事業) 50%、60%

(緊急自然災害防止対策事業) 70%

第十五章 地域の元気創造事業費

単位費用	950円	測定単位	人口

地域の元気創造事業費に適用する補正は、段階補正及び経常態容補正である。

算式 段階補正係数×（経常態容補正係数Ⅰ＋経常態容補正係数Ⅱ）

第一項 段階補正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの財政需要額

経費区分 \ 人口段階	千人 600	800	1,100	1,400	1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
一般財源計 (百万円)	1,443	1,504	1,510	1,584	1,615	1,740	1,876	2,314	2,926	3,300	3,982
単位当たり費用 (円) Z	2,405	1,880	1,373	1,131	950	828	751	661	585	550	498
Z／単位費用	2.532	1.979	1.445	1.191	1.000	0.872	0.790	0.696	0.616	0.579	0.524

第二表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 800千人	$\frac{1}{P}$ (0.32 P + 1,327,000)
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.02 P + 1,567,000)
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$ (0.26 P + 1,303,000)
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$ (0.11 P + 1,513,000)
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.33 P + 1,139,000)
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.36 P + 1,076,000)
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.46 P + 826,000)
3,500 ～ 5,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.43 P + 931,000)
5,000 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.39 P + 1,131,000)
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.36 P + 1,311,000)

(注1) P＝当該団体の人口

第二項 経常態容補正

地域の元気創造事業費は、地域経済活性化に取り組むための財政需要について算定するものであるが、①行革により捻出した財源を活用して、地域経済活性化の取組を行っていると考えられることや、②地域経済活性化に積極的に取り組み、成果指標を伸ばしている団体は、地域経済活性化の取組により多く取り組んでいると考えられることから、算定に当たって、行革努力や地域経済活性化の成果を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

算 式

$$\text{経常態容補正係数 I} = (0.1 \times A + 0.1 \times B + 0.2 \times C + 0.2 \times D + 0.2 \times E + 0.2) \times \alpha$$

A～Eにあつては、負数となるときは0、2を超えるときは2とする。

α : 0.591 (算定額を500億円程度とするための率)

算式の符号

A、B : ラスパイレス指数を用いた係数

Aを求める算式 :

$$A = (-0.182) \times (\text{令和5年4月1日現在のラスパイレス指数}) + 19.2$$

Bを求める算式 :

$$B = (-0.185) \times a + 18.5$$

a : 令和元年～令和5年のラスパイレス指数の平均

C : 経常的経費削減率を用いた係数

Cを求める算式 :

$$C = 2 - \frac{\text{経常的経費 (H27～R1平均)} - \text{経常的経費 (H7～11平均)}}{\text{経常的経費 (H7～11平均)}} \div 0.116$$

0.116 : 経常的経費削減率の全国平均

経常的経費 : 人件費 (退職金を除き、投資的経費のうちの人件費を含む)、物件費、補助費等、繰出金 (法 (非) 適公営企業会計等への繰出金のうち建設費及び公債費を除く)

※ 復旧・復興事業分を控除する。

※ 指定都市を包括する道府県にあつては、平成29・30・令和元年度の人件費について、権限・税源移譲により給与負担事務を行わなくなった県費負担教職員に対して負担した人件費に相当する数として総務大臣が通知した数から、権限・税源移譲により給与負担事務を行わなくなった県費負担教職員に対して負担した退職金に相当する数として総務大臣が通知した数を控除した数を加算。

D : 地方税徴収率を用いた係数

Dを求める算式 :

$$D = 111.11 \times \frac{\text{法定普通税及び法定目的税の収入済額 (R4)}}{\text{法定普通税及び法定目的税の調定済額 (R4)}} - 109.11$$

E : 業務システムに対するクラウド導入率を用いた係数

Eを求める算式 :

$$E = 3.21 \times \frac{\text{業務システムに対するクラウド導入数 (R6)}}{\text{業務システムに対するシステム導入数 (R6)}} + 0.09$$

業務システムに対するシステム導入数 : 「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について (照会)」 (令和6年4月19日付け総行デ第27号) (以下「クラウドに関する照会」という。) で回答した、各業務システムに対するシステム類型番号 (記載要領の【別表2】の類型番号 (1～32) のうち、32以外を回答した数)

業務システムに対するクラウド導入数 : クラウドに関する照会で回答した、各業務システムに対するシステム類型番号 (記載要領の【別表2】の類型番号 (1～32) のうち、クラウドに相当する番号 (12、15、17、18、21、24及び26～30) を回答した数)

※令和3年4月2日以降に新たにクラウドを導入したシステムについては、当該システムの導入に係る経費を令和3年度当初予算までに計上 (債務負担行為を含む。) したものを対象とする。

算式

$$\text{経常態容補正係数Ⅱ} = (0.1 \times F + 0.1 \times G + 0.1 \times H + 0.1 \times I + 0.1 \times J + 0.1 \times K + 0.1 \times L + 0.1 \times M + 0.1 \times N + 0.1 \times O) \times a \times \beta$$

F～Oにあつては、1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

β : 0.276 (算定額を475億円程度とするための率)

算式の符号

F : 一次産業産出額を用いた係数

Fを求める算式：

$$F = 111.11 \times \frac{\text{第一次産業産出額 (R2～R4平均)} - \text{第一次産業産出額 (H22～24平均)}}{\text{第一次産業産出額 (H22～24平均)}} \times \frac{1}{10} + 1.04$$

n年第一次産業産出額：「n年農業産出額」「n年林業産出額」「n年漁業産出額」の合計

n年農業産出額：「n年生産農業所得統計」

n年林業産出額：「n年生産林業所得統計」（平成28年以降は「n年林業産出額」）

n年漁業産出額：「n年漁業産出額」

G : 製造品出荷額等を用いた係数

Gを求める算式：

$$G = 104.17 \times \frac{\text{製造品出荷額等 (R1～R3平均)} - \text{製造品出荷額等 (H22～24平均)}}{\text{製造品出荷額等 (H22～24平均)}} \times \frac{1}{9} + 0.44$$

n年製造品出荷額等：「n年工業統計調査・経済センサス活動調査」（ただし、令和元年については令和2年工業統計調査、令和2年については令和3年経済センサス活動調査、令和3年については令和4年経済構造実態調査）

H : 小売業年間商品販売額を用いた係数

Hを求める算式：

$$H = 151.52 \times \frac{\text{小売業年間商品販売額 (R3)} - \text{小売業年間商品販売額 (H24)}}{\text{小売業年間商品販売額 (H24)}} \times \frac{1}{9} - 1.76$$

n年小売業年間商品販売額：「n年経済センサス活動調査」

I : 延べ宿泊者数を用いた係数

Iを求める算式：

$$I = (I_1 + I_2) \times \frac{1}{2}$$

$$I_1 = 64.72 \times \frac{\text{日本人延べ宿泊者数 (H30～R1平均)} - \text{日本人延べ宿泊者数 (H23～24平均)}}{\text{日本人延べ宿泊者数 (H23～24平均)}} \times \frac{1}{7} + 0.39$$

$$I_2 = 3.80 \times \frac{\text{外国人延べ宿泊者数 (H30～R1平均)} - \text{外国人延べ宿泊者数 (H23～24平均)}}{\text{外国人延べ宿泊者数 (H23～24平均)}} \times \frac{1}{7} - 0.34$$

n年延べ宿泊者数：「n年宿泊旅行統計調査」

J：若年者就業率を用いた係数

Jを求める算式：

$$J = J_1 + J_2$$

$$J_1 = 1,025.64 \times \{ \text{若年者就業率 (R2)} - \text{若年者就業率 (H22)} \} \times \frac{1}{10} - 2.03$$

$$J_2 = 15.50 \times \text{若年者就業率 (R2)} - 9.97$$

若年者就業率：15～34歳就業者数／15～34歳人口（n年国勢調査）

※労働力状態「不詳」人口を除く

K：女性就業率を用いた係数

Kを求める算式：

$$K = K_1 + K_2$$

$$K_1 = 1,025.64 \times \{ \text{女性就業率 (R2)} - \text{女性就業率 (H22)} \} \times \frac{1}{10} - 9.00$$

$$K_2 = 13.91 \times \text{女性就業率 (R2)} - 10.83$$

女性就業率：25～44歳女性就業者数／25～44歳女性人口（n年国勢調査）

※労働力状態「不詳」人口を除く

L：高齢者就業率を用いた係数

Lを求める算式：

$$L = L_1 + L_2$$

$$L_1 = 833.33 \times \{ \text{高齢者就業率 (R2)} - \text{高齢者就業率 (H22)} \} \times \frac{1}{10} - 2.58$$

$$L_2 = 16.84 \times \text{高齢者就業率 (R2)} - 4.49$$

高齢者就業率：65歳以上就業者数／65歳以上人口（n年国勢調査）

※労働力状態「不詳」人口を除く

M：従業者数を用いた係数

Mを求める算式：

$$M = 341.88 \times \frac{\text{従業者数 (R3)} - \text{従業者数 (H24)}}{\text{従業者数 (H24)}} \times \frac{1}{9} - 1.58$$

n年従業者数：「n年経済センサス活動調査」

N：事業所数を用いた係数

Nを求める算式：

$$N = 370.37 \times \frac{\text{事業所数 (R3)} - \text{事業所数 (H24)}}{\text{事業所数 (H24)}} \times \frac{1}{9} + 4.56$$

n年事業所数：「n年経済センサス活動調査」

O：一人当たり県民所得を用いた係数

Oを求める算式：

$$O = 251.57 \times \frac{\text{一人当たり県民所得 (R1～R2平均)} - \text{一人当たり県民所得 (H23～24平均)}}{\text{一人当たり県民所得 (H23～24平均)}} \times \frac{1}{8} - 1.28$$

n年一人当たり県民所得：「令和5年5月に内閣府が公表した各年度の県民経済計算」

a：条件不利地域等の割増係数

人口減少等特別対策事業費に係る条件不利地域等の割増係数に同じ

第十六章 人口減少等特別対策事業費

単位費用	1,700円	測定単位	人口

人口減少等特別対策事業費に適用する補正は、段階補正及び経常態容補正である。

算式 段階補正係数×（経常態容補正係数Ⅰ＋経常態容補正係数Ⅱ）

第一項 段階補正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの財政需要額

経費区分 \ 人口段階	千人 600	800	1,100	1,400	1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	6,000	8,000
一般財源計 (百万円)	2,749	2,762	2,768	2,804	2,890	3,127	3,375	3,987	5,562	7,368
単位当たり費用 (円) Z	4,582	3,453	2,516	2,003	1,700	1,489	1,350	1,139	927	921
Z／単位費用	2.695	2.031	1.480	1.178	1.000	0.876	0.794	0.670	0.545	0.542

第二表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 800千人	$\frac{1}{P}$ (0.04 P + 1,593,000)
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.01 P + 1,617,000)
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$ (0.07 P + 1,551,000)
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$ (0.17 P + 1,411,000)
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.35 P + 1,105,000)
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.36 P + 1,084,000)
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.36 P + 1,084,000)
3,500 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.37 P + 1,049,000)
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.53 P + 89,000)

(注1) P＝当該団体の人口

第二項 経常態容補正

人口減少等特別対策事業費は、人口減少対策等に取り組むための財政需要について算定するものであるが、①直近の人口増減率等の指標が芳しくない団体は、人口減少対策等に取り組む必要性が高く、その財政需要が大きいと考えられることや、②人口増減率等の指標の伸び率が全国平均の伸び率を上回っているような団体は、全国平均の伸び率の団体と比べて、子育て支援の充実や移住の促進などに積極的かつ効果的に取り組んでおり、その財政需要も大きいと考えられることから、算定に当たって、人口減少対策等の「取組の必要度」や「取組の成果」を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

算 式

$$\text{経常態容補正係数 I} = (0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I) \times \alpha$$

A～Iにあつては、負数となるときは0、3を超えるときは3とする。

α : 0.626（算定額を980億円程度とするための率）

算式の符号

A：人口増減率を用いた係数

Aを求める算式：

①人口増減率（H24～26平均）が0以上のとき $A = -0.03 \times \text{人口増減率（H24～26平均）} + 0.1$

②人口増減率（H24～26平均）が0未満のとき $A = -0.16 \times \text{人口増減率（H24～26平均）} + 0.1$

人口増減率：{増減数（日本人）／住民基本台帳登録人口（日本人）} × 1,000

（「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

B：転入者人口比率を用いた係数

Bを求める算式：

$$B = \frac{18.1518}{\text{転入者人口比率（H24～26平均）}}$$

転入者人口比率：{転入者数（日本人）／住民基本台帳登録人口（日本人）} × 1,000

（総務省「住民基本台帳人口移動報告（H24～26）」、「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

18.1518：転入者人口比率の全国平均

C：転出者人口比率を用いた係数

Cを求める算式：

$$C = \frac{\text{転出者人口比率（H24～26平均）}}{18.1518}$$

転出者人口比率：{転出者数（日本人）／住民基本台帳登録人口（日本人）} × 1,000

（総務省「住民基本台帳人口移動報告（H24～26）」、「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

18.1518：転出者人口比率の全国平均

D：年少者人口比率を用いた係数

Dを求める算式：

$$D = \frac{0.1303}{\text{年少者人口比率（H24～26平均）}}$$

年少者人口比率：15歳未満人口（日本人）／住民基本台帳登録人口（日本人）

（「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

0.1303：年少者人口比率の全国平均

E：自然増減率を用いた係数

Eを求める算式：

①自然増減率（H24～26平均）が0以上のとき $E = -0.04 \times \text{自然増減率（H24～26平均）} + 0.1$

②自然増減率（H24～26平均）が0未満のとき $E = -0.27 \times \text{自然増減率（H24～26平均）} + 0.1$

自然増減率： $\left[\{ \text{出生数（日本人）} - \text{死亡数（日本人）} \} / \text{住民基本台帳登載人口（日本人）} \right] \times 1,000$
（「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

F：若年者就業率を用いた係数

Fを求める算式：

$$F = \frac{0.6072}{\text{若年者就業率（H22）}}$$

若年者就業率：15歳～34歳就業者数／15～34歳人口

（総務省「国勢調査（H22）」）

※労働力状態「不詳」人口を除く

0.6072：若年者就業率の全国平均

G：女性就業率を用いた係数

Gを求める算式：

$$G = \frac{0.6746}{\text{女性就業率（H22）}}$$

女性就業率：25歳～44歳女性就業者数／25～44歳女性人口

（総務省「国勢調査（H22）」）

※労働力状態「不詳」人口を除く

0.6746：女性就業率の全国平均

H：有効求人倍率を用いた係数

Hを求める算式：

$$H = \frac{1}{\text{有効求人倍率（H26.11～H27.4平均）}}$$

（厚生労働省「一般職業紹介状況」）

I：一人当たり各産業の売上高を用いた係数

Iを求める算式：

$$I = \frac{6,171,494}{\text{一人当たり各産業の売上高}}$$

一人当たり各産業の売上高： { 第一次産業産出額（H24～26平均） + 製造品出荷額（H24～26平均）

+ 小売業年間商品販売額（H26） + 卸売業年間商品販売額（H26） } / 人口

平成n年第一次産業産出額：「平成n年農業産出額」「平成n年林業産出額」「平成n年漁業生産額」の合計

農林水産省「生産農業所得統計（H24～26）」、「生産林業所得統計（H24～26）」、
「漁業生産額（H24～26）」

経済産業省「工業統計表（H24～26）」、「商業統計（H26）」

総務省「国勢調査（H27）」

6,171,494：一人当たり各産業の売上高の全国平均

算 式

$$\text{経常態容補正係数Ⅱ} = (0.2 \times J + 0.2 \times K + 0.1 \times L + 0.1 \times M + 0.1 \times N + 0.1 \times O + 0.1 \times P + 0.1 \times Q) \times a \times \beta$$

J～Qにあつては、1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

aにあつては、1未満となるときは1、1.5を超えるときは1.5とする。

β : 0.345 (算定額を1,020億円程度とするための率)

算式の符号

J : 人口増減率を用いた係数

Jを求める算式 :

$$J = 1.45 \times \{ \text{人口増減率 (R3～5平均)} - \text{人口増減率 (H14～16平均)} \} + 11.49$$

(「住民基本台帳関係年報 (H14～16、R3～5)」)

K : 出生率を用いた係数

Kを求める算式 :

$$K = K_1 + K_2$$

$$K_1 = 12.09 \times \{ \text{合計特殊出生率 (R2～4平均)} - \text{合計特殊出生率 (H14～16平均)} \} + 0.54$$

$$K_2 = 4.42 \times \text{合計特殊出生率 (R2～4平均)} - 5.23$$

K_1 、 K_2 が0.5未満となるときは0.5とする。

(「人口動態統計年報 (H14～16、R2～4)」)

L : 年少者人口比率を用いた係数

Lを求める算式 :

$$L = 303.03 \times \{ \text{年少者人口比率 (R3～5平均)} - \text{年少者人口比率 (H14～16平均)} \} + 7.76$$

(「住民基本台帳関係年報 (H14～16、R3～5)」)

M : 東京圏への転出入人口比率を用いた係数

Mを求める算式 :

$$M = -3.13 \times \{ \text{東京圏への転出入人口比率 (R3～5平均)} - \text{東京圏への転出入人口比率 (H18～20平均)} \} - 0.46$$

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県においては1とする。

$$\text{東京圏への転出入人口比率} : \left[\frac{\{ \text{東京圏 (埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県) への転出者数} - \text{東京圏からの転入者数} \} / \text{住民基本台帳登録人口 (日本人)}}{\left[\begin{array}{l} \text{総務省「住民基本台帳人口移動報告 (H18～20、R3～5)」、} \\ \text{「住民基本台帳関係年報 (H18～20、R3～5)」} \end{array} \right]} \right] \times 1,000$$

N : 自団体内大学・短大進学者割合を用いた係数

Nを求める算式 :

$$N = 40.24 \times \{ \text{自団体内大学・短大進学者割合 (R3～5平均)} - \text{自団体内大学・短大進学者割合 (H8～10平均)} \} - 0.51$$

自団体内大学・短大進学者割合 : $\frac{\text{自団体内の大学・短大への進学者数}}{\text{出身高校所在地が自団体の大学・短大進学者数}}$

(文部科学省「学校基本調査 (H8～10、R3～5)」)

O : 新規学卒者の自団体内就職割合を用いた係数

Oを求める算式 :

$$O = 19.34 \times \{ \text{自団体内就職割合 (R2～4平均)} - \text{自団体内就職割合 (H24～26平均)} \} + 0.68$$

自団体内就職割合 : $\frac{\text{自団体内就職者数}}{\text{自団体内新卒就職者総数}}$

(厚生労働省「雇用動向調査 (H24～26、R2～4)」)

P : 若年者就業率を用いた係数

Pを求める算式 :

$$P = P_1 + P_2$$

$$P_1 = 103.00 \times \{ \text{若年者就業率 (R2)} - \text{若年者就業率 (H12)} \} - 3.35$$

P_1 が1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

$$P_2 = 15.50 \times \text{若年者就業率 (R2)} - 9.97$$

P_2 が負数となるときは0、1を超えるときは1とする。

(総務省「国勢調査 (H12、R2)」)

※労働力状態「不詳」人口を除く

Q：女性就業率を用いた係数

Qを求める算式：

$$Q = Q_1 + Q_2$$

$$Q_1 = 71.94 \times \{ \text{女性就業率 (R2)} - \text{女性就業率 (H12)} \} - 10.88$$

Q₁が1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

$$Q_2 = 13.91 \times \text{女性就業率 (R2)} - 10.83$$

Q₂が負数となるときは0、1を超えるときは1とする。

(総務省「国勢調査 (H12、R2)」)

※労働力状態「不詳」人口を除く

a：条件不利地域等の割増係数

(1)割増対象団体

財政力指数が全国平均未満（都道府県0.49）の団体であって、取組の必要度の係数が1を超えている団体

(2)割増率

取組の必要度の係数による率 $\{1 + (\text{取組の必要度の係数} - 1) \div 2\}$

$$\begin{aligned} \text{取組の必要度の係数} : & 0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F \\ & + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I \end{aligned}$$

第十七章 地域社会再生事業費

単位費用	1,950円	測定単位	人口

地域社会再生事業費に適用する補正は、段階補正、経常態容補正及び密度補正である。

算式 段階補正係数×経常態容補正係数+(密度補正係数-1)

第一項 段階補正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの財政需要額

経費区分 \ 人口段階	千人 600	800	1,100	1,400	1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
一般財源計 (千円)	3,050,400	3,112,000	3,183,400	3,250,800	3,315,000	3,525,900	3,945,000	5,145,000	7,020,000	8,142,000	10,000,000
単位当たり費用 (円) Z	5,084	3,890	2,894	2,322	1,950	1,679	1,578	1,470	1,404	1,357	1,250
Z / 単位費用	2.607	1.995	1.484	1.191	1.000	0.861	0.809	0.754	0.720	0.696	0.641

第二表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 800千人	$\frac{1}{P}$ (0.15 P + 1,475,000)
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.13 P + 1,491,000)
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$ (0.11 P + 1,513,000)
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$ (0.11 P + 1,513,000)
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.27 P + 1,241,000)
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.54 P + 674,000)
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.61 P + 499,000)
3,500 ～ 5,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.64 P + 396,000)
5,000 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.58 P + 694,000)
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.48 P + 1,294,000)

(注1) P = 当該団体の人口

第二項 経常態容補正

地域社会再生事業費は、地域社会の維持・再生に取り組むための財政需要について算定するものであるが、①直近の人口増減率等の指標が芳しくない団体は、地域社会の維持・再生に取り組む必要性が高く、その財政需要が大きいと考えられることや、②非人口集中地区に居住する人口が多く、またまばらに住んでいるところほど地域社会の維持・再生に係る経費が多く生じ、財政需要も大きいと考えられることから、算定に当たって、人口減少率や非人口集中地区人口を用いた指標を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

算 式

$$\text{経常態容補正係数} = (0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D) \times \alpha + 0.5 \times E \times \beta$$

A～Dにあつては、負数となるときは0.000、3.000を超えるときは3.000とする。

α : 1.035 (A～Dによる算定額を全体の半分程度とするための率)

β : 0.770 (Eによる算定額を全体の半分程度とするための率)

算式の符号

A : 人口減少率を用いた係数

Aを求める算式 :

$$A = \frac{\text{人口 (平成22年国勢調査)} - \text{人口 (令和2年国勢調査)}}{\text{人口 (平成22年国勢調査)}} \div 0.045$$

小数点以下第3位未満を四捨五入する。

0.045: 減少団体における平均人口減少率

B : 年少人口 (15歳未満人口) 比率を用いた係数

Bを求める算式 :

$$B = \frac{\text{人口 (令和2年国勢調査)}}{\text{年少人口 (令和2年国勢調査)}} \times 0.119$$

小数点以下第3位未満を四捨五入する。

0.119: 年少人口比率の全国平均

C : 高齢者人口 (65歳以上人口) 比率を用いた係数

Cを求める算式 :

$$C = \frac{\text{高齢者人口 (令和2年国勢調査)}}{\text{人口 (令和2年国勢調査)}} \div 0.280$$

小数点以下第3位未満を四捨五入する。

0.280: 高齢者人口比率の全国平均

D : 生産年齢人口 (15歳以上65歳未満人口) 減少率を用いた係数

Dについては、生産年齢人口の減少団体の平均減少率の2倍を2.000、増加団体の平均増加率の2倍を0.000として指標を算出した。

Dを求める算式 :

$$D = \left(\frac{\text{生産年齢人口 (平成22年国勢調査)} - \text{生産年齢人口 (令和2年国勢調査)}}{\text{生産年齢人口 (令和2年国勢調査)}} + 0.022 \right) \div 0.125$$

小数点以下第3位未満を四捨五入する。

0.125: 減少団体の平均減少率 (11.4%) と増加団体の平均増加率 (1.1%) の合計

E：非人口集中地区人口比率を用いた係数

Eを求める算式：

$$E = \frac{\text{補正後非人口集中地区人口}}{\text{人口（令和2年国勢調査）}} \div 0.263$$

小数点以下第3位未満を四捨五入する。

0.263：全国平均の補正後非人口集中地区人口比率

補正後非人口集中地区人口については、次の算式によって算出する。

$$(\text{算式}) = 2.00 \times e1 + 1.75 \times e2 + 1.50 \times e3 + 1.25 \times e4 + 1.00 \times e5 + 0.75 \times e6 + 0.50 \times e7 + 0.25 \times e8$$

- e1：当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口（総務省統計局において公表した令和2年国勢調査に関する地域メッシュ統計にて、基準地域メッシュの中心点が帰属する当該市町村の区域内において、常住人口のいる基準地域メッシュ内の人口をいう。以下、同じ。）の合計のうち、100人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e2：当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、100人以上200人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e3：当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、200人以上300人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e4：当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、300人以上400人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e5：当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、400人以上500人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e6：当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、500人以上1,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e7：当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、1,000人以上2,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e8：当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、2,000人以上4,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

第三項 密度補正

密度補正は、技術職員の充実に伴う増員数について補正を適用する。

この補正は、地域社会再生事業費において技術職員の充実に伴う経費を算定する際に、測定単位である人口と技術職員の増員数が必ずしも比例しない事情があるため技術職員の増員数により需要額を割増しするために適用する。

算 式

$$\begin{aligned} (\text{密度補正係数}-1) &= \frac{1}{A \times 1,950 \text{円}} \times (6,166,000 \text{円} \times B) \\ &= \frac{3,162.051 \times B}{A} \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：当該団体における技術職員数

（技術職員数のうち、①市町村支援業務に従事する技術職員数、②中長期派遣可能な技術職員数のいずれか小さい方の職員数）

6,166,000円：技術職員1人当たり単価

第十八章 地域デジタル社会推進費

単位費用	520円	測定単位	人口

地域デジタル社会推進費に適用する補正は、段階補正及び経常態容補正である。

算式 段階補正係数×経常態容補正係数

第一項 段階補正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの財政需要額

経費区分 \ 人口段階	千人 600	800	1,100	1,400	1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
一般財源計 (千円)	815,400	832,000	850,300	868,000	884,000	945,000	1,052,500	1,379,000	1,875,000	2,178,000	2,680,000
単位当たり費用 (円) Z	1,359	1,040	773	620	520	450	421	394	375	363	335
Z / 単位費用	2.613	2.000	1.487	1.192	1.000	0.865	0.810	0.758	0.721	0.698	0.644

第二表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 800千人	$\frac{1}{P}$ (0.16 P + 1,473,000)
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.11 P + 1,513,000)
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$ (0.12 P + 1,502,000)
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$ (0.10 P + 1,530,000)
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.29 P + 1,207,000)
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.52 P + 724,000)
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.63 P + 449,000)
3,500 ～ 5,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.63 P + 449,000)
5,000 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.59 P + 649,000)
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.48 P + 1,309,000)

(注1) P = 当該団体の人口

第二項 経常態容補正

地域デジタル社会推進費は、地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するための取組に要する経費を算定するものであるが、高齢者や障害者人口の割合、また、一次産業事業所や中小企業の割合が相対的に高い団体ほど、地域住民のデジタル活用支援や地域企業のデジタル化支援に要する経費が相対的に多く生じ、財政需要も大きいと考えられることから、算定に当たって、高齢者・障害者人口比率、一次産業事業所数比率や中小企業数比率を用いた指標を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

算 式

経常態容補正係数 = (0.5 × A + 0.5 × B) × α

Aにあつては、3を超えるときは3.000とする。

算式の符号

A：地域住民を主な対象とする取組に係る指標を用いた係数

Aを求める算式：

$$A = \frac{\text{高齢者・障害者人口}}{\text{人口（令和2年国勢調査）}} \div 0.340$$

小数点以下第3位未満を四捨五入する。

高齢者・障害者人口を求める算式：a1 + a2 + a3 + a4

a1：高齢者人口（令和2年国勢調査）

a2：身体障害者手帳交付台帳登載数（令和4年福祉行政報告例）

a3：療育手帳交付台帳登載数（令和4年福祉行政報告例）

a4：精神障害者手帳交付台帳登載数（令和4年衛生行政報告例）

0.340：高齢者・障害者人口率の全国平均

B：地域企業を主な対象とする取組に係る指標を用いた係数

Bを求める算式：

$$B = b \times \beta 1 \times \beta 2$$

小数点以下第3位未満を四捨五入する。

$$b = \frac{\text{事業所数（令和3年経済センサス活動調査）}}{\text{人口（令和2年国勢調査）}} \div 0.04087$$

小数点以下第3位未満を四捨五入する。3を超える場合は3.000とする。

0.04087：人口1人当たり事業所数割合の全国平均

$$\beta 1 = \frac{\text{一次産業事業所数（令和3年経済センサス活動調査）}}{\text{事業所数（令和3年経済センサス活動調査）}} \times 80.386 + 0.338$$

小数点以下第3位未満を四捨五入する。1に満たない場合は1.000、2を超える場合は2.000とする。

$$\beta 2 = \frac{\text{中小企業数（中小企業数調査）}}{\text{企業数（中小企業数調査）}} \times 338.983 - 336.929$$

小数点以下第3位未満を四捨五入する。1に満たない場合は1.000、2を超える場合は2.000とする。

α：0.955（算定額を800億円程度とするための率）

包 括 算 定 経 費

単位費用	9,740円	測定単位	人 口
	1,062,000円		面 積

第一款 人口を測定単位とするもの

段 階 補 正

人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中Ｚ）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの職員配置表

（単位：人）

人口段階 \ 区分	部 長	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計	定員管理合理化 計画に基づく減 員	再 計
600 千人	9	39	97	256	401	0	401
800	9	40	98	257	404	0	404
1,100	10	42	98	257	407	0	407
1,400	10	44	101	272	427	0	427
1,700（標準団体）	10	44	116	306	476	0	476
2,100	10	50	119	311	490	0	490
2,500	11	54	131	344	540	0	540
3,500	12	62	170	452	696	0	696
5,000	13	78	232	608	931	0	931
6,000	15	90	255	685	1,045	0	1,045
8,000	17	109	318	852	1,296	0	1,296

第二表 人口段階ごとの財政需要額

（単位：百万円）

人口段階 \ 経費区分	千人 600	800	1,100	1,400	1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
企画費、総務費等	13,476	13,545	13,548	13,551	13,555	15,104	17,097	18,461	23,322	25,488	29,044
うち会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当・勤勉手当の支給等に要する経費	352	371	400	428	458	496	533	630	770	864	1,056
各種委員（会）等費	774	774	774	783	793	818	929	1,319	1,860	2,163	2,816
議会費	710	731	773	813	853	949	1,104	1,478	2,041	2,408	2,947
追加財政需要額	1,331	1,340	1,344	1,348	1,354	1,502	1,703	1,890	2,425	2,676	3,104
一般財源計	16,291	16,390	16,439	16,495	16,555	18,373	20,833	23,148	29,648	32,735	37,911
単位当たり費用Ｚ (円)	27,152	20,488	14,944	11,782	9,740	8,749	8,333	6,614	5,930	5,456	4,739
Ｚ／単位費用	2.788	2.103	1.534	1.210	1.000	0.898	0.856	0.679	0.609	0.560	0.487

第三表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 800千人	$\frac{1}{P}$ (0.06 P + 1,637,000)
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.06 P + 1,637,000)
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$ (0.05 P + 1,648,000)
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$ (-0.06 P + 1,802,000)
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.47 P + 901,000)
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.63 P + 565,000)
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.24 P + 1,540,000)
3,500 ～ 5,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.44 P + 840,000)
5,000 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.32 P + 1,440,000)
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.27 P + 1,740,000)

(注) P＝当該団体の人口

第二款 面積を測定単位とするもの

種 別 補 正

測定単位の細目の種別を宅地の面積、耕地の面積、林野の面積及びその他の面積の4種とし、それぞれの区域に係る行政経費の率を次のとおりとしている。

宅地の面積	1.00
耕地の面積	2.87
林野の面積	0.60
その他の面積	0.59

宅地の面積は、令和5年度の概要調書に記載されている宅地の面積である。耕地及び林野の面積は、農林業センサス規則によって調査した令和2年2月1日現在における面積（林野の面積にあつては、公有及び私有の林野の合計面積）である。

第一章 消 防 費

単位費用	11,800円	測定単位	人口

消防費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ、密度補正Ⅲ、普通態容補正、経常態容補正及び事業費補正である。

$$\text{算式} \quad \text{段階補正係数} \times \text{密度補正Ⅰ係数} \times \text{普通態容補正係数} + (\text{密度補正Ⅱ係数} - 1) + (\text{密度補正Ⅲ係数} - 1) \\ + \text{経常態容補正係数} + (\text{事業費補正係数} - 1)$$

第一項 段 階 補 正

人口の段階を第一表上欄のように定め、それぞれについて一部事務組合への負担金又は受託団体への委託料の実態も勘案した上で、第一表のとおり職員数等を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用(第二表中Z)を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用の比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの消防職員・消防団員数

人口段階 区分		人 4, 000	人 8, 000	人 12, 000	人 20, 000	人 30, 000	人 100, 000 (標準団体)	人 250, 000	人 400, 000	人 1, 000, 000	人 2, 000, 000	人 8, 000, 000
給与費	消防吏員											
	人	15. 1	20. 2	27. 2	35. 3	49. 4	134. 0	281. 1	431. 2	1, 035. 7	2, 072. 5	8, 406. 7
	一般職員											
	人	—	—	—	—	—	2. 0	5. 0	7. 0	17. 0	35. 0	143. 0
	計											
	人	15. 1	20. 2	27. 2	35. 3	49. 4	136. 0	286. 1	438. 2	1, 052. 7	2, 107. 5	8, 549. 7
非常備消防団員												
	人	146. 0	202. 0	245. 0	311. 0	373. 0	583. 0	729. 0	1, 222. 0	2, 424. 0	3, 926. 0	14, 211. 0

第二表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
経費区分		4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	100,000 (標準団体)	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000	8,000,000
給与費	常備消防	101,253	135,451	182,390	236,705	331,252	911,950	1,918,448	2,938,357	7,058,896	14,131,873	57,330,142
	非常備消防	5,453	7,544	9,150	11,615	13,930	21,773	27,225	45,637	90,527	146,620	530,724
その他の経費		36,964	51,671	72,609	88,254	129,804	251,180	341,824	515,400	1,194,335	2,259,371	7,810,863
一般財源計		143,670	194,666	264,149	336,574	474,986	1,184,903	2,287,497	3,499,394	8,343,758	16,537,864	65,671,729
単位当費用Z (円)		35,918	24,333	22,012	16,829	15,833	11,800	9,150	8,748	8,344	8,269	8,209
Z / 単位費用		3.044	2.062	1.865	1.426	1.342	1.000	0.775	0.741	0.707	0.701	0.696

第三表 段階補正係数算出表

人 口		段階補正係数	
～	8千人	$\frac{1}{P}$ (	1.08 P + 7,860)
8 ～	12千人	$\frac{1}{P}$ (	1.48 P + 4,660)
12 ～	20千人	$\frac{1}{P}$ (	0.76 P + 13,300)
20 ～	30千人	$\frac{1}{P}$ (	1.20 P + 4,500)
30 ～	100千人	$\frac{1}{P}$ (	0.85 P + 15,000)
100 ～	250千人	$\frac{1}{P}$ (	0.63 P + 37,000)
250 ～	400千人	$\frac{1}{P}$ (	0.68 P + 24,500)
400 ～	1,000千人	$\frac{1}{P}$ (	0.68 P + 24,500)
1,000 ～	2,000千人	$\frac{1}{P}$ (	0.70 P + 4,500)
2,000千人 ～		$\frac{1}{P}$ (	0.69 P + 24,500)

(注1) P = 当該団体の人口

(注2) 段階補正係数が3.045を超えるときは、3.045とする。

第二項 密 度 補 正

1 密度補正 I

人口密度は(総人口／総面積)を用い、標準団体の密度を450人として補正係数算定の基礎を定めた。

密度区分ごとの財政需要額及び単位当たり費用を第一表のとおり算出し、それぞれの段階ごとの単位当たり費用を基礎として、第二表の密度補正係数算出表を定めた。

なお、平成の合併により、市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成27年度から3年で段階的に需要額の割増しを行った。

第一表 密度段階別基準財政需要額算定内訳及び単位費用

密度段階		450人	300人	150人	100人	50人	20人
経費等							
所要一般財源	給与費等(非常備消防)						
	団員数	583	676	816	950	1,498	1,778
	財政需要額	73,079	84,761	102,302	119,108	187,800	222,884
	増加財政需要額 a	0	11,682	29,223	46,029	114,721	149,805
	物件費等(非常備消防)						
	指数	1.00	1.15	1.32	1.78	2.05	2.73
	財政需要額	32,033	36,838	42,284	57,019	65,668	87,450
	増加財政需要額 b	0	4,805	10,251	24,986	33,635	55,417
	物件費等(常備消防)						
	指数	1.00	1.02	1.06	1.13	1.69	2.73
	財政需要額	60,408	61,616	64,032	68,261	102,090	164,914
	増加財政需要額 c	0	1,208	3,624	7,853	41,682	104,506
増加経費(a + b + c)		0	17,695	43,098	78,868	190,038	309,728
一 般 財 源 総 額		1,184,903	1,202,598	1,228,001	1,263,771	1,374,941	1,494,631
うち市町村の姿の変化に対応した 交付税算定の見直しによる増加額		96,571	114,266	115,293	119,579	146,692	134,077
単 位 当 たり 費 用 d		11,849	12,026	12,280	12,638	13,749	14,946
d / 単 位 費 用		1.00	1.02	1.04	1.07	1.17	1.27

第二表 密度補正係数算出表

人 口	密度補正係数
300人以上 450人未満	$\frac{1}{P}$ (0.97 P + 13.5)
150人以上 300人未満	$\frac{1}{P}$ (0.99 P + 7.5)
100人以上 150人未満	$\frac{1}{P}$ (0.99 P + 7.5)
50人以上 100人未満	$\frac{1}{P}$ (0.97 P + 9.5)
50人未満	$\frac{1}{P}$ (1.09 P + 3.5)

(注) P＝当該団体の人口密度

2 密度補正Ⅱ

石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)の指定に係る石油コンビナート等における防災要員等の財政需要の増加を反映するものであり、下記算式により適用される。

算 式

$$(\text{密度補正Ⅱ係数} - 1) = \frac{\{A \times (\alpha) + (\beta)\} \times B}{\text{人口}}$$

算式の符号

A：区域指定指数………特別防災区域の石油貯蔵取扱量を10万klで除して得た数と当該特別防災区域の高圧ガスの取扱量を2千万Nm³で除して得た数との合計数(「石油コンビナート等特別防災区域の所在する市町村に係る区域指定指数について」(令和6年1月16日付け消防特第6号)で消防庁に報告した数値)

(α)、(β)：(α)及び(β)は、Aの区分に応じ次に掲げる数値である。

	α	β
Aが0.01以上2未満のもの	1.000	4.000
同上が2以上10未満のもの	0.500	5.000
同上が10以上50未満のもの	0.125	8.750
同上が50以上のもの	0.000	15.000

$$B : \frac{\text{消防吏員等1人当たり一般財源}}{\text{単位費用(11,800円)}} = 665$$

3 密度補正Ⅲ

「非常勤消防団員の報酬等の基準」により団員階級の年額報酬の標準額が36,500円と定められたことを踏まえ、各市町村の年額報酬等に係る財政需要を反映するものであり、下記算式により適用される。

算 式

$$(\text{密度補正Ⅲ係数} - 1) = \frac{59,555\text{円} \times B - (28,467\text{千円} \times A \times C \times D) / 100,000}{11,800\text{円} \times A}$$

ただし、59,555円×Bは、(28,467千円×A×C×D)／100,000の2倍を上限とし、令和6年度においては、0.7倍を下限とする。

算式の符号

59,555円：団員階級1人当たりの年額報酬及び被服費等に要する経費

A：測定単位の数値

B：「令和6年度標準額支払団員数の調査について(照会)」(令和6年3月12日付け消防地第213号各都道府県消防・防災主管部局あて消防庁地域防災室通知)に基づいて消防庁に報告された「標準額支払団員数(人)」の数

28,467千円：標準団体における団員階級の年額報酬及び被服費等の総額

C：段階補正係数

D：密度補正Ⅰ係数

第三項 普通態容補正

地域ごとの消防費固有の行政質量差を反映させるものであり、一般財源総額に占める給与費の割合(0.763)に種地ごとの個別係数(出動回数の増加、消防職員の増員等の要因によって市町村の種地の高低に応じて差があるのでこれを考慮した率)を加えて普通態容補正係数とした。

なお、地域手当の級地区分ごとの一般的行政質量差については、地域振興費において一括して算入することとしている。

種地区分による係数算出表

種地	個別係数	補正係数算式
I 10	0.642	$0.004820 \times X + \Delta 3.9370$
I 9	0.565	$0.001540 \times X + \Delta 0.8210$
I 8	0.543	$0.000440 \times X + 0.1690$
I 7	0.500	$0.000430 \times X + 0.1775$
I 6	0.406	$0.000940 \times X + \Delta 0.2050$
I 5	0.305	$0.001010 \times X + \Delta 0.2505$
I 4	0.237	$0.000680 \times X + \Delta 0.0690$
I 3	0.195	$0.000420 \times X + 0.0480$
I 2	0.129	$0.000440 \times X + 0.0410$
I 1	0.097	$0.000320 \times X + 0.0650$
II 10	0.447	$0.000820 \times X + \Delta 0.3320$
II 9	0.410	$0.000740 \times X + \Delta 0.2560$
II 8	0.368	$0.000840 \times X + \Delta 0.3460$
II 7	0.315	$0.001060 \times X + \Delta 0.5330$
II 6	0.263	$0.001040 \times X + \Delta 0.5170$
II 5	0.237	$0.000520 \times X + \Delta 0.1270$
II 4	0.182	$0.000550 \times X + \Delta 0.1480$
II 3	0.141	$0.000410 \times X + \Delta 0.0640$
II 2	0.087	$0.000360 \times X + \Delta 0.0390$
II 1	0.052	$0.000200 \times X + 0.0170$

(注) Xは市町村の評点である。

特別区及び指定都市については、上記により算出した係数に保有する消防ヘリコプターに係る経費(機体整備費及び運営費)として、以下の数値を加算した率とする。

- ・ 特別区、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市にあっては、
0.038
- ・ 札幌市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市及び北九州市にあっては、
0.019

第四項 経常態容補正

合併団体の消防署や出張所は火災等への対応を最前線において担う機関であり、統廃合が困難であるため、平成11年4月以降に合併した市町村の消防署や出張所に要する経費を措置するため、所管区域人口を勘案した経常態容補正を設けることとし、一本算定にのみ適用する。

算 式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{B}{A \times 11,800\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：合併関係市町村（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算 式

$$16,000\text{円} \times C \times D - 8,370\text{円} \times C \times E$$

算式の符号

16,000円：合併関係市町村の標準的な消防署所（所管区域人口8,000人）の単位当たり費用

C：合併関係市町村の人口

D：人口段階による補正率

合併市町村の所管区域の人口段階を第一表上欄のように定め、それぞれについて職員数及び所要経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第一表中Z）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と標準的な消防署所の単位費用の比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの職員数及び財政需要額

（単位：千円）

人口段階 区分	人 1,000	人 4,000	人 8,000 (標準的な消防署所)	人 12,000	人 20,000	人 30,000	人 50,000	人 100,000	人 250,000	人 400,000
消防吏員	4.2	8.5	14.0	20.0	29.0	34.0	46.0	93.0	201.0	303.0
給与費	28,165	57,001	93,884	134,120	194,474	228,004	308,476	623,658	1,347,906	2,031,918
その他の経費	11,916	24,116	33,894	51,048	60,885	96,979	131,206	199,874	277,669	407,860
一般財源計	40,081	81,117	127,778	185,168	255,359	324,983	439,682	823,532	1,625,575	2,439,778
単位当たり費用Z (円)	40,081	20,279	16,000	15,431	12,768	10,833	8,794	8,235	6,502	6,099
Z/標準的な支所の単位 当たり費用	2.505	1.267	1.000	0.964	0.798	0.677	0.550	0.515	0.406	0.381

第二表 人口段階ごとの補正率算出表

人口	人口段階ごとの補正率
～ 4千人	$\frac{1}{P}$ (0.86 P + 1,640)
4 ～ 8千人	$\frac{1}{P}$ (0.73 P + 2,160)
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$ (0.89 P + 880)
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$ (0.55 P + 4,960)
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$ (0.44 P + 7,160)
30 ～ 50千人	$\frac{1}{P}$ (0.36 P + 9,560)
50 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$ (0.48 P + 3,560)
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$ (0.33 P + 18,560)
250千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.34 P + 16,060)

(注1) P＝合併関係市町村の人口

(注2) 段階補正係数が1.270を超えるときは、1.270とする。

E：人口段階による補正率

新市町村の人口段階を第一表上欄のように定め、それぞれについて職員数及び所要経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第三表中Z）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と標準的な消防署所の単位費用の比を求め、これを基礎として、第四表の段階補正係数算出表を定めた。

第三表 人口段階ごとの職員数及び財政需要額

(単位：千円)

人口段階 区分	人 4,000	人 8,000	人 12,000	人 20,000	人 30,000	人 100,000 (標準団体)	人 250,000	人 400,000	人 1,000,000	人 2,000,000	人 8,000,000
消防吏員	15.1	20.2	27.2	35.3	49.4	134.0	281.1	431.2	1,035.7	2,072.5	8,406.7
一般職員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	5.0	7.0	17.0	35.0	143.0
給与費	101,253	135,451	182,390	236,705	331,252	911,950	1,918,448	2,938,357	7,058,896	14,131,873	57,330,142
その他の経費	18,689	26,266	39,560	47,183	75,154	154,974	277,669	407,860	981,015	1,913,870	6,560,246
一般財源計	119,942	161,717	221,950	283,888	406,406	1,066,924	2,196,117	3,346,217	8,039,911	16,045,743	63,890,388
単位当たり費用Z (円)	29,985	20,215	18,496	14,194	13,547	10,700	8,784	8,366	8,040	8,023	7,986
Z／標準的な支所の単位 当たり費用	2.802	1.889	1.729	1.327	1.266	1.000	0.821	0.782	0.751	0.750	0.746

第四表 人口段階ごとの補正率算出表

人口	人口段階ごとの補正率
～ 8千人	$\frac{1}{P}$ (0.97 P + 7,340)
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$ (1.41 P + 3,820)
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$ (0.72 P + 12,100)
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$ (1.12 P + 4,100)
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$ (0.89 P + 11,000)
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$ (0.70 P + 30,000)
250 ～ 400千人	$\frac{1}{P}$ (0.72 P + 25,000)
400 ～ 1,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.73 P + 21,000)
1,000 ～ 2,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.75 P + 1,000)
2,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.74 P + 21,000)

(注1) P＝合併関係市町村の人口

(注2) 段階補正係数が2.805を超えるときは、2.805とする。

第五項 事業費補正

事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

算 式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{\sum_{n=18}^{\text{令5}} (B_n \times C_n)}{11,800\text{円} \times A}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B_n：n年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業債（一般財源化分）消防防災設備整備費補助金に係る地方債の額

C_n：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市	0.03790	0.03800	0.04250	0.04795	0.04682	0.03393	0.03491	0.03624	0.03540
その他の市町村	0.00000	0.00000	0.05939	0.06216	0.06247	0.04380	0.04480	0.04588	0.04460
区分 \ n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03410	0.03320	0.03340	0.03336	0.02473	0.02433	0.00187	0.00460	0.00648
その他の市町村	0.04350	0.04320	0.04330	0.04329	0.03484	0.03585	0.00216	0.00509	0.00687

第二章 土 木 費

第一節 道路橋りょう費

単位費用	(道路の面積)	71,900円	測定単位	道路の面積
	(道路の延長)	188,000円		道路の延長

第一款 道路の面積を測定単位とするもの

道路橋りょう費のうち、道路の面積を測定単位とするものに適用する補正は、種別補正、普通態容補正及び寒冷補正である。

算式 普通態容補正係数＋(寒冷補正係数－1)

第一項 種 別 補 正

1 市町村道分

道路に要する費用は、その交通量によって左右される。交通量が多ければ路面の損傷も多く、したがって維持修繕費も多額を要することになる。市町村道については、交通量の統計がなく都道府県分のように密度補正を適用できないので、路面幅員の広狭によって道路費の割高、割安の傾向を測定すべく道路の幅員区分に応じ種別補正を行うこととしている。その区分は6.5m以上、6.5m未満4.5m以上、4.5m未満2.5m以上、2.5m未満1.5m以上の4区分である。

各幅員区分の道路についての交通量等については、前述のとおり市町村道の交通量統計が皆無であるため、国土交通省において実施した令和3年度の全国道路・街路交通情勢調査による一般都道府県道に係る交通量統計を基礎とし、市町村道の交通量状況を推定し係数を定めた。

(1) 6.5m未満4.5m以上の道路

幅員6.5m未満4.5m以上の道路は、市の主要道又は国県道を継ぐ主要道路であるので、別表「一般都道府県道における交通台数」から次のとおり交通量を推計した。

(重量換算台数)				
小 型 車	211,553台	×	1.00	= 211,553台
大 型 車	16,235台	×	5.00	= 81,175台
計	227,788台			292,728台
交 通 量	292,728台	÷	570.1km (区間延長)	= 513.5台

(2) 4.5m未満2.5m以上の道路

幅員4.5m未満2.5m以上の道路は、大型車の交通は困難であることから、これら車種に係る台数を(1)から控除した台数について次のとおり交通量を推計した。

(重量換算台数)				
小 型 車	211,553台			
計	211,553台			
交 通 量	211,553台	÷	570.1km (区間延長)	= 371.1台

(3) 2.5m未満1.5m以上の道路

幅員2.5m未満1.5m以上の道路は、小型車のうち70%程度及び大型車の交通は困難であることから、これら車種に係る台数を(1)から控除した台数について次のとおり交通量を推計した。

(重量換算台数)				
小 型 車	211,553台	×	0.30	= 63,466台
計	63,466台			
交 通 量	63,466台	÷	570.1km (区間延長)	= 111.3台

(4) 6.5m以上の道路

幅員6.5m以上の道路については、主として都市部における急激な交通混雑の実態にかんがみ、増加経費を算定するために6.5m未満4.5m以上の道路の場合より10%増の率とした。

以上によって求めた交通量により補正係数を次のとおり定めた。

一般都道府県道(任意抽出)における交通台数

(単位：台数)

区分	区間延長	小型車両	大型車両	合計
	km	台	台	台
青 森	51.0	21,306	2,070	23,376
三 重	50.0	42,090	2,655	44,745
岡 山	57.6	24,258	1,997	26,255
山 口	104.0	39,457	3,123	42,580
愛 媛	87.6	20,621	1,839	22,460
長 崎	83.6	24,403	1,694	26,097
熊 本	65.7	15,373	1,351	16,724
鹿 児 島	70.6	24,045	1,506	25,551
計	570.1	211,553	16,235	227,788

- (注) 1 この表は、平成27年度において実施した全国道路・街路交通情勢調査から上記8県の一般県道について、1県当たり8路線程度無差別に抽出したものである。
- 2 区間延長とは、観測点を中心として前後に著しい交通量の変化のない区間を1区間とした延長である。
- 3 台数は、当該区間における交通台数である。
- 4 「大型車」は「大型貨物車」と「バス」、「小型車」は「乗用車」と「小型貨物車」に分類されている。

係数	6.5m以上	564.9台	1.1
	6.5m未満4.5m以上	513.5台	1.0
	4.5m未満2.5m以上	371.1台	0.7
	2.5m未満1.5m以上	111.3台	0.2

2 国道及び都道府県道分

指定都市にあっては、その区域内の国府県道を管理し、道路法第17条第2項又は第3項の規定により管理を行う市町村にあっては、当該市町村が管理する国府県道について、都道府県と同様の財政需要がある。したがって、国府県道について、道府県分の単位額を基礎に次のとおり定めた。

$$\frac{137\text{千円}}{71.9\text{千円}} = 1.91$$

3 橋りょう分(市町村道分のみ)

$$\frac{288\text{千円}}{71.9\text{千円}} = 4.0$$

なお、種別補正を行う場合、橋りょうの面積にあっては、表示単位以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した後の数値に種別補正係数を乗ずることとしている。

第二項 普通態容補正

地域手当の級地区分ごとの一般行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、道路橋りょうの維持管理における人件費相当の割合に共通係数を乗じて得た係数に、第二表の種地ごとの個別係数を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

なお、指定都市にあっては、その区域内の国府県道を管理するので、国府県道の管理について都道府県と同様の財政需要があるが、算定の簡素化の観点から、道府県分について適用されている密度補正に代えて、普通態容補正に係る個別係数を引き上げることにより国府県道の交通量によって左右される財政需要を反映することとしている。

第一表 地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の 級地区分	区分	共通係数 A	A× 給与費の率 0.198 B
1 級地	1	1.151	0.228
2 級地	1	1.122	0.222
3 級地	1	1.112	0.220
4 級地	1	1.091	0.216
5 級地	1	1.078	0.213
6 級地	1	1.043	0.207
7 級地	1	1.022	0.202
無級地	1	0.997	0.197

第二表 種地区分による係数算出表

種地	個別係数	補正係数算式
I 10 { a	1.652	0.001720 X + 0.0180
b	1.534	0.001780 X + △ 0.1570
I 9	1.403	0.002620 X + △ 0.9550
I 8	1.239	0.003280 X + △ 1.5490
I 7 { a	1.040	0.001990 X + △ 0.4525
b	0.910	0.001750 X + △ 0.4025
I 6 { a	0.931	0.001090 X + 0.2225
b	0.821	0.000890 X + 0.2425
I 5	0.818	0.000030 X + 0.8015
I 4	0.803	0.000150 X + 0.7355
I 3	0.759	0.000440 X + 0.6050
I 2	0.750	0.000060 X + 0.7380
I 1	0.742	0.000080 X + 0.7340
II 10	0.929	0.000360 X + 0.5870
II 9	0.890	0.000780 X + 0.1880
II 8	0.852	0.000760 X + 0.2060
II 7	0.814	0.000760 X + 0.2060
II 6	0.810	0.000080 X + 0.7500
II 5	0.803	0.000140 X + 0.7050
II 4	0.777	0.000260 X + 0.6210
II 3	0.765	0.000120 X + 0.7050
II 2	0.750	0.000100 X + 0.7150
II 1	0.736	0.000080 X + 0.7220

(注) Xは市町村の評点であり、補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考) 標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	総額A	特定財源B	差引一般財源A－B
給 与 費	38,470 千円	－ 千円	38,470 千円 (0.198)
そ の 他 の 経 費	155,723 千円	－ 千円	155,723 千円 (0.802)
合 計	194,193 千円	－ 千円	194,193 千円 (1.000)

第三項 寒 冷 補 正

1 給 与 差

寒冷地手当に係る増加財政需要額を算定するために適用するものであり、級地ごとの支給額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

級地	職員1人当たり 支 給 額 A	支 給 総 額 (A×7人) B	補 正 率 B 194,193千円 C
1	103,217 円	723 千円	0.004
2	91,042	637	0.003
3	88,314	618	0.003
4	70,645	495	0.003
無	0	0	0.000

2 寒 冷 度

道路の凍結による路面の損傷の修復に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、その所要一般財源を標準団体の一般財源で除して得た率を補正率とした。

(単位：千円)

区 分 級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
凍害道路損傷補修費 A	46,566	23,284	8,343	4,075
補正率(A/ 194,193)	0.240	0.120	0.043	0.021

3 積 雪 度

道路の除雪費に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、その所要一般財源を標準団体の一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

道路の除雪に要する経費は、除雪量の多少により異なるとともに、除雪道路の種別、道路の広狭により異なる。

本年度の指定都市及び道路法第17条第2項又は第3項を適用する市町村(以下「指定都市等」という。)の管理に係る国・都道府県道並びに市町村道についての補正率算出基礎は次のとおりである。

なお、除排雪に要する経費については都市化の程度とも密接な関連を有しており、平成29年度より種地区分の

I の地域10種地から I の地域8種地の市町村にあつては 1.30、

I の地域7種地から I の地域4種地の市町村にあつては 1.07、

その他の市町村にあつては 1.00 を次の補正率に乗じた係数(小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を用いることとした。

(1) 国道・都道府県道分

指定都市等は、その区域内に存する国・府県道を管理するので、国・府県道については道府県分と同様に取り扱う必要がある。したがって、国・府県道については、道府県分の補正率の算出の根拠となった単位額を基礎として次の率を用いることとした。

区 分 \ 級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
国・都道府県道	2.086	1.347	0.808	0.457

(2) 市町村道分

市町村道分の除雪経費は降雪量のほか、道路幅員の広狭により多寡が生ずるので、道路の幅員の区分に応じた増嵩経費(消・融雪施設の維持管理等に要する経費を含む。)を算定すべく道路幅員区分による補正を行うこととしている。

級地区分による補正率の算出根拠は第一表のとおりであるが、この補正率を基礎に、道路の幅員の区分に応じた除雪面積割合、排雪面積割合の実態を考慮し、第二表のとおり、道路幅員別の補正率を算定した。

第一表 積雪度級地別補正率算出表

区 分 \ 級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
(1) 道 路 の 面 積 (㎡)	2,700,000			
(2) 除 排 雪 対 象 面 積 (㎡)	2,700,000			
(3) 機 械 1 台 当 たり 標 準 能 力 (㎡)	32,000	43,000	79,000	94,000
(4) 機 械 の 所 要 台 数 (2)／(3) (台)	84	63	34	29
(5) 除 排 雪 日 数 (日)	150	120	90	45
(6) 除 雪 諸 経 費 等 (千円) A	634,630	399,310	225,540	109,030
補 正 率	3.268	2.056	1.161	0.561
A／194,193千円				

第二表 幅員区分補正率算出表

級 地	路面幅員 6.5m 以上	路面幅員 6.5m 未 満 4.5m 以上	路面幅員 4.5m 未 満 2.5m 以上	路面幅員 2.5m 未 満 1.5m 以上	橋りょう
4 級 地	2.124	1.634	1.144	0.556	1.307
3 級 地	1.336	1.028	0.720	0.350	0.822
2 級 地	0.755	0.581	0.406	0.197	0.464
1 級 地	0.365	0.281	0.196	0.095	0.224
無 級 地	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

第二款 道路の延長を測定単位とするもの

道路橋りょう費のうち、道路の延長を測定単位とするものに適用する補正は、普通態容補正、投資補正、事業費補正及び寒冷補正である。

算式 普通態容補正係数×投資補正係数+(事業費補正係数-1)+(寒冷補正係数-1)

第一項 普通態容補正

市町村道については、市町村の態容に応じ用地費、舗装の程度、その他について工事の度合が異なる。この経費の差を種地ごとに算定して係数を定めた。

種地	事業費一般財源 A	1km当たり単価 A/500km B	B/188	補正係数算式
	千円	千円		
I 10	311,700	623.4	3.316	0.002160 X + 1.2640
I 9	289,600	579.2	3.081	0.004700 X + △ 1.1490
I 8	277,300	554.6	2.950	0.002620 X + 0.7230
I 7	234,050	468.1	2.490	0.004590 X + △ 0.9525
I 6	197,100	394.2	2.097	0.003930 X + △ 0.4575
I 5	160,250	320.5	1.705	0.003920 X + △ 0.4510
I 4	130,000	260.0	1.383	0.003220 X + △ 0.0660
I 3	108,950	217.9	1.159	0.002240 X + 0.3750
I 2	86,550	173.1	0.921	0.001587 X + 0.6036
I 1	75,200	150.4	0.800	0.001210 X + 0.6790
II 10	229,750	459.5	2.444	0.002800 X + △ 0.2160
II 9	204,250	408.5	2.173	0.005420 X + △ 2.7050
II 8	185,450	370.9	1.973	0.004000 X + △ 1.4270
II 7	166,850	333.7	1.775	0.003960 X + △ 1.3930
II 6	150,300	300.6	1.599	0.003520 X + △ 1.0410
II 5	137,150	274.3	1.459	0.002800 X + △ 0.5010
II 4	111,850	223.7	1.190	0.002690 X + △ 0.4240
II 3	97,100	194.2	1.033	0.001570 X + 0.2480
II 2	75,500	151.0	0.803	0.001533 X + 0.2665
II 1	74,650	149.3	0.794	0.000051 X + 0.7851

(注) Xは市町村の評点であり、補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

第二項 投資補正

道路に関する投資的経費の動態的算定を行うため、投資補正を適用する。

市町村のうち指定都市については、その区域に存する国府県道を管理し、道路法第17条第2項又は第3項の規定により管理を行う市町村にあっては、当該市町村が管理する国府県道については道府県道と同様に取り扱う必要がある。したがって、国府県道については、市町村道とは別にその必要経費を算定している。

算式

$$\begin{aligned}
 \text{投資補正係数} &= A \times \alpha \times 13.0 + B \times 7.7 + \frac{C}{0.562} \times 0.24 + \frac{D}{0.355} \times 0.51 + \\
 &\quad \frac{E}{0.082} \times 0.15 + F \times \beta \\
 &= A \times \alpha \times 13.0 + B \times 7.7 + C \times 0.43 + D \times 1.44 + E \times 1.83 + F \times \beta
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：国道延長比率(橋りょうを含む。)
 国道の延長を測定単位の数値で除して得た数。

B：道府県道延長比率(橋りょうを含む。)
 道府県道の延長を測定単位の数値で除して得た数。

C：道路整備比率 I
 市町村道のうち幅員4.5m以上の道路延長を測定単位の数値で除して得た数。

D：道路整備比率Ⅱ

市町村道のうち幅員2.5m以上4.5m未満の道路延長を測定単位の数値で除して得た数。

E：道路整備比率Ⅲ

市町村道のうち幅員1.5m以上2.5m未満の道路延長を測定単位の数値で除して得た数。

F：交通事故件数比率

令和3年、令和4年の交通事故件数の平均(整数未満の端数は四捨五入)を測定単位の数値で除して得た数。

α ：北海道内の指定都市にあっては0.5、その他の指定都市等にあっては1.0

β ：大都市にあっては0.17、その他の市にあっては0.33

α の乗率が北海道内の指定都市とその他の指定都市と異なっているが、これは、北海道における国・道道に対する国の負担率が他府県と異なること及び国道の指定区間の全体に占める比率に差異があることによるものである。

市町村道についての乗率の算定基礎等は次のとおりである。

投資補正に用いる指標は、市町村道については (ア)路面幅員4.5m以上の道路の延長 (イ)路面幅員2.5m以上4.5m未満の道路の延長 (ウ)路面幅員1.5m以上2.5m未満の道路の延長 (エ)交通事故件数の4つの指標である。(ア)、(イ)及び(ウ)については道路整備率をみようとするものであり改築的要素を、(エ)については交通安全施設整備の必要度を反映させるべく定めたものである。

(1) 一般財源の充当構成比

一般財源の充当構成比は、市町村道の事業種目別事業費等を勘案して定めたものであり、そのウエイトは次のとおりである。

改築経費(4.5m以上の道路延長比率)	0.24
改築経費(2.5m以上4.5m未満の道路延長比率)	0.51
改築経費(1.5m以上2.5m未満の道路延長比率)	0.15
交通安全施設等経費(交通事故件数比率)	0.10

(2) 各指標の全国数値の比率

令和6年度の算定に用いた測定単位の全国数値等及び令和3年、令和4年の警察庁公表の交通事故件数を基礎として、次により求めた比率

$\frac{\text{路面幅員4.5m以上の道路延長}}{\text{道路総延長}} = 0.562$	
$\frac{\text{路面幅員4.5m未満2.5m以上の道路延長}}{\text{道路総延長}} = 0.355$	
$\frac{\text{路面幅員2.5m未満1.5m以上の道路延長}}{\text{道路総延長}} = 0.082$	
$\frac{\text{令和3、令和4年の交通事故件数の平均}}{\text{道路総延長}} = 0.299$	

(3) 補正率

以上(2)までの算出結果により、次のとおり係数を定めた。

ア 路面幅員4.5m以上の道路延長	$\frac{1}{0.562} \times 0.24 = 0.43$
イ 路面幅員4.5m未満2.5m以上の道路延長	$\frac{1}{0.355} \times 0.51 = 1.44$
ウ 路面幅員2.5m未満1.5m以上の道路延長	$\frac{1}{0.082} \times 0.15 = 1.83$
エ 令和3年、令和4年の交通事故件数の平均	$\frac{1}{0.299} \times 0.10 = 0.33$

第三項 事業費補正

事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

なお、平成22年度以降において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（農道・林道分を除く）の元利償還金については、継続事業（社会資本整備総合交付金（従前の地域活力基盤創造交付金見合い分に限る。）を財源として実施する事業と合わせて実施する地方費による事業について、平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの又は地方特定道路整備事業）に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

算 式

(事業費補正係数－1) =
$$\frac{\sum_{n=16}^{20} (B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{20} (D_n \times E_n) + \sum_{n=16}^{20} (F_n \times G_n) + \sum_{n=16}^{20} (H_n \times I_n)}{188,000円 \times A}$$
$$+ \frac{\sum_{n=21}^{22} (J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22} (L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24} (N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24} (P_n \times Q_n)}{}$$
$$+ (R \times S) + (T \times U) + \frac{\sum_{n=21}^{22} (V_n \times W_n) + \sum_{n=23}^{26} (X_n \times Y_n)}{}$$
$$+ \frac{\sum_{n=23}^{26} (Z_n \times A A_n) + \sum_{n=23}^{\text{令5}} (A B_n \times A C_n) + \sum_{n=23}^{\text{令5}} (A D_n \times A E_n)}{}$$
$$+ \frac{\sum_{n=26}^{\text{令5}} (A F_n \times A G_n)}{}$$

算式の符号

- A：当該団体の測定単位の数値
- B_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち一般事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。)
- C_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	16	17	18	19	20
市場公募都市	0.003	0.013	0.011	0.011	0.01275
その他の市町村	0.003	0.000	0.000	0.000	0.01782

- D_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち地方特定道路整備事業分に係る同意等額(資金手当分及び財源対策分を除く。)

- E_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	16	17	18	19	20
市場公募都市	0.003	0.013	0.011	0.011	0.01275
その他の市町村	0.003	0.000	0.000	0.000	0.01782

- F_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち地方特定道路整備事業分の財源対策債に係る同意等額(資金手当分を除く。)

- G_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	16	17	18	19	20
市場公募都市	0.005	0.030	0.025	0.019	0.02125
その他の市町村	0.005	0.000	0.000	0.000	0.02970

- H_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち被災市街地復興特別事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。)

- I_n：次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	16	17	18	19	20
その他の市町村	0.008	0.000	0.000	0.000	0.04751

- J_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち通常事業に係る同意等額(農道・林道分及び資金手当分を除く。平成22年度同意等額は継続事業(社会資本整備総合交付金(従前の地域活力基盤創造交付金見合い分)に限る。)を財源として実施する事業と合わせて実施する地方費による事業について、平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの、又は地方特定道路整備計画に位置づけられた地方特定道路整備事業(平成20年度～平成24年度)(以下、本項において同じ。))に限る。)

K_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	21	22
市場公募都市	0.01439	0.01405
その他の市町村	0.01865	0.01874

L_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における一般事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。平成22年度同意等額は継続事業に限る。)

M_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	21	22
市場公募都市	0.01439	0.01405
その他の市町村	0.01865	0.01874

N_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における地方特定道路整備事業分に係る同意等額(資金手当分及び財源対策分を除く。平成22年度以降の同意等額は継続事業に限る。)

O_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	21	22	23	24
市場公募都市	0.01439	0.01405	0.01454	0.01496
その他の市町村	0.01865	0.01874	0.01877	0.01920

P_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における地方特定道路整備事業分の財源対策債に係る同意等額(資金手当分を除く。)

Q_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	21	22	23	24
市場公募都市	0.02398	0.02341	0.02424	0.02494
その他の市町村	0.03108	0.03124	0.03129	0.03200

R：平成21年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における被災市街地復興特別事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。)

S：次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

区分 \ 同意等年度	21
その他の市町村	0.04973

T：平成22年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債のうち、一般事業における一般分(被災市街地復興特別事業分)に係る同意等額(資金手当分を除く。)

U：次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

区分 \ 同意等年度	22
その他の市町村	0.04998

V_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債のうち高規格幹線道路建設事業分(高速自動車国道建設事業に係るものを除く。)に係る同意等額(資金手当分、財源対策分及び補正予算分を除く。)

W_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	21	22
市場公募都市	0.02692	0.02642

X_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち旧地方道路整備事業債(社会资本整備総合交付金のうち従前の地域活力基盤創造交付金見合い分を受けて実施する事業で、継続事業として平成23年度から公共事業等債に統合されたもの。)に係る分の旧通常事業量分の充当率を用いているものに係る同意等額(資金手当分を除く。)

Y_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	23	24	25	26
市場公募都市	0.01531	0.01550	0.01592	0.016
その他の市町村	0.01859	0.01888	0.01924	0.019

Z_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち旧地方道路整備事業債（社会資本整備総合交付金のうち従前の地域活力基盤創造交付金見合い分を受けて実施する事業で、継続事業として平成23年度から公共事業等債に統合されたもの。）に係る分の旧臨時事業・一般事業分の充当率を用いているものに係る同意等額（資金手当分を除く。）

A A_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	23	24	25	26
市場公募都市	0.01531	0.01550	0.01592	0.016
その他の市町村	0.01859	0.01888	0.01924	0.019

A B_n：n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち被災市街地復興特別事業分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

A C_n：次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
その他の市町村	0.04956	0.05035	0.05130	0.050	0.049	0.0483	0.0484	0.04833	0.04796	0.04867	0.00271	0.00600
区分 \ n 同意等年度	R5											
その他の市町村	0.00798											

A D_n：n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち高規格幹線道路建設事業分（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）に係る同意等額（資金手当分、財源対策分及び補正予算分を除く。）

A E_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
市場公募都市	0.02552	0.02583	0.02653	0.026	0.025	0.0243	0.0241	0.02407	0.02365	0.02379	0.00153	0.00345
区分 \ n 同意等年度	R5											
市場公募都市	0.00474											

A F_n：n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち離島の防災機能強化（道路整備）分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

A G_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.026	0.025	0.0243	0.0241	0.02407	0.02365	0.02379	0.00153	0.00345	0.00474
その他の市町村	0.031	0.030	0.0302	0.0303	0.03021	0.02998	0.03042	0.00170	0.00375	0.00499

第四項 寒 冷 補 正

1 寒 冷 度

寒冷地では道路の新設、改築、橋りょうの架替えを行う場合、凍結防止、流水等による被害防止のため特別の工法を採用しているので経費が割高となる。この割高となる比率をもって補正率を定め、その割高となる経費が級地に応じ異なる実態を考慮し、級地ごとに補正率を算定することとした。

（単位：千円）

級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
1km当たり経費 A	235	207	199	195
補正率 $\left(\frac{A}{188\text{千円}} - 1 \right)$	0.250	0.101	0.059	0.037

なお、北海道内の指定都市が管理する国道、道道については国の負担率が他の団体と異なること及び国道がすべて指定区間であることから、北海道内の指定都市については0.142の率を適用することとした。

2 積 雪 度

積雪寒冷地域においては、道路の幅員が他の地域における道路の幅員よりも広く設計施行されている等積雪地帯における道路構造の特殊性(拡幅できない箇所における関連防雪施設の設備を含む。)の実態にかんがみ、これに要する増加経費を算入するための補正である。補正の方法は、積雪級地ごとの「道路の延長」に応じて行うもので、各級地別補正率は次のとおり定めた。

区 分 \ 級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
(1) 標 準 団 体 道 路 延 長 (m)	500,000	500,000	500,000	500,000
(2) 規格改良済道路延長(幅員 5.5m 以上)	75,000	75,000	75,000	75,000
(1) × 0.15 (m)				
(3) 除 雪 余 裕 幅 (m)	3.10	3.10	2.30	0.80
(4) 除 雪 余 裕 幅 面 積 (㎡)	232,500	232,500	172,500	60,000
(2) × (3)				
(5) 当該年度規格改良済道路増加面積	1,600	1,600	1,200	400
(4) × 0.007 (㎡)				
(6) 所 要 経 費 (千円)	16,000	16,000	12,000	4,000
(5) × 10,000円				
(7) 同 上 地 方 負 担 額 (千円)	5,300	5,300	4,000	1,300
(6) × 1/3				
(8) そ の 他 経 費 (千円)	4,300	4,300	4,000	2,200
(9) 要 措 置 額 (千円)	9,600	9,600	8,000	3,500
(7) + (8)				
(10) 係 数	0.102	0.102	0.085	0.037
(9) / 94,074千円				

指定都市等は、国道(指定区間)についての負担があること、国道(その他区間)道府県道を管理すること及びその負担率については市町村道と異なることから国・道府県道については、道府県分の補正率の算出の根拠となった単位額を基礎として次の率を用いることとした。

区 分 \ 級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
国・道府県道	1.702	1.098	0.735	0.322

札幌市にあつては、0.208の補正率を適用することとした。

第二節 港 湾 費

単位費用	(係留施設の延長)	(港湾)	28,300円	測定単位	係留施設の延長
		(漁港)	10,000円		
	(外郭施設の延長)	(港湾)	5,200円		外郭施設の延長
		(漁港)	3,260円		

第一款 港湾における係留施設の延長を測定単位とするもの

港湾費のうち港湾における係留施設の延長を測定単位とするものに適用される補正は、種別補正、普通態容補正及び寒冷補正である。

算式 普通態容補正係数×寒冷補正係数

第一項 種 別 補 正

港湾の種別を国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾の4種に区分し、それぞれの標準施設規模における経費差にかんがみ、種別補正係数を設定した。

種 別		項 目	補正係数
港 湾	国際戦略港湾		1.300
	国際拠点港湾		1.300
	重要港湾		1.000
	地方港湾		0.600

第二項 普通態容補正

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の 級地区分	共通係数	A× 給与費の率 0.557	B+ 給与費外率 0.443	補正係数
	A	B	C	
1級地	1.151	0.641	1.084	1.084
2級地	1.122	0.625	1.068	1.068
3級地	1.112	0.619	1.062	1.062
4級地	1.091	0.608	1.051	1.051
5級地	1.078	0.600	1.043	1.043
6級地	1.043	0.581	1.024	1.024
7級地	1.022	0.569	1.012	1.012
無級地	0.997	0.555	0.998	0.998

(注) 補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	総額A	特定財源B	差引一般財源A－B	
給 与 費	101,800 千円	38,742 千円	63,058 千円	(0.557)
そ の 他 の 経 費	95,396 千円	45,221 千円	50,175 千円	(0.443)
合 計	197,196 千円	83,963 千円	113,233 千円	(1.000)

第三項 寒 冷 補 正

寒冷地手当に係る増加財政需要額を算定するために適用するものであり、級地ごとの支給額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

級地	職員1人当たり 支 給 額	支 給 総 額 (A×17人)	補 正 率 B 113,233千円 C
	A	B	
	円	千円	
1	103,217	1,755	0.015
2	91,042	1,548	0.014
3	88,314	1,501	0.013
4	70,645	1,201	0.011

第二款 漁港における係留施設の延長を測定単位とするもの

港湾費のうち漁港における係留施設の延長を測定単位とするものに適用される補正は、普通態容補正及び寒冷補正である。

算式 普通態容補正係数×寒冷補正係数

第一項 普通態容補正

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の 級地区分	共通係数	A× 給与費の率 0.609	B+ 給与費外率 0.391	補正係数
	A	B	C	
1 級地	1.151	0.701	1.092	1.092
2 級地	1.122	0.683	1.074	1.074
3 級地	1.112	0.677	1.068	1.068
4 級地	1.091	0.664	1.055	1.055
5 級地	1.078	0.657	1.048	1.048
6 級地	1.043	0.635	1.026	1.026
7 級地	1.022	0.622	1.013	1.013
無級地	0.997	0.607	0.998	0.998

(注) 補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	総額A	特定財源B	差引一般財源A－B	
給 与 費	15,860 千円	2,419 千円	13,441 千円	(0.609)
そ の 他 の 経 費	11,961 千円	3,328 千円	8,633 千円	(0.391)
合 計	27,821 千円	5,747 千円	22,074 千円	(1.000)

第二項 寒冷補正

寒冷地手当に係る増加財政需要額を算定するために適用するものであり、級地ごとの支給額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

級地	職員1人当たり 支 給 額	支 給 総 額 (A×2人)	補 正 率 B 22,074千円
	A	B	C
	円	千円	
1	103,217	206	0.009
2	91,042	182	0.008
3	88,314	177	0.008
4	70,645	141	0.006

第三款 港湾における外郭施設の延長を測定単位とするもの

港湾費のうち港湾における外郭施設の延長を測定単位とするものに適用される補正は、事業費補正である。

事業費補正

事業費補正の対象として、当該地方団体ごとの港湾の当該年度の地方債元利償還金相当額の一定割合(算式参照)を算入している。

なお、平成22年度以降に発行について同意又は許可を得た港湾事業に係る地方債の元利償還金については、継続事業(平成21年度末までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているもの)に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

算 式

$$(事業費補正係数-1) = \frac{B \times 0.3 + \sum_{n=16}^{5} (C_n \times D_n)}{5,200円 \times A}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：平成11年度以前に発行を許可された港湾事業に係る地方債元利償還金

C_n：n年度において発行について同意又は許可を得た港湾事業に係る地方債の額
(平成22年度以降は継続事業分及び災害関連事業分に限る。)

D_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市場公募都市	0.033	0.029	0.025	0.025	0.0265	0.02692	0.02642	0.02552	0.02583	0.02653	0.026	0.025
その他の市町村	0.033	0.021	0.014	0.014	0.03154	0.03162	0.03153	0.03098	0.03147	0.03206	0.031	0.03
区分 \ n 同意等年度	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5				
市場公募都市	0.0243	0.0241	0.02407	0.02365	0.02379	0.00153	0.00345	0.00474				
その他の市町村	0.0302	0.0303	0.03021	0.02998	0.03042	0.0017	0.00375	0.00499				

5,200円：単位費用

0.3：算入率

(注) 係数は、小数点以下第3位未満を四捨五入する。

第四款 漁港における外郭施設の延長を測定単位とするもの

港湾費のうち漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに適用される補正は、事業費補正である。

事業費補正

事業費補正の対象として、当該地方団体ごとの漁港の当該年度の地方債元利償還金相当額の一定割合(算式参照)を算入している。

なお、平成22年度以降に発行について同意又は許可を得た漁港事業に係る地方債の元利償還金については、継続事業（平成21年度末までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているもの）に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

算 式

$$(事業費補正係数-1) = \frac{B \times 0.3 + \sum_{n=16}^{5} (C_n \times D_n)}{3,260円 \times A}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：平成11年度以前に発行を許可された漁港事業に係る地方債元利償還金

C_n：n年度において発行について同意又は許可を得た漁港事業に係る地方債の額
(平成22年度以降は継続事業分及び災害関連事業分に限る。)

D_n：次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市場公募都市	0.033	0.029	0.025	0.025	0.0265	0.02692	0.02642	0.02552	0.02583	0.02653	0.026	0.025
その他の市町村	0.033	0.021	0.014	0.014	0.03154	0.03162	0.03153	0.03098	0.03147	0.03206	0.031	0.03
区分 \ n 同意等年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
市場公募都市	0.0243	0.0241	0.02407	0.02365	0.02379	0.00153	0.00345	0.00474				
その他の市町村	0.0302	0.0303	0.03021	0.02998	0.03042	0.0017	0.00375	0.00499				

3,260円：単位費用

0.3：算入率

(注) 係数は、小数点以下第3位未満を四捨五入する。

第三節 都市計画費

単位費用	981円	測定単位	都市計画区域人口

都市計画費に適用する補正は、普通態容補正及び事業費補正である。

算式 普通態容補正係数＋(事業費補正係数－1)

第一項 普通態容補正

普通態容補正は、行政質量差による補正のほか開発行為の許可等に係る経費について政令指定都市、中核市及び施行時特例市における行政権能差を反映させる補正を行うこととした。

1 行政質量差

地域手当の級地ごとの一般行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、都市計画費における人件費相当の割合に共通係数を乗じて得た係数に、第二表の種地ごとの個別係数を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

第一表 地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の 級地区分	共通係数	A× 0.720 B
1 級地	1.151	0.829
2 級地	1.122	0.808
3 級地	1.112	0.801
4 級地	1.091	0.786
5 級地	1.078	0.776
6 級地	1.043	0.751
7 級地	1.022	0.736
無級地	0.997	0.718

第二表 種地区分による係数算出表

種地	個別係数
I 10	0.420
I 9	0.419
I 8	0.417
I 7	0.402
I 6	0.352
I 5	0.303
I 4	0.280
I 3	0.267
I 2	0.248
I 1	0.243
II 10	0.361
II 9	0.356
II 8	0.347
II 7	0.326
II 6	0.300
II 5	0.280
II 4	0.251
II 3	0.224
II 2	0.211
II 1	0.199

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	総額 A	特定財源 B	差引一般財源 A－B
給 与 費	70,670 千円	－ 千円	70,670 千円 (0.720)
そ の 他 の 経 費	27,418 千円	－ 千円	27,418 千円 (0.280)
合 計	98,088 千円	－ 千円	98,088 千円 (1.000)

2 行政権能差

政令指定都市、中核市及び施行時特例市にあっては、都市計画法に基づく開発行為の許可等、一般の市町村が行っていない行政事務を行うこととされている。したがって、政令指定都市等の都市にあってはこれらの行政経費に係る財政需要額を加算しなければならない。この経費については、行政権能差の区分ごとにモデル団体における増加経費を算定し、この額と人口が同一規模の一般市の財政需要額との比率を基礎として補正係数を設定した。

		政令指定都市	中核市	施行時特例市
モデル団体人口		150万人	40万人	25万人
都市計画増加経費(開発行為許可等事務費)	(A)	62,588千円	15,243千円	7,449千円
モデル団体と同一規模の一般市における所要一般財源	(B)	1,471,320千円	392,352千円	245,220千円
(A) + (B)	(C)	1,533,908千円	407,595千円	252,669千円
補正係数(C)/(B)	(D)	1.043	1.039	1.030

行政権能差による増加経費算出基礎

		政令指定都市	中核市	施行時特例市
モデル団体人口		150万人	40万人	25万人
職員配置等	職員A	4人	1人	1人
	職員B	8人	3人	—
	開発審査会			
	会長	1人	1人	1人
	委員	6人	4人	4人
	屋外広告物取締審議会			
	委員長	1人	1人	—
	委員	11人	11人	—
歳出	給与費	72,440千円	23,200千円	7,930千円
	報酬	503千円	393千円	188千円
	旅費	896千円	388千円	185千円
	需用費	799千円	586千円	458千円
	役務費	767千円	377千円	282千円
	備品購入費	275千円	275千円	275千円
	歳出合計	75,680千円	25,219千円	9,318千円
歳入	使用料及び手数料			
	開発許可申請手数料	4,891千円	4,225千円	1,869千円
	広告許可申請手数料	8,201千円	5,751千円	—
	歳入合計	13,092千円	9,976千円	1,869千円
差引一般財源		62,588千円	15,243千円	7,449千円

3 普通態容補正係数

1の行政質量差による係数に、2の行政権能差による係数を乗じた係数をもって普通態容補正係数とした。

第一表 地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の級地区分	共通係数	A× 給与費の率 0.720	権能差反映分			
			指定都市	中核市	施行時特例市	その他
			B× 権能差率 1.043	B× 権能差率 1.039	B× 権能差率 1.030	B× 権能差率 1.000
	A	B	C	D	E	F
1級地	1.151	0.829	0.865	0.861	0.854	0.829
2級地	1.122	0.808	0.843	0.840	0.832	0.808
3級地	1.112	0.801	0.835	0.832	0.825	0.801
4級地	1.091	0.786	0.820	0.817	0.810	0.786
5級地	1.078	0.776	0.809	0.806	0.799	0.776
6級地	1.043	0.751	0.783	0.780	0.774	0.751
7級地	1.022	0.736	0.768	0.765	0.758	0.736
無級地	0.997	0.718	0.749	0.746	0.740	0.718

第二表 種地区分による係数算出表

種地	行政質量差 A	行政権能差 B	A×B C	補正係数算式		
I 10	0.420	特別区 1.000	0.420	0.000020	X+	0.4010
		指定都市 1.043	0.438	0.000020	X+	0.4190
I 9	0.419	指定都市 1.043	0.437	0.000020	X+	0.4190
I 8	0.417	指定都市 1.043	0.435	0.000040	X+	0.4010
I 7	0.402	指定都市 1.043	0.419	0.000160	X+	0.2990
		中核市 1.039	0.418	0.000150	X+	0.3055
		施行時特例市 1.030	0.414	0.000160	X+	0.2940
		その他 1.000	0.402	0.000150	X+	0.2895
I 6	0.352	指定都市 1.043	0.367	0.000520	X+	0.0290
		中核市 1.039	0.366	0.000520	X+	0.0280
		施行時特例市 1.030	0.363	0.000510	X+	0.0315
		その他 1.000	0.352	0.000500	X+	0.0270
I 5	0.303	中核市 1.039	0.315	0.000510	X+	0.0345
		施行時特例市 1.030	0.312	0.000510	X+	0.0315
		その他 1.000	0.303	0.000490	X+	0.0335
I 4	0.280	中核市 1.039	0.291	0.000240	X+	0.1830
		施行時特例市 1.030	0.288	0.000240	X+	0.1800
		その他 1.000	0.280	0.000230	X+	0.1765
I 3	0.267	その他 1.000	0.267	0.000130	X+	0.2215
I 2	0.248	その他 1.000	0.248	0.000127	X+	0.2226
I 1	0.243	その他 1.000	0.243	0.000050	X+	0.2380
II 10	0.361	中核市 1.039	0.375	0.000160	X+	0.2230
		施行時特例市 1.030	0.372	0.000160	X+	0.2200
		その他 1.000	0.361	0.000160	X+	0.2090
II 9	0.356	施行時特例市 1.030	0.367	0.000100	X+	0.2770
		その他 1.000	0.356	0.000100	X+	0.2660
II 8	0.347	施行時特例市 1.030	0.357	0.000200	X+	0.1870
		その他 1.000	0.347	0.000180	X+	0.1940
II 7	0.326	その他 1.000	0.326	0.000420	X+	△ 0.0100
II 6	0.300	その他 1.000	0.300	0.000520	X+	△ 0.0900
II 5	0.280	その他 1.000	0.280	0.000400	X+	0.0000
II 4	0.251	その他 1.000	0.251	0.000290	X+	0.0770
II 3	0.224	その他 1.000	0.224	0.000270	X+	0.0890
II 2	0.211	その他 1.000	0.211	0.000087	X+	0.1806
II 1	0.199	その他 1.000	0.199	0.000069	X+	0.1869

Xは市町村の評点である。第一表地域手当の級地区分による係数と第二表種地区分による係数の合計が1.000未満となる場合は1.000とする。

第二項 事業費補正

事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

なお、地下鉄事業等（出資金・補助金）については平成23年度新規事業から算入しないこととしている。ただし、平成22年度までに具体的な整備方針が策定され、議会や住民に対して既に説明されている事業については引き続き算入する。

算 式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{B}{981\text{円} \times A}$$

$$B = \Sigma (C_n \times X_n) + D \times 0.45 + E \times 0.45 + \Sigma (F_n \times A C_n) + \Sigma (G_n \times A C_n) + H \times 0.45 + I \times 0.75 \\ + J \times 0.6 + K \times 0.3 + L \times 0.6 + \Sigma (M_n \times X_n) + \Sigma (N_n \times A A_n) + \Sigma (O_n \times X_n) + \\ \Sigma (P_n \times X_n) + \Sigma (Q_n \times Y_n) + \Sigma (R_n \times Z_n) + \Sigma (S_n \times X_n) + \Sigma (T_n \times Y_n) + \\ \Sigma (U_n \times Y_n) + \Sigma (V_n \times A B_n) + \Sigma (W_n \times A D_n)$$

算式の符号

- A：当該団体の測定単位の数値
- C_n：地下鉄建設事業等補助金債のn年度同意又は許可額(総務大臣通知額)
- D：地下鉄事業統特例債元金償還金(総務大臣通知額)
- E：地下鉄事業再特例債元金償還金(平成26年度同意等分まで)(総務大臣通知額)
- F_n：地下鉄事業再特例債元金償還金(平成27年度以降同意等分)(総務大臣通知額)
- G_n：地下鉄事業再々特例債元金償還金(総務大臣通知額)
- H：地下鉄事業統特例債利子償還金(総務大臣通知額)
- I：地下鉄緊急整備事業債(特別分)元利償還金(平成11年度許可分まで)(総務大臣通知額)
- J：地下鉄事業出資債元利償還金(平成11年度許可分まで、Kは除く)
- K：地下鉄緊急整備事業出資債(地方単独整備区間・3セク)元利償還金
- L：ニュータウン鉄道事業出資債元利償還金(平成11年度許可分まで)
- M_n：地下鉄事業出資債のn年度同意又は許可額
- N_n：地下鉄緊急整備事業企業債(特別分)のn年度同意又は許可額の3分の2相当額
- O_n：ニュータウン鉄道事業出資債のn年度同意又は許可額
- P_n：ニュータウン鉄道補助金債のn年度同意又は許可額(総務大臣通知額)
- Q_n：都市高速鉄道事業債(3セク地下鉄)のn年度許可額(出資債・補助金債)(平成12年度以前採択分)(総務大臣通知額)
- R_n：都市高速鉄道事業債(3セク地下鉄)のn年度同意又は許可額(出資債・補助金債)(平成13年度以降採択分)(総務大臣通知額)
- S_n：都市高速鉄道事業債(公営モノレール等)のn年度同意又は許可額(出資債)(総務大臣通知額)
- T_n：都市高速鉄道事業債(3セクモノレール等)のn年度同意又は許可額(出資債)(総務大臣通知額)
- U_n：都市高速鉄道事業債(3セクニュータウン鉄道等)のn年度同意又は許可額(出資債・補助金債)(総務大臣通知額)
- V_n：一般公共事業債(復興特別分(街路事業分を除く。))のn年度同意又は許可額(平成23年度から公共事業等債)
- W_n：公共事業等債(復興特別分(街路事業分に限る。))のn年度同意等額
- X_n：次の表に掲げる率(45%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
市場公募都市	0.0096	0.1920	0.0258	0.0342	0.0318	0.0312	0.0318	0.0300	0.0318	0.0212	0.0239	0.0243
その他の市町村												
区分 \ n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市場公募都市	0.0225	0.0221	0.0221	0.02250	0.02160	0.02115	0.02115	0.02107	0.02136	0.0207	0.0194	0.0194
その他の市町村	0.0180	0.0171	0.0162	0.02475	0.02385	0.02385	0.02340	0.02358	0.02374	0.0234	0.0216	0.0221
区分 \ n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5					
市場公募都市	0.0194	0.01896	0.00806	0.00900	0.00270	0.00446	0.00564					
その他の市町村	0.0225	0.02190	0.01102	0.01268	0.00277	0.00460	0.00577					

Y_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

n 同意等年度 区分	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
市場公募都市	0.0126	0.0129	0.0129	0.0132	0.0132	0.0135	0.0132	0.0135	0.0129	0.0160	0.0162	0.0150
その他の市町村												0.0120
n 同意等年度 区分	H18	H19	H20	H21	H22							
市場公募都市	0.0147	0.0147	0.01500	0.01440	0.01410							
その他の市町村	0.0114	0.0108	0.01650	0.01590	0.01590							

Z_n：次の表に掲げる率(45%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市場公募都市	0.0225	0.0194	0.0239	0.0243	0.0225	0.0221	0.0221	0.02250	0.02160	0.02115
その他の市町村					0.0180	0.0171	0.0162	0.02475	0.02385	0.02385

A A_n：次の表に掲げる率(75%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市場公募都市	0.0375	0.0398	0.0360	0.0399	0.0405	0.0375	0.0368	0.0368	0.03750	0.03600	0.03525
その他の市町村						0.0300	0.0285	0.0270	0.04125	0.03975	0.03975

A B_n：次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市場公募都市	0.052	0.046	0.040	0.041	0.04240	0.04306	0.04226	0.04083	0.04133	0.04244	0.041	0.040
その他の市町村		0.033	0.022	0.023	0.05046	0.05058	0.05044	0.04956	0.05035	0.05130	0.050	0.049
区分 \ n 同意等年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
市場公募都市	0.0390	0.0390	0.03850	0.03784	0.03806	0.00244	0.00552	0.00758				
その他の市町村	0.0480	0.0480	0.04833	0.04796	0.04867	0.00271	0.00600	0.00798				

A C_n：次の表に掲げる率(45%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.045	0.0450	0.0450	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500
その他の市町村	0.045	0.0450	0.0450	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500

A D_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.02365	0.02379	0.00153	0.00345	0.00474
その他の市町村	0.02998	0.03042	0.00170	0.00375	0.00499

第四節 公 園 費

単位費用	(人口)	538円	測定単位	人口
	(都市公園の面積)	37,600円		都市公園の面積

公園費のうち人口を測定単位とするものに適用する補正は、普通態容補正及び事業費補正である。

算式 普通態容補正係数+(事業費補正係数-1)

なお、都市公園の面積を測定単位とするものについては、補正を適用しない。

第一項 普通態容補正

種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、公園費における人件費相当の割合の係数(0.484)に、次表の種地ごとの個別係数を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

種地区分による係数算出表

種地	個別係数	補正係数算式
I 10	0.977	0.002480 X + △ 1.3790
I 9	0.901	0.001520 X + △ 0.4670
I 8	0.821	0.001600 X + △ 0.5390
I 7	0.722	0.000990 X + △ 0.0205
I 6	0.659	0.000630 X + 0.2495
I 5	0.586	0.000730 X + 0.1845
I 4	0.516	0.000700 X + 0.2010
I 3	0.457	0.000590 X + 0.2505
I 2	0.441	0.000107 X + 0.4196
I 1	0.432	0.000090 X + 0.4230
II 10	0.689	0.001360 X + △ 0.6030
II 9	0.645	0.000880 X + △ 0.1470
II 8	0.611	0.000680 X + 0.0330
II 7	0.577	0.000680 X + 0.0330
II 6	0.560	0.000340 X + 0.3050
II 5	0.516	0.000880 X + △ 0.1000
II 4	0.442	0.000740 X + △ 0.0020
II 3	0.391	0.000510 X + 0.1360
II 2	0.377	0.000093 X + 0.3445
II 1	0.370	0.000040 X + 0.3630

(注) Xは市町村の評点である。補正係数が1.000未満となる場合は1.000とする。

(参考) 標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	総額A	特定財源B	差引一般財源A-B
給 与 費	26,040 千円	－ 千円	26,040 千円 (0.484)
そ の 他 の 経 費	27,736 千円	－ 千円	27,736 千円 (0.516)
合 計	53,776 千円	－ 千円	53,776 千円 (1.000)

第二項 事業費補正

国庫補助金を受けて施行した都市公園及びカントリーパーク整備事業に充てるため、昭和63年度以降平成11年度までに発行を許可された地方債の元利償還金を算入している。

算 式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{B \times 0.3}{538\text{円} \times A}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：国庫補助金を受けて施行した都市公園事業及びカントリーパーク整備事業に充てるため、昭和63年度以降平成11年度までに発行を許可された地方債(以下「公園緑地事業に係る地方債」という。)に係る元利償還金

538円：単位費用

0.3：算入率

第五節 下 水 道 費

単位費用	105円	測定単位	人口

下水道費に適用する補正は、普通態容補正、密度補正、投資補正及び事業費補正である。

算式 普通態容補正係数＋(密度補正－1)＋(投資補正－1)＋(事業費補正係数－1)

第一項 普通態容補正

地域手当の級地区分ごとの一般行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、下水道の維持管理費における人件費相当の割合0.108に、また次表の各種地ごとの個別係数を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

種地区分による係数算出表

種地	基準評点における個別係数	補正係数算式
I 10	2.608	0.032580 X － 28.3430
I 9	1.746	0.017240 X － 13.7700
I 8	1.746	0.000000 X ＋ 1.7460
I 7	1.540	0.002060 X － 0.0050
I 6	1.281	0.002590 X － 0.4025
I 5	1.015	0.002660 X － 0.4480
I 4	0.892	0.001230 X ＋ 0.3385
I 3	0.571	0.003210 X － 0.5525
I 2	0.436	0.000900 X ＋ 0.2560
I 1	0.283	0.001530 X ＋ 0.1300
II 10	1.382	0.001300 X ＋ 0.1470
II 9	1.264	0.002360 X － 0.8600
II 8	1.013	0.005020 X － 3.2540
II 7	0.563	0.009000 X － 6.6370
II 6	0.563	0.000000 X ＋ 0.5630
II 5	0.563	0.000000 X ＋ 0.5630
II 4	0.450	0.001130 X － 0.2280
II 3	0.206	0.002440 X － 1.0140
II 2	0.159	0.000313 X ＋ 0.0495
II 1	0.148	0.000063 X ＋ 0.1370

(注) Xは市町村の評点である。人口集中地区人口を有する市町村の補正係数が1.000未満となる場合は1.000とする。

第二項 密度補正

維持管理経費の実態を勘案して排水面積比率等により補正を行う。

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数}-1) &= \frac{1}{105\text{円} \times A} \times \{ 612\text{円} \times (B + C \times 2.05 + D \times 2.91 + E \times 4.36 + F \times 4.71 + G \times 3.73 + H \times 4.22 + I \times 4.50) + 3,511\text{円} \times (J + K \times 0.48 + L \times 0.92 + M \times 0.75 + N \times 0.62 + O \times 0.80) \} \\
 &= \frac{1}{A} \times (B \times 5.83 + C \times 11.95 + D \times 16.96 + E \times 25.41 + F \times 27.45 + G \times 21.74 + H \times 24.60 + I \times 26.23 + J \times 33.44 + K \times 16.05 + L \times 30.76 + M \times 25.08 + N \times 20.73 + O \times 26.75)
 \end{aligned}$$

算式の符号

- A：当該団体の測定単位の数値
 B：公共下水道に係る排水人口
 C：農業集落排水施設に係る排水人口（うち汚水に係るもの）
 D：漁業集落排水施設に係る排水人口（うち汚水に係るもの）
 E：林業集落排水施設に係る排水人口（うち汚水に係るもの）
 F：簡易排水処理施設に係る排水人口（うち汚水に係るもの）
 G：小規模集合排水処理施設に係る排水人口（うち汚水に係るもの）
 H：合併処理浄化槽に係る処理人口（うち特定地域生活排水処理施設に係るもの）
 I：合併処理浄化槽に係る処理人口（うち個別排水処理施設に係るもの）
 J：公共下水道に係る排水面積
 K：農業集落排水施設に係る排水面積（うち汚水に係るもの）
 L：漁業集落排水施設に係る排水面積（うち汚水に係るもの）
 M：林業集落排水施設に係る排水面積（うち汚水に係るもの）
 N：簡易排水処理施設に係る排水面積（うち汚水に係るもの）
 O：小規模集合排水処理施設に係る排水面積（うち汚水に係るもの）

（令和4年度公共施設状況調査による）

排水人口：上記調査による令和5年3月31日現在における排水人口

排水面積：上記調査による令和5年3月31日現在における排水面積（単位：千㎡）

105円：単位費用

612円：排水人口1人当たりの費用

3,511円：排水面積千㎡当たりの費用

- 2.05：農業集落排水施設排水人口1人当たりの維持管理経費比率
 2.91：漁業集落排水施設排水人口1人当たりの維持管理経費比率
 4.36：林業集落排水施設排水人口1人当たりの維持管理経費比率
 4.71：簡易排水処理施設処理人口1人当たりの維持管理経費比率
 3.73：小規模集合排水処理施設処理人口1人当たりの維持管理経費比率
 4.22：特定地域生活排水処理施設処理人口1人当たりの維持管理経費比率
 4.50：個別排水処理施設処理人口1人当たりの維持管理経費比率
 0.48：農業集落排水施設排水面積千㎡当たりの維持管理経費比率
 0.92：漁業集落排水施設排水面積千㎡当たりの維持管理経費比率
 0.75：林業集落排水施設排水面積千㎡当たりの維持管理経費比率
 0.62：簡易排水処理施設排水面積千㎡当たりの維持管理経費比率
 0.80：小規模集合排水処理施設排水面積千㎡当たりの維持管理経費比率

第三項 投資態容補正

1 投資補正

高資本費対策に係る地方公営企業繰出基準による公費負担額の一部について措置するものであり、投資補正係数の算定方法は、次のとおりである。

投資補正の対象となるのは、当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する下水道事業で、次の(1)～(4)にすべて該当するものである。

- (1) 平成7年度以降に供用を開始した（公共下水道事業にあっては汚水処理を開始した）下水道事業（特定公共下水道事業及び流域下水道事業を除く）であること。
- (2) 「令和4年度地方公営企業決算状況調査（下水道事業）」に基づき算定された当該公共下水道事業等の有収水量1㎥当たりの算定対象資本費単価が、47.00円以上
- (3) 「令和4年度地方公営企業決算状況調査（下水道事業）」に基づき算定された当該公共下水道事業等の有収水量1㎥当たりの使用料単価が、150.00円以上
- (4) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）に基づく経営戦略のうち、「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成31年3月29日付け総財公第45号、総財営第34号、総財準第52号）に定める「「経営戦略」策定の定義」を満たすものを策定していること。

ただし、人口3万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が3万人以上の一部事務組合及び広域連合を含む。）が実施する公共下水道及び特定環境保全公共下水道にあっては、地方公営企業法を適用している事業に限る。

算式

$$(\text{投資補正係数}-1) = \frac{1}{105\text{円} \times A} \times [(B \times C \times D \times E) + \{F - (B \times C \times D \times E)\} \times G]$$

ただし、 $F - (B \times C \times D \times E)$ が負数となるときは0とする。

投資補正係数の算定については、地方公営企業決算状況調査における高資本費対策の対象事業区分ごとに算定した数値の合計とする。

複数の下水道事業が事業統合した下水道事業（以下「統合下水道」という）であって、統合下水道として平成30年4月2日以降に供用を開始したものうち、統合前の下水道事業が投資補正の対象であるものについては、統合前の下水道事業の数値で算定すること。

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：超過算定対象資本費単価(当該団体の令和4年度の有収水量1m³当たりの算定対象資本費単価のうち47円/m³以上の額(次表に掲げる当該算定対象資本費単価の段階ごとに、それぞれの段階に応じた乗率を乗じて得られる額の合算額))

法適用事業		法非適用事業	
算定対象資本費単価の段階	乗率	算定対象資本費単価の段階	乗率
47 円/m ³ 以上 70 円/m ³ 未満	0.80	47 円/m ³ 以上 70 円/m ³ 未満	0.80
70 円/m ³ 以上 141 円/m ³ 未満	0.85	70 円/m ³ 以上 282 円/m ³ 未満	0.85
141 円/m ³ 以上	0.95	282 円/m ³ 以上	0.95

例)法適用事業で算定対象資本費単価 170 円/m³の場合

$$B = (69 - 46) \times 0.80 + (140 - 69) \times 0.85 + (170 - 140) \times 0.95 = 107.25$$

C：使用料単価比率(「令和4年度地方公営企業決算状況調査(下水道事業)」に基づき算定された当該公共下水道事業等の1m³当たりの使用料を206で除して得た率(小数点以下第3位未満四捨五入)。ただし、1を超える場合はC=1とする。)

D：有収水量(「令和4年度地方公営企業決算状況調査(下水道事業)」の「10施設及び業務概況に関する調」の項目「10処理場(7)年間有収水量」に計上された水量)

E：平成12年度以降に供用(汚水処理)を開始した事業は0.45、平成7年度から平成11年度までに供用(汚水処理)を開始した事業は0.09

F：a×b×c×dの合計数

a：統合前の超過算定対象資本費単価(統合前の下水道事業における統合前年度の有収水量1m³当たりの算定対象資本費単価のうち47円/m³以上の額(上記Bに掲げた当該算定対象資本費単価の段階ごとに、それぞれの段階に応じた乗率を乗じて得られる額の合算額))

b：統合前の使用料単価比率(統合前年度の「地方公営企業決算状況調査(下水道事業)」に基づき算定された当該公共下水道事業等の1m³当たりの使用料を206で除して得た率(小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。ただし、1を超える場合はb=1とする。)

c：統合前の有収水量(統合前年度の「地方公営企業決算状況調査(下水道事業)」の「10施設及び業務概況に関する調」の項目「10処理場(7)年間有収水量」に計上された水量)

d：Eに同じ

G：統合後の経過年数に応じた次表に掲げる乗率

当年度(西暦) - 統合年度	乗率
1～5年	1.0
6年	0.9
7年	0.7
8年	0.5
9年	0.3
10年	0.1

2 事業費補正
事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

算 式

$$\begin{aligned}
 \text{(事業費補正係数-1)} &= \frac{1}{105\text{円} \times A} \times \left[\{B + \sum_{n=12}^{13} (C_n \times D_n)\} \times \alpha \times 0.42 + \sum_{n=14}^{\text{令}5} (C_n \times D_n) \right. \\
 &\quad \times \alpha \times 0.37 + \{B + \sum_{n=12}^{13} (C_n \times E_n)\} \times (1 - \alpha) \times \beta + \sum_{n=14}^{17} (C_n \times E_n) \\
 &\quad \times (1 - \alpha) \times \gamma + \sum_{n=18}^{\text{令}5} (C_n \times E_n) \times (1 - \alpha) \times \delta + F \times 0.5 + G \times \\
 &\quad 0.55 + H + I + \sum_{n=12}^{\text{令}5} (J_n \times K_n) + \sum_{n=16}^{17} (L_n \times M_n) + \sum_{n=12}^{14} (N_n \times O_n) + \\
 &\quad \sum_{n=12}^{\text{令}5} (P_n \times Q_n) + \sum_{n=12}^{30} (R_n \times Y_n) + (R_{\text{令元}} \times Y_{\text{令元}}) \times \alpha \times 0.56 + \\
 &\quad (R_{\text{令元}} \times Y_{\text{令元}}) \times (1 - \alpha) \times \theta + \sum_{n=\text{令}2}^{\text{令}3} (S_n \times Y_n) \times \alpha \times 0.49 + \\
 &\quad \sum_{n=\text{令}2}^{\text{令}3} (S_n \times Y_n) \times (1 - \alpha) \times \theta + \sum_{n=\text{令}4}^{\text{令}5} (T_n \times Y_n) \times \alpha \times 0.49 + \\
 &\quad \sum_{n=\text{令}4}^{\text{令}5} (T_n \times Y_n) \times (1 - \alpha) \times \theta + \sum_{n=\text{令}4}^{\text{令}5} (U_n \times Y_n) \times \alpha \times 0.56 + \\
 &\quad \sum_{n=\text{令}4}^{\text{令}5} (U_n \times Y_n) \times (1 - \alpha) \times \iota + \sum_{n=\text{令}2}^{\text{令}3} (V_n \times Y_n) \times 0.56 + \\
 &\quad \sum_{n=\text{令}4}^{\text{令}5} (W_n \times Y_n) \times 0.56 + \sum_{n=\text{令}4}^{\text{令}5} (X_n \times Y_n) \times 0.63 + \\
 &\quad \sum_{n=16}^{\text{令}5} \{(Z_n + A A_n) \times A B_n\} + \sum_{n=18}^{\text{令}5} (A C_n \times A D_n \times \varepsilon_n) + \sum_{n=\text{令}3}^{\text{令}5} (A E_n \times A F_n) \\
 &\quad + A G_{\text{令}4} \times A H_{\text{令}4} \times \frac{\kappa}{0.30} + \sum_{n=\text{令}5}^{\text{令}5} (A I_n \times A J_n) \\
 &\quad + \sum_{n=\text{令}5}^{\text{令}5} (A K_n \times A L_n \times \frac{\kappa}{0.30}) + \sum_{n=\text{令}5}^{\text{令}5} (A M_n \times A N_n) \\
 &\quad + \sum_{n=27}^{\text{令}5} (A O_n \times A P_n) \times \alpha \times 0.37 + \sum_{n=27}^{\text{令}5} (A O_n \times A Q_n) \times (1 - \alpha) \\
 &\quad \times \delta + \sum_{n=27}^{\text{令}5} (A R_n \times A S_n) + A T - A U \times 0.5]
 \end{aligned}$$

算式の符号

- A：当該団体の測定単位の数値
- B：平成11年度以前に発行を許可された流域下水道事業に係る地方債及び公共下水道事業に係る地方債に係る当該年度の元利償還金
- C_n：n年度において発行について同意又は許可を得た流域下水道事業(平成18年度以降においては公共下水道に接続しているものに限る。)に係る地方債及び公共下水道事業に係る地方債の額(平成16年度及び平成17年度においては新設事業に係る額に限る。)

D_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市場公募都市		0.0500	0.0530	0.0470	0.0532	0.0432	0.0502	0.0487	0.0488	0.04974	0.04836	0.04699	0.04687
その他の市町村							0.0400	0.0376	0.0364	0.05529	0.05347	0.05273	0.05214
区分	n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.04683	0.04746	0.0462	0.0425	0.0427	0.0427	0.04213	0.01790	0.02001	0.00600	0.00990	0.01254
その他の市町村		0.05233	0.05276	0.0516	0.0478	0.0488	0.0495	0.04867	0.02448	0.02818	0.00615	0.01022	0.01283

- E_n：D_nと同一の率
- F：平成11年度以前に発行を許可された特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集落排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水施設事業に係る地方債(以下、「その他の下水道事業債」という。)の元利償還金の額
- G：平成11年度以前に発行を許可された下水道事業債(普及特別対策事業)(平成8年度以降分)に係る当該年度の元利償還金の額
- H：平成11年度以前に発行を許可された下水道事業債特例措置分に係る当該年度の元利償還金の額
- I：平成11年度以前に発行を許可された下水道事業債臨時措置分に係る当該年度の元利償還金の額
- J_n：n年度において発行について同意又は許可を得たその他の下水道事業債に係る額(平成16年度及び平成17年度は新設事業に係るもの)

K_n : 次の表に掲げる率

(50%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	H12	H13
市場公募都市	0.0250	0.0250	0.0265
その他の市町村			

(45%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	H14	H15	H16	H17
市場公募都市	0.0212	0.0239	0.0194	0.0226	0.0180
その他の市町村					

(44%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.0214	0.0215	0.02189	0.02128	0.02068	0.02062	0.02061	0.02088	0.0203	0.0187	0.0188	0.0188	0.0188
その他の市町村	0.0165	0.0160	0.02433	0.02353	0.02320	0.02294	0.02303	0.02321	0.0227	0.0210	0.0215	0.0218	0.0218
区分	n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5						
市場公募都市	0.01854	0.00788	0.00880	0.00264	0.00436	0.00552							
その他の市町村	0.02141	0.01077	0.01240	0.00271	0.00450	0.00565							

L_n : 平成 n 年度において発行について同意又は許可を得たその他の下水道事業債(更新事業)に係る額

M_n : 次の表に掲げる率(20%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	16	17
市場公募都市	0.0086	0.0100	0.0080
その他の市町村			

N_n : 平成 n 年度に発行を許可された下水道事業債(普及特別対策事業債)(平成8年度以降分)に係る地方債の額

O_n : 次の表に掲げる率(55%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	12	13	14
市場公募都市	0.0276	0.0292	0.0259	
その他の市町村				

P_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債臨時措置分に係る額

Q_n : 次の表に掲げる率(100%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市場公募都市	0.0500	0.0530	0.0470	0.0532	0.0432	0.0502	0.0487	0.0488	0.04974	0.04836	0.04699	0.04687	
その他の市町村													
区分	n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.04683	0.04746	0.0462	0.0425	0.0427	0.0427	0.04213	0.01790	0.02001	0.00600	0.00990	0.01254	0.01254
その他の市町村	0.05233	0.05276	0.0516	0.0478	0.0488	0.0495	0.04867	0.02448	0.02818	0.00615	0.01022	0.01283	0.01283

R_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分に係る額

S_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分(公共下水道分)に係る額

T_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分(公共下水道分・流域下水道への接続分以外)に係る額

U_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分(公共下水道分・流域下水道への接続分)に係る額

V_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分(特定環境保全公共下水道等分)に係る額

W_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分(特定環境保全公共下水道等分・流域下水道への接続分以外)に係る額

X_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分(特定環境保全公共下水道等分・流域下水道への接続分)に係る額

Y_n : 次の表に掲げる率

(55%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	H12	H13
市場公募都市	0.0273	0.0292	
その他の市町村			

(50%算入の理論償還率)

(06/09/2022年現在)													
区分	n 同意等年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市場公募都市	0.0235	0.0266	0.0216	0.0251	0.0244	0.0244	0.02487	0.02418	0.02350	0.02344	0.02342	0.02373	
その他の市町村				0.0200	0.0188	0.0182	0.02765	0.02674	0.02637	0.02607	0.02617	0.02638	
区分	n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30							
市場公募都市	0.0231	0.0213	0.0214	0.0214	0.02107								
その他の市町村	0.0258	0.0239	0.0244	0.0248	0.02434								

(100%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.01790	0.02001	0.00600	0.00990	0.01254
その他の市町村		0.02448	0.02818	0.00615	0.01022	0.01283

Z_n : n年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち下水道事業（旧公害防止対策事業分含む。）に係るものの額

$A A_n$: n年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち公害防止事業分に係るものの額

$A B_n$: 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市場公募都市		0.0309	0.0312	0.0296	0.0296	0.02975	0.02962	0.02980	0.03025	0.03619	0.03186	0.0313	0.0308
その他の市町村			0.0311	0.0296	0.0296	0.02970	0.02964	0.02982	0.03036	0.03590	0.03206	0.0311	0.0304
区分	n 同意等年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
市場公募都市		0.0302	0.0302	0.03031	0.02994	0.03035	0.00134	0.00297	0.00426				
その他の市町村		0.0302	0.0303	0.03020	0.02995	0.03034	0.00195	0.00399	0.00528				

$A C_n$: n年度における下水道事業債（特別措置分）発行可能額（総務大臣通知額）

$A D_n$: 次の表に掲げる率(70%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市		0.0414	0.0414	0.04165	0.04147	0.04171	0.04185	0.04332	0.04460	0.0438	0.0431	0.0422	0.0423
その他の市町村		0.0414	0.0414	0.04157	0.04149	0.04175	0.04202	0.04365	0.04489	0.0434	0.0426	0.0422	0.0423
区分	n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5						
市場公募都市		0.04253	0.04194	0.04248	0.00146	0.00415	0.00596						
その他の市町村		0.04237	0.04201	0.04256	0.00182	0.00477	0.00645						

$A E_n$: n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債旧公害防止対策事業分に係る額

$A F_n$: 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	R3	R4	R5
市場公募都市		0.00256	0.00446	0.00542
その他の市町村		0.00378	0.00607	0.00758

$A G_n$: 令和4年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債脱炭素化事業分の額

$A H_n$: 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	R4
市場公募都市		0.00360
その他の市町村		0.00360

$A I_n$: n年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業債脱炭素化推進事業分（算入率50%分）

$A J_n$: 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	R5
市場公募都市		0.00499
その他の市町村		0.00758

$A K_n$: n年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業債脱炭素化推進事業分（算入率30～50%分）

$A L_n$: 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	R5
市場公募都市		0.00299
その他の市町村		0.00455

$A M_n$: n年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業債脱炭素化推進事業分（算入率30%分）

$A N_n$: $A L_n$ と同一の率

$A O_n$: n年度において発行について同意又は許可を得た流域下水道事業(公共下水道に接続しているものに限る。)に係る公営企業会計適用債及び公共下水道事業に係る公営企業会計適用債の額

$A P_n$: 次の表に掲げる率(100%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.1440	0.1436	0.1439	0.14437	0.14384	0.14467	0.00209	0.00593	0.00851
その他の市町村		0.1438	0.1436	0.1439	0.14420	0.14391	0.14478	0.00260	0.00681	0.00922

$A Q_n$: $A P_n$ と同一の率

$A R_n$: n年度において発行について同意又は許可を得たその他の下水道事業債に係る公営企業会計適用債の額

AS_n：次の表に掲げる率(44%算入の理論償還率)

区分 \ 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.0634	0.0632	0.0633	0.06352	0.06329	0.06365	0.00092	0.00261	0.00374
その他の市町村	0.0633	0.0632	0.0633	0.06345	0.06332	0.06370	0.00114	0.00300	0.00406

AT：流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため都道府県が発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該同意又は許可の後に市町村合併に伴い当該都道府県から市町村へ移行されたものに係る地方債の額又は元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

AU：当該年度における下水道資本費平準化債(下水道事業分)同意(許可)見込額(総務大臣通知額)

α：令和5年3月31日現在における合流管比率

β、γ、δ、θ、ι：令和5年3月31日現在における処理区域内人口密度による算入率

処理区域内人口密度		β	γ	δ	θ	ι
25 未満		0.50	0.45	0.44	0.56	0.63
25 以上	50 未満	0.42	0.37	0.37	0.49	0.56
50 以上	75 未満	0.35	0.30	0.30	0.42	0.49
75 以上	100 未満	0.28	0.23	0.23	0.35	0.42
100 以上		0.21	0.16	0.16	0.28	0.35

ε：以下の算式により算出した、n年度の下水道事業債(特別措置分)の乗数

$$\epsilon_n = \zeta_n \times 1.143 + (1 - \zeta_n) \times \eta_n$$

ζ_n：n年度の算定に用いた合流管比率(一本算定における合流管比率)

η_n：n年度の算定に用いた処理区域内人口密度(一本算定における処理区域内人口)に応じた次表に定める係数

n年度の算定に用いた処理区域内人口密度		η
25 未満		0.000
25 以上	50 未満	1.143
50 以上	75 未満	1.071
75 以上	100 未満	1.048
100 以上		1.036

κ：財政力に応じた算入率(30~50%)

(注) 事業費補正の対象となる地方債は、公共下水道(下水道処理水循環利用モデル事業、再生水利用下水道事業及び熱利用下水道モデル事業、水循環・再生下水道モデル事業(下水処理水又は雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業に限る。))並びに新世代下水道支援事業制度のうち水循環再生型(下水処理水・雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業、河川事業等との適切な連携・共同事業及び雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造に係る事業に限る。)、未利用エネルギー型及び高度情報化型(下水処理水の再生利用に係る使用量を把握するための自動検針システムを構築する事業並びに降雨及び雨水排除に関する情報を提供する事業に限る。))を除く。)、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設もしくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債(災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで及び平成2年度から平成19年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、昭和50年度から昭和57年度まで及び平成10年度から平成17年度までの各年度において財政健全化のために発行を許可された地方債、行政改革推進債、財源対策債、昭和50年度から昭和53年度、昭和61年度、平成4年度、平成5年度、平成7年度から平成11年度の補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債(平成15年度以前に許可を受けたものに限る。))、未稼働資産等債、昭和57年度以降において施行した公共下水道及び特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るもの、昭和61年度から地方債計画枠内に計上された単独用地費に係る地方債、下水道展示施設の設備費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債を除く。)のうち、次に掲げるものである。

なお、東日本大震災に係る復興事業及び全国的に緊急に実施する防災・減災事業(補助)に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債(臨時措置分を除く。)、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債は算入対象外である。

- (ア) 昭和34年度以降において発行について同意又は許可を得た政府資金及び公営企業金融公庫資金に係る地方債
- (イ) 昭和47年度以降において発行について同意又は許可を得た市場公募資金に係る地方債
- (ウ) 昭和51年度以降において発行について同意又は許可を得た枠内縁故資金に係る地方債
- (エ) 平成20年度以降に発行について同意又は許可を得た地方公共団体金融機構(地方公営企業等金融機構)資金に係る地方債
- (オ) 国庫補助金の分割交付制度の創設に伴い、昭和50年度から当分の間発行を許可されることとなった下水道事業債(特別分)(国の利子補給金の額については平成12年度以降の事業分も含めてから除くものとする。)

第六節 その他の土木費

単位費用	1,420円	測定単位	人口

その他の土木費に適用する補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正及び事業費補正である。

算式 段階補正係数×普通態容補正係数+(密度補正係数-1)+(事業費補正係数-1)

第一項 段 階 補 正

測定単位である人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中Z）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの職員配置表

人口段階	区分	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
	千人	人	人	人	人
4		—	0.5	2.0	2.5
8		—	0.5	2.5	3.0
12		—	0.5	3.5	4.0
20		—	0.5	5.0	5.5
30		—	1.0	6.5	7.5
100 (標準団体)		1.0	2.0	13.0	16.0
250		2.0	4.0	26.0	32.0
400		3.0	6.0	34.0	43.0
1,000		6.0	11.0	64.0	81.0
2,000		8.0	19.0	112.0	139.0

各人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階 経費区分	人 4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	(標準団体) 100,000	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
給 与 費	14,145	16,690	21,780	29,415	41,015	91,030	182,060	247,640	466,990	792,750
そ の 他 の 経 費	2,747	4,706	6,647	10,685	15,633	50,636	118,605	186,712	457,409	915,200
一 般 財 源 計	16,892	21,396	28,427	40,100	56,648	141,666	300,665	434,352	924,399	1,707,950
単位当たり費用 Z (円)	4,223	2,675	2,369	2,005	1,888	1,420	1,203	1,086	924	854
Z / 単 位 費 用	2.974	1.884	1.668	1.412	1.330	1.000	0.847	0.765	0.651	0.601

第三表 段階補正係数算出表

人 口		段階補正係数			
～	8千人	$\frac{1}{P}$	(0.80	P +	8,680)
8 ～	12千人	$\frac{1}{P}$	(1.24	P +	5,160)
12 ～	20千人	$\frac{1}{P}$	(1.02	P +	7,800)
20 ～	30千人	$\frac{1}{P}$	(1.16	P +	5,000)
30 ～	100千人	$\frac{1}{P}$	(0.86	P +	14,000)
100 ～	250千人	$\frac{1}{P}$	(0.75	P +	25,000)
250 ～	400千人	$\frac{1}{P}$	(0.62	P +	57,500)
400 ～	1,000千人	$\frac{1}{P}$	(0.58	P +	73,500)
1,000千人 ～		$\frac{1}{P}$	(0.55	P +	103,500)

(注1) P = 当該団体の人口

(注2) 段階補正係数が2.970を超えるときは、2.970とする。

第二項 密 度 補 正

密度補正は、一般財源化された公営住宅家賃収入補助及び公営住宅家賃対策等補助に係る経費について、その所要額が測定単位である人口に必ずしも比例しないため、当該経費の多寡によって需要額を割増し又は割落とする補正である。

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数}-1) &= \frac{1}{1,420\text{円} \times A} \times \{(B+C) - A \times 53\text{円}\} \\
 &= \frac{(B+C) \times 0.704}{A} - 0.037
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 B &= \left[\sum_{n=6}^7 \left\{ D_n \times \left(1 - \frac{E_n}{F_n} \right) + G_n \times \left(1 - \frac{H_n}{I_n} \right) \right\} \right] \\
 C &= \Sigma (J - K) \times \alpha \times 12 \times 1.022
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：公営住宅家賃収入補助相当額(千円)

C：公営住宅家賃対策等補助相当額(千円)

53円：公営住宅家賃収入補助及び公営住宅家賃対策等補助に係る一人当たり算入単価

算式Bの符号

D_n：平成n年度第1種公営住宅 家賃収入補助基本相当額E_n：平成n年度第1種公営住宅 収入超過者入居戸数F_n：平成n年度第1種公営住宅 戸数G_n：平成n年度第2種公営住宅 家賃収入補助基本相当額H_n：平成n年度第2種公営住宅 収入超過者入居戸数I_n：平成n年度第2種公営住宅 戸数

算式Cの符号

J：乗率αごとの近傍同種の住宅の家賃等(月額)

K：乗率αごとの入居者負担基準額等(月額)

12：月額のJ及びKを年額にするために乗じる月数

1.022：附帯事務費(=補助基本相当額×0.022)を加算するための係数

α：原則として1/2、管理人住宅は1/3。ただし、災害関連の公営住宅については2/3。さらに激甚災害の場合、最初の5年間は3/4、その後は2/3とする。

第三項 普通態容補正

地域手当の級地区分ごとの行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、一般財源総額に占める給与費の率に共通係数を乗じて得た係数に、第二表の種地ごとの個別係数を合算して得た率をもって普通態容補正係数とした。

なお、指定都市、中核市、施行時特例市、建築主事設置市及び限定特定行政庁設置市町村については行政権能差等による補正を併せて行うこととし、各行政権能差等に伴う増加を算定するための増嵩率を地域手当の級地区分による係数及び種地区分による係数にそれぞれ乗じて係数を算定した。

第一表 地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の級地区分	共通係数 A	A×0.643 B	宅地造成工事規制に関する行政を行う指定都市	その他の指定都市	宅地造成工事規制に関する行政を行う中核市	その他の中核市	施行時特例市	建築主事設置市	限定特定行政庁設置市町村	その他の市町村
			B×1.360 C	B×1.321 D	B×1.333 E	B×1.311 F	B×1.290 G	B×1.292 H	B×1.164 I	B×1.000 J
1級地	1.151	0.740	1.006	0.978	0.986	0.970	0.955	0.956	0.861	0.740
2級地	1.122	0.721	0.981	0.952	0.961	0.945	0.930	0.932	0.839	0.721
3級地	1.113	0.716	0.974	0.946	0.954	0.939	0.924	0.925	0.833	0.716
4級地	1.091	0.702	0.955	0.927	0.936	0.920	0.906	0.907	0.817	0.702
5級地	1.078	0.693	0.942	0.915	0.924	0.909	0.894	0.895	0.807	0.693
6級地	1.043	0.671	0.913	0.886	0.894	0.880	0.866	0.867	0.781	0.671
7級地	1.022	0.657	0.894	0.868	0.876	0.861	0.848	0.849	0.765	0.657
無級地	0.997	0.641	0.872	0.847	0.854	0.840	0.827	0.828	0.746	0.641

第二表 種地区分による係数算出表

種地	種地区分別個別係数算式			
	指定都市、建築主事設置市	中核市	施行時特例市	限定特定行政庁設置市町村
I 10	a 0.000000 X+ 0.6690			
	b 0.000000 X+ 0.6500			
I 9	a 0.000000 X+ 0.6690			
	b 0.000000 X+ 0.6500			
I 8	a 0.000000 X+ 0.6690			
	b 0.000000 X+ 0.6500			
I 7	a 0.000310 X+ 0.4055	d 0.000310 X+ 0.3925	0.000300 X+ 0.3800	0.000270 X+ 0.3435
	b 0.000300 X+ 0.3950	e 0.000300 X+ 0.3900		
	c 0.000300 X+ 0.3810			
I 6	a 0.000710 X+ 0.1055	d 0.000690 X+ 0.1075	0.000670 X+ 0.1025	0.000610 X+ 0.0885
	b 0.000690 X+ 0.1025	e 0.000680 X+ 0.1050		
	c 0.000670 X+ 0.1035			
I 5	0.000640 X+ 0.1230	d 0.000650 X+ 0.1335	0.000630 X+ 0.1285	0.000570 X+ 0.1145
		e 0.000650 X+ 0.1245		
I 4	0.000140 X+ 0.3980	d 0.000150 X+ 0.4085	0.000140 X+ 0.3980	0.000120 X+ 0.3620
		e 0.000140 X+ 0.4050		
I 3	0.000050 X+ 0.4385			0.000050 X+ 0.3935
I 2	0.000227 X+ 0.3766			0.000200 X+ 0.3410
I 1	0.000210 X+ 0.3800			0.000200 X+ 0.3410

Ⅱ 10	0.000480 X + 0.0940	d 0.000480 X + 0.1120	0.000460 X + 0.1130	0.000420 X + 0.0970
		e 0.000480 X + 0.1020		
Ⅱ 9	0.000320 X + 0.2460	d 0.000340 X + 0.2450	0.000340 X + 0.2270	0.000300 X + 0.2110
		e 0.000340 X + 0.2350		
Ⅱ 8	0.000180 X + 0.3720	d 0.000200 X + 0.3710	0.000180 X + 0.3710	0.000160 X + 0.3370
		e 0.000180 X + 0.3790		
Ⅱ 7	0.000500 X + 0.1000	d 0.000500 X + 0.1160	0.000500 X + 0.0990	0.000460 X + 0.0820
		e 0.000500 X + 0.1070		
Ⅱ 6	0.000440 X + 0.1480			0.000380 X + 0.1460
Ⅱ 5	0.000340 X + 0.2230			0.000300 X + 0.2060
Ⅱ 4	0.000180 X + 0.3350			0.000170 X + 0.2970
Ⅱ 3	0.000110 X + 0.3770			0.000100 X + 0.3390
Ⅱ 2	0.000193 X + 0.3355			0.000173 X + 0.3025
Ⅱ 1	0.000126 X + 0.3590			0.000114 X + 0.3231
備考	Xは市町村の評点であり、Ⅰ-10、Ⅰ-9、Ⅰ-8、Ⅰ-7及びⅠ-6については、aは宅地造成等規制区域を有する指定都市に、bは宅地造成等規制区域を有しない指定都市に、cはその他の建築主事設置市に適用する。	Xは中核市の評点であり、dは宅地造成等規制区域を有する中核市に、eは宅地造成等規制区域を有しない中核市に適用する。	Xは施行時特例市の評点である。	Xは市町村の評点である。

種地	種地区別個別係数算式
	その他の市町村
Ⅰ 10	
Ⅰ 9	
Ⅰ 8	
Ⅰ 7	0.000230 X + 0.2965
Ⅰ 6	0.000520 X + 0.0790
Ⅰ 5	0.000490 X + 0.0985
Ⅰ 4	0.000110 X + 0.3075
Ⅰ 3	0.000040 X + 0.3390
Ⅰ 2	0.000173 X + 0.2924
Ⅰ 1	0.000170 X + 0.2930
Ⅱ 10	0.000360 X + 0.0840
Ⅱ 9	0.000260 X + 0.1790
Ⅱ 8	0.000140 X + 0.2870
Ⅱ 7	0.000380 X + 0.0830
Ⅱ 6	0.000340 X + 0.1150
Ⅱ 5	0.000260 X + 0.1750
Ⅱ 4	0.000140 X + 0.2590
Ⅱ 3	0.000090 X + 0.2890
Ⅱ 2	0.000147 X + 0.2606
Ⅱ 1	0.000097 X + 0.2780
備考	Xは市町村の評点である。

(注) 第一表及び第二表を合算した率が1.000未満に満たないときは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

一般財源			
給 与 費	91,030 千円	(0.643)	
そ の 他 の 経 費	50,636 千円	(0.357)	
合 計	141,666 千円	(1.000)	

(参考)行政権能等の差

指定都市にあつては、建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法及び建設リサイクル法に基づく行政を行っている。したがって、指定都市にあつては標準経費にこれらの行政経費を加算する必要がある。この経費については、人口150万人の指定都市における経費を算定し、この額を当該指定都市の財政需要額に加算した額を当該指定都市の財政需要額で除して得た率をもって行政権能等の差に係る補正係数とした。

中核市にあつては、建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法及び建設リサイクル法に基づく行政を行っている。したがって、中核市にあつては標準経費にこれらの行政経費を加算する必要がある。この経費については、人口40万人の中核市における経費を算定し、この額を当該中核市の財政需要額に加算した額を当該中核市の財政需要額で除して得た率をもって行政権能等の差による補正係数とした。

施行時特例市にあつては建築基準法及び建設リサイクル法に基づく行政経費について人口25万人の施行時特例市における経費を算定し、その額を当該施行時特例市の財政需要額に加算した額を当該施行時特例市の財政需要額で除して得た率をもって行政権能等の差による補正係数とした。

また、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の建築主事設置市にあつては建築基準法及び建設リサイクル法に基づく行政経費について人口25万人の都市における経費を算定し、その額を当該都市の財政需要額に加算した額を当該都市の財政需要額で除して得た率をもって行政権能等の差に係る補正係数とし、建築基準法第97条の2に定める限定特定行政庁設置市町村にあつては建築基準法に基づく行政経費について人口10万人の都市における経費を算定し、その額を当該団体の財政需要額に加算した額を当該団体の財政需要額で除して得た率をもって補正係数とした。

(単位：千円)

	指定都市 (150万人団体)		中核市 (40万人団体)		施行時特例市 (25万人団体)	指定都市、中核市及び施行時特例市以外の建築主事設置市 (25万人団体)	限定特定行政庁設置市町村 (10万人団体)
	宅地造成等 工事規制に 関する行政 を行う指定 都市	その他の指 定都市	宅地造成等 工事規制に 関する行政 を行う中核 市	その他の中 核市			
建築基準行政経費	393,645	393,645	122,193	122,193	82,363	82,978	23,192
宅地造成等規制経費	56,816	—	14,259	—	—	—	—
建設リサイクル法関連経費	23,598	23,598	8,020	8,020	5,180	5,180	—
計(A)	474,059	417,243	144,472	130,213	87,543	88,158	23,192
モデル団体一般財源(B)	1,318,470	1,318,470	433,952	433,952	301,750	301,750	141,666
(A)+(B) (C)	1,792,529	1,735,713	578,424	564,165	389,293	389,908	164,858
補正係数(C)/(B)	1.360	1.316	1.333	1.300	1.290	1.292	1.164

行政権能差による増加経費算出基礎

1 建築基準行政経費

		指定都市	中核市	施行時特例市	建築主事設置市	限定特定行政庁設置市町村
モデル団体人口		150万人	40万人	25万人	25万人	10万人
職員配置等	課長	1人	1人	1人	1人	—
	職員A	8人	5人	3人	3人	1人
	職員B	25人	13人	10人	10人	3人
	土木出張所					
	所長	4人	—	—	—	—
	職員A	6人	—	—	—	—
	職員B	19人	—	—	—	—
	建築審査会					
	会長	1人	1人	1人	1人	—
	委員	6人	5人	4人	4人	—

	土地利用審査会 会長 委員	1人 6人	— —	— —	— —	— —
歳出	給与費 報酬 需用費等 歳出合計	379,980千円 2,155千円 26,456千円 408,591千円	114,820千円 1,124千円 12,077千円 128,021千円	83,690千円 471千円 4,550千円 88,711千円	83,690千円 471千円 4,550千円 88,711千円	23,200千円 — 1,526千円 24,726千円
歳入	使用料及び手数料 建築確認申請手数料 歳入合計	14,946千円 14,946千円 14,946千円	5,828千円 5,828千円 5,828千円	6,348千円 6,348千円 6,348千円	5,733千円 5,733千円 5,733千円	1,534千円 1,534千円 1,534千円
	差引一般財源	393,645千円	122,193千円	82,363千円	82,978千円	23,192千円

2 宅地造成等規制経費

		指定都市	中核市
	モデル団体人口	150万人	40万人
職員配置等	課長 職員A 職員B	1人 2人 3人	— 1人 —
歳出	給与費 需用費等 歳出合計	40,130千円 18,420千円 58,550千円	7,930千円 6,666千円 14,596千円
歳入	使用料及び手数料 宅地造成工事許可申請手数料 歳入合計	1,734千円 1,734千円 1,734千円	337千円 337千円 337千円
	差引一般財源	56,816千円	14,259千円

3 建設リサイクル法関連経費

		指定都市	中核市	施行時特例市	建築主事設置市
	モデル団体人口	150万人	40万人	25万人	25万人
職員配置等	課長 職員A 職員B	— 1人 3人	— 1人 —	— — 1人	— — 1人
歳出	給与費 需用費等 歳出合計	23,200千円 398千円 23,598千円	7,930千円 90千円 8,020千円	5,090千円 90千円 5,180千円	5,090千円 90千円 5,180千円

第四項 事業費補正

事業費補正係数の算式は次のとおりである。

なお、港湾・漁港に係る部分は、港湾・漁港の外郭施設の延長がない団体にのみ適用する。また、臨時高等学校整備に係る部分は、高等学校費における測定単位がない団体にのみ適用する。

平成22年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債（港湾事業又は漁港事業に係る経費に充てるためのものに限る。）及び一般事業債（旧まちづくり交付金事業（施設整備事業を除く）又は旧地域住宅交付金事業（施設整備事業を除く）に係る経費に充てるためのものに限る。）の元利償還金については、継続事業（平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの）及び災害関連事業に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

算式

$$\begin{aligned}
 (\text{事業費補正係数}-1) &= \frac{1}{1,420円 \times A} \times \{ B \times 0.3 + \sum_{n=16}^{\text{令5}} (C_n \times D_n) + E \times 0.3 + \sum_{n=16}^{\text{令5}} (F_n \times G_n) \\
 &\quad + H \times 0.6 + \sum_{n=16}^{18} (I_n \times J_n) + \sum_{n=6}^{\text{令5}} (K_n \times L_n) \\
 &\quad + \sum_{n=16}^{22} (M_n \times N_n) + (O \times \alpha \times 0.285) + \sum_{n=17}^{22} (P_n \times Q_n) + \sum_{n=18}^{\text{令5}} (R_n \times S_n) \\
 &\quad + \sum_{n=21}^{\text{令5}} (T_n \times U_n) + \sum_{n=16}^{\text{令5}} (V_n \times W_n) + \sum_{n=16}^{\text{令5}} (X_n \times Y_n) + \sum_{n=25}^{\text{令5}} (Z_n \times AA_n) \\
 &\quad + \sum_{n=28}^{29} (AB_n \times AC_n) + (AD_{29} \times AE_{29}) + \sum_{n=29}^{\text{令5}} (AF_n \times AG_n) + \sum_{n=29}^{\text{令5}} (AH_n \times AI_n) \\
 &\quad + \sum_{n=29}^{\text{令5}} (AJ_n \times AK_n) + \sum_{n=30}^{\text{令5}} (AL_n \times AM_n) + \sum_{n=30}^{\text{令5}} (AN_n \times AO_n) + (AP_{\text{令2}} \times AQ_{\text{令2}}) \\
 &\quad + \sum_{n=9}^{19} (AR_n \times AS_n) + (AT_{\text{令5}} \times AU_{\text{令5}}) + (AV_{\text{令5}} \times AW_{\text{令5}}) \}
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：港湾事業に係る経費に充てるため平成11年度以前に発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

C_n：港湾事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成22年度以降同意等額は継続事業（平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの）及び災害関連事業に限る。）

D_n：次の表に掲げる率

(50%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市場公募都市	0.033		0.029	0.025	0.025	0.02650	0.02692	0.02642	0.02552	0.02583	0.02653
その他の市町村			0.021	0.014	0.014	0.03154	0.03162	0.03153	0.03098	0.03147	0.03206
区分	n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.026	0.025	0.0243	0.0241	0.02407	0.02365	0.02379	0.00153	0.00345	0.00474
その他の市町村		0.031	0.030	0.0302	0.0303	0.03021	0.02998	0.03042	0.00170	0.00375	0.00499

E：漁港事業に係る経費に充てるため平成11年度以前に発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

F_n：漁港事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成22年度以降同意等額は継続事業（平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの）及び災害関連事業に限る。）

G_n：次の表に掲げる率

(50%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市場公募都市	0.033		0.029	0.025	0.025	0.02650	0.02692	0.02642	0.02552	0.02583	0.02653
その他の市町村			0.021	0.014	0.014	0.03154	0.03162	0.03153	0.03098	0.03147	0.03206
区分	n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.026	0.025	0.0243	0.0241	0.02407	0.02365	0.02379	0.00153	0.00345	0.00474
その他の市町村		0.031	0.030	0.0302	0.0303	0.03021	0.02998	0.03042	0.00170	0.00375	0.00499

H：産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業、産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業及び特定地域開発就労事業に係る地方債の当該年度における元利償還金

I_n：住宅市街地総合整備促進事業等に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債(公営企業債を除く。)の額

J_n：次の表に掲げる率

(20%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	16	17	18
市場公募都市	0.002		0.008	0.008
その他の市町村			0.000	0.000

K_n：全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第7条の整備計画に基づき施行される新幹線鉄道整備の建設事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

L_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
市場公募都市	0.017		0.022	0.006	0.010	0.017	0.015	0.018	0.007	0.000	0.000	0.005	0.019
その他の市町村													0.000
区分	n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市		0.019	0.019	0.02125	0.02400	0.02341	0.02424	0.02494	0.02589	0.025	0.024	0.0237	0.0239
その他の市町村		0.000	0.000	0.02970	0.03110	0.03124	0.03129	0.03200	0.03277	0.032	0.031	0.0309	0.0310
区分	n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5						
市場公募都市		0.02383	0.01767	0.01738	0.00134	0.00329	0.00463						
その他の市町村		0.03092	0.02489	0.02561	0.00155	0.00364	0.00491						

M_n：旧まちづくり交付金事業(施設整備事業を除く)に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般事業債の額（平成22年度同意等額は継続事業（平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの）に限る。）

N_n：次の表に掲げる率(10%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	16	17	18	19	20	21	22
市場公募都市	0.001		0.004	0.004	0.004	0.00425	0.00480	0.00468
その他の市町村			0.000	0.000	0.000	0.00594	0.00622	0.00625

○：災害対策基本法第42条第1項に基づく市町村地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た自然災害防止事業債の当該年度における元利償還金

α：各地方団体の財政力係数(算式の符号中Qの額を当該地方団体の標準財政収入額(省令第17条第3項の規定によって算定した額)で除して得た数(小数点以下第3位未満四捨五入)に100,000を乗じて得た数)を次の算式に当てはめて得た数値を当該地方団体の財政力係数で除して得た数(小数点以下第3位未満四捨五入)とする。ただし、当該財政力係数が100以下のときは1.000とする。

(算式)

財政力係数区分			算式(X=財政力係数)		
財政力係数が	100 を超え	500 までのもの	1.09 X	—	9
財政力係数が	500 を超え	1,000 までのもの	1.25 X	—	89
財政力係数が	1,000 を超え	1,500 までのもの	1.47 X	—	309
財政力係数が	1,500 を超え	2,000 までのもの	1.61 X	—	519
財政力係数が	2,000 を超え	2,500 までのもの	1.88 X	—	1,059
財政力係数が	2,500 を超え	3,000 までのもの	1.98 X	—	1,309
財政力係数が	3,000 を超え	3,500 までのもの	2.53 X	—	2,959
財政力係数が	3,500 を超え	4,000 までのもの	2.67 X	—	3,449
財政力係数が	4,000 を超え	4,500 までのもの	3.54 X	—	6,929
財政力係数が	4,500 を超えるもの		2.00 X	+	1

P_n：旧地域住宅交付金事業(施設整備事業を除く)に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般事業債の額(平成22年度同意等額は継続事業(平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの)に限る。)

Q_n：次の表に掲げる率(10%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	17	18	19	20	21	22
市場公募都市	0.004	0.004	0.004	0.00425	0.00480	0.00468
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.00594	0.00622	0.00625

R_n：地震防災対策事業(IS値0.3未満を除く)に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

S_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.019	0.019	0.02125	0.02400	0.02341	0.02424	0.02494	0.02589	0.025	0.024	0.0237	0.0239
その他の市町村	0.000	0.000	0.02970	0.03110	0.03124	0.03129	0.03200	0.03277	0.032	0.031	0.0309	0.0310
区分 \ n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5						
市場公募都市	0.02383	0.01767	0.01738	0.00134	0.00329	0.00463						
その他の市町村	0.03092	0.02489	0.02561	0.00155	0.00364	0.00491						

T_n：地震防災対策事業(IS値0.3未満)に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

U_n：次の表に掲げる率(70%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
市場公募都市	0.03448	0.03351	0.03366	0.03493	0.03552	0.035	0.032	0.0323	0.0321	0.03189	0.03138	0.03128
その他の市町村	0.04022	0.03994	0.03945	0.03856	0.03851	0.037	0.037	0.0375	0.0379	0.03770	0.03744	0.03812
区分 \ n 同意等年度	R3	R4	R5									
市場公募都市	0.00313	0.00639	0.00808									
その他の市町村	0.00329	0.00661	0.00827									

V_n：並行在来線補助事業(JRから譲渡資産分)に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

W_n：次の表に掲げる率(45%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市場公募都市	0.004	0.017	0.017	0.017	0.01913	0.02160	0.02107	0.02181	0.02244	0.02330
その他の市町村		0.000	0.000	0.000	0.02670	0.02800	0.02811	0.02816	0.02880	0.02949
区分 \ n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.023	0.022	0.0213	0.0215	0.02144	0.01590	0.01564	0.00120	0.00296	0.00416
その他の市町村	0.029	0.028	0.0278	0.0279	0.02783	0.02240	0.02304	0.00139	0.00327	0.00441

X_n：並行在来線補助事業(新たな設備投資分)に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Y_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分		n 同意等年度									
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市場公募都市		0.003	0.012	0.011	0.011	0.01275	0.01440	0.01405	0.01454	0.01496	0.01553
その他の市町村			0.000	0.000	0.000	0.01780	0.01860	0.01874	0.01877	0.01920	0.01966
区分		n 同意等年度									
		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.015	0.015	0.0142	0.0143	0.01430	0.01060	0.01043	0.00080	0.00197	0.00278
その他の市町村		0.019	0.019	0.0185	0.0186	0.01855	0.01493	0.01536	0.00093	0.00218	0.00294

Z_n：地域鉄道に係る補助事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AA_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分 \ 同意等年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.01533	0.015	0.015	0.0142	0.0143	0.01430	0.01060	0.01043	0.00080	0.00197	0.00278
その他の市町村	0.01966	0.019	0.019	0.0185	0.0186	0.01855	0.01493	0.01536	0.00093	0.00218	0.00294

AB_n：非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

AC_n：次の表に掲げる率(70%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0323	0.0321
その他の市町村	0.0375	0.0378

AD：非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

AE：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度	29
市場公募都市		0.0230
その他の市町村		0.0270

AF_n：特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AG_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度						
市場公募都市	0.0230	0.02278	0.02242	0.02235	0.00224	0.00457	0.00577
その他の市町村	0.0270	0.02693	0.02675	0.02723	0.00235	0.00472	0.00591

AH_n：国庫補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AI_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度						
	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.0138	0.01367	0.01345	0.01341	0.00134	0.00274	0.00346
その他の市町村	0.0162	0.01616	0.01605	0.00090	0.00141	0.00283	0.00354

AJ_n：国庫補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の長寿命化改良事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AK_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分	n 同意等年度						
	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.0138	0.01367	0.01345	0.01341	0.00134	0.00274	0.00346
その他の市町村	0.0162	0.01616	0.01605	0.00090	0.00141	0.00283	0.00354

AL_n：国庫の補助金を受けて施行した幼稚園又は特別支援学校の補強事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AM_n：次の表に掲げる率(70%算入の理論償還率)

区分 \ 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03189	0.03138	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03770	0.03744	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827

AN_n：国庫の補助金を受けて施行した幼稚園又は特別支援学校の防災機能強化事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

A0_n：次の表に掲げる率(70%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03189	0.03138	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03770	0.03744	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827

AP_n：国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和2年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

AQ_n：次の表に掲げる率(70%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	R2
市場公募都市	0.03128
その他の市町村	0.03812

AR_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債のうち、老朽施設改築事業（老朽単独）分の同意等額に相当する額

AS_n：次の表に掲げる率（50%算入（平成11年度以降は40%算入）の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
市場公募都市								0.0176	0.0150	0.0152
その他の市町村	0.0030	0.0086	0.0160	0.0108	0.0093	0.0000	0.0039	0.0000	0.0000	0.0000

AT_{令5}：国庫補助金を受けて施行した幼稚園若しくは特別支援学校の大規模改造事業のうち、特別防犯対策施設整備工事に係る経費又は公立認定こども園に係る就学前教育・保育施設整備交付金事業のうち、特別防犯対策施設整備工事に充てるため令和5年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AU_{令5}：次の表に掲げる率(70%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	R5
市場公募都市	0.0808
その他の市町村	0.0827

AV_{令5}：鉄道施設の整備に要する経費について地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第2条第9号に規定する鉄道事業再構築事業に係る経費に充てるため令和5年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AW_{令5}：次の表に掲げる率(45%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	R5
市場公募都市	0.0416
その他の市町村	0.0441

第三章 教 育 費

第一節 小 学 校 費

単位費用	(児童数)	51,300円	測定単位	児童数
	(学級数)	818,000円		学級数
	(学校数)	12,708,000円		学校数

第一款 児童数を測定単位とするもの

小学校費のうち児童数を測定単位とするものに適用する補正は、密度補正Ⅰ及び密度補正Ⅱである。

算式 密度補正Ⅰ係数＋密度補正Ⅱ係数

密 度 補 正

1 密度補正Ⅰ

遠距離通学児童のための通学対策として市町村が実施するスクールバス・ボートの維持運営に要する経費を増額算入する補正である。

算 式

$$\text{密度補正Ⅰ係数} = \frac{B \times 6,104,000\text{円}}{51,300\text{円} \times A} = \frac{B \times 118.99}{A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：スクールバス及びスクールボートの数

51,300円：単位費用

6,104,000円：スクールバスの1台当たり経費(人件費、燃料費等)

2 密度補正Ⅱ

要保護及準要保護児童生徒援助費補助金のうち準要保護児童生徒に対する補助分の一般財源化に伴い、従来の国庫補助金の算出基礎に準じた密度補正Ⅱ係数を適用することとしている。密度補正Ⅱ係数の算定方法は次のとおりである。

算 式

$$\text{密度補正Ⅱ係数} = \frac{1}{51,300\text{円} \times A} \times \left(468 \times A' + 144,238 \times B + 698 \times C - \frac{\alpha}{645\text{人}} \times A' \right)$$

算式の符号

A：測定単位の数値

A'：測定単位の数値（ただし、普通交付税省令附則第21条第1項第3号又は第4号に規定される団体にあつては、震災特例加算前の数値を用いること。）

B：厚生労働省が実施する被保護者調査において、当該市町村における令和5年7月31日現在において教育扶助を受けた児童の数として報告した数

C：文部科学省が実施する学校給食実施状況等調査において、当該市町村における令和5年5月1日現在において完全給食を受けた児童の数として報告した数、補食給食を受けた児童の数として報告した数及びミルク給食を受けた児童の数として報告した数を合算した数

α：1,539,000円（標準団体における要保護及準要保護児童生徒援助費補助金の一般財源化分）

51,300円：単位費用

468：準要保護児童関係経費のうち児童数分として従来の国庫補助金の算出基礎に準じて設定した単価

144,238：準要保護児童関係経費のうち教育扶助受給児童数分として従来の国庫補助金の算出基礎に準じて設定した単価

698：準要保護児童関係経費のうち完全給食等受給児童数分として従来の国庫補助金の算出基礎に準じて設定した単価

645人：標準団体における児童数

第二款 学級数を測定単位とするもの

小学校費のうち学級数を測定単位とするものに適用する補正は、普通態容補正、寒冷補正、数値(学級数)急減補正及び事業費補正である。

算式 普通態容補正係数×寒冷補正係数×学級数急減補正係数+(事業費補正係数-1)

第一項 普通態容補正

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の 級地区分	共通係数 A	A×給与費の率 0.346 B	B+給与費外率 0.654 C
1級地	1.151	0.398	1.052
2級地	1.122	0.388	1.042
3級地	1.112	0.385	1.039
4級地	1.091	0.377	1.031
5級地	1.078	0.373	1.027
6級地	1.043	0.361	1.015
7級地	1.022	0.354	1.008
無級地	0.997	0.345	0.999

(注) 補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合
一般財源

給 与 費	5,090 千円	(0.346)
そ の 他 の 経 費	9,636 千円	(0.654)
合 計	14,726 千円	(1.000)

第二項 寒冷補正

適用する寒冷補正は、給与差、寒冷度及び積雪度による補正である。

1 給与差

寒冷地手当に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、級地ごとの1人当たり支給額に職員数を乗じて得た額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

級地	職員1人当たり 支 給 額 A	支 給 総 額 (A×職員数(1人)) B	補 正 率 B 14,726千円 C
	円	千円	
1	103,217	103	0.007
2	91,042	91	0.006
3	88,314	88	0.006
4	70,645	71	0.005
無	0	0	0.000

2 寒 冷 度

単位費用算定の基礎となった標準施設の財政需要額について、暖房用燃料及び施設の更新費による増加財政需要額の合算額を標準施設の一般財源額で除して得た率をもって補正率とした。

(単位：千円)

区分	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
燃料費	7,701	5,106	3,406	1,997
施設更新費	1,638	1,055	719	461
合計 A	9,339	6,161	4,125	2,458
補正率(A/ 14,726)	0.634	0.418	0.280	0.167

内訳

区 分	燃 料 費			施 設 更 新 費		
4 級 地	148,100円 ×	52台 =	7,701千円	31,500円 ×	52台 =	1,638千円
3 級 地	98,200円 ×	52台 =	5,106千円	20,297円 ×	52台 =	1,055千円
2 級 地	65,500円 ×	52台 =	3,406千円	13,831円 ×	52台 =	719千円
1 級 地	38,400円 ×	52台 =	1,997千円	8,865円 ×	52台 =	461千円

(注)ストーブ台数

$$\left. \begin{array}{l} \text{鉄 筋} \frac{5,000\text{m}^2 \times 0.60}{74\text{m}^2} = 41\text{台} \\ \text{鉄 筋 以 外} \frac{1,215\text{m}^2 \times 0.60}{66\text{m}^2} = 11\text{台} \end{array} \right\} \text{計 52台}$$

3 積 雪 度

除雪費の増加財政需要額を下記のとおり算定し、その合算額を標準施設の財政需要額で除して得た率をもって補正率とした。

(単位：千円)

区分	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
除雪費 A	12,244	5,567	2,220	1,110
補正率(A/ 14,726)	0.831	0.378	0.151	0.075

内訳

区 分	除 雪 費 等		
4 級 地	17,900円 ×	684人 =	12,244千円
3 級 地	17,900円 ×	311人 =	5,567千円
2 級 地	17,900円 ×	124人 =	2,220千円
1 級 地	17,900円 ×	62人 =	1,110千円

第三項 数値(学級数)急減補正

学校統合その他の理由による学級数の急激な減少に伴う基準財政需要額の急減を緩和するため、減少する基準財政需要額の一定額を割増しするものであり、その年度における学級数が前年から3年前までの学級数のいずれかの数を下回る団体について下記の算式を適用する。

算 式

$$\text{数値(学級数)急減補正} = \frac{(B-A) \times 0.9 + (C-B) \times 0.6 + (D-C) \times 0.3}{A} + 1.000$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：令和5年5月1日現在の学級数

C：令和4年5月1日現在の学級数

D：令和3年5月1日現在の学級数

(注) 1 (B-A)、(C-B)又は(D-C)が負数となるときは、それぞれ0とし、AがB、C又はDのいずれよりも小さくない場合にあっては、(B-A)、(C-B)及び(D-C)は0とする。
なお、算定の過程において積は掛け放しとし、商は小数点以下第3位未満を四捨五入する。

2 0.9は初年度、0.6は第2年度、0.3は第3年度の算入率である。

第四項 事業費補正

事業費補正については、次の経費を算入している。

- ① 平成3年度以前及び平成6年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（校舎、屋体等に係るもの）に充てた地方債の元利償還金の7割
- ② 昭和63年度から平成3年度まで及び平成6年度以降（平成12年度を除く。）に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（屋外水泳プールに係るもの）に充てた地方債の元利償還金の3割
- ③ 平成4年度及び平成5年度に発行を許可された学校教育施設等整備事業等（屋外水泳プールを除く。）に充てた地方債の元利償還金の5割
- ④ 平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（学校給食施設）に充てた地方債の元利償還金の2割
- ⑤ 平成4年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（大規模改造事業・地方単独分）に充てた地方債の元利償還金の5割（平成15年度から平成28年度に発行を許可されたものについては3割）
- ⑥ 平成29年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（大規模改造事業・国庫補助事業分・障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事分を除く。）に充てた地方債の元利償還金の3割
- ⑦ 令和3年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（大規模改造事業・国庫補助事業分・障害児等対策施設整備工事分）に充てた地方債の元利償還金の7割
- ⑧ 令和5年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（大規模改造事業・国庫補助事業分・特別防犯対策施設整備工事分）に充てた地方債の元利償還金の7割
- ⑨ 平成18年度から平成22年度に発行について同意又は許可を得た施設整備事業（三位一体の改革に伴い一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業）に係るもの）に充てた地方債の元利償還金の10割
- ⑩ 平成18年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業（地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業のうちIs値0.3以上（令和元年度以降は屋外水泳プールの新改築事業）〔Is値0.3未満（令和元年度以降は改築事業）〕のもの）に充てた地方債の元利償還金の5割〔7割〕
- ⑪ 平成21年度から平成23年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業（公共施設等地上デジタル放送移行対策事業）に充てた地方債の元利償還金の3割
- ⑫ 平成28年度から平成29年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業（非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）〔（特定天井以外分）〕）に充てた地方債の元利償還金の7割〔5割〕
- ⑬ 平成30年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業（補強事業及び防災機能強化事業）に充てた地方債の元利償還金の7割
- ⑭ 令和2年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業）に充てた地方債の元利償還金の7割
- ⑮ 立替施行者が立替施行をした小学校の施設の譲受代金の当該年度における年次支払額及び過年度における年次支払額で過大又は過少に係るもの
- ⑯ 過年度において児童急増区域を包括する市町村等が実施した学校用地取得事業に充てた地方債の元利償還金の6割

なお、学校教育施設等整備事業債のうち屋外水泳プール（地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受けるものを除く。）及び給食施設の新増改築事業に係るものについては、平成22年度債から継続事業に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用（包括算定経費）により算入することとしている。

また、中学校費において測定単位の数値が0となる団体については、学校教育施設等整備事業債等の元利償還金について、小学校費の事業費補正により算入することとしている。

(事業費補正係数－1) =
$$\frac{B + C \times 0.7 + D \times 0.5 + E \times 0.5 + F \times 0.3 + \sum_{n=12}^{\text{令5}} (G_n \times H_n) + 818,000\text{円} \times A}{\sum_{n=15}^{\text{令5}} (I_n \times J_n) + \sum_{n=29}^{\text{令5}} (K_n \times L_n) + \sum_{n=\text{令3}}^{\text{令5}} (M_n \times N_n) + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (O_n \times P_n) + \sum_{n=15}^{28} (Q_n \times R_n) + \sum_{n=15}^{28} (S_n \times T_n) + \sum_{n=18}^{22} (U_n \times V_n) + \sum_{n=21}^{23} (W_n \times X_n) + \sum_{n=18}^{\text{令5}} (Y_n \times Z_n) + \sum_{n=20}^{\text{令5}} (A_n \times A_n) + \sum_{n=28}^{29} (A_n \times A_n) + \sum_{n=28}^{29} (A_n \times A_n) + \sum_{n=30}^{\text{令5}} (A_n \times A_n) + \sum_{n=30}^{\text{令5}} (A_n \times A_n) + (A_n \times A_n) + A_m \times 0.6 + A_n + A_o + A_p \times 0.7 + A_q \times 0.5 + A_r \times 0.5 + A_s \times 0.3 + \sum_{n=12}^{\text{令5}} (A_n \times A_n) + \sum_{n=15}^{\text{令5}} (A_n \times A_n) + \sum_{n=29}^{\text{令5}} (A_n \times A_n) + \sum_{n=\text{令3}}^{\text{令5}} (A_n \times A_n) + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (A_n \times A_n) + \sum_{n=15}^{28} (A_n \times A_n) + \sum_{n=18}^{22} (A_n \times A_n) + \sum_{n=21}^{23} (A_n \times A_n) + \sum_{n=18}^{\text{令5}} (A_n \times A_n) + \sum_{n=20}^{\text{令5}} (A_n \times A_n) + \sum_{n=28}^{29} (A_n \times A_n) + \sum_{n=28}^{29} (A_n \times A_n) + \sum_{n=30}^{\text{令5}} (A_n \times A_n) + \sum_{n=30}^{\text{令5}} (A_n \times A_n) + (A_n \times A_n) + C_b \times 0.6 + C_c}$$

算式の符号

- A：測定単位の数値
- B：独立行政法人都市再生機構等の立替施行に係る小学校の施設の譲受代金の当該年度における年次支払額
- C：平成3年度以前及び平成6年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち小学校に係るものの当該年度における元利償還金(Bにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)
- D：平成4年度及び平成5年度に発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち小学校に係るものの当該年度における元利償還金(Bにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)
- E：平成4年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の地方単独分に係るもの)のうち小学校に係るものの当該年度の元利償還金
- F：昭和63年度から平成3年度まで及び平成6年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(屋外水泳プールに係るもの)のうち小学校に係るものの当該年度における元利償還金(Bにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)
- G_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額(Bにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

H_n：次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

n 同意等年度 区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市場公募都市	0.0379	0.0383	0.0351	0.0277	0.0183	0.0331	0.0334	0.0336	0.03429	0.03448	0.03351	0.03366
その他の市町村	0.0379	0.0383	0.0351	0.0277	0.0183	0.0177	0.0209	0.0209	0.04059	0.04022	0.03994	0.03945
n 同意等年度 区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03493	0.03552	0.0348	0.0322	0.0323	0.0321	0.03189	0.03138	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03856	0.03851	0.0373	0.0369	0.0375	0.0378	0.03770	0.03744	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827

I_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の地方単独分に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

J_n： 次の表に掲げる率（15年度から28年度は30%算入、29年度以降は50%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市	0.0119	0.0078	0.0142	0.0143	0.0144	0.01470	0.01478	0.01436	0.01443	0.01497	0.01522	0.0149
その他の市町村	0.0119	0.0078	0.0076	0.0089	0.0090	0.01740	0.01724	0.01712	0.01691	0.01652	0.01651	0.0160
区分 \ n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5			
市場公募都市	0.0138	0.0138	0.0230	0.02278	0.02242	0.02235	0.00224	0.00457	0.00577			
その他の市町村	0.0158	0.0161	0.0270	0.02693	0.02675	0.02723	0.00235	0.00472	0.00591			

K_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。))に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

L_n： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.0138	0.01367	0.01345	0.01341	0.00134	0.00274	0.00346
その他の市町村	0.0162	0.01616	0.01605	0.01634	0.00141	0.00283	0.00354

M_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(障害児等対策施設整備工事))に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

N_n： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	R3	R4	R5
市場公募都市	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.00329	0.00661	0.00827

O_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(特別防犯対策施設整備工事))に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

P_n： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	R5
市場公募都市	0.00808
その他の市町村	0.00827

Q_n： 平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(屋外水泳プールに係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち小学校に係るものの同意等額(Bにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

R_n： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市場公募都市	0.0119	0.0078	0.0142	0.0143	0.0144	0.01470	0.01478	0.01436	0.01443	0.01497	0.01522
その他の市町村	0.0119	0.0078	0.0076	0.0089	0.0090	0.01740	0.01724	0.01712	0.01691	0.01652	0.01651
区分 \ n 同意等年度	26	27	28								
市場公募都市	0.0149	0.0138	0.0138								
その他の市町村	0.0160	0.0158	0.0161								

S_n： 平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(学校給食施設に係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち小学校に係るものの同意等額(Bにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

T_n： 次の表に掲げる率（20%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市場公募都市	0.0079	0.0052	0.0095	0.0095	0.0096	0.00980	0.00985	0.00957	0.00962	0.00998	0.01015
その他の市町村	0.0079	0.0052	0.0051	0.0060	0.0060	0.01160	0.01149	0.01141	0.01127	0.01102	0.01100
区分 \ n 同意等年度	26	27	28								
市場公募都市	0.0099	0.0092	0.0092								
その他の市町村	0.0107	0.0105	0.0107								

U_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業(三位一体の改革に伴い一般財源化された公立学校施設整備補助金(不適格建物改築事業に限る。))に係る地方債の同意等額

V_n：次の表に掲げる率(100%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	18	19	20	21	22
市場公募都市	0.0379	0.0380	0.04250	0.04795	0.04682
その他の市町村	0.0000	0.0000	0.05939	0.06216	0.06247

W_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

X_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	21	22	23
市場公募都市	0.01478	0.01436	0.01443
その他の市町村	0.01724	0.01712	0.01691

Y_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業(Is値0.3以上(令和元年度以降は屋外水泳プールの新改築事業))に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

Z_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.0239	0.0240	0.02450	0.02463	0.02394	0.02405	0.02495	0.02537	0.0249	0.0230	0.0231	0.0230
その他の市町村	0.0149	0.0150	0.02900	0.02873	0.02853	0.02818	0.02754	0.02751	0.0267	0.0264	0.0268	0.0270
区分 \ n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5						
市場公募都市	0.02278	0.02242	0.02235	0.00224	0.00457	0.00577						
その他の市町村	0.02693	0.02675	0.02723	0.00235	0.00472	0.00591						

AA_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業(Is値0.3未満(令和元年度以降は改築事業))に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

AB_n：次の表に掲げる率(70%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
市場公募都市	0.03429	0.03448	0.03351	0.03366	0.03493	0.03552	0.0348	0.0322	0.0323	0.0321	0.03189	0.03138
その他の市町村	0.04059	0.04022	0.03994	0.03945	0.03856	0.03851	0.0373	0.0369	0.0375	0.0378	0.03770	0.03744
区分 \ n 同意等年度	R2	R3	R4	R5								
市場公募都市	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808								
その他の市町村	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827								

AC_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(非構造部材の耐震対策事業(特定天井分)に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

AD_n：次の表に掲げる率(70%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0323	0.0321
その他の市町村	0.0375	0.0378

AE_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(非構造部材の耐震対策事業(特定天井以外分)に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

AF_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0231	0.0230
その他の市町村	0.0268	0.0270

AG_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（補強事業に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

AH_n : 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03189	0.03138	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03770	0.03744	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827

AI_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（防災機能強化事業に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

AJ_n : 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03189	0.03138	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03770	0.03744	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827

AK : n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

AL : 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	R2
市場公募都市	0.03128
その他の市町村	0.03812

AM : 昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の児童急増区域を包括する市町村が当該児童急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された学校教育施設等整備事業債等及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、児童急増区域包括市町村等が過大規模校分離等に必要の学校用地取得のために発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度における元利償還金（Bにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）

AN : 前年度以前の年度におけるBに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

A0 : 独立行政法人都市再生機構等の立替施行に係る中学校の施設の譲受代金の当該年度における年次支払額

AP : 平成3年度以前及び平成6年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等（校舎、屋体等に係るもの）のうち中学校に係るものの当該年度における元利償還金（A0において普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）

AQ : 平成4年度及び平成5年度に発行を許可された学校教育施設等整備事業債等（校舎、屋体等に係るもの）のうち中学校に係るものの当該年度における元利償還金（A0において普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）

AR : 平成4年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等（大規模改造事業の地方単独分に係るもの）のうち中学校に係るものの当該年度の元利償還金

AS : 昭和63年度から平成3年度まで及び平成6年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等（屋外水泳プールに係るもの）のうち中学校に係るものの当該年度における元利償還金（A0において普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）

AT_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（校舎、屋体等に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額（A0において普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）

AU_n : 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市場公募都市	0.0379	0.0383	0.0351	0.0277	0.0183	0.0331	0.0334	0.0336	0.03429	0.03448	0.03351	0.03366
その他の市町村	0.0379	0.0383	0.0351	0.0277	0.0183	0.0177	0.0209	0.0209	0.04059	0.04022	0.03994	0.03945
区分 \ n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03493	0.03552	0.0348	0.0322	0.0323	0.0321	0.03189	0.03138	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03856	0.03851	0.0373	0.0369	0.0375	0.0378	0.03770	0.03744	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827

AV_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の地方単独分に係るもの。)のうち中学校に係るものの同意等額

AW_n： 次の表に掲げる率（平成15年度から平成28年度は30%算入、平成29年度以降は50%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市	0.0119	0.0078	0.0142	0.0143	0.0144	0.01470	0.01478	0.01436	0.01443	0.01497	0.01522	0.0149
その他の市町村	0.0119	0.0078	0.0076	0.0089	0.0090	0.01740	0.01724	0.01712	0.01691	0.01652	0.01651	0.0160
区分 \ n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5			
市場公募都市	0.0138	0.0138	0.0230	0.02278	0.02242	0.02235	0.00224	0.00457	0.00577			
その他の市町村	0.0158	0.0161	0.0270	0.02693	0.02675	0.02723	0.00235	0.00472	0.00591			

AX_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。))に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

AY_n： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.0138	0.01367	0.01345	0.01341	0.00134	0.00274	0.00346
その他の市町村	0.0162	0.01616	0.01605	0.01634	0.00141	0.00283	0.00354

AZ_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(障害児等対策施設整備工事))に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

BA_n： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	R3	R4	R5
市場公募都市	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.00329	0.00661	0.00827

BB_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(特別防犯対策施設整備工事))に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

BC_n： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	R5
市場公募都市	0.00808
その他の市町村	0.00827

BD_n： 平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(屋外水泳プールに係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち中学校に係るものの同意等額(A0において普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

BE_n： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市場公募都市	0.0119	0.0078	0.0142	0.0143	0.0144	0.01470	0.01478	0.01436	0.01443	0.01497	0.01522
その他の市町村	0.0119	0.0078	0.0076	0.0089	0.0090	0.01740	0.01724	0.01712	0.01691	0.01652	0.01651
区分 \ n 同意等年度	26	27	28								
市場公募都市	0.0149	0.0138	0.0138								
その他の市町村	0.0160	0.0158	0.0161								

BF_n： 平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(学校給食施設に係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち中学校に係るものの同意等額(A0において普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

BG_n： 次の表に掲げる率（20%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市場公募都市	0.0079	0.0052	0.0095	0.0095	0.0096	0.00980	0.00985	0.00957	0.00962	0.00998	0.01015
その他の市町村	0.0079	0.0052	0.0051	0.0060	0.0060	0.01160	0.01149	0.01141	0.01127	0.01102	0.01100
区分 \ n 同意等年度	26	27	28								
市場公募都市	0.0099	0.0092	0.0092								
その他の市町村	0.0107	0.0105	0.0107								

BH_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業(三位一体の改革に伴い一般財源化された公立学校施設整備補助金(不適格建物改築事業に限る。))に係る地方債のうち中学校に係るものの同意等額

BI_n：次の表に掲げる率(100%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	18	19	20	21	22
市場公募都市	0.0379	0.0380	0.04250	0.04795	0.04682
その他の市町村	0.0000	0.0000	0.05939	0.06216	0.06247

BJ_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(武道場に係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち中学校に係るものの同意等額

BK_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	21	22	23	24	25	26	27	28
市場公募都市	0.01478	0.01436	0.01443	0.01497	0.01522	0.0149	0.0138	0.0138
その他の市町村	0.01724	0.01712	0.01691	0.01652	0.01651	0.0160	0.0158	0.0161

BL_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

BM_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	21	22	23
市場公募都市	0.01478	0.01436	0.01443
その他の市町村	0.01724	0.01712	0.01691

BN_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業(Is値0.3以上(令和元年度以降は屋外水泳プールの新改築事業))に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

BO_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.0239	0.0240	0.02450	0.02463	0.02394	0.02405	0.02495	0.02537	0.0249	0.0230	0.0231	0.0230
その他の市町村	0.0149	0.0150	0.02900	0.02873	0.02853	0.02818	0.02754	0.02751	0.0267	0.0264	0.0268	0.0270
区分 \ n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5						
市場公募都市	0.02278	0.02242	0.02235	0.00224	0.00457	0.00577						
その他の市町村	0.02693	0.02675	0.02723	0.00235	0.00472	0.00591						

BP_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業(Is値0.3未満(令和元年度以降は改築事業))に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

BQ_n：次の表に掲げる率(70%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
市場公募都市	0.03429	0.03448	0.03351	0.03366	0.03493	0.03552	0.0348	0.0322	0.0323	0.0321	0.03189	0.03138
その他の市町村	0.04059	0.04022	0.03994	0.03945	0.03856	0.03851	0.0373	0.0369	0.0375	0.0378	0.03770	0.03744
区分 \ n 同意等年度	R2	R3	R4	R5								
市場公募都市	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808								
その他の市町村	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827								

BR_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(非構造部材の耐震対策事業(特定天井分)に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

BS_n：次の表に掲げる率(70%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0323	0.0321
その他の市町村	0.0375	0.0378

BT_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

BUn：次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0231	0.0230
その他の市町村	0.0268	0.0270

BV_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（補強事業に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

BW_n：次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03189	0.03138	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03770	0.03744	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827

BX_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（防災機能強化事業に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

BY_n：次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03189	0.03138	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03770	0.03744	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827

BZ_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

CA_n：次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	R2
市場公募都市	0.03128
その他の市町村	0.03812

CB：昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の生徒急増区域を包括する市町村が当該生徒急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された学校教育施設等整備事業債等及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、生徒急増区域包括市町村等が過大規模校分離等に必要な学校用地取得のために発行を許可された学校教育施設等整備事業債等のうち中学校に係るものの当該年度における元利償還金(A0において普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

CC：前年度以前の年度におけるA0に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

(注) 1 818,000円：単位費用

2 A0～CCについては、中学校費において測定単位の数値が0となる団体についてのみ算定する。

3 立替施行に係る小中学校の譲受代金は、当該年度の事業費補正の単価をもとに算定した当該小中学校の建設費又は当該建設費に普通交付税省令別表第3の13に定める率を乗じて得た額を元金として当該小中学校の譲受代金の支払方法と同一の方法により償還したと仮定して算出した場合の当該年度の償還額である。

第三款 学校数を測定単位とするもの

小学校費のうち学校数を測定単位とするものに適用する補正は、数値(学校数)急減補正である。

算式 学校数急減補正係数

数値(学校数)急減補正

学校統合その他の理由による学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の急減を緩和するとともに、学校統合に要する経費を学校の減少数を指標として算定するため、減少する基準財政需要額の一定額を割増しするものであり、その年度の学校数が前年から5年前までの学校数のいずれかの数を下回る団体について下記の算式を適用する。

算 式

$$\text{数値(学校数)急減補正} = \frac{(B-A) \times 1.0 + (C-B) \times 1.0 + (D-C) \times 0.9 + (E-D) \times 0.6}{A} + \frac{(F-E) \times 0.3}{1.000}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：令和5年5月1日現在の学校数

C：令和4年5月1日現在の学校数

D：令和3年5月1日現在の学校数

E：令和2年5月1日現在の学校数

F：令和元年5月1日現在の学校数

(注) 1 A～Fについては、在学児童を有しない学校の数を除く。

2 (B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)又は(F-E)が負数となるときは、それぞれ0とし、AがB、C、D、E、Fのいずれよりも小さくない場合にあっては、(B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)及び(F-E)は0とする。

なお、算定の過程においては積は掛け放しとし、商は小数点以下第3位未満を四捨五入する。

3 1.0は初年度及び第2年度、0.9は第3年度、0.6は第4年度、0.3は第5年度の算入率である。

第二節 中 学 校 費

単位費用	(生徒数)	47,400円	測定単位	生徒数
	(学級数)	1,025,000円		学級数
	(学校数)	11,029,000円		学校数

中学校費における補正の適用及び各補正係数の算定方法は、小学校費と同様である。

第一款 生徒数を測定単位とするもの

算式 密度補正Ⅰ係数＋密度補正Ⅱ係数

密 度 補 正

1 密度補正Ⅰ

算 式

$$\text{密度補正Ⅰ係数} = \frac{B \times 6,104,000\text{円}}{47,400\text{円} \times A} = \frac{B \times 128.78}{A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：スクールバス及びスクールボートの数

47,400円：単位費用

6,104,000円：スクールバスの1台当たり経費(人件費、燃料費等)

2 密度補正Ⅱ

算 式

$$\text{密度補正Ⅱ係数} = \frac{1}{47,400\text{円} \times A} \times \left(1,247 \times A' + 193,233 \times B + 731 \times C - \frac{\alpha}{600\text{人}} \times A' \right)$$

算式の符号

A：測定単位の数値

A'：測定単位の数値(ただし、普通交付税省令附則第21条第1項第5号又は第6号に規定される団体にあつては、震災特例加算前の数値を用いること。)

B：厚生労働省が実施する被保護者調査において、当該市町村における令和5年7月31日現在において教育扶助を受けた生徒の数として報告した数

C：文部科学省が実施する学校給食実施状況等調査において、当該市町村における令和5年5月1日現在において完全給食実施校に在籍する生徒の数として報告した数、補食給食実施校に在籍する生徒の数として報告した数及びミルク給食実施校に在籍する生徒の数として報告した数を合算した数

α ：2,527,000円(標準団体における要保護及準要保護児童生徒援助費補助金の一般財源化分)

47,400円：単位費用

1,247：準要保護生徒関係経費のうち生徒数分として従来の国庫補助金の算出基礎に準じて設定した単価

193,233：準要保護生徒関係経費のうち教育扶助受給生徒数分として従来の国庫補助金の算出基礎に準じて設定した単価

731：準要保護生徒関係経費のうち完全給食等受給生徒数分として従来の国庫補助金の算出基礎に準じて設定した単価

600人：標準団体における生徒数

第二款 学級数を測定単位とするもの

算式 普通態容補正係数×寒冷補正係数×学級数急減補正係数+(事業費補正係数-1)

第一項 普通態容補正

地域手当の 級地区分	共通係数 A	A× 給与費の率 0.331 B	B+ 給与費外率 0.669 C
1 級地	1.151	0.381	1.050
2 級地	1.122	0.371	1.040
3 級地	1.112	0.368	1.037
4 級地	1.091	0.361	1.030
5 級地	1.078	0.357	1.026
6 級地	1.043	0.345	1.014
7 級地	1.022	0.338	1.007
無級地	0.997	0.330	0.999

(注) 補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

一般財源

給 与 費	5,090 千円	(0.331)
そ の 他 の 経 費	10,288 千円	(0.669)
合 計	15,378 千円	(1.000)

第二項 寒冷補正

1 給 与 差

級地	職員1人当たり 支 給 額 A	支 給 総 額 (A×職員数(1人)) B	補 正 率 B 15,378千円 C
	円	千円	
1	103,217	103	0.007
2	91,042	91	0.006
3	88,314	88	0.006
4	70,645	71	0.005
無	0	0	0.000

2 寒 冷 度

(単位：千円)

区分	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
燃料費	8,146	5,401	3,603	2,112
施設更新費	1,733	1,116	761	488
合計 A	9,879	6,517	4,364	2,600
補正率(A/ 15,378)	0.642	0.424	0.284	0.169

内訳

区 分	燃 料 費			施 設 更 新 費		
4 級 地	148,100円 ×	55台 =	8,146千円	31,500円 ×	55台 =	1,733千円
3 級 地	98,200円 ×	55台 =	5,401千円	20,297円 ×	55台 =	1,116千円
2 級 地	65,500円 ×	55台 =	3,603千円	13,831円 ×	55台 =	761千円
1 級 地	38,400円 ×	55台 =	2,112千円	8,865円 ×	55台 =	488千円

(注)ストーブ台数

$$\left. \begin{array}{l} \text{鉄 筋} \frac{5,609\text{m}^2 \times 0.60}{74\text{m}^2} = 45\text{台} \\ \text{鉄 筋 以 外} \frac{1,138\text{m}^2 \times 0.60}{66\text{m}^2} = 10\text{台} \end{array} \right\} \text{計 55台}$$

3 積 雪 度

(単位：千円)

区分	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
除雪費 A	13,282	6,032	2,417	1,199
補正率(A/ 15,378)	0.864	0.392	0.157	0.078

内訳

区 分	除 雪 費 等		
4 級 地	17,900円 ×	742人 =	13,282千円
3 級 地	17,900円 ×	337人 =	6,032千円
2 級 地	17,900円 ×	135人 =	2,417千円
1 級 地	17,900円 ×	67人 =	1,199千円

第三項 数値(学級数)急減補正

算 式

$$\text{数値(学級数)急減補正} = \frac{(B-A) \times 0.9 + (C-B) \times 0.6 + (D-C) \times 0.3}{A} + 1.000$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：令和5年5月1日現在の学級数

C：令和4年5月1日現在の学級数

D：令和3年5月1日現在の学級数

(注) 1 (B-A)、(C-B)又は(D-C)が負数となる場合は、それぞれ0とし、AがB、C又はDのいずれよりも小さくない場合にあっては、(B-A)、(C-B)及び(D-C)は0とする。
なお、算定の過程において積は掛け放しとし、商は小数点以下第3位未満を四捨五入する。

2 0.9は初年度、0.6は第2年度、0.3は第3年度の算入率である。

第四項 事業費補正

事業費補正については、次の経費を算入している。

- ① 平成3年度以前及び平成6年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（校舎、屋体等に係るもの）に充てた地方債の元利償還金の7割
- ② 昭和63年度から平成3年度まで及び平成6年度以降（平成12年度を除く。）に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（屋外水泳プールに係るもの）に充てた地方債の元利償還金の3割
- ③ 平成4年度及び平成5年度に発行を許可された学校教育施設等整備事業等（屋外水泳プールを除く。）に充てた地方債の元利償還金の5割
- ④ 平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（学校給食施設）に充てた地方債の元利償還金の2割
- ⑤ 平成4年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（大規模改造事業・地方単独分）に充てた地方債の元利償還金の5割（平成15年度から平成28年度に発行を許可されたものについては3割）
- ⑥ 平成29年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（大規模改造事業・国庫補助事業分・障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事分を除く。）に充てた地方債の元利償還金の3割
- ⑦ 令和3年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（大規模改造事業・国庫補助事業分・障害児等対策施設整備工事分）に充てた地方債の元利償還金の7割
- ⑧ 令和5年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（大規模改造事業・国庫補助事業分・特別防犯対策施設整備工事分）に充てた地方債の元利償還金の7割
- ⑨ 平成18年度から平成22年度に発行について同意又は許可を得た施設整備事業（三位一体の改革に伴い一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業）に係るもの）に充てた地方債の元利償還金の10割
- ⑩ 平成18年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業（地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業のうちIs値0.3以上（令和元年度以降は屋外水泳プールの新改築事業）〔Is値0.3未満（令和元年度以降は改築事業）〕のもの）に充てた地方債の元利償還金の5割〔7割〕
- ⑪ 平成21年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業（武道場）に充てた地方債の元利償還金の3割
- ⑫ 平成21年度から平成23年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業（公共施設等地上デジタル放送移行対策事業）に充てた地方債の元利償還金の3割
- ⑬ 平成28年度から平成29年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業（非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）〔（特定天井以外分）〕）に充てた地方債の元利償還金の7割〔5割〕
- ⑭ 平成30年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業（補強事業及び防災機能強化事業）に充てた地方債の元利償還金の7割
- ⑮ 令和2年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業）に充てた地方債の元利償還金の7割
- ⑯ 立替施行者が立替施行をした小学校の施設の譲受代金の当該年度における年次支払額及び過年度における年次支払額で過大又は過少に係るもの
- ⑰ 過年度において児童急増区域を包括する市町村等が実施した学校用地取得事業に充てた地方債の元利償還金の6割

なお、学校教育施設等整備事業債のうち屋外水泳プール（地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受けるものを除く。）及び武道場の新改築事業並びに給食施設の新増改築事業に係るものについては、平成22年度債から継続事業分に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用（包括算定経費）により算入することとしている。

また、小学校費において測定単位の数値が0となる団体については、学校教育施設等整備事業債等の元利償還金について、中学校費の事業費補正により算入することとしている。

$$\begin{aligned}
& \text{B} + \text{C} \times 0.7 + \text{D} \times 0.5 + \text{E} \times 0.5 + \text{F} \times 0.3 + \sum_{n=12}^{\text{令5}} (\text{G}_n \times \text{H}_n) + \\
& \text{(事業費補正係数-1)} = \frac{1,025,000\text{円} \times \text{A}}{\begin{aligned} & \sum_{n=15}^{\text{令5}} (\text{I}_n \times \text{J}_n) + \sum_{n=29}^{\text{令5}} (\text{K}_n \times \text{L}_n) + \sum_{n=\text{令3}}^{\text{令5}} (\text{M}_n \times \text{N}_n) + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (\text{O}_n \times \text{P}_n) + \\ & \sum_{n=15}^{28} (\text{Q}_n \times \text{R}_n) + \sum_{n=15}^{28} (\text{S}_n \times \text{T}_n) + \sum_{n=18}^{22} (\text{U}_n \times \text{V}_n) + \sum_{n=21}^{28} (\text{W}_n \times \text{X}_n) + \\ & \sum_{n=21}^{23} (\text{Y}_n \times \text{Z}_n) + \sum_{n=18}^{\text{令5}} (\text{AA}_n \times \text{AB}_n) + \sum_{n=20}^{\text{令5}} (\text{AC}_n \times \text{AD}_n) + \sum_{n=28}^{29} (\text{AE}_n \times \text{AF}_n) + \\ & \sum_{n=28}^{29} (\text{AG}_n \times \text{AH}_n) + \sum_{n=30}^{\text{令5}} (\text{AI}_n \times \text{AJ}_n) + \sum_{n=30}^{\text{令5}} (\text{AK}_n \times \text{AL}_n) + (\text{AM}_n \times \text{AN}_n) + \text{AO} \times \\ & 0.6 + \text{AP} + \text{AQ} + \text{AR} \times 0.7 + \text{AS} \times 0.5 + \text{AT} \times 0.5 + \text{AU} \times 0.3 + \sum_{n=12}^{\text{令5}} (\text{AV}_n \times \text{AW}_n) + \\ & \sum_{n=15}^{\text{令5}} (\text{AX}_n \times \text{AY}_n) + \sum_{n=29}^{\text{令5}} (\text{AZ}_n \times \text{BA}_n) + \sum_{n=\text{令3}}^{\text{令5}} (\text{BB}_n \times \text{BC}_n) + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (\text{BD}_n \times \text{BE}_n) + \\ & \sum_{n=15}^{28} (\text{BF}_n \times \text{BG}_n) + \sum_{n=15}^{28} (\text{BH}_n \times \text{BI}_n) + \sum_{n=18}^{22} (\text{BJ}_n \times \text{BK}_n) + \sum_{n=21}^{23} (\text{BL}_n \times \text{BM}_n) + \\ & \sum_{n=18}^{\text{令5}} (\text{BN}_n \times \text{BO}_n) + \sum_{n=20}^{\text{令5}} (\text{BP}_n \times \text{BQ}_n) + \sum_{n=28}^{29} (\text{BR}_n \times \text{BS}_n) + \sum_{n=28}^{29} (\text{BT}_n \times \text{BU}_n) + \\ & \sum_{n=30}^{\text{令5}} (\text{BV}_n \times \text{BW}_n) + \sum_{n=30}^{\text{令5}} (\text{BX}_n \times \text{BY}_n) + (\text{BZ}_n \times \text{CA}_n) + \text{CB} \times 0.6 + \text{CC} \end{aligned}}
\end{aligned}$$

算式の符号

A: 測定単位の数値

B：独立行政法人都市再生機構等の立替施行に係る中学校の施設の譲受代金の当該年度における年次支払額

C：平成3年度以前及び平成6年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち中学校に係るものの当該年度における元利償還金(Bにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

D：平成4年度及び平成5年度に発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち中学校に係るものの当該年度における元利償還金(Bにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

E：平成4年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の地方単独分に係るもの)のうち中学校に係るものの当該年度の元利償還金

F：昭和63年度から平成3年度まで及び平成6年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(屋外水泳プールに係るもの)のうち中学校に係るものの当該年度における元利償還金(Bにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

G_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（校舎、屋体等に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額（Bにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）

H_n： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度											
市場公募都市	0.0379	0.0383	0.0351	0.0277	0.0183	0.0331	0.0334	0.0336	0.03429	0.03448	0.03351	0.03366
その他の市町村	0.0379	0.0383	0.0351	0.0277	0.0183	0.0177	0.0209	0.0209	0.04059	0.04022	0.03994	0.03945
区分	n 同意等年度											
市場公募都市	0.03493	0.03552	0.0348	0.0322	0.0323	0.0321	0.03189	0.03138	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03856	0.03851	0.0373	0.0369	0.0375	0.0378	0.03770	0.03744	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827

I_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の地方単独分に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

J_n： 次の表に掲げる率（15年度から28年度は30%算入、29年度以降は50%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市	0.0119	0.0078	0.0142	0.0143	0.0144	0.01470	0.01478	0.01436	0.01443	0.01497	0.01522	0.0149
その他の市町村	0.0119	0.0078	0.0076	0.0089	0.0090	0.01740	0.01724	0.01712	0.01691	0.01652	0.01651	0.0160
区分 \ n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5			
市場公募都市	0.0138	0.0138	0.0230	0.02278	0.02242	0.02235	0.00224	0.00457	0.00577			
その他の市町村	0.0158	0.0161	0.0270	0.02693	0.02675	0.02723	0.00235	0.00472	0.00591			

K_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。))に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

L_n： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.0138	0.01367	0.01345	0.01341	0.00134	0.00274	0.00346
その他の市町村	0.0162	0.01616	0.01605	0.01634	0.00141	0.00283	0.00354

M_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(障害児等対策施設整備工事))に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

N_n： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	R3	R4	R5
市場公募都市	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.00329	0.00661	0.00827

O_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(特別防犯対策施設整備工事))に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

P_n： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	R5
市場公募都市	0.00808
その他の市町村	0.00827

Q_n： 平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(屋外水泳プールに係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち中学校に係るものの同意等額(Bにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

R_n： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市場公募都市	0.0119	0.0078	0.0142	0.0143	0.0144	0.01470	0.01478	0.01436	0.01443	0.01497	0.01522
その他の市町村	0.0119	0.0078	0.0076	0.0089	0.0090	0.01740	0.01724	0.01712	0.01691	0.01652	0.01651
区分 \ n 同意等年度	26	27	28								
市場公募都市	0.0149	0.0138	0.0138								
その他の市町村	0.0160	0.0158	0.0161								

S_n： 平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(学校給食施設に係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち中学校に係るものの同意等額(Bにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

T_n： 次の表に掲げる率（20%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市場公募都市	0.0079	0.0052	0.0095	0.0095	0.0096	0.00980	0.00985	0.00957	0.00962	0.00998	0.01015
その他の市町村	0.0079	0.0052	0.0051	0.0060	0.0060	0.01160	0.01149	0.01141	0.01127	0.01102	0.01100
区分 \ n 同意等年度	26	27	28								
市場公募都市	0.0099	0.0092	0.0092								
その他の市町村	0.0107	0.0105	0.0107								

U_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業(三位一体の改革に伴い一般財源化された公立学校施設整備補助金(不適格建物改築事業に限る。))に係る地方債の同意等額

V_n：次の表に掲げる率(100%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	18	19	20	21	22
市場公募都市	0.0379	0.0380	0.04250	0.04795	0.04682
その他の市町村	0.0000	0.0000	0.05939	0.06216	0.06247

W_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(武道場に係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち中学校に係るものの同意等額

X_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	21	22	23	24	25	26	27	28
市場公募都市	0.01478	0.01436	0.01443	0.01497	0.01522	0.0149	0.0138	0.0138
その他の市町村	0.01724	0.01712	0.01691	0.01652	0.01651	0.0160	0.0158	0.0161

Y_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

Z_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	21	22	23
市場公募都市	0.01478	0.01436	0.01443
その他の市町村	0.01724	0.01712	0.01691

AA_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業(Is値0.3以上(令和元年度以降は屋外水泳プールの新改築事業))に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

AB_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.0239	0.0240	0.02450	0.02463	0.02394	0.02405	0.02495	0.02537	0.0249	0.0230	0.0231	0.0230
その他の市町村	0.0149	0.0150	0.02900	0.02873	0.02853	0.02818	0.02754	0.02751	0.0267	0.0264	0.0268	0.0270
区分 \ n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5						
市場公募都市	0.02278	0.02242	0.02235	0.00224	0.00457	0.00577						
その他の市町村	0.02693	0.02675	0.02723	0.00235	0.00472	0.00591						

AC_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業(Is値0.3未満(令和元年度以降は改築事業))に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

AD_n：次の表に掲げる率(70%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
市場公募都市	0.03429	0.03448	0.03351	0.03366	0.03493	0.03552	0.0348	0.0322	0.0323	0.0321	0.03189	0.03138
その他の市町村	0.04059	0.04022	0.03994	0.03945	0.03856	0.03851	0.0373	0.0369	0.0375	0.0378	0.03770	0.03744
区分 \ n 同意等年度	R2	R3	R4	R5								
市場公募都市	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808								
その他の市町村	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827								

AE_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(非構造部材の耐震対策事業(特定天井分))に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

AF_n：次の表に掲げる率(70%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0323	0.0321
その他の市町村	0.0375	0.0378

AG_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

AH_n：次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0231	0.0230
その他の市町村	0.0268	0.0270

AI_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（補強事業に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

AJ_n：次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03189	0.03138	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03770	0.03744	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827

AK_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（防災機能強化事業に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

AL_n：次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03189	0.03138	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03770	0.03744	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827

AM_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

AN_n：次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	R2
市場公募都市	0.03128
その他の市町村	0.03812

A0：昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の生徒急増区域を包括する市町村が当該生徒急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された学校教育施設等整備事業債等及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、生徒急増区域包括市町村等が過大規模校分離等に必要の学校用地取得のために発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度における元利償還金（Bにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）

AP：前年度以前の年度におけるBに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AQ：独立行政法人都市再生機構等の立替施行に係る小学校の施設の譲受代金の当該年度における年次支払額

AR：平成3年度以前及び平成6年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等（校舎、屋体等に係るもの）のうち小学校に係るものの当該年度における元利償還金（AQにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）

AS：平成4年度及び平成5年度に発行を許可された学校教育施設等整備事業債等（校舎、屋体等に係るもの）のうち小学校に係るものの当該年度における元利償還金（AQにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）

AT：平成4年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等（大規模改造事業の地方単独分に係るもの）のうち小学校に係るものの当該年度の元利償還金

AU：昭和63年度から平成3年度まで及び平成6年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等（屋外水泳プールに係るもの）のうち小学校に係るものの当該年度における元利償還金（AQにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）

AV_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（校舎、屋体等に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額（AQにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）

AW_n：次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市場公募都市		0.0379	0.0383	0.0351	0.0277	0.0183	0.0331	0.0334	0.0336	0.03429	0.03448	0.03351	0.03366
その他の市町村		0.0379	0.0383	0.0351	0.0277	0.0183	0.0177	0.0209	0.0209	0.04059	0.04022	0.03994	0.03945
区分	n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.03493	0.03552	0.0348	0.0322	0.0323	0.0321	0.03189	0.03138	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村		0.03856	0.03851	0.0373	0.0369	0.0375	0.0378	0.03770	0.03744	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827

AX_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（大規模改造事業の地方単独分に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

AY_n：次の表に掲げる率（平成15年度から平成28年度は30%算入、平成29年度以降は50%算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市		0.0119	0.0078	0.0142	0.0143	0.0144	0.01470	0.01478	0.01436	0.01443	0.01497	0.01522	0.0149
その他の市町村		0.0119	0.0078	0.0076	0.0089	0.0090	0.01740	0.01724	0.01712	0.01691	0.01652	0.01651	0.0160
区分	n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5			
市場公募都市		0.0138	0.0138	0.0230	0.02278	0.02242	0.02235	0.00224	0.00457	0.00577			
その他の市町村		0.0158	0.0161	0.0270	0.02693	0.02675	0.02723	0.00235	0.00472	0.00591			

AZ_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（大規模改造事業の国庫補助事業分（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

BA_n：次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.0138	0.01367	0.01345	0.01341	0.00134	0.00274	0.00346
その他の市町村		0.0162	0.01616	0.01605	0.01634	0.00141	0.00283	0.00354

BB_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（大規模改造事業の国庫補助事業分（障害児等対策施設整備工事）に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

BC_n：次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度	R3	R4	R5
市場公募都市		0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村		0.00329	0.00661	0.00827

BD_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（大規模改造事業の国庫補助事業分（特別防犯対策施設整備工事）に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

BE_n：次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度	R5
市場公募都市		0.00808
その他の市町村		0.00827

BF_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（屋外水泳プールに係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。）のうち小学校に係るものの同意等額（AQにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）

BG_n：次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市場公募都市		0.0119	0.0078	0.0142	0.0143	0.0144	0.01470	0.01478	0.01436	0.01443	0.01497	0.01522
その他の市町村		0.0119	0.0078	0.0076	0.0089	0.0090	0.01740	0.01724	0.01712	0.01691	0.01652	0.01651
区分	n 同意等年度	26	27	28								
市場公募都市		0.0149	0.0138	0.0138								
その他の市町村		0.0160	0.0158	0.0161								

BH_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（学校給食施設に係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。）のうち小学校に係るものの同意等額（AQにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）

BI_n：次の表に掲げる率（20%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市場公募都市	0.0079	0.0052	0.0095	0.0095	0.0096	0.00980	0.00985	0.00957	0.00962	0.00998	0.01015
その他の市町村	0.0079	0.0052	0.0051	0.0060	0.0060	0.01160	0.01149	0.01141	0.01127	0.01102	0.01100
区分 \ n 同意等年度	26	27	28								
市場公募都市	0.0099	0.0092	0.0092								
その他の市町村	0.0107	0.0105	0.0107								

BJ_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業（三位一体の改革に伴い一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に限る。）に係る地方債のうち小学校に係るものの同意等額

BK_n：次の表に掲げる率（100%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	18	19	20	21	22
市場公募都市	0.0379	0.0380	0.04250	0.04795	0.04682
その他の市町村	0.0000	0.0000	0.05939	0.06216	0.06247

BL_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

BM_n：次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	21	22	23
市場公募都市	0.01478	0.01436	0.01443
その他の市町村	0.01724	0.01712	0.01691

BN_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業（Is値0.3以上（令和元年度以降は屋外水泳プールの新改築事業））に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

BO_n：次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.0239	0.0240	0.02450	0.02463	0.02394	0.02405	0.02495	0.02537	0.0249	0.0230	0.0231	0.0230
その他の市町村	0.0149	0.0150	0.02900	0.02873	0.02853	0.02818	0.02754	0.02751	0.0267	0.0264	0.0268	0.0270
区分 \ n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5						
市場公募都市	0.02278	0.02242	0.02235	0.00224	0.00457	0.00577						
その他の市町村	0.02693	0.02675	0.02723	0.00235	0.00472	0.00591						

BP_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業（Is値0.3未満（令和元年度以降は改築事業））に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

BQ_n：次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
市場公募都市	0.03429	0.03448	0.03351	0.03366	0.03493	0.03552	0.0348	0.0322	0.0323	0.0321	0.03189	0.03138
その他の市町村	0.04059	0.04022	0.03994	0.03945	0.03856	0.03851	0.0373	0.0369	0.0375	0.0378	0.03770	0.03744
区分 \ n 同意等年度	R2	R3	R4	R5								
市場公募都市	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808								
その他の市町村	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827								

BR_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

BS_n：次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0323	0.0321
その他の市町村	0.0375	0.0378

BT_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

BU_n：次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0231	0.0230
その他の市町村	0.0268	0.0270

BV_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（補強事業に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

BW_n：次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03189	0.03138	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03770	0.03744	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827

BX_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（防災機能強化事業に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

BY_n：次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03189	0.03138	0.03128	0.00313	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03770	0.03744	0.03812	0.00329	0.00661	0.00827

BZ_n：n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

CA_n：次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分 \ n 同意等年度	R2
市場公募都市	0.03128
その他の市町村	0.03812

CB：昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の児童急増区域を包括する市町村が当該児童急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された学校教育施設等整備事業債等及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、児童急増区域包括市町村等が過大規模校分離等に必要な学校用地取得のために発行を許可された学校教育施設等整備事業債等のうち小学校に係るものの当該年度における元利償還金(AQにおいて普通交付税省令別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

CC：前年度以前の年度におけるAQに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

(注) 1 1,025,000円：単位費用

2 AQ～CCについては、小学校費において測定単位の数値が0となる団体についてのみ算定する。

3 立替施行に係る小中学校の譲受代金は、当該年度の事業費補正の単価をもとに算定した当該小中学校の建設費又は当該建設費に普通交付税省令別表第3の13に定める率を乗じて得た額を元金として当該小中学校の譲受代金の支払方法と同一の方法により償還したと仮定して算出した場合の当該年度の償還額である。

第三款 学校数を測定単位とするもの

算式 学校数急減補正係数

数値(学校数)急減補正

算式

$$\text{数値(学校数)急減補正} = \frac{(B-A) \times 1.0 + (C-B) \times 1.0 + (D-C) \times 0.9 + (E-D) \times 0.6}{A} + \frac{(F-E) \times 0.3}{+ 1.000}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：令和5年5月1日現在の学校数

C：令和4年5月1日現在の学校数

D：令和3年5月1日現在の学校数

E：令和2年5月1日現在の学校数

F：令和元年5月1日現在の学校数

(注) 1 A～Fについては、在学生徒を有しない学校の数を除く。

2 (B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)又は(F-E)が負数となるときは、それぞれ0とし、AがB、C、D、E、Fのいずれよりも小さくない場合にあっては、(B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)及び(F-E)は0とする。

なお、算定の過程においては積は掛け放しとし、商は小数点以下第3位未満を四捨五入する。

3 1.0は初年度及び第2年度、0.9は第3年度、0.6は第4年度、0.3は第5年度の算入率である。

第三節 高等学校費

単位費用	(教職員数)	6,554,000円	測定単位	教職員数
	(生徒数)	78,500円		生徒数

第一款 教職員数を測定単位とするもの

高等学校費のうち教職員数を測定単位とするものに適用する補正は、種別補正、普通態容補正Ⅰ、普通態容補正Ⅱ及び寒冷補正である。

算式 普通態容補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅱ係数×寒冷補正係数

第一項 種別補正

収入等の差、定時制通信教育手当の差等を補正するために、

①市町村立全日制高等学校に係る教職員、②指定都市立定時制高等学校に係る教職員、③指定都市以外の市町村立定時制高等学校に係る教職員のうち市町村立学校職員給与負担法第2条の適用を受けないものに相当する教職員(養護教諭、実習助手及び事務職員)及び④市町村立通信制高等学校に係る教職員に区分して種別補正を行う。

種別補正係数の算出方法は、標準校におけるそれぞれの標準規模を2(1)のとおり定め、これに基づき2(2)のとおり教職員1人当たりの経費の比率を求め、これを種別補正係数とした。なお、定時制に係る収入は、指定都市については総額の80%を給与費に充て、残余の20%は生徒数を測定単位とするものに充てることとし、その他の市町村については総額の40%を給与費に充て、残余の60%を生徒数を測定単位とするものに充てることとし、通信制に係る収入は、総額の100%を教職員数を測定単位とするものに充てることとして補正係数を算出した。

1 種別補正係数算出基礎

区 分	一般財源 A	標準校の定数 B	単位当たり費用 C	種別補正係数 $\left[\frac{C}{6,554,000} \right]$
	千円	人	円	
市町村立全日制高等学校	281,818	43	6,554,000	1.00
市町村立定時制高等学校				
指定都市立	160,112	20	8,006,000	1.22
その他の市町村立	25,183	4	6,296,000	0.96
市町村立通信制高等学校	204,532	25	8,181,000	1.25

2(1) 標準施設規模

(定時制)

区 分	指 定 都 市	その他の市町村
学校数(独立校・普通科)	1 校	1 校
生徒数	280 人	280 人
標準法による定数		
	校 長 1 人	養護教諭 1 人
	教 諭 16 人	実習助手 1 人
	実習助手 1 人	事務職員 2 人
	事務職員 2 人	
	計 20 人	計 4 人

(注) 教諭のうち1人は非常勤講師をもって充てる定数である。

(通信制)

区 分	市 町 村
学校数(併設校・普通科)	1 校
生徒数	950 人
標準法による定数	
	教 頭 1 人
	教 諭 21 人
	事務職員 3 人
	計 25 人

2(2) 補正係数算出表

区分	指定都市立定時制		その他の市町村立定時制	
	金額	積算内訳	金額	積算内訳
給 与 費	165,699	千円 給料等 155,600 講師手当 定時制通信教育手当 10,099 教員特殊業務手当 義務教育等教員特別勤務手当	28,548	千円 給料等 27,830 定時制通信教育手当 教員特殊業務手当 718 義務教育等教員特別勤務手当
旅 費	1,902	1,902	380	380
歳 出 合 計	167,601		28,928	
国 庫 補 助 金 等	7,489	千円 高等学校等就学支援金交付金等 公立高等学校授業料 7,489 入学検定料 入学料	3,745	千円 高等学校等就学支援金交付金等 公立高等学校授業料 3,745 入学検定料 入学料
歳 入 合 計	7,489		3,745	
差 引 一 般 財 源	160,112		25,183	
1 人 当 たり 額 (A)	円 8,006,000	定数 20	円 6,296,000	定数 4
補 正 係 数 (A) 6,554,000円	1.22		0.96	

区分	市町村立通信制	
	金額	積算内訳
給 与 費	203,635	千円 給料等 193,730 定時制通信教育手当 9,905 教員特殊業務手当 義務教育等教員特別勤務手当
旅 費	2,813	2,813
需 用 費	4,092	その他（印刷費、教材用図書費等） 4,092
歳 出 合 計	210,540	
国 庫 補 助 金 等	6,008	千円 高等学校等就学支援金交付金等 公立高等学校授業料 6,008 入学料
歳 入 合 計	6,008	
差 引 一 般 財 源	204,532	
1 人 当 たり 額 (A)	円 8,181,000	定数 25
補 正 係 数 (A) 6,554,000円	1.25	

第二項 普通態容補正

1 普通態容補正Ⅰ

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の 級地区分	共通係数 A	A× 0.971 B	B+ 0.029
1級地	1.151	1.118	1.147
2級地	1.122	1.089	1.118
3級地	1.112	1.080	1.109
4級地	1.091	1.059	1.088
5級地	1.078	1.047	1.076
6級地	1.043	1.013	1.042
7級地	1.022	0.992	1.021
無級地	0.997	0.968	0.997

(注) 補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考) 標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

給 与 費	273,578 千円	(0.971)
そ の 他 の 経 費	8,240 千円	(0.029)
合 計	281,818 千円	(1.000)

2 普通態容補正Ⅱ

令和元年度より、指定都市の設置する公設民営学校が開校したことに対応し、当該公設民営学校の教職員の給与費及び旅費等を算定するため普通態容補正Ⅱを適用している。

算式

$$\text{普通態容補正Ⅱ係数} = \frac{B}{A} + 1$$

算式の符号

- A : 測定単位の数
- B : 当該年度の5月1日現在における当該指定都市の設置する高等学校(特定公立国際教育学校等(国家戦略特別区域法第12条の3第3項第3号に規定する特定公立国際教育学校等をいう。以下同じ。))に該当するものに限る。))及び中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。))の後期課程について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)第8条及び第9条第1項、第10条から第12条、第22条第1号及び第2号(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令(昭和37年政令第215号)第2条第2項の表の1の項(普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科を除く。))に限る。))の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数として文部科学大臣が調査した数

第三項 寒 冷 補 正

適用する寒冷補正は、職員の寒冷地手当に係る増加財政需要を算定するための給与差による補正のみであり、級地ごとの1人当たり支給額に職員数を乗じて得た額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。
給与差に係る寒冷補正率の算定基礎は次のとおりである。

級地	職員1人当たり 支 給 額 a	支 給 総 額 (a×教職員数) b	補 正 率 $\frac{b}{281,818 \text{千円}}$
	円	千円	
1	103,217	4,438	0.016
2	91,042	3,915	0.014
3	88,314	3,798	0.013
4	70,645	3,038	0.011

教職員数 43人 － 講師 1人 ＋ 休職 0.8人 ＝ 42.8人

第二款 生徒数を測定単位とするもの

高等学校費のうち生徒数を測定単位とするものに適用する補正は、種別補正、普通態容補正、寒冷補正及び事業費補正である。

算式 普通態容補正係数×寒冷補正係数+（事業費補正-1）

第一項 種別補正

全日制課程、定時制課程の別、また、同一課程の中でも普通科及びその他の学科（以下「普通科等」という。）、商業に関する学科（理数科に類する学科を含む。）及び家庭に関する学科（以下「商業科等」という。）、厚生に関する学科のうち衛生看護科に類する学科及び福祉に関する学科（以下「衛生看護科等」という。）、農業に関する学科、工業及び情報に関する学科、水産に関する学科等の種別によって、それぞれ生徒1人当たりの経費の差を補正するものである。

種別補正に用いる種別区分は、「全日制課程」、「定時制課程」及び「別科、専攻科」であり、「単位制課程」については「定時制課程」に含めている。

この種別内訳をさらに「全日制課程」を教科内容によって6つの学科に区分したのは、例えば工業に関する学科、農業に関する学科において普通科には不要な実験実習のため機械器具を必要とし、また、水産に関する学科において実習船を必要とする等、教科内容の異なることによる増加財政需要を算定する必要があるためである。

「定時制課程」を独立校と併設校に区分したのは、併設校においては、独立校に比して不要となる経費が考えられるためである。

一方、独立校、併設校の係数の算出方法は学科ごとの経費によっているので基本的な考え方は全日制課程と同様である。

また、「別科、専攻科」については、その生徒数が教職員定数の基礎とならないので、種別補正により教職員の給与費及びその他の経費を算定する。

なお、教科内容が衛生看護科等、農業に関する学科、工業に関する学科及び水産に関する学科を（職業科）とし、これ以外の学科を（その他）とした。

以上の種別ごとに2のとおり標準規模を定め、これに基づき3のとおり標準予算を作成し、その所要一般財源を生徒数で除して得た生徒1人当たりの経費の法定単位費用に対する比率によって1のとおり補正係数を算定した。

1 種別補正係数

	全日制	定 時 制				別科・専攻科	
		独 立 校		併 設 校			
		指定 都市立	その他の 市町村立	指定 都市立	その他の 市町村立	職業科	その他
普 通 科 等	1.00	2.04	1.68	1.57	1.38	—	—
商 業 科 等	1.11	2.04	1.68	1.65	1.46	—	—
衛 生 看 護 科 等	2.47	3.38	3.18	2.76	2.56	—	—
農 業 科	2.54	3.67	3.30	2.71	2.49	—	—
工 業 ・ 情 報 科	2.13	3.57	3.21	2.71	2.51	—	—
水 産 科	6.52	—	—	—	—	—	—
別 科 ・ 専 攻 科	—	—	—	—	—	4.01	1.12

2 標準規模

種別ごとの標準予算の基礎となるそれぞれの標準規模は下表のとおりである。

(1) 全日制課程標準規模

学科別	項 目	生 徒 数 人	学 級 数 学級	職 員 数 人
普 通 科 等		600	15	4
商 業 科 等		600	15	4
衛 生 看 護 科 等		120	3	1
農 業 に 関 する 学 科		600	15	8 (4)
工 業 及 び 情 報 に 関 する 学 科		600	15	4
水 産 に 関 する 学 科		480	12	25 (21)

(注)職員数の()書は、実習職員(農夫・水夫)数の内書である。

(2) 定時制課程標準規模(独立校)

学科別	項 目	生 徒 数 人	学 級 数 学級	職 員 数 人
普 通 科 等		280	7	3
商 業 科 等		280	7	3
衛 生 看 護 科 等		140	4	1
農 業 に 関 する 学 科		280	7	4 (1)
工 業 及 び 情 報 に 関 する 学 科		280	7	3
水 産 に 関 する 学 科		280	7	3

(注)職員数の()書は、実習職員(農夫・水夫)数の内書である。

3 標準予算

(1) 全日制課程の標準予算及び補正係数

前掲標準規模により算定した標準予算は次表のとおりである。

全日制課程の標準予算

(単位：千円)

区 分			普通科等	商業科等	衛生看護科等	農業に関する学科	工業及び情報に関する学科	水産に関する学科
消費的経費	給 与 費		8,607	8,607	0	26,647	8,607	133,557
	物件費	非 常 勤 職 員 報 酬	2,624	2,624	2,624	2,624	2,624	2,624
		需 用 費 等	19,794	19,794	5,708	37,589	52,053	172,744
		維 持 修 繕 費 等	3,122	3,122	1,467	6,729	5,361	4,098
		建 物 改 築 費 等	19,860	25,106	10,645	53,225	38,727	30,982
		委 託 料	7,593	7,593	5,707	7,593	7,593	7,593
		負 担 金 及 び 交 付 金	1,150	1,150	230	1,150	1,150	920
		合 計		62,750	67,996	26,381	135,557	116,115
歳入	国 庫 支 出 金 等		14,702	14,702	2,936	14,694	14,697	11,734
	諸 収 入	942	942	188	1,415	1,047	95,253	
	合 計		15,644	15,644	3,124	16,109	15,744	106,987
差 引 一 般 財 源			47,106	52,352	23,257	119,448	100,371	245,531
生 徒 1 人 当 た り 額 (円)			78,500	87,253	193,808	199,080	167,285	511,523
補正係数(生徒1人当たり額／78,500円)			1.00	1.11	2.47	2.54	2.13	6.52

(2) 定時制課程の標準予算及び補正係数

定時制課程については、独立校、併設校等の種別によって生徒 1 人当たりの経費が異なるが、その種別ごとの標準予算は、前記定時制課程標準規模によって積算した下記定時制課程の標準予算を基礎として算出している。

また、標準予算は各学科別に計上したが、補正係数は学科別生徒構成比を用いて算出している。

① 定時制独立校

ア 指定都市立学校生徒に係るもの

(単位：千円)

区 分			普通科等	商業科等	衛生看護科等	農業に関する学科	工業及び情報に関する学科
消費的経費	給 与 費		3,607	3,607	0	8,117 (4,510)	3,607
	物件費	非常勤職員報酬	1,206	1,206	1,206	1,206	1,206
		需用費等	10,031	12,866	9,150	22,382	33,326
		維持修繕費	1,972	2,602	1,433	5,710	3,557
		建物改築費等	9,268	12,234	12,419	24,838	18,073
		委託料	7,582	1,118	7,385	7,582	7,582
		負担金及び交付金	2,514	2,514	1,245	2,517	2,508
		給食費	10,736	10,736	5,368	10,736	10,736
	合 計		46,916	46,883	38,206	83,088	80,595
歳入	国庫支出金等	1,956	1,952	998	1,948	1,952	
	諸 収 入	150	150	75	386	203	
	合 計	2,106	2,102	1,073	2,334	2,155	
差 引 一 般 財 源		44,810	44,781	37,133	80,754	78,440	
生徒 1 人 当 た り 額 (円)		160,036	159,932	265,236	288,407	280,143	
補正係数 (生徒 1 人当たり額／ 78,500円)		2.04	2.04	3.38	3.67	3.57	

イ その他の市町村立学校生徒に係るもの

(単位：千円)

区 分		普通科等 (280人)	商業科等 (280人)	衛生看護科等 (140人)	農業に関する学科 (280人)	工業及び情報に関する学科 (280人)
定時制標準予算一般財源	(A)	44,810	44,781	37,133	80,754	78,440
(A)のうち宿日直手当	(B)	3,607	3,607	—	3,607	3,607
授業料収入等の充当差額	(C)	4,212	4,202	2,146	4,668	4,318
(A)－((B)＋(C))		36,991	36,972	34,987	72,479	70,515
生徒1人当たり額(円)	(D)	132,111	132,043	249,907	258,854	251,839
補正係数	(D)／78,500円	1.68	1.68	3.18	3.30	3.21

② 定時制併設校

ア 指定都市立学校生徒に係るもの

(単位：千円)

区 分		普通科等 (280人)	商業科等 (280人)	衛生看護科等 (140人)	農業に関する学科 (280人)	工業及び情報に関する学科 (280人)
定時制標準予算一般財源	(A)	44,810	44,781	37,133	80,754	78,440
(A)のうちその他の職員1人当たり給与費及び宿日直手当(衛生看護を除く)	(B)	3,607	3,607	—	8,097	3,607
経費中併設のために不要となる額	(C)	6,654	4,826	6,826	13,178	15,248
(A)－((B)＋(C))		34,549	36,348	30,307	59,479	59,585
生徒1人当たり額(円)	(D)	123,389	129,814	216,479	212,425	212,804
補正係数	(D)／78,500円	1.57	1.65	2.76	2.71	2.71

イ その他の市町村立学校生徒に係るもの

(単位：千円)

区 分		普通科等 (280人)	商業科等 (280人)	衛生看護科等 (140人)	農業に関する学科 (280人)	工業及び情報に関する学科 (280人)
その他の市町村立定時制 独立校の一般財源総額	(A)	36,991	36,972	34,987	72,479	70,515
(A)のうちその他の職員1人当たり給与費(衛生看護を除く)	(B)	0	0	—	4,510	0
経費中併設のために不要となる額	(C)	6,654	4,826	6,826	13,178	15,248
(A)－((B)＋(C))		30,337	32,146	28,161	54,791	55,267
生徒1人当たり額(円)	(D)	108,346	114,807	201,150	195,682	197,382
補正係数	(D)／78,500円	1.38	1.46	2.56	2.49	2.51

(3) 別科、専攻科の標準予算及び補正係数算出表

区分		職 業 科		そ の 他	
		金額	積算内訳	金額	積算内訳
消費的経費	給 与 費	25,116	給料等 千円 25,116	7,208	給料等 千円 7,208
	旅 費	285	285		
	建 物 改 築 費 等	2,648		2,979	
	そ の 他	6,988		4,652	
	消費的経費計 a	35,037		14,839	
歳 入	国 庫 補 助 金 等	9,829	高等学校等就学支援金交付金等 公立高等学校授業料 9,829 入学検定料 入学科	6,933	高等学校等就学支援金交付金等 公立高等学校授業料 6,933 入学検定料 入学科
	歳 入 合 計 b	9,829		6,933	
	差 引 一 般 財 源	25,208		7,906	
1 人 当 た り 額 (a)		円 315,100	定数 80	円 87,844	定数 90
補 正 係 数 (a) 78,500円		4.01		1.12	

第二項 普通態容補正

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の級地区分	共通係数 A	A× 0.081 B	B+ 0.919
1 級地	1.151	0.093	1.012
2 級地	1.122	0.091	1.010
3 級地	1.112	0.090	1.009
4 級地	1.091	0.088	1.007
5 級地	1.078	0.087	1.006
6 級地	1.043	0.084	1.003
7 級地	1.022	0.083	1.002
無級地	0.997	0.081	1.000

(注) 補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考) 標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

給 与 費	3,829 千円	(0.081)
そ の 他 の 経 費	43,276 千円	(0.919)
合 計	47,105 千円	(1.000)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する「特定被災地方公共団体」のうち、福島県については、依然として震災により一時的に避難転出している生徒が多いこと等により、引き続き年度途中における復帰によって生じる需要や、避難中であっても建物の修繕費・維持管理費等の継続的・計画的な行政運営に資する需要が生じることに配慮し、次の算式により得た率（特例率）を普通態容補正係数（特例措置前）に加えた率をもって普通態容補正係数とした。

算式

$$\text{特例率} = \frac{(B \times D - A) \times C \times 78,500\text{円}}{78,500\text{円} \times A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値(令和6年5月1日現在の生徒数)

B：平成22年5月1日現在の生徒数

C：令和6年度算定における普通態容補正係数(特例措置前)

D：令和6年1月1日現在の住民基本台帳登録人口を平成22年9月30日現在の住民基本台帳登録人口及び国勢調査令によって調査した平成22年10月1日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下第5位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する）。ただし、0.94903を上限とする。

78,500円：単位費用

(注)(B×D－A)が負数となるときは原則として0とする。

第三項 寒 冷 補 正

適用する寒冷補正は、給与差、寒冷度及び積雪度による補正であり、それぞれの補正率は次表のとおりである。

1 給 与 差

その他の職員の寒冷地手当に係る増加財政需要額を算定するために適用するものであり、寒冷地手当の各級地ごとの職員一人当たり支給額に支給対象職員を乗じて得た額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

級地	職員1人当たり 支 給 額 a	支 給 総 額 (a×職員数(1.0人)) b	補 正 率 b 47,105千円
1	103,217円	103千円	0.002
2	91,042	91	0.002
3	88,314	88	0.002
4	70,645	71	0.002
無	0	0	0.000

2 寒 冷 度

暖房用燃料費及び暖房用施設更新費に係る増加財政需要額を算定するために適用するものであり、その所要一般財源を標準団体の一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

(単位：千円)

級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
区 分				
燃料費	9,478	6,285	4,192	2,458
施設更新費	2,016	1,299	885	567
合計 (a)	11,494	7,584	5,077	3,025
補正率((a) / 47,105)	0.244	0.161	0.108	0.064

増加財政需要額の内訳

区 分	燃 料 費	施 設 更 新 費
4 級 地	148,100円 × 64台 = 9,478千円	31,500円 × 64台 = 2,016千円
3 級 地	98,200円 × 64台 = 6,285千円	20,297円 × 64台 = 1,299千円
2 級 地	65,500円 × 64台 = 4,192千円	13,831円 × 64台 = 885千円
1 級 地	38,400円 × 64台 = 2,458千円	8,865円 × 64台 = 567千円

(注)ストープ台数

$$\left. \begin{array}{l} \text{鉄 筋} \frac{5,952\text{m}^2 \times 0.60}{74\text{m}^2} = 48\text{台} \\ \text{鉄 筋 以 外} \frac{1,746\text{m}^2 \times 0.60}{66\text{m}^2} = 16\text{台} \end{array} \right\} \text{計 64台}$$

3 積 雪 度

除雪費に係る増加財政需要額を算定するために適用するものであり、その所要一般財源を標準団体の一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

(単位：千円)

級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
除雪費 (a)	15,161	6,892	2,757	1,378
補正率((a)/47,105)	0.322	0.146	0.059	0.029

増加財政需要額の内訳

区 分	除 雪 費 等
4 級 地	17,900円 × 847人 = 15,161千円
3 級 地	17,900円 × 385人 = 6,892千円
2 級 地	17,900円 × 154人 = 2,757千円
1 級 地	17,900円 × 77人 = 1,378千円

第四項 事業費補正

事業費補正は、臨時高等学校整備事業債のうち大規模改造事業に係る単独分及び老朽施設改築事業(老朽単独)分並びに学校教育施設等整備事業債のうち公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業に係る元利償還金を理論的に算入することとした。

$$\text{算式} \quad \text{事業費補正係数-1} = \frac{\sum_{n=16}^{19} (B_n \times C_n) + \sum_{n=10}^{19} (D_n \times E_n) + F_{\text{令2}} \times G_{\text{令2}}}{78,500円 \times A}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値(生徒数)

B_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債のうち大規模改造事業に係る単独分の同意等額

C_n：次の表に掲げる率(40%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	16	17	18	19
市場公募都市	0.0390	0.0176	0.0150	0.0152
その他の市町村		0.0000	0.0000	0.0000

D_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債のうち老朽施設改築事業(老朽単独)分の同意等額

E_n：次の表に掲げる率(50%算入(平成11年度以降は40%算入)の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
市場公募都市	0.0030	0.0086	0.0160	0.0108	0.0093	0.0000	0.0039	0.0176	0.0150	0.0152
その他の市町村								0.0000	0.0000	0.0000

78,500円：単位費用

F_{令2}：国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和2年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。)のうち高等学校に係るものの額に相当する額

G_{令2}：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	R2
市場公募都市	0.03128
その他の市町村	0.03812

第四節 その他の教育費

単位費用	4,420円	測定単位	人口

その他の教育費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ、密度補正Ⅲ、普通態容補正Ⅰ、普通態容補正Ⅱ及び投資態容補正（投資補正Ⅱ）である。

算式 段階補正係数×（密度補正Ⅰ係数+密度補正Ⅲ係数-1）×普通態容補正Ⅰ係数+（密度補正Ⅱ係数-1）+（投資補正Ⅱ係数-1）+（普通態容補正Ⅱ係数-1）

第一項 段 階 補 正

人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中Z）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの職員数

人口段階	区分	教育長	課長	職員A	職員B	合計	教育委員
	千人	人	人	人	人	人	人
4		1	—	1	3	5	4
8		1	—	1	7	9	4
12		1	—	3	8	12	4
20		1	—	5	11	17	4
30		1	1	6	13	21	4
100		1	4	12	29	46	4
250		1	4	23	56	84	4
400		1	4	35	87	127	4
1,000		1	7	85	207	300	5
2,000		1	11	156	378	546	5

第二表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階 経費区分	人 4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	100,000 (標準団体)	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
給 与 費	29,754	50,290	71,470	102,775	130,171	292,210	518,484	771,674	1,807,114	3,277,927
人 口 比 例 経 費	407	814	1,221	2,034	3,051	10,171	25,428	40,684	101,710	203,420
その他の経費	12,907	19,487	25,821	41,681	57,653	146,203	333,962	521,783	1,239,672	2,453,895
特 定 財 源	565	850	1,122	1,821	2,523	6,533	16,320	26,092	63,346	126,606
一 般 財 源 計	42,503	69,741	97,390	144,669	188,352	442,051	861,554	1,308,049	3,085,150	5,808,636
単位当たり費用 Z (円)	10,626	8,718	8,116	7,233	6,278	4,420	3,446	3,270	3,085	2,904
Z / 単位費用	2.404	1.972	1.836	1.636	1.420	1.000	0.780	0.740	0.698	0.657

第三表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 8千人	$\frac{1}{P}$ (1.54 P + 3,460)
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$ (1.57 P + 3,220)
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$ (1.33 P + 6,100)
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$ (0.99 P + 12,900)
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$ (0.82 P + 18,000)
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$ (0.63 P + 37,000)
250 ～ 400千人	$\frac{1}{P}$ (0.68 P + 24,500)
400 ～ 1,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.67 P + 28,500)
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.62 P + 78,500)

(注) P＝当該団体の人口

(注) 段階補正係数が2.405を超えるときは、2.405とする。

第二項 密 度 補 正

密度補正は、人口密度による補正(密度補正Ⅰ及び密度補正Ⅲ)、市町村立の大学、短期大学及び高等専門学校(学生数、市町村立の特別支援学校の幼児、児童及び生徒数並びに高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数による補正(密度補正Ⅱ))の3種類である。

なお、平成の合併により、市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、密度補正Ⅰについては平成28年度及び平成30年度から3年で段階的に需要額の割増しを行ったところである。

1 密度補正Ⅰ

人口密度が異なれば公民館、図書館及び社会体育施設の運営に要する経費に差異を生ずることを考慮するため密度補正が適用される。

密度補正は、人口密度450人未満の団体について行い、これに用いる通増の率は、標準団体について人口密度の通減に伴い通増する基準財政需要額及び単位費用を第一表のとおり算出し、それぞれの段階ごとの単位費用を基礎として段階補正の場合と同様の方法によって第二表のとおり定めたものである。

第一表 密度段階別基準財政需要額算定内訳及び単位費用

経費等		密度段階	450人	300人	150人	100人	50人	20人
所要一般財源	公民館数	数	9	15	19	20	23	31
	職員数	数						
	館長		1	1	1	1	1	1
	職員A		1	1	2	2	4	7
	職員B		4	5	5	5	6	7
	公民館運営審議会委員		22	22	25	30	44	69
	報酬		1,424	1,424	1,615	1,933	2,825	4,418
	給与	費	37,290	42,380	50,310	50,310	71,260	100,140
	事業費	費	29,825	63,242	81,209	86,162	95,479	127,715
	財政需要額	a	68,539	107,046	133,134	138,405	169,564	232,273
	図書館分館数	数	1	3	4	4	6	6
	財政需要額	b	14,782	44,346	59,128	59,128	88,692	88,692
	社会体育施設数	数	4	7	9	11	11	12
	財政需要額	c	26,988	47,229	60,723	74,217	74,217	80,964
財政需要額計 (a + b + c)			110,309	198,621	252,985	271,750	332,473	401,929
増加経費			0	88,312	142,676	161,441	222,164	291,620
一般財源総額			442,051	530,363	584,727	603,492	664,215	733,671
うち市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直しによる増加額			12,785	101,674	148,619	147,667	163,645	170,606
単位当たり費用 Z			4,420	5,304	5,847	6,035	6,642	7,337
Z / 単位費用			1.000	1.200	1.323	1.365	1.503	1.660

第二表 密度補正係数算出表

人 口	密度補正係数
450人以上	1.00
300人以上 450人未満	$\frac{1}{P}$ (0.60 P + 180.0)
150人以上 300人未満	$\frac{1}{P}$ (1.08 P + 36.0)
100人以上 150人未満	$\frac{1}{P}$ (1.23 P + 13.5)
50人以上 100人未満	$\frac{1}{P}$ (1.23 P + 13.5)
50人未満	$\frac{1}{P}$ (1.39 P + 5.5)

(注) P = 当該団体の人口密度

2 密度補正Ⅱ

市町村が大学、短期大学、高等専門学校及び特別支援学校を設置している場合における財政需要並びに高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生に係る財政需要額を算定するために、下記の算式により適用される。

算 式

(密度補正Ⅱ係数－1)

【市町村立大学等を設置している場合における財政需要分】

$$\begin{aligned} &= \frac{A \times 3,776 \text{千円} + B \times 1,465 \text{千円} + C \times 1,675 \text{千円} + D \times 214 \text{千円} + E \times 437 \text{千円}}{\text{当該団体の人口} \times (\text{単位費用} = 4,420 \text{円})} \\ &\quad + \frac{F \times 793 \text{千円} + G \times 886 \text{千円} + H \times 358 \text{千円} + I \times 602 \text{千円} + J \times 684 \text{千円}}{\text{当該団体の人口}} \\ &\quad + \frac{K \times 51 \text{千円} + L \times 462 \text{千円} + M \times 544 \text{千円} + N \times 697 \text{千円}}{\text{当該団体の人口}} \\ &= \frac{A \times 854 + B \times 331 + C \times 379 + D \times 48 + E \times 99 + F \times 179 + G \times 200 + H \times 81}{\text{当該団体の人口}} \\ &\quad + \frac{I \times 136 + J \times 155 + K \times 12 + L \times 105 + M \times 123 + N \times 158}{\text{当該団体の人口}} \end{aligned}$$

算式の符号

A～F： 学校基本調査規則によって調査した令和6年5月1日現在における当該市町村の設置する大学（当該市町村が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第6条第3項に規定する設立団体である同法第68条第1項の公立大学法人の設置する大学を含む。以下同じ。）に在学する次の学部（学部学生のほか専攻科、大学院に在学する学生を含むものであるが、別科の学生及び聴講生、研究生等は含まないものである。）の数。
なお、大学を新設した場合（学部・学科の新増設は含まない。）においては、開設初年度目にあつては、当該学生数に2.0を、開設2年度目にあつては当該学生数に1.5を、開設3年度目にあつては、当該学生数に1.25をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。）とする。

- A：医学部
- B：理科学部（理学部、工学部、農学部、水産学部をいう。）
- C：保健系学部（医学部を除く。）
- D：社会科学系学部
- E：人文科学系学部
- F：家政系学部及び芸術系学部

G～I： 学校基本調査規則によって調査した令和6年5月1日現在における当該市町村の設置する短期大学（当該市町村が地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体である同法第68条第1項の公立大学法人の設置する短期大学を含む。）に在学する次の学科の学生（本科及び専攻科の学生をいうものであり、別科の学生及び聴講生は含まないものである。）の数。
なお、短期大学を新設した場合（学科の新増設は含まない。）においては、3年制短期大学については、開設初年度目にあつては当該学生数に3.0を、開設2年度目にあつては当該学生数に1.5を、2年制短期大学については、開設初年度目にあつては当該学生数に2.0をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。）とする。

- G：理学系、工学系、農学系及び保健系学科
- H：文科系学科
- I：家政系学科及び芸術系学科

J： 学校基本調査規則によって調査した令和6年5月1日現在における当該市町村の設置する高等専門学校（当該市町村が地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体である同法第68条第1項の公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）に在学する学生数

3,776千円：
1,465千円：
1,675千円：
214千円：
437千円：
793千円：
886千円：
358千円：
602千円：
684千円：

市町村立の大学、短期大学及び高等専門学校の学生1人当たりの経費

K～N： 学校基本調査規則によって調査した令和6年5月1日現在における当該市町村立特別支援学校における次の数

K： 幼稚部に在学する幼児数

L： 小学部及び中学部に在学する児童数及び生徒数

M： 高等部(本科)に在学する生徒数

N： 高等部(専攻科及び別科)に在学する生徒数

51千円：
462千円：
544千円：
697千円：

市町村立の特別支援学校の幼児、児童及び生徒1人当たりの経費

【高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生に係る財政需要分】

$$= \frac{1}{\text{当該団体の人口} \times (\text{単位費用} = 4,420\text{円})} \left\{ \begin{aligned} & \{ A \times a + B \times b + C \times c + D \times d + E \times e + F \times f + G \times g + \\ & H \times h + I \times i + (J \times j + K \times k + L \times l) \times \alpha + M \times m + \\ & N \times n + O \times o + P \times p + Q \times q + R \times r + S \times s + T \times t + \\ & U \times u + (V \times v + W \times w + X \times x) \times \beta \} \times 1.156 + \\ & (Y \times y + Z \times z + A A \times a a + A B \times a b + A C \times a c + \\ & A D \times a d + A E \times a e + A F \times a f) \times 1.088 - \\ & (\text{当該団体の人口}/100,000\text{人}) \times 4,519,000\text{円} \end{aligned} \right\}$$

$$= \frac{1}{\text{当該団体の人口}} \left\{ \begin{aligned} & \{ A \times 121.222 + B \times 80.814 + C \times 40.407 + D \times 88.235 + E \times \\ & 58.824 + F \times 29.412 + G \times 53.077 + H \times 35.385 + I \times 17.692 + \\ & (J \times 37.738 + K \times 25.158 + L \times 12.579) \times \alpha + M \times 63.801 + \\ & N \times 42.534 + O \times 21.267 + P \times 38.281 + Q \times 25.520 + R \times \\ & 12.760 + S \times 19.140 + T \times 12.760 + U \times 6.380 + \\ & (V \times 15.837 + W \times 10.566 + X \times 5.294) \times \beta \} \times 1.156 + \\ & (Y \times 30.317 + Z \times 22.059 + A A \times 13.281 + A B \times 9.434 + \\ & A C \times 15.950 + A D \times 9.570 + A E \times 4.796 + A F \times 3.959) \times \\ & 1.088 \end{aligned} \right\} - 0.010$$

算式の符号

- A：市町村立大学授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
B：市町村立大学授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
C：市町村立大学授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
D：市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
E：市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
F：市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
G：市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
H：市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
I：市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
J：市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
K：市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
L：市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
M：市町村立大学入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
N：市町村立大学入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
O：市町村立大学入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
P：市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
Q：市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
R：市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
S：市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
T：市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
U：市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
V：市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
W：市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
X：市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
Y：市町村立大学支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
Z：市町村立短期大学支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
AA：市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
AB：市町村立専門学校支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
AC：市町村立大学支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数
AD：市町村立短期大学支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数
AE：市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数
AF：市町村立専門学校支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数

α ：次の算式により算定した率（小数点以下第3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

$$(a \times 3) \div (b \times 3 + c \times 2 + d) \div 166,800$$

算式の符号

- a：市町村立専門学校の令和5年度授業料減免実績額
b：符号Jに同じ。
c：符号Kに同じ。
d：符号Lに同じ。

β ：次の算式により算定した率（小数点以下第3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

$$(e \times 3) \div (f \times 3 + g \times 2 + h) \div 70,000$$

算式の符号

- e：市町村立専門学校の令和5年度入学金減免実績額
f：符号Vに同じ。
g：符号Wに同じ。
h：符号Xに同じ。

a～af：以下の表のそれぞれに該当する単価

			授業料	入学金
市町村立	大学	ア	a: 535,800円	m: 282,000円
		イ	b: 357,200円	n: 188,000円
		ウ	c: 178,600円	o: 94,000円
		エ	y: 134,000円	ac: 70,500円
	短期大学	ア	d: 390,000円	p: 169,200円
		イ	e: 260,000円	q: 112,800円
		ウ	f: 130,000円	r: 56,400円
		エ	z: 97,500円	ad: 42,300円
	高等専門学校	ア	g: 234,600円	s: 84,600円
		イ	h: 156,400円	t: 56,400円
		ウ	i: 78,200円	u: 28,200円
		エ	aa: 58,700円	ae: 21,200円
	専門学校	ア	j: 166,800円	v: 70,000円
		イ	k: 111,200円	w: 46,700円
		ウ	l: 55,600円	x: 23,400円
		エ	ab: 41,700円	af: 17,500円

ア：住民税非課税世帯

イ：住民税準非課税世帯（2/3区分）

ウ：住民税準非課税世帯（1/3区分）

エ：支援拡充（多子世帯）

4,519,000円：単位費用に積算されている授業料等減免費交付金の一般財源額

3 密度補正Ⅲ

人口密度が異なれば学校給食に要する経費に差異を生ずることを考慮するため密度補正が適用される。

密度補正は、人口密度450人未満の団体について行い、これに用いる通増の率は、標準団体について人口密度の通減に伴い通増する基準財政需要額及び単位費用を第一表のとおり算出し、それぞれの段階ごとの単位費用を基礎として段階補正の場合と同様の方法によって第二表のとおり定めたものである。

第一表 密度段階別基準財政需要額算定内訳及び単位費用

経費等 \ 密度段階	450人	300人	150人	100人	50人	20人
給食に要する経費	216,949	235,132	247,182	258,964	290,504	345,758
増加経費	0	18,183	30,233	42,015	73,555	128,809
一般財源総額	442,051	460,234	472,284	484,066	515,606	570,860
うち市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直しによる増加額	0	18,183	30,233	42,015	73,555	128,809
単位当たり費用 Z	4,420	4,602	4,723	4,841	5,156	5,709
Z / 単位費用	1.000	1.041	1.069	1.095	1.167	1.292

第二表 密度補正係数算出表

人 口	密度補正係数
450人以上	1.00
300人以上 450人未満	$\frac{1}{P}$ (0.92 P + 36.0)
150人以上 300人未満	$\frac{1}{P}$ (1.01 P + 9.0)
100人以上 150人未満	$\frac{1}{P}$ (1.02 P + 7.5)
50人以上 100人未満	$\frac{1}{P}$ (1.02 P + 7.5)
50人未満	$\frac{1}{P}$ (1.09 P + 4.0)

(注1) P＝当該団体の人口密度

(注2) 一本算定の団体以外の団体については、1.000とする。

第三項 普通態容補正

1 普通態容補正 I

①地域手当の級地区分ごとの行政質量差と②種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じて得た係数に、第二表の種地ごとの個別係数(物件費及び設備費等の差を考慮した率)を加えた率をもって普通態容補正係数(補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。)とした。

第一表 地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の 級地区分	共通係数	A× 給与費の率 0.656	権能差反映分		
			指定都市	中核市	その他の市町村
			B× 権能差率 1.084	B× 権能差率 1.051	B× 権能差率 1.000
	A	B	C	D	D
1 級地	1.151	0.755	0.818	0.794	0.755
2 級地	1.122	0.736	0.798	0.774	0.736
3 級地	1.112	0.729	0.790	0.766	0.729
4 級地	1.091	0.716	0.776	0.753	0.716
5 級地	1.078	0.707	0.766	0.743	0.707
6 級地	1.043	0.684	0.741	0.719	0.684
7 級地	1.022	0.670	0.726	0.704	0.670
無級地	0.997	0.654	0.709	0.687	0.654

第二表 種地区分による係数算出表

種地	特別区及び中核市以外の市町村			中核市	
	基準評点における 個別係数	算式		基準評点における 個別係数	算式
I 10	特別区	0.644	0.000520 X + 0.1500		
	政令市	0.698	0.000560 X + 0.1660		
I 9	政令市	0.683	0.000300 X + 0.4130		
I 8	政令市	0.667	0.000320 X + 0.3950		
I 7	政令市	0.636	0.000310 X + 0.4035		
	その他の市	0.587	0.000280 X + 0.3770	0.617	0.000290 X + 0.3995
I 6	政令市	0.551	0.000850 X + △ 0.0015		
	その他の市	0.508	0.000790 X + △ 0.0055	0.534	0.000830 X + △ 0.0055
I 5		0.446	0.000620 X + 0.1050	0.469	0.000650 X + 0.1115
I 4		0.344	0.001020 X + △ 0.1150	0.362	0.001070 X + △ 0.1195
I 3		0.322	0.000220 X + 0.2450		
I 2		0.262	0.000400 X + 0.1820		
I 1		0.231	0.000310 X + 0.2000		
II 10		0.526	0.000240 X + 0.2980	0.553	0.000240 X + 0.3250
II 9		0.478	0.000960 X + △ 0.3860	0.502	0.001020 X + △ 0.4160
II 8		0.430	0.000960 X + △ 0.3860	0.452	0.001000 X + △ 0.3980
II 7		0.383	0.000940 X + △ 0.3690	0.403	0.000980 X + △ 0.3810
II 6		0.361	0.000440 X + 0.0310	0.379	0.000480 X + 0.0190
II 5		0.344	0.000340 X + 0.1060	0.362	0.000340 X + 0.1240
II 4		0.290	0.000540 X + △ 0.0340	0.305	0.000570 X + △ 0.0370
II 3		0.239	0.000510 X + △ 0.0160	0.251	0.000540 X + △ 0.0190
II 2		0.163	0.000507 X + △ 0.0145	0.171	0.000533 X + △ 0.0156
II 1		0.138	0.000143 X + 0.1130	0.145	0.000149 X + 0.1189

(注) Xは市町村の評点である。

① 地域手当の級地区分による係数

一般財源総額に占める共通係数の影響を受ける経費(給与費一般財源分)の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数及び次の(1)から(2)に基づく行政権能差を乗じて得た率をもって地域手当級地区分による補正率とした。

$$\frac{\text{給与費一般財源}}{\text{一般財源総額}} = \frac{289,810 \text{千円}}{442,051 \text{千円}} = 0.656$$

(1) 指定都市における権能差

指定都市については、道府県からの事務移譲として道府県費負担教職員の任命及び研修に関する事務等を行わなければならないことから、当該移譲事務に係る経費を加算する必要がある。

この事務移譲に係る経費については、人口170万人の都道府県(標準団体)の区域を指定都市と仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その17分の1の額(人口10万人相当)を標準団体の基準財政需要額に加算した額を標準団体の基準財政需要額で除して得た率をもって行政権能差に係る補正率とした。

指定都市事務移譲に係る需要額 421,938千円 A

- ・教育委員会における任免、給与の決定・負担、休職及び懲戒に関する事務経費
- ・教育公務員特例法第22条の5に基づく付属機関に関する経費
- ・各種研修の実施に要する経費
- ・教育研修センターの運営に要する経費
- ・文化財の保護に関する事務経費
- ・学校・家庭・地域連携協力推進事業に関する経費
- ・法務相談費

$$A \times \frac{100,000 \text{人}}{1,700,000 \text{人} \times 0.666 \text{ (人口170万人の段階補正係数)}} = 37,267 \text{千円} \quad B$$

標準団体(市町村)の基準財政需要額 442,051千円 C

B + C 479,318千円 D

補正率 D / C 1.084

(2) 中核市における権能差

中核市については、道府県からの事務移譲として教職員の研修に関する事務等を行わなければならないことから、当該移譲事務に係る経費を加算する必要がある。

この事務移譲に係る経費については、人口170万人の都道府県(標準団体)の区域を中核市と仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その17分の1の額(人口10万人相当)を標準団体の基準財政需要額に加算した額を標準団体の基準財政需要額で除して得た率をもって行政権能差に係る補正率とした。

中核市事務移譲に係る需要額 256,507千円 A

- ・各種研修の実施に要する経費
- ・教育研修センターの運営に要する経費
- ・文化財の保護に関する事務経費
- ・学校・家庭・地域連携協力推進事業に関する経費

$$A \times \frac{100,000 \text{人}}{1,700,000 \text{人} \times 0.666 \text{ (人口170万人の段階補正係数)}} = 22,656 \text{千円} \quad B$$

標準団体(市町村)の基準財政需要額 442,051千円 C

B + C 464,707千円 D

補正率 D / C 1.051

② 種地区分による係数

種地区分ごとに設定された算式を用いて得た率をもって種地区分による係数とした。

2 普通態容補正Ⅱ

指定都市立の小学校、中学校及び特別支援学校における教職員の給与費及び旅費等を算定するため普通態容補正Ⅱを適用している。

算式

$$(\text{普通態容補正Ⅱ係数}-1) = \frac{B+C+D+E}{(\text{単位費用} = 4,420 \text{円}) \times A}$$

算式の符号

A : 測定単位の数

B : 次の算式により算定した指定都市立小学校の教職員経費の額

算式

$$6,381 \text{ 千円} \times b_1 \times \{ (b_2 \times b_3) + b_4 \}$$

算式の符号

6,381 千円 : 第一表のとおり算定した小学校の教職員 1 人あたり経費

b₁ : 令和 6 年 5 月 1 日現在の指定都市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の教職員数

b₂ : 第二表のとおり算定した地域手当係数

b₃ : 次の算式によって算定した年齢構成差等係数

算式

$$\frac{\alpha}{519,256\text{円}} \times 0.901 + 0.099$$

算式の符号

α : 令和 5 年度における各指定都市の小中学校教職員平均給与月額（地域手当及び寒冷地手当を除く。）

519,256 円 : 全国平均の小中学校教職員平均給与月額

0.901 : 小学校の教職員 1 人あたり経費に占める給与費（退職手当等を除く。）の割合

b₄ : 寒冷地手当係数（札幌市に限る。） 0.009

C : 次の算式により算定した指定都市立中学校の教職員経費の額

算式

$$6,281 \text{ 千円} \times c_1 \times \{ (c_2 \times c_3) + c_4 \}$$

算式の符号

6,281 千円 : 第一表のとおり算定した中学校の教職員 1 人あたり経費

c₁ : 令和 6 年 5 月 1 日現在の指定都市立中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の教職員数

c₂ : 第二表のとおり算定した地域手当係数

c₃ : 次の算式によって算定した年齢構成差等係数

算式

$$\frac{\alpha}{519,256\text{円}} \times 0.900 + 0.100$$

算式の符号

α : 令和 5 年度における各指定都市の小中学校教職員平均給与月額（地域手当及び寒冷地手当を除く。）

519,256 円 : 全国平均の小中学校教職員平均給与月額

0.900 : 中学校の教職員 1 人あたり経費に占める給与費（退職手当等を除く。）の割合

c₄ : 寒冷地手当係数（札幌市に限る。） 0.009

D : 次の算式により算定した指定都市立特別支援学校（小学部・中学部・高等部（本科））の教職員経費の額

算式

$$5,915 \text{ 千円} \times (d_1 + d_2) \times \left\{ \frac{d_1 \times (d_3 \times d_4) + (d_2 \times 1.24) \times d_3}{(d_1 + d_2)} + d_5 \right\}$$

算式の符号

5,915 千円 : 第一表のとおり算定した特別支援学校の教職員 1 人あたり経費

d₁ : 令和 6 年 5 月 1 日現在の指定都市立特別支援学校（小・中学部）の教職員数

d₂ : 令和 6 年 5 月 1 日現在の指定都市立特別支援学校（高等部（本科））の教職員数

d₃ : 第二表のとおり算定した地域手当係数

1.24 : 小・中学部の教職員 1 人あたり経費に対する高等部の教職員 1 人あたり経費の比率

d₄ : 次の算式によって算定した年齢構成差等係数

算式

$$\frac{\beta}{537,370\text{円}} \times 0.436 + 0.564$$

算式の符号

β : 令和5年度における各指定都市の特別支援学校（小・中学部）教職員平均給与月額（地域手当及び寒冷地手当を除く。）

537,370円 : 全国平均の特別支援学校（小・中学部）教職員平均給与月額（同上。）

0.436 : 特別支援学校の教職員1人あたり経費に占める給与費（退職手当等を除く。）の割合

d_5 : 寒冷地手当係数（札幌市に限る。） 0.010

E : 次の算式により算定した指定都市立特別支援学校（幼稚部・高等部（専攻科））の教職員経費の額

算式

1,417 千円 $\times e_1 +$ 4,046 千円 $\times e_2$

算式の符号

1,417 千円 : 幼稚部の幼児1人あたり経費のうち教職員の人件費及び旅費

4,046 千円 : 高等部（専攻科）の生徒1人あたり経費のうち教職員の人件費及び旅費

e_1 : 令和6年5月1日現在の指定都市立特別支援学校（幼稚部）の幼児数

e_2 : 令和6年5月1日現在の指定都市立特別支援学校（高等部（専攻科））の生徒数

第一表 教職員1人あたり経費の算定基礎

（単位 千円）

区 分	経 費					積算内容
	小学校分	中学校分	特別支援学校分			
				義務制	非義務制	
給 与 費 報 酬 等	53,427,114	30,380,695	7,907,376	5,616,584	2,290,792	スクールカウンセラー活用事業 補習等のための指導員等派遣事業 補習等のための指導員等派遣事業（部活動指導員分）
	135,045	107,690	-	-	-	
	480,889	253,207	15,323	15,323	-	
		23,133				
旅 費 委 託 料	471,276	271,786	84,401	54,485	29,916	宿日直分
	-	-	20,744	14,343	6,401	
歳 出 計 a	54,514,324	31,036,511	8,027,844	5,700,735	2,327,109	
国 庫 支 出 金	13,701,999	7,800,961	1,433,273	1,433,273	-	義務教育費国庫負担金
	45,015	35,897	-	-	-	補助金（スクールカウンセラー活用分）
	160,296	84,402	5,107	5,107	-	補助金（補習等のための指導員等派遣分）
歳 入 計 b	13,907,310	7,921,260	1,438,380	1,438,380	-	
差引一般財源 c a-b	40,607,014	23,115,251	6,589,464	-	-	
教職員数 d	6,364	3,680	1,114	-	-	
1人あたり経費 e c/d	6,381	6,281	5,915	-	-	

（注）本表は、人口170万人の規模を有する指定都市を想定し、作成したものである。

第二表 地域手当係数の算定基礎

地域手当の級地区分に応じた行政の質の差を反映させるものであり、次表のように一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えて得た率をもって地域手当係数とした。

地域手当の級地区分	共通係数 A	小 学 校		中 学 校		特別支援学校	
		$A \times 0.97$ B	$B + 0.03$	$A \times 0.962$ C	$C + 0.038$	$A \times 0.974$ D	$D + 0.026$
1級地	1.151	1.116	1.146	1.107	1.145	1.121	1.147
2級地	1.122	1.088	1.118	1.079	1.117	1.093	1.119
3級地	1.112	1.079	1.109	1.070	1.108	1.083	1.109
4級地	1.091	1.058	1.088	1.050	1.088	1.063	1.089
5級地	1.078	1.046	1.076	1.037	1.075	1.050	1.076
6級地	1.043	1.012	1.042	1.003	1.041	1.016	1.042
7級地	1.022	0.991	1.021	0.983	1.021	0.995	1.021
無級地	0.997	0.967	0.997	0.959	0.997	0.971	0.997

(注) 補正係数が1.000未満となるものは、1.000とする。

(参考) 一般財源総額に占める共通係数の影響を受ける給与費の割合

	区 分	給与費	その他の経費	計
小 学 校	経 費	39,380,421 千円	1,226,593 千円	40,607,014 千円
	比 率	0.970	0.030	1.000
中 学 校	経 費	22,241,131 千円	874,120 千円	23,115,251 千円
	比 率	0.962	0.038	1.000
特別支援学校	経 費	6,415,502 千円	173,962 千円	6,589,464 千円
	比 率	0.974	0.026	1.000

第四項 投資態容補正

1 投資補正

市町村立の特別支援学校に係る所要額を算定するため、特別支援学校の学級数を用いて次の算式によって補正係数を算出する。

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{投資補正係数} - 1) &= \frac{A \times 932 \text{千円} + B \times 964 \text{千円} + C \times 1,377 \text{千円}}{\text{当該団体の人口} \times (\text{単位費用} = 4,420 \text{円})} \\
 &= \frac{A \times 211 + B \times 218 + C \times 311}{\text{当該団体の人口}}
 \end{aligned}$$

算式の符号

学校基本調査規則によって調査した令和6年5月1日現在における市町村立の次の学校の学級数

A：特別支援学校の幼稚部に在学する幼児をもって編制された実学級数

B：特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童又は生徒をもって編制された実学級数

C：特別支援学校の高等部(別科及び専攻科を含む。)に在学する生徒をもって編制された実学級数

932千円：幼稚部の1学級あたり経費

964千円：小学部及び中学部の1学級あたり経費

1,377千円：高等部の1学級あたり経費

第四章 厚生費

第一節 生活保護費

単位費用	9,430円	測定単位	市部人口

生活保護費に適用する補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正並びに寒冷補正Ⅰ及び寒冷補正Ⅱである。

算式

段階補正係数×普通態容補正係数×{(寒冷補正Ⅰ係数+寒冷補正Ⅱ係数)－1}+(密度補正係数－1)

第一項 段階補正

測定単位である人口の段階ごとの職員数を第一表のように定め、各段階における財政需要額を第二表のとおり積算して、当該財政需要額をそれぞれの段階の測定単位で除して得た単位当たり費用を基礎として、第三表のとおり段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの職員配置表

区分 人口段階	所長 (職員A)	指導員 (職員A)	現業員 (職員A)	現業員 (職員B)	事務員			合計		
					職員A		職員B	職員A		職員B
千人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
4	1	－	1	3	1	－	1	6	2	4
8	1	1	1	4	1	－	1	8	3	5
12	1	1	1	5	1	－	1	9	3	6
20	1	1	1	6	2	－	2	11	3	8
30	1	1	1	8	2	－	2	13	3	10
100	1	3	1	24	4	1	3	33	6	27
250	1	8	3	59	9	2	7	80	14	66
400	2	12	4	95	12	3	9	125	21	104
1,000	7	30	10	230	29	4	25	306	51	255
2,000	16	60	20	443	58	8	50	597	104	493

各人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階 経費区分	人 4,000	人 8,000	人 12,000	人 20,000	人 30,000	人 100,000 (標準団体)	人 250,000	人 400,000	人 1,000,000	人 2,000,000
給与費	36,804	53,116	58,351	68,677	79,149	192,096	460,174	718,087	1,762,778	3,458,406
人口比例経費	30,007	60,012	90,019	150,031	225,049	750,160	1,875,402	3,000,640	7,501,600	15,003,200
その他の経費	94	125	141	172	204	517	1,253	1,958	4,794	9,353
一般財源計	66,905	113,253	148,511	218,880	304,402	942,773	2,336,829	3,720,685	9,269,172	18,470,959
単位当たり費用 Z (円)	16,726	14,157	12,376	10,944	10,147	9,430	9,347	9,302	9,269	9,235
Z / 単位費用	1.774	1.501	1.312	1.161	1.076	1.000	0.991	0.986	0.983	0.979

第三表 段階補正係数算出表

人 口		段階補正係数
～	8千人	$\frac{1}{P}$ (1.23 P + 2,160)
8 ～	12千人	$\frac{1}{P}$ (0.94 P + 4,480)
12 ～	20千人	$\frac{1}{P}$ (0.93 P + 4,600)
20 ～	30千人	$\frac{1}{P}$ (0.89 P + 5,400)
30 ～	100千人	$\frac{1}{P}$ (0.97 P + 3,000)
100 ～	250千人	$\frac{1}{P}$ (0.99 P + 1,000)
250 ～	400千人	$\frac{1}{P}$ (0.97 P + 6,000)
400 ～	1,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.98 P + 2,000)
1,000千人 ～		$\frac{1}{P}$ (0.98 P + 2,000)

(注) P = 当該団体の人口

第二項 密 度 補 正

密度補正係数の算定は、社会福祉主事費に係る補正(密度補正：生活扶助者等の数)、生活保護費に係る補正(密度補正：被生活保護者等の数)とする。この場合における補正係数の適用に当たっては、以下の算式によって算出し、加算係数とする。

1 密度補正：生活扶助者等の数

社会福祉主事の設置に要する経費が市部人口（福祉事務所設置町村に係る人口を含む。以下この項において同じ。）に対する生活扶助者等の数の密度に応じて通増又は通減すると考えられるので、被生活保護者等の数のうち生活扶助等を受けた者の数を市部人口で除して得た数により算定した密度と標準団体における密度の差を用いて補正を行うものである。

2 密度補正：被生活保護者等の数

生活扶助等に要する経費が市部人口よりも被生活保護者等の数に比例すると考えられるので、当該団体がその経費を負担する被生活保護者等の数を市部人口で除して得た数により算定した密度と標準団体における密度の差を用いて補正を行うものである。

密度補正係数の具体的な算定方法については、道府県分の場合と同様であるが、前年度の生活扶助者等の数が前々年度の数に対して90%未満となる市（福祉事務所設置町村を含む。以下この節において同じ。）については、激変緩和の措置として前々年度の90%の数を用いて算定する。

なお、当該補正に係る被生活保護者等の数については、令和5年度における被生活保護者等の実数と令和5年度における交付税の算定数との差分について令和6年度算定で調整することとした。

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数} - 1) &= \frac{1}{9,430\text{円} \times A} \times \left[\left\{ \left(\frac{116,623,000\text{円}}{1,460\text{人}} \right) \times \left(B - 1,460\text{人} \times \frac{A}{100,000\text{人}} \right) \right\} \right. \\
 &\quad \left. + \left\{ 147,510\text{円} \times \left(C \times \alpha - 4,923\text{人} \times \frac{A}{100,000\text{人}} \right) \right\} \right] \\
 &= \left[\frac{B \times 100}{A} - 1.460 \right] \times 0.085 + \left[\frac{C \times \alpha \times 100}{A} - 4.923 \right] \times 0.156
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：当該団体の生活扶助者等の数

C：次の算式によって求めた被生活保護者等の数

$$\text{算式：} a + \{ b - (c \times 0.977) \} \times 0.989$$

a : 被生活保護者等の数

当該市の区域内で令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に生活保護法に基づく扶助を受けた者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けた者の月ごとの実人員の合計数に「扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率」を乗じて得た数の合計数

b : 被生活保護者等の実数

当該市の区域内で令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に生活保護法に基づく扶助等を受けた扶助区分ごとの被生活保護者等の数の月ごとの実人員の合計数に「前年度の扶助別単価差率」を乗じて得た数の合計数

c : 前年度における被生活保護者等の数

当該市の区域内で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に生活保護法に基づく扶助等を受けた扶助区分ごとの被生活保護者等の数の月ごとの実人員の合計数に「前年度用いた扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率」を乗じて得た数の合計数

0.977 : 令和5年度補正予算分を勘案した率

0.989 : 前年度に用いた被生活保護者1人当たり算入単価を今年度の被生活保護者1人当たり算入単価で除して得た数

$$0.989 = \frac{145,830}{147,510}$$

扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率

扶 助 区 分	被生活保護者等数伸率 A	扶助別単価差率		A × B × 1/12 C
		1人当たり単価 a	a / 49,171円 B	
生 活 扶 助	1.0629	49,171円	1.0000	0.0886
住 宅 扶 助	1.0733	29,371円	0.5973	0.0534
教 育 扶 助	0.9828	8,198円	0.1667	0.0137
医 療 扶 助（入院分）	0.9459	851,304円	17.3131	1.3647
〃（入院外分）	0.9730	44,619円	0.9074	0.0736
介 護 扶 助	1.0621	20,419円	0.4153	0.0368
そ の 他 の 扶 助	1.1001	36,111円	0.7344	0.0673

(注) 1 A欄は、令和6年度分の令和5年度分に対する被生活保護者等の数の推定の伸率である。

2 B欄は、生活扶助に係る1人当たり単価を1.0000とした場合におけるそれぞれの扶助に係る1人当たり単価の割合である。

3 A × Bに1/12を乗ずるのは、被生活保護者等の数が年間人員であるので、月間人員を算出するためである。

4 その他の扶助の36,111円は、出産、生業及び葬祭扶助の単価の平均である。

前年度の扶助別単価差率

扶 助 区 分	扶助別単価差率		A × 1/12
	1人当たり単価 a	a / 48,611円 A	
生 活 扶 助	48,611円	1.0000	0.0833
住 宅 扶 助	29,080円	0.5982	0.0499
教 育 扶 助	7,927円	0.1631	0.0136
医 療 扶 助（入院分）	833,974円	17.1561	1.4297
〃（入院外分）	44,294円	0.9112	0.0759
介 護 扶 助	20,606円	0.4239	0.0353
そ の 他 の 扶 助	32,647円	0.6716	0.0560

前年度用いた扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率

扶 助 区 分	乗 率
生 活 扶 助	0.0881
住 宅 扶 助	0.0531
教 育 扶 助	0.0136
医 療 扶 助（入院分）	1.4277
〃（入院外分）	0.0742
介 護 扶 助	0.0374
そ の 他 の 扶 助	0.0603

α：扶助費の種地ごとの単価差率

生活保護扶助費の基準単価は市によって差があるので、単価差によって補正する必要がある。単価差の地域区分は種地区分と必ずしも正確に一致するものではないが、概ね同一の傾向を示していることから、種地によって単価差による補正をすることとし、単価差率を次のとおり定めた。

種 地	I－10	I－9	I－8	I－7	I－6
単価差率	1.034	1.027	1.020	1.013	0.990
種 地	I－5	I－4	I－3	I－2	I－1
単価差率	0.959	0.921	0.906	0.898	0.892
種 地	Ⅱ－10	Ⅱ－9	Ⅱ－8	Ⅱ－7	Ⅱ－6
単価差率	1.026	1.016	0.996	0.946	0.921
種 地	Ⅱ－5	Ⅱ－4	Ⅱ－3	Ⅱ－2	Ⅱ－1
単価差率	0.918	0.903	0.888	0.885	0.885

これは、生活保護法による「保護の基準」を基礎として算定したものである。

9,430円：単位費用

116,623千円：標準団体における主事費(単価×主事数)

主事費単価の内訳		職員A (4人)	職員B (16人)
給与費		7,930,000円	5,090,000円
特殊勤務手当	12,160円 × 12月	= 145,920円	145,920円
旅 費		19,550円	19,550円
その他の事務費	89,000円 ÷ 33人	= 2,697円	2,697円
(A、B共通)	100,000円 ÷ 20人	= 5,000円	5,000円
計		8,103,167円	5,263,167円

$$8,103,167円 \times 4人 + 5,263,167円 \times 16人 \div 116,623千円$$

1,460人：標準団体における1月当たりの生活扶助者数

147,510円：被生活保護者1人当たり算入単価

(参考)生活扶助費単価(一般財源年額)

$$49,171円 \times 12月 \times 市負担率(0.25) \div 147,510円$$

4,923人：標準団体における被生活保護者等の数であり、次表により算出した。

標準団体における被生活保護者等の数

扶 助 区 分	標準団体の人員 a	「扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率」中の乗率B b	a×b c	c×1/12
生 活 扶 助	17,520人	1.0000	17,520人	—
住 宅 扶 助	17,436人	0.5973	10,415人	—
教 育 扶 助	780人	0.1667	130人	—
医 療 扶 助(入院分)	900人	17.3131	15,582人	—
〃(入院外分)	14,724人	0.9074	13,361人	—
介 護 扶 助	4,308人	0.4153	1,789人	—
そ の 他 の 扶 助	384人	0.7344	282人	—
計	56,052人	—	59,079人	4,923人

第三項 普通態容補正

地域手当の級地区分ごとの行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の率に共通係数を乗じて得た係数を普通態容補正係数とした。

地域手当の 級地区分	共通係数 A	A × 給与費の率 0.204 B	指定都市	中核市	その他の市
			B + 権能差率 0.798 C	B + 権能差率 0.798 D	B + 権能差率 0.796 E
1 級地	1.151	0.235	1.033	1.033	1.031
2 級地	1.122	0.229	1.027	1.027	1.025
3 級地	1.112	0.227	1.025	1.025	1.023
4 級地	1.091	0.223	1.021	1.021	1.019
5 級地	1.078	0.220	1.018	1.018	1.016
6 級地	1.043	0.213	1.011	1.011	1.009
7 級地	1.022	0.208	1.006	1.006	1.004
無級地	0.997	0.203	1.001	1.001	0.999

1 生活保護法第84条の2の規定に基づく他の市町村との行政権能差相当分として、指定都市及び中核市にあっては0.002を加算している。

2 上記の補正係数の合計が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考) 標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

一般財源		
給 与 費	192,096 千円	(0.204)
そ の 他 の 経 費	750,677 千円	(0.796)
合 計	942,773 千円	(1.000)

第四項 寒 冷 補 正

生活保護費の寒冷補正については給与の差に係る補正(寒冷補正Ⅰ)のほかに、生活扶助における冬季加算額の差に係る補正(寒冷補正Ⅱ)が設けられており、寒冷補正は寒冷補正Ⅰ係数に寒冷補正Ⅱ係数を加算した数から1を控除した数によるものとする。

1 寒冷補正Ⅰ(給与差)

寒冷地手当に係る増加財政需要額を算定するために適用するものであり、級地ごとの支給額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

区分 級地	職員1人当たり 支 給 額 A	支 給 総 額 (A×33人) B	補 正 率 B 942,773 千円 C
	円	千円	
1	103,217	3,406	0.004
2	91,042	3,004	0.003
3	88,314	2,914	0.003
4	70,645	2,331	0.002
無	0	0	0.000

2 寒冷補正Ⅱ(寒冷度)

生活扶助における冬季加算額の差について補正するものであるが、標準団体における1ヶ月当たりの生活扶助者数に、寒冷区分による冬季加算額のそれぞれの平均単価と第6区の単価の差額に占める一般財源額を乗じた額を標準団体の一般財源所要額で除して得た率を寒冷度による補正率とした。

なお、冬季加算額平均単価は、生活保護法による「保護の基準」を基礎として算定した。

寒冷区分	冬季加算平均単価 A	A - 7,066円 B	B × 1 / 4 (地方負担率) C	C × 1,460人 D	D 942,773 千円
	円	円	円	千円	
1 区	48,113	41,047	10,262	14,983	0.016
2 区	33,996	26,930	6,733	9,830	0.010
3 区	24,060	16,994	4,249	6,204	0.007
4 区	21,900	14,834	3,709	5,415	0.006
5 区	12,450	5,384	1,346	1,965	0.002
6 区	7,066	0	0	0	0.000

第二節 社会福祉費

単位費用	8,050円	測定単位	人口

社会福祉費に適用する補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正及び事業費補正である。

算式

段階補正係数×普通態容補正係数+(密度補正係数-1)+(事業費補正係数-1)

第一項 段階補正

測定単位である人口の段階ごとの職員数を第一表のように定め、各段階における財政需要額を第二表のとおり積算して、当該財政需要額をそれぞれの段階の測定単位で除して得た単位当たり費用を基礎として、第三表のとおり段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの職員数

人口段階	区分	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
千人		人	人	人	人
4		—	0.5	1.5	2.0
8		—	0.5	2.0	2.5
12		—	0.5	2.5	3.0
20		—	1.0	3.0	4.0
30		1.0	1.0	4.0	6.0
100		1.0	2.0	10.0	13.0
250		1.0	3.0	19.0	23.0
400		2.0	5.0	27.0	34.0
1,000		2.0	9.0	52.0	63.0
2,000		3.0	14.0	82.0	99.0

各人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
経費区分	4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	100,000 (標準団体)	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
給 与 費	11,746	14,291	16,836	23,346	37,436	76,052	130,230	195,956	356,386	558,904
人 口 比 例 経 費	23,433	46,865	70,298	117,163	175,745	585,817	1,464,543	2,343,268	5,858,170	11,716,340
そ の 他 の 経 費	13,429	20,726	26,520	40,880	55,755	143,166	258,262	349,634	756,371	1,434,635
一 般 財 源 計	48,608	81,882	113,654	181,389	268,936	805,035	1,853,035	2,888,858	6,970,927	13,709,879
単位当たり費用 Z (円)	12,152	10,235	9,471	9,069	8,965	8,050	7,412	7,222	6,971	6,855
Z / 単位費用	1.510	1.271	1.177	1.127	1.114	1.000	0.921	0.897	0.866	0.852

第三表 段階補正係数算出表

人 口		段階補正係数
～	8千人	$\frac{1}{P}$ (1.04 P + 1,860)
8 ～	12千人	$\frac{1}{P}$ (0.98 P + 2,340)
12 ～	20千人	$\frac{1}{P}$ (1.05 P + 1,500)
20 ～	30千人	$\frac{1}{P}$ (1.10 P + 500)
30 ～	100千人	$\frac{1}{P}$ (0.95 P + 5,000)
100 ～	250千人	$\frac{1}{P}$ (0.87 P + 13,000)
250 ～	400千人	$\frac{1}{P}$ (0.86 P + 15,500)
400 ～	1,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.84 P + 23,500)
1,000千人 ～		$\frac{1}{P}$ (0.84 P + 23,500)

(注1) P＝当該団体の人口

(注2) 段階補正係数が1.505を超えるときは、1.505とする。

第二項 密 度 補 正

密度補正は、障害福祉サービス利用者（児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者数を除く。）の密度による補正を適用する。

人口を測定単位として社会福祉費に係る基準財政需要額を算定する場合に、人口と障害福祉サービスに要する経費が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている障害福祉サービス利用者数の人口比例を基準として、需要額を割増又は割減するために適用される。

算 式

(密度補正係数－1)

$$\begin{aligned}
 &= \frac{1}{A \times 8,050円} \times \left\{ \left[B1 - 242人 \times \frac{A}{100,000人} \right] \times 524,586円 \right. \\
 &\quad + \left[B2 - 704人 \times \frac{A}{100,000人} \right] \times 523,777円 \\
 &\quad \left. + \left[B3 - 207人 \times \frac{A}{100,000人} \right] \times 436,417円 \right\} \\
 &= \left[\frac{F1 \times 100}{A} \times 0.652 - 0.158 \right] + \left[\frac{F2 \times 100}{A} \times 0.651 - 0.458 \right] + \left[\frac{F3 \times 100}{A} \times 0.542 - 0.112 \right]
 \end{aligned}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値（人口）

B1 : 障害福祉サービスのうち当該団体における居住系サービス利用者数

B2 : 障害福祉サービスのうち当該団体における日中活動系サービス利用者数（児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者数を除く。）

B3 : 障害福祉サービスのうち当該団体における訪問系サービス利用者

524,586円 : 障害者サービスのうち居住系サービス利用者1人当たり単価

242人 : 標準団体に想定している居住系サービス利用者数

523,777円 : 障害者サービスのうち日中活動系サービス利用者1人当たり単価

704人 : 標準団体に想定している日中活動系サービス利用者数

436,417円 : 障害者サービスのうち訪問系サービス利用者1人当たり単価

207人 : 標準団体に想定している訪問系サービス利用者数

第三項 普通態容補正

1 普通態容補正

地域手当の級地区分ごとの行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、一般財源総額に占める給与費の率に共通係数を乗じて得た係数に、第二表の種地ごとの個別係数を合算して得た率をもって普通態容補正係数とした。

なお、指定都市、中核市、町村については、二で述べるとおり行政権能差による補正を併せて行うこととし、地域手当の級地区分による係数及び種地区分による係数それぞれに指定都市、中核市、町村ごとの権能差を反映した補正率を乗じて算定した係数を合算して普通態容補正係数を算定した。

第一表 地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の 級地区分	共通係数	A× 給与費の率 0.094	権能差反映分			
			指定都市	中核市	市※	町村
			B× 権能差率 1.061	B× 権能差率 1.041	B× 権能差率 1.000	B× 権能差率 0.977
	A	B	C	E	E	F
1 級地	1.151	0.108	0.115	0.112	0.108	0.106
2 級地	1.122	0.105	0.111	0.109	0.105	0.103
3 級地	1.112	0.105	0.111	0.109	0.105	0.103
4 級地	1.091	0.103	0.109	0.107	0.103	0.101
5 級地	1.078	0.101	0.107	0.105	0.101	0.099
6 級地	1.043	0.098	0.104	0.102	0.098	0.096
7 級地	1.022	0.096	0.102	0.100	0.096	0.094
無級地	0.997	0.094	0.100	0.098	0.094	0.092

※福祉事務所設置町村を含む。

第二表 種地区分による係数算出表

種地	指定都市	中 核 市	市 (福祉事務所設置町村を含む。)	町 村
I 10	0.000000 X + 0.9850		0.000000 X + 0.9280	
I 9	0.000000 X + 0.9850		0.000000 X + 0.9280	
I 8	0.000000 X + 0.9850		0.000000 X + 0.9280	
I 7	0.000050 X + 0.9425	0.000040 X + 0.9320	0.000040 X + 0.8940	0.000040 X + 0.8730
I 6	0.000080 X + 0.9200	0.000080 X + 0.9020	0.000080 X + 0.8640	0.000080 X + 0.8430
I 5		0.000040 X + 0.9280	0.000030 X + 0.8965	0.000030 X + 0.8755
I 4		0.000070 X + 0.9115	0.000070 X + 0.8745	0.000070 X + 0.8535
I 3			0.000000 X + 0.9060	0.000000 X + 0.8850
I 2			0.000000 X + 0.9060	0.000000 X + 0.8850
I 1			0.000000 X + 0.9060	0.000000 X + 0.8850
II 10		0.000000 X + 0.9580	0.000000 X + 0.9200	0.000000 X + 0.8990
II 9		0.000000 X + 0.9580	0.000000 X + 0.9200	0.000000 X + 0.8990
II 8		0.000060 X + 0.9040	0.000060 X + 0.8660	0.000060 X + 0.8450
II 7		0.000000 X + 0.9550	0.000000 X + 0.9170	0.000000 X + 0.8960
II 6		0.000040 X + 0.9230	0.000040 X + 0.8850	0.000040 X + 0.8640
II 5		0.000060 X + 0.9080	0.000040 X + 0.8850	0.000040 X + 0.8640
II 4		0.000070 X + 0.9010	0.000070 X + 0.8640	0.000070 X + 0.8430
II 3			0.000000 X + 0.9060	0.000000 X + 0.8850
II 2			0.000000 X + 0.9060	0.000000 X + 0.8850
II 1			0.000000 X + 0.9060	0.000000 X + 0.8850

(注) Xは市町村の評点である。

一 行政質量差

単位費用算定の基礎となった標準団体における財政需要額を、給与費(特殊勤務手当を除く。)とその他の経費に分かれ、一般財源総額に対する給与費の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じたものにより算出した各種地をもって補正係数とした。

給与費一般財源

一般財源総額

=

76,052千円

805,035千円

=

0.094

二 行政権能差

(1) 市と町村における行政権能差

障害者福祉費については、市と町村で措置費の負担割合が異なること等により、町村にあつては経費を減額する必要があるため、町村については、次の経費を除いた財政需要額の総額に対する割合を乗ずることとしている。

標準団体の財政需要額	805,035千円	A
控除する項目		
障害者福祉費	18,408千円	
計	18,408千円	B
A－B	786,627千円	C
補正率 C／A＝	0.977	

(2) 指定都市における行政権能差

標準行政経費の算定にあたっては、市町村がすべて指定都市及び中核市以外の市町村であることとして積算されているのであるから、地方自治法第252条の19第1項の規定による指定都市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、人口170万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を人口170万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

指定都市県不要一般財源	713,143千円	A
人口170万人のその他の市の一般財源 B	11,686,990千円	B
A＋B	12,400,133千円	C
権能差率 C／B＝	1.061	

(3) 中核市における行政権能差

上記指定都市と同様に、地方自治法第252条の22の規定による中核市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、人口170万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を人口170万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

中核市県不要一般財源	483,017千円	A
人口170万人のその他の市の一般財源 B	11,686,990千円	B
A＋B	12,170,007千円	C
権能差率 C／B＝	1.041	

三 普通態容補正は、行政質量差による補正及び行政権能差による補正を相乗して行うこととしている。

第四項 事業費補正

平成18年度に一般財源化された社会福祉施設等施設整備補助金・負担金(公立障害者施設及び保護施設分)にかかる施設整備事業債の元利償還金を算入することとしている。
算定方法は以下のとおりである。

算 式

$$(事業費補正係数-1) = \frac{\sum_{n=18}^5 (B_n \times C_n)}{8,050円 \times A}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B_n：n年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業費(一般財源化分)社会福祉施設等施設整備補助金・負担金(公立障害者施設及び保護施設分)に係る地方債の額

C_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市		0.038	0.038	0.04250	0.04795	0.04682	0.03393	0.03491	0.03624	0.035	0.034	0.0332	0.0334
その他の市町村		0.000	0.000	0.05939	0.06216	0.06247	0.04380	0.04480	0.04588	0.045	0.044	0.0432	0.0433
区分	n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5						
市場公募都市		0.03336	0.02473	0.02433	0.00187	0.00460	0.00648						
その他の市町村		0.04329	0.03484	0.03585	0.00216	0.00509	0.00687						

第三節 保 健 衛 生 費

単位費用	7,180円	測定単位	人口

保健衛生費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ及びⅡ、普通態容補正、経常態容補正Ⅰ及びⅡである。

算式

段階補正係数×普通態容補正係数+(密度補正Ⅰ係数-1)+(密度補正Ⅱ係数-1)+(経常態容補正Ⅰ係数-1)+経常態容補正Ⅱ係数

第一項 段 階 補 正

測定単位である人口の段階ごとの職員数を第一表のように定め、各段階における財政需要額を第二表のとおり積算して、当該財政需要額をそれぞれの段階の人口で除して得た単位当たり費用を基礎として、第三表のとおり段階補正係数算出表を定めた。

なお、第一表及び第二表の経費の内訳は、段階補正の見直し後により算出している。

第一表 人口段階ごとの職員数

人口段階 \ 区分	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
千人	人	人	人	人
4	—	0.5	2.5	3.0
8	—	0.5	3.5	4.0
12	—	1.0	4.5	5.5
20	—	1.0	6.5	7.5
30	1.0	1.0	8.0	10.0
100	2.0	2.0	12.0	16.0
250	3.0	4.0	25.0	32.0
400	4.0	6.0	36.0	46.0
1,000	9.0	13.0	86.0	108.0
2,000	17.0	26.0	170.0	213.0

なお、国民健康保険に係る職員(6名)については、当該事務経費が調整密度の対象となっている(=人口比例経費)ことから第1表(=職員数に比例する経費の基礎表)からは除いてある。

第二表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：一般財源は千円、単位当たり費用は円)

人口段階 \ 経費区分	人 4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	100,000 (標準団体)	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
給 与 費	16,695	21,787	30,845	41,028	57,668	94,970	186,029	266,904	622,026	1,224,867
人 口 比 例 経 費	13,503	27,006	40,509	67,514	101,271	337,571	843,928	1,350,284	3,375,710	6,751,420
そ の 他 の 経 費	53,365	56,232	57,740	71,184	89,965	285,088	638,818	984,429	2,344,547	4,617,956
一 般 財 源 計	83,563	105,025	129,094	179,726	248,904	717,629	1,668,775	2,601,617	6,342,283	12,594,243
単位当たり費用Z	20,891	13,128	10,758	8,986	8,297	7,180	6,675	6,504	6,342	6,297
Z / 単位費用	2.910	1.828	1.498	1.252	1.156	1.000	0.930	0.906	0.883	0.877

第三表 段階補正係数算出表

人 口		段階補正係数		
～	8千人	$\frac{1}{P}$	(0.75 P +	8,640)
8 ～	12千人	$\frac{1}{P}$	(0.83 P +	8,000)
12 ～	20千人	$\frac{1}{P}$	(0.88 P +	7,400)
20 ～	30千人	$\frac{1}{P}$	(0.99 P +	5,200)
30 ～	100千人	$\frac{1}{P}$	(0.93 P +	7,000)
100 ～	250千人	$\frac{1}{P}$	(0.88 P +	12,000)
250 ～	400千人	$\frac{1}{P}$	(0.87 P +	14,500)
400 ～	1,000千人	$\frac{1}{P}$	(0.87 P +	14,500)
1,000千人 ～		$\frac{1}{P}$	(0.87 P +	14,500)

(注1) P＝当該団体の人口

(注2) 段階補正係数が2.910を超えるときは、2.910とする

第二項 密 度 補 正

1 密度補正 I

この補正は次の経費を算入している。

- ① 診療所の運営経費
- ② 簡易水道の高料金対策に係る経費
- ③ 簡易水道等の元利償還金等に係る経費(給水人口、平成3年度以降平成11年度以前許可債の一部について元利償還金及び平成12年度以降同意等債の一部について同意等額ベースで算入)
- ④ 市町村立病院の運営経費
- ⑤ 市町村立大学附属病院の運営経費、市町村立リハビリ病院の運営経費
- ⑥ 市町村立病院に係る地方債元利償還金

平成3年度以降平成14年度以前許可債の一部について元利償還金及び平成15年度以降同意等債の一部について同意等額ベースで算入
- ⑦ 市町村立大学附属病院に係る地方債元利償還金(平成5年度以降分)
- ⑧ 市町村立病院等の再編・ネットワーク化に係る経費
- ⑨ 救急告示病院の運営に要する経費
- ⑩ 上水道の高料金対策に係る経費
- ⑪ 上水道水源開発等の元利償還金に係る経費(高度浄水施設整備事業、老朽管更新事業、上水道未普及地域解消事業、上水道災害・安全対策事業及び広域化推進事業分を含む。)
- ⑫ 看護師等養成所の運営経費
- ⑬ 脱炭素化事業及び脱炭素化推進事業に係る地方債元利償還金(病院事業又は水道事業に係るものに限る。)

算 式

(密度補正 I 係数-1)

$$= \frac{1}{A \times 7,180 \text{円}} \times \left[B_1 \times 7,100 \text{千円} + B_2 \times 360 \text{千円} + \left\{ (C - 158) \times D \times 1/2 \right\} \times \right. \\ 1/2 + E \times 7,260 \text{円} + F \times 1,000 + \sum_{n=12}^5 (G_n \times 1,000 \times H_n) + I_1 \times 720 \text{千円} + \\ I_2 \times 345 \text{千円} + (J_1 + J_2) \times 720 \text{千円} \times 0.7 + K_1 \times 1,000 \times 0.6 + K_2 \times 1,000 \\ \times 0.45 + \sum_{n=15}^{24} (L_n \times 1,000 \times M_n) + \sum_{n=15}^{24} (N_n \times 1,000 \times O_n) + \sum_{n=15}^5 (P_n \times 1,000 \times Q_n) + \\ \sum_{n=27}^5 (P'_n \times 1,000 \times Q'_n) + \sum_{n=21}^5 (P_{2n} \times 1,000 \times Q_{2n}) + \sum_{n=27}^3 (P'_{2n} \times 1,000 \times Q'_{2n}) + \sum_{n=18}^{18} (R_n \times \\ 1,000 \times S_n) + \sum_{n=27}^5 (T_n \times 1,000 \times U_n) + \sum_{n=27}^5 (T'_n \times 1,000 \times U'_n) + \sum_{n=27}^5 (T_{2n} \times 1,000 \times U_{2n}) + \\ \sum_{n=27}^3 (T'_{2n} \times 1,000 \times U'_{2n}) + V \times 1,000 \times 0.4 + \sum_{n=15}^{24} (W_n \times 1,000 \times X_n) + \sum_{n=15}^{24} (Y_n \times 1,000 \\ \times Z_n) + \sum_{n=15}^5 (A_n \times 1,000 \times A_n) + \sum_{n=27}^5 (A_n \times 1,000 \times A_n) + \sum_{n=20}^3 (A_n \times 1,000 \times A_n) + \sum_{n=27}^3 (A_n \times \\ 1,000 \times A_n) + 32,900 \text{千円} \times A_{I1} + 1,697 \text{千円} \times A_{I2} + A_J \times 0.5 + (A_K + A_L + A_M + A_N) \times 1,000 \times 0.5 + \\ \sum_{n=12}^5 (A_{On} \times 1,000 \times A_{Pn}) + \sum_{n=\text{令元}}^5 (A_{O'n} \times 1,000 \times A_{P'n}) + A_Q \times 619,000 \text{円} + \sum_{n=\text{令4}}^5 (A_{Rn} \times 1,000 \\ \times A_{Sn} + A_{Tn} \times 1,000 \times A_{Un}) \times \frac{\alpha}{0.30} + A_{R2n} \times 1,000 \times A_{S2n} + A_{R3n} \times 1,000 \times A_{S3n} + A_{T2n} \times \\ 1,000 \times A_{U2n} + A_{T3n} \times 1,000 \times A_{U3n} + \sum_{n=\text{令4}}^5 (A_{R4n} \times 1,000 \times A_{S4n}) + \sum_{n=\text{令4}}^5 (A_{R4'n} \times 1,000 \times A_{S'4n}) \\ \left. - 4,499,000 \text{円} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right]$$

算式の符号

A：当該団体の令和2年国勢調査人口

B₁：総務大臣が調査した令和5年4月1日現在における当該市町村立(市町村が組織する組合立は、当該診療所の所在する市町村立とみなす。)の診療所(医療法第1条の5第2項に規定する19病床以下のもの及び病床のないもの、へき地診療所、歯科診療所、国民健康保険直営診療所、開設者が市町村であって診療業務を委託しているもの並びに休日夜間の診療所を含む。)の数。
なお、診療所のうち、同日現在において休診の状態にある診療所は除くものである。

B₂：令和5年4月1日現在における当該市町村立診療所の最大使用病床数に、診療所ごとに次の算式によって求めた数の当該市町村における合計数を加算した数

算式：(a-b)×0.3+(b-c)×0.6+(c-d)×0.9

(a-b)、(b-c)又は(c-d)が負数のときはそれぞれ0とし、cがaよりも小さくないときは(a-b)は0とし、dがa、b又はcのいずれよりも小さくないときは(a-b)、(b-c)及び(c-d)は0とし、c≤d≤bのときは(b-c)は(b-d)とし、b≤c≤d≤a又はc≤b≤d≤aのときは(a-b)は(a-d)とし、b≤d≤c≤a又はd≤b≤c≤aのときは(a-b)は(a-c)とし、(a-b)×0.3、(b-c)×0.6及び(c-d)×0.9に小数点以下の端数があるときはその端数を四捨五入する。

算式の符号

a：当該診療所稼働病床数(令和2年7月1日現在)
b：当該診療所最大使用病床数(令和3年4月1日現在)
c：当該診療所最大使用病床数(令和4年4月1日現在)
d：当該診療所最大使用病床数(令和5年4月1日現在)

C：「令和4年度市町村公共施設状況調」の「十二 上水道等」の欄「給水人口」中「簡易水道」及び「飲料水供給施設」の「市町村営」及び「一部事務組合営」による令和5年3月31日現在の当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する簡易水道事業(経営戦略を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によって調査した平成22年10月1日現在における人口が3万人以上の市町村(構成市町村の人口合計が3万人以上の地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。))が行う事業にあっては、地方公営企業法第2条第3項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。)のうち、以下のすべてに該当する簡易水道高料金団体の1㎡当たりの資本費

(1) 「令和6年度水道事業高料金対策に係る資本費等の調査について」(令和6年4月9日付け総財営第21号)(以下この費目において「資本費等について」という。)に基づき報告された当該簡易水道事業の1㎡当たりの資本費の額が158円以上

(2) 「資本費等について」に基づき報告された当該簡易水道事業の1㎡当たりの供給単価が179円以上

D：Cに該当する簡易水道高料金団体の令和4年度における有収水量(㎡)

E：「令和4年度市町村公共施設状況調」の「十二 上水道等」の欄「給水人口」中「簡易水道」及び「飲料水供給施設」の「市町村営」及び「一部事務組合営」によって都道府県知事から総務大臣に報告された令和5年3月31日現在の当該団体に係る給水人口及び「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」(令和5年10月25日付け総財営第78号)の調査表Z欄において報告された統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口

F：簡易水道事業に充てるため平成3年度から平成11年度までに発行を許可された地方債の元利償還金に1/4を乗じて得た額(統合水道分及び簡易水道未普及地域解消緊急対策事業通常分を含む。))及び簡易水道未普及地域解消緊急対策事業分の地方債の元利償還金に1/6を乗じて得た額(上乗せ分)(千円未満の端数は四捨五入する。)

G_n：簡易水道事業に充てるため平成12年度から平成22年度までに発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/4(平成14年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債にあっては9/40)を乗じて得た額(統合水道分及び簡易水道未普及地域解消緊急対策事業通常分を含む。))及び簡易水道未普及地域解消緊急対策事業分の地方債の額に1/6を乗じて得た額(上乗せ分)(千円)並びに平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た簡易水道事業に係る公営企業会計適用債の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

H_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H27
市場公募都市	0.049	0.049	0.052	0.045	0.053	0.043	0.050	0.049	0.049	0.04974	0.04832	0.04699	0.073
その他の市町村							0.040	0.038	0.036	0.057	0.055	0.054	0.072
区分	n 同意等年度	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5				
市場公募都市	0.0718	0.0720	0.07219	0.07192	0.07234	0.00115	0.00326	0.00468					
その他の市町村	0.0718	0.0720	0.07207	0.07196	0.07239	0.00143	0.00375	0.00507					

I₁：当該市町村立病院について、令和5年4月1日現在における当該病院の一般・療養病床の施設全体の最大使用病床数及び令和5年7月1日現在における精神・結核・感染症許可病床数を合算した数に以下の算式によって求めた数を加算した数

$$\text{算式：} (a-b) \times 0.3 + (b-c) \times 0.6 + (c-d) \times 0.9$$

(a-b)、(b-c)又は(c-d)が負数のときはそれぞれ0とし、cがaよりも小さくないときは(a-b)は0とし、dがa、b又はcのいずれよりも小さくないときは(a-b)、(b-c)及び(c-d)は0とし、 $c \leq d \leq b$ のときは(b-c)は(b-d)とし、 $b \leq c \leq d \leq a$ 又は $c \leq b \leq d \leq a$ のときは(a-b)は(a-d)とし、 $b \leq d \leq c \leq a$ 又は $d \leq b \leq c \leq a$ のときは(a-b)は(a-c)とし、(a-b)×0.3、(b-c)×0.6及び(c-d)×0.9に小数点以下の端数があるときはその端数を四捨五入する。

算式の符号

- a：当該病院一般・療養稼働病床数（令和2年7月1日現在）
- b：当該病院一般・療養病床の施設全体の最大使用病床数（令和3年4月1日現在）
- c：当該病院一般・療養病床の施設全体の最大使用病床数（令和4年4月1日現在）
- d：当該病院一般・療養病床の施設全体の最大使用病床数（令和5年4月1日現在）

I₂：当該市町村立病院における平成30年3月31日から令和5年3月31日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した病床数

J₁：当該市町村立大学附属病院について、I₁の算式によって求めた数

J₂：当該市町村立リハビリ病院について、I₁の算式によって求めた数

K₁：病院事業債に係る元利償還金（「令和5年度の地方公営企業繰出金について」（令和5年4月3日付け総財第28号。以下「地方公営企業繰出金について」という。）第5、1、(2)に該当する事業のうち、平成3年度から平成13年度までに発行を許可された（平成14年度に許可を受けた平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に係るもの（以下「平成13年度以前からの継続事業」という。）を含む。）病院事業債（介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成13年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に1/3を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

K₂：病院事業債に係る元利償還金（「地方公営企業繰出金について」第5、1、(2)に該当する事業のうち、平成14年度に発行を許可された（平成13年度以前からの継続事業を除く。）病院事業債（介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に1/3を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

L_n：病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるために平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に1/3を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

M_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市場公募都市	0.032	0.026	0.030	0.029	0.029	0.02984	0.02899	0.02819	0.02812	0.02810	
その他の市町村			0.024	0.023	0.022	0.034	0.033	0.032	0.032	0.031	

N_n：病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるために平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に1/3を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

O_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市場公募都市	0.024	0.019	0.023	0.022	0.022	0.02238	0.02174	0.02115	0.02109	0.02107	
その他の市町村			0.018	0.017	0.016	0.026	0.025	0.024	0.024	0.024	

P_n：病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、R_nに係るものを除く。）の額に1/2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるために平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度に基本設計等に着手した事業に限り、T_n及びT'_nに係るものを除く。）の額に1/2を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

Q_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市	0.024	0.019	0.023	0.022	0.022	0.02238	0.02174	0.02115	0.02109	0.02107	0.02136	0.021	
その他の市町村			0.018	0.017	0.016	0.026	0.025	0.024	0.024	0.024	0.024	0.023	
区分	n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5			
市場公募都市	0.021	0.0214	0.0214	0.02107	0.00895	0.01001	0.00300	0.00495	0.00627				
その他の市町村	0.024	0.0245	0.0248	0.02434	0.01224	0.01409	0.00308	0.00511	0.00642				

P'_n：病院事業（医療施設整備事業・特別分）に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に2/3を乗じて得た額（千円未満の端数は四捨五入する。）

Q' n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
市場公募都市		0.026	0.0256	0.0256	0.02528	0.01074	0.01201	0.00360	0.00594	0.00752
その他の市町村		0.029	0.0293	0.0297	0.02920	0.01469	0.01691	0.00369	0.00613	0.00770

P2n：災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるために平成21年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額（T' nに係るものを除く。）に1/2を乗じて得た額（千円未満の端数は四捨五入する。）

P2' n：災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業・特別分）に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/3を乗じて得た額（千円未満の端数は四捨五入する。）

R n：PFI事業により行われる病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成18年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（千円未満の端数は四捨五入する。）

Q2n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2
市場公募都市		0.02416	0.02584	0.02344	0.02576	0.02610	0.025	0.021	0.0214	0.0214	0.02110	0.00895	0.01001
その他の市町村		0.030	0.030	0.029	0.029	0.029	0.028	0.024	0.0245	0.0248	0.02434	0.01224	0.01409
区分	n 同意等年度	R 3	R 4	R 5									
市場公募都市		0.00540	0.00693	0.00878									
その他の市町村		0.00554	0.00715	0.00898									

Q2' n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3
市場公募都市		0.013	0.0128	0.0128	0.01264	0.00537	0.00600	0.00540
その他の市町村		0.014	0.0147	0.0149	0.01460	0.00734	0.00845	0.00554

S n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H18
市場公募都市		0.051
その他の市町村		0.038

T n：病院事業（機械器具整備事業）に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、X nに係るものを除く。）の額に1/2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（機械器具整備事業）に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、Z n及びZ' nに係るものを除く。）の額に1/2を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

U n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
市場公募都市		0.056	0.0556	0.0556	0.05558	0.05557	0.05564	0.05609	0.05649	0.00300
その他の市町村		0.058	0.0586	0.0583	0.05558	0.05919	0.05903	0.05800	0.03945	0.00328

T' n：病院事業（機械器具整備事業・特別分）に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に2/3を乗じて得た額（千円未満の端数は四捨五入する。）

U' n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
市場公募都市		0.067	0.0667	0.0667	0.06669	0.06668	0.06676	0.06730	0.06778	0.00360
その他の市町村		0.070	0.0703	0.0700	0.06669	0.07102	0.07083	0.06960	0.04733	0.00393

T2n：災害拠点病院の機械器具整備に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額（Z' nに係るものを除く。）に1/2を乗じて得た額（千円未満の端数は四捨五入する。）

T2' n：災害拠点病院の機械器具整備（特別分）に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/3を乗じて得た額（千円未満の端数は四捨五入する。）

U2n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
市場公募都市		0.056	0.0556	0.0556	0.05558	0.05557	0.05564	0.10095	0.07908	0.00420
その他の市町村		0.058	0.0586	0.0583	0.05558	0.05919	0.05903	0.10440	0.05522	0.00459

U2' n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3
市場公募都市		0.034	0.0334	0.0334	0.03335	0.03334	0.03338	0.10095
その他の市町村		0.035	0.0352	0.0350	0.03335	0.03551	0.03542	0.10440

V：市町村立大学附属病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成5年度から平成14年度までに発行を許可された地方債（用地、職員宿舍、看護師宿舍及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の元利償還金（「地方公営企業に対する繰出金等の調査について（照会）」（令和5年8月9日付け総財公第59号、総財営第76号、総財準第95号。以下この費目において「繰出金等について」という。）によって報告されたもの）（千円未満の端数は四捨五入する。）

W n：市町村立大学附属病院（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舍、看護師宿舍及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数は四捨五入する。）

X n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市場公募都市		0.021	0.017	0.020	0.020	0.020	0.01990	0.01933	0.01880	0.01875	0.01873
その他の市町村				0.016	0.015	0.015	0.023	0.022	0.022	0.021	0.021

Y n：市町村立大学附属病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舍、看護師宿舍及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数は四捨五入する。）

Z_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市場公募都市		0.016	0.013	0.015	0.015	0.015	0.01492	0.01450	0.01410	0.01406	0.01405
その他の市町村				0.012	0.011	0.011	0.017	0.016	0.016	0.016	0.016

AA_n：市町村立大学附属病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AB_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市		0.012	0.010	0.011	0.011	0.011	0.01119	0.01087	0.01057	0.01055	0.01054	0.01068	0.010
その他の市町村				0.009	0.009	0.008	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012
区分	n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5			
市場公募都市		0.010	0.0096	0.0096	0.00948	0.00403	0.00450	0.00135	0.00223	0.00282			
その他の市町村		0.011	0.0110	0.0111	0.01095	0.00551	0.00634	0.00138	0.00230	0.00289			

AC_n：市町村立大学附属病院事業(機械器具整備事業)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AD_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
市場公募都市		0.025	0.0250	0.0250	0.02501	0.02500	0.02504	0.02524	0.02524	0.00135
その他の市町村		0.026	0.0264	0.0262	0.02501	0.02663	0.02656	0.02610	0.01775	0.00147

AE_n：病院事業一般会計出資債(医療施設整備事業)に充てるため平成20年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AF_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
市場公募都市		0.02487	0.02416	0.02350	0.02344	0.02342	0.02373	0.023	0.021	0.0214	0.0214	0.02107	0.00895
その他の市町村		0.028	0.027	0.027	0.027	0.026	0.026	0.026	0.024	0.0245	0.0248	0.02434	0.01224
区分	n 同意等年度	R 2	R 3										
市場公募都市		0.01001	0.00300										
その他の市町村		0.01409	0.00308										

AG_n：病院事業一般会計出資債(機械器具整備事業)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AH_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3
市場公募都市		0.056	0.0556	0.0556	0.05558	0.05557	0.05564	0.05609
その他の市町村		0.058	0.0586	0.0583	0.05558	0.05919	0.05903	0.05800

AI₁：令和5年7月1日現在における救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号。以下「救急病院省令」という。)第2条の規定により告示された当該団体の救急病院(以下「救急告示病院」という。)の数

AI₂：令和5年7月1日現在における当該団体の救急告示病院の救急病院省令第1条第1項第4号の病床の数又は「救急医療対策の整備事業について」(昭和52年7月6日付け医発第692号)に基づく救命救急センターであって、救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床数(ただし、一病院当たりの病床数は30床を上限とする。)

AJ：「令和6年度の地方公営企業繰出金について(通知)」(令和6年4月3日付け総財公第28号)第1、6(2)イ(ア)に該当する繰出基準額として、次の算式により得られる額

$$\text{算式：}(\alpha - 148) \times \beta$$

α：次の(1)及び(2)の規定のすべてに該当する高料金対策上水道事業(経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。)について総務大臣が調査した前々年度の3月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量1㎡当たりの資本費

(1)「資本費等について」に基づき報告された当該上水道事業の1㎡当たりの資本費の額が148円以上

(2)「資本費等について」に基づき報告された当該上水道事業の1㎡当たりの給水原価が272円以上

β：高料金対策上水道事業について、総務大臣が調査した前々年度の3月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量

AK：昭和42年度から平成元年度までの上水道水源開発施設整備事業に係る地方債の許可額のうち、補助対象基本額の7/30(昭和55年度以前の年度の事業及び地方公営企業繰出基準により一般会計から出資が行われる事業以外の事業にあっては1/3)に相当する額に係る元利償還金(建設仮勘定に係るものを除く。千円未満の端数は四捨五入する。)

AL：独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金の1/3に相当する額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AM：昭和42年度から平成元年度までの上水道広域化施設整備事業に係る地方債の許可額のうち、補助対象基本額(超過率の適用のあるものにあつては、超過率を乗じた額)の7/30(昭和55年度以前の年度の事業及び地方公営企業繰出基準により一般会計から出資が行われる事業以外の事業にあっては1/3)に相当する額に係る元利償還金(建設仮勘定に係るものを除く。千円未満の端数は四捨五入する。)

AN：平成11年度以前に発行を許可された上水道水源開発施設事業、上水道広域化施設整備事業、高度浄水事業、老朽管更新対策事業、上水道未普及地域解消事業及び上水道災害・安全対策事業に対する一般会計出資債の元利償還金(千円未満の端数は四捨五入する。)

AO_n：平成12年度以降に発行について同意又は許可を得た上水道水源開発施設事業、上水道広域化施設整備事業、高度浄水事業、老朽管更新対策事業、上水道未普及地域解消事業及び上水道災害・安全対策事業に対する一般会計出資債の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AP_n：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市場公募都市	0.026	0.027	0.022	0.024	0.019	0.023	0.022	0.022	0.02238	0.02174	0.02115	0.02109
その他の市町村						0.018	0.017	0.016	0.026	0.025	0.024	0.024
区分 \ n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
市場公募都市	0.02107	0.02136	0.021	0.019	0.0192	0.0192	0.01896	0.00806	0.00900	0.00270	0.00495	0.00564
その他の市町村	0.024	0.024	0.023	0.022	0.0220	0.0223	0.02190	0.01102	0.01268	0.00277	0.00511	0.00577

AO' _n：令和元年度以降に発行について同意又は許可を得た広域化推進事業に対する一般会計出資債の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AP' _n：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
市場公募都市	0.01074	0.01201	0.00360	0.00594	0.00752
その他の市町村	0.01469	0.01691	0.00369	0.00613	0.00770

AQ：「繰出金等について」によって報告された当該市町村立看護師養成所及び准看護師養成所の令和5年4月1日現在の実生徒数並びに保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部、厚生省令第1号)の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事の指定を受けた市町村立の保健師養成所及び助産師養成所の令和5年4月1日現在の実生徒数

AR_n：n年度に同意又は許可を得た病院事業債(脱炭素化事業)又は省エネ改修等事業に係る経費に充てるためn年度に同意又は許可を得た公営企業債(脱炭素化推進事業)(病院事業に係るものに限る。)同意等額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AS_n：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	R 4	R 5
市場公募都市	0.00297	0.00376
その他の市町村	0.00307	0.00385

AR2：再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため令和5年度に同意又は許可を得た公営企業債(脱炭素化推進事業)(病院事業に係るものに限る。)同意等額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AS2：0.00642(市場公募都市においては、0.00627とする。)

AR3：電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため令和5年度に同意又は許可を得た公営企業債(脱炭素化推進事業)(病院事業に係るものに限る。)同意等額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AS3：0.00385(市場公募都市においては、0.00376とする。)

AT_n：n年度に同意又は許可を得た上水道一般会計出資債(脱炭素化事業)又は省エネ改修等事業に係る経費に充てるためn年度に同意又は許可を得た公営企業債(脱炭素化推進事業)(上水道事業に係るものに限る。)同意等額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AU_n：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	R 4	R 5
市場公募都市	0.00297	0.00376
その他の市町村	0.00307	0.00385

AT2：再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため令和5年度に同意又は許可を得た公営企業債(脱炭素化推進事業)(上水道事業に係るものに限る。)同意等額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AU2：0.00642(市場公募都市においては、0.00627とする。)

AT3：電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため令和5年度に同意又は許可を得た公営企業債(脱炭素化推進事業)(上水道事業に係るものに限る。)同意等額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AU3：0.00385(市場公募都市においては、0.00376とする。)

AR4_n：n年度に同意又は許可を受けた病院事業債(脱炭素化事業及び脱炭素化推進事業に係る残余分)同意等額に1/2を乗じて得た額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AS4_n：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	R 4	R 5
市場公募都市	0.00495	0.00627
その他の市町村	0.00511	0.00642

AR4' _n：n年度に同意又は許可を受けた病院事業債(脱炭素化事業及び脱炭素化推進事業に係る残余分・特別分)同意等額に1/2を乗じて得た額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AS4' _n：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	R 4	R 5
市場公募都市	0.00594	0.00752
その他の市町村	0.00613	0.00770

α：財政力指数に応じた算入率(財政力指数×0.5+0.7)
※合計数が0.300に満たないときは0.300を下限とし、0.500を超えるときは0.500を上限とする。

4,499,000円：令和6年度の単位費用積算の基礎に算入されている看護師養成所にかかる需要額

7,180円：単位費用

(注) 本補正の対象となっている病院事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の元利償還金は、公営企業繰出基準の対象となっている病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（当該病院に附属しているもの））の建設又は改良に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の元利償還金である。なお、平成14年度までに発行を許可されたもの（平成15年度以降に発行について同意又は許可を得たもので、平成14年度以前に基本設計等に着手した事業に係るものを含む。）及び特別分は、繰出基準が当該額の2/3であるため、2/3を乗じ、その他のものは1/2であるため1/2を乗じている。また、平成28年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。

2 密度補正Ⅱ

この補正は、①国民健康保険の保険基盤安定事業に係る経費について、測定単位である人口に必ずしも比例しないため、保険料軽減者及び保険料軽減世帯数の多寡によって需要額を割増し又は割落とす、②一般財源化された国民健康保険に係る経費について、測定単位である人口に必ずしも比例しないため、一般被保険者の多寡によって需要額を割増し又は割落とす、③国保安定化支援事業に係る経費を増額算入する補正である。

一般財源化された国民健康保険に係る需要額とは、人件費及び助産費（平成4年度に一般財源化）、給付費相当分（平成5年度に一般財源化）、光熱費等（平成6年度に一般財源化）、事務費（平成10年度に一般財源化）、療養給付費負担金（介護納付金に係る事務費、平成16年度に一般財源化）及び国民健康保険特別対策事業費補助金（平成17年度に一般財源化）である。

算式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正Ⅱ係数}-1) &= \frac{1}{A \times 7,180\text{円}} \times \left\{ (0.5 + 0.5 \alpha) \times B \times 4,086\text{円} + (0.5 + 0.5 \beta) \times C \times \right. \\
 &\quad \left. 2,587\text{円} - 84,549\text{千円} \times \frac{A}{100,000\text{人}} \right\} + \frac{1}{A \times 7,180\text{円}} \times \left\{ D \times \right. \\
 &\quad \left. 136,988\text{円} \times 0.0375 - 51,961\text{千円} \times \frac{A}{100,000\text{人}} \right\} + \frac{1}{A \times 7,180\text{円}} \times \\
 &\quad \left\{ E \times 4,106\text{円} - 78,529\text{千円} \times \frac{A}{100,000\text{人}} \right\} + \\
 &\quad \frac{F \times G \times 0.3511 \times 0.8 + 25 \times H \times I \times 0.1097 \times 0.8}{A \times 7,180\text{円}} \\
 &= \frac{1}{A} \times \{ (0.5 + 0.5 \alpha) \times B \times 0.569 + (0.5 + 0.5 \beta) \times C \times 0.360 \} - \\
 &\quad 0.118 + \frac{1}{A} \times (D \times 0.715) - 0.072 + \frac{1}{A} \times (E \times 0.572) - 0.109 \\
 &\quad + \frac{F \times G \times 0.3511 \times 0.8 + 25 \times H \times I \times 0.1097 \times 0.8}{A \times 7,180\text{円}}
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位として用いた当該団体の人口

B：次の算式によって求めた当該団体の補正後保険料軽減者数

算式：（当該市町村の7（6）割軽減保険料軽減者数＝（イ））× 1.75＋
（当該市町村の5（4）割軽減保険料軽減者数＝（ロ））× 1.25＋
（当該市町村の2割軽減保険料軽減者数＝（ハ））× 0.50

C：次の算式によって求めた当該団体の補正後保険料軽減世帯数

算式：（当該市町村の7（6）割軽減保険料軽減世帯数＝（ニ））× 1.75＋
（当該市町村の5（4）割軽減保険料軽減世帯数＝（ホ））× 1.25＋
（当該市町村の2割軽減保険料軽減世帯数＝（ヘ））× 0.50

（当該団体の減額した被保険者均等割額計＝ト）

α ：
$$\frac{\text{（当該団体の補正後保険料軽減者数＝B）}}{10,668 \text{（全国平均の補正後被保険者1人当たり軽減額）}}$$

（当該団体の減額した世帯別平等割額計＝チ）

β ：
$$\frac{\text{（当該団体の補正後保険料軽減世帯数＝C）}}{6,740 \text{（全国平均の補正後1世帯当たり軽減額）}}$$

D：次の算式によって定めた当該団体の補正後保険料軽減者数

算式：（当該市町村の7（6）割軽減保険料軽減者数＝（イ））＋
（当該市町村の5（4）割軽減保険料軽減者数＝（ロ））× 0.93 ＋
（当該市町村の2割軽減保険料軽減者数＝（ハ））× 0.87

E：当該団体の一般被保険者数

(「令和5年度市町村課税状況等の調(国民健康保険税関係)」の「第1表 国民健康保険の加入者の状況に関する調」の表中「被保険者数(F)」のうち令和5年3月31日現在の数値)

(注) イ～チの数値については、それぞれ「令和5年度市町村課税状況等の調(国民健康保険税関係)」の「第2表 国民健康保険税(料)の実績等に関する調」の「(その3 減額対象となった世帯数等)」によって報告された数値

F：次の算式によって求めた当該団体の基盤安定事業費

$$\text{算式：} \frac{\{(0.5 + 0.5 \times \alpha) \times B \times 15,887\text{円} + (0.5 + 0.5 \times \beta) \times C \times 9,361\text{円}\}}{1,000}$$

算式の符号は前出のもの

G：次の算式によって求めた数値

$$\begin{aligned} \text{算式：} & \gamma \geq 0.62 \text{ のとき} & G &= \gamma / 0.62 \\ & 0.57 \leq \gamma < 0.62 \text{ のとき} & G &= (\gamma - 0.57) / 0.05 \\ & \gamma < 0.57 \text{ のとき} & G &= 0 \\ & \text{※} \left[\gamma = \frac{\text{保険料軽減世帯数計}}{\text{一般被保険者世帯数}} \right] \end{aligned}$$

H：令和5年9月30日現在の一般被保険者のうち、60歳以上75歳未満の者の数

I：一般被保険者数*i*につき、

$$\begin{cases} I/i \geq 0.53 & \text{の場合} & I/i / 0.53 \\ 0.42 \leq I/i < 0.53 & \text{の場合} & (I/i - 0.42) / 0.11 \\ I/i < 0.42 & \text{の場合} & 0 \end{cases}$$

4,086円：補正後保険料軽減者1人当たり市町村負担額(均等割相当)

2,587円：補正後保険料軽減世帯1世帯当たり市町村負担額(平等割相当)

84,549千円：単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金(保険料軽減分)の額

136,988円：補正後保険料軽減者1人当たり市町村負担額(保険者支援分)

0.0375：0.15(7割軽減被保険者の保険基盤安定負担金(保険者支援分)の支援率)×0.25(負担割合)

51,961千円：単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金(保険者支援分)の額

4,106円：一般被保険者1人当たりの人件費・助産費・光熱費・介護納付金に係る事務費等需要額

78,529千円：単位費用積算の基礎に算入されている人件費・助産費・光熱費・介護納付金に係る事務費・国民健康保険特別対策事業費補助金等の需用費

0.8：算入率

第三項 普通態容補正

地域手当の級地区分ごとの行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、一般財源総額に占める給与費の率に共通係数を乗じて得た係数に、第二表の種地ごとの個別係数を合算して得た率をもって普通態容補正係数とした。

なお、指定都市、中核市、保健所設置市については、二で述べるとおり行政権能差による補正を併せて行うこととし、地域手当の級地区分による係数及び種地区分による係数それぞれに指定都市、中核市、保健所設置市ごとの権能差を反映した補正率を乗じて算定した係数を合算して普通態容補正係数を算定した。

第一表 地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の 級地区分	共通係数 A	給与費の率 $A \times 0.184$ B	権能差反映分			
			指定都市	中核市	保健所設置市	その他の市町村
			$B \times$ 権能差率 1.690 C	$B \times$ 権能差率 1.286 D	$B \times$ 権能差率 1.274 E	$B \times$ 権能差率 1.000 F
1 級地	1.151	0.212	0.358	0.273	0.270	0.212
2 級地	1.122	0.206	0.348	0.265	0.262	0.206
3 級地	1.113	0.205	0.346	0.264	0.261	0.205
4 級地	1.091	0.201	0.340	0.258	0.256	0.201
5 級地	1.078	0.198	0.335	0.255	0.252	0.198
6 級地	1.043	0.192	0.324	0.247	0.245	0.192
7 級地	1.022	0.188	0.318	0.242	0.240	0.188
無級地	0.997	0.183	0.309	0.235	0.233	0.183

第二表 種地区分による係数算出表

種地	指定都市・中核市・保健所設置市 (特別区)以外の市町村		指定都市 補正係数算式	中核市 補正係数算式	保健所設置市 (特別区) 補正係数算式
	個別係数 A	補正係数算式 B	$B \times 1.690$	$B \times 1.286$	$B \times 1.274$
I 10	0.989		$0.001160 \ X + 0.5690$		$0.000860 \ X + 0.4430$
I 9	0.970		$0.000640 \ X + 1.0630$		
I 8	0.951		$0.000640 \ X + 1.0630$		
I 7	0.903	$0.000480 \ X + 0.5430$	$0.000810 \ X + 0.9185$	$0.000620 \ X + 0.6960$	$0.000620 \ X + 0.6850$
I 6	0.869	$0.000340 \ X + 0.6480$	$0.000570 \ X + 1.0985$	$0.000430 \ X + 0.8385$	$0.000430 \ X + 0.8275$
I 5	0.836	$0.000330 \ X + 0.6545$		$0.000430 \ X + 0.8385$	$0.000420 \ X + 0.8340$
I 4	0.816	$0.000200 \ X + 0.7260$		$0.000260 \ X + 0.9320$	$0.000250 \ X + 0.9275$
I 3	0.801	$0.000150 \ X + 0.7485$			$0.000200 \ X + 0.9500$
I 2	0.788	$0.000087 \ X + 0.7706$			$0.000107 \ X + 0.9826$
I 1	0.779	$0.000090 \ X + 0.7700$			$0.000120 \ X + 0.9800$
II 10	0.886	$0.000380 \ X + 0.5250$		$0.000500 \ X + 0.6640$	$0.000480 \ X + 0.6730$
II 9	0.873	$0.000260 \ X + 0.6390$		$0.000320 \ X + 0.8350$	$0.000340 \ X + 0.8060$
II 8	0.856	$0.000340 \ X + 0.5670$		$0.000440 \ X + 0.7270$	$0.000420 \ X + 0.7340$
II 7	0.839	$0.000340 \ X + 0.5670$		$0.000440 \ X + 0.7270$	$0.000440 \ X + 0.7170$
II 6	0.829	$0.000200 \ X + 0.6790$		$0.000260 \ X + 0.8710$	$0.000260 \ X + 0.8610$
II 5	0.816	$0.000260 \ X + 0.6340$		$0.000340 \ X + 0.8110$	$0.000320 \ X + 0.8160$
II 4	0.795	$0.000210 \ X + 0.6690$		$0.000270 \ X + 0.8600$	$0.000270 \ X + 0.8510$
II 3	0.781	$0.000140 \ X + 0.7110$		$0.000180 \ X + 0.9140$	$0.000180 \ X + 0.9050$
II 2	0.758	$0.000153 \ X + 0.7045$		$0.000193 \ X + 0.9075$	$0.000193 \ X + 0.8985$
II 1	0.736	$0.000126 \ X + 0.7140$		$0.000166 \ X + 0.9170$	$0.000160 \ X + 0.9100$

(注) Xは市町村の評点である。

第一表により算出した係数と第二表により算出した係数を合計した係数が1.000未満となるときは、1.000とする。

一 行政質量差

給与費の率の算出基礎は次のとおりである。

$$\frac{\text{給与費一般財源}}{\text{一般財源総額}} = \frac{132,260 \text{ 千円}}{717,629 \text{ 千円}} = 0.184$$

二 行政権能差

1 保健所設置市

保健所設置市の権能差率の積算基礎は次のとおりである。

人口170万人の都道府県(標準団体)の区域がすべて保健所設置市であると仮定した場合に都道府県の経費から除かれる経費(不要経費)に係る一般財源を増加経費として人口170万人の保健所設置市の一般財源を算出し、これと人口170万人のその他の市に係る一般財源との比率を保健所設置市の権能差率としている。

なお、保健所設置市県不要経費一般財源については道府県分衛生費の態容補正、行政権能差の項を参照されたい。

保健所設置市県不要一般財源	2,937,007千円	A
人口170万人のその他の市の一般財源	10,729,074千円	B
人口170万人保健所設置市一般財源	13,666,081千円	C A+B
権能差率 C/B=	1.274	

2 中核市

中核市の権能差率の積算基礎は次のとおりである。

人口170万人の都道府県(標準団体)の区域がすべて中核市であると仮定した場合に都道府県の経費から除かれる経費(不要経費)に係る一般財源を増加経費として人口170万人の中核市の一般財源を算出し、これと人口170万人のその他の市に係る一般財源との比率を中核市の権能差率としている。

中核市県不要一般財源	3,067,654千円	A
人口170万人のその他の市の一般財源	10,729,074千円	B
人口170万人中核市一般財源	13,796,728千円	C A+B
権能差率 C/B=	1.286	

3 指定都市

指定都市の権能差率の積算基礎は次のとおりである。

人口170万人の都道府県(標準団体)の区域がすべて指定都市であると仮定した場合に都道府県の経費から除かれる経費(不要経費)に係る一般財源を増加経費として人口170万人の指定都市の一般財源を算出し、これと人口170万人のその他の市に係る一般財源との比率を指定都市の権能差率としている。

指定都市県不要一般財源	7,404,428千円	A
人口170万人のその他の市の一般財源	10,729,074千円	B
人口170万人指定都市一般財源	18,133,502千円	C A+B
権能差率 C/B=	1.690	

第四項 経常態容補正

1 経常態容補正Ⅰ

高齢者保健福祉費(65歳以上人口)において措置していたがん検診事業等について、平成22年度より保健衛生費において措置することとしたことに伴い、高齢者人口比率を勘案した経常態容補正係数を設けることとした。

算式

$$(\text{経常態容補正Ⅰ係数}-1) = \{65\text{歳以上人口比率} \div 0.280 \times 0.097 + (1 - 0.097) - 1\} \times \text{連乗補正係数}$$

算式の符号

65歳以上人口比率：65歳以上人口(令和2年国勢調査)／測定単位の数値 ※1.000を下回る場合は1.000とする。

0.280：65歳以上人口比率の全国平均

0.097：保健衛生費単位費用中のがん検診事業等の割合

2 経常態容補正Ⅱ

合併団体において、市町村合併後においても、引き続き必要となる合併関係市町村の保健センター等に係る経費を措置するため、平成11年4月以降に合併した市町村の合併関係市町村の人口に応じた経常態容補正を設けることとし、一本算定のみに適用する。

算式

$$\text{経常態容補正Ⅱ係数} = \frac{B}{A \times 7.18}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：合併関係市町村(新市町村の市町村役場及び地方自治法第252条の20に規定する区の事務所が所在する合併関係市町村を除く。)ごとに次の算式によつて算定した額の合算額

算式：6.4×C×D×E

6.4(千円)：標準的な合併関係市町村(人口8,000人)の保健センター等に係る経費の単位当たり費用

C：合併関係市町村の令和2年国勢調査人口

D：人口段階による補正率

合併関係市町村の人口段階を第一表上欄のように定め、それぞれについて職員数及び所要経費を積算して、各段階における単位当たり費用(第一表中Z)を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と標準的な保健センター等に係る経費の単位費用の比を求め、これを基礎として、第二表の人口段階ごとの補正率算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの職員数及び財政需要額

(単位：千円)

人口段階 区分	人 1,000	4,000	8,000 (標準的な合併関係市町村)	12,000	20,000	30,000	50,000
職員	0.5	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
給与費	2,545	5,090	13,020	13,020	13,020	13,020	13,020
その他の経費	18,664	37,327	37,850	41,995	51,772	65,431	65,431
一般財源計	21,209	42,417	50,870	55,015	64,792	78,451	78,451
単位当たり費用Z (円)	21,209	10,604	6,400	4,585	3,240	2,615	1,569
Z/標準的な支所の単位 当たり費用	3.314	1.657	1.000	0.716	0.506	0.409	0.245

第二表 人口段階ごとの補正率算出表

人 口	補正率
～ 4千人	$\frac{1}{C}$ (1.11 C + 2,200)
4 ～ 8千人	$\frac{1}{C}$ (0.34 C + 5,280)
8 ～ 12千人	$\frac{1}{C}$ (0.15 C + 6,800)
12 ～ 20千人	$\frac{1}{C}$ (0.19 C + 6,320)
20 ～ 30千人	$\frac{1}{C}$ (0.21 C + 5,920)
30 ～	$\frac{1}{C}$ (0.00 C + 12,220)

(注) 補正率が3.310を超えるときは、3.310とする。

E：本庁からの距離による補正率

第三表 本庁からの距離ごとの補正率算出表

本庁からの距離	補正係数
～ 16km	0.00000 d+ 1.00
16 ～ 24km	0.03075 d+ 0.51
24 ～ 32km	0.05300 d+ △ 0.03
32 ～ 48km	0.00219 d+ 1.60
48 ～	0.01100 d+ 1.18

d：本庁からの距離（令和6年4月1日現在の本庁の所在地（政令指定都市は、区役所の所在地とする。また、分庁舎方式をとるものについては、市町村長が通常執務を行う事務所を本庁とみなし、町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第411条の規定により平成29年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に所在するものとみなす。）と合併関係市町村の旧市町村役場の所在地（旧市町村役場を移転または廃止している場合は、合併の日の前日における所在地。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路、及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を2倍として計算した距離））。

(注) 補正率が1.837を超えるときは、1.837とする。

第四節 こども子育て費

単位費用	159,000円	測定単位	18歳以下人口

こども子育て費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ、密度補正Ⅲ、密度補正Ⅳ、普通態容補正Ⅰ、普通態容補正Ⅱ、事業費補正及び経常態容補正である。

算式

段階補正係数×普通態容補正Ⅰ係数+(密度補正Ⅰ係数-1)+(密度補正Ⅱ係数-1)+(密度補正Ⅲ係数-1)+(密度補正Ⅳ係数-1)+(事業費補正係数-1)+(普通態容補正Ⅱ係数-1)+経常態容補正係数

第一項 段階補正

測定単位である18歳以下人口の段階ごとの職員数を第一表のように定め、各段階における財政需要額を第二表のとおり積算して、当該財政需要額をそれぞれの段階の測定単位で除して得た単位当たり費用を基礎として、第三表のとおり段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの職員数

区分 18歳以下人口段階	課長	職員 A	職員 B	合計
人	人	人	人	人
500	—	0.0	3.0	3.0
1,100	—	0.0	3.0	3.0
1,700	—	0.0	3.0	3.0
2,900	—	0.0	4.0	4.0
4,600	1.0	0.0	4.0	5.0
16,000	2.0	2.0	9.0	13.0
39,000	2.0	4.0	16.0	22.0
65,000	3.0	5.0	21.0	29.0
150,000	4.0	11.0	38.0	53.0
300,000	5.0	20.0	60.0	85.0

各18歳以下人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階 経費区分	人 500	人 1,100	人 1,700	人 2,900	人 4,600	人 16,000 (標準団体)	人 39,000	人 65,000	人 150,000	人 300,000
給与費	15,453	15,640	15,824	21,283	30,740	84,280	142,686	191,980	362,750	601,200
18歳以下人口 比例経費	64,560	142,031	219,503	374,450	593,955	2,065,926	5,035,697	8,392,827	19,368,056	38,736,113
その他の経費	44,069	59,471	73,807	114,622	155,807	398,025	804,677	1,185,558	2,731,276	5,455,028
一般財源計	124,082	217,142	309,134	510,355	780,502	2,548,231	5,983,060	9,770,365	22,462,082	44,792,341
単位当たり費用 Z (円)	248,164	197,402	181,844	175,984	169,674	159,000	153,412	150,313	149,747	149,308
Z / 単位費用	1.561	1.242	1.144	1.107	1.067	1.000	0.965	0.945	0.942	0.939

第三表 段階補正係数算出表

18歳以下人口		段階補正係数
～	1,100人	$\frac{1}{P}$ (0.98 P + 288)
1,100 ～	1,700人	$\frac{1}{P}$ (0.97 P + 299)
1,700 ～	2,900人	$\frac{1}{P}$ (1.05 P + 163)
2,900 ～	4,600人	$\frac{1}{P}$ (1.02 P + 250)
4,600 ～	16,000人	$\frac{1}{P}$ (0.97 P + 480)
16,000 ～	39,000人	$\frac{1}{P}$ (0.94 P + 960)
39,000 ～	65,000人	$\frac{1}{P}$ (0.92 P + 1,740)
65,000 ～	150,000人	$\frac{1}{P}$ (0.94 P + 440)
150,000人 ～		$\frac{1}{P}$ (0.94 P + 440)

(注1) P＝当該団体の18歳以下人口

(注2) 段階補正係数が1.556を超えるときは、1.556とする。

第二項 密度補正

密度補正は、保育所及び認定こども園の在籍人員（２・３号認定子ども）、地域型保育給付に係る子ども、施設等利用給付に係る子ども、障害福祉サービス利用者、児童手当支給対象児童及び児童扶養手当受給者の密度による補正を適用する。

18歳以下人口を測定単位としてこども子育て費に係る基準財政需要額を算定する場合に、18歳以下人口と施設型給付費、地域型保育給付費、施設等利用給付費、障害福祉サービスに要する経費、児童手当支給経費及び児童扶養手当支給経費が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている私立保育所及び私立認定こども園の在籍人員（２・３号認定子ども）数、地域型保育給付に係る子ども数、施設等利用給付に係る子ども数、障害福祉サービス利用者数、児童手当支給対象児童数及び児童扶養手当受給者数の18歳以下人口比例を基準として、需要額を割増又は割減するために適用される。

算 式

(密度補正Ⅰ係数－1)

【施設型給付費（２・３号認定子ども）分】

$$\begin{aligned}
 &= \frac{1}{A \times 159,000円} \times \left\{ \left[B_{公1} \times \alpha_{公1} - 176人 \times \frac{A}{16,000人} \right] \times 1,546,424円 \right. \\
 &\quad + \left[B_{公2} \times \alpha_{公2} - 344人 \times \frac{A}{16,000人} \right] \times 742,899円 \\
 &\quad + \left[B_{私1} \times \alpha_{私1} - 650人 \times \frac{A}{16,000人} \right] \times 386,606円 \\
 &\quad + \left[B_{私2} \times \alpha_{私2} - 986人 \times \frac{A}{16,000人} \right] \times 185,725円 \\
 &\quad \left. + \left[B_{障+} + C_{障-} - 47人 \times \frac{A}{16,000人} \right] \times 1,633,601円 \right\} \\
 &= \left(\frac{B_{公1} \times \alpha_{公1} \times 100}{A} - 1.100人 \right) \times 0.097 + \left(\frac{B_{公2} \times \alpha_{公2} \times 100}{A} - 2.150人 \right) \times 0.047 \\
 &\quad + \left(\frac{B_{私1} \times \alpha_{私1} \times 100}{A} - 4.063人 \right) \times 0.024 + \left(\frac{B_{私2} \times \alpha_{私2} \times 100}{A} - 6.163人 \right) \times 0.012 \\
 &\quad + \left(\frac{(B_{障+} + C_{障-}) \times 100}{A} - 0.294人 \right) \times 0.103
 \end{aligned}$$

$$\alpha_{公1} = 1.3 \times \left(\frac{a \times b1 \times c}{1.064} + d1 \right) - 0.3 \times e$$

$$\alpha_{公2} = \frac{a \times b2 \times c}{1.061} + d2$$

$$\alpha_{私1} = \frac{\beta_{私1}}{367,016円}、\quad \beta_{私1} = \frac{(i1 - j) \times 12 \times 0.25}{k1}$$

$$\alpha_{私2} = \frac{\beta_{私2}}{212,698円}、\quad \beta_{私2} = \frac{i2 \times 12 \times 0.25}{k2}$$

【地域型保育給付費分】

$$= \frac{1}{A \times 159,000\text{円}} \times \left[D \times 556,931\text{円} - 44,152\text{千円} \times \frac{A}{16,000\text{人}} \right]$$

$$= \left[\frac{D \times 3,503}{A} - 0.017 \right]$$

【施設等利用給付（私立幼稚園（新制度移行分除く）除く）分】

$$= \frac{1}{A \times 159,000\text{円}} \times \left[\left(E \times \gamma - 363\text{人} \times \frac{A}{16,000\text{人}} \right) \times 40,805\text{円} \right]$$

$$= \left[\frac{E \times \gamma \times 10}{A} - 0.227\text{人} \right] \times 0.026$$

$$\gamma = \frac{\delta}{9,588\text{円}} \quad , \quad \delta = \frac{(1-m) \times 0.25}{n}$$

【障害福祉サービス分】

$$= \frac{1}{A \times 159,000\text{円}} \times \left[\left(F - 425\text{人} \times \frac{A}{16,000\text{人}} \right) \times 408,850\text{円} \right]$$

$$= \frac{F \times 100}{A} \times 0.026 - 0.068$$

【児童手当分】

$$= \frac{1}{A \times 159,000\text{円}} \times \left[\begin{aligned} & G1 \times 16,000\text{円} + G2 \times 30,000\text{円} + G3 \times 20,000\text{円} + \\ & G4 \times 20,000\text{円} + G5 \times 30,000\text{円} + G6 \times 30,000\text{円} + \\ & G7 \times 20,000\text{円} + G8 \times 20,000\text{円} + G9 \times 180,000\text{円} + \\ & G10 \times 120,000\text{円} + G11 \times 180,000\text{円} + G12 \times 120,000\text{円} + \\ & \left(G13 + G14 + G15 + G16 \right) \times 10,000\text{円} + \\ & \left(G17 + G18 + G19 + G20 \right) \times 10,000\text{円} + \\ & \left(G21 + G22 + G23 + G24 \right) \times 60,000\text{円} \end{aligned} \right] \times 1.035 - \frac{288,103\text{千円} \times A}{16,000\text{人}}$$

$$= \frac{1}{A} \times \left[\begin{aligned} & G1 \times 0.101 + G2 \times 0.189 + G3 \times 0.126 + G4 \times 0.126 + G5 \times 0.189 + G6 \times 0.189 + \\ & G7 \times 0.126 + G8 \times 0.126 + G9 \times 1.132 + G10 \times 0.755 + G11 \times 1.132 + G12 \times 0.755 + \\ & \left(G13 + G14 + G15 + G16 \right) \times 0.063 + \\ & \left(G17 + G18 + G19 + G20 \right) \times 0.063 + \\ & \left(G21 + G22 + G23 + G24 \right) \times 0.377 \end{aligned} \right] \times 1.035 - 0.113$$

【児童扶養手当分】

$$= \frac{1}{A \times 159,000\text{円}} \times \left[17,852\text{円} \times H - 132,843\text{千円} \times \frac{A}{16,000\text{人}} \right] = \frac{H \times 0.112}{A} - I$$

算式の符号

- A : 測定単位の数値（18歳以下人口）
- B_{公1} : 当該団体における公立保育施設在籍人員数（公立保育所在籍人員数（3号認定子どもに限る）、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数（3号認定子どもに限る）、公立認定こども園在籍人員数（追加分・3号認定子どもに限る）及び公立保育施設在籍人員数（追加分・3号認定子どもに限る）の合計）
- B_{公2} : 当該団体における公立保育施設在籍人員数（公立保育所在籍人員数（2号認定子どもに限る）、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数（2号認定子どもに限る）、公立認定こども園在籍人員数（追加分・2号認定子どもに限る）、公立保育施設在籍人員数（追加分・2号認定子どもに限る）及び特別利用保育等に係る子どもの数の合計）
- B_{私1} : 当該団体における私立保育施設在籍人員数（私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数（3号認定子どもに限る）の合計）
- B_{私2} : 当該団体における私立保育施設在籍人員数（私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数（2号認定子どもに限る）の合計）
- B_障 : 当該団体における保育所及び幼保連携型認定こども園に係る障害児受入人員数（ただし、障害児保育のための加配職員数に2を乗じた数（以下「加配対象受入障害児数」という。）を上回る場合は、加配対象受入障害児数）
- C_障 : 当該団体における公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数
- D : 地域型保育給付の各事業に係る子どもの数に、それぞれ次の乗率を乗じて算出した数値の合計
 家庭的保育：1.247 小規模保育A型：1.000 小規模保育B型及び特例保育：0.791
 小規模保育C型：1.019 居宅訪問型保育：2.659 事業所内保育A型：0.975
 事業所内保育B型：0.826 事業所内保育20人以上：0.666
- E : 子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数
- F : 障害福祉サービスのうち当該団体における「児童発達支援利用者数」及び「放課後等デイサービス利用者数」の計
- G₁ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳未満）
 （被用者・本則給付分及び施設等受給資格者分の計）
- G₂ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳未満）（非被用者・本則給付分）
- G₃ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （被用者・本則給付分のうち第1・2子分及び施設等受給資格者分の計）
- G₄ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （非被用者・本則給付分のうち第1・2子分）
- G₅ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （被用者・本則給付分のうち第3子以降分）
- G₆ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）
- G₇ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）
 （被用者・本則給付分及び施設等受給資格者分の計）
- G₈ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）
- G₉ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）
- G₁₀ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （地方公務員・本則給付分のうち第1・2子分）
- G₁₁ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）
- G₁₂ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）
- G₁₃ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳未満）（被用者・特例給付分）
- G₁₄ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （被用者・特例給付分のうち第1・2子分）
- G₁₅ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （被用者・特例給付分のうち第3子以降分）
- G₁₆ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（被用者・特例給付分）
- G₁₇ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳未満）（非被用者・特例給付分）
- G₁₈ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （非被用者・特例給付分のうち第1・2子分）
- G₁₉ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （非被用者・特例給付分のうち第3子以降分）
- G₂₀ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）
- G₂₁ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳未満）（地方公務員・特例給付分）
- G₂₂ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （地方公務員・特例給付分のうち第1・2子分）
- G₂₃ : 当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）
 （地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分）

- G24 : 当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）
- H : 当該団体における児童扶養手当受給者数（福祉事務所設置町村以外の町村にあっては0とする。）
- I : 市及び福祉事務所設置町村にあっては0.052とし、その他の町村にあっては0とする。
- a : 地域区分係数

級地	その他	3/100	6/100	10/100	12/100	15/100	16/100	20/100
係数	0.956	0.978	1.000	1.030	1.044	1.067	1.074	1.104

- b1 : 年齢区分係数（3号認定子ども）
0歳児割合×1.699+1・2歳児割合×1.000
- b2 : 年齢区分係数（2号認定子ども）
3歳児割合×1.194+4歳以上児割合×1.000
- c : 定員区分係数

Σ （各利用定員区分の子どもの数×当該区分の係数）/B公

※B公 は公立保育施設在籍人員（追加分）及び特別利用保育等に係る子どもの数を除く

利用定員	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60
係数	3.783	2.261	1.680	1.447	1.386	1.272
利用定員	61～70	71～80	81～90	91～100	101～110	111～120
係数	1.191	1.131	1.084	1.000	0.974	0.951
利用定員	121～130	131～140	141～150	151～160	161～170	171以上
係数	0.933	0.917	0.903	0.903	0.892	0.882

- d1 : 冷暖房費加算係数（3号認定子ども）

級地	その他	4級地	3級地	2級地	1級地
係数	-0.001	0.006	0.009	0.009	0.010

- d2 : 冷暖房費加算係数（2号認定子ども）

級地	その他	4級地	3級地	2級地	1級地
係数	-0.003	0.017	0.023	0.023	0.026

- e : 徴収額係数（3号認定子ども）

$$\frac{\sum_{i=1}^{28} (g_i \times h_i) \times 12}{f} \times \frac{1}{398}$$

ただし、f が0かつB公1が正数の場合は1.000とする。

- f : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定）（令和5年10月分）

- gi : 次に掲げる人員数

- g1 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育標準時間・第1子・ひとり親等以外）
- g2 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育標準時間・第1子・ひとり親等）
- g3 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育標準時間・第2子・ひとり親等以外）
- g4 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育標準時間・第1子・ひとり親等以外）及び（3号認定・第4階層（360万円以上）・保育標準時間・第1子）
- g5 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育標準時間・第1子・ひとり親等）
- g6 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育標準時間・第2子・ひとり親等以外）及び（3号認定・第4階層（360万円以上）・保育標準時間・第2子）
- g7 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第5階層・保育標準時間・第1子）
- g8 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第5階層・保育標準時間・第2子）
- g9 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第6階層・保育標準時間・第1子）
- g10 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第6階層・保育標準時間・第2子）
- g11 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第7階層・保育標準時間・第1子）
- g12 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第7階層・保育標準時間・第2子）
- g13 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第8階層・保育標準時間・第1子）
- g14 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第8階層・保育標準時間・第2子）
- g15 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育短時間・第1子・ひとり親等以外）
- g16 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育短時間・第1子・ひとり親等）
- g17 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育短時間・第2子・ひとり親等以外）
- g18 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育短時間・第1子・ひとり親等以外）及び（3号認定・第4階層（360万円以上）・保育短時間・第1子）
- g19 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育短時間・第1子・ひとり親等）
- g20 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育短時間・第2子・ひとり親等以外）及び（3号認定・第4階層（360万円以上）・保育短時間・第2子）
- g21 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第5階層・保育短時間・第1子）
- g22 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第5階層・保育短時間・第2子）
- g23 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第6階層・保育短時間・第1子）
- g24 : 前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第6階層・保育短時間・第2子）

g ²⁵	：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第7階層・保育短時間・第1子）
g ²⁶	：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第7階層・保育短時間・第2子）
g ²⁷	：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第8階層・保育短時間・第1子）
g ²⁸	：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第8階層・保育短時間・第2子）
hi	：次に掲げる額
h ¹	：19.5千円
h ²	：9千円
h ³	：9.75千円
h ⁴	：30千円
h ⁵	：9千円
h ⁶	：15千円
h ⁷	：44.5千円
h ⁸	：22.25千円
h ⁹	：61千円
h ¹⁰	：30.5千円
h ¹¹	：80千円
h ¹²	：40千円
h ¹³	：104千円
h ¹⁴	：52千円
h ¹⁵	：19.3千円
h ¹⁶	：9千円
h ¹⁷	：9.65千円
h ¹⁸	：29.6千円
h ¹⁹	：9千円
h ²⁰	：14.8千円
h ²¹	：43.9千円
h ²²	：21.95千円
h ²³	：60.1千円
h ²⁴	：30.05千円
h ²⁵	：78.8千円
h ²⁶	：39.4千円
h ²⁷	：102.4千円
h ²⁸	：51.2千円
i ¹	：前年度私立保育所等費用額（令和5年10月分）のうち満3歳未満子どもに係る額
i ²	：前年度私立保育所等費用額（令和5年10月分）のうち満3歳以上子どもに係る額
j	：前年度私立保育所等利用者負担額（令和5年10月分）
k ¹	：前年度私立保育所等在籍人員数（令和5年10月分）のうち満3歳未満子どもの数
k ²	：前年度私立保育所等在籍人員数（令和5年10月分）のうち満3歳以上子どもの数
l	：前年度子育てのための施設等利用給付支給額（令和5年分）
m	：前年度子育てのための施設等利用給付支給額（令和5年分）のうち私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額
n	：前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数（令和5年分）
159,000円	：単位費用
16,000人	：標準団体の18歳以下人口
176人	：標準団体の公立保育施設在籍人員数（3号認定子ども）（単価差を加味せず設定）
1,546,424円	：公立保育施設に係る児童一人当たり単価（3号認定子ども）
344人	：標準団体の公立保育施設在籍人員数（2号認定子ども）（単価差を加味せず設定）
742,899円	：公立保育施設に係る児童一人当たり単価（2号認定子ども）
650人	：標準団体の私立保育施設在籍人員数（3号認定子ども）（単価差を加味せず設定）
386,606円	：私立保育施設に係る児童一人当たり単価（3号認定子ども）
986人	：標準団体の私立保育施設在籍人員数（2号認定子ども）（単価差を加味せず設定）
185,725円	：私立保育施設に係る児童一人当たり単価（2号認定子ども）
47人	：標準団体の保育所等における受入障害児数
1,633,601円	：障害児保育に要する受入障害児一人当たり単価
1.064	： $a \times b_1 \times c$ の全国平均値
1.061	： $a \times b_2 \times c$ の全国平均値
367,016円	：前年度私立保育施設保育単価（満3歳未満子どもに係る額）
212,698円	：前年度私立保育施設保育単価（満3歳以上子どもに係る額）
0.25	：市町村負担率 $\frac{2.5}{10}$
556,931円	：地域型保育給付に係る子ども1人当たり単価（一般財源）
44,152千円	：標準団体に算入されている地域型保育給付費の所要額（一般財源）

- 363人：標準団体の子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数(単価差を加味せず設定)
- 40,805円：施設等利用給付に係る子ども1人当たり単価（私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額を除く）（一般財源）
- 9,588円：前年度施設等利用給付支給額単価（私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額を除く）
- 408,850円：障害者サービスのうち日中活動系サービス利用者（「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」）1人当たり単価
- 425人：標準団体が想定している日中活動系サービス利用者（「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」）数
- 16,000円：児童手当支給対象児童（3歳未満）（被用者・本則給付分及び施設等受給資格者分）1人当たり単価
- 30,000円：児童手当支給対象児童（3歳未満）（非被用者・本則給付分）1人当たり単価
- 20,000円：児童手当支給対象児童（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第1・2子分及び施設等受給資格者分）1人当たり単価
- 20,000円：児童手当支給対象児童（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第1・2子分）1人当たり単価
- 30,000円：児童手当支給対象児童（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第3子以降分）1人当たり単価
- 30,000円：児童手当支給対象児童（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）1人当たり単価
- 20,000円：児童手当支給対象児童（中学校）（被用者・本則給付分及び施設等受給資格者分）1人当たり単価
- 20,000円：児童手当支給対象児童（中学校）（非被用者・本則給付分）1人当たり単価
- 180,000円：児童手当支給対象児童（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）1人当たり単価
- 120,000円：児童手当支給対象児童（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1・2子分）1人当たり単価
- 180,000円：児童手当支給対象児童（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）1人当たり単価
- 120,000円：児童手当支給対象児童（中学校）（地方公務員・本則給付分）1人当たり単価
- 10,000円：児童手当支給対象児童（（3歳未満）（被用者・特例給付分）、（被用者・特例給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（被用者・特例給付分））1人当たり単価
- 10,000円：児童手当支給対象児童（（3歳未満）（非被用者・特例給付分）、（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（非被用者・特例給付分））1人当たり単価
- 60,000円：児童手当支給対象児童（（3歳未満）（地方公務員・特例給付分）、（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（地方公務員・特例給付分））1人当たり単価
- 1.035：児童手当給付費に係る調整率（単位費用計上額相当への合わせ付け率）
- 288,103千円：標準団体に算入されている児童手当の所要額（一般財源）
- 17,852円：児童扶養手当支給対象者1人当たり単価
- 132,843千円：標準団体に算入されている児童扶養手当の所要額（福祉事務所設置町村以外の町村にあっては0千円とする）（密度補正対象一般財源）

(注) $1 - m$ が負数のとき δ は0とする。

2 密度補正Ⅱ

市町村立の保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園に在籍する子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の子どもに係る財政需要並びに新制度未移行私立幼稚園園児に係る財政需要を算定するために、下記の算式により適用される。

算 式

(密度補正Ⅱ係数－1)

【保育所型・地方裁量型認定こども園に係る財政需要分】

$$= \frac{1}{A \times 159,000\text{円}} \times \left[B \times C \times 841\text{千円} \right]$$

A：測定単位の数値（18歳以下人口）

B：「子ども・子育て支援制度における園児数等に係る調査について」（令和6年4月12日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）に基づいて内閣府に報告された令和6年4月1日現在における市町村立の保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の1号認定子どもの数

C：当該市町村における市町村立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定子どもに係る施設型給付の給付単価差を示す乗率（年齢区分係数×利用定員区分係数×地域区分係数＋冷暖房費加算区分係数）。ただし、当該市町村における市町村立の幼稚園の在籍人員数及び幼保連携型認定こども園に在籍する子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる子どもの数が0である場合には、1.000とする。

841千円：市町村立の保育所型及び地方裁量型認定こども園の1号認定子ども1人当たりの経費

【新制度未移行幼稚園園児に係る財政需要分】

$$= \frac{1}{A \times 159,000\text{円}} \times \left[B \times 77,100\text{円} - 332\text{人} \times 77,100\text{円} \times \frac{A}{16,000\text{人}} \right]$$

$$= \left[\frac{B \times 0.485}{A} - 0.010 \right]$$

算式の符号

A：測定単位の数値（18歳以下人口）

B：施設等利用給付支弁台帳に記載された令和6年4月1日現在における新制度未移行私立幼稚園の在籍人員数

332人：標準団体当たりの新制度未移行私立幼稚園園児の数

16,000人：標準団体の18歳以下人口

77,100円：施設等利用給付費単価（新制度未移行私立幼稚園分）（市町村負担分）

3 密度補正Ⅲ

子ども・子育て支援新制度に係る私立幼稚園の在籍人員及び私立認定こども園に在籍する1号認定子どもに対する施設型給付に係る財政需要を算定するために、下記の算式により適用される。

算 式

(密度補正Ⅲ係数－1)

$$= \frac{1}{A \times 159,000\text{円}} \times \left[B \times C \times 350,657\text{円} - 356\text{人} \times 350,657\text{円} \times \frac{A}{16,000\text{人}} \right]$$

$$= \frac{B \times C \times 2.205}{A} - 0.049$$

算式の符号

A：測定単位の数値（18歳以下人口）

B：令和6年4月1日現在における当該市町村の私立幼稚園（新制度移行分）の在籍人員数及び私立認定こども園の1号認定子どもの数の合計数（以下「私立幼稚園等在籍人員数」という）。

C：
$$\frac{\alpha \times \beta \times 12}{960,849\text{円}}$$

350,657円：施設型給付費単価（市町村負担分）

356人：標準団体当たりの1号認定子ども等の数

16,000人：標準団体の18歳以下人口

α：当該市町村の前年度私立幼稚園等費用額（n-1.10月分）

β：当該市町村の前年度私立幼稚園等在籍人員数（n-1.10月分）

960,849円：前年度施設型給付費全国平均単価

4 密度補正Ⅳ

市町村立幼稚園及び市町村立幼保連携型認定こども園の在籍人員（１号認定子ども）に対する施設型給付に係る財政需要を算定するために、下記の算式により適用される。

算 式

(密度補正Ⅳ係数－1)

$$= \frac{1}{A \times 159,000\text{円}} \times \left(B \times \alpha \times 841\text{千円} - 74,397\text{千円} \times \frac{A}{16,000\text{人}} \right)$$
$$= \frac{B \times \alpha \times 5.289}{A} - 0.029$$
$$\alpha = a \times b \times c + d$$

算式の符号

A：測定単位の数値（18歳以下人口）

B：当該市町村における市町村立幼稚園（市町村立の幼稚園型認定こども園を含む。）に在籍する園児数（特別利用教育分を含む。）及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数の合計数

841千円：１号認定子ども１人当たりの経費

74,397千円：標準団体に算入されている市町村立幼稚園所要額（一般財源）

a：地域区分係数

級地	その他	3/100	6/100	10/100	12/100	15/100	16/100	20/100
係数	0.955	0.978	1.000	1.030	1.045	1.067	1.075	1.105

b：年齢区分係数

(3歳児割合×1.221+4歳以上児割合×1.000) / 1.051

c：定員区分係数

Σ（各利用定員区分の子どもの数×当該区分の係数）/ B

利用定員	～15人	16～25人	26～35人	36～45人	46～60人	61～75人
係数	3.186	1.981	1.464	1.404	1.305	1.164
利用定員	76～90人	91～105人	106～120人	121～135人	136～150人	151～180人
係数	1.068	1.000	0.950	0.928	0.895	0.845
利用定員	181～210人	211～240人	241～270人	271～300人	301人～	
係数	0.809	0.782	0.761	0.744	0.693	

d：冷暖房費加算係数

級地	その他	4級地	3級地	2級地	1級地
係数	-0.001	0.016	0.021	0.022	0.025

第三項 普通態容補正

1 普通態容補正 I

地域手当の級地区分ごとの行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、一般財源総額に占める給与費の率に共通係数を乗じて得た係数に、第二表の種地ごとの個別係数を合算して得た率をもって普通態容補正 I 係数とした。

なお、指定都市、児童相談所設置中核市、中核市、町村については、二で述べるとおり行政権能差による補正を併せて行うこととし、地域手当の級地区分による係数及び種地区分による係数それぞれに指定都市、児童相談所設置中核市、中核市、町村ごとの権能差を反映した補正率を乗じて算定した係数を合算して普通態容補正 I 係数を算定した。

第一表 地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の 級地区分	共通係数	A× 給与費の率 0.033	権能差反映分				
			指定都市	児童相談所 設置中核市	中核市	市※	町村
			B× 権能差率 1.166	B× 権能差率 1.165	B× 権能差率 1.017	B× 権能差率 1.000	B× 権能差率 0.910
	A	B	C	D	E	E	F
1 級地	1.151	0.038	0.044	0.044	0.039	0.038	0.035
2 級地	1.122	0.037	0.043	0.043	0.038	0.037	0.034
3 級地	1.112	0.037	0.043	0.043	0.038	0.037	0.034
4 級地	1.091	0.036	0.042	0.042	0.037	0.036	0.033
5 級地	1.078	0.036	0.042	0.042	0.037	0.036	0.033
6 級地	1.043	0.034	0.040	0.040	0.035	0.034	0.031
7 級地	1.022	0.034	0.040	0.040	0.035	0.034	0.031
無級地	0.997	0.033	0.038	0.038	0.034	0.033	0.030

※福祉事務所設置町村を含む。

第二表 種地区分による係数算出表

種地	指定都市	児童相談所設置中核市	中核市	市 (福祉事務所設置町村を含む。)
I 10	0.000020 X + 1.1320			0.000020 X + 0.9680
I 9	0.000020 X + 1.1320			0.000020 X + 0.9680
I 8	0.000020 X + 1.1320			0.000020 X + 0.9680
I 7	0.000050 X + 1.1065	0.000050 X + 1.1055	0.000040 X + 0.9680	0.000040 X + 0.9510
I 6	0.000070 X + 1.0915	0.000070 X + 1.0905	0.000060 X + 0.9530	0.000060 X + 0.9360
I 5		0.000040 X + 1.1100	0.000030 X + 0.9725	0.000030 X + 0.9555
I 4			0.000060 X + 0.9560	0.000050 X + 0.9445
I 3				0.000000 X + 0.9670
I 2				0.000000 X + 0.9670
I 1				0.000000 X + 0.9670
II 10		0.000040 X + 1.1010	0.000020 X + 0.9760	0.000020 X + 0.9590
II 9		0.000020 X + 1.1200	0.000020 X + 0.9760	0.000020 X + 0.9590
II 8		0.000040 X + 1.1020	0.000040 X + 0.9580	0.000040 X + 0.9410
II 7		0.000020 X + 1.1190	0.000020 X + 0.9750	0.000020 X + 0.9580
II 6			0.000020 X + 0.9750	0.000020 X + 0.9580
II 5			0.000040 X + 0.9600	0.000040 X + 0.9430
II 4			0.000050 X + 0.9530	0.000040 X + 0.9430
II 3				0.000000 X + 0.9670
II 2				0.000000 X + 0.9670
II 1				0.000000 X + 0.9670

種地	町 村
I 10	
I 9	
I 8	
I 7	0.000030 X+ 0.8705
I 6	0.000060 X+ 0.8480
I 5	0.000020 X+ 0.8740
I 4	0.000050 X+ 0.8575
I 3	0.000000 X+ 0.8800
I 2	0.000000 X+ 0.8800
I 1	0.000000 X+ 0.8800
II 10	0.000020 X+ 0.8710
II 9	0.000020 X+ 0.8710
II 8	0.000040 X+ 0.8530
II 7	0.000020 X+ 0.8700
II 6	0.000020 X+ 0.8700
II 5	0.000020 X+ 0.8700
II 4	0.000040 X+ 0.8560
II 3	0.000000 X+ 0.8800
II 2	0.000000 X+ 0.8800
II 1	0.000000 X+ 0.8800

(注) Xは市町村の評点である。

一 行政質量差

単位費用算定の基礎となった標準団体における財政需要額を、給与費(特殊勤務手当を除く。)とその他の経費に分かれ、一般財源総額に対する給与費の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じたものにより算出した各種地をもって補正係数とした。

なお、公立保育所運営負担金の一般財源化による影響分は、密度補正を適用していることから、種地ごとの行政質量差による割増しを行わないように個別係数を設定している。

$$\frac{\text{給与費一般財源}}{\text{一般財源総額}} = \frac{84,280\text{千円}}{2,548,231\text{千円}} = 0.033$$

二 行政権能差

(1) 市と町村における行政権能差

母子父子寡婦福祉対策費、児童福祉費等については、市と町村で措置費の負担割合が異なること等により、町村にあっては経費を減額する必要があるので、町村については、次の経費を除いた財政需要額の総額に対する割合を乗ずることとしている。

標準団体の財政需要額	2,548,231千円	A
控除する項目		
児童福祉費(母子生活支援施設、助産施設)	3,573千円	
母子父子寡婦福祉対策費	225,392千円	
計	228,965千円	B
A - B	2,319,266千円	C
補正率 C / A =	0.910	

(2) 指定都市における行政権能差

標準行政経費の算定にあたっては、市町村がすべて指定都市及び中核市以外の市町村であることとして積算されているのであるから、地方自治法第252条の19第1項の規定による指定都市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、18歳以下人口28万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を18歳以下人口28万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

指定都市県不要一般財源	6,974,727千円	A
18歳以下人口28万人のその他の市の一般財源 B	41,937,840千円	B
A + B	48,912,567千円	C
権能差率 C / B =	1.166	

(3) 児童相談所設置中核市における行政権能差

上記指定都市と同様に、地方自治法第252条の22の規定による中核市で、児童福祉法第59条の4に基づき児童相談所を設置している市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、18歳以下人口28万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を18歳以下人口28万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

児童相談所設置中核市県不要一般財源	6,916,537千円	A
18歳以下人口28万人のその他の市の一般財源 B	41,937,840千円	B
A + B	48,854,377千円	C
権能差率 C / B =	1.165	

(4) 中核市における行政権能差

上記指定都市と同様に、地方自治法第252条の22の規定による中核市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、18歳以下人口28万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を18歳以下人口28万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

中核市県不要一般財源		700,698千円	A
18歳以下人口28万人のその他の市の一般財源	B	41,937,840千円	B
A+B		42,638,538千円	C
権能差率	C/B=	1.017	

三 普通態容補正Ⅰは、行政質量差による補正及び行政権能差による補正を相乗して行うこととしている。

2 普通態容補正Ⅱ

指定都市及び児童相談所設置中核市における児童福祉司の配置(虐待相談対応件数に応じた加算配置分)に要する経費を算定するため普通態容補正Ⅱを適用している。

算定方法は以下のとおり。

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{普通態容補正Ⅱ係数}-1) &= \frac{1}{A \times 159,000\text{円}} \times \left[\alpha \times 5,400\text{千円} + \beta \times 2,960\text{千円} \right] \\
 &= \frac{\alpha \times 33.962 + \beta \times 18.616}{A} \\
 \alpha &= \left[B - \frac{C}{1,000} \right] \times \frac{1}{40}, \quad \beta = \frac{\alpha}{6}
 \end{aligned}$$

算式の符号

- A : 測定単位の数値(18歳以下人口)
 B : 児童相談所における虐待相談対応件数
 C : 令和2年度国勢調査人口
 5,400千円 : 児童福祉司1人当たりの加算配置に係る単価
 2,960千円 : スーパーバイザー1人当たりの加算配置に際して児童福祉司の加算配置に係る単価に上乗せして必要となる額
 (注) (B-C/1,000) が負数のときαは0とする。また、αは小数点以下切り上げ、βは小数点以下四捨五入した数とする。

第四項 事業費補正

平成18年度に一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金にかかる施設整備事業債の元利償還金を算入することとしている。
 算定方法は以下のとおりである。

算 式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{\sum_{n=18}^{\text{令5}} (B_n \times C_n) + \sum_{n=\text{令2}}^{\text{令5}} (D_n \times E_n) + \sum_{n=\text{令2}}^{\text{令5}} (F_n \times G_n)}{159,000\text{円} \times A}$$

算式の符号

- A : 当該団体の測定単位の数値
 B_n : n年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業費(一般財源化分)次世代育成支援対策施設整備交付金に係る地方債の額

C_n : 次の表に掲げる率

区分	同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市		0.038	0.038	0.04250	0.04795	0.04682	0.03393	0.03491	0.03624	0.035	0.034	0.0332	0.0334
その他の市町村		-	-	0.05939	0.06216	0.06247	0.04380	0.04480	0.04588	0.045	0.044	0.0432	0.0433
区分	同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5						
市場公募都市		0.03336	0.02473	0.02433	0.00187	0.00460	0.00648						
その他の市町村		0.04329	0.03484	0.03585	0.00216	0.00509	0.00687						

D_n : n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業(児童相談所整備事業に係るものに限る)に係る地方債の額

E_n : 次の表に掲げる率

区分	同意等年度	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.01738	0.00134	0.00329	0.00463
その他の市町村		0.02561	0.00155	0.00364	0.00491

F_n : n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備事業(児童相談所一時保護施設整備事業に係るものに限る)に係る地方債の額

Gn：次の表に掲げる率

区分	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.01738	0.00134	0.00329	0.00463
その他の市町村	0.02561	0.00155	0.00364	0.00491

第五項 経常態容補正

人口に占める「18歳以下人口」の割合が小さい団体に配慮した補正措置を講ずることとしている。
算定方法は以下のとおりである。

算 式

$$(\text{経常態容補正係数}) = \{ (0.154 / 18\text{歳以下人口比率} - 1) \times 0.156 \} \times \text{連乗補正係数}$$

算式の符号

18歳以下人口比率：18歳以下人口（R2年国勢調査）/人口（R2年国勢調査）の数値

0.154：18歳以下人口比率の全国平均

0.156：こども子育て費単位費用中の人口比例経費及び給与費以外の経費の割合

（注）0.154/18歳以下人口比率の値が1.000を下回る場合は1.000とする。

第五節 高齢者保健福祉費

単位費用	(65歳以上人口)	72,100円	測定単位	65歳以上人口
	(75歳以上人口)	84,900円		75歳以上人口

第一款 65歳以上人口を測定単位とするもの

高齢者保健福祉費のうち65歳以上人口を測定単位とするものに適用する補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正、事業費補正及び数値(65歳以上人口)急増補正Ⅰである。

算式 段階補正係数×普通態容補正係数+(密度補正係数-1)+(事業費補正係数-1)+(数値(65歳以上人口)急増補正Ⅰ係数-1)

第一項 段階補正

測定単位である65歳以上人口の段階ごとの職員数を第一表のように定め、各段階における財政需要額を第二表のとおり積算して、当該財政需要額をそれぞれの段階の測定単位で除して得た単位当たり費用を基礎として、第三表のとおり段階補正係数算出表を定めた。

第一表 65歳以上人口段階ごとの職員配置表

区分	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
65歳以上人口段階				
人	人	人	人	人
2,600	—	2	9	11
3,700	—	2	11	13
6,300	—	3	14	17
9,600	1	4	16	21
31,000 (標準団体)	1	6	30	37
78,000	2	14	60	76
130,000	3	21	89	113
320,000	7	46	203	256
650,000	13	84	385	482

第二表 65歳以上人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階	人	人	人	人	(標準団体)	人	人	人	人
経費区分	2,600	3,700	6,300	9,600	31,000	78,000	130,000	320,000	650,000
給 与 費	61,670	71,850	95,050	122,160	209,280	434,420	646,540	1,461,050	2,742,770
65 歳 以 上 人 口 比 例 経 費	143,543	204,273	347,817	530,006	1,711,486	4,306,302	7,177,170	17,666,880	35,885,850
そ の 他 の 経 費	38,400	41,397	59,751	76,482	315,518	337,219	435,087	819,983	1,108,539
一 般 財 源 計	243,613	317,520	502,618	728,648	2,236,284	5,077,941	8,258,797	19,947,913	39,737,159
単位当たり費用Z (円)	93,697	85,816	79,781	75,901	72,100	65,102	63,529	62,337	61,134
Z / 単 位 費 用	1.300	1.190	1.107	1.053	1.000	0.903	0.881	0.865	0.848

第三表 段階補正係数算出表

65歳以上人口		段階補正係数	
～	2,600人	$\frac{1}{P}$ (	1.04 P + 673)
2,600	～ 3,700人	$\frac{1}{P}$ (	0.94 P + 933)
3,700	～ 6,300人	$\frac{1}{P}$ (	0.98 P + 785)
6,300	～ 9,600人	$\frac{1}{P}$ (	0.93 P + 1,100)
9,600	～ 31,000人	$\frac{1}{P}$ (	0.98 P + 620)
31,000	～ 78,000人	$\frac{1}{P}$ (	0.84 P + 4,960)
78,000	～ 130,000人	$\frac{1}{P}$ (	0.85 P + 4,180)
130,000	～ 320,000人	$\frac{1}{P}$ (	0.85 P + 4,180)
320,000人	～	$\frac{1}{P}$ (	0.83 P + 10,580)

(注1) P＝当該団体の65歳以上人口

(注2) 段階補正係数が1.601を超えるときは、1.601とする。

第二項 密度補正

密度補正は、養護老人ホーム被措置者数の密度、居宅等・施設別の介護サービス受給者数の密度、介護保険の1号保険料軽減措置に伴う保険料軽減被保険者数の密度及び生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)施設数の密度による補正を適用する。

この補正は、65歳以上人口を測定単位として高齢者保健福祉費に係る基準財政需要額を算定する場合に、65歳以上人口と養護老人ホーム被措置者数、介護サービス受給者数、保険料軽減被保険者数及び生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)施設数が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている養護老人ホーム被措置者数、介護給付費負担金及び1号保険料軽減措置に係る経費を基準として、養護老人ホーム被措置者数、居宅等・施設別の介護サービス受給者数及び保険料軽減被保険者数の多寡により需要額を割増し又は割落としするため、並びに生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)施設数により需要額を割増しするために適用する。

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数}-1) = & \frac{1}{A \times 72,100\text{円}} \times \left\{ C \times 0.840 \times (B - 45\text{人} \times \frac{A}{31,000\text{人}}) \right\} \\
 & + \frac{1}{A \times 72,100\text{円}} \times \left[\left\{ E \times 232,000\text{円} + F \times 432,900\text{円} + (E + F) \times 14,000\text{円} \right\} \right. \\
 & \quad \left. - 1,497,296\text{千円} \times \frac{A}{31,000\text{人}} \right] \\
 & + \frac{1}{A \times 72,100\text{円}} \times (G \times 3,591\text{円} - 26,087\text{千円} \times \frac{A}{31,000\text{人}}) \\
 & + \frac{1}{A \times 72,100\text{円}} \times (H \times 4,557,000\text{円} + I \times 5,769,000\text{円} + J \times 9,086,000\text{円}) \\
 = & D \times \left[\frac{0.84}{A} \times \frac{B \times 10}{A} - 0.012 \right] + \left[\frac{3.412}{A} \times E + \frac{6.198}{A} \times F - 0.670 \right] \\
 & \times \\
 & + \left[\frac{0.050}{A} \times G - 0.012 \right] + \frac{63.204}{A} \times H + \frac{80.014}{A} \times I + \frac{126.019}{A} \times J
 \end{aligned}$$

$$\left[\begin{aligned} ※ &= 2,949,000円 \times \left(\frac{0.840 \times B}{72,100円 \times A} - \frac{0.840 \times 45人}{72,100円 \times 31,000人} \right) \\ &= 29,490 \times \left(\frac{0.840 \times B}{721 \times A} - \frac{37.80}{721 \times 31,000} \right) \\ &= 2,949 \times \left(\frac{0.840 \times B \times 10}{721 \times A} - \frac{37.80}{721 \times 3,100} \right) \\ &= 4.090 \times \left(\frac{0.840 B \times 10}{A} - 0.012 \right) \end{aligned} \right]$$

算式の符号

A： 測定単位の数値

B： 令和6年4月1日現在の養護老人ホーム被措置者数

C： 養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価 2,949,000円

D： 4.090

72,100円： 単位費用

0.840： 養護老人ホームに係る援護率（費用徴収分を控除した割合） (1-0.160)

45人： 標準団体における養護老人ホーム被措置者数

E： 居宅介護サービス等受給者数（居宅介護サービス受給者数と地域密着型介護サービス受給者数の合計数）

F： 施設介護サービス受給者数

232,000円： 居宅介護サービス等受給者1人当たりの介護給付費負担金単価

432,900円： 施設介護サービス受給者1人当たりの介護給付費負担金単価

14,000円： 介護サービス受給者1人当たりの介護保険事務費単価

1,497,296千円： 標準団体において算入されている介護給付費負担金及び介護保険事務費の額

G： 補正後保険料軽減被保険者数

補正後保険料軽減被保険者数の計算方法は、次の算式によって所得段階別1号被保険者数に補正率を乗じたものとする。

(算式) = (第1段階被保険者数) × 0.850 + (第2段階被保険者数) × 1.000 + (第3段階被保険者数) × 0.025

3,591円： 補正後保険料軽減被保険者1人当たりの1号保険料軽減措置に係る単価

26,087千円： 標準団体において算入されている1号保険料軽減措置に係る経費

H： 年間平均利用者数が5人以下の生活支援ハウス施設数

I： 年間平均利用者数が6～10人の生活支援ハウス施設数

J： 年間平均利用者数が11人以上の生活支援ハウス施設数

4,557,000円： Hに係る1施設当たりの運営費単価

5,769,000円： Iに係る1施設当たりの運営費単価

9,086,000円： Jに係る1施設当たりの運営費単価

第三項 普通態容補正

行政質量差及び行政権能差につき、1及び2に示すところによってそれぞれ補正率を算出し、その補正率を相乗して各地域別の補正係数を算出した。

なお、補正係数の値が1.000未満となる市町村については1.000としている。

1 行政質量差

単位費用算定の基礎となった標準団体における財政需要額を給与費とその他の経費に分別し、一般財源総額に対する給与費の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じ(第一表)、これに種地ごとの個別係数を加えて得た率を行政質量差の係数としている(第二表)。

給与費の率の算出基礎は次のとおりである。

$$\frac{\text{給与費一般財源}}{\text{一般財源総額}} = \frac{209,280千円}{2,236,284千円} = 0.094$$

第一表 地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の 級地	共通係数	A × 給与費の率 0.094	権能差反映分		
			指定都市	中核市	その他の市町村
			B × 権能差率 1.031	B × 権能差率 1.031	B × 権能差率 1.000
	A	B	C	D	E
1級地	1.151	0.108	0.111	0.111	0.108
2級地	1.122	0.105	0.108	0.108	0.105
3級地	1.112	0.105	0.108	0.108	0.105
4級地	1.091	0.103	0.106	0.106	0.103
5級地	1.078	0.101	0.104	0.104	0.101
6級地	1.043	0.098	0.101	0.101	0.098
7級地	1.022	0.096	0.099	0.099	0.096
無級地	0.997	0.094	0.097	0.097	0.094

第二表 種地区分による係数算出表

種地	補正係数算式		
	指定都市	中核市	指定都市・中核市以外の市町村及び特別区
I 10	0.000280 X + 0.7510	0.000280 X + 0.7510	0.000280 X + 0.7200
I 9	0.000280 X + 0.7510	0.000280 X + 0.7510	0.000260 X + 0.7390
I 8	0.000200 X + 0.8230	0.000200 X + 0.8230	0.000200 X + 0.7930
I 7	0.000160 X + 0.8570	0.000160 X + 0.8570	0.000150 X + 0.8355
I 6	0.000150 X + 0.8645	0.000150 X + 0.8645	0.000150 X + 0.8355
I 5	0.000150 X + 0.8645	0.000150 X + 0.8645	0.000140 X + 0.8420
I 4	0.000130 X + 0.8755	0.000130 X + 0.8755	0.000130 X + 0.8475
I 3	0.000040 X + 0.9160	0.000040 X + 0.9160	0.000040 X + 0.8880
I 2	0.000153 X + 0.8764	0.000153 X + 0.8764	0.000147 X + 0.8506
I 1	0.000120 X + 0.8830	0.000120 X + 0.8830	0.000120 X + 0.8560
II 10	0.000580 X + 0.4180	0.000580 X + 0.4180	0.000560 X + 0.4080
II 9	0.000140 X + 0.8360	0.000140 X + 0.8360	0.000140 X + 0.8070
II 8	0.000160 X + 0.8180	0.000160 X + 0.8180	0.000160 X + 0.7890
II 7	0.000160 X + 0.8180	0.000160 X + 0.8180	0.000140 X + 0.8060
II 6	0.000140 X + 0.8340	0.000140 X + 0.8340	0.000140 X + 0.8060
II 5	0.000100 X + 0.8640	0.000100 X + 0.8640	0.000100 X + 0.8360
II 4	0.000100 X + 0.8640	0.000100 X + 0.8640	0.000100 X + 0.8360
II 3	0.000080 X + 0.8760	0.000080 X + 0.8760	0.000080 X + 0.8480
II 2	0.000133 X + 0.8495	0.000133 X + 0.8495	0.000127 X + 0.8246
II 1	0.000080 X + 0.8680	0.000080 X + 0.8680	0.000080 X + 0.8410

(注) Xは市町村の評点である。

2 行政権能差

(1) 指定都市

標準行政費の算定にあたっては、市町村がすべて指定都市及び中核市以外の市町村であることとして積算されているものであるため、地方自治法第252条の19第1項の規定による指定都市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、65歳以上人口53万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を65歳以上人口53万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

65歳以上人口53万人の指定都市が道府県から移譲される一般財源額	1,007,919千円	A
65歳以上人口53万人の市の一般財源額	32,481,050千円	B
65歳以上人口53万人の指定都市一般財源	33,488,969千円	C A + B
権能差率 C / B =	1.031	

(2) 中核市

標準行政費の算定にあたっては、市町村がすべて指定都市及び中核市以外の市町村であることとして積算されているものであるため、地方自治法第252条の22第1項の規定による中核市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、65歳以上人口53万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を65歳以上人口53万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

65歳以上人口53万人の中核市が道府県から移譲される一般財源額	992,785千円	A
65歳以上人口53万人の市の一般財源額	32,481,050千円	B
65歳以上人口53万人の中核市一般財源	33,473,835千円	C A+B
権能差率 C/B=	1.031	

第四項 事業費補正

平成18年度に一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等(30床以上の大規模な介護医療院の新設を含む。)に係る施設整備事業債の元利償還金を算入することとしている。
算定方法は以下のとおりである。

算式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{\sum_{n=18}^5 (B_n \times C_n)}{72,100 \text{円} \times A}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値

B_n : n年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業費(一般財源化分)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等(30床以上の大規模な介護医療院の新設を含む。)に係る地方債の額(指定都市又は中核市が起債したものに限る。)

C_n : 次の表に掲げる率(H18年度債～H23年度債:100%算入の理論償還率、H24年度債～:70%算入の理論償還率)

同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市場公募都市	0.038	0.038	0.04250	0.04795	0.04682	0.04847	0.03491	0.03624	0.035	0.034
その他の市町村	0.000	0.000	0.05939	0.06216	0.06247	0.06257	0.04480	0.04588	0.045	0.044
同意等年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5		
市場公募都市	0.0332	0.0334	0.03336	0.02473	0.02433	0.00187	0.00460	0.00648		
その他の市町村	0.0432	0.0433	0.04329	0.03484	0.03585	0.00216	0.00509	0.00687		

第五項 65歳以上人口急増補正 I (数値代置)

65歳以上人口が急増している団体については、住民基本台帳登載の65歳以上人口の増加率を指標とし、65歳以上人口急増補正 I (数値代置)を行う。

令和6年度においては、令和6年1月1日現在の数値を令和3年1月1日現在の数値で除して得た率(65歳以上人口急増率)によって算定し、この65歳以上人口急増率が増加団体(特に増加が著しい団体を除く。)の全国平均増加率1.010を超える団体について適用する。

なお、毎年最新の基礎数値を用いて補正を行っている養護老人ホーム措置費、介護給付費負担金、1号保険料軽減措置に係る経費については、重ねて急増補正を適用する必要がないため、補正の対象から除くこととしており、令和6年度は0.270を乗じることとした。

算式

$$(\text{65歳以上人口急増補正 I 係数}-1) = \left[\frac{\text{令和6年1月1日現在の住民基本台帳登載の65歳以上人口}}{\text{令和3年1月1日現在の住民基本台帳登載の65歳以上人口}} - 1.010 \right] \times 0.270$$

算式の符号

1.010 : 全国平均増加率(特に増加が著しい団体を除く増加団体平均)

0.270 : $\frac{\text{標準団体一般財源一急増補正対象外経費}}{\text{標準団体一般財源}} = \frac{603,906 \text{千円}}{2,236,284 \text{千円}}$

第二款 75歳以上人口を測定単位とするもの

高齢者保健福祉費のうち75歳以上人口を測定単位とするものに適用する補正は、密度補正及び数値(75歳以上人口)急増補正Ⅰである。

算式 1 + (密度補正係数 - 1) + (数値(75歳以上人口)急増補正Ⅰ係数 - 1)

第一項 密度補正

密度補正は、保険料軽減措置に伴う保険料軽減被保険者数の密度による補正を適用する。

この補正は、75歳以上人口を測定単位として高齢者保健福祉費に係る基準財政需要額を算定する場合に、75歳以上人口と保険料軽減被保険者数が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている保険料軽減措置に係る経費を基準として、保険料軽減被保険者数の多寡により需要額を割増し又は割落とすために適用する。

算式

$$\begin{aligned} \text{(密度補正係数 - 1)} &= \frac{1}{A \times 84,900\text{円}} \times (B \times 6,381\text{円} - 97,670\text{千円}) \times \frac{A}{19,000\text{人}} \\ &= \frac{0.075}{A} \times B - 0.061 \end{aligned}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値

B : 補正後保険料軽減被保険者数

補正後保険料軽減被保険者数の計算方法は、次の算式によって均等割軽減被保険者数に補正率を乗じたものとする。

$$\begin{aligned} \text{(算式)} &= (\text{均等割 7 割軽減被保険者数}) \times 1.4 \\ &\quad + (\text{均等割 5 割軽減被保険者数}) \times 1.0 + (\text{均等割 2 割軽減被保険者数}) \times 0.4 \end{aligned}$$

6,381円 : 補正後保険料軽減被保険者 1 人当たりの保険料軽減措置に係る単価

97,670千円 : 標準団体において算入されている保険料軽減措置に係る経費

第二項 75歳以上人口急増補正Ⅰ (数値代置)

75歳以上人口が急増している団体については、住民基本台帳登載の75歳以上人口の増加率を指標として75歳以上人口急増補正Ⅰ(数値代置)を行う。

令和6年度においては、令和6年1月1日現在の数値を令和3年1月1日現在の数値で除して得た率(75歳以上人口急増率)によって算定し、この75歳以上人口急増率が増加団体(特に増加が著しい団体を除く。)の全国平均増加率1.079を超える団体について適用する。

なお、保険料軽減措置に係る経費については、最新の基礎数値を用いて補正し、重ねて急増補正を適用する必要がないため、補正の対象から除くこととしており、令和6年度は0.939を乗じることとした。

算式

$$\text{(75歳以上人口急増補正Ⅰ係数 - 1)} = \left(\frac{\text{令和6年1月1日現在の住民基本台帳登載の75歳以上人口}}{\text{令和3年1月1日現在の住民基本台帳登載の75歳以上人口}} - 1.079 \right) \times 0.939$$

算式の符号

1.079 : 全国平均増加率(特に増加が著しい団体を除く増加団体平均)

$$0.939 : \frac{\text{標準団体一般財源 - 急増補正対象外経費}}{\text{標準団体一般財源}} = \frac{1,515,684\text{千円}}{1,613,354\text{千円}}$$

第六節 清 掃 費

単位費用	5,160円	測定単位	人口

清掃費に適用する補正は、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ、普通態容補正及び事業費補正である。

算式 普通態容補正係数×密度補正Ⅰ係数+(密度補正Ⅱ係数-1)+(事業費補正係数-1)

第一項 密 度 補 正

1 密度補正Ⅰ

人口密度が異なればごみの収集・運搬等に要する経費に差異を生ずることを考慮するため密度補正が適用される。

密度補正は、人口密度450人未満の団体について行い、これに用いる通増の率は、標準団体について人口密度の通減に伴い通増する基準財政需要額及び単位費用を第一表のとおり算出し、それぞれの段階ごとの単位費用を基礎として段階補正の場合と同様の方法によって第二表のとおり定めたものである。

なお、平成の合併により、市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成27年度に新設し、3年で段階的に需要額の割増しを行った。

第一表 密度段階別基準財政需要額算定内訳及び単位費用

(単位：千円)

経費等	密度段階	450人	300人	150人	100人	50人	20人
ごみ収集・運搬に要する経費		233,896	283,014	301,725	339,149	388,267	498,198
増 加 経 費		0	49,118	67,829	105,253	154,371	264,302
一 般 財 源 総 額		515,795	564,913	583,624	621,048	670,166	780,097
	うち市町村の姿の変化に対応した 交付税算定の見直しによる増加額	0	49,118	67,829	105,253	154,371	264,302
単 位 当 たり 費 用 Z		5,158	5,649	5,836	6,210	6,702	7,801
Z / 単 位 費 用		1.00	1.09	1.13	1.20	1.30	1.51

第二表 密度補正係数算出表

人 口	密度補正係数
450人以上	$\frac{1}{P}$ (1.00 P + 0.0)
300人以上 450人未満	$\frac{1}{P}$ (0.81 P + 85.5)
150人以上 300人未満	$\frac{1}{P}$ (1.06 P + 10.5)
100人以上 150人未満	$\frac{1}{P}$ (0.98 P + 22.5)
50人以上 100人未満	$\frac{1}{P}$ (1.11 P + 9.5)
50人未満	$\frac{1}{P}$ (1.16 P + 7.0)

(注1) P = 当該団体の人口密度

(注2) 一本算定の団体以外の団体については、1.000とする。

2 密度補正Ⅱ

各団体の観光地における財政需要を反映させるため密度補正Ⅱを適用する。

指標として各団体の入湯客数を用いている。

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正Ⅱ係数} - 1) &= \frac{B \times 5,160 \times \frac{1}{365\text{日}}}{A \times 5,160\text{円}} \\
 &= \frac{B \times 0.003}{A}
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値(当該団体の人口)

B：「令和2年度市町村税課税状況等の調」のうち「入湯税に関する調」における令和元年度の入湯客数

5,160円：単位費用

第二項 普通態容補正

一般財源総額に占める給与費の割合と種地ごとの行政質量差を反映させたものであり、一般財源総額に占める給与費の割合(0.201)に次表の各種地の個別係数(都市化の度合に応じたごみ処理経費の増を反映)を加えて普通態容補正係数とした。

種地区分による係数算出表

種地	個別係数	補正係数算式	種地	個別係数	補正係数算式
I 10a	1.337	0.005160 X + - 3.5650	II 10	1.289	0.000480 X + 0.8330
I 10b	1.337	0.005160 X + - 3.5650			
I 9	1.292	0.000900 X + 0.4820	II 9	1.161	0.002560 X + - 1.1430
I 8	1.243	0.000980 X + 0.4100	II 8	1.058	0.002060 X + - 0.6930
I 7	1.162	0.000810 X + 0.5545	II 7	0.959	0.001980 X + - 0.6250
I 6	0.976	0.001860 X + - 0.2330	II 6	0.847	0.002240 X + - 0.8330
I 5	0.777	0.001990 X + - 0.3175	II 5	0.803	0.000880 X + 0.1870
I 4	0.692	0.000850 X + 0.3095	II 4	0.653	0.001500 X + - 0.2470
I 3	0.663	0.000290 X + 0.5615	II 3	0.598	0.000550 X + 0.3230
I 2	0.587	0.000507 X + 0.4856	II 2	0.453	0.000967 X + 0.1146
I 1	0.529	0.000580 X + 0.4710	II 1	0.371	0.000469 X + 0.2889

(注) Xは市町村の評点である。補正係数が1.000未満となる場合は1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	総額A	特定財源B	差引一般財源A-B
給与費	117,070 千円	13,330 千円	103,740 千円 (0.201)
(特殊勤務手当を除く)			
その他の経費	466,538 千円	54,483 千円	412,055 千円 (0.799)
合計	583,608 千円	67,813 千円	515,795 千円 (1.000)

第三項 事業費補正

清掃事業は、日常生活に密着した事業であり、義務的な経費であるとともに清掃施設等建設事業に係る事業費が多額であることなど、これに対する的確な財政措置が必要となっていることから、投資的経費において事業費補正を適用し、基準財政需要額に算入することとしている。

また、地方債元利償還金については、平成12年度許可債分より理論算入方式に変更している。

算式

$$\begin{aligned}
 (\text{事業費補正係数}-1) &= \frac{A \times 0.5 + B \times 0.2 + C \times 0.57 + D \times 0.4 + E \times 0.7 + \frac{\sum_{n=18}^{\text{令5}} (F_n \times G_n) + \sum_{n=18}^{\text{令5}} (H_n \times I_n) + N}{5,160 \text{円} \times O}}{ }
 \end{aligned}$$

算式の符号

- A：地方債元利償還金50%分
- B：地方債元利償還金20%分
- C：地方債元利償還金57%分
- D：地方債元利償還金40%分
- E：地方債元利償還金70%分

F_n：n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額(資金手当分及び財源対策債分を除く。)(50%分)

G_n：次の表に掲げる率

区分	同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市		0.0053	0.0030	0.00338	0.04132	0.04093	0.04047	0.04019	0.0404	0.0379	0.0405	0.0394	0.0383
その他の市町村		0	0	0.00472	0.04269	0.04246	0.04200	0.04154	0.0417	0.0400	0.0414	0.0406	0.0400
区分	同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5						
市場公募都市		0.03726	0.02753	0.02774	0.00215	0.00424	0.00559						
その他の市町村		0.03920	0.02994	0.03044	0.00221	0.00432	0.00566						

H_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額(資金手当分及び財源対策債分を除く。)(30%分)

I_n : 次の表に掲げる率

区分	同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市		0.0032	0.0018	0.00203	0.02479	0.02456	0.02428	0.02411	0.0242	0.0227	0.0242	0.0236	0.0230
その他の市町村		0	0	0.00283	0.02561	0.02548	0.02520	0.02492	0.0250	0.0240	0.0248	0.0244	0.0240
区分	同意等年度	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5						
市場公募都市		0.02236	0.01652	0.01664	0.00129	0.00254	0.00335						
その他の市町村		0.02352	0.01796	0.01826	0.00133	0.00259	0.00339						

N : 都市基盤整備公団等による立替施行分の償還金

O : 測定単位の数値(当該団体の人口)

5,160円 : 単位費用

(注) 1. 地方債元利償還金は、清掃施設の整備事業に係る経費に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債(災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債、地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、減収補てん債、健全化債、財源対策債、昭和52、53、61年度及び平成4、5、7、8、10、11年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債及び臨時経済対策事業債を除く。)のうち政府資金に係る当該年度に償還する元利償還金(ただし、平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りでない。)で、改造事業等国庫補助の対象とならない事業に関して発行を許可されたものを含み、清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業に係るものを除くものである。

(対象となる地方債元利償還金一覧)

元利償還金の区分	対象となる元利償還金	補助・単独の別	事業着手年度	地方債許可年度
A : 50%分	清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。)のうち平成3年度以前において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債並びに平成5年度から平成11年度までにおいて事業(Eにおける清掃施設の整備事業を除く。)に着手したものに係る経費に充てるため平成6年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債のうち政府資金に係るものの当該年度における元利償還金	補助・単独	～H3	～H11
			H5～H11	H6～H11
B : 20%分	国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。)のうち平成4年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債及び平成5年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債のうち政府資金に係るものの当該年度における元利償還金	補助	H4	～H11
			H5	H5
C : 57%分	市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。)のうち平成5年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債のうち政府資金に係るものの当該年度における元利償還金	単独	H5	H5
			H4	～H11
D : 40%分	清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。)のうち地域し尿処理施設の整備事業に係る経費に充てるため平成7年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債のうち政府資金に係るものの当該年度における元利償還金	補助・単独	—	H7～H11
E : 70%分	市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。)のうち、平成10年度及び平成11年度においてごみ焼却施設の整備事業(ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で、一日の処理能力が100トンに満たない施設を対象とするものに限る。)並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が1億5千万円以上の事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債のうち政府資金に係るものの当該年度における元利償還金	単独	H10～H11	H10～H11

2. 地方債同意等額は、平成18年度から令和5年度までの各年度において清掃施設の整備事業に関して発行について同意又は許可を得た地方債(災害復旧事業債、地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、減収補てん債及び補正予算債を除く。)の額で、改造事業等国庫補助の対象とならない事業に関して発行について同意又は許可を得たものを含み、清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業に係るものを除くものである。

(対象となる地方債同意等額一覧)

地方債の区分	対象となる地方債	補助・単 独の別	地方債同 意等年度
F _n : 50%分	次の a 及び b の合算額 a 国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。)に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額 b 市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。)のうち、平成10年度の国庫補助金制度の見直しに伴い重点化単独分とされた事業、公害防止計画に基づき実施される事業(平成14年度から平成22年度までの各年度において実施した事業に限る。)、ごみ焼却施設の整備事業(ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で一日の処理能力が100トンに満たない施設を対象とするものに限る。)並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が1億5千万円以上の事業に係る経費に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額	補助・単 独	H18～R 5
H _n : 30%分	市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業、清掃運搬施設等整備事業及び F _n の b における清掃施設の整備事業を除く。)に係る経費に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額	単独	H18～R 5

3. 市町村が組織する組合にあっては、当該組合を構成する市町村の長が当該組合の経費の負担割合を基礎として協議して定め、総務大臣の承認を得た率によってあん分した数値をそれぞれの市町村における数値とするものである。ただし、総務大臣が承認する場合にあっては、当該組合を構成する市町村のうち、都道府県知事が指定する市町村に一括算入することができるものである。

第五章 産業経費

第一節 農業行政費

単位費用	92,000円	測定単位	農家数

農業行政費に適用する補正は、段階補正、普通態容補正Ⅰ、普通態容補正Ⅱ、寒冷補正、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ、事業費補正及び数値(農家数)急減補正である。

算式

段階補正係数×(普通態容補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅱ係数)×寒冷補正係数+(密度補正Ⅰ係数-1)+(密度補正Ⅱ係数-1)+(事業費補正係数-1)+(農家数急減補正係数-1)

第一項 段階補正

測定単位(農家数)の団体分布の状況を勘案して農家数段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用(第二表中Z)を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 農家数段階ごとの職員配置表

区分 農家数段階	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
戸	人	人	人	人
250	—	—	6	6
450	—	2	6	8
900	—	2	11	13
1,400	—	2	12	14
2,500 (標準団体)	1	3	17	21
3,500	1	4	23	28
5,000	1	5	28	34
6,500	2	6	33	41
9,500	2	8	47	57

第二表 農家数段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

農家数段階 区分	戸 250	450	900	1,400	2,500 (標準団体)	3,500	5,000	6,500	9,500
職 員 給 与 費 A	27,995	43,855	69,305	76,940	119,320	157,790	191,170	233,550	320,670
給 与 特 定 財 源 (Aの内数) B	5,116	5,116	5,116	5,116	5,116	5,116	5,116	10,232	10,232
施 設 整 備 費 C	2,110	3,799	7,597	11,818	21,103	29,544	42,206	54,868	80,191
そ の 他 の 経 費 D	12,745	21,363	37,009	52,888	94,760	117,796	186,320	233,194	337,146
一 般 財 源 計 A-B+C+D	37,734	63,901	108,795	136,530	230,067	300,014	414,580	511,380	727,775
単 位 当 たり 費 用 Z (円)	150,900	142,000	120,900	97,500	92,000	85,700	82,900	78,700	76,600
Z / 単 位 費 用	1.640	1.543	1.314	1.060	1.000	0.932	0.901	0.855	0.833

(注) 特定財源は、農業委員会交付金である。

第三表 段階補正係数算出表

農家数		段階補正係数	
～	450戸	$\frac{1}{P}$ (	1.41 P + 58)
450	～ 900戸	$\frac{1}{P}$ (	1.09 P + 202)
900	～ 1,400戸	$\frac{1}{P}$ (	0.61 P + 634)
1,400	～ 2,500戸	$\frac{1}{P}$ (	0.92 P + 200)
2,500	～ 3,500戸	$\frac{1}{P}$ (	0.76 P + 600)
3,500	～ 5,000戸	$\frac{1}{P}$ (	0.83 P + 355)
5,000	～ 6,500戸	$\frac{1}{P}$ (	0.70 P + 1,005)
6,500戸	～	$\frac{1}{P}$ (	0.78 P + 485)

(注1) P＝当該団体の農家数

(注2) 段階補正係数が2.860を超えるときは、2.860とする。

第二項 普通態容補正

1 普通態容補正Ⅰ

地域手当の級地区分に応じた行政の質の差を反映させるものであり、次表のように、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正Ⅰ係数とした。

地域手当の 級地区分	共通係数	A× 給与費の率 0.541	B+ 給与費外率 0.459
	A	B	C
1 級地	1.151	0.623	1.082
2 級地	1.122	0.607	1.066
3 級地	1.112	0.602	1.061
4 級地	1.091	0.590	1.049
5 級地	1.078	0.583	1.042
6 級地	1.043	0.564	1.023
7 級地	1.022	0.553	1.012
無級地	0.997	0.539	0.998

(注) 補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考) 標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

一般財源			
給 与 費	124,500 千円	(0.541)	
そ の 他 の 経 費	105,567 千円	(0.459)	
合 計	230,067 千円	(1.000)	

2 普通態容補正Ⅱ

農業地域としての性格が強い団体について単位当たり経費の割増しを行うものであり、補正方法は、

$$\frac{\text{農業就業者数}}{\text{全就業者数}} \quad \text{及び} \quad \frac{\text{田畑面積} + \text{牧場面積} \times 0.1}{\text{田畑面積} + \text{牧場面積} \times 0.1 + \text{宅地面積}}$$

の比率によって、市町村を6つの級地に区分し、その級地段階に応じて単位当たりの経費の割増しを行うものである。

○評点基準

農業就業者数比率		耕地比率	
%	評 点	%	評 点
55%以上	700点	85%以上	300点
55%未満35%以上	54%を690点とし、以下1%につき10点減	85%未満70%以上	84%を290点とし、以下1%につき10点減
35%未満	34%を495点とし、以下1%につき5点減	70%未満45%以上	69%を145点とし、以下1%につき5点減
		45%未満	44%を24点とし、以下1%につき1点減(負数となるときは零とする。)

○級地区分

評 点	級 地
900点以上	5 級 地
900点未満 800点以上	4 級 地
800点未満 700点以上	3 級 地
700点未満 600点以上	2 級 地
600点未満 500点以上	1 級 地
500点未満	無 級 地

○補正係数

級 地	補正係数
5 級 地	1.38
4 級 地	1.30
3 級 地	1.12
2 級 地	1.09
1 級 地	1.06
無 級 地	1.00

(注) 農業就業者数の比率に用いる数値は令和2年の国調、耕地の比率に用いる数値は令和2年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている数値をそれぞれ用いるものである。

第三項 寒 冷 補 正

適用する寒冷補正は、職員の寒冷地手当に係る増加財政需要を算定するための給与差による補正のみであり、支給地域ごとの額を加算した額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

区分 級地	職員1人当たり 支 給 額 A	支 給 総 額 (A×21人) B	補 正 率 B 230,067千円 C
	円	千円	
1	103,217	2,168	0.009
2	91,042	1,912	0.008
3	88,314	1,855	0.008
4	70,645	1,484	0.006

第四項 密 度 補 正

1 密度補正 I

密度補正 I は、国が行う「多面的機能支払交付金」(旧「農地・水保全管理支払交付金」)及び「環境保全型農業直接支払交付金」と連携して、農地・農業用水等の維持管理・保全向上に取り組む地域活動組織に対して行う支援に要する経費について、その所要額が測定単位である農家数に必ずしも比例しないため、国の支援基準である農地(田、畑、草地)の面積に応じて需要額を割増し又は割落としする補正である。算定方法は以下のとおりである。

算 式

$$\begin{aligned} \text{(密度補正 I 係数 - 1)} &= \frac{6,110\text{円} \times A + 3,900\text{円} \times B + 550\text{円} \times C - 21,100,000\text{円} \times \frac{\text{農家数}}{2,500\text{戸}}}{\text{単位費用 (=92,000円)} \times \text{農家数}} \\ &= \frac{0.0664 \times A + 0.0424 \times B + 0.0060 \times C}{\text{農家数}} - 0.0917 \end{aligned}$$

算式の符号

- A : 2020年農林業センサスにおける田の面積 (単位 : ha)
B : 2020年農林業センサスにおける畑(樹園地を含む)の面積 (単位 : ha)
C : 2020年農林業センサスにおける草地の面積 (単位 : ha)

6,110円 : 田 1 ha 当たり単価

3,900円：畑1ha当たり単価

550円：草地1ha当たり単価

21,100,000円：標準団体における所要経費

2,500戸：標準団体における農家数

2 密度補正Ⅱ

密度補正Ⅱは、農道の維持改修に係る地方負担を考慮して、農道延長に応じて需要額を割増しする補正である。算定方法は以下のとおりである。

算 式

$$(\text{密度補正Ⅱ係数} - 1) = \frac{49\text{円} \times A}{\text{単位費用} (=92,000\text{円}) \times \text{農家数}}$$

算式の符号

A：農道延長

農道延長とは、令和5年8月1日現在において、「農道台帳について」(平成2年3月22日付2構改D第46号)に基づき作成された農道台帳に記載されている農道(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業、独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)に基づく森林総合研究所事業又はふるさと農道緊急整備事業により造成されたものに限る。)のうち、幅員が4m以上であり、かつ、当該農道の起点及び終点が道路法第2条第1項に規定する道路又は農道台帳に記載されている農道で幅員が全区間において4m以上であるものと接続しているもので、市町村が管理しているものの延長である。なお、市町村が管理している農道とは、次のとおりとする。

- (1) 市町村有で、市町村が農道として管理している農道。
- (2) 国有農道については、土地改良法第94条の6の規定に基づき市町村が管理している農道。
- (3) 都道府県有農道については、土地改良法第94条の10の規定に基づき市町村が管理している農道。
- (4) 土地改良区有農道については、土地改良法第96条の4の規定に基づき土地改良区から申し出のあった農道で農道管理委託協定書が締結されている等委託関係が明らかなもの。

49円：農道延長1m当たりの維持改修費

第五項 事業費補正

国営土地改良事業、国立研究開発法人森林研究・整備機構営土地改良事業及び独立行政法人水資源機構営土地改良事業に伴う地方負担額で、平成14年度以降に償還を開始するものについては、B類型（ダム）及びA類型（ダム以外）に分けて算入することとしている（平成13年度以前から償還を継続しているものについては従来どおり措置）。

また、国営土地改良事業のうち地方負担額を一括して支払う場合並びに国立研究開発法人森林研究・整備機構営土地改良事業及び独立行政法人水資源機構営土地改良事業のうち地方負担額を直入方式により支払う場合については、当該負担金に係る一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金を算入することとしている。

なお、一般公共事業債及び公共事業等債のうち平成14年度以降同意等債については、事業費補正の見直しにより、B類型（ダム）に限り元利償還金を算入しており、A類型（ダム以外）については、単位費用により算入している。

平成22年度以降において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統、農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業）に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、減収補填債、補正予算債、財源対策債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。ダムに係るものに限る。）及び地方道路等整備事業のうちふるさと農道緊急整備事業に係る地方債の元利償還金については、平成21年度以前に着手した継続事業に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

また、一般補助施設整備等事業債（農地耕作条件改善事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業）の元利償還金を、令和2年度以降、算入することとしている。

林野水産行政費の測定単位が0となる団体については、臨時地方道整備事業債及び地方道路等整備事業債（ふるさと林道分）並びに特定間伐等促進対策に係る一般補助施設整備等事業債（一般分）の元利償還金を、この事業費補正により算入することとしている。

区分	対象事業	対象工種
国営事業 (昭和63年4月1日以降に 事業が完了したものに限る。)	国営かんがい排水事業 畑地帯総合土地改良パイロット事業 国営農用地再編開発事業 国営農用地開発事業 国営農用地再編整備事業 農用地再編整備事業 直轄干拓事業 国営総合農地防災事業 (「併せ行う事業(県営規模の事業であって国の行うもの)」を含む。) 並びに市町村の負担金に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理及び鳥獣害防止施設
国立研究開発法人 森林研究・整備機構営事業 (平成元年4月1日以降に 事業が完了したものに限る。)	農用地総合整備事業 農用地等緊急保全整備事業 広域農業開発事業 畜産基地建设事業 (「併せ行う事業(県営規模の事業であって公団の行うもの)」を含む。) 並びに市町村の負担金に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	同 上
独立行政法人水資源機構営事業 (平成元年4月1日以降に 事業が完了したものに限る。)	かんがい排水事業 (「併せ行う事業(県営規模の事業であって公団の行うもの)」を含む。) 並びに市町村の負担金に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	同 上
都道府県営事業 (農業生産基盤整備系統 －事業分類A)	かんがい排水、ほ場整備、諸土地改良、畑地帯総合土地改良、農用地開発(うち草地開発を除く。)、農村総合整備及び中山間総合整備に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	同 上
都道府県営事業 (農地等保全管理系統 －事業分類B)	農地防災(うち湛水防除を除く。)、農地保全、農村環境保全対策、農業用施設等災害関連及び鉍毒対策に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	同 上
都道府県営事業 団体営事業	防災重点農業用ため池緊急整備に充てた公共事業等債の元利償還金	—
地方単独事業	ふるさと農道緊急整備事業に充てた臨時地方道整備事業債及び地方道路等整備事業債の元利償還金	—
都道府県営事業 市町村営事業 土地改良区等営事業	農地耕作条件改善事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業に充てた一般補助施設整備等事業債の元利償還金	—

算 式

$$\begin{aligned} \text{(事業費補正係数-1)} &= \frac{B \times 0.35 + C \times 0.35 + D \times 0.35 + E \times 0.45 + F \times 0.45 + G \times 0.45}{92,000\text{円} \times A} \\ &+ \frac{H \times 0.30 + I \times 0.30 + J \times 0.30 + K \times 0.20 + L \times 0.20 + M \times 0.20}{92,000\text{円} \times A} \\ &+ \frac{\sum_{n=22}^{\text{令5}} (N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{\text{令5}} (P_n \times Q_n) + \sum_{n=22}^{\text{令5}} (R_n \times S_n) + \sum_{n=21}^{\text{令5}} (T_n \times U_n)}{92,000\text{円} \times A} \\ &+ \frac{\sum_{n=\text{令3}}^{\text{令5}} (V_n \times W_n) + \sum_{n=22}^{\text{令5}} (X_n \times Y_n) + \sum_{n=16}^{20} (Z_n \times A_n) + \sum_{n=16}^{20} (A_n \times C_n)}{92,000\text{円} \times A} \\ &+ \frac{\sum_{n=16}^{20} (A_n \times E_n) + \sum_{n=16}^{20} (A_n \times G_n) + \sum_{n=20}^{22} (A_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{24} (A_n \times K_n)}{92,000\text{円} \times A} \\ &+ \frac{\sum_{n=21}^{24} (A_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24} (A_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24} (A_n \times Q_n) + \sum_{n=\text{令元}}^{\text{令5}} (A_n \times S_n)}{92,000\text{円} \times A} \\ &+ \frac{\sum_{n=\text{令元}}^{\text{令5}} (A_n \times U_n)}{92,000\text{円} \times A} \end{aligned}$$

※AD_n～AI_n及びAN_n～AQ_nについては、林野水産行政費の測定単位が0となる団体についてのみ算定する。

算式の符号

- A：当該団体の農家数（測定単位）
- B：国営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成13年度以前に償還を開始したもの（総務大臣通知額）
- C：国立研究開発法人森林研究・整備機構営土地改良事業に係る地方負担額（旧農用地整備公団法施行令第16条第2項に規定する方法により支払われるものを除く。以下同様。）のうち平成13年度以前に償還を開始したもの（総務大臣通知額）
- D：独立行政法人水資源機構営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成13年度以前に償還を開始したもの（総務大臣通知額）
- E：国営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム）（総務大臣通知額）
- F：国立研究開発法人森林研究・整備機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム）（総務大臣通知額）
- G：独立行政法人水資源機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム）（総務大臣通知額）
- H：国営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成22年度迄実施事業）（総務大臣通知額）
- I：国立研究開発法人森林研究・整備機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成22年度迄実施事業）（総務大臣通知額）
- J：独立行政法人水資源機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成22年度迄実施事業）（総務大臣通知額）
- K：国営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成23年度以降実施事業）（総務大臣通知額）
- L：国立研究開発法人森林研究・整備機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成23年度以降実施事業）（総務大臣通知額）
- M：独立行政法人水資源機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成23年度以降実施事業）（総務大臣通知額）
- N_n：n年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（平成22年度～令和5年度にあっては、平成21年度以前に着手した継続事業に限る。）の同意等額（ダムに係るものに限る。）（総務大臣通知額）
- O_n：次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

n 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗 率	0.045	0.044	0.044	0.044	0.043	0.042	0.0422	0.0422	0.04180	0.04180	0.04219	0.00175
n 同意等年度	R4	R5										
乗 率	0.00350	0.00450										

P_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（平成22年度～令和5年度にあつては、平成21年度以前に着手した継続事業に限る。）の同意等額（平成20年度～令和2年度にあつてはダムに係るもの、令和3年度～令和5年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものに限る。）（総務大臣通知額）

Q_n： 次の表に掲げる率（50％算入の理論償還率）

n 同意等年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
乗 率	0.045	0.045	0.027	0.026	0.026	0.025	0.024	0.0241	0.0241	0.02364	0.02337	0.02377
n 同意等年度	R3	R4	R5									
乗 率	0.00325	0.00550	0.00700									

R_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業及び国営農用地再編開発事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第52条の2第1項第1号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債の同意等額（ダムに係るものに限る。）（総務大臣通知額）

S_n： 次の表に掲げる率（50％算入の理論償還率）

n 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗 率	0.045	0.044	0.044	0.044	0.043	0.042	0.0422	0.0422	0.04180	0.04180	0.04219	0.00175
n 同意等年度	R4	R5										
乗 率	0.00350	0.00450										

T_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第52条の2第1項第1号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債の同意等額（ダムに係るものに限る。）（総務大臣通知額）

U_n： 次の表に掲げる率（50％算入の理論償還率）

n 同意等年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
乗 率	0.045	0.045	0.027	0.026	0.026	0.025	0.024	0.0241	0.0241	0.02364	0.02337	0.02377
n 同意等年度	R3	R4	R5									
乗 率	0.00325	0.00550	0.00700									

V_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）に係る地方債の同意等額（総務大臣通知額）

W_n： 次の表に掲げる率（50％算入の理論償還率）

n 同意等年度	R3	R4	R5
乗 率	0.00325	0.00550	0.00700

X_n： n 年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における市町村の負担金（旧農用地整備公団法施行令第16条に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務における市町村の負担金に係る地方債の同意等額（ダムに係るものに限る。）（総務大臣通知額）

Y_n： 次の表に掲げる率（50％算入の理論償還率）

n 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗 率	0.045	0.044	0.044	0.044	0.043	0.042	0.0422	0.0422	0.04180	0.04180	0.04219	0.00175
n 同意等年度	R4	R5										
乗 率	0.00350	0.00450										

Z_n： 平成n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分を除く。）

AA_n： 次の表に掲げる率（30％算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20
市場公募都市	0.003	0.012	0.011	0.011	0.01275	
その他の市町村		0.000	0.000	0.000	0.01782	

ABn：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分に限る。）（総務大臣指定）

ACn：次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20
市場公募都市	0.005		0.019	0.019	0.019	0.02125
その他の市町村			0.000	0.000	0.000	0.02970

ADn：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分を除く。）

AEn：次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20
市場公募都市	0.003		0.012	0.011	0.011	0.01275
その他の市町村			0.000	0.000	0.000	0.01782

AFn：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分に限る。）（総務大臣指定）

AGn：次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20
市場公募都市	0.005		0.019	0.019	0.019	0.02125
その他の市町村			0.000	0.000	0.000	0.02970

AHn：平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの同意等額

AI n：次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度	H20	H21	H22
市場公募都市	0.01275	0.01439	0.01405	
その他の市町村	0.01782	0.01865	0.01874	

AJn：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと農道緊急整備事業（平成22年度～平成24年度にあつては、平成21年度以前に着手した継続事業に限る。）に係るものの同意等額（財対債分を除く。）

AKn：次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度	H21	H22	H23	H24
市場公募都市	0.01439	0.01405	0.01454	0.01496	
その他の市町村	0.01865	0.01874	0.01877	0.01920	

ALn：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分に限る。）（総務大臣指定）

AMn：次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度	H21	H22	H23	H24
市場公募都市	0.02398	0.02341	0.02424	0.02494	
その他の市町村	0.03108	0.03124	0.03129	0.03200	

ANn：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分を除く。）

A0n：次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度	H21	H22	H23	H24
市場公募都市	0.01439	0.01405	0.01454	0.01496	
その他の市町村	0.01865	0.01874	0.01877	0.01920	

AP_n：平成_n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分に限る。）（総務大臣指定）

AQ_n：次の表に掲げる率（50％算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度			
	H21	H22	H23	H24
市場公募都市	0.02398	0.02341	0.02424	0.02494
その他の市町村	0.03108	0.03124	0.03129	0.03200

AR_n：令和_n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債のうち農地耕作条件改善事業に係るものの同意等額（総務大臣通知額）

AS_n：次の表に掲げる率（22.2％算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度				
	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.00785	0.00772	0.00059	0.00146	0.00206
その他の市町村	0.01106	0.01138	0.00069	0.00162	0.00218

AT_n：令和_n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債のうち農業水路等長寿命化・防災減災事業に係るものの同意等額（総務大臣通知額）

AU_n：次の表に掲げる率（22.2％算入の理論償還率）

区分	n 同意等年度				
	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.00785	0.00772	0.00059	0.00146	0.00206
その他の市町村	0.01106	0.01138	0.00069	0.00162	0.00218

第六項 数値(農家数)急減補正

農家数の急激な減少に伴う基準財政需要額の急減を緩和するため、当該減少する一定額を割増しするものである。

算式

$$\left[\frac{\text{2015年農林業センサスによる農家数}}{\text{2020年農林業センサスによる農家数}} - 1 \right] \times 0.3$$

第二節 林野水産行政費

単位費用	525,000円	測定単位	林業及び水産業の従業者数

林野水産行政費に適用する補正は、普通態容補正Ⅰ、Ⅱ、経常態容補正、寒冷補正、密度補正Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、事業費補正及び数値急減補正である。

算式

普通態容補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅱ係数×経常態容補正係数×寒冷補正係数+(密度補正Ⅰ係数-1)+(密度補正Ⅱ係数-1)+(密度補正Ⅲ係数-1)+(数値急減補正係数-1)+(事業費補正係数-1)

第一項 普通態容補正

1 普通態容補正Ⅰ

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の 級地区分	共通係数	A× 給与費の率 0.097	B+ 給与費外率 0.903
	A	B	C
1 級地	1.151	0.112	1.015
2 級地	1.122	0.109	1.012
3 級地	1.112	0.108	1.011
4 級地	1.091	0.106	1.009
5 級地	1.078	0.104	1.007
6 級地	1.043	0.101	1.004
7 級地	1.022	0.099	1.002
無級地	0.997	0.097	1.000

(注) 補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

一般財源			
給 与 費	10,180 千円	(0.097)	
そ の 他 の 経 費	94,835 千円	(0.903)	
合 計	105,015 千円	(1.000)	

2 普通態容補正Ⅱ

市町村分における農業行政費と同様の考え方にに基づき、林業等就業者数の構成比の高い団体について単位当たり経費の割増しを行うものであり、補正方法は、

$$\frac{\text{林業及び漁業の就業者数}}{\text{全就業者数}} \quad \text{及び} \quad \frac{\text{林野の面積}}{\text{総面積}}$$

の比率によって、市町村を5つの級地に区分し、その級地段階に応じて単位当たりの経費の割増しを行うものである。

○評点基準

就業者比率		林野比率	
%	評 点	%	評 点
20%以上	700点	80%以上	300点
20%未満	19%を685点とし、以下1%につき15点減	80%未満60%以上	79%を295点とし、以下1%につき5点減
		60%未満40%以上	59%を197点とし、以下1%につき3点減
		40%未満	39%を138点とし、以下1%につき2点減

○級地区分

評 点	級 地
900点以上	5 級 地
900点未満 800点以上	4 級 地
800点未満 700点以上	3 級 地
700点未満 600点以上	2 級 地
600点未満 500点以上	1 級 地
500点未満	無 級 地

○補正係数

級 地	補正係数
5 級 地	1.60
4 級 地	1.48
3 級 地	1.36
2 級 地	1.24
1 級 地	1.12
無 級 地	1.00

(注) 就業者の比率に用いる「林業及び漁業の就業者数」は令和2年国調、林野の比率に用いる「林野面積」は2020年農林業センサス(令和2年2月1日現在)の林野面積の合計を用いるものである。

第二項 経常態容補正

各産業別従業者の一人当たりの所要一般財源の差を反映するための補正である。

算 式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{1}{A} \times \left[B \times 2.79 + C \times 0.15 \right]$$

算式の符号

A：令和2年年国勢調査による「林業及び漁業の就業者数」

B：令和2年年国勢調査による「林業の就業者数」

C：令和2年国勢調査による「漁業の就業者数」

2.79及び0.15：林業、水産業の従業者一人当たり所要一般財源の差を反映させるための乗率

第三項 寒冷補正

適用する寒冷補正は、職員の寒冷地手当に係る増加財政需要を算定するための給与差による補正のみであり、支給地域ごとの額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

級地	職員1人当たり 支 給 額 A	支 給 総 額 A × 2人 × 1.0 B	補 正 率 B 105,015千円 C
	円	千円	
1	103,217	206	0.002
2	91,042	182	0.002
3	88,314	177	0.002
4	70,645	141	0.001

第四項 密度補正

1 密度補正Ⅰ

「林業及び水産業の従業者数」を測定単位として既存の公有林等の維持管理経費に係る基準財政需要額を算定する場合に、測定単位と公有林等の面積とが必ずしも比例しないことから、公有林等の面積の多寡によって需要額を割増し又は割落としするための補正である。

算式

$$\begin{aligned} (\text{密度補正Ⅰ係数}-1) &= \left\{ \frac{B \times 22,500\text{円} - \left[9,500\text{千円} \times \frac{A}{200\text{人}} \times C \times D \times E \times F \right]}{A \times 525,000\text{円}} \right\} \times 0.4 \\ &= \left[\frac{B \times 0.043}{A} - 0.090 \times C \times D \times E \times F \right] \times 0.4 \end{aligned}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：2020年農林業センサスによる市町村所有現況森林面積(財産区所有林を含む。)

C：普通態容補正Ⅰ係数

D：普通態容補正Ⅱ係数

E：経常態容補正係数

F：寒冷補正係数

22,500円：Bにかかる1ha当たり公有林等維持管理経費一般財源所要額

9,500千円：単位費用積算の基礎に算入されている公有林等維持管理経費一般財源所要額

200人：標準団体における林業及び水産業の従業者数

525,000円：単位費用

0.4：算入率

2 密度補正Ⅱ

地球温暖化対策暫定事業及び林地台帳整備費を措置するため、林野面積(公有・私有を含む。)の大小により、需要額の割増し又は割落としをするための補正である。

算式

$$\begin{aligned} (\text{密度補正Ⅱ係数}-1) &= \left\{ \frac{B \times 365\text{円} - \left[4,787\text{千円} \times \frac{A}{200\text{人}} \times C \times D \times E \times F \right]}{A \times 525,000\text{円}} \right\} \\ &= \left[\frac{B \times 0.00070}{A} - 0.046 \times C \times D \times E \times F \right] \end{aligned}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：公有及び私有の林野面積(2020年農林業センサスにおける所有形態別林野面積)

C：普通態容補正Ⅰ係数

D：普通態容補正Ⅱ係数

E：経常態容補正係数

F：寒冷補正係数

365円：Bにかかる1ha当たり地球温暖化対策暫定事業及び林地台帳整備費一般財源所要額

4,787千円：単位費用積算の基礎に算入されている地球温暖化対策暫定事業及び林地台帳整備費一般財源所要額

200人：標準団体における林業及び水産業の従業者数

525,000円：単位費用

3 密度補正Ⅲ

森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等（この項において、森林整備等という。）の経費を措置するため、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口の大小により、需要額の割増し又は割落としをするための補正である。

算 式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正Ⅲ係数}-1) &= \frac{1}{A \times 525,000\text{円}} \times \left\{ \left[B \times 4,518\text{円} + C \times 189,598\text{円} + D \times 114\text{円} \right. \right. \\
 &\quad \left. \left. - \left(44,546\text{千円} \times \frac{A}{200\text{人}} \times E \times F \times G \times H \right) \right] \right\} \\
 &= \frac{1}{A \times 525,000\text{円}} \times \left[B \times 4,518\text{円} + C \times 189,598\text{円} + D \times 114\text{円} \right. \\
 &\quad \left. - 0.424 \times E \times F \times G \times H \right]
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積

C：森林環境譲与税の譲与の基準となる林業就業者数

D：森林環境譲与税の譲与の基準となる人口

E：普通態容補正Ⅰ係数

F：普通態容補正Ⅱ係数

G：経常態容補正係数

H：寒冷補正係数

4,518円：森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積1ha当たりの森林整備等に係る経費

189,598円：森林環境譲与税の譲与の基準となる林業就業者数1人当たりの森林整備等に係る経費

114円：森林環境譲与税の譲与の基準となる人口1人当たりの森林整備等に係る経費

44,546千円：標準団体に算入する森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の一般財源所要額

200人：標準団体における林業及び水産業の従業者数

525,000円：単位費用

第五項 数値(従業者数)急減補正

この補正は、測定単位の急激な減少に伴う基準財政需要額の急減を緩和するためのものであり、林業及び水産業の従業者の減少数の一定割合を復元する算式によって算定された率により、林業及び水産業の従業者数それぞれの減少率を超える団体について、各産業の従業者一人当たりの所要一般財源の差を反映させた上で算定している。

なお、対象とする国勢調査数値は、令和2年国勢調査における林業及び水産業の従業者数と令和2年国勢調査の結果によるこれらの数値である。

算 式

$$(\text{数値急減補正係数}-1) = \frac{1}{A} \times \left\{ \left(\frac{D}{B} - 1.205 \right) \times B \times 2.79 + \left(\frac{E}{C} - 1.216 \right) \times C \times 0.15 \right\} \times 0.5$$

算式の符号

A：令和2年国勢調査による「林業及び漁業の就業者数」

B：令和2年国勢調査による「林業の就業者数」

C：令和2年国勢調査による「漁業の就業者数」

D：平成27年国勢調査による「林業の就業者数」

E：平成27年国勢調査による「漁業の就業者数」

1.205及び1.216：林業、水産業の従業者数の全国平均減少率(減少団体平均)

2.79及び0.15：林業、水産業の従業者一人当たり所要一般財源の差を反映させるための乗率

0.5：復元率

第六項 事業費補正

臨時地方道整備事業債及び地方道路等整備事業債（ふるさと林道分）、一般補助施設整備等事業債（特定間伐促進等対策分）の元利償還金を理論的に算入するものである。

なお、平成14年度以降において発行を許可された臨時地方道整備事業債（ふるさと林道分）に係る元利償還金については、財源対策債を除く部分の算入について、財政力補正を廃止するとともに、財源対策債に係る部分の算入について、算入率を100%から50%に引き下げることとした。

算式

$$(\text{事業費補正係数} - 1) = \frac{\sum_{n=16}^{24} (B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{24} (D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22} (F_n \times G_n)}{A \times 525,000\text{円}}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業及び地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと林道分に係る同意等額（財源対策債分を除く。）

C_n：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
市場公募都市	0.003	0.012	0.011	0.011	0.01275	0.01439	0.01405	0.01454	0.01496
その他の市町村		0.000	0.000	0.000	0.01782	0.01865	0.01874	0.01877	0.01920

α：市・道路橋りょう費の事業費補正に用いた算式の符号αに同じ。

D_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業及び地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと林道分に係る同意等額（財源対策債分に限る。）

E_n：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
市場公募都市	0.005	0.019	0.019	0.019	0.02125	0.02398	0.02341	0.02424	0.02494
その他の市町村		0.000	0.000	0.000	0.02970	0.03108	0.03124	0.03129	0.03200

F_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債のうち特定間伐促進等対策分に係る同意等額

G_n：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	20	21	22
市場公募都市	0.01275	0.01439	0.01405
その他の市町村	0.01782	0.01865	0.01874

525,000円：単位費用

第三節 商 工 行 政 費

単位費用	1,360円	測定単位	人口

商工行政費に適用する補正は、段階補正及び普通態容補正である。

算式 段階補正係数×普通態容補正係数

第一項 段 階 補 正

測定単位である「人口」の分布状況を勘案して第一表の左欄のように段階区分を定め、第二表のとおり段階区分ごとの単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用の比を求め、これを基礎として第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの職員配置表

人口段階	区 分	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
	千人	人	人	人	人
4		—	—	2.0	2.0
8		—	0.5	2.0	2.5
12		—	1.0	2.0	3.0
20		0.5	1.5	2.0	4.0
30		1.0	1.5	2.0	4.5
100 (標準団体)		1.0	2.0	8.0	11.0
250		2.0	5.0	17.0	24.0
400		3.0	7.0	27.0	37.0
1,000		6.0	18.0	66.0	90.0
2,000		15.0	32.0	130.0	177.0

各人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階	人					(標準団体)				
経費区分	4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	100,000	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
給 与 費	10,774	14,739	18,704	27,169	31,669	66,174	144,774	220,534	533,274	1,051,054
そ の 他 の 経 費	8,592	12,357	15,430	20,610	26,305	69,510	142,901	210,170	507,472	1,008,541
一 般 財 源 計	19,366	27,096	34,134	47,779	57,974	135,684	287,675	430,704	1,040,746	2,059,595
単位当たり費用 Z (円)	4,842	3,387	2,845	2,389	1,932	1,360	1,151	1,077	1,041	1,030
Z / 単 位 費 用	3.560	2.490	2.092	1.757	1.421	1.000	0.846	0.792	0.765	0.757

第三表 段階補正係数算出表

人 口		段階補正係数	
～	8千人	$\frac{1}{P}$ (	1.42 P + 8,580)
8 ～	12千人	$\frac{1}{P}$ (	1.29 P + 9,620)
12 ～	20千人	$\frac{1}{P}$ (	1.25 P + 10,100)
20 ～	30千人	$\frac{1}{P}$ (	0.75 P + 20,100)
30 ～	100千人	$\frac{1}{P}$ (	0.82 P + 18,000)
100 ～	250千人	$\frac{1}{P}$ (	0.74 P + 26,000)
250 ～	400千人	$\frac{1}{P}$ (	0.71 P + 33,500)
400 ～	1,000千人	$\frac{1}{P}$ (	0.75 P + 17,500)
1,000千人 ～		$\frac{1}{P}$ (	0.75 P + 17,500)

(注1) P = 当該団体の人口

(注2) 段階補正係数が3.565を超えるときは、3.565とする。

第二項 普通態容補正

地域手当の級地区分ごとの一般行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり一般財源総額に占める給与費の割合に共通係数を乗じて得た係数に、第二表の各種地ごとの個別係数を合算して得た率をもって普通態容補正係数とした。なお、中小企業支援市及び計量市については行政権能差による補正を併せて行うこととし、中小企業支援行政及び計量行政に伴う経費の増加を算定するための増嵩率を地域手当の級地区分による係数及び種地区分による係数それぞれに乗じて係数を算定した。

第一表 地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の 級地区分	共通係数	その他の 市町村	中小企業 支援市	計量市
		A× 給与費率 0.483	B× 権能差率 1.168	B× 権能差率 1.106
	A	B	C	D
1 級地	1.151	0.556	0.649	0.615
2 級地	1.122	0.542	0.633	0.599
3 級地	1.112	0.537	0.627	0.594
4 級地	1.091	0.527	0.616	0.583
5 級地	1.078	0.521	0.609	0.576
6 級地	1.043	0.504	0.589	0.557
7 級地	1.022	0.494	0.577	0.546
無級地	0.997	0.482	0.563	0.533

第二表 種地区分による係数算出表

種地	その他の市町村				中小企業支援市			計 量 市		
	個別係数 A	補正係数算式 B			補正係数算式 1. 168			補正係数算式 1. 106		
I 10	1. 075	0. 003820	X +	-2. 5540	0. 004460	X +	-2. 9810	0. 004220	X +	-2. 8200
I 9	0. 902	0. 003460	X +	-2. 2120	0. 004040	X +	-2. 5820	0. 003820	X +	-2. 4400
I 8	0. 730	0. 003440	X +	-2. 1940	0. 004020	X +	-2. 5640	0. 003820	X +	-2. 4400
I 7	0. 694	0. 000360	X +	0. 4240	0. 000420	X +	0. 4960	0. 000390	X +	0. 4755
I 6	0. 621	0. 000730	X +	0. 1465	0. 000860	X +	0. 1660	0. 000810	X +	0. 1605
I 5	0. 573	0. 000480	X +	0. 3090	0. 000560	X +	0. 3610	0. 000530	X +	0. 3425
I 4	0. 517	0. 000560	X +	0. 2650	0. 000650	X +	0. 3115	0. 000620	X +	0. 2930
I 3	0. 497	0. 000200	X +	0. 4270	0. 000240	X +	0. 4960	0. 000220	X +	0. 4730
I 2	0. 476	0. 000140	X +	0. 4480	0. 000160	X +	0. 5240	0. 000160	X +	0. 4940
I 1	0. 457	0. 000190	X +	0. 4380	0. 000220	X +	0. 5120	0. 000210	X +	0. 4840
II 10	0. 517			0. 5170			0. 6040			0. 5720
II 9	0. 517			0. 5170			0. 6040			0. 5720
II 8	0. 517			0. 5170			0. 6040			0. 5720
II 7	0. 517			0. 5170			0. 6040			0. 5720
II 6	0. 517			0. 5170			0. 6040			0. 5720
II 5	0. 516	0. 000020	X +	0. 5020	0. 000020	X +	0. 5890	0. 000020	X +	0. 5570
II 4	0. 491	0. 000250	X +	0. 3410	0. 000300	X +	0. 3930	0. 000280	X +	0. 3750
II 3	0. 460	0. 000310	X +	0. 3050	0. 000360	X +	0. 3570	0. 000340	X +	0. 3390
II 2	0. 400	0. 000400	X +	0. 2600	0. 000467	X +	0. 3036	0. 000447	X +	0. 2856
II 1	0. 361	0. 000223	X +	0. 3220	0. 000257	X +	0. 3770	0. 000246	X +	0. 3560

(注) Xは市町村の評点である。第一表及び第二表を合算した補正係数が1. 000未満となる場合は1. 000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

一般財源			
給 与 費	65, 580 千円	(0. 483)	
そ の 他 の 経 費	70, 104 千円	(0. 517)	
合 計	135, 684 千円	(1. 000)	

(1) 計量市における経費の増嵩率 0. 106

次表のとおり計量市における所要額を標準団体の一般財源で除して割増率を算出した。

区 分	経 費	積 算 内 容
給 与 費	千円 13, 020	職員A 7, 930, 000円 × 1人 = 7, 930千円 職員B 5, 090, 000円 × 1人 = 5, 090千円
需 用 費 等	1, 587	
歳 出 計	14, 607	
歳 入	252	
差 引 一 般 財 源	14, 355	
補 正 率	0. 106	$\frac{14, 355 \text{千円}}{135, 684 \text{千円}} = 0. 106$

(2) 中小企業支援市における経費の増嵩率 0.168

事務移譲に係る経費については人口170万人の都道府県(標準団体)の区域を中小企業支援市と仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その17分の1の額を標準団体の財政需要額で除して得た率をもって補正率とした。また、当該中小企業支援市はすべて計量市であるため、計量市に係る行政権能差の補正率(0.106)を加え、これをもって中小企業支援市に係る最終的な補正率とした。

中小企業支援市事務移譲に係る需要額

(a)給与費	7,930千円	×	1人		7,930千円	
(b)事業費	7,804千円	×	100,000人	／	1,700,000人	459千円
					計	8,389千円 A

標準団体の財政需要額 135,684千円 B

補正率 A／B 0.062 C

計量市に係る補正率 0.106 D

中小企業支援市に係る最終補正率 C＋D 0.168

第六章 総 務 費

第一節 徴 税 費

単位費用	4,120円	測定単位	世帯数

徴税費に適用する補正は、段階補正、密度補正及び普通態容補正である。

算 式

段階補正係数×密度補正係数×普通態容補正係数

第一項 段 階 補 正

徴税費の実態を考慮し、第一表のとおり段階区分を定め職員数を想定し、第二表のとおり経費を積算して各段階の単位当たり費用を求めた。さらに各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 世帯段階ごとの職員配置表

区分 世帯段階	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
世帯	人	人	人	人
1,000	0.8	0.3	1.3	2.4
3,100	1.3	0.4	2.9	4.6
13,500	1.5	1.2	9.7	12.4
44,000 (標準団体)	3.0	5.0	26.0	34.0
127,000	4.5	8.0	72.2	84.7
377,000	6.0	19.0	216.0	241.0
753,000	9.0	39.0	433.0	481.0

第二表 世帯段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

世帯段階	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
経費区分	1,000	3,100	13,500	44,000 (標準団体)	127,000	377,000	753,000
給与費	16,196	29,633	72,389	198,990	471,438	1,304,110	2,594,240
税務手当	158	290	716	1,973	4,687	12,998	25,870
給与費計 A	16,541	30,110	73,292	201,150	476,312	1,317,295	2,620,297
その他の経費 B	5,427	12,379	35,571	109,206	235,163	697,229	1,365,018
歳出計(A+B) C	21,968	42,489	108,863	310,356	711,475	2,014,524	3,985,315
歳入(使用料・手数料・県支出金) D	3,054	9,236	39,436	128,985	367,706	1,090,628	2,177,147
一般財源計(C-D) E	18,914	33,253	69,427	181,371	343,769	923,896	1,808,168
単位当たり費用 Z (円)	18,914	10,727	5,143	4,120	2,707	2,451	2,401
Z / 単位費用	4.591	2.604	1.248	1.000	0.657	0.595	0.583

(注) Aの各段階の給与費計には、報酬を含む。 報酬：187千円

第三表 段階補正係数算出表

世帯数	段階補正係数
～ 3,100世帯	$\frac{1}{P}$ (1.68 P + 2,911)
3,100 ～ 13,500世帯	$\frac{1}{P}$ (0.84 P + 5,515)
13,500 ～ 44,000世帯	$\frac{1}{P}$ (0.89 P + 4,840)
44,000 ～ 127,000世帯	$\frac{1}{P}$ (0.48 P + 22,880)
127,000 ～ 377,000世帯	$\frac{1}{P}$ (0.56 P + 12,720)
377,000世帯 ～	$\frac{1}{P}$ (0.57 P + 8,950)

(注1) P = 当該団体の世帯数

(注2) 段階補正係数が4.591を超えるときは、4.591とする。

第二項 密度補正

人口密度の大小すなわち面積の相対的な広狭によって、徴税費は割高または割安になると考えられるので、人口密度による補正を適用する。

人口密度が450人未満のものについて第一表のとおり人口密度段階を定め、各段階ごとの所要一般財源を算出し、各段階の単位当たり費用を求めた。さらに各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第二表の密度補正係数算出表を定めた。

第一表 密度段階別基準財政需要額算定内訳及び単位費用

(単位：千円)

経費等	密度段階	450人	300人	150人	100人	50人	20人
給与費							
配置人員 (人)		34	40	46	51	55	56
金額		117,551	135,577	156,954	171,976	183,993	186,998
需用費等		1,340	1,340	1,541	1,889	2,680	4,234
その他の経費		62,480	62,480	62,480	62,480	62,480	62,480
一般財源総額		181,371	199,397	220,975	236,345	249,153	253,712
うち市町村の姿の変化に対応した 交付税算定の見直しによる増加額		22,414	42,433	56,867	56,410	48,792	49,655
単位当たり費用 Z (円)		4,120	4,532	5,022	5,371	5,663	5,766
Z / 単位費用		1.000	1.100	1.219	1.304	1.375	1.400

(注) 給与費の各段階には、報酬を含む。報酬： 187千円

第二表 密度補正係数算出表

人口密度	密度補正係数
50人未満	$\frac{1}{P}$ (1.35 P + 1.0)
50人以上 100人未満	$\frac{1}{P}$ (1.24 P + 6.5)
100人以上 150人未満	$\frac{1}{P}$ (1.05 P + 25.5)
150人以上 300人未満	$\frac{1}{P}$ (0.98 P + 36.0)
300人以上 450人未満	$\frac{1}{P}$ (0.80 P + 90.0)

(注) P = 当該団体の人口密度

第三項 普通態容補正

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の 級地区分	共通係数	A× 給与費の率 0.648	B+ 給与費外率 0.352
	A	B	C
1 級地	1.096	0.710	1.062
2 級地	1.077	0.698	1.050
3 級地	1.072	0.695	1.047
4 級地	1.058	0.686	1.038
5 級地	1.049	0.680	1.032
6 級地	1.027	0.665	1.017
7 級地	1.014	0.657	1.009
無級地	0.998	0.647	0.999

(注) 補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	総額 A	特定財源 B	差引一般財源 A－B	
給 与 費	201,150 千円	83,599 千円	117,551 千円	(0.648)
そ の 他 の 経 費	109,206 千円	45,386 千円	63,820 千円	(0.352)
合 計	310,356 千円	128,985 千円	181,371 千円	(1.000)

第二節 戸籍住民基本台帳費

単位費用	1,120円	測定単位	戸籍数
	2,090円		世帯数

第一款 戸籍数を測定単位とするもの

戸籍住民基本台帳費のうち戸籍数を測定単位とするものに適用する補正は、段階補正、密度補正及び普通態容補正である。

寒冷補正係数は、算定方法の簡素化の観点から、地域振興費による一括適用としている。

算式 段階補正係数×密度補正係数×普通態容補正係数

第一項 段階補正

戸籍数の分布状況を勘案して、第一表左欄のように段階区分を定め、それぞれについて単位費用算定の基礎に用いた標準団体の財政需要額の算定の例に準じて第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり各段階別に単位当たり費用を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 戸籍段階ごとの職員配置表

区分 戸籍段階	課長	職員 A	職員 B	合計
戸籍	人	人	人	人
1,100	—	—	0.3	0.3
3,600	—	—	0.9	0.9
5,800	—	0.2	1.2	1.4
11,900	—	0.9	1.5	2.4
23,800	—	1.4	3.6	5.0
41,000 (標準団体)	—	3.0	5.0	8.0
58,000	—	4.0	7.0	11.0
119,000	1.0	7.0	13.0	21.0
357,000	1.0	21.0	34.0	56.0
701,000	2.0	41.0	69.0	112.0

第二表 戸籍段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

戸籍段階	戸籍 1,100	戸籍 3,600	戸籍 5,800	戸籍 11,900	戸籍 23,800	戸籍 41,000 (標準団体)	戸籍 58,000	戸籍 119,000	戸籍 357,000	戸籍 701,000
経費区分										
給与費	1,527	4,581	7,694	14,772	29,426	49,240	67,350	130,680	348,590	694,340
その他の経費	761	1,961	1,979	3,290	5,702	7,812	10,478	20,424	60,569	105,476
歳出計 A	2,288	6,542	9,673	18,062	35,128	57,052	77,828	151,104	409,159	799,816
歳入(使用料・手数料) B	297	972	1,566	3,213	6,426	11,070	15,660	32,130	96,390	189,270
一般財源(A-B) C	1,991	5,570	8,107	14,849	28,702	45,982	62,168	118,974	312,769	610,546
単位当たり費用 Z(円)	1,810	1,547	1,398	1,248	1,206	1,120	1,072	1,000	876	871
Z/単位費用	1.616	1.381	1.248	1.114	1.077	1.000	0.957	0.893	0.782	0.778

第三表 段階補正係数算出表

戸籍数		段階補正係数
～	3,600戸籍	$\frac{1}{P}$ (1.28 P + 364)
3,600	～ 5,800戸籍	$\frac{1}{P}$ (1.02 P + 1,300)
5,800	～ 11,900戸籍	$\frac{1}{P}$ (1.00 P + 1,416)
11,900	～ 23,800戸籍	$\frac{1}{P}$ (1.04 P + 940)
23,800	～ 41,000戸籍	$\frac{1}{P}$ (0.89 P + 4,510)
41,000	～ 58,000戸籍	$\frac{1}{P}$ (0.85 P + 6,150)
58,000	～ 119,000戸籍	$\frac{1}{P}$ (0.83 P + 7,310)
119,000	～ 357,000戸籍	$\frac{1}{P}$ (0.73 P + 19,210)
357,000戸籍	～	$\frac{1}{P}$ (0.77 P + 4,930)

(注1) P＝当該団体の戸籍数

(注2) 段階補正係数が1.611を超えるとときは、1.611とする。

第二項 密 度 補 正

人口密度の大小すなわち面積の相対的な広狭によって、戸籍住民基本台帳関係経費は割高又は割安になると考えられるので、人口密度による補正を適用する。

人口密度が400人未満のものについて第一表左欄のとおり人口密度段階を定め、それぞれについて配置人員を想定し、各段階の所要一般財源を算出し、単位当たり費用を求めた。さらに各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第二表の密度補正係数算出表を定めた。

第一表 人口密度段階ごとの財政需要額

区分 人口密度段階	所 要 一 般 財 源			単位当たり費用	d/単位費用
	配置人員	指数 a/8	所要一般財源 45,982千円×b	$\frac{c}{41,000戸籍}$	
	a	b	c	d	
人	人		千円	円	
400	8.0	1.000	45,982	1,120	1.000
300	8.3	1.038	47,706	1,164	1.039
200	8.6	1.075	49,431	1,206	1.077
150	8.8	1.100	50,580	1,234	1.102
100	9.0	1.125	51,730	1,262	1.127
50	9.2	1.150	52,879	1,290	1.152
20	9.4	1.175	54,029	1,318	1.177

第二表 密度補正係数算出表

人口密度	密度補正係数
50人未満	$\frac{1}{P}$ (1.13 P + 1.0)
50人以上 100人未満	$\frac{1}{P}$ (1.10 P + 2.5)
100人以上 150人未満	$\frac{1}{P}$ (1.06 P + 6.5)
150人以上 200人未満	$\frac{1}{P}$ (0.99 P + 17.0)
200人以上 300人未満	$\frac{1}{P}$ (0.97 P + 21.0)
300人以上 400人未満	$\frac{1}{P}$ (0.88 P + 48.0)

(注) P = 当該団体の人口密度

第三項 普通態容補正

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の 級地区分	共通係数 A	A× 給与費の率 0.863 B	B+ 給与費外率 0.137 C
1 級地	1.130	0.975	1.112
2 級地	1.105	0.954	1.091
3 級地	1.098	0.948	1.085
4 級地	1.079	0.931	1.068
5 級地	1.067	0.921	1.058
6 級地	1.037	0.895	1.032
7 級地	1.019	0.879	1.016
無級地	0.997	0.860	0.997

(注) 補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考) 標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

一般財源		
給 与 費	39,686 千円	(0.863)
そ の 他 の 経 費	6,296 千円	(0.137)
合 計	45,982 千円	(1.000)

第二款 世帯数を測定単位とするもの

戸籍住民基本台帳費のうち世帯数を測定単位とするものに適用する補正は、段階補正、密度補正及び普通態容補正である。

寒冷補正係数は、算定方法の簡素化の観点から、地域振興費による一括適用としている。

算式 段階補正係数×密度補正係数×普通態容補正係数

第一項 段 階 補 正

世帯数の分布状況を勘案して、第一表左欄のように段階区分を定め、それぞれについて単位費用算定の基礎に用いた標準団体の財政需要額の算定の例に準じて第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり各段階別に単位当たり費用を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 世帯段階ごとの職員配置表

区分 世帯段階	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
世帯	人	人	人	人
1,000	—	—	0.6	0.6
3,100	—	—	1.6	1.6
5,100	—	0.5	1.5	2.0
13,500	—	1.4	3.0	4.4
25,000	1.0	2.2	4.3	7.5
44,000 (標準団体)	1.0	4.0	8.0	13.0
63,000	1.0	6.0	11.0	18.0
127,000	1.0	11.0	23.0	35.0
377,000	2.0	23.0	75.0	100.0
753,000	3.0	34.0	168.0	205.0

第二表 世帯段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

世帯段階	世帯 1,000	世帯 3,100	世帯 5,100	世帯 13,500	世帯 25,000	世帯 44,000 (標準団体)	世帯 63,000	世帯 127,000	世帯 377,000	世帯 753,000
経費区分										
給与費	3,054	8,144	11,600	26,372	48,333	81,440	112,570	213,300	582,140	1,151,740
その他の経費	5,643	9,237	12,730	27,063	30,445	38,180	43,693	81,854	204,084	328,770
歳出計 A	8,697	17,381	24,330	53,435	78,778	119,620	156,263	295,154	786,224	1,480,510
歳入(使用料・手数料) B	628	1,946	3,201	8,474	15,693	27,620	39,547	79,721	236,653	472,679
一般財源(A-B) C	8,069	15,435	21,129	44,961	63,085	92,000	116,716	215,433	549,571	1,007,831
単位当たり費用 Z(円)	8,069	4,979	4,143	3,330	2,523	2,090	1,853	1,696	1,458	1,338
Z／単位費用	3.861	2.382	1.982	1.593	1.207	1.000	0.887	0.811	0.698	0.640

第三表 段階補正係数算出表

世帯数		段階補正係数
～	3,100世帯	$\frac{1}{P}$ (1.68 P + 2,173)
3,100	～ 5,100世帯	$\frac{1}{P}$ (1.35 P + 3,196)
5,100	～ 13,500世帯	$\frac{1}{P}$ (1.36 P + 3,145)
13,500	～ 25,000世帯	$\frac{1}{P}$ (0.75 P + 11,380)
25,000	～ 44,000世帯	$\frac{1}{P}$ (0.73 P + 11,880)
44,000	～ 63,000世帯	$\frac{1}{P}$ (0.62 P + 16,720)
63,000	～ 127,000世帯	$\frac{1}{P}$ (0.74 P + 9,160)
127,000	～ 377,000世帯	$\frac{1}{P}$ (0.64 P + 21,860)
377,000世帯	～	$\frac{1}{P}$ (0.58 P + 44,480)

(注1) P＝当該団体の世帯数

(注2) 段階補正係数が3.853を超えるとときは、3.853とする。

第二項 密度補正

人口密度の大小すなわち面積の相対的な広狭によって、戸籍住民基本台帳関係経費は割高又は割安になると考えられるので、人口密度による補正を適用する。

人口密度が400人未満のものについて第一表左欄のとおり人口密度段階を定め、それぞれについて配置人員を想定し、各段階の所要一般財源を算出し、単位当たり費用を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第二表の密度補正係数算出表を定めた。

第一表 人口密度段階ごとの財政需要額

区分	所 要 一 般 財 源			単位当たり費用	d/単位費用
	配置人員	指数	所要一般財源	$\frac{c}{44,000 \text{世帯}}$	
人口密度段階	a	b	c	d	
人	人		千円	円	
400	14.0	1.000	92,000	2,090	1.000
300	14.6	1.043	95,956	2,181	1.044
200	15.2	1.086	99,912	2,271	1.087
150	15.5	1.107	101,844	2,315	1.108
100	15.8	1.129	103,868	2,361	1.130
50	16.1	1.150	105,800	2,405	1.151
20	16.4	1.171	107,732	2,448	1.171

第二表 密度補正係数算出表

人口密度	密度補正係数
50人未満	$\frac{1}{P}$ (1.14 P + 0.5)
50人以上 100人未満	$\frac{1}{P}$ (1.11 P + 2.0)
100人以上 150人未満	$\frac{1}{P}$ (1.06 P + 7.0)
150人以上 200人未満	$\frac{1}{P}$ (1.02 P + 13.0)
200人以上 300人未満	$\frac{1}{P}$ (0.96 P + 25.0)
300人以上 400人未満	$\frac{1}{P}$ (0.87 P + 52.0)

(注) P = 当該団体の人口密度

第三項 普通態容補正

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の 級地区分	共通係数	A × 給与費の率 0.681	B + 給与費外率 0.319
	A	B	C
1 級地	1.106	0.753	1.072
2 級地	1.086	0.740	1.059
3 級地	1.079	0.735	1.054
4 級地	1.064	0.725	1.044
5 級地	1.055	0.718	1.037
6 級地	1.030	0.701	1.020
7 級地	1.015	0.691	1.010
無級地	0.998	0.680	0.999

(注) 補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考) 標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

一般財源			
給 与 費	62,636 千円	(0.681)	
そ の 他 の 経 費	29,364 千円	(0.319)	
合 計	92,000 千円	(1.000)	

第三節 地 域 振 興 費

単位費用	(人口)	1,740円	測定単位	人口
	(面積)	1,024,000円		面積

第一款 人口を測定単位とするもの

地域振興費のうち人口を測定単位とするものについて適用する補正は、段階補正Ⅰ、段階補正Ⅱ、段階補正Ⅲ、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ、密度補正Ⅲ、普通態容補正Ⅰ、普通態容補正Ⅱ、普通態容補正Ⅲ(隔遠地補正)、経常態容補正、投資補正、事業費補正、寒冷補正、人口急増補正及び数値(人口)急減補正である。

算式 (段階補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数)×0.8043 + (密度補正Ⅰ係数-1) +
 (密度補正Ⅲ係数-1) + (普通態容補正Ⅱ係数) + (普通態容補正Ⅲ係数-1) + 経常態容補正係数
 + (投資補正係数-1) + (事業費補正係数-1) + (寒冷補正係数-1) +
 (人口急増補正係数-1) + (数値(人口)急減補正係数-1) + 合併補正係数 +
 段階補正Ⅱ係数 × 0.1456 + (段階補正Ⅲ係数×密度補正Ⅱ係数) × 0.0501

0.8043：単位費用中、消費者行政推進費、地方創生のための取組に要する経費及び住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援以外にかかる割合

0.1456：単位費用中、消費者行政推進費及び地方創生のための取組に要する経費にかかる割合

0.0501：単位費用中、住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援にかかる割合

第一項 段 階 補 正

1 段階補正Ⅰ

人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用(第二表中Z)を求めた。更に、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの職員配置表

区 分	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
人口段階				
千人	人	人	人	人
4	—	0.2	0.7	0.9
8	—	0.2	1.0	1.2
12	—	0.3	1.1	1.4
20	—	0.4	1.4	1.8
30	—	0.5	2.1	2.6
100 (標準団体)	1.0	1.0	4.0	6.0
250	2.0	3.0	10.0	15.0
400	3.0	4.0	15.0	22.0
1,000	5.0	7.0	28.0	40.0
2,000	6.0	15.0	62.0	83.0

各人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階 経費区分	人 1,000	4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	100,000 (標準団体)	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
給 与 費		5,149	6,676	7,978	10,298	14,654	37,290	92,690	135,070	243,030	488,530
そ の 他 の 経 費		13,395	20,047	23,462	30,457	38,028	102,993	204,175	302,026	630,766	1,128,868
一 般 財 源 計	7,356	18,544	26,723	31,440	40,755	52,682	140,283	296,865	437,096	873,796	1,617,398
単 位 当 た り 費 用 Z (円)	7,356	4,636	3,340	2,620	2,038	1,756	1,400	1,187	1,093	874	809
Z / 単 位 費 用	5.254	3.311	2.386	1.871	1.456	1.254	1.000	0.848	0.781	0.624	0.578

第三表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 4千人	$\frac{1}{P}$ (2.67 P + 2,580)
4 ～ 8千人	$\frac{1}{P}$ (1.46 P + 7,420)
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$ (0.84 P + 12,380)
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$ (0.83 P + 12,500)
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$ (0.86 P + 11,900)
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$ (0.89 P + 11,000)
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$ (0.75 P + 25,000)
250 ～ 400千人	$\frac{1}{P}$ (0.67 P + 45,000)
400 ～ 1,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.52 P + 105,000)
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.53 P + 95,000)

(注) P＝当該団体の人口

2 段階補正Ⅱ

単位費用中の消費者行政推進費及び地方創生のための取組に要する経費について、他の経費と分別して段階補正を行うために適用するものであり、以下のとおり補正係数を算出した。

第一表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階 経費区分	人 1,000	4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	100,000 (標準団体)	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
消費者行政推進費	1,073	2,000	2,994	3,505	4,550	5,681	15,386	33,044	49,155	103,750	182,522
地方創生の取組に要する経費	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	10,000	13,000	17,000	21,000	26,000
一般財源計	4,573	6,000	7,494	8,505	10,050	11,681	25,386	46,044	66,155	124,750	208,522
単位当たり費用 Z (円)	4,573	1,500	937	709	503	389	250	184	165	125	104
Z / 単位費用	18.292	6.000	3.748	2.836	2.012	1.556	1.000	0.736	0.660	0.500	0.416

第二表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 4千人	$\frac{1}{P}$ (1.90 P + 16,400)
4 ～ 8千人	$\frac{1}{P}$ (1.50 P + 18,000)
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$ (1.01 P + 21,920)
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$ (0.77 P + 24,800)
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$ (0.66 P + 27,000)
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$ (0.76 P + 24,000)
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$ (0.56 P + 44,000)
250 ～ 400千人	$\frac{1}{P}$ (0.53 P + 51,500)
400 ～ 1,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.39 P + 107,500)
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.33 P + 167,500)

(注) P = 当該団体の人口

3 段階補正Ⅲ

単位費用中の住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援について、他の経費と分別して段階補正を行うために適用するものであり、以下のとおり補正係数を算出した。

第一表 人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

人口段階 経費区分	人 1,000	4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	100,000 (標準団体)	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援	1,223	2,446	3,146	3,496	4,545	5,243	8,739	12,235	12,235	12,235	12,235
一般財源計	1,223	2,446	3,146	3,496	4,545	5,243	8,739	12,235	12,235	12,235	12,235
単位当たり費用 Z (円)	1,223	612	393	291	227	175	90	49	31	12	6
Z / 単位費用	13.589	6.800	4.367	3.233	2.522	1.944	1.000	0.544	0.344	0.133	0.067

第二表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 4千人	$\frac{1}{P}$ (4.54 P + 9,040)
4 ～ 8千人	$\frac{1}{P}$ (1.93 P + 19,480)
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$ (0.97 P + 27,160)
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$ (1.45 P + 21,400)
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$ (0.76 P + 35,200)
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$ (0.60 P + 40,000)
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$ (0.24 P + 76,000)
250 ～ 400千人	$\frac{1}{P}$ (0.01 P + 133,500)
400 ～ 1,000千人	$\frac{1}{P}$ (△ 0.01 P + 141,500)
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.00 P + 131,500)

(注) P = 当該団体の人口

第二項 密 度 補 正

1 密度補正Ⅰ

密度補正Ⅰは、米軍及び自衛隊の基地が所在することによる財政需要について、米軍人口及び基地面積に応じて算入するものである。前者は、米軍人口が国勢調査の対象外であるため、人口を測定単位とする費目（消防費、清掃費等）においてその財政需要が反映されていなかったもの等人口に比例する経費を算入するものであり、後者は、基地が所在することに関連する渉外事務や防音施設の維持管理等の財政需要について算入するものである。

算 式

$$\begin{aligned} (\text{密度補正Ⅰ係数} - 1) &= \frac{B \times 67 \text{千円} + (C \times 6,200 \text{千円} + D \times 800 \text{千円}) \times \alpha}{A \times 1,740 \text{円}} \\ &= \frac{B \times 38.506 + (C \times 3,563.2 + D \times 459.8) \times \alpha}{A} \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族の数として総務大臣が通知した数

C：合衆国軍隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数

D：自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数

67千円：合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族の数1人当たり単価

6,200千円：合衆国軍隊の用に供する土地の面積1㎥当たり単価

800千円：自衛隊の用に供する土地の面積1㎥当たり単価

1,740円：単位費用

α：CとDの合計数を総面積で除して得た数が

0.300未満の場合は	1.0
0.300以上 0.400未満の場合は	1.1
0.400以上 0.500未満の場合は	1.2
0.500以上 0.600未満の場合は	1.3
0.600以上 0.700未満の場合は	1.5
0.700以上 0.800未満の場合は	2.0
0.800以上の場合は	3.0

2 密度補正Ⅱ

密度補正Ⅱは、住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に係る財政需要について、人口密度に応じて算入するものである。

密度補正Ⅱ係数算出表

人 口	密度補正係数
450人以上	$\frac{1}{P} (1.00 P + 0.0)$
300人以上 450人未満	$\frac{1}{P} (-3.48 P + 2,016.0)$
150人以上 300人未満	$\frac{1}{P} (0.39 P + 855.0)$
100人以上 150人未満	$\frac{1}{P} (1.58 P + 676.5)$
50人以上 100人未満	$\frac{1}{P} (8.35 P - 0.5)$
50人未満	$\frac{1}{P} (8.34 P + 0.0)$

(注) P＝当該団体の人口密度

3 密度補正Ⅲ

密度補正Ⅲは、標準団体に算入されている外国青年招致人員等を基準として、需要額を割増しするために適用するものであり、算定方法は次のとおりである。

算 式

$$(\text{密度補正Ⅲ係数} - 1) = \frac{B \times 6,020 \text{千円} \times 0.8}{A \times 1,740 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：外国青年招致人員並びに外国自治体との自治体間交流及び外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員

第三項 普通態容補正Ⅰ

地域手当の級地区分ごとの行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じて得た率に、第二表の種地ごとの個別係数(物件費及び設備費等の差を考慮した率)及び1.000を加えた率をもって普通態容補正Ⅰ係数とした。

なお、行政区を有する指定都市にあっては、そのために割高となる経費を見込むための係数を、連携中枢都市圏構想推進要綱における連携中枢都市にあっては、連携中枢都市圏形成の取組に係る経費を見込むための係数を加算して補正係数としている。

また、平成21年度から消防費、公園費(人口)、下水道費、清掃費の地域手当の級地区分ごとの一般行政質量差を含めて、一括して補正することとしている。

第一表 地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の 級地区分	共通係数 A	(A-1.000) × 11.544 B
1 級地	1.151	1.743
2 級地	1.122	1.408
3 級地	1.112	1.293
4 級地	1.091	1.051
5 級地	1.078	0.900
6 級地	1.043	0.496
7 級地	1.022	0.254
無級地	0.997	△ 0.035

第二表 種地区分による係数算出表

種地	個別係数	補正係数算式
I 10 a	19.581	0.040020 X + -18.4380
b	9.121	0.062580 X + -50.3300
I 9	7.770	0.027020 X + -16.5480
I 8	7.055	0.014300 X + -5.1000
I 7 a	5.697	0.013580 X + -4.4880
b	1.919	0.006500 X + -2.9560
I 6 a	4.010	0.016870 X + -6.9555
b	1.321	0.005980 X + -2.5660
I 5	0.635	0.006860 X + -3.1380
I 4	0.000	0.006350 X + -2.8575
I 3	-0.199	0.001990 X + -0.8955
I 2	-0.509	0.002067 X + -0.9224
I 1	-0.712	0.002030 X + -0.9150
II 10	0.936	0.004100 X + -2.9590
II 9	0.741	0.003900 X + -2.7690
II 8	0.644	0.001940 X + -1.0050
II 7	0.488	0.003120 X + -2.0080
II 6	0.329	0.003180 X + -2.0560
II 5	0.254	0.001500 X + -0.7960
II 4	-0.140	0.003940 X + -2.5040
II 3	-0.399	0.002590 X + -1.6940
II 2	-0.846	0.002980 X + -1.8890
II 1	-1.134	0.001646 X + -1.4221

(注1) 第一表により算出した係数、第二表により算出した係数及び1.000を合算した係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(注2) Xは市町村の評点である。

第四項 普通態容補正Ⅱ

種地区分による投資的経費に係る増嵩財政需要額を算入するものであり、次のとおり補正率を定めた。

種地	補正係数算式
I 10	$0.000420 \times X + -0.1230$
I 9	$0.000260 \times X + 0.0290$
I 8	$0.000320 \times X + -0.0250$
I 7	政令市 $0.000210 \times X + 0.0685$
	中核市 $0.000190 \times X + 0.0795$
	特例市 $0.000200 \times X + 0.0670$
	その他 $0.000190 \times X + 0.0595$
I 6	政令市 $0.000140 \times X + 0.1210$
	中核市 $0.000140 \times X + 0.1170$
	特例市 $0.000140 \times X + 0.1120$
	その他 $0.000150 \times X + 0.0895$
I 5	中核市 $0.000140 \times X + 0.1170$
	特例市 $0.000140 \times X + 0.1120$
	その他 $0.000130 \times X + 0.1025$
I 4	中核市 $0.000230 \times X + 0.0675$
	特例市 $0.000230 \times X + 0.0625$
	その他 $0.000240 \times X + 0.0420$
I 3	$0.000110 \times X + 0.1005$
I 2	$0.000100 \times X + 0.1040$
I 1	$0.000180 \times X + 0.0880$
II 10	中核市 $0.000320 \times X + -0.0710$
	特例市 $0.000320 \times X + -0.0760$
	その他 $0.000320 \times X + -0.0920$
II 9	中核市 $0.000320 \times X + -0.0710$
	特例市 $0.000340 \times X + -0.0950$
	その他 $0.000320 \times X + -0.0920$
II 8	中核市 $0.000180 \times X + 0.0550$
	特例市 $0.000160 \times X + 0.0670$
	その他 $0.000180 \times X + 0.0340$
II 7	中核市 $0.000100 \times X + 0.1230$
	特例市 $0.000100 \times X + 0.1180$
	その他 $0.000100 \times X + 0.1020$
II 6	$0.000080 \times X + 0.1180$
II 5	$0.000100 \times X + 0.1030$
II 4	$0.000160 \times X + 0.0610$
II 3	$0.000140 \times X + 0.0730$
II 2	$0.000133 \times X + 0.0765$
II 1	$0.000246 \times X + 0.0370$

第五項 普通態容補正Ⅲ(隔遠地補正)

隔遠地補正係数は、当該隔遠地市町村について算定される「級地による補正率ア」に「人口段階による補正率」及び「人口の減少数による補正率」を乗じて得た率に「級地による補正率イ」、「属島に係る補正率」及び1.000を加えたものである。

1 級地による補正率ア

隔遠地市町村の級地ごとに増加財政需要額を算定し、当該増加経費の標準団体一般財源所要額174,408千円に対する割合をもって「級地による補正率ア」とした。

その算出過程は第一表のとおりであるが、この場合、一般職員の県内旅費の回数は、総数410回、そのうち会議等により宿泊日数が増加することとなる旅行は130回としている。

級 地		1	2	3	4	5	6
○本土		(2泊3日の市町村)					
1 役場所在地から県庁所在地までの鉄道距離(km)	A	150	200	400	600	800	1,000
2 Aに係る点数(点)	B	80	100	220	400	530	680
3 増加経費(千円)							
ア 旅費							
職員分		8,944	9,566	17,420	24,948	25,711	32,036
特別職分		1,911	2,178	7,762	10,336	13,870	16,805
計		10,855	11,744	25,182	35,284	39,581	48,841
イ 通信運搬費		275	693	2,309	5,434	8,435	20,803
ウ その他の経費		56,404	83,909	171,864	300,702	438,859	555,205
計	C	67,534	96,346	199,355	341,420	486,875	624,849
4 役場所在地から支庁までの距離(km)	D	—	70	130	200	270	400
5 Dに係る点数(点)	E	—	30	90	120	180	210
6 増加経費(千円)							
旅費、通信運搬費等	F	—	12,404	17,197	23,695	28,098	36,736
増加経費合計C + F	G	67,534	108,750	216,552	365,115	514,973	661,585
補正率 G / 174,408千円		0.387	0.624	1.242	2.093	2.953	3.793
点数合計(点) B + E		80	130	310	520	710	890
○離島							
7 増加経費(千円)							
ア 旅費、通信運搬費	H	127,914	206,027	410,232	691,594	975,344	1,253,078
イ ごみ・し尿収集運搬に係る増加経費	I	226,721	226,721	226,721	226,721	226,721	226,721
ウ 消防に係る増加経費	J	234,386	234,386	234,386	234,386	234,386	234,386
エ 社会教育関係経費	K	30,292	30,292	30,292	30,292	30,292	30,292
オ 保健福祉関係経費	L	284,180	284,180	284,180	284,180	284,180	284,180
カ その他の経費	M	27,500	40,910	83,793	146,608	213,967	270,692
増加経費合計G + H + I + J + K + L + M	N	998,527	1,131,266	1,486,156	1,978,896	2,479,863	2,960,934
補正率 N / 174,408千円		5.725	6.486	8.521	11.346	14.219	16.977

(注)「ウ その他の経費」はへき地学校における給食の実施に要する経費の不足額等による増加経費である。

2 人口段階による補正率

隔遠地補正による算入経費について、測定単位の数値の増減に応じて逓減又は逓増する率を定めて係数とし、これを級地による補正率に乗ずることによって、隔遠地補正による増加需要額を的確に算定しようとするものであり、その方法は、標準団体における隔遠地補正算入経費相当額108,750千円(本土における2級地の場合)を、第一表のとおり段階ごとに算定し、それぞれの段階ごとの単位当たり費用を基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表

人口段階	単位費用
千人	円
1	6,936
2	6,714
4	4,768
12	2,175
20	1,393
30	1,151
100	1,088

第二表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 2千人	$\frac{1}{P} (5.97 P + 400)$
2 ～ 4千人	$\frac{1}{P} (2.59 P + 7,160)$
4 ～ 12千人	$\frac{1}{P} (0.81 P + 14,280)$
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P} (0.20 P + 21,600)$
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P} (0.58 P + 14,000)$
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P} (0.98 P + 2,000)$
100千人 ～	$\frac{1}{P} (1.00 P + 0)$

(注) P = 当該団体の人口

3 人口減少による補正率

人口の減少による増加需要額の激変を緩和するため、次の算式により、激変緩和措置を講じている。

算 式

$$\frac{(B - A) \times 0.3}{A} + 1 \quad (B - A \text{ が負数となる団体の補正率は} 1.000 \text{ とする。})$$

算式の符号

A : 令和2年国勢調査人口

B : 平成27年国勢調査人口

0.3 : 復元率

4 級地による補正イ

隔遠地市町村の級地ごとに増加財政需要額(投資的経費)を算定し、当該増加経費の標準団体一般財源所要額174,408千円に対する割合をもって「級地による補正イ」とした。

級 地		1	2	3	4	5	6
○本土		(2泊3日の市町村)					
1 役場所在地から県庁所在地までの鉄道距離(km)	A	150	200	400	600	800	1,000
2 Aに係る点数(点)	B	80	100	220	400	530	680
3 増加経費(千円)	C	25,714	46,140	94,651	155,924	218,294	279,204
補正率 C / 174,408千円	D	0.147	0.265	0.543	0.894	1.252	1.601
○離島							
4 増加経費(千円)	E	41,142	73,824	151,442	249,478	349,270	446,726
5 増加経費合計 C + E	F	66,856	119,964	246,093	405,402	567,564	725,930
補正率 F / 174,408千円	G	0.383	0.688	1.411	2.324	3.254	4.162

5 属島に係る補正率

属島(当該市町村役場がある島以外(役場が本土にある場合は本土以外)の島しょ)に係る増加需要額について、次の算式により算入している。

算 式

$$\frac{B \times 70,000 \text{円} + C \times 650 \text{千円}}{A \times 1,740 \text{円}}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値

B : 島しょ人口(令和2年国勢調査人口)

C : 島しょの数として総務大臣が通知した数

第六項 経常態容補正

合併団体の支所が、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、平成11年4月以降に合併した市町村の支所に要する経費を措置するため、所管区域人口及び本庁からの距離を勘案した経常態容補正を設けることとし、一本算定にのみ適用する。

算 式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{B}{A \times 1,740 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び政令市の区役所が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算 式

$$31,900 \text{円} \times C \times D \times E$$

算式の符号

31,900円：標準的な支所（所管区域人口8,000人、本庁からの距離16km）の単位当たり費用

C：合併関係市町村の人口

D：人口段階による補正率

所管区域人口段階を第一表上欄のように定め、それぞれについて職員数及び所要経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第一表中Z）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と標準的な支所の単位費用の比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの職員数及び財政需要額

（単位：千円）

人口段階 区分	人 1,000	4,000	8,000 (標準支所)	12,000	20,000	30,000	50,000
課長	1	2	2	3	3	4	4
職員A	3	4	5	6	7	9	9
職員B	7	10	15	16	20	24	24
給与費	68,420	100,620	134,000	156,020	184,310	229,530	229,530
その他の経費	58,594	88,888	120,949	125,589	138,841	158,142	186,245
一般財源計	127,014	189,508	254,949	281,609	323,151	387,672	415,775
単位当たり費用Z（円）	127,014	47,377	31,900	23,467	16,158	12,922	8,315
Z／標準的な支所の単位当たり費用	3.982	1.485	1.000	0.736	0.507	0.405	0.261

（注）その他の経費は、支所の維持管理費、コミュニティ経費、情報管理費等

第二表 人口段階ごとの補正率算出表

人口	人口段階ごとの補正率
～ 4千人	$\frac{1}{P}$ (0.66 P + 3,320)
4 ～ 8千人	$\frac{1}{P}$ (0.51 P + 3,920)
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$ (0.21 P + 6,320)
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$ (0.16 P + 6,920)
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$ (0.20 P + 6,120)
30千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.05 P + 10,620)

（注1）P＝合併関係市町村の人口

（注2）段階補正係数が3.980を超えるときは、3.980とする。

E：本庁からの距離段階による補正率

令和6年4月1日現在における、市町村役場（指定都市にあっては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第411条の規定により令和5年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかった場合には、当該区域のうち地方税法第411条の規定により令和5年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあっては、その距離を2倍として計算した距離とする。）に応じて、第三表のとおり距離段階による補正率を定めた。

第三表 距離段階による補正率算出表

距離		距離段階による補正率		
～	16km	0.00000	D+	1.00
16	～ 24km	0.02875	D+	0.54
24	～ 32km	0.05250	D+	△ 0.03
32	～ 48km	0.00750	D+	1.41
48km	～	0.02125	D+	0.76

(注1) D=本庁からの距離

(注2) 第三表により算出した係数が1.797を超えるときは、1.797とする。

第七項 投資補正

投資補正については、投資補正(1)の人口段階区分に応ずる率及び投資補正(2)の率を加算することとしている(算出結果又は算出過程において小数点以下第3位未満を四捨五入する。)

(1) 投資補正 γ_1

① 人口500万人以上の市町村

$$\gamma_1 = \frac{1}{(\text{単位費用} = 1,740\text{円}) \times (\text{人口} = A)} \times (6,316\text{円} \times A)$$

② 人口200万人以上500万人未満の市町村

$$\gamma_1 = \frac{1}{(\text{単位費用} = 1,740\text{円}) \times (\text{人口} = A)} \times (3,863\text{円} \times A)$$

③ 人口100万人以上200万人未満の市町村

$$\gamma_1 = \frac{1}{(\text{単位費用} = 1,740\text{円}) \times (\text{人口} = A)} \times (2,818\text{円} \times A)$$

④ 人口30万人以上100万人未満の市町村

$$\gamma_1 = \frac{1}{(\text{単位費用} = 1,740\text{円}) \times (\text{人口} = A)} \times (2,876\text{円} \times A)$$

⑤ 三鷹市、守口市、武蔵野市、芦屋市

$$\gamma_1 = \frac{1}{(\text{単位費用} = 1,740\text{円}) \times (\text{人口} = A)} \times (\alpha \times A)$$

※ α について、

三鷹市にあっては 1,221円

守口市にあっては 2,980円

武蔵野市にあっては 2,276円

芦屋市にあっては 481円

⑥ ①～⑤以外の市町村

$$\gamma_1 = 0$$

(注) 合併前年度において事業所税の課税団体であった旧市町村の人口が30万人未満の場合（新市町村の人口は30万人以上）又は合併前年度において事業所税の非課税団体であった旧市町村の人口が30万人以上の場合においては、当該旧市町村の α は合併前年度における旧市町村の人口により設定すること。

(2) 投資補正 γ_2 （空港関係市町村）

航空機燃料譲与税法第1条第2項に該当する空港関係市町村にのみ適用される係数である。

$$\gamma_2 = \frac{B \times \alpha}{A \text{ (人口)}}$$

算式の符号

B：令和2年国勢調査に係る当該市町村の世帯数

α ：空港関係市町村ごとの乗率(総務省令別表3の8参照)

第八項 事業費補正

事業費補正係数の算定方法は次のとおりである。

算 式

(事業費補正係数－1) ＝ 算式ア＋算式イ－(段階補正Ⅰ係数× 0.011)

$$\begin{aligned} \cdot \text{算式ア} &= \frac{\sum_{n=16}^{\text{令5}} (B_n \times C_n) \times 0.003 + \sum_{n=22}^{\text{令5}} (D_n \times E_n) \times 0.003 + F \times G + 1,740\text{円} \times A}{\sum_{n=16}^{\text{令5}} (H_n \times I_n) \times 0.005 + \sum_{n=16}^{19} (J_n \times K_n) \times 0.003 \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=16}^{19} (L_n \times M_n) \times 0.010 + \sum_{n=21}^{22} (N_n \times O_n) \times 0.00009 \times 0.75 + \sum_{n=21}^{22} (P_n \times Q_n) \times 0.00009 \times 0.50} \\ &+ \frac{\sum_{n=21}^{22} (P'_n \times Q'_n) \times 0.00010 \times 0.50 + \sum_{n=16}^{\text{令5}} (R_n \times S_n) \times 0.003 + \sum_{n=16}^{16} (T_n \times U_n) \times 0.003 + \sum_{n=16}^{22} (V_n \times W_n) \times 0.003 + \sum_{n=16}^{\text{令5}} (X_n \times Y_n) \times 0.005 + \sum_{n=18}^{\text{令5}} (Z_n \times AA_n) + \sum_{n=18}^{\text{令5}} (AB_n \times AC_n)} \end{aligned}$$

(算式アの符号)

A：測定単位の数値（人口）

B_n：n年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額

C_n：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市場公募都市	1.000	3.900	3.800	3.800	4.25000	4.79500	4.68200	4.84700	4.98700	5.17700	5.100	4.900
その他の市町村		0.000	0.000	0.000	5.93900	6.21600	6.24700	6.25700	6.40000	6.55400	6.400	6.200
区分 \ n 同意等年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
市場公募都市	4.7400	4.7700	4.76500	3.53300	3.47600	0.26700	0.65700	0.92500				
その他の市町村	6.1700	6.1900	6.18400	4.97700	5.12100	0.30900	0.72700	0.98100				

3円：平成16年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和6年度の理論償還費の30%

D_n：n年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債のうち、継続事業（平成21年度までに提出された地域活性化事業計画に位置づけられている事業）に係る額

E_n：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
市場公募都市	4.68200	4.84700	4.98700	5.17700	5.100	4.900	4.7400	4.7700	4.76500	3.53300	3.47600	0.26700
その他の市町村	6.24700	6.25700	6.40000	6.55400	6.400	6.200	6.1700	6.1900	6.18400	4.97700	5.12100	0.30900
区分 \ n 同意等年度	R4	R5										
市場公募都市	0.65700	0.92500										
その他の市町村	0.72700	0.98100										

F：平成21年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（定住自立圏推進事業分）の額

G：次の表に掲げる率

区分 \ 同意等年度	H21
市場公募都市	0.01678
その他の市町村	0.02176

H_n：n年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（財源対策債分）の額

I_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市場公募都市	1. 000		3. 900	3. 800	3. 800	4. 25000	4. 79500	4. 68200	4. 84700	4. 98700	5. 17700	5. 100	4. 900
その他の市町村			0. 000	0. 000	0. 000	5. 93900	6. 21600	6. 24700	6. 25700	6. 40000	6. 55400	6. 400	6. 200
区分	n 同意等年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
市場公募都市	4. 7400	4. 7700	4. 76500	3. 53300	3. 47600	0. 26700	0. 65700	0. 92500					
その他の市町村	6. 1700	6. 1900	6. 18400	4. 97700	5. 12100	0. 30900	0. 72700	0. 98100					

5 円：平成16年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和6年度の理論償還費の50%

J_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た(旧)地域総合整備事業債(特別分)の額

K_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19
市場公募都市	1.000	3.900	3.800	3.800	
その他の市町村		0.000	0.000	0.000	

3 円：平成16年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和6年度の理論償還費の30%

α：財政力に応じた算入率(30～55%)

L_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た(旧)地域総合整備事業債(財源対策債分)の額

M_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19
市場公募都市	1.000	3.900	3.800	3.800	
その他の市町村		0.000	0.000	0.000	

10 円：平成16年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和6年度の理論償還費の100%

N_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債(用地事業に係るものを除く。)の額

O_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H21	H22
市場公募都市	1.0000	3.66667	
その他の市町村	1.0000	3.50000	

P_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債(用地事業に係るものに限る。)の額のうち平成n年度市場公募都市に係るもの

Q_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H21	H22
市場公募都市	1.0000	3.66667	

P'_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債(用地事業に係るものに限る。)の額のうち平成n年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

Q'_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H21	H22
その他の市町村	1.0000	3.50000	

R_n：n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独(一般)事業債(半島振興道路整備事業分)の額

S_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市場公募都市	1. 000		3. 900	3. 800	3. 800	4. 25000	4. 79500	4. 68200	4. 84700	4. 98700	5. 17700	5. 100	4. 900
その他の市町村			0. 000	0. 000	0. 000	5. 93900	6. 21600	6. 24700	6. 25700	6. 40000	6. 55400	6. 400	6. 200
区分	n 同意等年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
市場公募都市		4. 7400	4. 7700	4. 76500	3. 53300	3. 47600	0. 26700	0. 65700	0. 92500				
その他の市町村		6. 1700	6. 1900	6. 18400	4. 97700	5. 12100	0. 30900	0. 72700	0. 98100				

3 円：平成16年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和6年度の理論償還費の30%

T_n：平成n年度において発行を許可された一般単独(一般)事業債(地方拠点都市整備事業分)の額

U_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H16
市場公募都市	1.000	
その他の市町村		

3 円：平成16年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和6年度の理論償還費の30%

V_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独(一般)事業債(中心市街地再活性化等特別対策事業分)の額

W_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市場公募都市	1.000		3.900	3.800	3.800	4.25000	4.79500	4.68200
その他の市町村			0.000	0.000	0.000	5.93900	6.21600	6.24700

3 円：平成16年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和6年度の理論償還費の30%

X_n：n 年度において発行について同意又は許可を得た合併特例事業債（市町村合併推進事業分・旧法分）の額

Y_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市場公募都市	1.000		3.900	3.800	3.800	4.25000	4.79500	4.68200	4.84700	4.98700	5.17700	5.100	4.900
その他の市町村			0.000	0.000	0.000	5.93900	6.21600	6.24700	6.25700	6.40000	6.55400	6.400	6.200
区分	n 同意等年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
市場公募都市		4.7400	4.7700	4.76500	3.53300	3.47600	0.26700	0.65700	0.92500				
その他の市町村		6.1700	6.1900	6.18400	4.97700	5.12100	0.30900	0.72700	0.98100				

5 円：平成16年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和6年度の理論償還費の50%

Z_n：n 年度において発行について同意又は許可を得た合併特例事業債（市町村合併推進事業分・新法分A）の額

AA_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市		0.019	0.015	0.01700	0.01918	0.01873	0.01939	0.01995	0.02071	0.020	0.020	0.0190	0.0191
その他の市町村		0.000	0.000	0.02376	0.02486	0.02499	0.02503	0.02560	0.02622	0.026	0.025	0.0247	0.0248
区分	n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5						
市場公募都市		0.01906	0.01413	0.01390	0.00107	0.00263	0.00370						
その他の市町村		0.02474	0.01991	0.02048	0.00124	0.00291	0.00392						

AB_n：n 年度において発行について同意又は許可を得た合併特例事業債（市町村合併推進事業分・新法分B）の額

AC_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市		0.024	0.019	0.02125	0.02398	0.02341	0.02424	0.02494	0.02589	0.025	0.024	0.0237	0.0239
その他の市町村		0.000	0.000	0.02970	0.03108	0.03124	0.03129	0.03200	0.03277	0.032	0.031	0.0309	0.0310
区分	n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5						
市場公募都市		0.02383	0.01767	0.01738	0.00134	0.00329	0.00463						
その他の市町村		0.03092	0.02489	0.02561	0.00155	0.00364	0.00491						

$$\begin{aligned}
\text{・算式イ} = & \frac{\sum_{n=16}^{\text{令5}} (B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{\text{令5}} (D_n \times E_n) + \sum_{n=16}^{\text{令5}} (F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{\text{令5}} (H_n \times I_n)}{1,740\text{円} \times A} \\
& + \frac{\sum_{n=16}^{17} (J_n \times K_n) + \sum_{n=16}^{25} (L_n \times M_n) + \sum_{n=16}^{22} (N_n \times O_n) + P \times 0.5 +}{\text{Q} \times 0.267 + R \times 0.267 + S \times 0.267 + \frac{\sum_{n=21}^{\text{令5}} (T_n \times U_n)}{n=21} + \frac{\sum_{n=18}^{22} (V_n \times W_n)}{n=18}} \\
& + \frac{\sum_{n=17}^{22} (X_n \times Y_n) + \sum_{n=19}^{24} (Z_n \times A_n) + \sum_{n=21}^{23} (A B_n \times A C_n) + \sum_{n=21}^{23} (A D_n \times A E_n) +}{\frac{\sum_{n=24}^{\text{令5}} (A F_n \times A G_n) + \sum_{n=24}^{\text{令5}} (A H_n \times A I_n) + \sum_{n=26}^{\text{令5}} (A J_n \times A K_n) + \sum_{n=26}^{\text{令5}} (A L_n \times A M_n) +} \\
& \frac{\sum_{n=27}^{28} (A N_n \times A O_n) + A P \times A Q + A R \times 0.95 + A S \times \alpha \times 0.475 + \frac{\sum_{n=29}^{\text{令5}} (A T_n \times A U_n)}{n=29}}{+ A V \times A W + \frac{\sum_{n=30}^{\text{令5}} (A X_n \times A Y_n)}{n=30} \times \frac{\beta}{0.30} + \frac{\sum_{n=30}^{\text{令5}} (A Z_n \times B A_n)}{n=30} \times \frac{\gamma}{0.30} +} \\
& \frac{\sum_{n=30}^{\text{令5}} (B B_n \times B C_n) + \sum_{n=29}^{\text{令5}} (B D_n \times B E_n) + \sum_{n=29}^{\text{令5}} (B F_n \times B G_n) + \sum_{n=30}^{\text{令5}} (B H_n \times B I_n) +}{\sum_{n=30}^{\text{令5}} (B J_n \times B K_n) + \sum_{n=30}^{\text{令5}} (B L_n \times B M_n) + \sum_{n=\text{令元}}^{\text{令5}} (B N_n \times B O_n) + \sum_{n=\text{令元}}^{\text{令5}} (B P_n \times B Q_n) +} \\
& \frac{\sum_{n=\text{令元}}^{\text{令5}} (B R_n \times B S_n) + \sum_{n=\text{令元}}^{\text{令5}} (B T_n \times B U_n) + \sum_{n=\text{令3}}^{\text{令5}} (B V_n \times B W_n) + \sum_{n=\text{令4}}^{\text{令5}} (B X_n \times B Y_n) +}{\sum_{n=\text{令4}}^{\text{令4}} (B Z_n \times C A_n) \times \frac{\delta}{0.30} + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (C B_n \times C C_n) + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (C D_n \times C E_n) \times \frac{\epsilon}{0.30} +} \\
& \frac{\sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (C F_n \times C G_n) + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (C H_n \times C I_n) + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (C J_n \times C K_n) \times \frac{\zeta}{0.30} + \sum_{n=\text{令5}}^{\text{令5}} (C L_n \times C M_n)}{
\end{aligned}$$

(算式イの符号)

A：測定単位の数値（人口）

B_n：防災対策事業(防災基盤整備事業分(特に推進すべきものを除く。))に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

C_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市場公募都市	0.003		0.012	0.011	0.011	0.01275	0.01439	0.01405	0.01454	0.01496	0.01553	0.015	0.015
その他の市町村			0.000	0.000	0.000	0.01782	0.01865	0.01874	0.01877	0.01920	0.01966	0.019	0.019
区分	n 同意等年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
市場公募都市		0.0142	0.0143	0.01430	0.01060	0.01043	0.00080	0.00197	0.00278				
その他の市町村		0.0185	0.0186	0.01855	0.01493	0.01536	0.00093	0.00218	0.00294				

D_n：防災対策事業(防災基盤整備事業分(特に推進すべきものを))に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

E_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市場公募都市		0.019	0.019	0.019	0.02125	0.02398	0.02341	0.02424	0.02494	0.02589	0.025	0.024	0.0237
その他の市町村		0.000	0.000	0.000	0.02970	0.03108	0.03124	0.03129	0.03200	0.03277	0.032	0.031	0.0309
区分	n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5					
市場公募都市		0.0239	0.02383	0.01767	0.01738	0.00134	0.00329	0.00463					
その他の市町村		0.0310	0.03092	0.02489	0.02561	0.00155	0.00364	0.00491					

F_n：防災対策事業(公共施設等耐震化事業分)に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

G_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市場公募都市	0.005		0.019	0.019	0.019	0.02125	0.02398	0.02341	0.02424	0.02494	0.02589	0.025	0.024
その他の市町村			0.000	0.000	0.000	0.02970	0.03108	0.03124	0.03129	0.03200	0.03277	0.032	0.031
区分	n 同意等年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5				
市場公募都市		0.0237	0.0239	0.02383	0.01767	0.01738	0.00134	0.00329	0.00463				
その他の市町村		0.0309	0.0310	0.03092	0.02489	0.02561	0.00155	0.00364	0.00491				

H_n：防災対策事業(公共施設等耐震化事業のうち、Is値が0.3未満の施設を対象とした事業)に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

I_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
市場公募都市		0.03213	0.03137	0.03247	0.03341	0.03469	0.034	0.033	0.0318	0.0320	0.03193	0.02367	0.02329
その他の市町村		0.04165	0.04185	0.04192	0.04288	0.04391	0.043	0.042	0.0413	0.0415	0.04143	0.03335	0.03431
区分	n 同意等年度	R3	R4	R5									
市場公募都市		0.00179	0.00440	0.00620									
その他の市町村		0.00207	0.00487	0.00657									

J_n：防災対策事業(旧緊急防災基盤整備事業(継続事業分))に係る経費に充てるため平成n年度において発行を許可された地方債の額

K_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H16	H17
市場公募都市	0.005		0.019
その他の市町村			0.000

L_n：沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

M_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市場公募都市	0.009		0.000	0.000	0.000	0.05345	0.05594	0.05622	0.05631	0.05760	0.05899
その他の市町村											

N_n：沖縄北部特別振興対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

O_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市場公募都市	0.009		0.000	0.000	0.000	0.000	0.05345	0.05594
その他の市町村								

P：国が行う第二種(A)空港(第二種空港のうち国土交通大臣が管理するものをいう。)の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

Q：国庫補助金を受けて道府県が施行する第二種(B)空港(第二種空港のうち道府県が管理するものに限る。)の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

R：国庫補助金を受けて道府県が施行する第三種空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

S：国庫補助金を受けて市町村が施行する第二種(B)空港(第二種空港のうち市町村が管理するものに限る。)の整備事業に係る経費に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

T_n：PFI法第8条第1項の規定により、PFI事業者が整備してn年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額(当該地方団体が当該施設を建設したものとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次ごとの合計額)として当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額(総務大臣通知額)

U_n：次に掲げる率

U ₂₁ ＝① 愛知県名古屋市に対して、総務大臣が通知した額のうち補助事業分に係るもの	0.03367
② ①以外で総務大臣が通知した額に係るもの	0.01347

U22＝	① 北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して、総務大臣が通知した額のうちAに係るもの	0.01428
	② 東京都稲城市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して、総務大臣が通知した額に係るもののうちBに係るもの	0.01607
	③ 三重県鈴鹿市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して、総務大臣が通知した額のうち①及び②以外に係るもの	0.03571
	④ 京都府京都市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.07142
U23＝	① 山形県東根市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.01410
	② 岡山県笠岡市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.02115
	③ 三重県鈴鹿市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.03525
	④ 富山県黒部市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.02961
U24＝	① 大阪府泉佐野市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.01406
	② 大阪府門真市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.02109
	③ 大阪府吹田市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.03515
	④ 静岡県静岡市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.04921
U25＝	① 香川県まんのう町に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.01416
	② 愛知県豊橋市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.03540
U26＝	① 大阪府大阪市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.029
	② 福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.035
	③ 愛知県田原市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの及び兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知した額のうちAに係るもの	0.049
	④ 兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知した額のうちBに係るもの	0.055
U27＝	① 兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知した額のうちAに係るもの	0.048
	② 兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知した額のうちBに係るもの	0.055
U28＝	① 兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県岡崎市に対して、総務大臣が通知した額のうちBに係るもの	0.0135
	② 神奈川県横浜市及び福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.0339
U29＝	① 愛知県岡崎市、西尾市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.0135
	② 神奈川県茅ヶ崎市、愛知県豊橋市及び福岡県粕屋町に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.0339
U30＝	① 静岡県静岡市、愛知県西尾市及び滋賀県大津市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県岡崎市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知した額のうちAに係るもの	0.01354
	② 兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの及び福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知した額のうちBに係るもの	0.03385
U令元＝	① 北海道帯広市、神奈川県小田原市、南足柄市、大井町、松田町及び箱根町並びに岐阜県美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町及び御嵩町に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうちAに係るもの	0.01347
	② 茨城県神栖市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの	0.03367
	③ 静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.02491
U令2＝	① 埼玉県所沢市並びに愛知県岡崎市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.01354
	② 愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうちAに係るもの	0.02031
	③ 静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.02505
	④ 静岡県沼津市及び山口県周南市に対して総務大臣が通知した額に係るもの、愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうちBに係るもの並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうちAに係るもの	0.03386
	⑤ 福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうちBに係るもの	0.04740
U令3＝	① 埼玉県所沢市、神奈川県藤沢市、富山県富山市並びに愛知県豊橋市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.01360
	② 福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.03401
	③ 高知県中土佐町に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.04761
U令4＝	① 埼玉県さいたま市、千葉県木更津市、愛知県名古屋市及び岡山県倉敷市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.01405
	② 山形県山形市及び千葉県鴨川市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち単独事業分に係るもの	0.02107
	③ 静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.02599

U _{令5} ＝	④ 神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大阪府貝塚市及び長崎県佐世保市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち②以外に係るもの	0.03512
	⑤ 愛媛県大洲市及び西予市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.04917
	① 神奈川県横浜市及び鳥取県鳥取市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.01431
	② 静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.02647
	③ 栃木県栃木市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.02862
	④ 神奈川県川崎市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.03390

V_n：産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

W_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度				
	H18	H19	H20	H21	H22
市場公募都市	0.019	0.019	0.02125	0.02398	0.02341
その他の市町村	0.000	0.000	0.02970	0.03108	0.03124

X_n：石綿対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Y_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度					
	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市場公募都市	0.016	0.015	0.015	0.01700	0.01918	0.01873
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.02376	0.02486	0.02499

Z_n：消防広域化事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AA_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度					
	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市場公募都市	0.011	0.01275	0.01439	0.01405	0.01454	0.01496
その他の市町村	0.000	0.01782	0.01865	0.01874	0.01877	0.01920

AB_n：公共施設等地上デジタル放送移行事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独(一般)事業債の額

AC_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度		
	H21	H22	H23
市場公募都市	0.01439	0.01405	0.01454
その他の市町村	0.01865	0.01874	0.01877

AD_n：公共施設等地上デジタル放送移行事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(小中学校分を除く。)の額

AE_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度		
	H21	H22	H23
市場公募都市	0.01478	0.01436	0.01443
その他の市町村	0.01724	0.01712	0.01691

AF_n：沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債の額

AG_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度											
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03200	0.03277	0.032	0.031	0.0309	0.0310	0.03092	0.02489	0.02561	0.00155	0.00364	0.00491
その他の市町村												

AH_n：被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た一般単独(一般)事業債の額

AI_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度											
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03491	0.03624	0.035	0.034	0.0332	0.0334	0.03336	0.02473	0.02433	0.00187	0.00460	0.00648
その他の市町村	0.04480	0.04588	0.045	0.044	0.0432	0.0433	0.04329	0.03484	0.03585	0.00216	0.00509	0.00687

AJ_n：奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債の額

AK_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.032	0.031	0.0309	0.0310	0.03092	0.02489	0.02561	0.00155	0.00364	0.00491
その他の市町村											

AL_n：津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AM_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.026	0.025	0.0243	0.0241	0.02407	0.02365	0.02379	0.00153	0.00345	0.00474
その他の市町村		0.031	0.030	0.0302	0.0303	0.03021	0.02988	0.03042	0.00170	0.00375	0.00499

AN_n：公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

A0_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H27	H28
市場公募都市		0.024	0.0237
その他の市町村		0.031	0.0309

AP：地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成28年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AQ：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H28
市場公募都市		0.0142
その他の市町村		0.0185

AR：災害対策基本法第102条第1項第2号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成30年7月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあっては、「平成三十年補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金

AS：災害対策基本法第102条第1項第1号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成28年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α：算式の符号BCの地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令第43条第2項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下第3位未満四捨五入）に100,000を乗じて得た数（以下「発行割合」という。）に次の表のaに定める当該発行割合に応ずる率を乗じて得た数と同表のbに定める当該発行割合に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下第3位未満四捨五入）。ただし、平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震による災害に係る歳入欠かん債については、 $\alpha \times 0.475$ が0.750に満たないときは0.750とし、平成28年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成28年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債を除く。）については、 $\alpha \times 0.475$ が0.570に満たないときは0.570とする。

発行割合の区分		a	b
	200まで	1.00	0
200 を超え	400まで	1.03	-6
400 を超え	600まで	1.10	-34
600 を超え	800まで	1.15	-64
800 を超え	1,000まで	1.20	-104
1,000 を超え	1,400まで	1.29	-194
1,400 を超え	2,000まで	1.41	-362
2,000 を超え	3,000まで	1.58	-702
3,000 を超え	4,000まで	1.76	-1,242
4,000 を超え	5,000まで	1.90	-1,802
5,000 を超え	6,000まで	1.98	-2,202
6,000 を超え	7,000まで	2.04	-2,562
7,000 を超え	8,000まで	2.08	-2,842
8,000 を超え	10,000まで	2.10	-3,002
10,000 を超えるもの		1.80	0

AT_n：公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AUn：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.0239	0.02383	0.01767	0.01738	0.00134	0.00329	0.00463
その他の市町村		0.0310	0.03092	0.02489	0.02561	0.00155	0.00364	0.00491

AV：公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿化事業、転用事業、立地適正化事業及び市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（市町村役場緊急保全事業については、起債対象経費の75%を上限とした額）

AW：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H29
市場公募都市		0.0143
その他の市町村		0.0186

AXn：公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AYn：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.01430	0.01060	0.01043	0.00080	0.00197	0.00278
その他の市町村		0.01855	0.01493	0.01536	0.00093	0.00218	0.00294

β ：財政力に応じた算入率（30～50%）

AZn：公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BA_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.01430	0.01060	0.01043	0.00080	0.00197	0.00278
その他の市町村		0.01855	0.01493	0.01536	0.00093	0.00218	0.00294

γ ：財政力に応じた算入率（42～50%）

BB_n：公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（起債対象経費の75%を上限とした額）

BC_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.01430	0.01060	0.01043	0.00080	0.00197	0.00278
その他の市町村		0.01855	0.01493	0.01536	0.00093	0.00218	0.00294

BD_n：まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BE_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.0143	0.01430	0.01060	0.01043	0.00080	0.00197	0.00278
その他の市町村		0.0186	0.01855	0.01493	0.01536	0.00093	0.00218	0.00294

BF_n：沖縄離島活性化推進事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BG_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.0310	0.03092	0.02489	0.02561	0.00155	0.00364	0.00491
その他の市町村								

BH_n：沖縄製糖業体制強化対策事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BI_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.02383	0.01767	0.01738	0.00134	0.00329	0.00463
その他の市町村		0.03092	0.02489	0.02561	0.00155	0.00364	0.00491

BJ_n：地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BK_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.01430	0.01060	0.01043	0.00080	0.00197	0.00278
その他の市町村		0.01855	0.01493	0.01536	0.00093	0.00218	0.00294

BL_n：文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため
n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BM_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.01430	0.01060	0.01043	0.00080	0.00197	0.00278
その他の市町村		0.01855	0.01493	0.01536	0.00093	0.00218	0.00294

BN_n：甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た
地方債の額

BO_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.01767	0.01738	0.00134	0.00329	0.00463
その他の市町村		0.02489	0.02561	0.00155	0.00364	0.00491

BP_n：沖縄振興特定事業推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BQ_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.01767	0.01738	0.00134	0.00329	0.00463
その他の市町村		0.02489	0.02561	0.00155	0.00364	0.00491

BR_n：沖縄北部連携促進特別振興事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の
額

BS_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.01767	0.01738	0.00134	0.00329	0.00463
その他の市町村		0.02489	0.02561	0.00155	0.00364	0.00491

BT_n：アイヌ政策推進交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BU_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市		0.01767	0.01738	0.00134	0.00329	0.00463
その他の市町村		0.02489	0.02561	0.00155	0.00364	0.00491

BV_n：有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BW_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	R3	R4	R5
市場公募都市		0.00134	0.00329	0.00463
その他の市町村		0.00155	0.00364	0.00491

BX_n：公共事業等債（宅地耐震化推進事業（特別分）、盛土緊急対策事業（特別分））に係る経費に充てるため n 年度に
おいて発行について同意又は許可を得た地方債の額

BY_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	R4	R5
市場公募都市		0.00345	0.00474
その他の市町村		0.00375	0.00499

BZ_n：脱炭素化事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業以外分）に係る経費に充てるため n 年度にお
いて発行について同意又は許可を得た公営企業債の額に相当する額

CA_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	R4
市場公募都市		0.00297
その他の市町村		0.00307

δ：財政力に応じた算入率（30～50％）

CB_n：脱炭素化推進事業(病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業以外分)に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債(再生可能エネルギー設備整備等事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額

CC_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	R5
市場公募都市		0.00627
その他の市町村		0.00642

CD_n：脱炭素化推進事業(病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業以外分)に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債(省エネ改修等事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額

CE_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	R5
市場公募都市		0.00376
その他の市町村		0.00385

ε：財政力に応じた算入率(30～50%)

CF_n：脱炭素化推進事業(病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業以外分)に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債(電動車の導入等に関する事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額

CG_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	R5
市場公募都市		0.00376
その他の市町村		0.00385

CH_n：n年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債(再生可能エネルギー設備整備等事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額

CI_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	R5
市場公募都市		0.00463
その他の市町村		0.00491

CJ_n：n年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債(省エネ改修等事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額

CK_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	R5
市場公募都市		0.00278
その他の市町村		0.00294

ζ：財政力に応じた算入率(30～50%)

CL_n：n年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債(電動車の導入等に関する事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額

CM_n：次の表に掲げる率

区分	n 同意等年度	R5
市場公募都市		0.00278
その他の市町村		0.00294

※ 算式ア及び算式イの合計から、(段階補正I係数)×0.011((旧)地域総合整備事業債(特別分等)及び地域活性化事業債に係る元利償還金のうち、単位費用へ移し替えた人口1人当たり単価分)を控除すること。

第九項 寒 冷 補 正

1 給 与 差

寒冷地手当に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、寒冷地手当の算定の基礎となる職員数を抽出し、1人当たり支給額を乗じて得た額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

なお、消防費、都市計画費、公園費、その他の土木費、その他の教育費、社会福祉費、保健衛生費、こども子育て費、高齢者保健福祉費(65歳以上人口)、清掃費、商工行政費、徴税費及び戸籍住民基本台帳費における寒冷補正に係る給与差分を含めて、一括して補正することとしている。

2 寒 冷 度

暖房用燃料及び施設更新に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、その所要一般財源を標準団体の一般財源総額で除して得た率を補正率とした。

なお、消防費、港湾費(港湾、漁港)、その他の教育費、社会福祉費、高齢者保健福祉費(65歳以上人口)、保健衛生費及び清掃費における寒冷補正に係る寒冷度分を含めて、一括して補正することとしている。

3 積 雪 度

除雪費及び光熱費に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、その所要財源を標準団体の一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

なお、消防費、港湾費(港湾、漁港)、その他の教育費、社会福祉費、高齢者保健福祉費(65歳以上人口)、保健衛生費及び清掃費における寒冷補正に係る積雪度分を含めて、一括して補正することとしている。

項 目 \ 級 地	1級地	2級地	3級地	4級地
給 与 差	0.276	0.243	0.236	0.189
寒 冷 度	0.166	0.265	0.373	0.528
積 雪 度	0.064	0.122	0.257	0.376

第十項 人口急増補正(数値代置)

人口急増補正は、令和6年1月1日現在の住民基本台帳登録人口を令和2年9月30日現在の住民基本台帳登録人口で除して得た率(以下「人口急増率」という。)によって算定し、この人口急増率が全国平均率1.010を超える団体について適用することとした。

なお、消防費、都市計画費、公園費、その他の土木費、その他の教育費、社会福祉費、保健衛生費、こども子育て費、清掃費、商工行政費及び包括算定経費に係る人口急増補正を含めて、一括して補正することとしている。

算 式

$$(\text{人口急増補正係数}-1) = \left[\frac{\text{令和6年1月1日現在の住民基本台帳登録人口}}{\text{令和2年9月30日現在の住民基本台帳登録人口}} - 1.010 \right] \times 31.9$$

算式の符号

1.010：全国平均増加率(増加団体平均)

31.9：
$$\frac{\text{人口急増対象費目の標準団体一般財源合計※}}{\text{地域振興費(人口)標準団体一般財源}}$$

※密度補正により実質的に人口以外の指標で算定している経費を除く

第十一項 数値(人口)急減補正

数値(人口)急減補正は、算式Ⅰの対象である平成27年国勢調査人口に対し令和2年国勢調査人口が減少した団体のうち、条件不利地域等を除いた全国平均減少率▲1.8%を超える団体又は算式Ⅱの対象である平成12年国勢調査人口に対し令和2年国勢調査人口が減少した条件不利地域市町村のうち、全国平均減少率▲13.0%を超える団体について適用することとした。

なお、東日本大震災の被災団体に対する特例措置として、人口減少率を▲10%に留めるための算式Ⅲを設けている。

数値(人口)急減補正係数は、次の算式Ⅰによって算定された数値と算式Ⅱによって算定された数値のうち大きい数値(東日本大震災の被災団体においては、さらに算式Ⅲによって算定された数値と比較して大きい数値)とする。

算 式

$$\text{算式Ⅰ} = \left\{ \left[\frac{B-A}{A} - 0.018 \right] \times \beta - (\alpha - \beta) \right\} \times 0.3 \times 38.0$$

算式の符号

A：令和2年国勢調査人口

B：平成27年国勢調査人口

0.018：全国平均減少率(条件不利地域等を除く減少団体の平均)

α：令和2年国勢調査人口における段階補正の加重平均

β：平成27年国勢調査人口における段階補正の加重平均

0.3：復元率

38.0：
$$\frac{\text{人口急減対象費目※の標準団体一般財源合計}}{\text{地域振興費(人口)標準団体一般財源}}$$

※測定単位を人口とする全ての費目(密度補正により実質的に人口以外の指標で算定している経費を除く)

$$\text{算式Ⅱ} = \underbrace{\left[\frac{C-A}{A} - 0.130 \right] \times 9.0}_{F} + (D+E-F) \times \left\{ 0.2 + 0.4 \times \left[\frac{C-A}{C} - 0.3 \right] \middle/ 0.1 \right\}$$

算式の符号

A：令和2年国勢調査人口

C：平成12年国勢調査人口

0.130：全国平均減少率(減少団体平均)

9.0：
$$\frac{\text{人口急減対象経費※の標準団体一般財源合計}}{\text{地域振興費(人口)標準団体一般財源}}$$

※社会福祉費及び保健衛生費等(密度補正により実質的に人口以外の指標で算定している経費を除く)

D：令和2年度算定における人口急減補正算式Ⅱによる増加分(令和2年度算定の急減補正算式Ⅱの係数×令和2年度地域振興費単位費用/令和6年度地域振興費単位費用)。

E：平成27年国勢調査人口から令和2年国勢調査人口への人口減少に伴う需要額の減少分(算式Ⅰの復元率を乗じる前の係数)

(注1) $\left\{ 0.2 + 0.4 \times \left[\frac{C-A}{C} - 0.3 \right] \middle/ 0.1 \right\}$ が0.2以下となる場合は0.2とし、0.6以上となる場合は0.6とする。

(注2) 算式Ⅱについては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の適用市町村を対象とする。

$$\text{算式Ⅲ} = \left[\left\{ \frac{G-A}{A} - \left[0.100 \times \frac{G}{A} \right] \right\} \times \gamma - (\alpha - \gamma) \right] \times 38.0$$

算式の符号

A：令和2年国勢調査人口

G：平成22年国勢調査人口

α：令和2年国勢調査人口における段階補正の加重平均

γ：平成22年国勢調査人口における段階補正の加重平均

38.0：
$$\frac{\text{人口急減対象費目※の標準団体一般財源合計}}{\text{地域振興費(人口)標準団体一般財源}}$$

※測定単位を人口とする全ての費目(密度補正により実質的に人口以外の指標で算定している経費を除く)

(注) 算式Ⅲについては、原発被災市町村を対象とする。

第二款 面積を測定単位とするもの

地域振興費のうち面積を測定単位とするものについて適用する補正は、種別補正、普通態容補正、投資補正、寒冷補正及び事業費補正である。

算式 (普通態容補正係数×寒冷補正係数) + (投資補正係数 - 1) + (事業費補正係数 - 1)

第一項 種別補正

測定単位の細目の種別を田畑の面積、宅地の面積、森林の面積及びその他の面積の4種とし、それぞれの区域に係る行政経費の率を次のとおりとしている。

田畑の面積	0.24
宅地の面積	1.00
森林の面積	0.14
その他の面積	0.03

田畑及び宅地の面積は、令和5年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑及び宅地の面積である。森林の面積は、農林業センサス規則によって調査した令和2年2月1日現在における公有及び私有の森林の合計面積である。その他の面積は、国土地理院において令和5年度中に公表された面積から上記の面積を除いた面積である。

なお、市町村の区域に、2以上の市町村の区域にまたがる湖沼、池又は潟がある場合で、当該湖沼、池又は潟に係る境界が画定しているときに限り、その他の面積へ含めるものである。

第二項 普通態容補正

地域手当の級地区分ごとの行政質量差及び種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じて得た率に、第二表の種地ごとの河川の維持修繕等に要する経費の差を反映させるための個別係数を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

第一表 地域手当の級地区分による係数算出表

区分	共通係数
1級地	0.076
2級地	0.062
3級地	0.057
4級地	0.046
5級地	0.039
6級地	0.022
7級地	0.011
無級地	△ 0.002

第二表 種地区分による係数算出表

種地	個別係数算式
I 10 a	0.005100 X + △ 4.1780
b	0.005200 X + △ 4.2800
I 9	0.004140 X + △ 3.2660
I 8	0.003240 X + △ 2.4560
I 7	0.000960 X + △ 0.5180
I 6	0.000890 X + △ 0.4655
I 5	0.000720 X + △ 0.3550
I 4	0.000410 X + △ 0.1845
I 3	0.000320 X + △ 0.1440
I 2	0.000053 X + △ 0.0506
I 1	0.000050 X + △ 0.0500
II 10	0.001940 X + △ 1.4760
II 9	0.002180 X + △ 1.7040
II 8	0.001880 X + △ 1.4340
II 7	0.001380 X + △ 1.0090
II 6	0.001460 X + △ 1.0730
II 5	0.000840 X + △ 0.6080
II 4	0.000180 X + △ 0.1460
II 3	0.000160 X + △ 0.1340
II 2	0.000067 X + △ 0.0875
II 1	0.000051 X + △ 0.0819

(注1) 第一表により算出した係数、第二表により算出した係数を合算した係数に1.000を加えるものとする。

(注2) Xは市町村の評点である。

(注3) Iの地域10種aは特別区、bはそれ以外とする。

第三項 寒 冷 補 正

適用する寒冷補正は、職員の寒冷地手当に係る増加財政需要を算定するための給与差による補正のみであり、寒冷地手当の算定の基礎となる職員数を抽出し、1人当たり支給額を乗じて得た額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

級地	職員1人当たり 支 給 額 A	支 給 総 額 (A×3人) B	補 正 率 B 35,830千円 C
	円	千円	
1	103,217	310	0.009
2	91,042	273	0.008
3	88,314	265	0.007
4	70,645	212	0.006

第四項 投 資 補 正

可住地面積及び人口集中地区面積に応じた財政需要の割増し経費並びに道府県から指定都市に河川管理権限が委譲されたことに伴う経費について、投資態容補正により措置している。

算 式

$$(\text{投資補正係数} - 1) = \left(\frac{B}{A} \times a + \frac{C}{A} \times b \right) + D$$

算式の符号

A：種別補正後面積

B：可住地面積

C：令和2年国勢調査の人口集中地区面積

D：河川管理権限移譲分経費相当分係数であり、次の表に掲げる係数

団体名	係数
札幌市	0.050
仙台市	0.009
千葉市	0.010
横浜市	0.028
静岡市	0.012
浜松市	0.023
名古屋市	0.139
大阪市	0.050
堺市	0.033
神戸市	0.007
岡山市	0.018
熊本市	0.079
その他の団体	0.000

a 及び b：次の区分による。

区分		a	b
指定都市		3.2	1.5
指定都市以外の市町村			
面積	人口密度		
1,000km ² 以上	270人以上	3.2	1.5
400km ² 以上 1,000km ² 未満	270人以上	1.5	1.2
200km ² 以上 400km ² 未満	270人以上	0.5	0.7
100km ² 以上 200km ² 未満	270人以上	0.3	0.3
上記以外の市町村		0.0	0.0

第五項 事業費補正

事業費補正係数の算定方法は次のとおりである。

算 式

$$(\text{事業費補正係数} - 1) = \frac{\sum_{n=16}^{17} (B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{17} (D_n \times E_n) + \sum_{n=18}^{\text{令5}} (F_n \times G_n) + \sum_{n=\text{令2}}^{\text{令5}} (H_n \times I_n)}{A \times (\text{単位費用} = 1,024,000\text{円})}$$

算式の符号

A：種別補正後数値

B_n：臨時河川等整備事業(地方特定河川等環境整備事業分)に係る経費に充てるため平成n年度において発行を許可された地方債の額(資金手当分及び財源対策債分を除く。)

C_n：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	H16	H17
市場公募都市	0.003	0.012
その他の市町村	0.003	0.000

D_n：臨時河川等整備事業(地方特定河川等環境整備事業分)に係る経費に充てるため平成n年度において発行を許可された地方債のうち財源対策債に係る額(資金手当分を除く。)

E_n：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	H16	H17
市場公募都市	0.005	0.019
その他の市町村	0.005	0.000

F_n：公共事業等(河川事業分)に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額(管理権限が指定都市の長へ委譲された指定区間内の1級河川及び2級河川について、国庫補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費に充てるため発行された地方債に限る。)

G_n：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.025	0.025	0.02650	0.02692	0.02642	0.02552	0.02583	0.02653	0.026	0.025	0.0243	0.0241
その他の団体	0.025	0.025	0.02650	0.02692	0.02642	0.02552	0.02583	0.02653	0.026	0.025	0.0243	0.0241
区分 \ n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5						
市場公募都市	0.02407	0.02365	0.02379	0.00153	0.00345	0.00474						
その他の団体	0.02407	0.02365	0.02379	0.00153	0.00345	0.00474						

H_n：n年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業に係る地方債(総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額

I_n：次の表に掲げる率

区分 \ n 同意等年度	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.07097	0.07120	0.07384	0.07596
その他の市町村	0.07102	0.07151	0.07441	0.07645

第七章 災害復旧費

「災害復旧費」の測定単位の数値は、(1)公共災害復旧事業債、(2)単独災害復旧事業債、(3)地盤沈下等対策事業債、(4)緊急治山等事業債、(5)激甚災害対策特別緊急事業債、(6)特殊土壌対策事業債、(7)鉱害復旧事業債、(8)小災害債のうち当該年度の5月31日までに借り入れたもの（地方税の減収補填のための地方債等及び返還命令を受けた地方債を除く。）に係る当該年度の元利償還金（繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については、当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元利償還金（元金償還金以外の支払を要しない繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については、当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元金償還金）に相当する額と、当該地方債の借換債については当該借換債に係る当該年度分の元利償還金に相当する額とし、当該年度において繰上償還する分及び前年度以前において償還すべきであった分を除く。）である。

このうち、小災害債とは、地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和57年法律第45号。以下「昭和57年改正法」という。）による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激特法」という。）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、その元利償還金を基準財政需要額に算入することとされている公共土木施設等小災害債及び農地等小災害債で昭和57年改正法の施行日以降に発行について同意又は許可を得たものをいう。

従来、これらの小災害債に係る元利償還金については、昭和56年度以前においては、昭和57年改正法による改正前の激特法第24条の規定に基づき、公共土木施設等小災害債に係る元利償還金の38.2%、農地等小災害債に係る元利償還金の71.5%を元利補給金で措置するとともに、残余の部分については交付税（災害復旧費の単独災害復旧費）上、公共土木施設等小災害債に係る元利償還金の28.5%～57.0%（特別（財政力）補正を適用）、農地等小災害債に係る元利償還金の28.5%を基準財政需要額に算入していたところであるが、昭和57年度において、国の行政改革の一環としての補助金の整理合理化に資するため、小災害債に対する元利補給制度を廃止し、その部分を基準財政需要額に算入することとされたことに伴い、単独災害復旧費から昭和57年度以降に発行を許可された小災害債を独立させ、災害復旧費の中に新たな一項目を設けたものである。

「災害復旧費」の補正は、単独災害復旧事業債及び小災害債について法第13条第11項の規定による特別（財政力）補正を適用しているほか、全部の事業債について種別補正を適用することとしている。なお、単独災害復旧事業債及び公共土木施設等小災害債については特別（財政力）補正を適用した後に種別補正を適用することとしている。

平成6年度まで、単独災害復旧事業債に係る元利償還金については、その28.5%～57.0%を算入してきたところであるが、災害復旧事業に伴う普通会計の財政負担の増に配慮し、平成7年度からその算入率を47.5%～85.5%に引き上げることとし、特別（財政力）補正係数及び種別補正係数を改正することとした。

1 特別（財政力）補正

(1) 特別（財政力）補正は、当該年度の数値として算入される単独災害復旧事業債及び小災害債（農地等小災害債を除く。）の元利償還金が過去3か年度の標準財政収入額の平均額の0.1%を超える団体について、当該団体の財政力に応じ前者にあつては最高85.5%まで、後者にあつては最高95.0%までそれぞれ算入率を引き上げるものである。

また、標準財政収入額の平均額は、令和3、4及び5年度の基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除き、再算定後の額である。）から特別とん譲与税に係る額、地方揮発油譲与税に係る額、石油ガス譲与税に係る額、自動車重量譲与税に係る額、航空機燃料譲与税に係る額、森林環境譲与税に係る額、交通安全対策特別交付金に係る額、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額（三位一体の改革分）に0.25を乗じて得た額、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額（県費負担教職員分）に0.25を乗じて得た額及び地方消費税交付金の引上げ分に0.25を乗じて得た額、分離課税所得割交付金に係る額を除いた額に1.3333を乗じて得た額（千円未満は四捨五入する。）の合算額と特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び分離課税所得割交付金に係る額の合算額との合計額を3で除して算定する。

(2) 補正係数

(ア) 補正率

その団体の指数が100未満のもの

その団体の指数 1.00

その団体の指数が100以上のもの

100	1.00
100を超え 200までの数	1.03
200を超え 300までの数	1.10
300を超え 400までの数	1.15
400を超え 500までの数	1.20
500を超え 700までの数	1.29
700を超え1,000までの数	1.41
1,000を超え1,500までの数	1.58
1,500を超え2,000までの数	1.76
2,000を超え2,500までの数	1.90
2,500を超え3,000までの数	1.98
3,000を超え3,500までの数	2.04
3,500を超え4,000までの数	2.08
4,000を超え5,000までの数	2.10
5,000を超える数	1.80

(注) 指数の算出方法は次のとおりである。

単独災害復旧事業債元利償還金及び小災害債元利償還金

(ただし、農地等小災害債に係るものを除く。)

$$\frac{\text{過去3ヵ年度の標準財政収入額の平均額}}{\text{過去3ヵ年度の標準財政収入額の平均額}} \times \frac{100}{0.001}$$

2 種別補正

種別補正係数については、各事業債の性質に応じて次のとおり定めている。

公共災害復旧事業債	1.00		
単独災害復旧事業債	0.50		
地盤沈下等対策事業債	}	0.60	
緊急治山等事業債			
激甚災害対策特別緊急事業債			
特殊土壌対策事業債			
鉱害復旧事業債			
小災害債	{	公共土木施設等小災害債	0.50
		農地等小災害債	1.05

第八章 補正予算償還費

「補正予算償還費」の測定単位の数値は、地方債の同意等年度により次の二つに区分している。

(1) 平成10年度以前許可債に係るもの

測定単位の数値は、平成4年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された補正予算債に係る元利償還金である。

なお、基準財政需要額への算入率は、平成4年度以降許可債については80%で設定されている。

(2) 平成11年度以降同意等債に係るもの

測定単位の数値は、平成16年度から令和5年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債の同意等額としている。

「平成11年度以降同意等債に係るもの」については、1に示す償還条件による令和6年度の理論償還費を基礎として2のとおり種別補正係数を設定した。

1 種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 市場公募都市

民間等資金	平成16年度許可債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
	平成17年度許可債及び平成18年度～平成19年度同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)
	平成20年度以降同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)、20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政府資金	20年償還(うち3年据置)(半年賦)

(2) その他の市町村

民間等資金	平成19年度以前同意等債 15年償還(うち3年据置)(半年賦)
	平成20年度以降同意等債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政府資金	20年償還(うち3年据置)(半年賦)

※(1)、(2)ともに民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

2 種別補正係数

同意等年度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成16年度許可債	95.0 % 算入分	1.900	62.7円 / 33円
	60.0 % 算入分	1.200	39.6円 / 33円
	50.0 % 算入分	1.000	33.0円 / 33円
平成17年度許可債	市場公募都市		
	60.0 % 算入分	1.039	34.3円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.867	28.6円 / 33円
	その他の市町村		
	60.0 % 算入分	0.752	24.8円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.627	20.7円 / 33円
平成18年度同意等債	市場公募都市		
	60.0 % 算入分	0.918	30.3円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.767	25.3円 / 33円
	その他の市町村		
	60.0 % 算入分	0.506	16.7円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.424	14.0円 / 33円
平成19年度同意等債	市場公募都市		
	60.0 % 算入分	0.924	30.5円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.770	25.4円 / 33円
	その他の市町村		
	60.0 % 算入分	0.518	17.1円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.433	14.3円 / 33円
平成20年度同意等債	市場公募都市		
	60.0 % 算入分	0.964	31.80円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.803	26.50円 / 33円
	その他の市町村		
	60.0 % 算入分	1.147	37.84円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.956	31.54円 / 33円

平成21年度同意等債	市 場 公 募 都 市		
	60.0 % 算 入 分	0.979	32.30円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.816	26.92円 / 33円
	そ の 他 の 市 町 村		
	60.0 % 算 入 分	1.150	37.94円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.958	31.62円 / 33円
平成22年度同意等債	市 場 公 募 都 市		
	60.0 % 算 入 分	0.961	31.70円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.801	26.42円 / 33円
	45.0 % 算 入 分	0.720	23.77円 / 33円
	そ の 他 の 市 町 村		
	60.0 % 算 入 分	1.146	37.83円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.955	31.53円 / 33円
	45.0 % 算 入 分	0.860	28.37円 / 33円
平成23年度同意等債	市 場 公 募 都 市		
	80.0 % 算 入 分	1.237	40.83円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.773	25.52円 / 33円
	そ の 他 の 市 町 村		
	80.0 % 算 入 分	1.502	49.56円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.939	30.98円 / 33円
平成24年度同意等債	市 場 公 募 都 市		
	60.0 % 算 入 分	0.939	31.00円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.783	25.83円 / 33円
	そ の 他 の 市 町 村		
	60.0 % 算 入 分	1.144	37.76円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.954	31.47円 / 33円
平成25年度同意等債	市 場 公 募 都 市		
	60.0 % 算 入 分	0.965	31.83円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.804	26.53円 / 33円
	そ の 他 の 市 町 村		
	60.0 % 算 入 分	1.166	38.47円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.972	32.06円 / 33円
平成26年度同意等債	市 場 公 募 都 市		
	60.0 % 算 入 分	0.939	31.0円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.782	25.8円 / 33円
	そ の 他 の 市 町 村		
	60.0 % 算 入 分	1.133	37.4円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.945	31.2円 / 33円
平成27年度同意等債	市 場 公 募 都 市		
	60.0 % 算 入 分	0.903	29.8円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.755	24.9円 / 33円
	そ の 他 の 市 町 村		
	60.0 % 算 入 分	1.103	36.4円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.918	30.3円 / 33円
平成28年度同意等債	市 場 公 募 都 市		
	80.0 % 算 入 分	1.176	38.8円 / 33円
	60.0 % 算 入 分	0.882	29.1円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.736	24.3円 / 33円
	そ の 他 の 市 町 村		
	80.0 % 算 入 分	1.464	48.3円 / 33円
	60.0 % 算 入 分	1.097	36.2円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.915	30.2円 / 33円
平成29年度同意等債	市 場 公 募 都 市		
	80.0 % 算 入 分	1.170	38.6円 / 33円
	60.0 % 算 入 分	0.876	28.9円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.730	24.1円 / 33円
	そ の 他 の 市 町 村		
	80.0 % 算 入 分	1.467	48.4円 / 33円
	60.0 % 算 入 分	1.100	36.3円 / 33円
	50.0 % 算 入 分	0.918	30.3円 / 33円

平成30年度同意等債	市場公募都市		
	80.0 % 算入分	1.167	38.50円 / 33円
	60.0 % 算入分	0.875	28.88円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.729	24.07円 / 33円
	その他の市町村		
	80.0 % 算入分	1.465	48.33円 / 33円
	60.0 % 算入分	1.098	36.25円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.915	30.21円 / 33円
令和元年度同意等債	市場公募都市		
	80.0 % 算入分	1.147	37.84円 / 33円
	60.0 % 算入分	0.860	28.38円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.717	23.65円 / 33円
	その他の市町村		
	80.0 % 算入分	1.453	47.96円 / 33円
	60.0 % 算入分	1.090	35.97円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.908	29.98円 / 33円
令和2年度同意等債	市場公募都市		
	80.0 % 算入分	1.153	38.06円 / 33円
	72.0 % 算入分	1.038	34.26円 / 33円
	60.0 % 算入分	0.865	28.55円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.721	23.79円 / 33円
	その他の市町村		
	80.0 % 算入分	1.475	48.67円 / 33円
	72.0 % 算入分	1.327	43.80円 / 33円
	60.0 % 算入分	1.106	36.50円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.922	30.42円 / 33円
令和3年度同意等債	市場公募都市		
	60.0 % 算入分	0.055	1.83円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.046	1.53円 / 33円
	その他の市町村		
	60.0 % 算入分	0.062	2.03円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.052	1.70円 / 33円
令和4年度同意等債	市場公募都市		
	72.0 % 算入分	0.151	4.97円 / 33円
	60.0 % 算入分	0.125	4.14円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.105	3.45円 / 33円
	その他の市町村		
	72.0 % 算入分	0.164	5.40円 / 33円
	60.0 % 算入分	0.137	4.50円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.114	3.75円 / 33円
令和5年度同意等債	市場公募都市		
	80.0 % 算入分	0.230	7.58円 / 33円
	72.0 % 算入分	0.207	6.82円 / 33円
	60.0 % 算入分	0.172	5.68円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.144	4.74円 / 33円
	その他の市町村		
	80.0 % 算入分	0.242	7.98円 / 33円
	72.0 % 算入分	0.218	7.18円 / 33円
	60.0 % 算入分	0.181	5.98円 / 33円
	50.0 % 算入分	0.151	4.99円 / 33円

33円：平成16年度許可債(市場公募都市)千円当たりの令和6年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別・公募債発行状況別の民間等資金と政府資金の理論償還費を加重平均

して算出した理論償還費に算入率を乗じて得た額

算入率：(平成16年度) 95.0%、60.0%、50.0%

(平成17年度～21年度) 60.0%、50.0%

(平成22年度) 60.0%、50.0%、45.0%

(平成23年度) 80.0%、50.0%

(平成24年度～27年度) 60.0%、50.0%

(平成28年度～令和元年度) 80.0%、60.0%、50.0%

(令和2年度) 80.0%、72.0%、60.0%、50.0%

(令和3年度) 60.0%、50.0%

(令和4年度) 72.0%、60.0%、50.0%

(令和5年度) 80.0%、72.0%、60.0%、50.0%

第九章 地方税減収補填償還費

「地方税減収補填償還費」の測定単位の数値は、平成17年度から令和5年度までの各年度において地方税の減収補填のため特別に発行について同意又は許可を得た地方債のうち、市町村民税の法人税割及び利子割交付金並びに法人事業税交付金に係る額の75%相当額である。

「地方税減収補填償還費（拡充分）」の測定単位の数値は、地方税の減収補填のため令和2年度において特別に発行について同意又は許可を得た市町村たばこ税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係る減収補填債の額に相当する額である。

「地方税減収補填償還費」は、1に示す償還条件による令和6年度の理論償還費を基礎として2のとおり種別補正係数を設定した。

1 種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 市場公募都市

民間等資金

平成17年度～平成19年度同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)
平成20年度以降同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)、
20年償還(うち3年据置)(半年賦)

(2) その他の市町村

民間等資金

平成20年度以降同意等債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

※(1)、(2)ともに民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

2 種別補正係数

同意等年度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成17年度減収補填債(市場公募都市のみ)		1.000	39.0円 / 39円
平成18年度減収補填債(市場公募都市のみ)		0.972	37.9円 / 39円
平成19年度減収補填債(市場公募都市のみ)		0.974	38.0円 / 39円
平成20年度減収補填債			
	市場公募都市	1.090	42.50円 / 39円
	その他の市町村	1.523	59.39円 / 39円
平成21年度減収補填債			
	市場公募都市	1.078	42.04円 / 39円
	その他の市町村	1.520	59.27円 / 39円
平成22年度減収補填債			
	市場公募都市	1.035	40.36円 / 39円
	その他の市町村	1.529	59.64円 / 39円
平成23年度減収補填債			
	市場公募都市	1.095	42.69円 / 39円
	その他の市町村	1.539	60.03円 / 39円
平成24年度減収補填債			
	市場公募都市	1.162	45.31円 / 39円
	その他の市町村	1.599	62.35円 / 39円
平成25年度減収補填債			
	市場公募都市	1.214	47.36円 / 39円
	その他の市町村	1.639	63.92円 / 39円
平成26年度減収補填債			
	市場公募都市	1.174	45.8円 / 39円
	その他の市町村	1.590	62.0円 / 39円
平成27年度減収補填債			
	市場公募都市	1.141	44.5円 / 39円
	その他の市町村	1.562	60.9円 / 39円
平成28年度減収補填債			
	市場公募都市	1.103	43.0円 / 39円
	その他の市町村	1.546	60.3円 / 39円

平成29年度減収補填債			
	市 場 公 募 都 市	1.105	43.1円 / 39円
	そ の 他 の 市 町 村	1.549	60.4円 / 39円
平成30年度減収補填債			
	市 場 公 募 都 市	1.113	43.40円 / 39円
	そ の 他 の 市 町 村	1.552	60.53円 / 39円
令和元年度減収補填債			
	市 場 公 募 都 市	1.090	42.51円 / 39円
	そ の 他 の 市 町 村	1.539	60.01円 / 39円
令和2年度減収補填債			
	市 場 公 募 都 市	0.573	22.35円 / 39円
	そ の 他 の 市 町 村	1.562	60.92円 / 39円
令和2年度減収補填債（拡充分・100%分）			
	市 場 公 募 都 市	0.573	22.35円 / 39円
	そ の 他 の 市 町 村	1.562	60.92円 / 39円
令和2年度減収補填債（拡充分・75%分）			
	市 場 公 募 都 市	0.430	16.76円 / 39円
	そ の 他 の 市 町 村	1.172	45.69円 / 39円
令和3年度減収補填債			
	市 場 公 募 都 市	0.054	2.09円 / 39円
	そ の 他 の 市 町 村	0.067	2.60円 / 39円
令和4年度減収補填債			
	市 場 公 募 都 市	0.152	5.93円 / 39円
	そ の 他 の 市 町 村	0.175	6.81円 / 39円
令和5年度減収補填債			
	市 場 公 募 都 市	0.218	8.51円 / 39円
	そ の 他 の 市 町 村	0.236	9.22円 / 39円

39円：平成17年度許可債(市場公募都市)千円当たりの令和6年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別・公募債発行状況別の理論償還費

算入率：75%（平成17年度～）

100%（令和2年度減収補填債（拡充分））

第十章 財源対策債償還費

「財源対策債償還費」の測定単位の数値は、平成13年度から令和5年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額である。

「財源対策債償還費」は、1に示す償還条件による令和6年度の理論償還費を基礎として2のとおり種別補正係数を設定した。

1 種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 市場公募都市

民間等資金	平成16年度以前許可債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
	平成17年度～平成19年度同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)
政府資金	平成20年度以降同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)、20年償還(うち3年据置)(半年賦)
	平成12年度以前許可債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
	平成13年度～平成30年度同意等債
	- 公共事業等債(一般公共事業債等)分 20年償還(うち3年据置)(半年賦) - 学校教育施設等整備事業債(義務教育施設整備事業債)分 25年償還(うち3年据置)(半年賦) - 一般廃棄物処理事業債分 15年償還(うち3年据置)(半年賦)
機構資金	令和元年度～令和5年度同意等債
	- 公共事業等債(一般公共事業債等)分 20年償還(うち3年据置)(半年賦) - 学校教育施設等整備事業債(義務教育施設整備事業債)分 25年償還(うち3年据置)(半年賦) - 一般廃棄物処理事業債分 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
	平成28年度～平成30年度同意等債
	一般廃棄物処理事業債分 15年償還(うち3年据置)(半年賦)

(2) その他の市町村

民間等資金	平成13年度～平成19年度同意等債 15年償還(うち3年据置)(半年賦)
	平成20年度以降同意等債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政府資金	平成13年度～平成30年度同意等債
	- 公共事業等債(一般公共事業債等)分 20年償還(うち3年据置)(半年賦) - 学校教育施設等整備事業債(義務教育施設整備事業債)分 25年償還(うち3年据置)(半年賦) - 一般廃棄物処理事業債分 15年償還(うち3年据置)(半年賦)
	令和元年度～令和5年度同意等債
	- 公共事業等債(一般公共事業債等)分 20年償還(うち3年据置)(半年賦) - 学校教育施設等整備事業債(義務教育施設整備事業債)分 25年償還(うち3年据置)(半年賦) - 一般廃棄物処理事業債分 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
機構資金	平成28年度～平成30年度同意等債
	一般廃棄物処理事業債分 15年償還(うち3年据置)(半年賦)

※(1)、(2)ともに民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

2 種別補正係数

同 意 等 年 度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成13年度	義務教育施設整備事業債分		1.691 55.8円 / 33円
平成14年度	義務教育施設整備事業債分		0.761 25.1円 / 33円
平成15年度	義務教育施設整備事業債分		0.600 19.8円 / 33円
平成16年度	一般公共事業債等分		1.000 33.0円 / 33円
	義務教育施設整備事業債分		0.397 13.1円 / 33円
平成17年度	一般公共事業債等分	市 場 公 募 都 市	0.864 28.5円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.627 20.7円 / 33円
	義務教育施設整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.709 23.4円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.382 12.6円 / 33円
平成18年度	一般公共事業債等分	市 場 公 募 都 市	0.767 25.3円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.424 14.0円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.721 23.8円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.452 14.9円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	0.130 4.3円 / 33円

平成19年度	一般公共事業債等分	市 場 公 募 都 市	0.770	25.4円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.430	14.2円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.727	24.0円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.455	15.0円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	0.091	3.0円 / 33円
平成20年度	一般公共事業債等分	市 場 公 募 都 市	0.803	26.50円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.956	31.54円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.742	24.50円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.879	29.00円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	0.102	3.38円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.143	4.72円 / 33円
平成21年度	一般公共事業債等分	市 場 公 募 都 市	0.815	26.91円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.958	31.62円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.746	24.63円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.871	28.73円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	1.252	41.31円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	1.293	42.68円 / 33円
平成22年度	一般公共事業債等分	市 場 公 募 都 市	0.800	26.40円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.939	31.00円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.725	23.94円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.865	28.53円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	1.240	40.93円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	1.287	42.46円 / 33円
平成23年度	公共事業等債分	市 場 公 募 都 市	0.773	25.52円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.938	30.97円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.729	24.05円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.854	28.17円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	1.232	40.65円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	1.274	42.03円 / 33円
平成24年度	公共事業等債分	市 場 公 募 都 市	0.783	25.83円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.954	31.47円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.756	24.95円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.835	27.54円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	1.218	40.19円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	1.259	41.54円 / 33円
平成25年度	公共事業等債分	市 場 公 募 都 市	0.804	26.53円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.972	32.06円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.769	25.37円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.834	27.51円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	1.223	40.37円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	1.263	41.69円 / 33円
平成26年度	公共事業等債分	市 場 公 募 都 市	0.782	25.8円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.945	31.2円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.752	24.8円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.806	26.6円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	1.145	37.8円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	1.212	40.0円 / 33円
平成27年度	公共事業等債分	市 場 公 募 都 市	0.752	24.8円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.918	30.3円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.697	23.0円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.797	26.3円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	1.203	39.7円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	1.230	40.6円 / 33円

平成28年度	公共事業等債分	市 場 公 募 都 市	0.736	24.3円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.915	30.2円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.697	23.0円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.812	26.8円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	1.191	39.3円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	1.230	40.6円 / 33円
平成29年度	公共事業等債分	市 場 公 募 都 市	0.730	24.1円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.915	30.2円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.694	22.9円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.818	27.0円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	1.161	38.3円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	1.212	40.0円 / 33円
平成30年度	公共事業等債分	市 場 公 募 都 市	0.729	24.06円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.915	30.21円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.690	22.78円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.816	26.93円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	1.129	37.25円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	1.188	39.20円 / 33円
令和元年度	公共事業等債分	市 場 公 募 都 市	0.717	23.65円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.908	29.98円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.679	22.41円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.811	26.75円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	0.834	27.53円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.907	29.93円 / 33円
令和2年度	公共事業等債分	市 場 公 募 都 市	0.721	23.79円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.922	30.42円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.677	22.35円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.825	27.23円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	0.841	27.74円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.922	30.44円 / 33円
令和3年度	公共事業等債分	市 場 公 募 都 市	0.046	1.53円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.052	1.70円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.068	2.23円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.071	2.35円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	0.065	2.15円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.067	2.21円 / 33円
令和4年度	公共事業等債分	市 場 公 募 都 市	0.105	3.45円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.114	3.75円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.138	4.57円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.143	4.72円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	0.128	4.24円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.131	4.31円 / 33円
令和5年度	公共事業等債分	市 場 公 募 都 市	0.143	4.73円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.151	4.98円 / 33円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.175	5.77円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.179	5.91円 / 33円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	0.169	5.59円 / 33円
		そ の 他 の 市 町 村	0.171	5.65円 / 33円

33円：平成16年度許可債(市場公募都市)千円当たりの令和6年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別・公募債発行状況別の民間等資金、政府資金及び機構資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費に算入率を乗じて得た額

算 入 率：50%

第十一章 減税補填償還費

「減税補填償還費」の測定単位の数値は、個人の市町村民税に係る特別減税等による平成6年度から平成8年度まで及び平成16年度から平成18年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額である。

「減税補填償還費」は、1に示す償還条件による令和6年度の理論償還費を基礎として2のとおり種別補正係数を設定した。

1 種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 平成6年度許可債	市場公募都市（民間等資金）	30年償還（うち10年据置）（半年賦）
(2) 平成7年度許可債	市場公募都市（民間等資金）	29年償還（うち9年据置）（半年賦）
(3) 平成8年度許可債	市場公募都市（民間等資金）	28年償還（うち18年据置）（半年賦）
(4) 平成16年度許可債	市場公募都市（民間等資金）	20年償還（うち3年据置）（半年賦）
	その他の市町村（政府資金）	20年償還（うち3年据置）（半年賦）※10年金利見直し方式
(5) 平成17年度許可債～平成18年度同意等債	市場公募都市（民間等資金）	30年償還（うち3年据置）（半年賦）
	その他の市町村（政府資金）	20年償還（うち3年据置）（半年賦）※10年金利見直し方式

※民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

2 種別補正係数

同 意 等 年 度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成6年度許可債（理論値）	市場公募都市	0.837	50.2円 / 60円
平成7年度許可債（理論値）	市場公募都市	0.837	50.2円 / 60円
平成8年度許可債（理論値）	市場公募都市	1.673	100.4円 / 60円
平成16年度許可債（理論値）	市場公募都市	1.000	60.0円 / 60円
	その他の市町村	1.032	61.9円 / 60円
平成17年度許可債（理論値）	市場公募都市	0.645	38.7円 / 60円
	その他の市町村	1.020	61.2円 / 60円
平成18年度同意等債（理論値）	市場公募都市	0.632	37.9円 / 60円
	その他の市町村	0.985	59.1円 / 60円

60円：平成16年度許可債（市場公募都市）千円当たりの令和6年度元利償還金（単位費用）

分子の数値：年度別・公募債発行状況の民間等資金と政府資金の理論償還費を加重平均して算出した

理論償還費

算入率：100%

第十二章 臨時財政対策債償還費

「臨時財政対策債償還費」の測定単位の数値は、臨時財政対策のため平成16年度から令和5年度の各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額である。

「臨時財政対策債償還費」は、下記1に示す償還条件による令和6年度の理論償還費を基礎として下記2のとおり種別補正係数を設定した。

1 種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 市場公募都市

民間等資金	平成16年度以前許可債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
	平成17年度許可債及び平成18年度～平成19年度同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)
	平成20年度以降同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)、 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政府資金	20年償還(うち3年据置)(半年賦)
機構資金	平成21年度同意等債 30年償還(うち5年据置)(半年賦)
	平成22年度以降同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)
※全ての資金区分において10年利率見直し方式	

(2) その他の市町村

民間等資金	平成19年度以前許可債 15年償還(うち3年据置)(半年賦)
	平成20年度以降許可債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政府資金	20年償還(うち3年据置)(半年賦)
機構資金	平成21年度以降同意等債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
※全ての資金区分において10年利率見直し方式	

2 種別補正係数

同意等年度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成16年度許可債 (発行可能額)	市場公募都市	1.000	60.0円 / 60円
	その他の市町村	0.787	47.2円 / 60円
平成17年度許可債 (発行可能額)	市場公募都市	0.645	38.7円 / 60円
	その他の市町村	0.857	51.4円 / 60円
平成18年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.632	37.9円 / 60円
	その他の市町村	0.773	46.4円 / 60円
平成19年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.633	38.0円 / 60円
	その他の市町村	0.785	47.1円 / 60円
平成20年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.708	42.50円 / 60円
	その他の市町村	1.022	61.32円 / 60円
平成21年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.739	44.32円 / 60円
	その他の市町村	1.032	61.90円 / 60円
平成22年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.761	45.67円 / 60円
	その他の市町村	1.042	62.52円 / 60円
平成23年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.779	46.72円 / 60円
	その他の市町村	1.019	61.13円 / 60円
平成24年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.819	49.13円 / 60円
	その他の市町村	1.032	61.93円 / 60円
平成25年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.838	50.25円 / 60円
	その他の市町村	1.046	62.78円 / 60円
平成26年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.772	46.3円 / 60円
	その他の市町村	1.025	61.5円 / 60円
平成27年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.728	43.7円 / 60円
	その他の市町村	0.993	59.6円 / 60円
平成28年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.715	42.9円 / 60円
	その他の市町村	0.987	59.2円 / 60円
平成29年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.718	43.1円 / 60円
	その他の市町村	0.985	59.1円 / 60円

平成30年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.722	43.30円 / 60円
	その他の市町村	0.984	59.02円 / 60円
令和元年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.702	42.12円 / 60円
	その他の市町村	0.982	58.94円 / 60円
令和2年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.685	41.08円 / 60円
	その他の市町村	0.990	59.40円 / 60円
令和3年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.026	1.57円(※) / 60円
	その他の市町村	0.030	1.82円(※) / 60円
令和4年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.098	5.87円 / 60円
	その他の市町村	0.093	5.55円 / 60円
令和5年度同意等債 (発行可能額)	市場公募都市	0.141	8.45円 / 60円
	その他の市町村	0.135	8.09円 / 60円

※「臨時財政対策債償還基金費」の算定額を控除して算出している。

60円：平成16年度許可債(市場公募都市)千円当たりの令和6年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別・公募債発行状況別の民間等資金、政府資金及び機構資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費

算入率：100%

第十三章 東日本大震災全国緊急防災施策等償還費

「東日本大震災全国緊急防災施策等償還費」の測定単位の数値は、平成25年度から令和5年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額である。

「東日本大震災全国緊急防災施策等償還費」は、下記1に示す償還条件による令和6年度の理論償還費を基礎として下記2のとおり種別補正係数を設定した。

1 種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

平成25年度～平成27年度許可同意等債

(1) 市場公募都市

民間等資金	30年・20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政府資金	20年償還(うち3年据置)(半年賦)
機構資金	20年償還(うち5年据置)(半年賦)

(2) その他の市町村

民間等資金	20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政府資金	20年償還(うち3年据置)(半年賦)
機構資金	20年償還(うち5年据置)(半年賦)

平成28年度～平成30年度同意等債

(1) 市場公募都市

民間等資金	30年償還・20年償還(うち3年据置)(半年賦)
機構資金	20年償還(うち5年据置)(半年賦)

(2) その他の市町村

民間等資金	20年償還(うち3年据置)(半年賦)
機構資金	20年償還(うち5年据置)(半年賦)

令和元年度～令和5年度同意等債

(1) 市場公募都市

民間等資金	30年償還・20年償還(うち3年据置)(半年賦)
機構資金	30年償還(うち5年据置)(半年賦)

(2) その他の市町村

民間等資金	20年償還(うち3年据置)(半年賦)
機構資金	30年償還(うち5年据置)(半年賦)

※民間等資金については、10年毎に借り換える前提としている。

2 種別補正係数

同意等年度			種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成25年度	市場公募都市	全国防災事業	1.000	52.00円 / 52円
		緊急防災・減災事業	0.757	39.38円 / 52円
	その他の市町村	全国防災事業	1.004	52.20円 / 52円
		緊急防災・減災事業	0.902	46.88円 / 52円
平成26年度	市場公募都市	全国防災事業	0.988	51.4円 / 52円
		緊急防災・減災事業	0.735	38.2円 / 52円
	その他の市町村	全国防災事業	0.988	51.4円 / 52円
		緊急防災・減災事業	0.877	45.6円 / 52円
平成27年度	市場公募都市	全国防災事業	0.942	49.0円 / 52円
		緊急防災・減災事業	0.708	36.8円 / 52円
	その他の市町村	全国防災事業	0.942	49.0円 / 52円
		緊急防災・減災事業	0.852	44.3円 / 52円

平成28年度	市 場 公 募 都 市	緊急防災・減災事業	0.698	36.3円 / 52円
	そ の 他 の 市 町 村	緊急防災・減災事業	0.852	44.3円 / 52円
平成29年度	市 場 公 募 都 市	緊急防災・減災事業	0.696	36.2円 / 52円
	そ の 他 の 市 町 村	緊急防災・減災事業	0.850	44.2円 / 52円
平成30年度	市 場 公 募 都 市	緊急防災・減災事業	0.696	36.20円 / 52円
	そ の 他 の 市 町 村	緊急防災・減災事業	0.849	44.16円 / 52円
令和元年度	市 場 公 募 都 市	緊急防災・減災事業	0.393	20.46円 / 52円
	そ の 他 の 市 町 村	緊急防災・減災事業	0.550	28.60円 / 52円
令和2年度	市 場 公 募 都 市	緊急防災・減災事業	0.390	20.27円 / 52円
	そ の 他 の 市 町 村	緊急防災・減災事業	0.566	29.44円 / 52円
令和3年度	市 場 公 募 都 市	緊急防災・減災事業	0.053	2.74円 / 52円
	そ の 他 の 市 町 村	緊急防災・減災事業	0.057	2.98円 / 52円
令和4年度	市 場 公 募 都 市	緊急防災・減災事業	0.107	5.58円 / 52円
	そ の 他 の 市 町 村	緊急防災・減災事業	0.115	5.99円 / 52円
令和5年度	市 場 公 募 都 市	緊急防災・減災事業	0.144	7.48円 / 52円
	そ の 他 の 市 町 村	緊急防災・減災事業	0.150	7.81円 / 52円

52円：平成25年度同意等債(市場公募都市)千円当たりの令和6年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別・公募債発行状況別の政府資金、機構資金及び民間等資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費

算入率：（補助・直轄事業、全国防災事業）80％

（単独事業、緊急防災・減災事業）70％

第十四章 国土強靱化施策債償還費

「国土強靱化施策債償還費」の測定単位の数値は、令和元年度から令和５年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額である。

「国土強靱化施策債償還費」は、下記１に示す償還条件による令和６年度の理論償還費を基礎として下記２のとおり種別補正係数を設定した。

１ 種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

令和元年度～令和５年度同意等債

(1) 市場公募都市

民間等資金 30年償還・20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金 25年償還(うち3年据置)(半年賦)

機構資金 30年償還(うち5年据置)(半年賦)

(2) その他の市町村

民間等資金 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金 25年償還(うち3年据置)(半年賦)

機構資金 30年償還(うち5年据置)(半年賦)

※民間等資金については、10年毎に借り換える前提としている。

２ 種別補正係数

同意等年度	種別補正係数	種別補正係数算出基礎
令和元年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分		
市場公募都市	0.830	22.41円 / 27円
その他の市町村	0.992	26.78円 / 27円
令和元年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分		
市場公募都市	1.000	27.00円 / 27円
その他の市町村	1.190	32.14円 / 27円
令和元年度緊急自然災害防止対策事業		
市場公募都市	0.758	20.46円 / 27円
その他の市町村	1.059	28.60円 / 27円
令和２年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分		
市場公募都市	0.834	22.51円 / 27円
その他の市町村	0.998	26.95円 / 27円
令和２年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分		
市場公募都市	1.000	27.01円 / 27円
その他の市町村	1.197	32.33円 / 27円
令和２年度緊急自然災害防止対策事業		
市場公募都市	0.751	20.27円 / 27円
その他の市町村	1.090	29.44円 / 27円
令和３年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分		
市場公募都市	0.039	1.05円 / 27円
その他の市町村	0.120	3.25円 / 27円
令和３年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分		
市場公募都市	0.046	1.25円 / 27円
その他の市町村	0.144	3.90円 / 27円
令和３年度緊急自然災害防止対策事業		
市場公募都市	0.114	3.08円 / 27円
その他の市町村	0.121	3.28円 / 27円
令和４年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分		
市場公募都市	0.201	5.44円 / 27円
その他の市町村	0.201	5.44円 / 27円
令和４年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分		
市場公募都市	0.241	6.52円 / 27円
その他の市町村	0.241	6.52円 / 27円

令和4年度緊急自然災害防止対策事業			
	市場公募都市	0.221	5.96円 / 27円
	その他の市町村	0.234	6.32円 / 27円
令和5年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分			
	市場公募都市	0.225	6.08円 / 27円
	その他の市町村	0.247	6.66円 / 27円
令和5年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分			
	市場公募都市	0.270	7.30円 / 27円
	その他の市町村	0.296	7.99円 / 27円
令和5年度緊急自然災害防止対策事業			
	市場公募都市	0.293	7.90円 / 27円
	その他の市町村	0.303	8.18円 / 27円

27円：令和元年度同意等債千円当たりの令和6年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：事業区分別の政府資金、機構資金及び民間等資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費
算入率：（防災・減災、国土強靱化事業）50%、60%

（緊急自然災害防止対策事業）70%

第十五章 地域の元気創造事業費

単位費用	2,530円	測定単位	人口

地域の元気創造事業費に適用する補正は、段階補正及び経常態容補正である。

算式 段階補正係数×(経常態容補正係数Ⅰ＋経常態容補正係数Ⅱ)

第一項 段階補正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの財政需要額

経費区分 \ 人口段階	千人 4	12	20	30	100 (標準団体)	250	1,000	2,000
一般財源計 (千円)	34,934	45,844	63,503	85,843	253,000	572,413	1,082,840	1,280,180
単位当たり費用(円) Z	8,734	3,820	3,175	2,861	2,530	2,290	1,083	640
Z／単位費用	3.452	1.510	1.255	1.131	1.000	0.905	0.428	0.253

第二表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 12千人	$\frac{1}{P}$ (0.54 P + 11,660)
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$ (0.87 P + 7,700)
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$ (0.91 P + 6,900)
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$ (0.94 P + 6,000)
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$ (0.84 P + 16,000)
250 ～ 1,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.27 P + 158,500)
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.08 P + 348,500)

(注1) P＝当該団体の人口

(注2) 段階補正係数が15.000を超えるときは、15.000とする。

第二項 経常態容補正

地域の元気創造事業費は、地域活性化に取り組むための財政需要について算定するものであるが、①行革により捻出した財源を活用して、地域経済活性化の取組を行っていると考えられることや、②地域経済活性化に積極的に取り組み、成果指標を伸ばしている団体は、地域経済活性化の取組により多く取り組んでいると考えられることから、算定に当たって、行革努力や地域経済活性化の成果を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

算 式

$$\text{経常態容補正係数 I} = (0.1 \times A + 0.1 \times B + 0.2 \times C + 0.2 \times D + 0.2 \times E + 0.2) \times \alpha$$

A～Eにあつては、負数となるときは0、2を超えるときは2とする。

α : 0.672 (算定額を1,500億円程度とするための率)

算式の符号

A、B : ラスパイレス指数を用いた係数

Aを求める算式 :

$$A = (-0.182) \times (\text{令和5年4月1日現在のラスパイレス指数}) + 19.2$$

Bを求める算式 :

$$B = (-0.185) \times a + 18.5$$

a : 令和元年～令和5年のラスパイレス指数の平均

C : 経常的経費削減率を用いた係数

Cを求める算式 :

$$C = 2 - \frac{\text{経常的経費 (H27～R1平均)} - \text{経常的経費 (H7～11平均)}}{\text{経常的経費 (H7～11平均)}} \div 0.148$$

0.148 : 経常的経費削減率の全国平均

経常的経費 : 人件費 (退職金を除き、投資的経費のうちの人件費を含む)、物件費、補助費等 (一組負担金等のうち扶助費決算額、公債費決算額、積立金決算額、投資金等決算額、前年度繰上充用金決算額及び投資的経費決算額並びに都道府県に対するものを除き、一組負担金等のうち投資的経費のうち人件費決算額を加える)、繰出金 (法 (非) 適公営企業会計等への繰出金のうち建設費及び公債費を除く)

※ 復旧・復興事業分を控除する。

※ H29・30・R1年度については、権限・税源移譲により給与負担事務を行うこととなった県費負担教職員に対して負担した人件費に相当する数として総務大臣が通知した数から、権限・税源移譲により給与負担事務を行わなくなった県費負担教職員に対して負担した退職金に相当する数として総務大臣が通知した数を控除した数を控除する。

D : 地方税徴収率を用いた係数

Dを求める算式 :

$$D = 50.00 \times \frac{\text{法定普通税及び法定目的税の収入済額 (R4)}}{\text{法定普通税及び法定目的税の調定済額 (R4)}} - 48.00$$

E : 業務システムに対するクラウド導入率を用いた係数

Eを求める算式 :

$$E = 3.25 \times \frac{\text{業務システムに対するクラウド導入数 (R6)}}{\text{業務システムに対するシステム導入数 (R6)}} - 1.25$$

業務システムに対するシステム導入数 : 「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について (照会)」 (令和6年4月19日付け総行デ第27号) (以下「クラウドに関する照会」という。) で回答した、各業務システムに対するシステム類型番号 (記載要領の【別表2】の類型番号 (1～32) のうち、32以外を回答した数)

業務システムに対するクラウド導入数 : クラウドに関する照会で回答した、各業務システムに対するシステム類型番号 (記載要領の【別表2】の類型番号 (1～32) のうち、クラウドに相当する番号 (12、15、17、18、21、24及び26～30) を回答した数)
※令和3年4月2日以降に新たにクラウドを導入したシステムについては、当該システムの導入に係る経費を令和3年度当初予算までに計上 (債務負担行為を含む。) したものを対象とする。

算 式

$$\text{経常態容補正係数 II} = (0.15 \times F + 0.15 \times G + 0.1 \times H + 0.1 \times I + 0.1 \times J + 0.1 \times K + 0.1 \times L + 0.1 \times M + 0.1 \times N) \times a \times \beta$$

F～Nにあつては、1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

β : 0.329 (算定額を1,425億円程度とするための率)

算式の符号

F : 農業産出額を用いた係数

Fを求める算式 :

$$F = 48.31 \times \frac{\text{2020センサスにより算出した農業産出額} - \text{2010センサスにより算出した農業産出額}}{\text{2010センサスにより算出した農業産出額}} \times \frac{1}{10} + 2.20$$

農業産出額 : 「農産物販売金額規模別農家数もしくは経営体数」を用いて、以下の算式により算出する。

算式 = Σ (区分帯の中間値) $\times$ (区分帯ごとの農家数)

G : 製造品出荷額等を用いた係数

Gを求める算式 :

$$G = 21.74 \times \frac{\text{製造品出荷額等 (R1} \sim \text{R3平均)} - \text{製造品出荷額等 (H22} \sim \text{24平均)}}{\text{製造品出荷額等 (H22} \sim \text{24平均)}} \times \frac{1}{9} + 1.41$$

n年製造品出荷額等 : 「n年工業統計調査・経済センサス活動調査」(ただし、令和元年については令和2年工業統計調査、令和2年については令和3年経済センサス活動調査、令和3年については令和4年経済構造実態調査)

H : 小売業年間商品販売額を用いた係数

Hを求める算式 :

$$H = 28.01 \times \frac{\text{小売業年間商品販売額 (R3)} - \text{小売業年間商品販売額 (H24)}}{\text{小売業年間商品販売額 (H24)}} \times \frac{1}{9} + 1.02$$

n年小売業年間商品販売額 : 「n年経済センサス活動調査」

I : 若年者就業率を用いた係数

Iを求める算式 :

$$I = I_1 + I_2$$

$$I_1 = 298.51 \times \{ \text{若年者就業率 (R2)} - \text{若年者就業率 (H22)} \} \times \frac{1}{10} + 0.58$$

$$I_2 = 17.45 \times \text{若年者就業率 (R2)} - 11.22$$

若年者就業率 : 15～34歳就業者数 / 15～34歳人口 (n年国勢調査)

※労働力状態「不詳」人口を除く

J : 女性就業率を用いた係数

Jを求める算式 :

$$J = J_1 + J_2$$

$$J_1 = 344.83 \times \{ \text{女性就業率 (R2)} - \text{女性就業率 (H22)} \} \times \frac{1}{10} - 1.93$$

$$J_2 = 19.88 \times \text{女性就業率 (R2)} - 15.48$$

女性就業率 : 25～44歳女性就業者数 / 25～44歳女性人口 (n年国勢調査)

※労働力状態「不詳」人口を除く

K：高齢者就業率を用いた係数

Kを求める算式：

$$K = K_1 + K_2$$

$$K_1 = 384.62 \times \{ \text{高齢者就業率 (R2)} - \text{高齢者就業率 (H22)} \} \times \frac{1}{10} - 0.31$$

$$K_2 = 16.72 \times \text{高齢者就業率 (R2)} - 4.46$$

高齢者就業率：65歳以上就業者数／65歳以上人口（n年国勢調査）

※労働力状態「不詳」人口を除く

L：従業者数を用いた係数

Lを求める算式：

$$L = 84.75 \times \frac{\text{従業者数 (R3)} - \text{従業者数 (H24)}}{\text{従業者数 (H24)}} \times \frac{1}{9} + \gamma$$

γ ：指定都市、中核市及び施行時特例市 0.67

都市 1.32

町村 1.75

n年従業者数：「n年経済センサス活動調査」

M：事業所数を用いた係数

Mを求める算式：

$$M = 106.38 \times \frac{\text{事業所数 (R3)} - \text{事業所数 (H24)}}{\text{事業所数 (H24)}} \times \frac{1}{9} + \delta$$

δ ：指定都市、中核市及び施行時特例市 1.66

都市 2.38

町村 2.70

n年事業所数：「n年経済センサス活動調査」

N：一人当たり地方税収を用いた係数

Nを求める算式：

$$N = 60.06 \times \frac{\text{一人当たり地方税収 (R2～4平均)} - \text{一人当たり地方税収 (H22～24平均)}}{\text{一人当たり地方税収 (H22～24平均)}} \times \frac{1}{10} + 0.92$$

一人当たり地方税収：地方税／住民基本台帳登録人口

a：条件不利地域等の割増係数

人口減少等特別対策事業費に係る条件不利地域等の割増係数に同じ

第十六章 人口減少等特別対策事業費

単位費用	3,400円	測定単位	人口

人口減少等特別対策事業費に適用する補正は、段階補正及び経常態容補正である。

算式 段階補正係数×(経常態容補正係数Ⅰ＋経常態容補正係数Ⅱ)

第一項 段階補正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの財政需要額

人口段階 経費区分	千人 4	12	20	30	100 (標準団体)	250	1,000	2,000
一般財源計 (千円)	83,108	112,200	138,100	168,000	340,000	558,500	1,421,000	2,822,000
単位当たり費用(円) Z	20,777	9,350	6,905	5,600	3,400	2,234	1,421	1,411
Z／単位費用	6.111	2.750	2.031	1.647	1.000	0.657	0.418	0.415

第二表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 12千人	$\frac{1}{P}$ (1.07 P + 20,160)
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$ (0.95 P + 21,600)
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$ (0.90 P + 22,600)
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$ (0.72 P + 28,000)
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$ (0.43 P + 57,000)
250 ～ 1,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.34 P + 79,500)
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.41 P + 9,500)

(注1) P＝当該団体の人口

(注2) 段階補正係数が15.000を超えるときは、15.000とする。

第二項 経常態容補正

人口減少等特別対策事業費は、人口減少対策等に取り組むための財政需要について算定するものであるが、①直近の人口増減率等の指標が芳しくない団体は、人口減少対策等に取り組む必要性が高く、その財政需要が大きいと考えられることや、②人口増減率等の指標の伸び率が全国平均の伸び率を上回っているような団体は、全国平均の伸び率の団体と比べて、子育て支援の充実や移住の促進などに積極的かつ効果的に取り組んでおり、その財政需要も大きいと考えられることから、算定に当たって、人口減少対策等の「取組の必要度」や「取組の成果」を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

算 式

$$\text{経常態容補正係数 I} = (0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I) \times \alpha$$

A～Iにあつては、負数となるときは0、3を超えるときは3とする。

α : 0.614 (算定額を2,020億円程度とするための率)

算式の符号

A : 人口増減率を用いた係数

Aを求める算式 :

①人口増減率 (H24～26平均) が0以上のとき $A = -0.01 \times \text{人口増減率 (H24～26平均)} + 0.1$

②人口増減率 (H24～26平均) が0未満のとき $A = -0.07 \times \text{人口増減率 (H24～26平均)} + 0.1$

人口増減率 : {増減数 (日本人) / 住民基本台帳登録人口 (日本人)} $\times 1,000$

(「住民基本台帳関係年報 (H24～26)」)

B : 転入者人口比率を用いた係数

Bを求める算式 :

$$B = \frac{40.3610}{\text{転入者人口比率 (H24～26平均)}}$$

転入者人口比率 : {転入者数 (日本人) / 住民基本台帳登録人口 (日本人)} $\times 1,000$

(「住民基本台帳関係年報 (H24～26)」)

40.3610 : 転入者人口比率の全国平均

C : 転出者人口比率を用いた係数

Cを求める算式 :

$$C = \frac{\text{転出者人口比率 (H24～26平均)}}{40.7378}$$

転出者人口比率 : {転出者数 (日本人) / 住民基本台帳登録人口 (日本人)} $\times 1,000$

(「住民基本台帳関係年報 (H24～26)」)

40.7378 : 転出者人口比率の全国平均

D : 年少者人口比率を用いた係数

Dを求める算式 :

$$D = \frac{0.1303}{\text{年少者人口比率 (H24～26平均)}}$$

年少者人口比率 : 15歳未満人口 (日本人) / 住民基本台帳登録人口 (日本人)

(「住民基本台帳関係年報 (H24～26)」)

0.1303 : 年少者人口比率の全国平均

E：自然増減率を用いた係数

Eを求める算式：

①自然増減率（H24～26平均）が0以上のとき $E = -0.02 \times \text{自然増減率（H24～26平均）} + 0.1$

②自然増減率（H24～26平均）が0未満のとき $E = -0.13 \times \text{自然増減率（H24～26平均）} + 0.1$

自然増減率： $\left[\{ \text{出生数（日本人）} - \text{死亡数（日本人）} \} / \text{住民基本台帳登録人口（日本人）} \right] \times 1,000$
（「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

F：若年者就業率を用いた係数

Fを求める算式：

$$F = \frac{0.6072}{\text{若年者就業率（H22）}}$$

若年者就業率：15歳～34歳就業者数／15～34歳人口

（総務省「国勢調査（H22）」）

※労働力状態「不詳」人口を除く

0.6072：若年者就業率の全国平均

G：女性就業率を用いた係数

Gを求める算式：

$$G = \frac{0.6746}{\text{女性就業率（H22）}}$$

女性就業率：25歳～44歳女性就業者数／25～44歳女性人口

（総務省「国勢調査（H22）」）

※労働力状態「不詳」人口を除く

0.6746：女性就業率の全国平均

H：有効求人倍率を用いた係数

Hを求める算式：

$$H = \frac{1}{\text{有効求人倍率（H26.11～H27.4平均）}}$$

（厚生労働省「一般職業紹介状況」）※都道府県の一般職業紹介状況の数値を用いる。

I：一人当たり各産業の売上高を用いた係数

Iを求める算式：

$$I = \frac{6,124,434}{\text{一人当たり各産業の売上高}}$$

一人当たり各産業の売上高：{農業産出額（H27）＋製造品出荷額（H24～26平均）

＋小売業年間商品販売額（H26）＋卸売業年間商品販売額（H26）}／人口

農業産出額：「農産物販売金額規模別農家数」を用いて以下の算式により算出する。

算式＝ Σ （区分帯の中間値）×（区分帯ごとの農家数）

農林水産省「農林業センサス（H27）」、
経済産業省「工業統計表（H24～26）」、「商業統計（H26）」
総務省「国勢調査（H27）」

6,124,434：一人当たり各産業の売上高の全国平均

算 式

経常態容補正係数Ⅱ = (0.25×J + 0.1×K + 0.1×L + 0.1×M + 0.25×N + 0.1×O + 0.1×P) × a × β

J～Pにあつては、1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

aにあつては、1未満となるときは1、1.5を超えるときは1.5とする。

β：0.328（算定額を1,980億円程度とするための率）

算式の符号

J：人口増減率を用いた係数

Jを求める算式：

$$J = 0.31 \times \{ \text{人口増減率 (R3～5平均)} - \text{人口増減率 (H14～16平均)} \} + \gamma$$

γ：指定都市、中核市及び施行時特例市 3.12

都市 3.43

町村 3.67

（「住民基本台帳関係年報（H14～16、R3～5）」）

K：転入者人口比率を用いた係数

Kを求める算式：

$$K = 0.27 \times \{ \text{転入者人口比率 (R3～5平均)} - \text{転入者人口比率 (H18～20平均)} \} + 2.16$$

（「住民基本台帳関係年報（H18～20、R3～5）」）

L：転出者人口比率を用いた係数

Lを求める算式：

$$L = -0.33 \times \{ \text{転出者人口比率 (R3～5平均)} - \text{転出者人口比率 (H18～20平均)} \} - 0.29$$

（「住民基本台帳関係年報（H18～20、R3～5）」）

M：年少者人口比率を用いた係数

Mを求める算式：

$$M = 122.70 \times \{ \text{年少者人口比率 (R3～5平均)} - \text{年少者人口比率 (H14～16平均)} \} + \delta$$

δ：指定都市、中核市及び施行時特例市 3.33

都市 4.12

町村 4.18

（「住民基本台帳関係年報（H14～16、R3～5）」）

N：出生率を用いた係数

Nを求める算式：

$$N = N_1 + N_2$$

$$N_1 = 0.14 \times \{ \text{修正後女性人口における出生率 (R3～5平均)} - \text{修正後女性人口における出生率 (H14～16平均)} \} + 1.47$$

$$N_2 = 0.15 \times \text{修正後女性人口における出生率 (R3～5平均)} - 4.47$$

N₁、N₂が0.5未満となるときは0.5とする。

（「住民基本台帳関係年報（H14～16、R3～5）」）

※ 修正後女性人口における出生率

H14修正後女性人口における出生率：平成14年度の出生数／（平成14年度の15～19歳女性人口×0.153+20～24歳女性人口×0.982+25～29歳女性人口×2.303+30～34歳女性人口×2.217+35～39歳女性人口×0.792+40～44歳女性人口×0.104+45～49歳女性人口×0.002）

H15修正後女性人口における出生率：平成15年度の出生数／（平成15年度の15～19歳女性人口×0.146+20～24歳女性人口×0.953+25～29歳女性人口×2.271+30～34歳女性人口×2.141+35～39歳女性人口×0.835+40～44歳女性人口×0.114+45～49歳女性人口×0.003）

H16修正後女性人口における出生率：平成16年度の出生数／（平成16年度の15～19歳女性人口×0.144+20～24歳女性人口×0.938+25～29歳女性人口×2.220+30～34歳女性人口×2.165+35～39歳女性人口×0.887+40～44歳女性人口×0.121+45～49歳女性人口×0.003）

R3修正後女性人口における出生率：令和3年の出生数／（令和3年の15～19歳女性人口×0.059+20～24歳女性人口×0.605+25～29歳女性人口×2.103+30～34歳女性人口×2.790+35～39歳女性人口×1.605+40～44歳女性人口×0.362+45～49歳女性人口×0.010）
R4修正後女性人口における出生率：令和4年の出生数／（令和4年の15～19歳女性人口×0.051+20～24歳女性人口×0.555+25～29歳女性人口×2.097+30～34歳女性人口×2.816+35～39歳女性人口×1.611+40～44歳女性人口×0.367+45～49歳女性人口×0.011）
R5修正後女性人口における出生率：令和5年の出生数／（令和5年の15～19歳女性人口×0.051+20～24歳女性人口×0.555+25～29歳女性人口×2.097+30～34歳女性人口×2.816+35～39歳女性人口×1.611+40～44歳女性人口×0.367+45～49歳女性人口×0.011）

O：若年者就業率を用いた係数

$$O = O_1 + O_2$$

$$O_1 = 37.04 \times \{ \text{若年者就業率 (R2)} - \text{若年者就業率 (H12)} \} - 0.57$$

O_1 が1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

$$O_2 = 17.44 \times \text{若年者就業率 (R2)} - 11.21$$

O_2 が負数となるときは0、1を超えるときは1とする。

（総務省「国勢調査（H12、R2）」）

※労働力状態「不詳」人口を除く

P：女性就業率を用いた係数

Pを求める算式：

$$P = P_1 + P_2$$

$$P_1 = 35.65 \times \{ \text{女性就業率 (R2)} - \text{女性就業率 (H12)} \} - 4.89$$

P_1 が1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

$$P_2 = 19.88 \times \text{女性就業率 (R2)} - 15.48$$

P_2 が負数となるときは0、1を超えるときは1とする。

（総務省「国勢調査（H12、R2）」）

※労働力状態「不詳」人口を除く

a：条件不利地域等の割増係数

(1) 割増対象団体

以下の①又は②の団体であって、財政力指数が全国平均未満（市町村0.48）の団体

① 区域の全部又は一部が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村

② ①以外の団体であって、取組の必要度の係数が1を超えている市町村

(2) 割増率

①に係る対象団体：区域の全部が条件不利地域に係る法律の対象となっている市町村は1.2、区域の一部が条件不利地域に係る法律の対象となっている市町村は1.1とし、取組の必要度の係数による率 $\{1 + (\text{取組の必要度の係数} - 1) \div 2\}$ が上回る場合は当該率

②に係る対象団体：取組の必要度の係数による率 $\{1 + (\text{取組の必要度の係数} - 1) \div 2\}$

$$\begin{aligned} \text{取組の必要度の係数} : & 0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F \\ & + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I \end{aligned}$$

第十七章 地域社会再生事業費

単位費用	1,950円	測定単位	人口

地域社会再生事業費に適用する補正は、段階補正及び経常態容補正である。

算式 段階補正係数×経常態容補正係数

第一項 段階補正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの財政需要額

経費区分 \ 人口段階	千人 1	4	8	12	20	30	100 (標準団体)	250	400	1,000	2,000
一般財源計 (千円)	10,224	25,788	37,128	43,692	56,620	73,230	195,000	413,000	608,400	1,215,000	2,220,000
単位当たり費用 (円) Z	10,224	6,447	4,641	3,641	2,831	2,441	1,950	1,652	1,521	1,215	1,110
Z / 単位費用	5.243	3.306	2.380	1.867	1.452	1.252	1.000	0.847	0.780	0.623	0.569

第二表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 4千人	$\frac{1}{P}$ (2.67 P + 2,560)
4 ～ 8千人	$\frac{1}{P}$ (1.45 P + 7,440)
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$ (0.85 P + 12,240)
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$ (0.82 P + 12,600)
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$ (0.87 P + 11,600)
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$ (0.89 P + 11,000)
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$ (0.75 P + 25,000)
250 ～ 400千人	$\frac{1}{P}$ (0.66 P + 47,500)
400 ～ 1,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.52 P + 103,500)
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.51 P + 113,500)

(注1) P = 当該団体の人口

(注2) 段階補正係数が10.000を超えるときは、10.000とする。

第二項 経常態容補正

地域社会再生事業費は、地域社会の維持・再生に取り組むための財政需要について算定するものであるが、①直近の人口増減率等の指標が芳しくない団体は、地域社会の維持・再生に取り組む必要性が高く、その財政需要が大きいと考えられることや、②非人口集中地区に居住する人口が多く、またまばらに住んでいるところほど地域社会の維持・再生に係る経費が多く生じ、財政需要も大きいと考えられることから、算定に当たって、人口減少率や非人口集中地区人口を用いた指標を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

算 式

$$\text{経常態容補正係数} = (0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D) \times \alpha + 0.5 \times E \times \beta$$

A～Dにあつては、負数となるときは0.000、3.000を超えるときは3.000とする。

α : 1.009 (A～Dによる算定額を全体の半分程度とするための率)

β : 0.664 (Eによる算定額を全体の半分程度とするための率)

算式の符号

A : 人口減少率を用いた係数

Aを求める算式 :

$$A = \frac{\text{人口 (平成22年国勢調査)} - \text{人口 (令和2年国勢調査)}}{\text{人口 (平成22年国勢調査)}} \div 0.066$$

小数点以下第3位未満を四捨五入する。

0.066: 減少団体における平均人口減少率

B : 年少人口 (15歳未満人口) 比率を用いた係数

Bを求める算式 :

$$B = \frac{\text{年少人口 (令和2年国勢調査)}}{\text{年少人口 (令和2年国勢調査)}} \times 0.119$$

小数点以下第3位未満を四捨五入する。

0.119: 年少人口比率の全国平均

C : 高齢者人口 (65歳以上人口) 比率を用いた係数

Cを求める算式 :

$$C = \frac{\text{高齢者人口 (令和2年国勢調査)}}{\text{人口 (令和2年国勢調査)}} \div 0.280$$

小数点以下第3位未満を四捨五入する。

0.280: 高齢者人口比率の全国平均

D : 生産年齢人口 (15歳以上65歳未満人口) 減少率を用いた係数

Dについては、生産年齢人口の減少団体の平均減少率の2倍を2.000、増加団体の平均増加率の2倍を0.000として指標を算出した。

Dを求める算式 :

$$D = \left(\frac{\text{生産年齢人口 (平成22年国勢調査)} - \text{生産年齢人口 (令和2年国勢調査)}}{\text{生産年齢人口 (令和2年国勢調査)}} + 0.070 \right) \div 0.155$$

小数点以下第3位未満を四捨五入する。

0.155: 減少団体の平均減少率 (12.0%) 及び増加団体の平均増加率 (3.5%) の合計

E：非人口集中地区人口比率を用いた係数

Eを求める算式：

$$E = \frac{\text{補正後非人口集中地区人口}}{\text{人口（令和2年国勢調査）}} \div 0.263$$

小数点以下第3位未満を四捨五入する。

0.263：全国平均の補正後非人口集中地区人口比率

補正後非人口集中地区人口については、次の算式によって算出する。

$$(\text{算式}) = 2.00 \times e1 + 1.75 \times e2 + 1.50 \times e3 + 1.25 \times e4 + 1.00 \times e5 + 0.75 \times e6 + 0.50 \times e7 + 0.25 \times e8$$

- e1：当該団体の区域内におけるメッシュ人口（総務省統計局において公表した令和2年国勢調査に関する地域メッシュ統計にて、基準地域メッシュの中心点が帰属する当該市町村の区域内において、常住人口のいる基準地域メッシュ内の人口をいう。以下、同じ。）の合計のうち、100人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e2：当該団体の区域内におけるメッシュ人口の合計のうち、100人以上200人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e3：当該団体の区域内におけるメッシュ人口の合計のうち、200人以上300人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e4：当該団体の区域内におけるメッシュ人口の合計のうち、300人以上400人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e5：当該団体の区域内におけるメッシュ人口の合計のうち、400人以上500人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e6：当該団体の区域内におけるメッシュ人口の合計のうち、500人以上1,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e7：当該団体の区域内におけるメッシュ人口の合計のうち、1,000人以上2,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e8：当該団体の区域内におけるメッシュ人口の合計のうち、2,000人以上4,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

第十八章 地域デジタル社会推進費

単位費用	760円	測定単位	人口

地域デジタル社会推進費に適用する補正は、段階補正及び経常態容補正である。

算式 段階補正係数×経常態容補正Ⅰ係数＋経常態容補正Ⅱ係数

第一項 段階補正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの財政需要額

経費区分 \ 人口段階	千人 4	8	12	20	30	100 (標準団体)	250	400	1,000	2,000
一般財源計 (千円)	20,496	24,224	26,388	30,640	36,120	76,000	148,250	212,400	412,000	742,000
単位当たり費用 (円) Z	5,124	3,028	2,199	1,532	1,204	760	593	531	412	371
Z / 単位費用	6.742	3.984	2.893	2.016	1.584	1.000	0.780	0.699	0.542	0.488

第二表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 4千人	$\frac{1}{P}$ (2.25 P + 17,980)
4 ～ 8千人	$\frac{1}{P}$ (1.22 P + 22,100)
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$ (0.71 P + 26,180)
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$ (0.70 P + 26,300)
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$ (0.72 P + 25,900)
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$ (0.75 P + 25,000)
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$ (0.63 P + 37,000)
250 ～ 400千人	$\frac{1}{P}$ (0.57 P + 52,000)
400 ～ 1,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.44 P + 104,000)
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.43 P + 114,000)

(注1) P = 当該団体の人口

第二項 経常態容補正

1 経常態容補正 I

地域デジタル社会推進費は、地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するための取組に要する経費について算定するものであるが、高齢者や障害者人口の割合、また、一次産業事業所や中小企業の割合が相対的に高い団体ほど、地域住民のデジタル活用支援や地域企業のデジタル化支援に要する経費が相対的に多く生じ、財政需要も大きいと考えられることから、算定に当たって、高齢者・障害者人口比率、一次産業事業所数比率や中小企業数比率を用いた指標を反映させることとし、そのための経常態容補正 I を適用することとしている。

なお、離島や過疎地域といったいわゆる条件不利地域については、地域社会のデジタル化に係る経費を多く要すると考えられることから、条件不利地域等の割増係数を設定している。

算 式

経常態容補正 I 係数 = (0.5 × A + 0.5 × B) × α × β

A にあつては、3 を超えるときは 3.000 とする。

算式の符号

A：地域住民を主な対象とする取組に係る指標を用いた係数

A を求める算式：

$$A = \frac{\text{高齢者・障害者人口}}{\text{人口（令和 2 年国勢調査）}} \div 0.340$$

小数点以下第 3 位未満を四捨五入する。

高齢者・障害者人口を求める算式：a1 + a2 + a3 + a4

a1：高齢者人口（令和 2 年国勢調査）

a2：身体障害者手帳交付台帳登載数（令和 4 年福祉行政報告例）

a3：療育手帳交付台帳登載数（令和 4 年福祉行政報告例）

a4：精神障害者手帳交付台帳登載数（令和 4 年衛生行政報告例）

0.340：高齢者・障害者人口率の全国平均

B：地域企業を主な対象とする取組に係る指標を用いた係数

B を求める算式：

$$B = b \times \beta 1 \times \beta 2$$

小数点以下第 3 位未満を四捨五入する。

$$b = \frac{\text{事業所数（令和 3 年経済センサス活動調査）}}{\text{人口（令和 2 年国勢調査）}} \div 0.04086$$

小数点以下第 3 位未満を四捨五入する。3 を超える場合は 3.000 とする。

0.04086：人口 1 人当たり事業所数割合の全国平均

$$\beta 1 = \frac{\text{一次産業事業所数（令和 3 年経済センサス活動調査）}}{\text{事業所数（令和 3 年経済センサス活動調査）}} \times 14.784 + 0.878$$

小数点以下第 3 位未満を四捨五入する。1 に満たない場合は 1.000、2 を超える場合は 2.000 とする。

$$\beta 2 = \frac{\text{中小企業数（中小企業数調査）}}{\text{企業数（中小企業数調査）}} \times 321.543 - 319.543$$

小数点以下第 3 位未満を四捨五入する。1 に満たない場合は 1.000、2 を超える場合は 2.000 とする。

α：条件不利地域等の割増係数

（1）割増対象団体

財政力指数が全国平均未満（市町村 0.48）かつ区域の全部又は一部が、過疎地域の持続的な発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村。

（2）割増率

区域の全部が条件不利地域に係る法律の対象となっている市町村は 1.2、区域の一部が条件不利地域に係る法律の対象となっている市町村は 1.1 とする。

β：0.803（算定額を 1,200 億円程度とするための率）

2 経常態容補正Ⅱ

経常態容補正Ⅱは、地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に係る財政需要を算定に反映する補正である。

算 式

$$\text{経常態容補正Ⅱ係数} = C \times \gamma$$

算式の符号

C：マイナンバーカードの保有枚数率に応じた係数

Cを求める算式：

$$C = \frac{\text{マイナンバーカード保有枚数}}{\text{人口(令和2年国勢調査)}} \times 6.0815 - 4.1067$$

小数点以下第3位未満を四捨五入する。0.500に満たない場合は、0.500とする。

※ マイナンバーカード保有枚数については、「マイナンバーカード保有枚数（令和6年5月31日時点）について」（令和6年6月4日付け総行マ第69号総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室通知）において通知した数とする。

γ ：0.988（算定額を500億円程度とするための率）

包 括 算 定 経 費

単位費用	19,400円	測定単位	人 口
	2,200,000円		面 積

第一款 人口を測定単位とするもの

段 階 補 正

人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中Ｚ）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの職員配置表

（単位：人）

人口段階 \ 区分	部 長	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計	定員管理合理化 計画に基づく減員	再 計
4千人	1	1.4	3.6	4.6	10.6	0	10.6
8	1	1.5	6.8	7.1	16.3	0	16.3
12	1	2.5	6.7	7.9	18.1	0	18.1
20	1	2.7	7.0	12.7	23.4	0	23.4
30	1	3.8	8.3	21.4	34.5	0	34.5
100（標準団体）	5	10.0	12.0	50.0	77.0	0	77.0
250	9	20.0	33.0	124.0	186.0	0	186.0
400	14	27.0	47.5	188.5	277.0	0	277.0
1,000	33	53.0	97.0	379.0	562.0	0	562.0
2,000	36	59.0	197.5	796.5	1,089.0	0	1,089.0

第二表 人口段階ごとの財政需要額

（単位：百万円）

人口段階 \ 経費区分	人 4,000	人 8,000	人 12,000	人 20,000	人 30,000	人 100,000 (標準団体)	人 250,000	人 400,000	人 1,000,000	人 2,000,000
企画費、総務費等	221	306	348	436	587	1,620	3,406	5,094	11,442	21,274
うち会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当・ 退職手当の支給等に要する経費	30	47	65	85	94	156	386	593	1,068	1,846
各種委員（会）等費	17	28	31	40	52	83	191	260	497	1,062
議会費	32	49	58	71	110	178	290	386	647	994
追加財政需要額	9	12	14	18	24	61	128	189	417	774
一般財源計	279	395	451	565	773	1,942	4,015	5,929	13,003	24,104
単位当たり費用Ｚ (円)	69,713	49,376	37,550	28,259	25,768	19,400	16,061	14,822	13,003	12,052
Ｚ／単位費用	3.593	2.545	1.936	1.457	1.328	1.000	0.828	0.764	0.670	0.621

第三表 段階補正係数算出表

人 口		段階補正係数	
～	0.5千人	$\frac{1}{P}$	(3.77 P + 2,755)
0.5 ～	2千人	$\frac{1}{P}$	(3.08 P + 3,100)
2 ～	4千人	$\frac{1}{P}$	(2.56 P + 4,140)
4 ～	8千人	$\frac{1}{P}$	(1.50 P + 8,380)
8 ～	12千人	$\frac{1}{P}$	(0.72 P + 14,620)
12 ～	20千人	$\frac{1}{P}$	(0.73 P + 14,500)
20 ～	30千人	$\frac{1}{P}$	(1.07 P + 7,700)
30 ～	100千人	$\frac{1}{P}$	(0.86 P + 14,000)
100 ～	250千人	$\frac{1}{P}$	(0.71 P + 29,000)
250 ～	400千人	$\frac{1}{P}$	(0.66 P + 41,500)
400 ～	1,000千人	$\frac{1}{P}$	(0.61 P + 61,500)
1,000千人 ～		$\frac{1}{P}$	(0.57 P + 101,500)

(注1) P＝当該団体の人口

(注2) 段階補正係数が15.000を超えるときは、15.000とする。

第二款 面積を測定単位とするもの

種 別 補 正

測定単位の細目の種別を宅地の面積、田畑の面積、森林の面積及びその他の面積の4種とし、それぞれの区域に係る行政経費の率を次のとおりとしている。

宅地の面積	1.00
田畑の面積	0.90
森林の面積	0.25
その他の面積	0.19

田畑及び宅地の面積は、令和5年度の概要調書に記載されている田畑及び宅地の面積である。森林の面積は、農林業センサス規則によって調査した令和2年2月1日現在における公有及び私有の森林の合計面積である。

なお、市町村の区域に、2以上の市町村の区域にまたがる湖沼、池又は潟がある場合で、当該湖沼、池又は潟に係る境界が画定しているときは、当該湖沼、池又は潟の面積を測定単位に含める。

臨時経済対策費（道府県分）

単位費用	1,010円	測定単位	人口

臨時経済対策費に適用する補正は、段階補正及び経常態容補正である。

算式 段階補正係数×経常態容補正係数

第一項 段 階 補 正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの財政需要額

経費区分 \ 人口段階	千人 600	800	1,100	1,400	1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
一般財源計 (千円)	1,495,147	1,544,282	1,602,462	1,661,789	1,717,000	1,863,935	2,063,960	2,682,853	3,684,985	4,247,757	5,241,819
単位当たり費用 (円) Z	2,492	1,930	1,457	1,187	1,010	888	826	767	737	708	655
Z / 単位費用	2.467	1.911	1.443	1.175	1.000	0.879	0.818	0.759	0.730	0.701	0.649

第二表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 800千人	$\frac{1}{P}$ (0.24 P + 1,337,000)
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.19 P + 1,377,000)
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$ (0.20 P + 1,366,000)
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$ (0.18 P + 1,394,000)
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.37 P + 1,071,000)
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.49 P + 819,000)
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.61 P + 519,000)
3,500 ～ 5,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.66 P + 344,000)
5,000 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.56 P + 844,000)
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.49 P + 1,264,000)

(注1) P = 当該団体の人口

第二項 経常態容補正

臨時経済対策費は、人口を基本とした上で、補正予算に基づく事業の内容に対応し、地方創生施策、こども・子育て支援等に関する客観的な指標を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

算式

経常態容補正係数 = $(0.1 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.3 \times D + 0.1 \times E + 0.1 \times F + 0.2) \times \alpha$

A～Fにあつては、負数となるときは0.000、3.000を超えるときは3.000とする。

α : 1.10044 (算定額を令和6年度普通交付税増額分(臨時経済対策費)の半分程度に合わせるための率)

算式の符号

A : 一人当たり各産業の売上高を用いた係数

Aを求める算式 :

$$A = \frac{6,990,377}{\text{一人当たり各産業の売上高}} \quad (\text{小数点以下第3位未満を四捨五入})$$

※一人当たり各産業の売上高 : {第一次産業産出額 (R2～R4平均) + 製造品出荷額 (R2～R4平均) + 小売業年間商品販売額 (R3) + 卸売業年間商品販売額 (R3)} / 人口

※第一次産業産出額 : 「n年農業産出額」「n年林業産出額」「n年漁業産出額」の合計

農林水産省「生産農業所得統計 (R2～R4)」、「林業産出額 (R2～R4)」、「漁業産出額 (R2～R4)」、
経済産業省「経済センサス活動調査 (R3)」、「経済構造実態調査 (R4～R5)」、
総務省「国勢調査 (R2)」

6,990,377 : 一人当たり各産業の売上高の全国平均

B : 人口増減率を用いた係数

Bを求める算式 :

①人口増減率 (R3～R5平均) が 0 以上のとき $C = -0.06 \times \text{人口増減率 (R3～R5平均)} + 0.1$

②人口増減率 (R3～R5平均) が 0 未満のとき $C = -0.12 \times \text{人口増減率 (R3～R5平均)} + 0.1$

(小数点以下第3位未満を四捨五入)

$$\text{人口増減率} = \frac{\text{住民基本台帳登録人口 (n+1.1.1)} - \text{住民基本台帳登録人口 (n.1.1)}}{\text{住民基本台帳登録人口 (n+1.1.1)}} \times 1,000$$

(「住民基本台帳関係年報 (R3～R6)」)

C : 一人当たり事業所数を用いた係数

Cを求める算式 :

$$C = \frac{\text{一人当たり事業所数}}{0.04087} \quad (\text{小数点以下第3位未満を四捨五入})$$

※一人当たり事業所数 : 事業所数 / 人口 (小数点以下第5位未満を四捨五入)

(経済産業省「経済センサス活動調査 (R3)」、総務省「国勢調査 (R2)」)

0.04087 : 一人当たり事業所数の全国平均

D : 年少者人口比率を用いた係数

Dを求める算式 :

$$D = \frac{\text{年少者人口比率 (R6.1.1)}}{0.115} \quad (\text{小数点以下第3位未満を四捨五入})$$

※年少者人口比率 : R6.1.1現在の住民基本台帳登録15歳未満人口 / R6.1.1現在の住民基本台帳登録人口

(「住民基本台帳関係年報 (R6)」)

0.115 : 年少者人口比率の全国平均

E : 高齢者人口比率を用いた係数

Eを求める算式 :

$$E = \frac{\text{高齢者人口比率}}{0.280} \quad (\text{小数点以下第3位未満を四捨五入})$$

※高齢者人口比率 : 高齢者人口 / 人口

(総務省「国勢調査 (R2)」)

0.280 : 高齢者人口比率の全国平均

F : 障害者人口比率を用いた係数

Fを求める算式：

$$F = \frac{\text{障害者人口比率}}{0.060} \quad (\text{小数点以下第3位未満を四捨五入})$$

※ 障害者人口比率： 障害者人口／人口

(厚生労働省「福祉行政報告例 (R4)」、「衛生行政報告例 (R4)」、総務省「国勢調査 (R2)」)

0.060：高齢者及び障害者人口比率の全国平均

給与改定費（道府県分）

単位費用	1,770円	測定単位	人口

給与改定費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ、普通態容補正Ⅰ、普通態容補正Ⅱ、寒冷補正及び密度補正Ⅱである。

算式

段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数×（普通態容補正Ⅱ係数＋寒冷補正係数）＋密度補正Ⅱ係数

第一項 段階補正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

また、指定都市、児童相談所設置中核市、中核市（児童相談所設置中核市を除く）、特別区及び保健所設置市を包括する都道府県については、普通態容補正Ⅰにおいて権能差の補正が行われており、段階補正についても当該都道府県が行う指定都市、児童相談所設置中核市、中核市（児童相談所設置中核市を除く）、特別区及び保健所設置市に係る権能差補正による残分が対象となるべきと考えられるため、段階補正に用いる人口は、権能差補正後の人口によることとしている。

なお、権能差補正率は、指定都市にあつては0.945、児童相談所設置中核市にあつては0.952、中核市（児童相談所設置中核市を除く）にあつては0.962、特別区及び保健所設置市にあつては0.966としている。

第一表 人口段階ごとの財政需要額

人口段階 経費区分	千人 600	800	1,100	1,400	1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
一般財源計 (千円)	1,544,397	1,805,004	2,193,485	2,591,416	3,009,108	3,560,732	4,125,178	5,529,449	7,656,319	9,049,039	11,605,962
単位当たり費用(円) Z	2,574	2,256	1,994	1,851	1,770	1,696	1,650	1,580	1,531	1,508	1,451
Z／単位費用	1.454	1.275	1.127	1.046	1.000	0.958	0.932	0.893	0.865	0.852	0.820

第二表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 800千人	$\frac{1}{P}$ (0.74 P + 429,600)
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.73 P + 434,130)
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$ (0.75 P + 415,800)
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$ (0.79 P + 364,930)
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.78 P + 374,850)
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.80 P + 341,250)
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.80 P + 341,250)
3,500 ～ 5,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.80 P + 326,670)
5,000 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.79 P + 390,000)
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.72 P + 768,000)

(注1) P＝当該団体の人口

第二項 密度補正 I

人口密度の大小による人件費の通増・通減を勘案し、第三表の密度補正 I 係数算出表を定めた。

第三表 密度補正係数算出表

人 口	密度補正係数
250人以上 ～	1.00
200人以上 ～ 250人未満	$\frac{1}{P}$ (0.92 P+ 21.0)
150人以上 ～ 200人未満	$\frac{1}{P}$ (0.93 P+ 18.0)
100人以上 ～ 150人未満	$\frac{1}{P}$ (0.96 P+ 13.5)
～ 100人未満	$\frac{1}{P}$ (0.95 P+ 14.6)

(注) P = 当該団体の人口密度

第三項 普通態容補正 I

行政権能差につき、次に示すところによって補正率を算出し、指定都市、児童相談所設置中核市、中核市（児童相談所設置中核市を除く）、特別区及び保健所設置市のそれぞれの人口に、当該補正率を乗じて得た数と一般市町村の人口の合計数を人口で除して得た率をもって普通態容補正 I 係数とした。

(1) 指定都市県

$$\text{権能差} = \frac{\text{残置一般財源}}{\text{標団一般総額}} = \frac{2,843,702}{3,009,108} = 0.945$$

(2) 児童相談所設置中核市県

$$\text{権能差} = \frac{\text{残置一般財源}}{\text{標団一般総額}} = \frac{2,864,701}{3,009,108} = 0.952$$

(3) 中核市（児童相談所設置中核市）県

$$\text{権能差} = \frac{\text{残置一般財源}}{\text{標団一般総額}} = \frac{2,894,221}{3,009,108} = 0.962$$

(4) 特別区及び保健所設置市県

$$\text{権能差} = \frac{\text{残置一般財源}}{\text{標団一般総額}} = \frac{2,908,083}{3,009,108} = 0.966$$

第四項 普通態容補正 II

地域手当の級地区分に応じた給与差を反映させるものであり、次表による補正率を算出した上で、この率を当該地域手当の級地区分の市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該道府県の人口で除して得た率をもって普通態容補正 II 係数とした。

地域手当の級地区分	補正係数
1級地	1.044
2級地	1.035
3級地	1.033
4級地	1.026
5級地	1.022
6級地	1.013
7級地	1.007
無級地	1.000

第五項 寒 冷 補 正

寒冷地手当の級地区分に応じた給与差を反映させるものであり、次表による補正率を算出した上で、この率を当該寒冷地手当の級地区分の市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該道府県の人口で除して得た率をもって寒冷補正係数とした。

寒冷地手当の級地区分	補正係数
1級地	0.010
2級地	0.007
3級地	0.006
4級地	0.004
無級地	0.000

第六項 密 度 補 正 II

義務教育教職員、高等学校教職員及び警察職員の給与改定費を算定するため、密度補正Ⅱを適用している。

算式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正Ⅱ係数} - 1) &= \frac{1}{A \times 1.770 \text{千円}} \times \left\{ (B + C + D) \times 104.343 \times (E + F) + (G + H) \times \right. \\
 &\quad \left. 168.534 \times (I + J) + K \times 170.778 \times (I + J) \right\} - \frac{1,990,686 \text{千円}}{1.770 \text{千円} \times 1,700,000 \text{人}} \\
 &= \frac{1}{A \times 1.770 \text{千円}} \times \left\{ (B + C + D) \times 104.343 \times (E + F) + (G + H) \times \right. \\
 &\quad \left. 168.534 \times (I + J) + K \times 170.778 \times (I + J) \right\} - 0.662
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位

B：小学校教職員数

C：中学校教職員数

D：特別支援学校（小学部及び中学部）教職員数

E：義務教育教職員の地域手当等給与差を反映する率

次表による補正率を算出した上で、この率を当該地域手当の級地区分の市町村の人口（政令市除く）に乗じて得た数の合計数を当該道府県の人口で除して得た率

地域手当の級地区分	補正係数
1級地	1.154
2級地	1.123
3級地	1.115
4級地	1.092
5級地	1.078
6級地	1.046
7級地	1.023
無級地	1.000

F：義務教育教職員の寒冷地手当の支給を反映する率

次表による補正率を算出した上で、この率を当該寒冷地手当の級地区分の市町村の人口（政令市除く）に乗じて得た数の合計数を当該道府県の人口で除して得た率

寒冷地手当の級地区分	補正係数
1級地	0.035
2級地	0.030
3級地	0.030
4級地	0.024
無級地	0.000

G：高等学校教職員数

H：特別支援学校（高等部）教職員数

I：地域手当等給与差を反映する率

次表による補正率を算出した上で、この率を当該地域手当の級地区分の市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該道府県の人口で除して得た率

地域手当の級地区分	補正係数
1級地	1.154
2級地	1.123
3級地	1.115
4級地	1.092
5級地	1.078
6級地	1.046
7級地	1.023
無級地	1.000

J：寒冷地手当の支給を反映する率

次表による補正率を算出した上で、この率を当該寒冷地手当の級地区分の市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該道府県の人口で除して得た率

寒冷地手当の級地区分	補正係数
1級地	0.035
2級地	0.030
3級地	0.030
4級地	0.024
無級地	0.000

K：警察職員数

1,770千円：単位費用

104,343：義務教育教職員の給与改定を勘案した標準的な乗率

168,534：高等学校教職員の給与改定を勘案した標準的な乗率

170,778：警察職員の給与改定を勘案した標準的な乗率

1,990,686千円：単位費用に積算されている義務教育教職員、高等学校教職員及び警察職員の給与改定に係る一般財源額

1,700,000人：標準団体規模

臨時財政対策債償還基金費（道府県分）

「臨時財政対策債償還基金費」の測定単位の数値は、臨時財政対策のため平成17年度から令和6年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額である。

「臨時財政対策債償還基金費」は、下記1に示す償還条件による令和7年度及び令和8年度の理論償還費を基礎として、下記2のとおり種別補正係数を設定した。

1 種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 平成17年度許可債及び平成18年度～20年度同意等債

民間等資金 30年償還・20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金 20年償還(うち3年据置)(半年賦)※10年利率見直し方式

(2) 平成21年度～令和6年度同意等債

民間等資金 30年償還・20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金 20年償還(うち3年据置)(半年賦)※10年利率見直し方式

機構資金 30年償還(うち3年据置(21年度は5年据置))(半年賦)※10年利率見直し方式

※民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

2 種別補正係数

同意等年度	種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成17年度許可債(発行可能額)	1.000	4.0円 / 4円
平成18年度同意等債(発行可能額)	1.250	5.0円 / 4円
平成19年度同意等債(発行可能額)	1.225	4.9円 / 4円
平成20年度同意等債(発行可能額)	1.348	5.39円 / 4円
平成21年度同意等債(発行可能額)	1.340	5.36円 / 4円
平成22年度同意等債(発行可能額)	1.320	5.28円 / 4円
平成23年度同意等債(発行可能額)	1.313	5.25円 / 4円
平成24年度同意等債(発行可能額)	1.350	5.40円 / 4円
平成25年度同意等債(発行可能額)	1.415	5.66円 / 4円
平成26年度同意等債(発行可能額)	1.433	5.73円 / 4円
平成27年度同意等債(発行可能額)	1.378	5.51円 / 4円
平成28年度同意等債(発行可能額)	1.300	5.2円 / 4円
平成29年度同意等債(発行可能額)	1.300	5.2円 / 4円
平成30年度同意等債(発行可能額)	1.303	5.21円 / 4円
令和元年度同意等債(発行可能額)	1.275	5.10円 / 4円
令和2年度同意等債(発行可能額)	1.275	5.10円 / 4円
令和3年度同意等債(発行可能額)	0.965	3.86円※ / 4円
令和4年度同意等債(発行可能額)	0.738	2.95円 / 4円
令和5年度同意等債(発行可能額)	0.223	0.89円 / 4円
令和6年度同意等債(発行可能額)	0.280	1.12円 / 4円

※令和3年度算定における「臨時財政対策債償還基金費」の算定額を控除して算出していること。

4円：平成17年度許可債千円当たりの基金への積立経費(単位費用)

分子の数値：年度別の民間等資金、政府資金及び機構資金の理論償還費を加重平均

して算出した理論償還費

算入率：100%

臨時経済対策費（市町村分）

単位費用	1,010円	測定単位	人口

臨時経済対策費に適用する補正は、段階補正及び経常態容補正である。

算式 段階補正係数×経常態容補正係数

第一項 段 階 補 正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの財政需要額

人口段階 経費区分	千人 1	4	8	12	20	30	100 (標準団体)	250	400	1,000	2,000
一般財源計 (千円)	6,980	14,334	19,994	23,571	30,320	38,809	101,000	212,161	314,445	638,946	1,189,457
単位当たり費用 (円) Z	6,980	3,584	2,499	1,964	1,516	1,294	1,010	849	786	639	595
Z／単位費用	6.911	3.549	2.474	1.945	1.501	1.281	1.000	0.841	0.778	0.633	0.589

第二表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 4千人	$\frac{1}{P}$ (2.43 P + 4,480)
4 ～ 8千人	$\frac{1}{P}$ (1.40 P + 8,600)
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$ (0.89 P + 12,680)
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$ (0.83 P + 13,400)
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$ (0.84 P + 13,200)
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$ (0.88 P + 12,000)
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$ (0.73 P + 27,000)
250 ～ 400千人	$\frac{1}{P}$ (0.68 P + 39,500)
400 ～ 1,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.54 P + 95,500)
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.54 P + 95,500)

(注1) P＝当該団体の人口

第二項 経常態容補正

臨時経済対策費は、人口を基本とした上で、補正予算に基づく事業の内容に対応し、地方創生施策、こども・子育て支援等に関する客観的な指標を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

算式

経常態容補正係数 = $(0.1 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.3 \times D + 0.1 \times E + 0.1 \times F + 0.2) \times \alpha$

A～Fにあつては、負数となるときは0.000、3.000を超えるときは3.000とする。

α : 1.12608（算定額を令和6年度普通交付税増額分（臨時経済対策費）の半分程度に合わせるための率）

算式の符号

A : 一人当たり各産業の売上高を用いた係数

Aを求める算式 :

$$A = \frac{6,803,804}{\text{一人当たり各産業の売上高}} \quad (\text{小数点以下第3位未満を四捨五入})$$

※一人当たり各産業の売上高 : { 農業産出額 (R2) + 製造品出荷額 (R2～R4平均) +

小売業年間商品販売額 (R3) + 卸売業年間商品販売額 (R3) } / 人口

農業産出額 : 「農産物販売金額規模別の経営体数 (個人経営体)」を用いて、以下の算式により算出する。

算式 : $\Sigma (\text{区分帯の中間値}) \times (\text{区分帯ごとの経営体数})$

$$\left(\begin{array}{l} \text{農林水産省「農林業センサス (2020)」} \\ \text{経済産業省「経済センサス活動調査 (R3)」}、\text{「経済構造実態調査 (R4～R5)」} \\ \text{総務省「国勢調査 (R2)」} \end{array} \right)$$

6,803,804 : 一人当たり各産業の売上高の全国平均

B : 人口増減率を用いた係数

Bを求める算式 :

①人口増減率 (R3～R5平均) が 0 以上のとき $C = -0.01 \times \text{人口増減率 (R3～R5平均)} + 0.1$

②人口増減率 (R3～R5平均) が 0 未満のとき $C = -0.06 \times \text{人口増減率 (R3～R5平均)} + 0.1$

(小数点以下第3位未満を四捨五入)

$$\text{人口増減率} = \frac{\text{住民基本台帳登録人口 (n+1.1.1)} - \text{住民基本台帳登録人口 (n.1.1)}}{\text{住民基本台帳登録人口 (n+1.1.1)}} \times 1,000$$

(「住民基本台帳関係年報 (R3～R6)」)

C : 一人当たり事業所数を用いた係数

Cを求める算式 :

$$C = \frac{\text{一人当たり事業所数}}{0.04086} \quad (\text{小数点以下第3位未満を四捨五入})$$

※ 一人当たり事業所数 : 事業所数 / 人口 (小数点以下第5位未満を四捨五入)

(経済産業省「経済センサス活動調査 (R3)」、総務省「国勢調査 (R2)」)

0.04086 : 一人当たり事業所数の全国平均

D : 年少者人口比率を用いた係数

Dを求める算式 :

$$D = \frac{\text{年少者人口比率 (R6.1.1)}}{0.115} \quad (\text{小数点以下第3位未満を四捨五入})$$

※ 年少者人口比率 : R6.1.1現在の住民基本台帳登録15歳未満人口 / R6.1.1現在の住民基本台帳登録人口

(「住民基本台帳関係年報 (R6)」)

0.115 : 年少者人口比率の全国平均

E : 高齢者人口比率を用いた係数

Eを求める算式 :

$$E = \frac{\text{高齢者人口比率}}{0.280} \quad (\text{小数点以下第3位未満を四捨五入})$$

※ 高齢者人口比率 : 高齢者人口 / 人口

(厚生労働省「福祉行政報告例 (R4)」、「衛生行政報告例 (R4)」、総務省「国勢調査 (R2)」)

0.280 : 高齢者人口比率の全国平均

F：障害者人口比率を用いた係数

Fを求める算式：

$$F = \frac{\text{障害者人口比率}}{0.059} \quad (\text{小数点以下第3位未満を四捨五入})$$

※ 障害者人口比率： 障害者人口／人口

(厚生労働省「福祉行政報告例 (R4)」、「衛生行政報告例 (R4)」、総務省「国勢調査 (R2)」)

0.059：障害者人口比率の全国平均

給与改定費（市町村分）

単位費用	1,500円	測定単位	人口

給与改定費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ、普通態容補正Ⅰ、普通態容補正Ⅱ、寒冷補正及び密度補正Ⅱである。

算式

段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数×（普通態容補正Ⅱ係数＋寒冷補正係数）＋密度補正Ⅱ係数

第一項 段階補正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表 人口段階ごとの財政需要額

人口段階 経費区分	千人 4	8	12	20	30	100 (標準団体)	250	400	1,000	2,000
一般財源計 (千円)	21,655	27,924	37,356	48,795	64,305	150,005	327,882	498,311	1,131,777	2,209,580
単位当たり費用(円) Z	5,414	3,491	3,113	2,440	2,144	1,500	1,312	1,246	1,132	1,105
Z／単位費用	3.609	2.327	2.075	1.627	1.429	1.000	0.874	0.831	0.755	0.737

第二表 段階補正係数算出表

人 口	段階補正係数
～ 8千人	$\frac{1}{P}$ (1.05 P + 10,260)
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$ (1.57 P + 6,050)
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$ (0.95 P + 13,470)
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$ (1.04 P + 11,820)
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$ (0.82 P + 18,390)
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$ (0.79 P + 21,000)
250 ～ 400千人	$\frac{1}{P}$ (0.76 P + 29,330)
400 ～ 1,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.70 P + 50,670)
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.72 P + 36,000)

(注1) P＝当該団体の人口

(注2) 段階補正係数が3.609を超えるときは、3.609とする。

第二項 密度補正Ⅰ

人口密度の大小による人件費の通増・通減を勘案し、第三表の密度補正Ⅰ係数算出表を定めた。

第三表 密度補正係数算出表

人 口	密度補正係数
450人以上 ～	1.000
300人以上 ～ 450人未満	$\frac{1}{P}$ (0.912 P+ 39.6)
150人以上 ～ 300人未満	$\frac{1}{P}$ (0.965 P+ 23.7)
100人以上 ～ 150人未満	$\frac{1}{P}$ (1.025 P+ 14.7)
50人以上 ～ 100人未満	$\frac{1}{P}$ (1.083 P+ 8.9)
～ 50人未満	$\frac{1}{P}$ (1.176 P+ 4.2)

(注1) P＝当該団体の人口密度

(注2) 密度補正Ⅰ係数が1.388を超えるときは、1.388とする。

第三項 普通態容補正Ⅰ

指定都市、児童相談所設置中核市、中核市（児童相談所設置中核市を除く。）、施行時特例市（地域保健法施行令第一条に定める市に限る。）、施行時特例市（地域保健法施行令第一条に定める市を除く。）、特別区、保健所設置市（施行時特例市を除く）、建築主事設置市、限定特定行政庁設置市町村については、行政権能差による補正を行う。

権能差区分	補正係数
指定都市	1.082
児童相談所設置中核市	1.073
中核市（児童相談所設置中核市を除く。）	1.061
施行時特例市（地域保健法施行令第一条に定める市に限る。）	1.054
施行時特例市（地域保健法施行令第一条に定める市を除く。）	1.012
特別区	1.052
保健所設置市（施行時特例市を除く）	1.051
建築主事設置市	1.009
限定特定行政庁設置市町村	1.005

第四項 普通態容補正Ⅱ

地域手当の級地区分に応じた給与差を反映させるものであり、次表による補正率をもって普通態容補正Ⅱ係数とした。

地域手当の級地区分	補正係数
1級地	1.115
2級地	1.092
3級地	1.086
4級地	1.069
5級地	1.058
6級地	1.034
7級地	1.017
無級地	1.000

第五項 寒 冷 補 正

寒冷地手当の級地区分に応じた給与差を反映させるものであり、次表による補正率をもって寒冷補正係数とした。

寒冷地手当の級地区分	補正係数
1級地	0.018
2級地	0.016
3級地	0.016
4級地	0.012
無級地	0.000

第六項 密 度 補 正 II

義務教育教職員、高等学校教職員の給与費を算定するため、密度補正IIを適用している。

算式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正II係数}-1) &= \frac{1}{A \times 1.500 \text{千円}} \times \left\{ (B+C+D) \times 104.343 \times (E+F) + (G+H) \times \right. \\
 &\quad \left. 168.534 \times (E+F) \right\} \\
 &= \frac{1}{A} \times \left\{ (B+C+D) \times 69.562 \times (E+F) + (G+H) \times 112.356 \times (I+J) \right\}
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位

B：小学校教職員数

C：中学校教職員数

D：特別支援学校（小学部及び中学部）教職員数

E：地域手当等給与差を反映する率

地域手当の級地区分に応じた給与差を反映させるものであり、次表による補正率

地域手当の級地区分	補正係数
1級地	1.154
2級地	1.123
3級地	1.115
4級地	1.092
5級地	1.078
6級地	1.046
7級地	1.023
無級地	1.000

F：寒冷地手当の支給を反映する率

寒冷地手当の級地区分に応じた給与差を反映させるものであり、次表による補正率

寒冷地手当の級地区分	補正係数
1級地	0.024
2級地	0.021
3級地	0.021
4級地	0.017
無級地	0.000

G：高等学校教職員数

H：特別支援学校（高等部）教職員数

1.500千円：単位費用

104.343：義務教育教職員の給与改定を勘案した標準的な乗率

168.534：高等学校教職員の給与改定を勘案した標準的な乗率

臨時財政対策債償還基金費（市町村分）

「臨時財政対策債償還基金費」の測定単位の数値は、臨時財政対策のため平成17年度から令和6年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額である。

「臨時財政対策債償還基金費」は、下記1に示す償還条件による令和7年度及び令和8年度の理論償還費を基礎として、下記2のとおり種別補正係数を設定した。

1 種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 市場公募都市

民間等資金	平成17年度許可債及び平成18年度～平成19年度同意等債 30年償還（うち3年据置）（半年賦）
	平成20年度以降同意等債 30年償還（うち3年据置）（半年賦）、 20年償還（うち3年据置）（半年賦）
政府資金	20年償還（うち3年据置）（半年賦）
機構資金	平成21年度同意等債 30年償還（うち5年据置）（半年賦）
	平成22年度以降同意等債 30年償還（うち3年据置）（半年賦）
※全ての資金区分において10年利率見直し方式	

(2) その他の市町村

民間等資金	平成19年度以前許可債 15年償還（うち3年据置）（半年賦）
	平成20年度以降許可債 20年償還（うち3年据置）（半年賦）
政府資金	20年償還（うち3年据置）（半年賦）
機構資金	平成21年度以降同意等債 20年償還（うち3年据置）（半年賦）
※全ての資金区分において10年利率見直し方式	

2 種別補正係数

同意等年度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎		
平成17年度許可債（発行可能額）	市場公募都市	1.000	4.0円	/	4円
	その他の市町村	0.500	2.0円	/	4円
平成18年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	0.975	3.9円	/	4円
	その他の市町村	1.150	4.6円	/	4円
平成19年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.000	4.0円	/	4円
	その他の市町村	1.225	4.9円	/	4円
平成20年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.105	4.42円	/	4円
	その他の市町村	1.600	6.40円	/	4円
平成21年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.155	4.62円	/	4円
	その他の市町村	1.615	6.46円	/	4円
平成22年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.190	4.76円	/	4円
	その他の市町村	1.630	6.52円	/	4円
平成23年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.218	4.87円	/	4円
	その他の市町村	1.595	6.38円	/	4円
平成24年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.275	5.10円	/	4円
	その他の市町村	1.613	6.45円	/	4円
平成25年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.300	5.20円	/	4円
	その他の市町村	1.635	6.54円	/	4円
平成26年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.280	5.12円	/	4円
	その他の市町村	1.643	6.57円	/	4円

平成27年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1. 195	4. 78円	／	4円
	その他の市町村	1. 593	6. 37円	／	4円
平成28年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1. 125	4. 5円	／	4円
	その他の市町村	1. 550	6. 2円	／	4円
平成29年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1. 125	4. 5円	／	4円
	その他の市町村	1. 550	6. 2円	／	4円
平成30年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1. 128	4. 51円	／	4円
	その他の市町村	1. 540	6. 16円	／	4円
令和元年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1. 098	4. 39円	／	4円
	その他の市町村	1. 538	6. 15円	／	4円
令和2年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1. 070	4. 28円	／	4円
	その他の市町村	1. 550	6. 20円	／	4円
令和3年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	0. 865	3. 46円※	／	4円
	その他の市町村	1. 145	4. 58円※	／	4円
令和4年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	0. 683	2. 73円	／	4円
	その他の市町村	0. 890	3. 56円	／	4円
令和5年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	0. 220	0. 88円	／	4円
	その他の市町村	0. 210	0. 84円	／	4円
令和6年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	0. 285	1. 14円	／	4円
	その他の市町村	0. 225	0. 90円	／	4円

※令和3年度算定における「臨時財政対策債償還基金費」の算定額を控除して算出していること。

4円：平成17年度許可債（市場公募都市）千円当たりの基金への積立経費（単位費用）

分子の数値：年度別、公募債発行状況別の民間等資金、政府資金及び機構資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費

算入率：100%

第一章 道 府 県 税

第一節 道 府 県 民 税

第一款 均 等 割

道府県民税均等割は、個人と法人とを区分して基準税額を算定する。

第一項 個人に対する均等割

均等割のうち、個人（地方税法第24条第1項第1号又は第2号の規定に該当するもの）に対するものについては、次表に示す単位額に、「令和5年度市町村税課税状況等の調」第1表における「個人均等割」のうち「納税義務者」の「計」欄の当該都道府県の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額とする。

区 分	基 準 税 率 A	徴 収 率 B	単 位 額 A × B
納税義務者	750円 (1,000円 × 75/100)	98.9/100	742円

第二項 法人に対する均等割

均等割のうち、法人（地方税法第24条第1項第3号又は第4号の規定に該当するもの）に対するものは、次表の区分に応ずる基準税率に、「令和5年度道府県税の課税状況等に関する調」第1表「(1)道府県民税額等に関する調」において、該当する各区分の「均等割納税義務者数」の「合計」欄の数を乗じて得た額の合算額とする。

資 本 金 等 の 額 の 区 分	基 準 税 率	左の算出基礎
50 億 円 超 該 当 法 人	600,000円	800,000円 × $\frac{75}{100}$
10 億 円 超 50 億 円 以 下 該 当 法 人	405,000円	540,000円 × $\frac{75}{100}$
1 億 円 超 10 億 円 以 下 該 当 法 人	97,500円	130,000円 × $\frac{75}{100}$
1,000 万 円 超 1 億 円 以 下 該 当 法 人	37,500円	50,000円 × $\frac{75}{100}$
上 記 以 外 該 当 法 人	15,000円	20,000円 × $\frac{75}{100}$

道府県民税所得割の基準税額は、1の算式によって算定した当該年度に係る基準税額と2の算式によって算定した分離譲渡所得に係る精算額との合算額から3の算式によって算定した分離課税所得割交付金交付見込額を控除して算定する。

【留意点等】

平成19年度以降、三位一体の改革に伴う税源移譲によって財政力格差が拡大しないよう、当分の間の措置として、個人住民税のうち所得税からの税源移譲に伴う影響額を基準財政収入額に100%算入している。算入方法としては、税源移譲後の個人住民税の収入見込額の75%相当額に税源移譲に伴う影響額の25%相当額を加算するものであり、その算出方法について、令和5年度課税状況調（以下「課税状況調」という。）によって報告された課税標準額等に、税源移譲が行われる前の税率（以下「旧税率」という。）を乗じることとしている。

平成20年度から住宅借入金等特別税額控除見込額を、平成22年度から各都道府県における寄附金税額控除額を算定に反映している。

また、平成22年度から分離譲渡所得等（当初調定見込額）に上場株式等に係る配当所得を加えており、平成23年度からは精算の対象としている。

平成29年度以降、当分の間の措置として、県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う個人住民税所得割の税源移譲による影響額については、移譲された事務が円滑に執行できるよう、基準財政収入額に100%算入することとしている。具体的には、税源移譲後の所得割の収入見込額の75%相当額に税源移譲に伴う影響額の25%相当額を加算するとともに、分離課税所得割交付金の交付見込額を指定都市を包括する道府県の基準財政収入額から控除し、当該交付金の収入見込額を指定都市の基準財政収入額に加算している。

令和6年度においては、定額減税見込額を算定に反映している。

1 当該年度に係る基準税額

当該年度分に係る基準税額は、次の算式アにより算定した額に、指定都市を包括する道府県にあつては算式イにより算定した額から算式ウにより算定した額を控除して得た額の25%相当額及び算式ウにより算定した額から算式エにより算定した額を控除して得た額の25%相当額を、その他の都道府県にあつては算式イにより算定した額から算式エにより算定した額を控除して得た額の25%相当額をそれぞれ加算して算定する。

算 式 ア

$$[\{ (81,400円 \times \alpha) \times A + B - C - D - E \} \times 0.988 - F - G + H] \times 0.75$$

算式アの符号

81,400円：一般所得課税分（分離長期譲渡所得分、分離短期譲渡所得分、一般株式等譲渡所得分、上場株式等譲渡所得分、上場株式等配当所得分、先物取引雑所得分及び退職所得分離課税分を除いた分）に係る納税義務者一人当たりの全国平均の単位数

α ：都道府県ごとの単位数補正率（普通交付税省令別表第6 A欄）（注1）

⇒ 81,400円 $\times \alpha$ は、当該都道府県の一般所得課税分に係る納税義務者一人当たりの単位数となる。

A：納税義務者数[※]

※ 課税状況調の「納税義務者数」 $\times$ 「20歳以上住民基本台帳登録人口伸び率」

$$\frac{20歳以上住民基本台帳登録人口伸び率}{20歳以上住民基本台帳登録人口 (R5.1.1現在)} = \frac{20歳以上住民基本台帳登録人口 (R6.1.1現在)}{20歳以上住民基本台帳登録人口 (R5.1.1現在)}$$

⇒ (81,400円 $\times \alpha$) $\times$ A は、一般所得課税分に係る基準税額である。

B：分離譲渡所得等（当初調定見込額）

分離長期譲渡所得分、分離短期譲渡所得分、一般株式等譲渡所得分、上場株式等譲渡所得分、上場株式等配当所得分及び先物取引雑所得分に係る当該年度の当初調定見込額として総務大臣が調査した額

C：次の算式によって算定した税額控除額（寄附金税額控除を除く）

算 式

$$(c + d + e + f) \times 1.090$$

算式の符号

c：課税状況調の「配当控除」

d：課税状況調の「外国税額控除」

e：課税状況調の「配当割額の控除」

f：課税状況調の「株式等譲渡所得割額の控除額」

1.090：前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

D：寄附金税額控除額（条例指定分を除く）

（課税状況調の「寄附金控除」－「条例で定めるものに対する寄附金に係る控除額」） $\times$ 1.000[※]

※ 東京都にあつては1.093

E：調整控除額

課税状況調の「調整控除額」 $\times$ 1.071

1.071：前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

F：住宅借入金等特別税額控除見込額

地方税法附則第5条の4及び第5条の4の2の規定に基づく当該年度の5月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額[※]として総務大臣が調査した額 $\times$ 1.057

1.057：当該年度の住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の算式において当該都道府県の

住宅借入金等特別税額控除見込額に乘じる率（小数点以下第3位未満四捨五入）

※ 令和6年度に限り、令和6年能登半島地震で確定申告期限が延長された富山県及び石川県については、令和6年度分の見込の値

- G : 定額減税見込額
 地方税法附則第5条の8及び第5条の12の規定に基づく当該年度の5月末現在における道府県民税の
 定額減税見込額[※]として総務大臣が調査した額×1.041
 1.041: 当該年度の定額減税減収補填特例交付金の算式において当該都道府県の定額減税見込額に
 乗じる率(小数点以下第3位未満四捨五入)
 ※ 令和6年度に限り、令和6年能登半島地震で確定申告期限が延長された富山県及び石川県に
 ついては、令和6年度分の見込の値
- H : 退職所得分離課税分
 課税状況調の「退職所得の分離課税に係る税額(R4.7～R5.6)」×1.039×0.667
 1.039: 実績額(R4.7～R5.6)及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率
 0.667: 退職所得に係る市町村民税に対する道府県民税の割合
- 0.988: 徴収率
 0.75: 算入率

(注1) 単位額補正率 α は、課税状況調を基礎とし、各都道府県及び全国平均の令和5年度の単位額を算定し、
 「 α =令和5年度の当該都道府県の単位額/令和5年度の全国平均の単位額」をもって補正率とした。
 参考までに令和5年度の全国平均の単位額の算出方法は次のとおりである。

令和5年度納税義務者数	60,124,812人	A
総所得金額等に係る算出税額	4,782,512,864千円	B
令和5年度の全国平均の単位額	79,543円	C (B/A)

算式イ(県費負担教職員給与負担事務権限移譲に伴う税源移譲後対象税額)

$$\{ (81,400円 \times \alpha) \times A + B - C - D - E \} \times 0.988 - F - G + H$$

算式イの符号

- 81,400円: 算式アに同じ。
 α : 算式アの符号 α に同じ。
 A: 算式アの符号Aに同じ。
 B: 算式アの符号Bに同じ。
 C: 算式アの符号Cに同じ。
 D: 算式アの符号Dに同じ。
 E: 算式アの符号Eに同じ。
 F: 算式アの符号Fに同じ。
 G: 算式アの符号Gに同じ。
 H: 算式アの符号Hに同じ。
 0.988: 徴収率

算式ウ(県費負担教職員給与負担事務権限移譲に伴う税源移譲前かつ三位一体の改革に伴う税源移譲後対象税額)

$$\{ (81,400円 \times \alpha) \times A + (81,400円 \times \alpha') \times A' + (B + B') - (C + C') - (D + D') - (E + E') \} \times 0.988 - F - G + H$$

算式ウの符号

- 81,400円: 算式アに同じ。
 α : 算式アの符号 α に同じ。
 A: 算式アの符号Aに同じ。
 α' : 当該道府県が包括する指定都市分の単位額補正率(普通交付税省令別表第6B欄)(注2)
 $\Rightarrow 81,400円 \times \alpha'$ は、当該道府県が包括する指定都市の一般所得課税分に係る納税義務者一人当たりの単位額となる。
 A' : 当該道府県が包括する指定都市に係る納税義務者数[※]
 ※ 課税状況調の「納税義務者数」のうち包括する指定都市分×「包括する指定都市の20歳以上住民基本台帳登載人口伸び率」

$$\frac{\text{包括する指定都市の20歳以上住民基本台帳登載人口 (R6.1.1現在)}}{\text{包括する指定都市の20歳以上住民基本台帳登載人口伸び率}} = \frac{\text{包括する指定都市の20歳以上住民基本台帳登載人口 (R5.1.1現在)}}{\text{包括する指定都市の20歳以上住民基本台帳登載人口伸び率}}$$

 $\Rightarrow (81,400円 \times \alpha') \times A'$ は、当該道府県が包括する指定都市の一般所得課税分に係る基準税額である。
 B: 算式アの符号Bに同じ。
 B' : 分離譲渡所得等(当初調定見込額)のうち包括する指定都市分
 分離長期譲渡所得分、分離短期譲渡所得分、一般株式等譲渡所得分、上場株式等譲渡所得分、
 上場株式等配当所得分及び先物取引雑所得分に係る当該年度の当初調定見込額のうち包括する
 指定都市に係る分として総務大臣が調査した額
 C: 算式アの符号Cに同じ。
 C' : 次の算式によって算定した包括する指定都市分の税額控除額のうち配当控除額及び外国税額控除額

算式

$$(c' + d') \times 1.090$$

算式の符号

- c' : 課税状況調の「配当控除」のうち包括する指定都市分
 d' : 課税状況調の「外国税額控除」のうち包括する指定都市分
 1.090: 前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

- D : 算式アの符号Dに同じ。
D' : 包括する指定都市分の寄附金税額控除額（条例指定分を除く）
（課税状況調の「寄附金税額控除」のうち包括する指定都市分－「条例で定めるものに対する寄附金に係る控除額」のうち包括する指定都市分）×1.000
E : 算式アの符号Eに同じ。
E' : 包括する指定都市分の調整控除額
課税状況調の「調整控除額」のうち包括する指定都市分×1.071
1.071 : 前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率
F : 算式アの符号Fに同じ。
G : 算式アの符号Gに同じ。
H : 算式アの符号Hに同じ。
0.988 : 徴収率

(注2) 単位額補正率 α' は、課税状況調を基礎とし、各都道府県のうち指定都市分に係る令和5年度の単位額を算定し、
「 α' = 令和5年度の当該道府県のうち指定都市分に係る単位額 / 令和5年度の全国平均の単位額（注1参照）」を
もって補正率とした。

算 式 エ（三位一体の改革に伴う税源移譲前対象税額）

$$\{ (A \times 1.015) - (B \times 1.031) \} \times \alpha \times 0.988 + (C \times 1.028) \times \alpha + (D + D') \times 0.988 - E - F$$

算式エの符号

- A : 次の算式によって算定した総所得金額等に係る算出税額（税源移譲前ベース）

算 式

$$(a \times 0.02) + [\{ (b + c) - 7,000 \times (d + e) \} \times 0.03 + \{ (d + e) \times 140 \}]$$

算式の符号

- a : 課税状況調の「700万円以下の金額」における総所得金額等に係る課税標準額
b : 課税状況調の「700万円を超え1,000万円以下」における総所得金額等に係る課税標準額
c : 課税状況調の「1,000万円を超える金額」における総所得金額等に係る課税標準額
d : 課税状況調の「700万円を超え1,000万円以下」における納税義務者数
e : 課税状況調の「1,000万円を超える金額」における納税義務者数
0.02、0.03 : 三位一体の改革に伴う税源移譲前の税率

- B : 次の算式によって算定した税額控除額（税源移譲前ベース）

算 式

$$\{ (f + f') \times (2/3) \} + [\{ (g + g') / 0.12 \} \times 0.10] + [\{ (h + i) / 0.40 \} / 3] + (j + j')$$

算式の符号

- f : 算式アの符号Cの算式の符号cに同じ。
f' : 算式ウの符号C'の算式の符号c'に同じ。
g : 算式アの符号Cの算式の符号dに同じ。
g' : 算式ウの符号C'の算式の符号d'に同じ。
h : 算式アの符号Cの算式の符号eに同じ。
i : 算式アの符号Cの算式の符号fに同じ。
j : 算式アの符号Dに同じ。
j' : 算式ウの符号D'に同じ。
2/3 : 三位一体の改革に伴う税源移譲前の配当控除率 / 三位一体の改革に伴う税源移譲後の配当控除率
= 0.008 / 0.012
0.12 : 三位一体の改革に伴う税源移譲後の外国税額控除率
0.10 : 三位一体の改革に伴う税源移譲前の外国税額控除率
0.40 : 三位一体の改革に伴う税源移譲後の配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除率
1/3 : 三位一体の改革に伴う税源移譲前の配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除率

- C : 次の算式によって算定した退職所得分離課税に係る所得割額（税源移譲前ベース）

算 式

$$k \times 1$$

算式の符号

- k : 次の算式によって算定した額

算 式

$$\begin{aligned} k_1 &\leq 7,000 \text{ のとき} & k_1 \times 0.02 \\ 7,000 < k_1 \text{ のとき} & (k_1 - 7,000) \times 0.03 + 140 \end{aligned}$$

算式の符号

- k_1 : 一人当たり退職所得分離所得割の課税標準額 (= $(k_2 / 0.060) / k_3$)
 k_2 : 課税状況調の「退職所得の分離課税に係る税額（R4.7～R5.6）」
 k_3 : 課税状況調の「退職所得の分離課税に係る納税義務者数（R4.7～R5.6）」
0.060 : 三位一体の改革に伴う税源移譲後の税率（市町村民税）
0.02、0.03 : 三位一体の改革に伴う税源移譲前の税率（道府県民税）
1 : 前記 k_3 に同じ。

- D : 算式アの符号Bに同じ。
 D' : 算式ウの符号B'に同じ。
 E : 算式アの符号Fに同じ。
 F : 算式アの符号Gに同じ。
 α : 次の算式によって算定した当該団体の税額伸び率（税源移譲前ベース）

算 式

$$m \times 1.00059$$

算式の符号

m : 算式アの符号Aの「20歳以上住民基本台帳登録人口伸び率」に同じ。

1.00059 : α を乗じる前の全国の三位一体の改革に伴う税源移譲前対象税額を基礎に定めた率

1.015、1.031、1.028 : 前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

0.988 : 徴収率

2 分離譲渡所得に係る精算額

分離譲渡所得に係る精算額は、次の算式により算定する。

算 式

$$A - B - (A' - B')$$

算式の符号

A : 前年度実績額（課税状況調） $\times$ 0.986（前年度の徴収率） $\times$ 0.75（算入率）

B : 前年度の普通交付税算定に用いた当初調定見込額 $\times$ 0.986（前年度の徴収率） $\times$ 0.75（算入率）

A' : 包括する指定都市分の前年度実績額（課税状況調） $\times$ 0.986（前年度の徴収率） $\times$ 0.25

B' : 包括する指定都市分の前年度の普通交付税算定に用いた当初調定見込額 $\times$ 0.986（前年度の徴収率） $\times$ 0.25

3 分離課税所得割交付金交付見込額

分離課税所得割交付金の交付見込額は、包括する指定都市ごとに次の算式により算定した分離課税所得割交付金の収入見込額を合算して算定する。

算 式

$$(A \times 1.039 \times 0.667 \times 1.016) \div 2$$

算式の符号

A : 課税状況調の「退職所得の分離課税に係る税額（R4.7～R5.6）」

1.039 : 退職所得分離課税額に係る前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

0.667 : 退職所得分離課税額に係る市町村民税に対する道府県民税の割合

1.016 : 当該年度地方財政計画計上額等を勘案して定めた分離課税交付金交付見込額の推計乗率

令和6年度 道府県民税所得割 基準税額算出表

(単位：千円)

区 分	単位額 補正率	単 位 額 A×81,400円	令和5年度 納税 義務者数	20歳以上 住基人口 (R5.1.1)	20歳以上 住基人口 (R6.1.1)	20歳以上 住基人口 伸び率 D2/D1	令和6年度 理論納税 義務者数 C×D	(県費移譲後) 一般所得分 B×E F''
	A	B	C	D1	D2	D	E	F''
1 北海道	0.771	62,759	2,336,557	4,394,193	4,367,430	0.994	2,322,538	145,760,162
2 青 森	0.832	67,725	530,498	1,049,349	1,035,183	0.987	523,602	35,460,945
3 岩 手	0.846	68,864	539,862	1,012,505	1,000,822	0.988	533,384	36,730,956
4 宮 城	0.710	57,794	1,068,763	1,895,860	1,888,960	0.996	1,064,488	61,521,019
5 秋 田	0.814	66,260	408,558	816,837	804,677	0.985	402,430	26,665,012
6 山 形	0.855	69,597	485,128	882,372	872,512	0.989	479,792	33,392,084
7 福 島	0.914	74,400	840,970	1,535,617	1,520,686	0.990	832,560	61,942,464
8 茨 城	1.026	83,516	1,375,039	2,420,605	2,416,119	0.998	1,372,289	114,608,088
9 栃 木	1.014	82,540	927,026	1,619,900	1,614,674	0.997	924,245	76,287,182
10 群 馬	0.985	80,179	913,386	1,621,930	1,617,623	0.997	910,646	73,014,686
11 埼 玉	1.003	81,644	3,678,917	6,193,797	6,207,215	1.002	3,686,275	300,962,236
12 千 葉	1.076	87,586	3,143,668	5,305,368	5,318,555	1.002	3,149,955	275,891,959
13 東 京	1.656	134,798	7,474,802	11,742,276	11,822,377	1.007	7,527,126	1,014,641,531
14 神奈川	0.862	70,167	4,735,858	7,738,084	7,757,561	1.003	4,750,066	333,297,881
15 新 潟	0.700	56,980	1,022,267	1,832,579	1,814,790	0.990	1,012,044	57,666,267
16 富 山	0.953	77,574	519,024	870,013	864,208	0.993	515,391	39,980,941
17 石 川	0.980	79,772	550,809	931,144	927,156	0.996	548,606	43,763,398
18 福 井	0.952	77,493	378,923	630,990	626,477	0.993	376,271	29,158,369
19 山 梨	1.012	82,377	385,121	683,979	680,741	0.995	383,195	31,566,455
20 長 野	0.962	78,307	972,904	1,712,137	1,704,010	0.995	968,039	75,804,230
21 岐 阜	0.990	80,586	948,469	1,653,232	1,646,627	0.996	944,675	76,127,580
22 静 岡	0.805	65,527	1,806,970	3,046,652	3,033,565	0.996	1,799,742	117,931,694
23 愛 知	1.000	81,400	3,759,206	6,197,248	6,204,858	1.001	3,762,965	306,305,351
24 三 重	1.031	83,923	847,140	1,482,144	1,473,822	0.994	842,057	70,667,950
25 滋 賀	1.052	85,633	673,943	1,154,162	1,154,761	1.001	674,617	57,769,478
26 京 都	0.780	63,492	1,137,865	2,099,199	2,094,299	0.998	1,135,589	72,100,817
27 大 阪	0.905	73,667	4,034,845	7,372,345	7,382,695	1.001	4,038,880	297,532,173
28 兵 庫	0.987	80,342	2,502,540	4,550,231	4,533,278	0.996	2,492,530	200,254,845
29 奈 良	1.082	88,075	580,344	1,112,545	1,106,928	0.995	577,442	50,858,204
30 和歌山	0.953	77,574	392,462	781,861	774,086	0.990	388,537	30,140,369
31 鳥 取	0.841	68,457	248,486	454,459	450,290	0.991	246,250	16,857,536
32 島 根	0.863	70,248	305,673	549,412	543,597	0.989	302,311	21,236,743
33 岡 山	0.757	61,620	859,102	1,548,855	1,540,530	0.995	854,806	52,673,146
34 広 島	0.788	64,143	1,309,803	2,299,586	2,288,777	0.995	1,303,254	83,594,621
35 山 口	0.956	77,818	604,144	1,118,462	1,107,036	0.990	598,103	46,543,179
36 徳 島	0.941	76,597	311,877	608,973	602,686	0.990	308,758	23,649,937
37 香 川	0.950	77,330	443,915	799,377	794,822	0.994	441,252	34,122,017
38 愛 媛	0.928	75,539	569,208	1,117,381	1,107,786	0.991	564,085	42,610,417
39 高 知	0.878	71,469	297,869	582,545	575,870	0.989	294,592	21,054,196
40 福 岡	0.739	60,155	2,301,137	4,203,705	4,202,730	1.000	2,301,137	138,424,896
41 佐 賀	0.876	71,306	363,918	661,283	657,938	0.995	362,098	25,819,760
42 長 崎	0.874	71,144	559,886	1,087,200	1,076,255	0.990	554,287	39,434,194
43 熊 本	0.673	54,782	753,829	1,431,723	1,426,798	0.997	751,568	41,172,398
44 大 分	0.893	72,690	490,787	940,123	933,199	0.993	487,351	35,425,544
45 宮 崎	0.848	69,027	456,666	881,312	874,365	0.992	453,013	31,270,128
46 鹿児島	0.864	70,330	665,591	1,311,379	1,301,207	0.992	660,266	46,436,508
47 沖 縄	0.873	71,062	611,057	1,161,207	1,164,964	1.003	612,890	43,553,189
合 計	1.000	3,504,268	60,124,812	105,096,136	104,915,545	0.998	60,035,997	4,891,682,735

(つづき)

(単位：千円)

区 分	※政令市分							
	単位額 補正率	単 位 額 A' × 81,400円	令和5年度 納税 義務者数	20歳以上 住基人口 (R5.1.1)	20歳以上 住基人口 (R6.1.1)	20歳以上 住基人口 伸び率 D2' / D1'	令和6年度 理論納税 義務者数 C' × D'	一般所得分 B' × E'
	A'	B'	C'	D1'	D2'	D'	E'	F'
1 北海道	0.520	42,328	916,222	1,668,961	1,670,870	1.001	917,138	38,820,617
2 青 森	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
3 岩 手	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
4 宮 城	0.571	46,479	531,966	893,084	894,691	1.002	533,030	24,774,701
5 秋 田	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
6 山 形	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
7 福 島	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
8 茨 城	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
9 栃 木	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
10 群 馬	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
11 埼 玉	0.674	54,864	683,655	1,107,522	1,113,908	1.006	687,757	37,733,100
12 千 葉	0.632	51,445	487,088	821,604	825,733	1.005	489,523	25,183,511
13 東 京	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
14 神奈川	0.698	56,817	3,139,853	5,035,241	5,052,675	1.003	3,149,273	178,932,244
15 新 潟	0.485	39,479	373,740	650,524	646,557	0.994	371,498	14,666,370
16 富 山	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
17 石 川	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
18 福 井	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
19 山 梨	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
20 長 野	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
21 岐 阜	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
22 静 岡	0.544	44,282	731,145	1,236,322	1,231,762	0.996	728,220	32,247,038
23 愛 知	0.686	55,840	1,154,540	1,922,937	1,929,397	1.003	1,158,004	64,662,943
24 三 重	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
25 滋 賀	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
26 京 都	0.604	49,166	633,657	1,175,049	1,173,605	0.999	633,023	31,123,209
27 大 阪	0.579	47,131	1,659,127	3,028,331	3,045,037	1.006	1,669,082	78,665,504
28 兵 庫	0.606	49,328	688,625	1,268,651	1,263,114	0.996	685,871	33,832,645
29 奈 良	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
30 和歌山	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
31 鳥 取	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
32 島 根	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
33 岡 山	0.541	44,037	333,748	578,395	577,158	0.998	333,081	14,667,888
34 広 島	0.575	46,805	577,514	974,235	972,071	0.998	576,359	26,976,483
35 山 口	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
36 徳 島	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
37 香 川	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
38 愛 媛	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
39 高 知	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
40 福 岡	0.566	46,072	1,174,697	2,081,610	2,089,024	1.004	1,179,396	54,337,133
41 佐 賀	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
42 長 崎	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
43 熊 本	0.512	41,677	337,243	596,540	598,794	1.004	338,592	14,111,499
44 大 分	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
45 宮 崎	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
46 鹿児島	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
47 沖 縄	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
合 計	0.613	715,750	13,422,820	23,039,006	23,084,396	1.002	13,449,847	670,734,885

(つづき)

(単位：千円)

区 分	一般所得分 F''+F'	(県費移譲後) 分離譲渡 (調定見込額)	※政令市分 分離譲渡 (調定見込額)	分離譲渡 (調定見込額)	配当控除	外国税額 控除	配当割額 の控除額	株式等譲渡 所得割額 の控除額
	F	G''	G'	G	K	L	M	N
1 北海道	184,580,779	3,265,903	1,267,921	4,533,824	143,391	3,555	82,285	78,815
2 青 森	35,460,945	345,789	0	345,789	26,778	787	14,540	12,652
3 岩 手	36,730,956	511,916	0	511,916	29,656	377	16,741	14,811
4 宮 城	86,295,720	1,332,517	671,266	2,003,783	58,971	4,261	39,149	33,634
5 秋 田	26,665,012	201,248	0	201,248	23,694	280	12,320	10,774
6 山 形	33,392,084	368,648	0	368,648	67,121	3,891	18,184	14,567
7 福 島	61,942,464	1,648,409	0	1,648,409	63,739	2,680	36,789	34,803
8 茨 城	114,608,088	2,513,786	0	2,513,786	79,345	10,269	88,265	97,447
9 栃 木	76,287,182	1,904,045	0	1,904,045	52,653	5,495	60,485	43,732
10 群 馬	73,014,686	2,057,098	0	2,057,098	96,762	2,402	77,838	57,896
11 埼 玉	338,695,336	9,957,005	1,522,474	11,479,479	254,747	42,574	277,116	245,381
12 千 葉	301,075,470	9,848,681	1,275,485	11,124,166	297,995	35,039	322,994	262,234
13 東 京	1,014,641,531	62,803,071	0	62,803,071	2,244,696	499,183	1,926,370	1,715,087
14 神奈川	512,230,125	12,846,017	6,779,888	19,625,905	336,699	56,582	526,962	421,429
15 新 潟	72,332,637	1,010,610	302,434	1,313,044	67,832	1,485	47,661	38,903
16 富 山	39,980,941	636,653	0	636,653	57,024	1,408	45,145	29,581
17 石 川	43,763,398	813,560	0	813,560	48,525	1,581	39,459	55,451
18 福 井	29,158,369	728,143	0	728,143	28,103	1,065	42,755	43,139
19 山 梨	31,566,455	777,004	0	777,004	21,003	5,457	30,123	23,258
20 長 野	75,804,230	2,140,855	0	2,140,855	89,136	10,786	70,932	51,714
21 岐 阜	76,127,580	1,864,937	0	1,864,937	106,860	5,136	89,954	73,313
22 静 岡	150,178,732	3,557,426	1,367,859	4,925,285	151,093	9,049	140,771	122,149
23 愛 知	370,968,294	10,927,785	3,439,490	14,367,275	401,259	28,672	494,200	347,591
24 三 重	70,667,950	1,388,607	0	1,388,607	88,772	4,958	81,362	56,098
25 滋 賀	57,769,478	1,734,745	0	1,734,745	56,197	2,471	54,057	64,265
26 京 都	103,224,026	2,813,803	1,887,121	4,700,924	99,135	13,468	143,565	115,960
27 大 阪	376,197,677	10,293,289	2,833,591	13,126,880	364,955	32,448	518,277	360,936
28 兵 庫	234,087,490	8,008,007	1,187,050	9,195,057	354,534	23,272	352,870	281,533
29 奈 良	50,858,204	1,748,895	0	1,748,895	70,257	22,790	85,990	64,368
30 和歌山	30,140,369	475,521	0	475,521	31,349	828	29,134	26,827
31 鳥 取	16,857,536	290,012	0	290,012	11,979	149	15,273	13,360
32 島 根	21,236,743	316,921	0	316,921	23,647	988	16,401	13,178
33 岡 山	67,341,034	1,807,659	415,873	2,223,532	51,680	1,858	55,963	56,790
34 広 島	110,571,104	2,056,115	761,677	2,817,792	103,128	6,003	87,249	65,373
35 山 口	46,543,179	770,873	0	770,873	47,708	1,018	35,236	26,758
36 徳 島	23,649,937	488,473	0	488,473	56,520	574	30,844	21,586
37 香 川	34,122,017	802,599	0	802,599	37,459	670	47,124	29,850
38 愛 媛	42,610,417	1,029,107	0	1,029,107	42,155	834	35,743	32,249
39 高 知	21,054,196	375,494	0	375,494	21,373	57	16,731	106,928
40 福 岡	192,762,029	4,269,736	2,011,746	6,281,482	134,230	11,267	140,599	143,204
41 佐 賀	25,819,760	485,555	0	485,555	23,704	1,218	11,724	10,953
42 長 崎	39,434,194	772,596	0	772,596	37,718	592	19,239	22,543
43 熊 本	55,283,897	1,150,223	456,910	1,607,133	35,990	460	25,255	24,690
44 大 分	35,425,544	768,423	0	768,423	38,257	388	28,913	38,079
45 宮 崎	31,270,128	882,844	0	882,844	28,217	289	16,502	14,517
46 鹿児島	46,436,508	1,005,596	0	1,005,596	38,088	1,848	19,715	20,406
47 沖 縄	43,553,189	2,154,235	0	2,154,235	40,403	7,286	15,897	16,854
合 計	5,562,417,620	177,950,434	26,180,785	204,131,219	6,584,537	867,748	6,384,701	5,455,666

(つづき)

(単位：千円)

区 分	(県費移譲後)	※政令市分			税額控除 (寄附金除く) 0〃+0' 0	寄附金控除 (条例指定除き) P	(県費移譲後)	※政令市分
	(K+L+M+N) × 1.090	配当控除 K'	外国税額 控除 L'	(K' +L') × 1.090 0'			P×1.000 ※東京都のみ P×1.093	寄附金控除 (条例指定除き) P'
	0〃						Q〃	
1 北海道	335,770	39,668	2,375	45,827	381,597	5,201,860	5,201,860	2,006,656
2 青 森	59,685	0	0	0	59,685	885,596	885,596	0
3 岩 手	67,128	0	0	0	67,128	864,519	864,519	0
4 宮 城	148,256	26,492	2,466	31,564	179,820	2,054,479	2,054,479	1,152,643
5 秋 田	51,304	0	0	0	51,304	647,623	647,623	0
6 山 形	113,102	0	0	0	113,102	917,238	917,238	0
7 福 島	150,432	0	0	0	150,432	1,515,258	1,515,258	0
8 茨 城	300,105	0	0	0	300,105	4,117,434	4,117,434	0
9 栃 木	176,978	0	0	0	176,978	2,620,743	2,620,743	0
10 群 馬	256,039	0	0	0	256,039	2,596,324	2,596,324	0
11 埼 玉	893,602	35,019	3,074	41,521	935,123	13,462,063	13,462,063	2,252,905
12 千 葉	1,000,906	28,751	2,486	34,048	1,034,954	13,610,229	13,610,229	1,385,751
13 東 京	6,960,016	0	0	0	6,960,016	68,620,486	75,002,191	0
14 神奈川	1,462,422	173,221	27,676	218,978	1,681,400	17,813,876	17,813,876	10,615,093
15 新 潟	169,910	15,382	498	17,309	187,219	1,545,449	1,545,449	539,804
16 富 山	145,142	0	0	0	145,142	1,218,652	1,218,652	0
17 石 川	158,067	0	0	0	158,067	1,677,604	1,677,604	0
18 福 井	125,418	0	0	0	125,418	952,254	952,254	0
19 山 梨	87,027	0	0	0	87,027	1,196,914	1,196,914	0
20 長 野	242,599	0	0	0	242,599	2,377,099	2,377,099	0
21 岐 阜	300,037	0	0	0	300,037	3,263,445	3,263,445	0
22 静 岡	461,138	55,532	1,643	62,321	523,459	4,376,253	4,376,253	1,410,265
23 愛 知	1,386,177	121,259	20,623	154,651	1,540,828	15,736,266	15,736,266	4,018,162
24 三 重	251,997	0	0	0	251,997	3,015,855	3,015,855	0
25 滋 賀	192,919	0	0	0	192,919	2,875,493	2,875,493	0
26 京 都	405,620	61,119	11,768	79,447	485,067	3,884,505	3,884,505	1,890,875
27 大 阪	1,391,511	83,058	16,198	108,189	1,499,700	17,352,840	17,352,840	4,703,300
28 兵 庫	1,103,308	51,895	4,036	60,965	1,164,273	11,129,062	11,129,062	2,066,427
29 奈 良	265,311	0	0	0	265,311	2,756,962	2,756,962	0
30 和歌山	96,070	0	0	0	96,070	1,270,320	1,270,320	0
31 鳥 取	44,429	0	0	0	44,429	509,562	509,562	0
32 島 根	59,093	0	0	0	59,093	551,777	551,777	0
33 岡 山	181,257	14,336	606	16,287	197,544	2,021,369	2,021,369	735,809
34 広 島	285,311	29,543	2,848	35,306	320,617	3,329,515	3,329,515	1,303,476
35 山 口	120,685	0	0	0	120,685	1,580,035	1,580,035	0
36 徳 島	119,381	0	0	0	119,381	876,718	876,718	0
37 香 川	125,462	0	0	0	125,462	1,370,804	1,370,804	0
38 愛 媛	120,969	0	0	0	120,969	1,492,119	1,492,119	0
39 高 知	158,147	0	0	0	158,147	629,273	629,273	0
40 福 岡	467,937	56,924	9,112	71,979	539,916	6,094,449	6,094,449	2,884,214
41 佐 賀	51,883	0	0	0	51,883	884,682	884,682	0
42 長 崎	87,300	0	0	0	87,300	1,308,043	1,308,043	0
43 熊 本	94,171	11,105	296	12,427	106,598	1,241,471	1,241,471	576,421
44 大 分	115,144	0	0	0	115,144	1,176,025	1,176,025	0
45 宮 崎	64,882	0	0	0	64,882	1,016,918	1,016,918	0
46 鹿児島	87,262	0	0	0	87,262	1,540,512	1,540,512	0
47 沖 縄	87,680	0	0	0	87,680	1,352,917	1,352,917	0
合 計	21,028,989	803,304	105,705	990,819	22,019,808	236,532,890	242,914,595	37,541,801

(つづき)

(単位：千円)

区 分	※政令市分（つづき）		調整控除	T × 1.071	※政令市分		調整控除	住宅借入金等 特別税額控除 見込額	
	P' × 1.000	寄附金控除 (条例指定除き)			調整控除	T' × 1.071			
									Q' × 1.000
	Q'	Q' + Q'	T	U''	T'	U'	U'' + U'	U	R
1 北海道	2,006,656	7,208,516	2,497,123	2,674,419	591,991	634,022	3,308,441	2,091,772	
2 青 森	0	885,596	741,050	793,665	0	0	793,665	673,924	
3 岩 手	0	864,519	749,984	803,233	0	0	803,233	668,659	
4 宮 城	1,152,643	3,207,122	1,095,800	1,173,602	337,382	361,336	1,534,938	1,266,249	
5 秋 田	0	647,623	592,412	634,473	0	0	634,473	467,598	
6 山 形	0	917,238	683,223	731,732	0	0	731,732	621,919	
7 福 島	0	1,515,258	1,156,456	1,238,564	0	0	1,238,564	1,138,669	
8 茨 城	0	4,117,434	1,852,088	1,983,586	0	0	1,983,586	1,790,953	
9 栃 木	0	2,620,743	1,225,916	1,312,956	0	0	1,312,956	1,223,178	
10 群 馬	0	2,596,324	1,244,007	1,332,331	0	0	1,332,331	1,316,629	
11 埼 玉	2,252,905	15,714,968	4,344,696	4,653,169	421,984	451,945	5,105,114	4,659,251	
12 千 葉	1,385,751	14,995,980	3,763,995	4,031,239	310,851	332,921	4,364,160	3,587,821	
13 東 京	0	75,002,191	8,786,980	9,410,856	0	0	9,410,856	6,093,901	
14 神奈川	10,615,093	28,428,969	4,012,652	4,297,550	1,929,779	2,066,793	6,364,343	3,830,888	
15 新 潟	539,804	2,085,253	1,176,466	1,259,995	248,432	266,071	1,526,066	1,046,401	
16 富 山	0	1,218,652	691,160	740,232	0	0	740,232	572,840	
17 石 川	0	1,677,604	728,482	780,204	0	0	780,204	731,830	
18 福 井	0	952,254	508,649	544,763	0	0	544,763	454,412	
19 山 梨	0	1,196,914	515,729	552,346	0	0	552,346	463,097	
20 長 野	0	2,377,099	1,318,527	1,412,142	0	0	1,412,142	1,207,489	
21 岐 阜	0	3,263,445	1,294,107	1,385,989	0	0	1,385,989	1,328,964	
22 静 岡	1,410,265	5,786,518	1,895,143	2,029,698	473,527	507,147	2,536,845	1,995,139	
23 愛 知	4,018,162	19,754,428	4,087,381	4,377,585	708,926	759,260	5,136,845	4,839,644	
24 三 重	0	3,015,855	1,128,149	1,208,248	0	0	1,208,248	1,126,046	
25 滋 賀	0	2,875,493	896,422	960,068	0	0	960,068	1,017,510	
26 京 都	1,890,875	5,775,380	1,095,642	1,173,433	406,500	435,362	1,608,795	1,020,099	
27 大 阪	4,703,300	22,056,140	4,247,353	4,548,915	1,095,467	1,173,245	5,722,160	4,019,470	
28 兵 庫	2,066,427	13,195,489	2,885,117	3,089,960	446,276	477,962	3,567,922	2,782,764	
29 奈 良	0	2,756,962	807,601	864,941	0	0	864,941	755,754	
30 和歌山	0	1,270,320	536,274	574,349	0	0	574,349	522,871	
31 鳥 取	0	509,562	341,205	365,431	0	0	365,431	313,526	
32 島 根	0	551,777	421,206	451,112	0	0	451,112	354,414	
33 岡 山	735,809	2,757,178	934,882	1,001,259	215,214	230,494	1,231,753	1,045,344	
34 広 島	1,303,476	4,632,991	1,361,201	1,457,846	371,012	397,354	1,855,200	1,432,636	
35 山 口	0	1,580,035	804,486	861,605	0	0	861,605	821,266	
36 徳 島	0	876,718	425,654	455,875	0	0	455,875	311,996	
37 香 川	0	1,370,804	600,121	642,730	0	0	642,730	541,898	
38 愛 媛	0	1,492,119	777,101	832,275	0	0	832,275	766,710	
39 高 知	0	629,273	399,690	428,068	0	0	428,068	303,469	
40 福 岡	2,884,214	8,978,663	2,292,432	2,455,195	739,540	792,047	3,247,242	2,468,627	
41 佐 賀	0	884,682	500,011	535,512	0	0	535,512	521,388	
42 長 崎	0	1,308,043	764,184	818,441	0	0	818,441	627,083	
43 熊 本	576,421	1,817,892	806,160	863,397	218,855	234,394	1,097,791	924,021	
44 大 分	0	1,176,025	673,010	720,794	0	0	720,794	709,352	
45 宮 崎	0	1,016,918	618,212	662,105	0	0	662,105	624,997	
46 鹿児島	0	1,540,512	918,912	984,155	0	0	984,155	1,025,481	
47 沖 縄	0	1,352,917	822,117	880,487	0	0	880,487	646,821	
合 計	37,541,801	280,456,396	70,019,168	74,990,530	8,515,736	9,120,353	84,110,883	66,754,770	

(つづき)

(単位：千円)

区 分	R×1.057	定額減税 見込額	V×1.041	退職所得 分離課税 (R4.7～R5.6)	H×1.039	I×0.667	(F''+G''-O''-Q''-U'') ×0.988-S-W+J	基準税額 (25%加算前・精算前) X''×0.75
	S	V	W	H	I	J	X''	Y
1 北海道	2,211,003	10,979,594	11,429,757	2,718,295	2,824,309	1,883,814	127,367,302	95,525,477
2 青 森	712,338	3,070,391	3,196,277	359,268	373,279	248,977	29,999,337	22,499,503
3 岩 手	706,773	3,126,960	3,255,165	357,454	371,395	247,720	31,367,678	23,525,759
4 宮 城	1,338,425	4,789,926	4,986,313	1,017,506	1,057,189	705,145	53,143,880	39,857,910
5 秋 田	494,251	2,371,572	2,468,806	329,236	342,076	228,165	22,491,574	16,868,681
6 山 形	657,368	2,824,678	2,940,490	342,927	356,301	237,653	28,254,471	21,190,853
7 福 島	1,203,573	4,956,811	5,160,040	749,321	778,545	519,290	54,114,057	40,585,543
8 茨 城	1,893,037	8,260,446	8,599,124	1,160,276	1,205,527	804,087	99,704,026	74,778,020
9 栃 木	1,292,899	5,519,908	5,746,224	823,024	855,122	570,366	66,722,826	50,042,120
10 群 馬	1,391,677	5,440,333	5,663,387	811,989	843,657	562,719	63,544,100	47,658,075
11 埼 玉	4,924,828	19,937,063	20,754,483	3,595,394	3,735,614	2,491,655	265,219,826	198,914,870
12 千 葉	3,792,327	17,299,889	18,009,184	3,497,178	3,633,568	2,423,590	244,515,166	183,386,375
13 東 京	6,441,253	40,907,300	42,584,499	15,512,122	16,117,095	10,750,102	935,963,031	701,972,273
14 神奈川	4,049,249	18,916,521	19,692,098	6,677,571	6,937,996	4,627,643	299,585,505	224,689,129
15 新 潟	1,106,046	4,861,160	5,060,468	879,214	913,503	609,307	49,475,898	37,106,924
16 富 山	605,492	2,986,332	3,108,772	470,864	489,228	326,315	34,663,456	25,997,592
17 石 川	773,544	3,208,876	3,340,440	578,435	600,994	400,863	37,744,429	28,308,322
18 福 井	480,313	2,214,478	2,305,272	379,287	394,079	262,851	25,402,174	19,051,631
19 山 梨	489,494	2,263,986	2,356,809	314,128	326,379	217,695	27,512,478	20,634,359
20 長 野	1,276,316	5,779,752	6,016,722	830,576	862,968	575,600	66,308,848	49,731,636
21 岐 阜	1,404,715	5,706,523	5,940,490	911,160	946,695	631,446	65,452,770	49,089,578
22 静 岡	2,108,862	8,457,196	8,803,941	2,107,463	2,189,654	1,460,499	103,794,263	77,845,697
23 愛 知	5,115,504	19,460,525	20,258,407	4,378,745	4,549,516	3,034,527	269,844,927	202,383,695
24 三 重	1,190,231	5,076,752	5,284,899	882,374	916,787	611,497	60,905,859	45,679,394
25 滋 賀	1,075,508	4,197,920	4,370,035	699,981	727,280	485,096	49,849,587	37,387,190
26 京 都	1,078,245	4,936,547	5,138,945	1,604,760	1,667,346	1,112,120	63,512,579	47,634,434
27 大 阪	4,248,580	19,218,670	20,006,635	4,692,199	4,875,195	3,251,755	260,114,350	195,085,763
28 兵 庫	2,941,382	13,168,376	13,708,279	3,554,645	3,693,276	2,463,415	176,438,990	132,329,243
29 奈 良	798,832	3,616,057	3,764,315	804,513	835,889	557,538	44,129,637	33,097,228
30 和歌山	552,675	2,359,281	2,456,012	432,996	449,883	300,072	25,622,434	19,216,826
31 鳥 取	331,397	1,462,930	1,522,910	219,548	228,110	152,149	14,331,230	10,748,423
32 島 根	374,616	1,797,236	1,870,923	247,456	257,107	171,490	18,171,733	13,628,800
33 岡 山	1,104,929	4,156,158	4,326,560	838,023	870,706	580,761	45,810,869	34,358,152
34 広 島	1,514,296	6,136,438	6,388,032	1,448,218	1,504,699	1,003,634	72,712,433	54,534,325
35 山 口	868,078	3,570,731	3,717,131	639,960	664,918	443,500	40,072,997	30,054,748
36 徳 島	329,780	1,865,577	1,942,066	326,288	339,013	226,122	20,368,475	15,276,356
37 香 川	572,786	2,636,906	2,745,019	433,636	450,548	300,516	29,374,904	22,031,178
38 愛 媛	810,412	3,421,231	3,561,501	482,577	501,398	334,432	36,662,350	27,496,763
39 高 知	320,767	1,685,778	1,754,895	255,892	265,872	177,337	18,073,307	13,554,980
40 福 岡	2,609,339	10,438,722	10,866,710	2,518,157	2,616,365	1,745,115	120,341,992	90,256,494
41 佐 賀	551,107	2,204,414	2,294,795	374,532	389,139	259,556	21,948,893	16,461,670
42 長 崎	662,827	3,345,000	3,482,145	536,677	557,607	371,924	33,764,042	25,323,032
43 熊 本	976,690	3,508,436	3,652,282	791,724	822,601	548,675	35,561,802	26,671,352
44 大 分	749,785	2,933,528	3,053,803	421,734	438,182	292,267	30,260,499	22,695,374
45 宮 崎	660,622	2,705,765	2,816,701	400,513	416,133	277,561	26,844,396	20,133,297
46 鹿児島	1,083,933	4,009,299	4,173,680	579,128	601,714	401,343	39,435,943	29,576,957
47 沖 縄	683,690	3,747,906	3,901,570	511,353	531,296	354,374	38,634,818	28,976,114
合 計	70,559,794	315,539,878	328,477,011	72,498,317	75,325,753	50,242,278	4,325,136,141	3,243,852,115

(つづき)

(単位：千円)

区 分	Ⅰ. 三位一体の改革分 税源移譲影響額 (25%加算)				Ⅱ. 県費負担教職員分 税源移譲影響額 (25%加算)			
	移譲後対象税額 (F+G-O-Q-U) ×0.988-S-W+J	移譲前対象税額 附表 1	移譲見込額 Z-AA	AB×0.25	移譲後対象税額 (F''+G''-O''-Q''-U'') ×0.988-S-W+J	移譲前対象税額 (F+G-O-Q-U) ×0.988-S-W+J	移譲見込額 AD-AE	AF×0.25
	Z (=AE)	AA	AB	AC	AD (=X'')	AE (=Z)	AF	AG
1 北海道	164,320,510	79,533,612	84,786,898	21,196,725	127,367,302	164,320,510	△ 36,953,208	△ 9,238,302
2 青 森	29,999,337	13,762,871	16,236,466	4,059,117	29,999,337	29,999,337	0	0
3 岩 手	31,367,678	14,487,470	16,880,208	4,220,052	31,367,678	31,367,678	0	0
4 宮 城	76,757,499	37,007,005	39,750,494	9,937,624	53,143,880	76,757,499	△ 23,613,619	△ 5,903,405
5 秋 田	22,491,574	10,258,772	12,232,802	3,058,201	22,491,574	22,491,574	0	0
6 山 形	28,254,471	12,991,471	15,263,000	3,815,750	28,254,471	28,254,471	0	0
7 福 島	54,114,057	25,654,111	28,459,946	7,114,987	54,114,057	54,114,057	0	0
8 茨 城	99,704,026	46,602,218	53,101,808	13,275,452	99,704,026	99,704,026	0	0
9 栃 木	66,722,826	31,509,741	35,213,085	8,803,271	66,722,826	66,722,826	0	0
10 群 馬	63,544,100	30,053,440	33,490,660	8,372,665	63,544,100	63,544,100	0	0
11 埼 玉	301,290,919	144,550,093	156,740,826	39,185,207	265,219,826	301,290,919	△ 36,071,093	△ 9,017,773
12 千 葉	268,924,966	130,247,162	138,677,804	34,669,451	244,515,166	268,924,966	△ 24,409,800	△ 6,102,450
13 東 京	935,963,031	492,450,116	443,512,915	110,878,229	935,963,031	935,963,031	0	0
14 神奈川	470,323,038	236,037,965	234,285,073	58,571,268	299,585,505	470,323,038	△ 170,737,533	△ 42,684,383
15 新 潟	63,451,770	30,164,129	33,287,641	8,321,910	49,475,898	63,451,770	△ 13,975,872	△ 3,493,968
16 富 山	34,663,456	16,174,167	18,489,289	4,622,322	34,663,456	34,663,456	0	0
17 石 川	37,744,429	17,587,693	20,156,736	5,039,184	37,744,429	37,744,429	0	0
18 福 井	25,402,174	11,922,907	13,479,267	3,369,817	25,402,174	25,402,174	0	0
19 山 梨	27,512,478	13,143,385	14,369,093	3,592,273	27,512,478	27,512,478	0	0
20 長 野	66,308,848	31,401,883	34,906,965	8,726,741	66,308,848	66,308,848	0	0
21 岐 阜	65,452,770	30,537,236	34,915,534	8,728,884	65,452,770	65,452,770	0	0
22 静 岡	135,049,805	65,777,827	69,271,978	17,317,995	103,794,263	135,049,805	△ 31,255,542	△ 7,813,886
23 愛 知	332,257,242	162,623,423	169,633,819	42,408,455	269,844,927	332,257,242	△ 62,412,315	△ 15,603,079
24 三 重	60,905,859	28,266,157	32,639,702	8,159,926	60,905,859	60,905,859	0	0
25 滋 賀	49,849,587	23,028,440	26,821,147	6,705,287	49,849,587	49,849,587	0	0
26 京 都	93,749,970	46,821,209	46,928,761	11,732,190	63,512,579	93,749,970	△ 30,237,391	△ 7,559,348
27 大 阪	334,722,538	163,195,549	171,526,989	42,881,747	260,114,350	334,722,538	△ 74,608,188	△ 18,652,047
28 兵 庫	208,464,359	102,529,649	105,934,710	26,483,678	176,438,990	208,464,359	△ 32,025,369	△ 8,006,342
29 奈 良	44,129,637	20,947,384	23,182,253	5,795,563	44,129,637	44,129,637	0	0
30 和歌山	25,622,434	11,807,516	13,814,918	3,453,730	25,622,434	25,622,434	0	0
31 鳥 取	14,331,230	6,554,329	7,776,901	1,944,225	14,331,230	14,331,230	0	0
32 島 根	18,171,733	8,381,753	9,789,980	2,447,495	18,171,733	18,171,733	0	0
33 岡 山	59,742,826	28,672,587	31,070,239	7,767,560	45,810,869	59,742,826	△ 13,931,957	△ 3,482,989
34 広 島	98,402,433	47,644,794	50,757,639	12,689,410	72,712,433	98,402,433	△ 25,690,000	△ 6,422,500
35 山 口	40,072,997	18,562,130	21,510,867	5,377,717	40,072,997	40,072,997	0	0
36 徳 島	20,368,475	9,516,288	10,852,187	2,713,047	20,368,475	20,368,475	0	0
37 香 川	29,374,904	13,646,215	15,728,689	3,932,172	29,374,904	29,374,904	0	0
38 愛 媛	36,662,350	17,181,045	19,481,305	4,870,326	36,662,350	36,662,350	0	0
39 高 知	18,073,307	8,469,122	9,604,185	2,401,046	18,073,307	18,073,307	0	0
40 福 岡	172,311,424	83,911,163	88,400,261	22,100,065	120,341,992	172,311,424	△ 51,969,432	△ 12,992,358
41 佐 賀	21,948,893	10,015,382	11,933,511	2,983,378	21,948,893	21,948,893	0	0
42 長 崎	33,764,042	15,604,455	18,159,587	4,539,897	33,764,042	33,764,042	0	0
43 熊 本	49,142,027	23,738,016	25,404,011	6,351,003	35,561,802	49,142,027	△ 13,580,225	△ 3,395,056
44 大 分	30,260,499	14,000,454	16,260,045	4,065,011	30,260,499	30,260,499	0	0
45 宮 崎	26,844,396	12,521,213	14,323,183	3,580,796	26,844,396	26,844,396	0	0
46 鹿児島	39,435,943	18,163,830	21,272,113	5,318,028	39,435,943	39,435,943	0	0
47 沖 縄	38,634,818	18,671,503	19,963,315	4,990,829	38,634,818	38,634,818	0	0
合 計	4,966,607,685	2,436,328,880	2,530,278,805	632,569,706	4,325,136,141	4,966,607,685	△ 641,471,544	△ 160,367,886

(つづき)

(単位：千円)

区 分	基準税額 (25%加算後・精算前) Y+AC+AG AH	分離譲渡所得分に係る精算額						
		従来分					※政令市分	
		令和5年度課税 状況調	AI×0.986 ×0.75	令和5年度算定 数値	AK×0.986 ×0.75	精算額 AJ-AL	令和5年度課税 状況調	AN×0.986 ×0.25
		AI	AJ	AK	AL	AM	AN	AO
1 北海道	107,483,900	2,617,551	1,935,679	2,595,998	1,919,741	15,938	1,182,984	291,606
2 青 森	26,558,620	361,688	267,468	356,476	263,614	3,854	0	0
3 岩 手	27,745,811	503,107	372,048	483,964	357,891	14,157	0	0
4 宮 城	43,892,129	1,298,401	960,168	1,300,658	961,837	△ 1,669	698,268	172,123
5 秋 田	19,926,882	251,767	186,182	255,095	188,643	△ 2,461	0	0
6 山 形	25,006,603	379,869	280,913	381,195	281,894	△ 981	0	0
7 福 島	47,700,530	939,610	694,842	890,797	658,744	36,098	0	0
8 茨 城	88,053,472	2,111,746	1,561,636	2,071,964	1,532,217	29,419	0	0
9 栃 木	58,845,391	1,594,965	1,179,477	1,642,690	1,214,769	△ 35,292	0	0
10 群 馬	56,030,740	1,549,330	1,145,730	1,522,116	1,125,605	20,125	0	0
11 埼 玉	229,082,304	9,480,126	7,010,553	9,299,125	6,876,703	133,850	1,609,930	396,848
12 千 葉	211,953,376	7,843,099	5,799,972	7,794,285	5,763,874	36,098	881,640	217,324
13 東 京	812,850,502	62,012,802	45,858,467	54,300,615	40,155,305	5,703,162	0	0
14 神奈川	240,576,014	11,066,581	8,183,737	11,188,094	8,273,596	△ 89,859	5,695,086	1,403,839
15 新 潟	41,934,866	837,031	618,984	856,631	633,479	△ 14,495	249,118	61,408
16 富 山	30,619,914	593,770	439,093	604,174	446,787	△ 7,694	0	0
17 石 川	33,347,506	1,010,948	747,596	1,006,373	744,213	3,383	0	0
18 福 井	22,421,448	620,627	458,954	681,545	504,003	△ 45,049	0	0
19 山 梨	24,226,632	676,887	500,558	686,039	507,326	△ 6,768	0	0
20 長 野	58,458,377	1,907,645	1,410,703	1,302,627	963,293	447,410	0	0
21 岐 阜	57,818,462	1,634,800	1,208,935	1,641,132	1,213,617	△ 4,682	0	0
22 静 岡	87,349,806	2,879,326	2,129,262	2,935,693	2,170,945	△ 41,683	952,988	234,912
23 愛 知	229,189,071	8,649,054	6,395,975	9,704,888	7,176,765	△ 780,790	2,748,797	677,578
24 三 重	53,839,320	1,433,977	1,060,426	1,441,952	1,066,324	△ 5,898	0	0
25 滋 賀	44,092,477	1,149,935	850,377	1,157,182	855,736	△ 5,359	0	0
26 京 都	51,807,276	2,472,632	1,828,511	2,286,790	1,691,081	137,430	1,451,752	357,857
27 大 阪	219,315,463	9,025,834	6,674,604	8,976,410	6,638,055	36,549	2,828,625	697,256
28 兵 庫	150,806,579	6,389,968	4,725,381	6,475,326	4,788,504	△ 63,123	977,662	240,994
29 奈 良	38,892,791	1,286,031	951,020	1,291,319	954,930	△ 3,910	0	0
30 和歌山	22,670,556	451,599	333,957	462,247	341,832	△ 7,875	0	0
31 鳥 取	12,692,648	248,862	184,033	251,850	186,243	△ 2,210	0	0
32 島 根	16,076,295	221,896	164,092	229,580	169,774	△ 5,682	0	0
33 岡 山	38,642,723	1,138,014	841,561	1,145,983	847,454	△ 5,893	430,882	106,212
34 広 島	60,801,235	2,101,263	1,553,884	2,109,948	1,560,307	△ 6,423	767,025	189,072
35 山 口	35,432,465	656,824	485,721	658,011	486,599	△ 878	0	0
36 徳 島	17,989,403	377,832	279,407	370,216	273,775	5,632	0	0
37 香 川	25,963,350	702,215	519,288	704,964	521,321	△ 2,033	0	0
38 愛 媛	32,367,089	935,753	691,989	957,433	708,022	△ 16,033	0	0
39 高 知	15,956,026	546,460	404,107	322,239	238,296	165,811	0	0
40 福 岡	99,364,201	3,848,322	2,845,834	3,840,399	2,839,975	5,859	1,860,694	458,661
41 佐 賀	19,445,048	485,823	359,266	485,327	358,899	367	0	0
42 長 崎	29,862,929	521,890	385,938	521,004	385,282	656	0	0
43 熊 本	29,627,299	915,687	677,151	920,366	680,611	△ 3,460	447,547	110,320
44 大 分	26,760,385	824,950	610,051	819,394	605,942	4,109	0	0
45 宮 崎	23,714,093	625,326	462,429	622,879	460,619	1,810	0	0
46 鹿児島	34,894,985	782,805	578,884	759,253	561,468	17,416	0	0
47 沖 縄	33,966,943	1,986,418	1,468,956	1,931,162	1,428,094	40,862	0	0
合 計	3,716,053,935	159,951,046	118,283,799	152,243,408	112,584,004	5,699,795	22,782,998	5,616,010

(つづき)

(単位：千円)

区 分	分離譲渡所得分に係る精算額（つづき）				分離課税 所得割交付金 －（附表2）	令和6年度 基準税額 AH+AS+AT
	※政令市分（つづき）			精算額 合計 AM-AR		
	令和5年度算定 数値	AP×0.986 ×0.25	精算額 AO-AQ			
	AP	AQ	AR	AS	AT	AU
1 北海道	1,207,116	297,554	△ 5,948	21,886	△ 477,226	107,028,560
2 青 森	0	0	0	3,854	0	26,562,474
3 岩 手	0	0	0	14,157	0	27,759,968
4 宮 城	702,489	173,164	△ 1,041	△ 628	△ 208,939	43,682,562
5 秋 田	0	0	0	△ 2,461	0	19,924,421
6 山 形	0	0	0	△ 981	0	25,005,622
7 福 島	0	0	0	36,098	0	47,736,628
8 茨 城	0	0	0	29,419	0	88,082,891
9 栃 木	0	0	0	△ 35,292	0	58,810,099
10 群 馬	0	0	0	20,125	0	56,050,865
11 埼 玉	1,625,825	400,766	△ 3,918	137,768	△ 328,773	228,891,299
12 千 葉	900,426	221,955	△ 4,631	40,729	△ 210,163	211,783,942
13 東 京	0	0	0	5,703,162	0	818,553,664
14 神奈川	5,837,684	1,438,989	△ 35,150	△ 54,709	△ 1,661,836	238,859,469
15 新 潟	254,544	62,745	△ 1,337	△ 13,158	△ 134,888	41,786,820
16 富 山	0	0	0	△ 7,694	0	30,612,220
17 石 川	0	0	0	3,383	0	33,350,889
18 福 井	0	0	0	△ 45,049	0	22,376,399
19 山 梨	0	0	0	△ 6,768	0	24,219,864
20 長 野	0	0	0	447,410	0	58,905,787
21 岐 阜	0	0	0	△ 4,682	0	57,813,780
22 静 岡	994,370	245,112	△ 10,200	△ 31,483	△ 283,973	87,034,350
23 愛 知	2,739,124	675,194	2,384	△ 783,174	△ 682,074	227,723,823
24 三 重	0	0	0	△ 5,898	0	53,833,422
25 滋 賀	0	0	0	△ 5,359	0	44,087,118
26 京 都	1,464,900	361,098	△ 3,241	140,671	△ 398,035	51,549,912
27 大 阪	2,826,333	696,691	565	35,984	△ 665,064	218,686,383
28 兵 庫	947,262	233,500	7,494	△ 70,617	△ 365,486	150,370,476
29 奈 良	0	0	0	△ 3,910	0	38,888,881
30 和歌山	0	0	0	△ 7,875	0	22,662,681
31 鳥 取	0	0	0	△ 2,210	0	12,690,438
32 島 根	0	0	0	△ 5,682	0	16,070,613
33 岡 山	444,525	109,575	△ 3,363	△ 2,530	△ 129,234	38,510,959
34 広 島	779,622	192,177	△ 3,105	△ 3,318	△ 222,211	60,575,706
35 山 口	0	0	0	△ 878	0	35,431,587
36 徳 島	0	0	0	5,632	0	17,995,035
37 香 川	0	0	0	△ 2,033	0	25,961,317
38 愛 媛	0	0	0	△ 16,033	0	32,351,056
39 高 知	0	0	0	165,811	0	16,121,837
40 福 岡	1,859,313	458,321	340	5,519	△ 529,969	98,839,751
41 佐 賀	0	0	0	367	0	19,445,415
42 長 崎	0	0	0	656	0	29,863,585
43 熊 本	454,334	111,993	△ 1,673	△ 1,787	△ 163,591	29,461,921
44 大 分	0	0	0	4,109	0	26,764,494
45 宮 崎	0	0	0	1,810	0	23,715,903
46 鹿児島	0	0	0	17,416	0	34,912,401
47 沖 縄	0	0	0	40,862	0	34,007,805
合 計	23,037,867	5,678,834	△ 62,824	5,762,619	△ 6,461,462	3,715,355,092

(附表1) 令和6年度 道府県民税所得割 税源移譲前税額の算出

(単位: 千円)

区 分	1. 総所得金額等に係る算出税額						
	700万円以下の金額における総所得金額等に係る課税標準額	A×0.02	700万円超1,000万円以下の金額における総所得金額等に係る課税標準額	1,000万円超の金額における総所得金額等に係る課税標準額	700万円超1,000万円以下の金額における納税義務者数	1,000万円超の金額における納税義務者数	{C-(7,000×D)} ×0.03+D×140 C: C1+C2 D: D1+D2
	A	B	C1	C2	D1	D2	E
1 北海道	3,620,972,120	72,419,442	219,998,859	692,809,901	26,605	33,593	23,170,403
2 青 森	736,240,960	14,724,819	33,384,929	108,292,839	4,045	5,358	3,592,123
3 岩 手	769,529,529	15,390,591	33,887,313	105,565,455	4,103	5,475	3,513,123
4 宮 城	1,693,512,403	33,870,248	125,910,418	296,741,575	15,244	15,280	10,542,880
5 秋 田	561,169,353	11,223,387	24,515,614	76,128,942	2,965	3,965	2,534,237
6 山 形	692,847,060	13,856,941	30,164,388	102,418,286	3,649	4,844	3,382,970
7 福 島	1,273,546,269	25,470,925	63,374,381	193,369,722	7,677	9,377	6,508,543
8 茨 城	2,285,967,937	45,719,359	180,510,603	339,230,466	21,964	17,671	12,817,782
9 栃 木	1,519,523,216	30,390,464	104,330,758	246,382,502	12,655	12,341	8,771,678
10 群 馬	1,449,928,528	28,998,571	83,191,502	255,541,343	10,077	12,134	8,607,215
11 埼 玉	6,509,296,830	130,185,937	573,025,636	1,174,623,947	69,504	61,487	43,260,117
12 千 葉	5,603,010,543	112,060,211	574,933,027	1,164,001,997	69,634	61,087	43,017,581
13 東 京	14,342,512,352	286,850,247	2,418,898,914	7,855,958,930	291,685	347,006	263,537,365
14 神奈川	8,909,988,800	178,199,776	1,181,273,679	2,394,796,870	142,960	125,834	88,466,536
15 新 潟	1,492,978,312	29,859,566	74,571,399	217,740,403	9,053	11,129	7,356,614
16 富 山	823,912,739	16,478,255	43,786,983	116,908,446	5,289	6,007	4,030,143
17 石 川	869,849,062	17,396,981	55,394,227	148,973,337	6,688	7,567	5,133,177
18 福 井	594,514,637	11,890,293	34,010,753	89,145,245	4,116	4,662	3,080,220
19 山 梨	605,547,636	12,110,953	40,374,263	129,416,666	4,902	6,321	4,308,118
20 長 野	1,532,675,342	30,653,507	86,401,351	242,495,990	10,484	12,064	8,288,560
21 岐 阜	1,510,048,943	30,200,979	95,163,167	263,578,905	11,522	12,540	9,077,922
22 静 岡	2,976,617,397	59,532,348	195,713,975	513,297,324	23,804	24,906	17,860,639
23 愛 知	6,808,037,180	136,160,744	656,360,467	1,594,361,590	79,515	77,248	56,548,252
24 三 重	1,414,637,472	28,292,749	92,051,860	230,437,011	11,195	11,224	8,105,336
25 滋 賀	1,146,407,397	22,928,148	85,458,765	178,678,547	10,364	9,458	6,536,579
26 京 都	1,872,881,705	37,457,634	177,032,195	478,853,216	21,352	23,549	16,533,492
27 大 阪	6,837,913,322	136,758,266	637,731,114	1,699,506,567	77,215	83,756	58,849,160
28 兵 庫	4,249,824,336	84,996,487	415,476,946	1,096,582,030	50,259	52,273	38,184,529
29 奈 良	945,786,394	18,915,728	82,521,997	221,179,433	9,950	11,267	7,625,853
30 和歌山	597,883,771	11,957,675	35,776,231	110,137,658	4,314	5,418	3,696,177
31 鳥 取	349,883,388	6,997,668	17,683,750	48,350,198	2,134	2,661	1,645,368
32 島 根	444,470,190	8,889,404	20,537,131	59,983,079	2,478	3,149	2,021,716
33 岡 山	1,345,107,558	26,902,151	83,876,439	224,017,306	10,143	11,651	7,711,232
34 広 島	2,140,837,382	42,816,748	158,645,686	416,289,895	19,182	20,523	14,468,717
35 山 口	950,480,925	19,009,619	55,039,713	144,109,555	6,675	7,291	4,996,858
36 徳 島	473,665,300	9,473,306	28,362,394	82,007,280	3,444	4,287	2,769,920
37 香 川	684,972,109	13,699,442	40,991,075	112,940,095	4,970	6,010	3,849,335
38 愛 媛	844,771,599	16,895,432	54,117,814	152,303,974	6,534	7,713	5,195,364
39 高 知	422,648,007	8,452,960	21,766,452	75,848,733	2,616	3,937	2,469,746
40 福 岡	3,649,106,773	72,982,135	288,665,441	769,176,807	34,946	39,345	26,534,897
41 佐 賀	531,642,375	10,632,848	26,887,465	75,877,691	3,245	4,001	2,575,735
42 長 崎	803,085,836	16,061,717	45,449,807	124,814,251	5,478	6,649	4,259,032
43 熊 本	1,093,598,707	21,871,974	66,201,899	194,199,574	7,994	10,102	6,545,324
44 大 分	718,588,800	14,371,776	39,143,971	114,459,910	4,726	5,844	3,868,216
45 宮 崎	633,600,151	12,672,003	30,586,824	105,884,480	3,701	5,281	3,465,399
46 鹿児島	942,926,757	18,858,535	46,021,565	155,474,991	5,588	7,883	5,101,927
47 沖 縄	858,487,359	17,169,747	50,835,748	152,199,638	6,136	8,230	5,085,442
合 計	101,135,434,761	2,022,708,696	9,530,038,888	25,345,092,600	1,152,779	1,229,398	879,501,552

(つづき)

(単位：千円)

区 分	1. 総所得金額等に係る算出税額 (つづき)		2. 退職所得分離課税に係る所得割額					
	B+E	F×1.015	退職分離所得割 の税額 (R4.7～R5.6)	退職分離所得割の納税 義務者数 (R4.7～ R5.6)	H/0.06/I	①J≤7,000の場合 J×0.02 ②7,000<Jの場合 (J-7,000) ×0.03+140	K×I	L×1.028
	F	G	H	I	J	K	L	M
1 北海道	95,589,845	97,023,693	2,718,295	12,885	3,516	70	901,950	927,205
2 青 森	18,316,942	18,591,696	359,268	2,853	2,099	42	119,826	123,181
3 岩 手	18,903,714	19,187,270	357,454	2,519	2,365	47	118,393	121,708
4 宮 城	44,413,128	45,079,325	1,017,506	3,636	4,664	93	338,148	347,616
5 秋 田	13,757,624	13,963,988	329,236	1,958	2,802	56	109,648	112,718
6 山 形	17,239,911	17,498,510	342,927	2,450	2,333	47	115,150	118,374
7 福 島	31,979,468	32,459,160	749,321	3,587	3,482	70	251,090	258,121
8 茨 城	58,537,141	59,415,198	1,160,276	5,121	3,776	76	389,196	400,093
9 栃 木	39,162,142	39,749,574	823,024	4,097	3,348	67	274,499	282,185
10 群 馬	37,605,786	38,169,873	811,989	3,589	3,771	75	269,175	276,712
11 埼 玉	173,446,054	176,047,745	3,595,394	16,372	3,660	73	1,195,156	1,228,620
12 千 葉	155,077,792	157,403,959	3,497,178	16,269	3,583	72	1,171,368	1,204,166
13 東 京	550,387,612	558,643,426	15,512,122	47,405	5,454	109	5,167,145	5,311,825
14 神奈川	266,666,312	270,666,307	6,677,571	17,834	6,240	125	2,229,250	2,291,669
15 新 潟	37,216,180	37,774,423	879,214	4,124	3,553	71	292,804	301,003
16 富 山	20,508,398	20,816,024	470,864	2,287	3,431	69	157,803	162,221
17 石 川	22,530,158	22,868,110	578,435	2,456	3,925	79	194,024	199,457
18 福 井	14,970,513	15,195,071	379,287	1,881	3,361	67	126,027	129,556
19 山 梨	16,419,071	16,665,357	314,128	1,835	2,853	57	104,595	107,524
20 長 野	38,942,067	39,526,198	830,576	4,268	3,243	65	277,420	285,188
21 岐 阜	39,278,901	39,868,085	911,160	3,629	4,185	84	304,836	313,371
22 静 岡	77,392,987	78,553,882	2,107,463	7,761	4,526	91	706,251	726,026
23 愛 知	192,708,996	195,599,631	4,378,745	16,666	4,379	88	1,466,608	1,507,673
24 三 重	36,398,085	36,944,056	882,374	3,393	4,334	87	295,191	303,456
25 滋 賀	29,464,727	29,906,698	699,981	3,698	3,155	63	232,974	239,497
26 京 都	53,991,126	54,800,993	1,604,760	6,717	3,982	80	537,360	552,406
27 大 阪	195,607,426	198,541,537	4,692,199	16,779	4,661	93	1,560,447	1,604,140
28 兵 庫	123,181,016	125,028,731	3,554,645	13,510	4,385	88	1,188,880	1,222,169
29 奈 良	26,541,581	26,939,705	804,513	2,619	5,120	102	267,138	274,618
30 和歌山	15,653,852	15,888,660	432,996	2,060	3,503	70	144,200	148,238
31 鳥 取	8,643,036	8,772,682	219,548	1,262	2,899	58	73,196	75,245
32 島 根	10,911,120	11,074,787	247,456	1,400	2,946	59	82,600	84,913
33 岡 山	34,613,383	35,132,584	838,023	4,072	3,430	69	280,968	288,835
34 広 島	57,285,465	58,144,747	1,448,218	6,802	3,549	71	482,942	496,464
35 山 口	24,006,477	24,366,574	639,960	3,392	3,144	63	213,696	219,679
36 徳 島	12,243,226	12,426,874	326,288	1,841	2,954	59	108,619	111,660
37 香 川	17,548,777	17,812,009	433,636	2,257	3,202	64	144,448	148,493
38 愛 媛	22,090,796	22,422,158	482,577	2,855	2,817	56	159,880	164,357
39 高 知	10,922,706	11,086,547	255,892	1,527	2,793	56	85,512	87,906
40 福 岡	99,517,032	101,009,787	2,518,157	10,634	3,947	79	840,086	863,608
41 佐 賀	13,208,583	13,406,712	374,532	1,355	4,607	92	124,660	128,150
42 長 崎	20,320,749	20,625,560	536,677	3,228	2,771	55	177,540	182,511
43 熊 本	28,417,298	28,843,557	791,724	4,027	3,277	66	265,782	273,224
44 大 分	18,239,992	18,513,592	421,734	2,232	3,149	63	140,616	144,553
45 宮 崎	16,137,402	16,379,463	400,513	2,581	2,586	52	134,212	137,970
46 鹿児島	23,960,462	24,319,869	579,128	2,965	3,255	65	192,725	198,121
47 沖 縄	22,255,189	22,589,017	511,353	2,292	3,718	74	169,608	174,357
合 計	2,902,210,248	2,945,743,404	72,498,317	288,980	168,733	3,377	24,183,642	24,860,782

(つづき)

(単位：千円)

区 分	3. 税額控除額								
	「税額控除額」の「配当控除」	※政令市分「税額控除額」の「配当控除」	(N+N') × (2/3)	「税額控除額」の「外国税額控除」	※政令市分「税額控除額」の「外国税額控除」	(P+P') / 0.12 × 0.1	配当割額の控除額	株式等譲渡所得割額の控除額	(R+S) / (2/5) × (1/3)
	N	N'	O	P	P'	Q	R	S	T
1 北海道	143,391	39,668	122,039	3,555	2,375	4,942	82,285	78,815	134,250
2 青 森	26,778	0	17,852	787	0	656	14,540	12,652	22,660
3 岩 手	29,656	0	19,771	377	0	314	16,741	14,811	26,293
4 宮 城	58,971	26,492	56,975	4,261	2,466	5,606	39,149	33,634	60,653
5 秋 田	23,694	0	15,796	280	0	233	12,320	10,774	19,245
6 山 形	67,121	0	44,747	3,891	0	3,243	18,184	14,567	27,293
7 福 島	63,739	0	42,493	2,680	0	2,233	36,789	34,803	59,660
8 茨 城	79,345	0	52,897	10,269	0	8,558	88,265	97,447	154,760
9 栃 木	52,653	0	35,102	5,495	0	4,579	60,485	43,732	86,848
10 群 馬	96,762	0	64,508	2,402	0	2,002	77,838	57,896	113,112
11 埼 玉	254,747	35,019	193,177	42,574	3,074	38,040	277,116	245,381	435,414
12 千 葉	297,995	28,751	217,831	35,039	2,486	31,271	322,994	262,234	487,690
13 東 京	2,244,696	0	1,496,464	499,183	0	415,986	1,926,370	1,715,087	3,034,548
14 神奈川	336,699	173,221	339,947	56,582	27,676	70,215	526,962	421,429	790,326
15 新 潟	67,832	15,382	55,476	1,485	498	1,653	47,661	38,903	72,137
16 富 山	57,024	0	38,016	1,408	0	1,173	45,145	29,581	62,272
17 石 川	48,525	0	32,350	1,581	0	1,318	39,459	55,451	79,092
18 福 井	28,103	0	18,735	1,065	0	888	42,755	43,139	71,578
19 山 梨	21,003	0	14,002	5,457	0	4,548	30,123	23,258	44,484
20 長 野	89,136	0	59,424	10,786	0	8,988	70,932	51,714	102,205
21 岐 阜	106,860	0	71,240	5,136	0	4,280	89,954	73,313	136,056
22 静 岡	151,093	55,532	137,750	9,049	1,643	8,910	140,771	122,149	219,100
23 愛 知	401,259	121,259	348,345	28,672	20,623	41,079	494,200	347,591	701,493
24 三 重	88,772	0	59,181	4,958	0	4,132	81,362	56,098	114,550
25 滋 賀	56,197	0	37,465	2,471	0	2,059	54,057	64,265	98,602
26 京 都	99,135	61,119	106,836	13,468	11,768	21,030	143,565	115,960	216,271
27 大 阪	364,955	83,058	298,675	32,448	16,198	40,538	518,277	360,936	732,678
28 兵 庫	354,534	51,895	270,953	23,272	4,036	22,757	352,870	281,533	528,669
29 奈 良	70,257	0	46,838	22,790	0	18,992	85,990	64,368	125,298
30 和歌山	31,349	0	20,899	828	0	690	29,134	26,827	46,634
31 鳥 取	11,979	0	7,986	149	0	124	15,273	13,360	23,861
32 島 根	23,647	0	15,765	988	0	823	16,401	13,178	24,649
33 岡 山	51,680	14,336	44,011	1,858	606	2,053	55,963	56,790	93,961
34 広 島	103,128	29,543	88,447	6,003	2,848	7,376	87,249	65,373	127,185
35 山 口	47,708	0	31,805	1,018	0	848	35,236	26,758	51,662
36 徳 島	56,520	0	37,680	574	0	478	30,844	21,586	43,692
37 香 川	37,459	0	24,973	670	0	558	47,124	29,850	64,145
38 愛 媛	42,155	0	28,103	834	0	695	35,743	32,249	56,660
39 高 知	21,373	0	14,249	57	0	48	16,731	106,928	103,049
40 福 岡	134,230	56,924	127,436	11,267	9,112	16,983	140,599	143,204	236,503
41 佐 賀	23,704	0	15,803	1,218	0	1,015	11,724	10,953	18,898
42 長 崎	37,718	0	25,145	592	0	493	19,239	22,543	34,818
43 熊 本	35,990	11,105	31,397	460	296	630	25,255	24,690	41,621
44 大 分	38,257	0	25,505	388	0	323	28,913	38,079	55,827
45 宮 崎	28,217	0	18,811	289	0	241	16,502	14,517	25,849
46 鹿児島	38,088	0	25,392	1,848	0	1,540	19,715	20,406	33,434
47 沖 縄	40,403	0	26,935	7,286	0	6,072	15,897	16,854	27,293
合 計	6,584,537	803,304	4,925,227	867,748	105,705	811,213	6,384,701	5,455,666	9,866,978

(つづき)

(単位：千円)

区 分	3. 税額控除額 (つづき)			20歳以上 住基人口 伸び率 本表D欄	(G-W) × X × 1. 00059 Y	Y × 0. 988 Z	M × X × 1. 00059 AA
	寄附金 税額控除額 (条例指定 分を除く。)	0+Q+T+U	V × 1. 031				
	本表Q欄 U	V	W				
1 北海道	7, 208, 516	7, 469, 747	7, 701, 309	0. 994	88, 838, 834	87, 772, 768	922, 186
2 青 森	885, 596	926, 764	955, 494	0. 987	17, 417, 201	17, 208, 195	121, 651
3 岩 手	864, 519	910, 897	939, 135	0. 988	18, 039, 795	17, 823, 317	120, 318
4 宮 城	3, 207, 122	3, 330, 356	3, 433, 597	0. 996	41, 503, 618	41, 005, 575	346, 430
5 秋 田	647, 623	682, 897	704, 067	0. 985	13, 068, 728	12, 911, 903	111, 093
6 山 形	917, 238	992, 521	1, 023, 289	0. 989	16, 303, 607	16, 107, 964	117, 141
7 福 島	1, 515, 258	1, 619, 644	1, 669, 853	0. 990	30, 499, 398	30, 133, 405	255, 691
8 茨 城	4, 117, 434	4, 333, 649	4, 467, 992	0. 998	54, 869, 666	54, 211, 230	399, 528
9 栃 木	2, 620, 743	2, 747, 272	2, 832, 437	0. 997	36, 828, 101	36, 386, 164	281, 504
10 群 馬	2, 596, 324	2, 775, 946	2, 862, 000	0. 997	35, 222, 719	34, 800, 046	276, 045
11 埼 玉	15, 714, 968	16, 381, 599	16, 889, 429	1. 002	159, 570, 724	157, 655, 875	1, 231, 804
12 千 葉	14, 995, 980	15, 732, 772	16, 220, 488	1. 002	141, 549, 303	139, 850, 711	1, 207, 286
13 東 京	75, 002, 191	79, 949, 189	82, 427, 614	1. 007	479, 832, 257	474, 074, 270	5, 352, 164
14 神奈川	28, 428, 969	29, 629, 457	30, 547, 970	1. 003	240, 980, 787	238, 089, 018	2, 299, 900
15 新 潟	2, 085, 253	2, 214, 519	2, 283, 169	0. 990	35, 157, 072	34, 735, 187	298, 169
16 富 山	1, 218, 652	1, 320, 113	1, 361, 037	0. 993	19, 330, 200	19, 098, 238	161, 180
17 石 川	1, 677, 604	1, 790, 364	1, 845, 865	0. 996	20, 950, 510	20, 699, 104	198, 776
18 福 井	952, 254	1, 043, 455	1, 075, 802	0. 993	14, 028, 706	13, 860, 362	128, 725
19 山 梨	1, 196, 914	1, 259, 948	1, 299, 006	0. 995	15, 298, 540	15, 114, 958	107, 050
20 長 野	2, 377, 099	2, 547, 716	2, 626, 695	0. 995	36, 736, 667	36, 295, 827	283, 929
21 岐 阜	3, 263, 445	3, 475, 021	3, 582, 747	0. 996	36, 161, 519	35, 727, 581	312, 302
22 静 岡	5, 786, 518	6, 152, 278	6, 342, 999	0. 996	71, 964, 473	71, 100, 899	723, 549
23 愛 知	19, 754, 428	20, 845, 345	21, 491, 551	1. 001	174, 385, 015	172, 292, 395	1, 510, 071
24 三 重	3, 015, 855	3, 193, 718	3, 292, 723	0. 994	33, 469, 160	33, 067, 530	301, 813
25 滋 賀	2, 875, 493	3, 013, 619	3, 107, 041	1. 001	26, 842, 284	26, 520, 177	239, 878
26 京 都	5, 775, 380	6, 119, 517	6, 309, 222	0. 998	48, 423, 340	47, 842, 260	551, 626
27 大 阪	22, 056, 140	23, 128, 031	23, 845, 000	1. 001	174, 974, 408	172, 874, 715	1, 606, 692
28 兵 庫	13, 195, 489	14, 017, 868	14, 452, 422	0. 996	110, 198, 983	108, 876, 595	1, 217, 999
29 奈 良	2, 756, 962	2, 948, 090	3, 039, 481	0. 995	23, 794, 754	23, 509, 217	273, 406
30 和歌山	1, 270, 320	1, 338, 543	1, 380, 038	0. 990	14, 372, 010	14, 199, 546	146, 842
31 鳥 取	509, 562	541, 533	558, 321	0. 991	8, 145, 235	8, 047, 492	74, 612
32 島 根	551, 777	593, 014	611, 397	0. 989	10, 354, 398	10, 230, 145	84, 029
33 岡 山	2, 757, 178	2, 897, 203	2, 987, 016	0. 995	32, 003, 711	31, 619, 666	287, 560
34 広 島	4, 632, 991	4, 855, 999	5, 006, 535	0. 995	52, 903, 716	52, 268, 871	494, 273
35 山 口	1, 580, 035	1, 664, 350	1, 715, 945	0. 990	22, 437, 353	22, 168, 105	217, 611
36 徳 島	876, 718	958, 568	988, 284	0. 990	11, 330, 885	11, 194, 914	110, 609
37 香 川	1, 370, 804	1, 460, 480	1, 505, 755	0. 994	16, 217, 979	16, 023, 363	147, 689
38 愛 媛	1, 492, 119	1, 577, 577	1, 626, 482	0. 991	20, 620, 674	20, 373, 226	162, 974
39 高 知	629, 273	746, 619	769, 764	0. 989	10, 209, 318	10, 086, 806	86, 990
40 福 岡	8, 978, 663	9, 359, 585	9, 649, 732	1. 000	91, 413, 957	90, 316, 990	864, 118
41 佐 賀	884, 682	920, 398	948, 930	0. 995	12, 402, 806	12, 253, 972	127, 584
42 長 崎	1, 308, 043	1, 368, 499	1, 410, 922	0. 990	19, 033, 715	18, 805, 310	180, 792
43 熊 本	1, 817, 892	1, 891, 540	1, 950, 178	0. 997	26, 828, 518	26, 506, 576	272, 565
44 大 分	1, 176, 025	1, 257, 680	1, 296, 668	0. 993	17, 106, 492	16, 901, 214	143, 626
45 宮 崎	1, 016, 918	1, 061, 819	1, 094, 735	0. 992	15, 171, 396	14, 989, 339	136, 947
46 鹿児島	1, 540, 512	1, 600, 878	1, 650, 505	0. 992	22, 501, 277	22, 231, 262	196, 652
47 沖 縄	1, 352, 917	1, 413, 217	1, 457, 027	1. 003	21, 207, 891	20, 953, 396	174, 983
合 計	280, 456, 396	296, 059, 814	305, 237, 668	0. 998	2, 640, 501, 700	2, 608, 815, 679	24, 868, 362

(つづき)

(単位：千円)

区 分	分離譲渡 (調定見込額) 本表G欄	AB×0.988	住宅借入金 等特別税額 控除額 本表S欄	定額減税 見込額 本表W欄	令和6年度 税源移譲前 対象税額 Z+AA+AC -AD-AE
	AB	AC	AD	AE	AF
1 北海道	4,533,824	4,479,418	2,211,003	11,429,757	79,533,612
2 青 森	345,789	341,640	712,338	3,196,277	13,762,871
3 岩 手	511,916	505,773	706,773	3,255,165	14,487,470
4 宮 城	2,003,783	1,979,738	1,338,425	4,986,313	37,007,005
5 秋 田	201,248	198,833	494,251	2,468,806	10,258,772
6 山 形	368,648	364,224	657,368	2,940,490	12,991,471
7 福 島	1,648,409	1,628,628	1,203,573	5,160,040	25,654,111
8 茨 城	2,513,786	2,483,621	1,893,037	8,599,124	46,602,218
9 栃 木	1,904,045	1,881,196	1,292,899	5,746,224	31,509,741
10 群 馬	2,057,098	2,032,413	1,391,677	5,663,387	30,053,440
11 埼 玉	11,479,479	11,341,725	4,924,828	20,754,483	144,550,093
12 千 葉	11,124,166	10,990,676	3,792,327	18,009,184	130,247,162
13 東 京	62,803,071	62,049,434	6,441,253	42,584,499	492,450,116
14 神奈川	19,625,905	19,390,394	4,049,249	19,692,098	236,037,965
15 新 潟	1,313,044	1,297,287	1,106,046	5,060,468	30,164,129
16 富 山	636,653	629,013	605,492	3,108,772	16,174,167
17 石 川	813,560	803,797	773,544	3,340,440	17,587,693
18 福 井	728,143	719,405	480,313	2,305,272	11,922,907
19 山 梨	777,004	767,680	489,494	2,356,809	13,143,385
20 長 野	2,140,855	2,115,165	1,276,316	6,016,722	31,401,883
21 岐 阜	1,864,937	1,842,558	1,404,715	5,940,490	30,537,236
22 静 岡	4,925,285	4,866,182	2,108,862	8,803,941	65,777,827
23 愛 知	14,367,275	14,194,868	5,115,504	20,258,407	162,623,423
24 三 重	1,388,607	1,371,944	1,190,231	5,284,899	28,266,157
25 滋 賀	1,734,745	1,713,928	1,075,508	4,370,035	23,028,440
26 京 都	4,700,924	4,644,513	1,078,245	5,138,945	46,821,209
27 大 阪	13,126,880	12,969,357	4,248,580	20,006,635	163,195,549
28 兵 庫	9,195,057	9,084,716	2,941,382	13,708,279	102,529,649
29 奈 良	1,748,895	1,727,908	798,832	3,764,315	20,947,384
30 和歌山	475,521	469,815	552,675	2,456,012	11,807,516
31 鳥 取	290,012	286,532	331,397	1,522,910	6,554,329
32 島 根	316,921	313,118	374,616	1,870,923	8,381,753
33 岡 山	2,223,532	2,196,850	1,104,929	4,326,560	28,672,587
34 広 島	2,817,792	2,783,978	1,514,296	6,388,032	47,644,794
35 山 口	770,873	761,623	868,078	3,717,131	18,562,130
36 徳 島	488,473	482,611	329,780	1,942,066	9,516,288
37 香 川	802,599	792,968	572,786	2,745,019	13,646,215
38 愛 媛	1,029,107	1,016,758	810,412	3,561,501	17,181,045
39 高 知	375,494	370,988	320,767	1,754,895	8,469,122
40 福 岡	6,281,482	6,206,104	2,609,339	10,866,710	83,911,163
41 佐 賀	485,555	479,728	551,107	2,294,795	10,015,382
42 長 崎	772,596	763,325	662,827	3,482,145	15,604,455
43 熊 本	1,607,133	1,587,847	976,690	3,652,282	23,738,016
44 大 分	768,423	759,202	749,785	3,053,803	14,000,454
45 宮 崎	882,844	872,250	660,622	2,816,701	12,521,213
46 鹿児島	1,005,596	993,529	1,083,933	4,173,680	18,163,830
47 沖 縄	2,154,235	2,128,384	683,690	3,901,570	18,671,503
合 計	204,131,219	201,681,644	70,559,794	328,477,011	2,436,328,880

(附表2) 令和6年度 分離課税所得割交付金 算出表

(単位: 千円)

区 分		退職所得 分離課税 税額 R4.7~R5.6 A	$A \times 1.039$ B	$B \times 0.667$ C	$C \times 1.016$ D	分離課税 所得割交付金 $D \times 1/2$ E	分離課税 所得割交付金 県別集計 F
1	北海道 札幌市	1,355,560	1,408,427	939,421	954,452	477,226	477,226
4	宮城 仙台市	593,491	616,637	411,297	417,878	208,939	208,939
11	埼玉 さいたま市	933,879	970,300	647,190	657,545	328,773	328,773
12	千葉 千葉市	596,967	620,249	413,706	420,325	210,163	210,163
14	神奈川 横浜市	3,285,300	3,413,427	2,276,756	2,313,184	1,156,592	1,661,836
	川崎市	1,122,901	1,166,694	778,185	790,636	395,318	
	相模原市	312,245	324,423	216,390	219,852	109,926	
15	新潟 新潟市	383,150	398,093	265,528	269,776	134,888	134,888
22	静岡 静岡市	350,802	364,483	243,110	247,000	123,500	283,973
	浜松市	455,823	473,600	315,891	320,945	160,473	
23	愛知 名古屋市	1,937,431	2,012,991	1,342,665	1,364,148	682,074	682,074
26	京都 京都市	1,130,618	1,174,712	783,533	796,070	398,035	398,035
27	大阪 大阪市	1,485,483	1,543,417	1,029,459	1,045,930	522,965	665,064
	堺市	403,631	419,373	279,722	284,198	142,099	
28	兵庫 神戸市	1,038,163	1,078,651	719,460	730,971	365,486	365,486
33	岡山 岡山市	367,089	381,405	254,397	258,467	129,234	129,234
34	広島 広島市	631,189	655,805	437,422	444,421	222,211	222,211
40	福岡 北九州市	529,180	549,818	366,729	372,597	186,299	529,969
	福岡市	976,195	1,014,267	676,516	687,340	343,670	
43	熊本 熊本市	464,681	482,804	322,030	327,182	163,591	163,591
合 計		18,353,778	19,069,576	12,719,407	12,922,917	6,461,462	6,461,462

第三款 法人税割

一 道府県民税法人税割の基準税額は、令和6年度分の推計基準税額に令和5年度分に係る精算額、令和4年度分に係る精算額、令和3年度分に係る精算額及び令和5年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額を加減して算定する。

- (1) 令和6年度分の推計基準税額については、令和5年4月から令和6年3月までの調定額等を基礎として算定する。
- (2) 令和5年度分に係る精算は、令和5年度の調定額等を基礎として行い、精算予定額の3分の1に相当する額とする。
- (3) 令和4年度分に係る精算は、未精算額の2分の1に相当する額とする。
- (4) 令和3年度分に係る精算は、未精算額の全額とする。

二 令和6年度基準税額の算定方法

基準税額は、次の(一)から(五)によって算定した額の合算額とする。

(一) 令和6年度分の推計基準税額

次の算式によって算定した額

算式

$$(A \times \alpha + B) \times 0.75$$

算式の符号

A : 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る当該事業年度分の法人税割の課税標準となるべき額（二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人の当該都道府県の課税標準となるべき額については、地方税法第57条及び第58条の規定の例による。以下本款において「課税標準額」という。）に同法第51条第1項に規定する標準税率（以下本款において「標準税率」という。）を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に納付すべきものとして確定した税額（同法第6条の規定により課税しなかった場合又は不均一の課税をした場合にける減収額として総務大臣が調査した額を含むものとする。以下本款において「調定額」という。）から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る還付すべきことが確定した額で令和5年度の歳出として還付すべき額（以下本款において「令和5年度の歳出還付額」という。）を控除した額

B : 令和5年1月31日以前に事業年度が終了した法人に係る同日以前に終了した事業年度分の法人税割の課税標準に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る令和4年度の歳出還付額を控除した額

α : 1.05

0.75 : 算入率

(二) 令和5年度分に係る精算額

次の(1)に定める額から(2)に定める額を控除した額から当該額の3分の2に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下同じ。）を控除して得た額。

(1) 次の算式によって算定した額

算式

$$(C + D) \times 0.75 + E$$

算式の符号

C : 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る当該事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る令和5年度の歳出還付額を控除した額

D : 令和5年1月31日以前に事業年度が終了した法人に係る同日以前に終了した事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る令和5年度の歳出還付額を控除した額

E : 令和5年度減収補填債のうち道府県民税法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

0.75 : 算入率

(2) 令和5年省令附則第13条第1項第1号の額

(三) 令和4年度分に係る精算額

令和5年省令附則第13条第1項第2号の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額から当該額の2分の1に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。以下同じ。）を控除して得た額とする。

(四) 令和3年度分に係る精算額

令和5年省令附則第13条第1項第3号の適用を受けた都道府県における同号に控除された額

(五) 令和5年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額

三 前記二に定めるところによって算定した令和6年度道府県民税法人税割の基準税額は、別表のとおりである。

(3) 令和5年度分道府県民税法人税割基準税額精算表

都道府県	令和5年度4月～令和6年3月調定額			令和5年度実績基準税額				令和5年度 推計基準税額	令和5年度分 精算予定額	精算繰越額	令和6年度 精算額
	現事業年度分	過事業年度分	計 A+B	C×0.75	令和5年度 減収補填額の額	E × 0.75	合 D+F				
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
北海道	3,832,441	36,792	3,869,233	2,901,925			2,901,925	3,270,527	△ 368,602	△ 245,734	△ 122,868
青森	611,036	13,840	624,876	468,657			468,657	508,711	△ 40,054	△ 26,702	△ 13,352
岩手	783,616	7,196	790,812	593,109			593,109	713,708	△ 120,599	△ 80,399	△ 40,200
宮城	2,342,702	3,514	2,346,216	1,759,662			1,759,662	2,156,508	△ 396,846	△ 264,564	△ 132,282
秋田	541,886	1,860	543,746	407,810			407,810	526,904	△ 119,094	△ 79,396	△ 39,698
山形	663,760	87,750	751,510	563,633			563,633	569,557	△ 5,924	△ 3,949	△ 1,975
福島	1,700,727	22,526	1,723,253	1,292,440			1,292,440	1,316,040	△ 23,600	△ 15,733	△ 7,867
茨城	2,866,261	173,914	3,040,175	2,280,131			2,280,131	2,542,318	△ 262,187	△ 174,791	△ 87,396
栃木	2,043,578	25,059	2,068,637	1,551,478			1,551,478	1,660,085	△ 108,607	△ 72,404	△ 36,203
群馬	2,946,154	12,207	2,958,361	2,218,771			2,218,771	2,229,699	△ 10,928	△ 7,285	△ 3,643
埼玉	5,660,225	63,870	5,724,095	4,293,071			4,293,071	4,485,179	△ 192,108	△ 128,072	△ 64,036
千葉	4,920,537	142,938	5,063,475	3,797,606			3,797,606	3,988,688	△ 191,082	△ 127,388	△ 63,694
東京都	67,677,179	652,918	68,330,097	51,247,573			51,247,573	51,935,407	△ 687,834	△ 458,556	△ 229,278
神奈川県	10,400,816	139,160	10,539,976	7,904,982			7,904,982	7,367,758	537,224	358,149	179,075
新潟	1,798,399	-55	1,798,344	1,348,758			1,348,758	1,499,235	△ 150,477	△ 100,318	△ 50,159
富山	1,056,774	16,558	1,073,332	804,999			804,999	900,496	△ 95,497	△ 63,664	△ 31,833
石川	1,263,653	23,129	1,286,782	965,087			965,087	910,520	54,567	36,378	18,189
福井	783,643	-31	783,612	587,709			587,709	689,837	△ 102,128	△ 68,085	△ 34,043
山梨	1,007,785	10,439	1,018,224	763,668			763,668	880,448	△ 116,780	△ 77,853	△ 38,927
長野	1,969,965	49,962	2,019,927	1,514,945			1,514,945	1,601,212	△ 86,267	△ 57,511	△ 28,756
岐阜	1,790,337	26,789	1,817,126	1,362,845			1,362,845	1,485,345	△ 122,500	△ 81,666	△ 40,834
静岡	4,511,970	45,258	4,557,228	3,417,921			3,417,921	3,734,729	△ 316,808	△ 211,205	△ 105,603
愛知	15,455,202	218,863	15,674,065	11,755,549			11,755,549	12,797,616	△ 1,042,067	△ 694,711	△ 347,356
三重	1,943,427	7,344	1,950,771	1,463,078			1,463,078	1,466,598	△ 3,520	△ 2,346	△ 1,174
滋賀	1,614,717	64,869	1,679,586	1,259,690			1,259,690	1,519,250	△ 259,560	△ 173,040	△ 86,520
京都	3,723,711	124,321	3,848,032	2,886,024			2,886,024	3,135,630	△ 249,606	△ 166,404	△ 83,202
大阪	15,981,793	175,055	16,156,848	12,117,636			12,117,636	12,632,372	△ 514,736	△ 343,157	△ 171,579
兵庫	5,268,714	43,606	5,312,320	3,984,240			3,984,240	3,907,759	76,481	50,987	25,494
奈良	561,082	15,684	576,766	432,575			432,575	569,195	△ 136,620	△ 91,080	△ 45,540
和歌山	479,290	3,475	482,765	362,074			362,074	494,666	△ 132,592	△ 88,394	△ 44,198
鳥取	308,478	9,087	317,565	238,174			238,174	267,136	△ 28,962	△ 19,308	△ 9,654
島根	538,799	5,747	544,546	408,410			408,410	422,548	△ 14,138	△ 9,425	△ 4,713
岡山	1,583,841	63,307	1,647,148	1,235,361			1,235,361	1,580,892	△ 345,531	△ 230,354	△ 115,177
広島	2,819,762	-13,739	2,806,023	2,104,517			2,104,517	2,180,985	△ 76,468	△ 50,978	△ 25,490
山口	1,101,037	34,221	1,135,258	851,444			851,444	1,117,912	△ 266,468	△ 177,645	△ 88,823
徳島	1,061,269	-95,932	965,337	724,003			724,003	648,935	75,068	50,045	25,023
香川	969,874	12,663	982,537	736,903			736,903	773,864	△ 36,961	△ 24,640	△ 12,321
愛媛	1,239,767	19,893	1,259,660	944,745			944,745	1,331,323	△ 386,578	△ 257,718	△ 128,860
高知	410,858	7,106	417,964	313,473			313,473	330,461	△ 16,988	△ 11,325	△ 5,663
福岡	7,212,268	56,534	7,268,802	5,451,602			5,451,602	5,936,250	△ 484,648	△ 323,098	△ 161,550
佐賀	638,883	-51,944	586,939	440,204			440,204	584,797	△ 144,593	△ 96,395	△ 48,198
長崎	965,267	12,723	977,990	733,493			733,493	818,810	△ 85,317	△ 56,878	△ 28,439
熊本	1,629,167	5,663	1,634,830	1,226,123			1,226,123	1,124,846	101,277	67,518	33,759
大分	840,757	-38,640	802,117	601,588			601,588	638,481	△ 36,893	△ 24,595	△ 12,298
宮崎	563,254	3,157	566,411	424,808			424,808	618,666	△ 193,858	△ 129,238	△ 64,620
鹿児島	924,040	16,028	940,068	705,051			705,051	746,298	△ 41,247	△ 27,498	△ 13,749
沖縄	1,162,284	52,971	1,215,255	911,441			911,441	899,927	11,514	7,676	3,838
合 計	190,170,985	2,307,655	192,478,640	144,358,986			144,358,986	151,518,128	△ 7,159,142	△ 4,772,749	△ 2,386,393

(単位：千円)

(4) 令和4年度分道府県民税法人税割基準税額精算表

都道府県	令和4年度4月～令和5年3月期定額			令和4年度実績基準税額					令和4年度推計基準税額			令和4年度分精算予定額			令和5年度精算済額			未精算額			精算繰越額			(単位：千円)
	現事業年度分		A+B	C	D	E	E × 0.75	F	G	H	I	J	K	L	M									
	A	B																						
北海道	4,224,012	94,450	4,318,462	3,238,847			3,238,847	3,312,965	△ 74,118	△ 24,706	△ 49,412	△ 24,706	△ 24,706	△ 24,706	△ 24,706									
青森	654,572	17,163	671,735	503,801			503,801	626,354	△ 122,553	△ 40,851	△ 81,702	△ 40,851	△ 40,851	△ 40,851	△ 40,851	△ 24,706								
岩手	911,707	30,786	942,493	706,870			706,870	717,020	△ 10,150	△ 3,384	△ 6,766	△ 3,384	△ 3,384	△ 3,384	△ 3,383	△ 40,851								
宮城	2,861,437	△ 14,707	2,846,730	2,135,048			2,135,048	1,945,626	189,422	63,141	126,281	63,141	63,141	63,141	63,141	△ 3,383								
秋田	688,838	6,813	695,651	521,738			521,738	558,407	△ 36,669	△ 12,223	△ 24,446	△ 12,223	△ 12,223	△ 12,223	△ 12,223	△ 63,141								
山形	706,795	45,546	752,341	564,256			564,256	637,151	△ 72,895	△ 24,299	△ 48,596	△ 24,299	△ 24,299	△ 24,298	△ 24,298	△ 12,223								
福島	1,714,389	23,187	1,737,576	1,303,182			1,303,182	1,497,232	△ 194,050	△ 64,684	△ 129,366	△ 64,684	△ 64,683	△ 64,683	△ 64,683	△ 24,298								
茨城	3,140,335	218,019	3,358,354	2,518,766			2,518,766	2,181,783	336,983	112,328	224,655	112,328	112,328	112,328	112,328	△ 64,683								
栃木	2,258,899	△ 68,041	2,190,858	1,643,144			1,643,144	1,671,937	△ 28,793	△ 9,598	△ 19,195	△ 9,598	△ 9,598	△ 9,598	△ 9,597	△ 24,298								
群馬	2,909,056	34,785	2,943,841	2,207,881			2,207,881	2,018,167	189,714	63,238	126,476	63,238	63,238	63,238	63,238	△ 9,597								
埼玉	5,856,647	65,026	5,921,673	4,441,255			4,441,255	4,688,529	△ 247,274	△ 82,425	△ 164,849	△ 82,425	△ 82,425	△ 82,425	△ 82,424	△ 63,238								
千葉	5,064,458	203,148	5,267,606	3,950,705			3,950,705	4,006,755	△ 56,050	△ 18,684	△ 37,366	△ 18,684	△ 18,684	△ 18,683	△ 18,683	△ 82,425								
東京都	68,041,665	525,127	68,566,792	51,425,094			51,425,094	54,768,082	△ 3,342,988	△ 1,114,330	△ 2,228,658	△ 1,114,330	△ 1,114,329	△ 1,114,329	△ 1,114,329	△ 18,683								
神奈川県	10,078,514	△ 355,622	9,722,892	7,292,169			7,292,169	6,521,758	770,411	256,804	513,607	256,803	256,804	256,804	256,803	△ 1,114,329								
新潟	1,986,643	△ 7,529	1,979,114	1,484,336			1,484,336	1,467,505	16,831	5,611	11,220	5,611	5,610	5,610	5,610	△ 1,114,329								
山梨	1,184,463	4,353	1,188,816	891,612			891,612	872,630	18,982	6,328	12,654	6,328	6,327	6,327	6,327	△ 5,610								
石川	1,186,492	15,670	1,202,162	901,622			901,622	982,060	△ 80,438	△ 26,813	△ 53,625	△ 26,812	△ 26,813	△ 26,813	△ 26,813	△ 6,327								
福井	908,102	2,600	910,702	683,027			683,027	758,868	△ 75,841	△ 25,281	△ 50,560	△ 25,280	△ 25,280	△ 25,280	△ 25,280	△ 26,812								
山梨	1,155,684	6,689	1,162,373	871,780			871,780	729,873	141,907	47,303	94,604	47,302	47,302	47,302	47,302	△ 50,560								
長野	2,049,836	64,615	2,114,451	1,585,838			1,585,838	1,519,059	66,779	22,260	44,519	22,259	22,260	22,260	22,260	△ 47,302								
岐阜	1,922,137	39,102	1,961,239	1,470,929			1,470,929	1,429,742	41,187	13,729	27,458	13,729	13,729	13,729	13,729	△ 22,259								
静岡県	4,863,370	67,635	4,931,005	3,698,254			3,698,254	2,843,665	854,589	284,863	569,726	284,863	284,863	284,863	284,863	△ 27,458								
愛知	17,129,043	△ 236,845	16,892,198	12,669,149			12,669,149	8,730,767	3,938,382	1,312,794	2,625,588	1,312,794	1,312,794	1,312,794	1,312,794	△ 854,589								
三重	1,906,020	30,384	1,936,404	1,452,303			1,452,303	1,442,562	9,741	3,247	6,494	3,247	3,247	3,247	3,247	△ 1,312,794								
滋賀	1,966,309	39,695	2,006,004	1,504,503			1,504,503	1,198,770	305,733	101,911	203,822	101,911	101,911	101,911	101,911	△ 3,247								
京都	3,991,359	149,567	4,140,926	3,105,695			3,105,695	3,349,638	△ 243,943	△ 81,315	△ 162,628	△ 81,314	△ 81,314	△ 81,314	△ 81,314	△ 203,822								
大阪	16,481,851	196,943	16,678,794	12,508,758			12,508,758	12,308,647	200,111	66,704	133,407	66,703	66,704	66,704	66,704	△ 162,628								
兵庫県	5,088,749	70,709	5,159,458	3,869,594			3,869,594	3,821,090	48,504	16,168	32,336	16,168	16,168	16,168	16,168	△ 133,407								
奈良	736,993	14,564	751,557	563,668			563,668	538,004	25,664	8,555	17,109	8,554	8,555	8,555	8,555	△ 32,336								
和歌山	620,520	32,830	653,350	490,013			490,013	507,067	△ 17,054	△ 5,685	△ 11,369	△ 5,684	△ 5,685	△ 5,685	△ 5,685	△ 17,109								
鳥取	345,327	7,401	352,728	264,546			264,546	274,616	△ 10,070	△ 3,357	△ 6,713	△ 3,356	△ 3,357	△ 3,357	△ 3,357	△ 5,684								
島根	559,568	△ 1,767	557,801	418,351			418,351	449,459	△ 31,108	△ 10,370	△ 20,738	△ 10,369	△ 10,369	△ 10,369	△ 10,369	△ 6,713								
岡山	2,028,714	58,855	2,087,569	1,565,677			1,565,677	1,479,952	85,725	28,575	57,150	28,575	28,575	28,575	28,575	△ 20,738								
広島	2,878,702	491	2,879,193	2,159,395			2,159,395	1,861,017	298,378	99,460	198,918	99,460	99,459	99,459	99,459	△ 57,150								
山口	1,455,576	20,417	1,475,993	1,106,995			1,106,995	1,009,854	97,141	32,381	64,760	32,380	32,380	32,380	32,380	△ 198,918								
徳島	882,910	△ 26,492	856,418	642,314			642,314	731,245	△ 88,931	△ 29,644	△ 59,287	△ 29,643	△ 29,644	△ 29,644	△ 29,644	△ 97,141								
香川	1,010,119	11,599	1,021,718	766,289			766,289	821,561	△ 55,272	△ 18,424	△ 36,848	△ 18,424	△ 18,424	△ 18,424	△ 18,424	△ 88,931								
愛媛	1,732,027	25,750	1,757,777	1,318,333			1,318,333	1,115,405	202,928	67,643	135,285	67,642	67,643	67,643	67,643	△ 36,848								
高知	427,056	9,288	436,344	327,258			327,258	366,238	△ 38,980	△ 12,994	△ 25,986	△ 12,993	△ 12,993	△ 12,993	△ 12,993	△ 202,928								
福岡	7,786,187	50,951	7,837,138	5,877,854			5,877,854	6,385,477	△ 507,623	△ 169,208	△ 338,415	△ 169,207	△ 169,208	△ 169,208	△ 169,208	△ 366,238								
佐賀	769,391	2,644	772,035	579,026			579,026	491,045	87,981	29,327	58,654	29,327	29,327	29,327	29,327	△ 507,623								
長崎	1,071,680	9,350	1,081,030	810,773			810,773	816,908	△ 6,135	△ 2,045	△ 4,090	△ 2,045	△ 2,045	△ 2,045	△ 2,045	△ 491,045								
熊本	1,480,538	4,452	1,484,990	1,113,743			1,113,743	1,015,850	97,893	32,631	65,262	32,631	32,631	32,631	32,631	△ 816,908								
大分	874,624	△ 32,062	842,562	631,922			631,922	646,295	△ 14,373	△ 4,791	△ 9,582	△ 4,791	△ 4,791	△ 4,791	△ 4,791	△ 1,015,850								
宮崎	803,627	13,225	816,852	612,639			612,639	646,875	△ 34,236	△ 11,412	△ 22,824	△ 11,412	△ 11,412	△ 11,412	△ 11,412	△ 631,922								
鹿児島	965,808	19,598	985,406	739,055			739,055	860,844	△ 121,789	△ 40,596	△ 81,192	△ 40,596	△ 40,596	△ 40,596	△ 40,596	△ 860,844								
沖縄	1,148,017	40,406	1,188,423	891,317			891,317	977,067	△ 85,750	△ 28,584	△ 57,166	△ 28,583	△ 28,584	△ 28,583	△ 28,583	△ 739,055								
合 計	198,508,766	1,530,318	200,039,084	150,029,324			150,029,324	147,601,421	2,427,903	809,297	1,618,606	809,303	809,303	809,303	809,303	△ 891,317								

(5) 令和3年度分道府県民税法人税割基準税額精算表

都道府県	令和3年4月～令和4年3月調定額			令和3年度実額基準税額				令和3年度 推計基準税額	令和3年度分 精算予定額 G-H	令和4年度 精算済額	令和5年度 精算済額	令和6年度 精算額 I-J-K
	現事業年度分	過事業年度分	計 A+B	C×0.75	令和3年度 減収補填額の額 E	E × 0.75	合 計 D+F					
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
北海道	4,227,886	62,564	4,290,450	3,217,838			3,217,838	1,950,070	1,267,768	422,590	422,589	422,589
青森	784,360	27,247	811,607	608,705			608,705	328,132	280,573	93,525	93,524	93,524
岩手	971,448	△ 44,564	926,884	695,163			695,163	367,532	327,631	109,211	109,210	109,210
宮城	2,515,791	2,903	2,518,694	1,889,021			1,889,021	1,262,340	626,681	208,894	208,894	208,893
秋田	718,945	4,029	722,974	542,231			542,231	241,679	300,552	100,184	100,184	100,184
山形	795,420	30,251	825,671	619,253			619,253	318,624	300,629	100,210	100,210	100,209
福島	1,887,830	51,844	1,939,674	1,454,756			1,454,756	797,765	656,991	218,997	218,997	218,997
茨城	2,790,485	34,844	2,825,329	2,118,997			2,118,997	1,271,885	847,112	282,371	282,371	282,370
栃木	2,142,488	22,486	2,164,974	1,623,731			1,623,731	746,615	877,116	292,372	292,372	292,372
群馬	2,577,610	35,951	2,613,561	1,960,171			1,960,171	903,805	1,056,366	352,122	352,122	352,122
埼玉	6,012,596	58,398	6,070,994	4,553,246			4,553,246	2,391,662	2,161,584	720,528	720,528	720,528
千葉	4,968,687	224,592	5,193,279	3,894,959			3,894,959	2,373,763	1,521,196	507,066	507,065	507,065
東京都	66,100,820	4,940,264	71,041,084	53,280,813			53,280,813	24,712,393	28,568,420	9,522,807	9,522,807	9,522,806
神奈川県	8,235,816	212,787	8,448,603	6,336,452			6,336,452	4,333,260	2,003,192	667,731	667,731	667,730
新潟	1,913,908	△ 14,652	1,899,256	1,424,442			1,424,442	857,310	567,132	189,044	189,044	189,044
富山	1,119,491	10,431	1,129,922	847,442			847,442	407,690	439,752	146,584	146,584	146,584
石川	1,272,245	45,351	1,272,596	954,447			954,447	542,374	412,073	137,358	137,358	137,357
福井	975,502	7,057	982,559	736,919			736,919	380,900	356,019	118,673	118,673	118,673
山梨	934,574	10,553	945,127	708,845			708,845	352,675	356,170	118,723	118,723	118,723
長野	1,907,209	60,987	1,968,196	1,476,147			1,476,147	720,200	755,947	251,982	251,982	251,982
岐阜	1,839,611	11,523	1,851,134	1,388,351			1,388,351	750,559	637,792	212,597	212,597	212,597
静岡	3,708,818	△ 28,530	3,680,288	2,760,216			2,760,216	1,807,755	952,461	317,487	317,487	317,487
愛知	11,334,412	△ 33,421	11,300,991	8,475,743			8,475,743	5,802,311	2,673,432	891,144	891,144	891,144
三重	1,840,635	27,562	1,868,197	1,401,148			1,401,148	683,749	717,399	239,133	239,133	239,133
滋賀	1,549,248	2,635	1,551,883	1,163,912			1,163,912	604,874	559,038	186,346	186,346	186,346
京都	4,227,115	112,256	4,339,371	3,254,528			3,254,528	1,624,022	1,630,506	543,502	543,502	543,502
大阪	16,024,617	△ 93,827	15,930,790	11,948,093			11,948,093	6,515,826	5,432,267	1,810,756	1,810,756	1,810,755
兵庫	4,947,720	△ 1,366	4,946,354	3,709,766			3,709,766	2,043,407	1,666,359	555,453	555,453	555,453
奈良	688,983	7,687	696,670	522,503			522,503	317,097	205,406	68,469	68,469	68,468
和歌山	655,785	630	656,415	492,311			492,311	250,448	241,863	80,621	80,621	80,621
鳥取	345,717	10,066	355,783	266,837			266,837	147,736	119,101	39,701	39,700	39,700
島根	571,857	10,265	582,122	436,592			436,592	234,578	202,014	67,338	67,338	67,338
岡山	1,875,312	41,698	1,917,010	1,437,758			1,437,758	740,759	696,999	232,333	232,333	232,333
広島	2,944,929	△ 551,921	2,393,008	1,794,756			1,794,756	1,269,167	525,589	175,196	175,196	175,196
山口	1,280,994	27,048	1,308,042	981,032			981,032	513,569	467,463	155,821	155,821	155,821
徳島	929,064	18,057	947,121	710,341			710,341	317,585	392,756	130,919	130,919	130,918
香川	1,051,989	11,865	1,063,854	797,891			797,891	427,481	370,410	123,470	123,470	123,470
愛媛	1,416,841	27,860	1,444,701	1,083,526			1,083,526	510,107	573,419	191,140	191,140	191,139
高知	462,328	12,119	474,447	355,835			355,835	171,462	171,462	57,154	57,154	57,154
福岡	7,949,537	325,946	8,275,483	6,206,612			6,206,612	2,528,914	3,677,698	1,225,900	1,225,899	1,225,899
佐賀	643,570	△ 8,151	635,419	476,564			476,564	259,123	217,441	72,480	72,480	72,480
長崎	1,056,016	1,514	1,057,530	793,148			793,148	352,870	440,278	146,760	146,759	146,759
熊本	1,312,744	2,341	1,315,085	986,314			986,314	562,845	423,469	141,157	141,156	141,156
大分	841,163	△ 4,672	836,491	627,368			627,368	360,628	266,740	88,914	88,913	88,913
宮崎	823,516	14,279	837,795	628,346			628,346	303,239	325,107	108,369	108,369	108,369
鹿児島	1,078,960	36,463	1,115,423	836,567			836,567	441,854	394,713	131,571	131,571	131,571
沖縄	1,226,270	39,698	1,265,968	949,476			949,476	560,644	388,832	129,611	129,611	129,610
合計	185,435,862	5,802,947	191,238,809	143,429,112			143,429,112	75,376,194	68,052,918	22,684,319	22,684,305	22,684,294

第四款 利 子 割

一 道府県民税利子割の基準税額は、令和6年度分の基準税額として推計した額に、令和5年度分、令和4年度分及び令和3年度分に係る基準税額の精算額及び令和5年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額を加減して算定する。

(1) 令和6年度分の推計基準税額の推計は、令和5年度の調定額等を基礎として算定する。

なお、令和6年度分の基準税額の算定に用いる伸び率は、利子割に係るものにあつては1.176、利子割交付金に係るものにあつては1.285とする。

(2) 令和5年度分に係る推計基準税額の精算は、精算予定額の3分の1に相当する額とする。

(3) 令和4年度分に係る未精算額の精算は、未精算額の2分の1に相当する額を翌年度に繰り越すこととする。

(4) 令和3年度分に係る未精算額の精算は、全額精算とする。

二 令和6年度基準税額の算定方法

基準税額は、次の(一)、(二)、(三)、(四)及び(五)によって算定した額の合算額とする。

ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

(一) 令和6年度分の推計基準税額

次の算式によって算定した額

算 式

$$\{ (A \times 0.05 - B) \times 1.176 \} \times 0.75 - (C \times 1.285) \times 0.75$$

算式の符号

A : 令和5年度の歳入となるべき利子割の課税標準額

B : 令和5年度の歳出予算から支出した過誤納に係る利子割の還付金の額

C : 令和5年度において当該都道府県内の市町村に対し交付した利子割交付金の額

0.05 : 税率

1.176 : 令和6年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた利子割の推計乗率

1.285 : 令和6年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた利子割交付金の推計乗率

0.75 : 算入率

(二) 令和5年度分に係る推計基準税額の精算額

次の算式によって算定した額から当該額の3分の2に相当する額を控除した額

算 式

$$\{ (A \times 0.05 - B) \times 0.75 - C \times 0.75 + D \} - E$$

算式の符号

A～C : (一)の算式の符号中A～Cと同じ

D : 令和5年度減収補填債のうち道府県民税利子割に係るものの額の100分の75に相当する額

E : 令和5年省令附則第13条の2第1号の規定により算定した額

0.75 : 算入率

(三) 令和4年度分に係る推計基準税額の精算額

令和5年省令附則第13条の2第2号の適用を受けた都道府県における同号により控除された額から、当該額の2分の1に相当する額を控除した額

(四) 令和3年度分に係る推計基準税額の精算額

令和5年省令附則第13条の2第3号の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

(五) 令和5年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額

(1) 令和6年度 道府県民税利子割基準税額算出表（総括表）

都道府県名	令和6年度 利子推計基準税額 A	過大又は過少の額				総務大臣修正額 E	計 B～E F	A 計 ＋ F G	零 G 負	と す る 額 H	令和6年度 利子額 G (※)	令和6年度 割 H I
		令和5年度 精算 分額 B	令和4年度 精算 分額 B	令和3年度 精算 分額 C								
1 北海道	117,747	-9,783	-50,225	-46,052	0	-106,060	11,687	0			11,687	
2 青森	25,826	-2,647	-9,601	-7,555	0	-19,803	6,023	0			6,023	
3 岩手	17,871	-1,617	-11,954	-5,807	0	-19,378	-1,507	-1,507			0	
4 宮城	37,017	-6,857	-14,891	-12,260	0	-34,008	3,009	0			3,009	
5 秋田	13,709	-1,247	-8,861	-6,727	0	-16,835	-3,126	-3,126			0	
6 山形	18,323	-2,097	-11,197	-10,121	0	-23,415	-5,092	-5,092			0	
7 福島	37,511	-3,586	-20,235	-12,963	0	-36,784	727	0			727	
8 茨城	65,291	-4,427	-28,427	-10,225	0	-43,079	22,212	0			22,212	
9 栃木	35,533	-2,316	-21,281	-19,020	0	-42,617	-7,084	-7,084			0	
10 群馬	43,735	-4,674	-28,170	-16,539	0	-49,383	-5,648	-5,648			0	
11 埼玉	214,284	-18,107	-93,100	-55,480	0	-166,687	47,597	0			47,597	
12 千葉	274,031	-46,191	-40,863	-54,464	0	-141,518	132,513	0			132,513	
13 東京	3,494,670	-84,802	59,371	-147,380	0	-172,811	3,321,859	0			3,321,859	
14 神奈川	298,694	-18,585	-94,220	-63,179	0	-175,984	122,710	0			122,710	
15 新潟	39,311	-5,022	-20,045	-23,295	0	-48,362	-9,051	-9,051			0	
16 富山	29,767	-3,550	-16,555	-10,630	0	-30,735	-968	-968			0	
17 石川	31,689	-2,348	-16,716	-10,743	0	-29,807	1,882	0			1,882	
18 福井	19,668	-2,789	-13,129	-8,699	0	-24,617	-4,949	-4,949			0	
19 山梨	19,132	-1,778	-10,939	-7,288	0	-20,005	-873	-873			0	
20 長野	45,346	-5,343	-24,464	-20,172	0	-49,979	-4,633	-4,633			0	
21 岐阜	53,963	-2,593	-27,594	-29,504	0	-59,691	-5,728	-5,728			0	
22 静岡	120,168	-14,884	-46,059	-33,058	0	-94,001	26,167	0			26,167	
23 愛知	302,947	-18,887	-96,001	-120,126	0	-235,014	67,933	0			67,933	
24 三重	52,022	-4,962	-26,147	-23,893	0	-55,002	-2,980	-2,980			0	
25 滋賀	51,204	-6,496	-23,116	-15,911	0	-45,523	5,681	0			5,681	
26 京都	78,798	-4,693	-47,971	-14,114	0	-66,778	12,020	0			12,020	
27 大阪	634,119	-59,648	-118,679	-99,427	0	-277,754	356,365	0			356,365	
28 兵庫	251,219	-18,983	-93,722	-70,869	0	-183,574	67,645	0			67,645	
29 奈良	42,756	-4,486	-21,151	-31,470	0	-57,107	-14,351	-14,351			0	
30 和歌山	27,432	-1,533	-18,003	-12,504	0	-32,040	-4,608	-4,608			0	
31 鳥取	19,524	-1,580	-7,875	-4,029	0	-13,484	6,040	0			6,040	
32 島根	40,418	86	-12,038	-4,848	0	-16,800	23,618	0			23,618	
33 岡山	60,361	-3,511	-24,415	-24,106	0	-52,032	8,329	0			8,329	
34 広島	109,112	-5,624	-26,664	-61,892	0	-94,180	14,932	0			14,932	
35 山口	60,588	-704	-43,222	-15,776	0	-59,702	886	0			886	
36 徳島	25,482	-2,740	-12,713	-9,796	0	-25,249	233	0			233	
37 香川	37,527	-6,210	-22,138	-16,122	0	-44,470	-6,943	-6,943			0	
38 愛媛	76,553	5,834	-31,815	-12,312	0	-38,293	38,260	0			38,260	
39 高知	38,174	-6,294	-20,904	-7,820	0	-35,018	3,156	0			3,156	
40 福岡	94,312	-6,834	-49,721	-33,278	0	-89,833	4,479	0			4,479	
41 佐賀	16,422	-1,974	-9,034	-8,632	0	-19,640	-3,218	-3,218			0	
42 長崎	25,561	-92	-10,604	-6,824	0	-17,520	8,041	0			8,041	
43 熊本	25,213	-3,695	-9,476	-16,948	0	-30,119	-4,906	-4,906			0	
44 大分	22,344	-1,744	-11,051	-9,892	0	-22,687	-343	-343			0	
45 宮崎	11,909	-395	-4,141	-8,843	0	-13,379	-1,470	-1,470			0	
46 鹿児島	18,654	-4,468	-12,391	-13,641	0	-30,500	-11,846	-11,846			0	
47 沖縄	15,654	-1,405	-8,550	-3,635	0	-13,590	2,064	0			2,064	
合 計	7,191,591	-406,281	-1,310,697	-1,257,869	0	-2,974,847	4,216,744	-99,324			4,316,068	

(2) 令和6年度 道府県民税利子割推計基準税額算出表 (算出表)

都道府県	令和5年度収入実績等（令和6年度推計基準税額の基礎となるもの）				令和6年度推計基準税額									
	令和5年度 課税標準額 (千円)	A × 0.05	令和5年度 過 渡 納 還 付 額	収入実績 (B-C)	うち県分 (D-F)					交付金				
					D	E	F (実績)	利子割（含交付金）		交付金				
								C	G	H	D × 1.176	G × 0.75	F × 1.285	I
推計基準税額 (H-J)														
1 北海道	7,527,759	376,388		66	376,322	154,098	222,224	442,555	331,916	285,558	214,169	117,747		
2 青 森	1,689,584	84,479	253		84,226	33,941	50,285	99,050	74,288	64,616	48,462	25,826		
3 岩 手	1,162,225	58,111		1	58,110	23,473	34,637	68,337	51,253	44,509	33,382	17,871		
4 宮 城	2,633,517	131,676	42		131,634	49,575	82,059	154,802	116,102	105,446	79,085	37,017		
5 秋 田	888,256	44,413		0	44,413	17,991	26,422	52,230	39,173	33,952	25,464	13,709		
6 山 形	1,176,628	58,831	0		58,831	24,003	34,828	69,185	51,889	44,754	33,566	18,323		
7 福 島	2,422,849	121,142	1		121,141	49,197	71,944	142,462	106,847	92,448	69,336	37,511		
8 茨 城	4,189,892	209,495	0		209,495	85,517	123,978	246,366	184,775	159,312	119,484	65,291		
9 栃 木	2,264,794	113,240	6		113,234	46,475	66,759	133,163	99,872	85,785	64,339	35,533		
10 群 馬	2,821,867	141,093		0	141,093	57,348	83,745	165,925	124,444	107,612	80,709	43,735		
11 埼 玉	13,653,657	682,683	38		682,645	280,249	402,396	802,791	602,093	517,079	387,809	214,284		
12 千 葉	17,533,798	876,690	349		876,341	358,674	517,667	1,030,577	772,933	665,202	498,902	274,031		
13 東 京	210,100,422	10,505,021	585		10,504,436	4,517,154	5,987,282	12,353,217	9,264,913	7,693,657	5,770,243	3,494,670		
14 神奈川	18,764,877	938,244	8		938,236	389,514	546,722	1,103,366	827,525	705,108	528,831	298,694		
15 新 潟	2,337,880	116,894	8		116,886	50,704	66,182	137,458	103,094	85,044	63,783	39,311		
16 富 山	1,901,580	95,079	0		95,079	38,951	56,128	111,813	83,860	72,124	54,093	29,767		
17 石 川	2,034,069	101,703	101		101,602	41,499	60,103	119,484	89,613	77,232	57,924	31,689		
18 福 井	1,274,559	63,728	182		63,546	25,797	37,749	74,730	56,048	48,507	36,380	19,668		
19 山 梨	1,236,616	61,831	43		61,788	25,093	36,895	72,663	54,497	47,153	35,365	19,132		
20 長 野	2,893,444	144,672	10		144,662	59,323	85,339	170,123	127,592	109,661	82,246	45,346		
21 岐 阜	3,381,522	169,076	0		169,076	70,335	98,741	198,833	149,125	126,882	95,162	53,963		
22 静 岡	7,833,754	391,688	0		391,688	157,913	233,775	460,625	345,469	300,401	225,301	120,168		
23 愛 知	19,248,494	962,425	10		962,415	395,979	566,436	1,131,800	848,850	727,870	545,903	302,947		
24 三 重	3,358,761	167,938	1		167,937	68,223	99,714	197,494	148,121	128,132	96,099	52,022		
25 滋 賀	3,307,849	165,392	4		165,388	67,159	98,229	194,496	145,872	126,224	94,668	51,204		
26 京 都	4,923,782	246,189	31		246,158	102,642	146,516	289,482	217,112	184,418	138,314	78,798		
27 大 阪	40,561,858	2,028,093	30		2,028,063	830,000	1,198,063	2,385,002	1,788,752	1,539,511	1,154,633	634,119		
28 兵 庫	16,024,580	801,229	0		801,229	328,632	472,597	942,245	706,684	607,287	455,465	251,219		
29 奈 良	2,780,445	139,022	7		139,015	56,156	82,859	163,482	122,612	106,474	79,856	42,756		
30 和歌山	1,767,092	88,355	2		88,353	35,959	52,394	103,903	77,927	67,326	50,495	27,432		
31 鳥 取	1,285,358	64,268	1		64,267	25,709	35,969	75,578	56,684	49,547	37,160	19,524		
32 島 根	2,410,458	120,523	0		120,523	52,162	68,361	141,735	106,301	87,844	65,883	40,418		
33 岡 山	3,732,237	186,612	5		186,607	78,460	108,147	219,450	164,588	138,969	104,227	60,361		
34 広 島	6,662,479	333,124	0		333,124	141,473	191,651	391,754	293,816	246,272	184,704	109,112		
35 山 口	3,879,880	193,994	6		193,988	79,322	114,866	228,130	171,098	147,346	110,510	60,588		
36 徳 島	1,667,290	83,365	6		83,359	33,511	49,848	98,030	73,523	64,055	48,041	25,482		
37 香 川	2,399,791	119,990	2		119,988	49,116	70,872	141,106	105,830	91,071	68,303	37,527		
38 愛 媛	3,768,597	188,430	0		188,430	95,415	93,015	221,594	166,196	119,524	89,643	76,553		
39 高 知	2,455,551	122,778	0		122,778	50,025	72,753	144,387	108,290	93,488	70,116	38,174		
40 福 岡	5,993,717	299,686	2		299,684	123,281	176,403	352,428	264,321	226,678	170,009	94,312		
41 佐 賀	1,077,672	53,884	0		53,884	21,610	32,274	63,368	47,526	41,472	31,104	16,422		
42 長 崎	1,572,557	78,628	1		78,627	33,192	45,435	92,465	69,349	58,384	43,788	25,561		
43 熊 本	1,589,711	79,486	0		79,486	32,904	46,592	93,476	70,107	59,858	44,894	25,213		
44 大 分	1,412,747	70,637	0		70,637	29,176	41,461	83,069	62,302	53,277	39,958	22,344		
45 宮 崎	718,768	35,938	0		35,938	15,406	20,532	42,263	31,697	26,384	19,788	11,909		
46 鹿 児 島	1,577,233	78,862	0		78,862	26,044	52,818	92,742	69,557	67,871	50,903	18,654		
47 沖 縄	1,023,677	51,184	0		51,184	20,985	30,599	60,192	45,144	39,320	29,490	15,654		
合 計	444,924,133	22,246,208	1,801		22,244,408	9,348,965	12,895,443	26,159,426	19,619,580	16,570,644	12,427,989	7,191,591		

(3) 令和6年度 道府県民税利子割基準額精算表（令和5年度算定分～令和3年度算定分）

都道府県	D（再掲）	令和5年度実績基準精算額										令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度			

第五款 配 当 割

道府県民税配当割の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算 式

$$(A \times 0.05 - B) \times \alpha \times 0.75 - (C \times \beta) \times 0.75$$

算式の符号

A : 令和5年4月～令和6年3月の歳入となるべき配当割の課税標準額

0.05 : 税率

B : 令和5年度の歳出予算から支出した過誤納に係る配当割の還付金の額

α : 0.942

令和6年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

C : 令和5年度において当該都道府県内の市町村に対して交付した配当割交付金の額

β : 0.943

令和6年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた配当割交付金の推計乗率

0.75 : 算入率

令和6年度
配当割基準税額算出表

		R5 年 度 課税標準額	A × 0.05	A'	R5年度過誤納 還付額	(A' - B) × α 0.942	① × 0.75	R5年度配当割 交付金交付額	C × β 0.943	③ × 0.75	(単位：千円) 基準税額 ② - ④	
		A		B	①	②	③	④	⑤			
1	北海道	69,234,994	3,461,750	0	3,260,969	2,445,727	2,059,750	1,942,344	1,456,758	988,969		
2	青 森	12,577,128	628,856	0	592,382	444,287	372,020	350,815	263,111	181,176		
3	岩 手	12,650,735	632,537	8	595,842	446,882	375,288	353,997	265,423	181,459		
4	宮 城	42,129,879	2,106,494	2	1,984,315	1,488,236	1,249,714	1,178,480	883,860	604,376		
5	秋 田	9,822,967	491,148	1	462,660	346,995	291,372	274,764	206,073	140,922		
6	山 形	14,190,810	709,541	0	668,388	501,291	422,079	398,020	298,515	202,776		
7	福 島	32,202,162	1,610,108	1	1,516,721	1,137,541	955,185	900,739	675,554	461,987		
8	茨 城	79,537,844	3,976,892	0	3,746,232	2,809,674	2,359,921	2,225,406	1,669,055	1,140,619		
9	栃 木	52,205,841	2,610,292	0	2,458,895	1,844,171	1,549,157	1,460,855	1,095,641	748,530		
10	群 馬	52,783,962	2,639,198	17	2,486,109	1,864,582	1,566,188	1,476,915	1,107,686	756,896		
11	埼 玉	248,682,481	12,434,124	32	11,712,915	8,784,886	7,371,746	6,951,556	5,213,667	3,571,019		
12	千 葉	247,801,808	12,390,090	210	11,671,267	8,753,450	7,343,855	6,925,255	5,193,941	3,559,509		
13	東 京	1,075,178,914	53,758,946	2,855	50,638,238	37,978,679	31,868,093	30,051,612	22,538,709	15,439,970		
14	神奈川	457,511,180	22,875,559	426	21,548,375	16,161,281	13,570,146	12,796,648	9,597,486	6,563,795		
15	新 潟	51,256,920	2,562,846	2	2,414,199	1,810,649	1,519,451	1,432,842	1,074,632	736,017		
16	富 山	35,574,542	1,778,727	2	1,675,559	1,256,669	1,054,785	994,662	745,997	510,672		
17	石 川	28,707,958	1,435,398	3	1,352,142	1,014,107	851,759	803,209	602,407	411,700		
18	福 井	25,709,257	1,285,463	1	1,210,905	908,179	762,838	719,356	539,517	388,662		
19	山 梨	21,750,457	1,087,523	0	1,024,447	768,335	645,137	608,364	456,273	312,062		
20	長 野	52,805,420	2,640,271	0	2,487,135	1,865,351	1,565,712	1,476,466	1,107,350	758,001		
21	岐 阜	64,542,240	3,227,112	7	3,039,933	2,279,950	1,914,295	1,805,180	1,353,885	926,065		
22	静 岡	121,980,498	6,099,025	11	5,745,271	4,308,953	3,619,569	3,413,254	2,559,941	1,749,012		
23	愛 知	396,625,751	19,831,288	157	18,680,925	14,010,694	11,768,486	11,097,682	8,323,262	5,687,432		
24	三 重	67,394,799	3,369,740	6	3,174,289	2,380,717	2,001,308	1,887,233	1,415,425	965,292		
25	滋 賀	47,445,241	2,372,262	99	2,234,578	1,675,934	1,407,311	1,327,094	995,321	680,613		
26	京 都	118,684,980	5,934,249	47	5,590,018	4,192,514	3,523,035	3,322,222	2,491,667	1,700,847		
27	大 阪	403,985,514	20,199,276	275	19,027,459	14,270,594	11,983,656	11,300,588	8,475,441	5,795,153		
28	兵 庫	291,750,380	14,587,519	112	13,741,337	10,306,003	8,657,045	8,163,593	6,122,695	4,183,308		
29	奈 良	78,519,936	3,925,997	51	3,698,241	2,773,681	2,330,147	2,197,329	1,647,997	1,125,684		
30	和歌山	35,171,815	1,758,591	0	1,656,593	1,242,445	1,043,854	984,354	738,266	504,179		
31	鳥 取	12,614,254	630,713	2	594,130	445,598	374,331	352,994	264,746	180,852		
32	島 根	12,393,709	619,685	0	583,743	437,807	367,771	346,808	260,106	177,701		
33	岡 山	60,026,712	3,001,336	0	2,827,259	2,120,444	1,779,454	1,678,025	1,258,519	861,925		
34	広 島	83,374,674	4,168,734	0	3,926,947	2,945,210	2,472,440	2,331,511	1,748,633	1,196,577		
35	山 口	35,788,780	1,789,439	0	1,685,652	1,264,239	1,062,269	1,001,720	751,290	512,949		
36	徳 島	32,492,059	1,624,603	0	1,530,376	1,147,782	964,419	909,447	682,085	465,697		
37	香 川	35,962,612	1,798,131	1,264	1,692,649	1,269,487	1,066,652	1,005,853	754,390	515,097		
38	愛 媛	32,700,656	1,635,033	0	1,540,201	1,155,151	970,446	915,131	686,348	468,803		
39	高 知	14,033,950	701,698	0	661,000	495,750	416,344	392,612	294,459	201,291		
40	福 岡	122,605,244	6,130,262	0	5,774,707	4,331,030	3,638,479	3,431,086	2,573,315	1,757,715		
41	佐 賀	12,603,537	630,177	0	593,627	445,220	373,912	352,599	264,449	180,771		
42	長 崎	19,163,012	958,151	0	902,578	676,934	568,873	536,447	402,335	274,599		
43	熊 本	26,241,614	1,312,081	0	1,235,980	926,985	706,700	666,418	499,814	427,171		
44	大 分	18,901,112	945,056	0	890,243	667,682	559,364	527,480	395,610	272,072		
45	宮 崎	14,914,039	745,702	0	702,451	526,838	442,012	416,817	312,613	214,225		
46	鹿児島	19,221,978	961,099	0	905,355	679,016	615,016	579,960	434,970	244,046		
47	沖 縄	13,263,537	663,177	0	624,713	468,535	387,307	365,231	273,923	194,612		
合 計		4,814,717,892	240,735,899	5,591	226,767,950	170,075,965	142,768,691	134,630,873	100,973,160	69,102,805		

第六款 株式等譲渡所得割

道府県民税株式等譲渡所得割の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算 式

$$(A \times 0.05 - B) \times \alpha \times 0.75 - (C \times \beta) \times 0.75$$

算式の符号

A : 令和5年4月～令和6年3月の歳入となるべき株式等譲渡所得割の課税標準額

B : 令和5年度の歳出予算から支出した過誤納に係る株式等譲渡所得割の還付金の額

α : 0.962

令和6年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

C : 令和5年度において当該都道府県内の市町村に対して交付した株式等譲渡所得割交付金の額

β : 0.965

令和6年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

0.75 : 算入率

令和6年度
株式等譲渡所得基準税額算出表

	R5年度 課税標準額	A	A' × 0.05	R5年度過誤納 還付額	(A' - B) × α 0.962	① × 0.75	R5年度交付金 交 付 額	C × β 0.965	③ × 0.75	基準税額 ② - ④
		A	A'	B	①	②	C	③	④	⑤
1 北海道	80,137,798		4,006,890	0	3,854,628	2,890,971	2,373,877	2,290,791	1,718,093	1,172,878
2 青 森	13,410,980		670,549	0	645,068	483,801	396,814	382,926	287,195	196,606
3 岩 手	14,888,549		744,427	240	715,908	536,931	440,569	425,149	318,862	218,069
4 宮 城	48,777,308		2,438,865	0	2,346,188	1,759,641	1,445,946	1,395,338	1,046,504	713,137
5 秋 田	13,196,757		659,838	0	634,764	476,073	391,374	377,676	283,257	192,816
6 山 形	17,320,507		866,025	0	833,116	624,837	508,376	490,583	367,937	256,900
7 福 島	34,815,104		1,740,755	0	1,674,606	1,255,955	1,033,663	997,485	748,114	507,841
8 茨 城	89,147,811		4,457,391	0	4,288,010	3,216,008	2,638,002	2,545,672	1,909,254	1,306,754
9 栃 木	60,510,669		3,025,533	1	2,910,562	2,182,922	1,792,397	1,729,663	1,297,247	885,675
10 群 馬	66,821,969		3,341,098	0	3,214,136	2,410,602	1,980,203	1,910,896	1,433,172	977,430
11 埼 玉	289,612,022		14,480,601	0	13,930,338	10,447,754	8,583,219	8,282,806	6,212,105	4,235,649
12 千 葉	297,035,510		14,851,776	0	14,287,409	10,715,557	8,799,372	8,491,394	6,368,546	4,347,011
13 東 京	1,155,035,678		57,751,784	0	55,557,216	41,667,912	34,266,322	33,067,001	24,800,251	16,867,661
14 神奈川	507,346,528		25,367,326	0	24,403,368	18,302,526	15,074,492	14,546,885	10,910,164	7,392,362
15 新 潟	55,146,100		2,757,305	0	2,682,527	1,989,395	1,634,094	1,576,901	1,182,676	806,719
16 富 山	38,771,934		1,938,597	0	1,864,930	1,398,698	1,150,082	1,109,829	832,372	566,326
17 石 川	33,593,579		1,679,679	0	1,615,851	1,211,888	996,192	961,325	720,994	490,894
18 福 井	27,080,247		1,354,012	0	1,302,560	976,920	803,397	775,278	581,456	395,461
19 山 梨	25,087,066		1,254,353	0	1,206,688	905,016	743,174	717,163	537,872	367,144
20 長 野	52,616,770		2,630,839	0	2,530,867	1,898,150	1,558,922	1,504,360	1,128,270	769,880
21 岐 阜	72,375,206		3,618,760	73	3,481,177	2,610,883	2,148,070	2,072,888	1,554,666	1,056,217
22 静 岡	197,452,362		9,872,618	0	9,497,459	7,123,094	5,855,404	5,650,465	4,237,849	2,885,245
23 愛 知	409,213,800		20,460,690	0	19,683,184	14,762,388	12,132,804	11,708,156	8,781,117	5,981,271
24 三 重	74,100,563		3,705,028	0	3,564,337	2,673,178	2,195,418	2,118,578	1,588,934	1,084,244
25 滋 賀	52,207,833		2,610,392	0	2,511,197	1,883,398	1,549,050	1,494,833	1,121,125	762,273
26 京 都	120,960,069		6,048,003	0	5,818,179	4,363,834	3,586,526	3,460,998	2,595,749	1,767,885
27 大 阪	434,960,003		21,748,000	0	20,921,576	15,691,182	12,900,752	12,449,226	9,336,920	6,354,262
28 兵 庫	311,425,280		15,571,264	0	14,979,556	11,234,667	9,236,377	8,913,104	6,684,828	4,549,839
29 奈 良	86,046,941		4,302,347	0	4,138,858	3,104,144	2,551,471	2,462,170	1,846,628	1,257,516
30 和歌山	35,191,813		1,759,591	0	1,692,727	1,269,545	1,043,363	1,006,845	755,134	514,411
31 鳥 取	14,628,181		731,409	0	703,615	527,711	433,394	418,225	313,669	214,042
32 島 根	12,975,637		648,782	0	624,128	468,096	384,995	371,520	278,640	189,456
33 岡 山	65,668,394		3,283,420	0	3,158,650	2,368,988	1,947,420	1,879,260	1,409,445	959,543
34 広 島	91,890,046		4,594,502	0	4,419,911	3,314,933	2,722,894	2,627,593	1,970,695	1,344,238
35 山 口	40,000,880		2,000,044	0	1,924,042	1,443,032	1,187,402	1,145,843	859,382	583,650
36 徳 島	34,607,132		1,730,357	0	1,664,603	1,248,452	1,025,693	989,794	742,346	506,106
37 香 川	35,968,659		1,798,433	0	1,730,093	1,297,570	1,066,191	1,028,874	771,656	525,914
38 愛 媛	39,537,052		1,976,853	0	1,901,733	1,426,300	1,172,977	1,131,923	848,942	577,358
39 高 知	15,602,080		780,104	0	750,460	562,845	462,213	446,036	334,527	228,318
40 福 岡	151,992,845		7,599,642	0	7,310,856	5,483,142	4,507,468	4,349,707	3,262,280	2,220,862
41 佐 賀	14,223,179		711,159	0	684,135	513,101	421,699	406,940	305,205	207,896
42 長 崎	23,991,669		1,199,583	0	1,153,999	865,499	710,441	685,576	514,182	351,317
43 熊 本	33,022,782		1,651,139	0	1,588,396	1,191,297	724,540	699,181	524,386	366,911
44 大 分	20,433,476		1,021,674	0	982,850	737,138	603,444	582,323	436,742	300,396
45 宮 崎	15,951,755		797,588	0	767,280	575,460	483,231	466,318	349,739	225,721
46 鹿児島	23,228,306		1,161,415	0	1,117,281	837,961	748,005	721,825	541,369	296,592
47 沖 縄	17,611,927		880,596	0	847,133	635,350	431,532	416,428	312,321	223,029
合 計	5,365,620,756		268,281,036	314	258,086,055	193,564,545	158,843,261	153,283,750	114,962,820	78,601,725

(単位：千円)

第二節 事業税

第一款 個人の行う事業に対する事業税

個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）の基準税額は、前年度において同年度の個人事業税の課税の基礎となった課税所得金額及び課税人員（地方税法第6条の規定による課税免除等及び同法第72条の62の規定による減免が行われた場合には、それぞれ課税免除及び減免前の所得金額、課税人員とする。）を用いて次の算式により算定した額とする。

なお、個人事業税は、地方税法第72条の2第3項及び第7項の規定により第一種事業、第二種事業及び第三種事業に区分され、それぞれの事業により異なった標準税率が適用されるが、基準税額の算定にあたっては、算定方法の簡素合理化等の理由により、各事業ごとに区分せず、個人事業税一本として算定し、その過程で税率ごとの課税人員数による補正を行っている。

(1) 個人事業税の基準税額

算式

$$\{4,639千円 \times (A \times B) + 1,310千円 \times (C \times D)\} \times 0.03709$$

算式の符号

A：令和5年度分の個人事業税の課税の基礎となったもののうち所得税有資格者数

B：省令別表第七のA欄に定める率（次の算式により算定した率）

$$a \times b \times c \times d$$

a：総務大臣が調査した令和5年度個人事業税の所得税有資格者に係る都道府県別1人当たり課税所得金額と課税人員1人当たり全国平均課税所得金額4,164千円との比率

b：都道府県別1人当たり課税所得金額の令和3年度、令和4年度及び令和5年度の対前年度伸率の相加平均による率と、課税人員1人当たり全国平均課税所得金額の令和3年度、令和4年度及び令和5年度の対前年度伸率の相加平均による率との比率

c：都道府県の課税人員の令和3年度、令和4年度及び令和5年度の対前年度伸率の相加平均による率と、課税人員全国計の令和3年度、令和4年度及び令和5年度の対前年度伸率の相加平均による率との比率

d：次の算式により各都道府県ごとに算出した率

$$\left[\frac{\text{㉑}}{\text{㉒}} \times \frac{0.05}{0.05} \right] + \left[\frac{\text{㉓}}{\text{㉒}} \times \frac{0.04}{0.05} \right] + \left[\frac{\text{㉔}}{\text{㉒}} \times \frac{0.05}{0.05} \right] + \left[\frac{\text{㉕}}{\text{㉒}} \times \frac{0.03}{0.05} \right]$$

㉒：総務大臣が調査した令和5年度の課税人員

㉑：㉒のうち第1種事業に係る課税人員

㉓：㉒のうち第2種事業に係る課税人員

㉔：㉒のうち第3種事業（税率5%のもの）に係る課税人員

㉕：㉒のうち第3種事業（税率3%のもの）に係る課税人員

4,639千円：令和5年度の個人事業税の所得税有資格者に係る課税人員1人当たりの全国平均課税所得金額

（4,164千円）に令和6年度地方財政計画の個人事業税収入見込額等を勘案して定めた伸率（1.11416）を乗じて得た額

C：所得税失格者の課税人員である。各都道府県ごとの人員は、所得税有資格者数に、全国の所得税有資格者に対する所得税失格者数の比率（0.023）を乗じて得た数

$$A \times 0.023$$

D：省令別表第七のB欄に定める率（次の算式により算定した率）

$$a' \times b \times c \times d$$

a'：総務大臣が調査した令和5年度個人事業税の所得税失格者に係る都道府県別1人当たり課税所得金額と課税人員1人当たり全国平均課税所得金額1,176千円との比率（ただし、当該課税所得金額のない団体の比率については、当該課税所得金額のある団体中最も低い団体の比率と同一とする。）

b：Bのbに同じ

c：Bのcに同じ

d：Bのdに同じ

1,310千円：令和5年度の個人事業税の所得税失格者に係る課税人員1人当たり全国平均課税所得金額（1,176

千円）に令和6年度地方財政計画の個人事業税収入見込額等を勘案して定めた伸率（1.11416）を乗じて得た額

$$0.03709 : 5/100 \text{ (標準税率)} \times 98.9/100 \text{ (徴収率)} \times 75/100 \text{ (算入率)}$$

(2) 低工法等による減収額

本章第十九節参照

令和6年度個人事業税基準税額算出表

(単位：千円)

区分	所得税有資格者分				所得税失格者分				R6年度基準税額	
	課税人員	省令別表 第七A欄 の率	A × B	C × 4,639 千円	課税人員 A × 0.023	省令別表 第七B欄 の率	E × F	G × 1,310 千円	課税所得金額 D + H	I × 0.03709
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1 北海道	30,486	0.970	29,571	137,179,869	701	1.000	701	918,310	138,098,179	5,122,061
2 青 森	5,788	0.847	4,902	22,740,378	133	0.897	119	155,890	22,896,268	849,223
3 岩 手	7,198	0.753	5,420	25,143,380	166	0.795	132	172,920	25,316,300	938,982
4 宮 城	16,758	0.904	15,149	70,276,211	385	1.038	400	524,000	70,800,211	2,625,980
5 秋 田	5,564	0.766	4,262	19,771,418	128	0.630	81	106,110	19,877,528	737,258
6 山 形	7,638	0.714	5,454	25,301,106	176	0.595	105	137,550	25,438,656	943,520
7 福 島	12,537	0.760	9,528	44,200,392	288	0.511	147	192,570	44,392,962	1,646,535
8 茨 城	19,895	0.860	17,110	79,373,290	458	0.915	419	548,890	79,922,180	2,964,314
9 栃 木	13,337	0.834	11,123	51,599,597	307	0.887	272	356,320	51,955,917	1,927,045
10 群 馬	14,704	0.765	11,249	52,184,111	338	0.544	184	241,040	52,425,151	1,944,449
11 埼 玉	69,973	1.017	71,163	330,125,157	1,609	0.901	1,450	1,899,500	332,024,657	12,314,795
12 千 葉	41,792	1.096	45,804	212,484,756	961	1.029	989	1,295,590	213,780,346	7,929,113
13 東 京	192,731	1.392	268,282	1,244,560,198	4,433	1.371	6,078	7,962,180	1,252,522,378	46,456,055
14 神奈川	77,040	1.234	95,067	441,015,813	1,772	0.826	1,464	1,917,840	442,933,653	16,428,409
15 新 潟	14,948	0.773	11,555	53,603,645	344	0.746	257	336,670	53,940,315	2,000,646
16 富 山	8,582	0.767	6,582	30,533,898	197	0.695	137	179,470	30,713,368	1,139,159
17 石 川	10,607	0.800	8,486	39,366,554	244	0.985	240	314,400	39,680,954	1,471,767
18 福 井	7,805	0.710	5,542	25,709,338	180	0.920	166	217,460	25,926,798	961,625
19 山 梨	7,851	0.779	6,116	28,372,124	181	0.640	116	151,960	28,524,084	1,057,958
20 長 野	15,412	0.760	11,713	54,336,607	354	0.798	282	369,420	54,706,027	2,029,047
21 岐 阜	19,339	0.729	14,098	65,400,622	445	0.768	342	448,020	65,848,642	2,442,326
22 静 岡	33,760	0.822	27,751	128,736,889	776	1.038	805	1,054,550	129,791,439	4,813,964
23 愛 知	72,561	0.954	69,223	321,125,497	1,669	1.072	1,789	2,343,590	323,469,087	11,997,468
24 三 重	15,841	0.783	12,404	57,542,156	364	0.674	245	320,950	57,863,106	2,146,143
25 滋 賀	10,408	0.820	8,535	39,593,865	239	1.559	373	488,630	40,082,495	1,486,660
26 京 都	22,015	0.889	19,571	90,789,869	506	0.677	343	449,330	91,239,199	3,384,062
27 大 阪	77,653	1.020	79,206	367,436,634	1,786	0.673	1,202	1,574,620	369,011,254	13,686,627
28 兵 庫	42,130	0.900	37,917	175,896,963	969	0.538	521	682,510	176,579,473	6,549,333
29 奈 良	7,766	0.884	6,865	31,846,735	179	0.995	178	233,180	32,079,915	1,189,844
30 和歌山	6,965	0.804	5,600	25,978,400	160	0.819	131	171,610	26,150,010	969,904
31 鳥 取	3,639	0.760	2,766	12,831,474	84	0.870	73	95,630	12,927,104	479,466
32 島 根	4,362	0.779	3,398	15,763,322	100	1.755	176	230,560	15,993,882	593,213
33 岡 山	14,123	0.677	9,561	44,353,479	325	0.610	198	259,380	44,612,859	1,654,691
34 広 島	22,962	0.813	18,668	86,600,852	528	1.033	545	713,950	87,314,802	3,238,506
35 山 口	10,271	0.755	7,755	35,975,445	236	2.838	670	877,700	36,853,145	1,366,883
36 徳 島	3,769	0.711	2,680	12,432,520	87	0.767	67	87,770	12,520,290	464,378
37 香 川	6,413	0.694	4,451	20,648,189	147	0.689	101	132,310	20,780,499	770,749
38 愛 媛	8,661	0.727	6,297	29,211,783	199	0.731	145	189,950	29,401,733	1,090,510
39 高 知	4,770	0.803	3,830	17,767,370	110	0.666	73	95,630	17,863,000	662,539
40 福 岡	39,021	0.948	36,992	171,605,888	897	0.859	771	1,010,010	172,615,898	6,402,324
41 佐 賀	6,287	0.776	4,879	22,633,681	145	0.563	82	107,420	22,741,101	843,467
42 長 崎	8,522	0.761	6,485	30,083,915	196	0.900	176	230,560	30,314,475	1,124,364
43 熊 本	11,980	0.709	8,494	39,403,666	276	0.962	266	348,460	39,752,126	1,474,406
44 大 分	6,636	0.787	5,223	24,229,497	153	0.924	141	184,710	24,414,207	905,523
45 宮 崎	7,167	0.792	5,676	26,330,964	165	0.781	129	168,990	26,499,954	982,883
46 鹿児島	9,945	0.694	6,902	32,018,378	229	0.858	196	256,760	32,275,138	1,197,085
47 沖 縄	10,696	0.855	9,145	42,423,655	246	2.302	566	741,460	43,165,115	1,600,994
合計	1,068,308		1,068,450	4,956,539,550	24,571		24,043	31,496,330	4,988,035,880	185,006,253

第二款 法人の行う事業に対する事業税

一 法人の行う事業に対する事業税（以下「法人事業税」という。）の基準税額は、令和6年度分の推計基準税額に令和5年度分に係る精算額、令和4年度分に係る精算額、令和3年度分に係る精算額及び令和5年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額を加減して算定する。

- (1) 令和6年度分の推計基準税額については、令和5年4月から令和6年3月までの調定額等を基礎として算定した額から当該都道府県の区域内の市町村に交付される法人事業税交付金を控除した額とする。
- (2) 令和5年度分に係る精算は、令和5年度の調定額等を基礎として行い、精算予定額の3分の1に相当する額とする。
- (3) 令和4年度分に係る精算は、未精算額の2分の1に相当する額とする。
- (4) 令和3年度分に係る精算は、未精算額の全額とする。

二 令和6年度基準税額の算定方法

基準税額は、次の(一)から(五)によって算定した額の合算額とする。

(一) 令和6年度分の推計基準税額

次の算式によって算定した額

算 式

$$\{(A+B) \times \alpha + C \times \beta + D + E + F - (A+B+C) \times \gamma\} \times 0.75$$

算式の符号

A：令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で所得を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準となるべき額（二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人の当該都道府県の課税標準となるべき額については、地方税法第72条の48及び第72条の48の2の規定の例による。以下本款において「課税標準額」という。）に同法第72条の24の7第1項から第4項までに規定する標準税率（以下本款において「標準税率」という。）を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に納付すべきものとして確定した税額（同法第6条の規定により課税をしなかった場合又は不均一の課税をした場合における減収額として総務大臣が調査した額を含むものとし、同法72条の26の規定により納付すべきことが確定した税額にあっては、総務大臣が調査した額とする。以下本款において「調定額」という。）から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る還付すべきことが確定した額で令和5年度の歳出として還付すべき額（以下本款において「令和5年度の歳出還付額」という。）を控除した額

B：令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、収入金額を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和5年度の歳出還付額を控除した額

C：令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、付加価値額及び資本等の金額を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和5年度の歳出還付額を控除した額

D：令和5年1月31日以前に事業年度が終了した法人で所得を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度の法人事業税額に係る令和5年度の歳出還付額を控除した額

E：令和5年1月31日以前に事業年度が終了した法人で収入金額を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和5年度の歳出還付額を控除した額

F：令和5年1月31日以前に事業年度が終了した法人で付加価値額及び資本等の金額を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和5年度の歳出還付額を控除した額

α ：0.93

β ：0.96

γ ：0.075

0.75：算入率

(二) 令和5年度分に係る精算額

次の(1)に定める額から(2)に定める額を控除した額から当該額の3分の2に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。以下同じ。)を控除して得た額。

(1) 次の算式によって算定した額

算式

$$(G+H+I+J+K+L-M) \times 0.75 + N$$

算式の符号

G : 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で所得を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和5年度の歳出還付額を控除した額

H : 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で収入金額を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和5年度の歳出還付額を控除した額

I : 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で付加価値額及び資本等の金額を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における法人事業税額に係る令和5年度の歳出還付額を控除した額

J : 令和5年1月31日以前に事業年度が終了した法人で所得を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和5年度の歳出還付額を控除した額

K : 令和5年1月31日以前に事業年度が終了した法人で収入金額を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和5年度の歳出還付額を控除した額

L : 令和5年1月31日以前に事業年度が終了した法人で付加価値額及び資本等の金額を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和5年度の歳出還付額を控除した額

M : 令和5年度において当該都道府県内の市町村に対し交付した法人事業税交付金の額

N : 令和5年度減収補填債のうち法人事業税に係るものの額の100分の75に相当する額

0.75 : 算入率

(2) 令和5年省令附則第14条第1項第1号の額

(三) 令和4年度分に係る精算額

令和5年省令附則第14条第1項第2号の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額から当該額の2分の1に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。以下同じ。)を控除して得た額。

(四) 令和3年度分に係る精算額

令和5年省令附則第14条第1項第3号の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

(五) 令和5年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額

三 前記二に定めるところによって算定した令和6年度法人事業税の基準税額は、別表のとおりである。

四 低工法等による減収額

本章第十九節参照

(1) 令和6年度法人事業税基準税額算出表

(単位：千円)

都道府県	令和6年度 推計基準税額 A	過大又は過少額等					令和6年度 基準税額 A+F G
		令和5年度分 精算額 B	令和4年度分 精算額 C	令和3年度分 精算額 D	総務大臣 修正額 E	計 B+C+D+E F	
1 北海道	90,076,162	2,702,661	2,654,019	7,668,510	0	13,025,190	103,101,352
2 青森	17,417,302	651,254	△ 128,734	1,916,620	0	2,439,140	19,856,442
3 岩手	17,943,441	293,983	305,399	1,782,297	0	2,381,679	20,325,120
4 宮城	50,879,294	1,153,033	1,508,716	4,296,892	0	6,958,641	57,837,935
5 秋田	14,170,114	390,138	387,791	1,433,391	0	2,211,320	16,381,434
6 山形	16,876,559	710,435	314,208	1,637,897	0	2,662,540	19,539,099
7 福島	44,126,646	2,496,272	722,224	3,847,427	0	7,065,923	51,192,569
8 茨城	68,480,954	2,867,741	3,039,772	4,312,084	0	10,219,597	78,700,551
9 栃木	39,991,891	811,430	1,572,409	3,273,254	0	5,657,093	45,648,984
10 群馬	45,950,990	2,447,437	1,639,398	3,648,201	0	7,735,036	53,686,026
11 埼玉	106,210,324	2,719,350	2,762,074	9,694,573	△ 67,517	15,108,480	121,318,804
12 千葉	104,650,299	3,417,042	3,364,637	8,068,562	0	14,850,241	119,500,540
13 東京	904,762,452	32,432,191	36,903,422	83,340,928	0	152,676,541	1,057,438,993
14 神奈川	192,609,098	8,902,277	7,813,934	12,768,540	0	29,484,751	222,093,849
15 新潟	44,604,022	2,106,920	1,335,289	3,456,914	0	6,899,123	51,503,145
16 富山	23,784,762	439,183	1,127,952	2,008,736	0	3,575,871	27,360,633
17 石川	26,742,554	933,978	1,304,814	1,817,006	0	4,055,798	30,798,352
18 福井	22,928,716	1,021,611	573,137	2,321,882	0	3,916,630	26,845,346
19 山梨	18,484,658	348,200	1,215,938	1,885,203	△ 2,231	3,447,110	21,931,768
20 長野	42,176,072	903,031	2,354,396	3,968,411	0	7,225,838	49,401,910
21 岐阜	36,676,224	1,149,622	1,491,626	2,756,162	0	5,397,410	42,073,634
22 静岡	83,391,008	1,722,815	3,340,481	6,923,323	0	11,986,619	95,377,627
23 愛知	240,418,838	6,005,724	16,860,906	14,128,409	0	36,995,039	277,413,877
24 三重	42,908,755	1,482,990	2,052,093	3,039,517	0	6,574,600	49,483,355
25 滋賀	33,992,642	799,949	1,965,952	2,588,472	△ 126,237	5,228,136	39,220,778
26 京都	60,157,764	1,808,271	1,232,915	6,659,379	0	9,700,565	69,858,329
27 大阪	274,574,522	11,133,341	9,687,394	22,448,674	0	43,269,409	317,843,931
28 兵庫	107,116,688	4,448,221	4,216,865	8,395,606	0	17,060,692	124,177,380
29 奈良	13,575,474	130,616	445,083	1,212,459	0	1,788,158	15,363,632
30 和歌山	12,517,203	△ 140,746	598,791	1,123,425	77,832	1,659,302	14,176,505
31 鳥取	8,443,542	248,914	107,738	889,904	0	1,246,556	9,690,098
32 島根	13,820,949	1,078,995	516,159	954,883	0	2,550,037	16,370,986
33 岡山	36,090,650	144,543	1,662,072	3,748,899	0	5,555,514	41,646,164
34 広島	62,516,123	1,971,034	3,068,321	4,538,455	0	9,577,810	72,093,933
35 山口	26,844,432	180,839	1,181,781	2,529,145	0	3,891,765	30,736,197
36 徳島	14,953,595	722,831	266,092	1,342,573	0	2,331,496	17,285,091
37 香川	20,147,132	529,375	448,186	1,546,518	0	2,524,079	22,671,211
38 愛媛	29,359,669	1,653,927	886,235	2,808,848	0	5,349,010	34,708,679
39 高知	8,803,823	67,554	40,594	1,225,434	0	1,333,582	10,137,405
40 福岡	110,691,872	3,745,118	2,533,549	10,385,538	0	16,664,205	127,356,077
41 佐賀	15,390,494	698,896	642,318	1,270,541	0	2,611,755	18,002,249
42 長崎	17,440,225	574,736	407,740	1,506,595	0	2,489,071	19,929,296
43 熊本	28,027,942	820,451	1,149,002	2,697,437	0	4,666,890	32,694,832
44 大分	18,529,429	582,100	400,911	2,105,904	0	3,088,915	21,618,344
45 宮崎	15,268,526	△ 1,385	613,979	1,868,587	0	2,481,181	17,749,707
46 鹿児島	21,629,387	661,265	△ 149,728	2,968,363	6,469	3,486,369	25,115,756
47 沖縄	21,887,056	1,105,719	208,651	1,800,803	0	3,115,173	25,002,229
合計	3,268,040,274	111,073,882	126,646,501	276,611,181	△ 111,684	514,219,880	3,782,260,154

(2) 令和6年度法人事業税推計基準税額算出表

(単位：千円)

都道府県	令和5年4月～令和6年3月調定額					法人事業税交付金		小 計	推計基準税額
	現事業年度分	A×α	外形標準課税分	C×β	過事業年度分	A+C	(A+C)×γ	B+D+E-G	H×0.75
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
1 北海道	96,179,918	89,447,324	41,218,791	39,570,039	1,389,089	137,398,709	10,304,903	120,101,549	90,076,162
2 青 森	17,348,181	16,133,808	9,134,574	8,769,191	306,277	26,482,755	1,986,207	23,223,069	17,417,302
3 岩 手	17,699,402	16,460,444	10,022,443	9,621,545	△ 78,263	27,721,845	2,079,138	23,924,588	17,943,441
4 宮 城	47,655,331	44,319,458	29,773,409	28,582,473	744,284	77,428,740	5,807,156	67,839,059	50,879,294
5 秋 田	14,628,361	13,604,376	6,938,233	6,660,704	245,900	21,566,594	1,617,495	18,893,485	14,170,114
6 山 形	16,393,756	15,246,193	8,227,450	7,898,352	1,204,124	24,621,206	1,846,590	22,502,079	16,876,559
7 福 島	45,768,049	42,564,286	21,786,476	20,915,017	422,814	67,554,525	5,066,589	58,835,528	44,126,646
8 茨 城	63,087,955	58,671,798	38,609,252	37,064,882	3,198,549	101,697,207	7,627,291	91,307,938	68,480,954
9 栃 木	33,279,785	30,950,200	27,731,469	26,622,210	325,955	61,011,254	4,575,844	53,322,521	39,991,891
10 群 馬	37,486,356	34,862,311	32,452,527	31,154,426	496,665	69,938,883	5,245,416	61,267,986	45,950,990
11 埼 玉	102,016,227	94,875,091	59,469,573	57,090,790	1,759,319	161,485,800	12,111,435	141,613,765	106,210,324
12 千 葉	99,066,018	92,131,397	58,659,120	56,312,755	2,918,965	157,725,138	11,829,385	139,533,732	104,650,299
13 東 京	773,524,790	719,378,055	599,509,402	575,529,026	14,420,419	1,373,034,192	102,977,564	1,206,349,936	904,762,452
14 神奈川	160,113,133	148,905,214	135,866,632	130,431,967	△ 326,569	295,979,765	22,198,482	256,812,130	192,609,098
15 新 潟	46,145,280	42,915,110	22,219,877	21,331,082	353,224	68,365,157	5,127,387	59,472,029	44,604,022
16 富 山	23,079,005	21,463,475	13,347,521	12,813,620	167,910	36,426,526	2,731,989	31,713,016	23,784,762
17 石 川	27,310,510	25,398,774	12,982,312	12,463,020	816,907	40,292,822	3,021,962	35,656,739	26,742,554
18 福 井	26,746,188	24,873,955	8,505,521	8,165,300	176,244	35,251,709	2,643,878	30,571,621	22,928,716
19 山 梨	18,260,432	16,982,202	10,056,406	9,654,150	133,622	28,316,838	2,123,763	24,646,211	18,484,658
20 長 野	40,803,072	37,946,857	22,277,716	21,386,607	1,632,357	63,080,788	4,731,059	56,234,762	42,176,072
21 岐 阜	37,578,947	34,948,421	18,295,982	17,564,143	579,688	55,874,929	4,190,620	48,901,632	36,676,224
22 静 岡	71,721,892	66,701,360	55,892,933	53,657,216	400,547	127,614,825	9,571,112	111,188,011	83,391,008
23 愛 知	210,413,547	195,684,599	155,200,286	148,992,275	3,302,613	365,613,833	27,421,037	320,558,450	240,418,838
24 三 重	37,705,671	35,066,274	27,722,564	26,613,661	438,856	65,428,235	4,907,118	57,211,673	42,908,755
25 滋 賀	27,885,993	25,933,973	23,325,787	22,392,756	837,678	51,211,780	3,840,884	45,323,523	33,992,642
26 京 都	55,506,096	51,620,669	34,569,476	33,186,697	2,158,654	90,075,572	6,755,668	80,210,352	60,157,764
27 大 阪	263,757,522	245,294,495	154,913,423	148,716,886	3,488,303	418,670,945	31,400,321	366,099,363	274,574,522
28 兵 庫	101,795,602	94,669,910	61,937,291	59,459,799	972,508	163,732,893	12,279,967	142,822,250	107,116,688
29 奈 良	14,553,365	13,534,629	6,100,761	5,856,731	258,331	20,654,126	1,549,059	18,100,632	13,575,474
30 和歌山	12,406,945	11,538,459	6,705,660	6,437,434	147,156	19,112,605	1,433,445	16,689,604	12,517,203
31 鳥 取	9,229,177	8,583,135	3,680,448	3,533,230	109,913	12,909,625	968,222	11,258,056	8,443,542
32 島 根	15,371,132	14,295,153	5,743,811	5,514,059	202,341	21,114,943	1,583,621	18,427,932	13,820,949
33 岡 山	35,948,520	33,432,124	18,347,320	17,613,427	1,147,504	54,295,840	4,072,188	48,120,867	36,090,650
34 広 島	60,003,933	55,803,658	35,516,796	34,096,124	619,103	95,520,729	7,164,055	83,354,830	62,516,123
35 山 口	22,511,951	20,936,114	17,761,260	17,050,810	826,143	40,273,211	3,020,491	35,792,576	26,844,432
36 徳 島	14,099,127	13,112,188	8,764,811	8,414,219	126,515	22,863,938	1,714,795	19,938,127	14,953,595
37 香 川	19,299,024	17,948,092	11,330,366	10,877,151	334,804	30,629,390	2,297,204	26,862,843	20,147,132
38 愛 媛	31,461,897	29,259,564	13,636,106	13,090,662	178,349	45,098,003	3,382,350	39,146,225	29,359,669
39 高 知	10,165,226	9,453,660	3,251,914	3,121,837	169,220	13,417,140	1,006,286	11,738,431	8,803,823
40 福 岡	106,621,403	99,157,905	62,491,217	59,991,568	1,123,137	169,112,620	12,683,447	147,589,163	110,691,872
41 佐 賀	15,696,254	14,597,516	7,903,920	7,587,763	105,392	23,600,174	1,770,013	20,520,658	15,390,494
42 長 崎	18,941,144	17,615,264	7,723,033	7,414,112	224,070	26,664,177	1,999,813	23,253,633	17,440,225
43 熊 本	27,339,861	25,426,071	15,526,133	14,905,088	254,380	42,865,994	3,214,950	37,370,589	28,027,942
44 大 分	19,814,695	18,427,666	8,681,929	8,334,652	80,834	28,496,624	2,137,247	24,705,905	18,529,429
45 宮 崎	17,307,773	16,096,229	6,036,215	5,794,766	217,838	23,343,988	1,750,799	20,358,034	15,268,526
46 鹿児島	23,460,404	21,818,176	9,483,503	9,104,163	387,636	32,943,907	2,470,793	28,839,182	21,629,387
47 沖 縄	23,797,028	22,131,236	9,040,322	8,678,709	835,597	32,837,350	2,462,801	29,182,741	21,887,056
合 計	3,010,985,878	2,800,216,868	1,958,371,971	1,880,037,094	49,834,902	4,969,357,849	372,701,839	4,357,387,025	3,268,040,274

(3) 令和5年度分法人事業税基準額精算表

都道府県	令和5年4月～令和6年3月調定額					令和5年度実績基準税額				令和5年度 推計基準税額 I—J	令和5年度分 精算予定額 I—J	精算繰越額 L	令和6年度 精算額 K—L	
	現事業年度分 A	過事業年度分 B	計 A+B	C	法人事業税交付金 交付額 D	C-D	E×0.75	令和5年度 減収補填額の額 G						H
								G	F					
(単位：千円)														
北海道	137,398,709	1,389,089	138,787,798	10,752,533	128,035,265	96,026,449	87,918,467	63,993,956	8,107,982	5,405,321	2,702,661			
青森県	26,482,755	306,277	26,789,032	2,038,932	24,750,100	18,562,575	16,608,815	40,069,906	1,953,760	1,302,506	651,254			
岩手県	27,721,845	△ 78,263	27,643,582	2,044,409	25,599,173	19,199,380	18,317,431	41,442,259	881,949	587,966	293,983			
宮城県	77,428,740	744,284	78,173,024	5,927,276	72,245,748	54,184,311	50,725,214	104,726,072	3,459,097	2,306,064	1,153,033			
秋田県	21,566,594	245,900	21,812,494	1,683,594	20,128,900	15,096,675	13,926,261	110,015,996	1,170,414	780,276	390,138			
山形県	24,621,206	1,204,124	25,825,330	1,991,430	23,833,900	17,875,425	15,744,122	177,945,629	2,131,303	1,420,868	710,435			
福島県	67,554,525	422,814	67,977,339	5,107,219	62,870,120	47,152,590	39,663,775	204,652,434	7,488,815	4,992,543	2,496,272			
茨城県	101,697,207	3,198,549	104,895,756	8,099,517	96,796,239	72,597,179	63,993,956	41,265,537	8,603,223	5,735,482	2,867,741			
栃木県	61,011,254	325,955	61,337,209	4,664,948	56,672,261	42,504,196	40,069,906	25,340,987	2,434,290	1,622,860	811,430			
群馬県	69,938,883	496,665	70,435,548	5,389,458	65,046,090	48,784,568	41,442,259	28,489,043	7,342,309	4,894,872	2,447,437			
埼玉県	161,485,800	1,759,319	163,245,119	12,732,958	150,512,161	112,884,121	104,726,072	83,483,791	8,158,049	5,438,699	2,719,350			
千葉県	157,725,138	2,918,965	160,644,103	12,287,940	148,356,163	111,267,122	101,015,996	237,537,453	10,251,126	6,834,084	3,417,042			
東京都	1,373,034,192	14,420,419	1,387,454,611	107,321,434	1,280,133,177	960,099,883	862,803,310	204,652,434	97,296,573	64,864,382	32,432,191			
神奈川県	295,979,765	△ 326,569	295,653,196	22,783,284	272,869,912	204,652,434	177,945,629	41,265,537	26,706,829	17,804,552	8,902,277			
新潟県	68,365,157	353,224	68,718,381	5,269,987	63,448,394	47,586,296	41,265,537	25,340,987	6,320,759	4,213,839	2,106,920			
富山県	36,426,526	167,910	36,594,436	2,806,453	33,787,983	25,340,987	24,023,438	28,489,043	1,317,549	878,366	439,183			
石川県	40,292,822	816,907	41,109,729	3,124,338	37,985,391	28,489,043	25,687,110	21,436,453	2,801,933	1,867,955	933,978			
福井県	35,251,709	176,244	35,427,953	2,759,573	32,668,380	24,501,285	24,501,285	19,696,384	3,064,832	2,043,221	1,021,611			
山梨県	28,316,838	133,622	28,450,460	2,188,615	26,261,845	19,696,384	18,651,784	44,853,926	1,044,600	696,400	348,200			
長野県	63,080,788	1,632,357	64,713,145	4,907,910	59,805,235	44,853,926	42,144,833	39,075,463	2,709,093	1,806,082	903,031			
岐阜県	55,874,929	579,688	56,454,617	4,354,000	52,100,617	39,075,463	35,626,597	88,652,235	3,448,866	2,299,244	1,149,622			
静岡県	127,614,825	400,547	128,015,372	9,812,392	118,202,980	88,652,235	83,483,791	255,554,623	5,168,444	3,445,629	1,722,815			
愛知県	365,613,833	3,302,613	368,916,446	28,176,949	340,739,497	255,554,623	237,537,453	45,582,789	18,017,170	12,011,446	6,005,724			
三重県	65,428,235	438,856	65,867,091	5,090,039	60,777,052	45,582,789	41,133,821	36,110,096	4,448,968	2,965,978	1,482,990			
滋賀県	51,211,780	837,678	52,049,458	3,902,663	48,146,795	36,110,096	33,710,249	63,773,768	2,399,847	1,599,898	799,949			
京都府	90,075,572	2,158,654	92,234,226	7,202,535	85,031,691	63,773,768	58,348,955	292,656,147	5,424,813	3,616,542	1,808,271			
大阪府	418,670,945	3,488,303	422,159,248	31,951,052	390,208,196	292,656,147	259,256,126	114,116,433	33,400,021	22,266,680	11,133,341			
兵庫県	163,732,893	972,508	164,705,401	12,550,157	152,155,244	114,116,433	100,771,771	14,471,999	13,344,662	8,896,441	4,448,221			
奈良県	20,654,126	258,331	20,912,457	1,616,458	19,295,999	14,471,999	14,080,153	13,342,230	391,846	261,230	130,616			
和歌山県	19,112,605	147,156	19,259,761	1,470,121	17,789,640	13,342,230	13,764,466	8,998,006	△ 422,236	△ 281,490	△ 140,746			
鳥取県	12,909,625	109,913	13,019,538	1,022,197	11,997,341	8,998,006	8,251,265	14,767,166	746,741	497,827	248,914			
島根県	21,114,943	202,341	21,317,284	1,627,729	19,689,555	14,767,166	11,530,183	38,415,211	3,236,983	2,157,988	1,078,995			
岡山県	54,295,840	1,147,504	55,443,344	4,223,063	51,220,281	38,415,211	37,981,583	66,756,624	433,628	289,085	144,543			
広島県	95,520,729	619,103	96,139,832	7,131,000	89,008,832	66,756,624	60,843,523	28,499,201	5,913,101	3,942,067	1,971,034			
山口県	40,273,211	826,143	41,099,354	3,100,420	37,998,934	28,499,201	27,956,686	15,916,036	542,515	361,676	180,839			
徳島県	22,863,938	126,515	22,990,453	1,769,072	21,221,381	15,916,036	13,747,544	21,456,493	2,168,492	1,445,661	722,831			
香川県	30,629,390	334,804	30,964,194	2,355,537	28,608,657	21,456,493	19,868,369	31,373,144	1,588,124	1,058,749	529,375			
愛媛県	45,098,003	178,349	45,276,352	3,445,494	41,830,858	31,373,144	26,411,363	9,398,495	4,961,781	3,307,854	1,653,927			
高知県	13,417,140	169,220	13,586,360	1,055,033	12,531,327	9,398,495	9,195,834	117,826,540	202,661	135,107	67,554			
福岡県	169,112,620	1,123,137	170,235,757	13,133,704	157,102,053	117,826,540	106,591,187	16,439,252	11,235,353	7,490,235	3,745,118			
佐賀県	23,600,174	105,392	23,705,566	1,786,564	21,919,002	16,439,252	14,342,566	18,596,136	2,096,686	1,397,790	698,896			
長崎県	26,664,177	224,070	26,888,247	2,093,399	24,794,848	18,596,136	16,871,930	29,851,811	1,724,206	1,149,470	574,736			
熊本県	42,865,994	254,380	43,120,374	3,317,960	39,802,414	29,851,811	27,390,460	19,751,920	2,461,351	1,640,900	820,451			
大分県	28,496,624	80,834	28,577,458	2,241,565	26,335,893	19,751,920	18,005,620	16,356,090	1,746,300	1,164,200	582,100			
宮崎県	23,343,988	217,838	23,561,826	1,753,706	21,808,120	16,356,090	16,360,244	23,092,702	△ 4,154	△ 2,769	△ 1,385			
鹿児島県	32,943,907	387,636	33,331,543	2,541,214	30,790,269	23,092,702	21,108,909	23,354,829	1,983,793	1,322,528	661,265			
沖縄県	32,837,350	835,597	33,672,947	2,533,175	31,139,772	23,354,829	20,037,674	3,475,540,268	3,317,155	2,211,436	1,105,719			
合 計	4,969,357,849	49,834,902	5,019,192,751	385,139,066	4,634,053,685	3,475,540,268	3,142,318,666	333,221,602	222,147,720	111,073,882				

(4) 令和4年度分法人事業税基準税額精算表

都道府県	令和4年度分					令和5年度分					令和6年度分				
	現事業年度分	過事業年度分	令和4年度～令和5年3月調定額		C-D	E×0.75	令和4年度課税標準税額		令和4年度推計基準税額	令和4年度分精算予定額	令和5年度精算済額	未精算額	精算繰越額	令和6年度精算額	(単位：千円)
			A+B	計			G	H		I-J		K-L	M		
	A	B	C	法人事業税交付金 交付額	D	E	F	G	H	J	L	M	N	M-N	
北海道	136,748,830	1,998,741	138,747,571	10,617,184	10,617,184	128,130,387	96,097,790	88,135,732	96,097,790	7,962,058	2,654,020	5,308,038	2,654,019	2,654,019	0
青森県	25,814,955	345,535	26,160,490	2,014,760	2,014,760	24,145,730	18,109,298	18,495,500	18,109,298	△ 386,202	△ 128,734	△ 257,468	△ 128,734	△ 128,734	
岩手県	28,674,393	216,882	28,891,275	2,152,278	2,152,278	20,054,248	19,138,050	19,138,050	20,054,248	916,198	305,400	610,798	305,399	305,399	
宮城県	79,681,093	238,880	79,919,973	6,161,380	6,161,380	73,758,593	55,318,945	50,792,798	55,318,945	4,526,147	1,508,716	3,017,431	1,508,715	1,508,716	
秋田県	21,803,420	189,914	21,993,334	1,707,652	1,707,652	20,285,682	15,214,262	14,050,889	15,214,262	1,163,373	387,791	775,582	387,791	387,791	
山形県	24,171,001	613,839	24,784,840	1,894,776	1,894,776	22,890,064	17,167,548	16,224,925	17,167,548	942,623	314,208	628,415	314,207	314,208	
福島県	62,416,499	253,820	62,670,319	4,680,456	4,680,456	58,009,863	43,507,397	41,340,726	43,507,397	2,166,671	722,224	1,444,447	722,224	722,224	
茨城県	96,286,266	3,853,421	100,139,687	7,847,190	7,847,190	92,292,497	69,219,373	60,100,058	69,219,373	9,119,315	3,039,772	6,079,543	3,039,771	3,039,772	
栃木県	62,504,653	432,359	62,937,012	4,831,347	4,831,347	58,105,665	43,579,249	38,862,021	43,579,249	4,717,228	1,572,418	3,144,818	1,572,409	1,572,409	
群馬県	64,604,902	517,451	65,122,353	5,018,902	5,018,902	60,103,451	45,077,588	40,159,398	45,077,588	4,918,194	1,639,398	3,278,796	1,639,398	1,639,398	
埼玉県	163,091,145	1,881,322	164,972,467	12,757,939	12,757,939	152,214,528	114,160,896	105,874,673	114,160,896	8,286,223	2,762,075	5,524,148	2,762,074	2,762,074	
千葉県	153,745,457	4,620,545	158,366,002	12,247,894	12,247,894	146,118,108	109,588,581	99,494,671	109,588,581	10,093,910	3,364,637	6,729,273	3,364,636	3,364,637	
東京都	1,346,284,653	10,872,533	1,357,137,186	102,486,559	102,486,559	1,254,650,627	940,987,970	830,277,703	940,987,970	110,710,267	36,903,423	73,806,844	36,903,422	36,903,422	
神奈川県	281,104,756	△ 1,292,143	279,812,613	21,707,786	21,707,786	258,104,827	193,578,620	170,136,817	193,578,620	23,441,803	7,813,935	15,627,868	7,813,934	7,813,934	
新潟県	65,071,353	152,597	65,223,950	5,080,460	5,080,460	60,143,490	45,107,618	41,101,752	45,107,618	4,005,866	1,335,288	2,670,577	1,335,288	1,335,289	
富山県	37,864,273	21,869	37,886,142	2,909,043	2,909,043	34,977,099	26,232,824	22,848,968	26,232,824	3,393,856	1,127,952	2,255,904	1,127,952	1,127,952	
石川県	38,915,092	1,415,076	40,330,168	3,082,369	3,082,369	37,247,799	27,935,849	24,021,407	27,935,849	3,914,442	1,304,814	2,609,628	1,304,814	1,304,814	
福井県	33,928,388	36,681	33,965,069	2,602,887	2,602,887	31,362,182	23,521,637	21,802,226	23,521,637	1,719,411	573,137	1,146,274	573,137	573,137	
山梨県	29,032,331	332,506	29,364,837	2,253,103	2,253,103	27,111,734	20,333,801	16,685,987	20,333,801	3,647,814	1,215,938	2,431,876	1,215,938	1,215,938	
長野県	44,766,840	1,526,563	46,293,403	5,118,194	5,118,194	61,175,209	45,881,407	38,818,218	45,881,407	7,063,189	2,354,396	4,708,792	2,354,396	2,354,396	
岐阜県	55,697,935	553,485	56,251,420	4,481,969	4,481,969	51,769,451	38,827,088	34,352,209	38,827,088	4,474,879	1,491,627	2,983,252	1,491,626	1,491,626	
静岡県	129,984,170	1,203,897	131,188,067	10,244,039	10,244,039	120,944,028	90,708,021	80,680,571	90,708,021	3,340,482	3,340,482	6,680,962	3,340,481	3,340,481	
愛知県	371,445,578	1,811,794	373,257,372	28,930,898	28,930,898	344,326,474	258,244,856	207,662,138	258,244,856	50,582,718	16,860,906	33,721,812	16,860,906	16,860,906	
三重県	64,325,329	250,507	64,575,836	4,968,893	4,968,893	59,606,943	44,705,207	38,548,928	44,705,207	6,156,279	2,052,093	4,104,186	2,052,093	2,052,093	
滋賀県	52,423,291	436,247	52,859,538	4,025,671	4,025,671	48,833,867	36,625,400	30,727,543	36,625,400	5,897,857	1,965,953	3,931,904	1,965,952	1,965,952	
京都府	88,276,562	3,188,863	91,465,425	7,074,470	7,074,470	84,390,955	63,293,216	59,594,472	63,293,216	3,698,744	1,232,915	2,465,829	1,232,914	1,232,915	
大阪府	405,089,993	3,351,424	408,441,417	31,789,537	31,789,537	376,651,880	282,488,910	253,426,729	282,488,910	29,062,181	9,687,394	19,374,787	9,687,393	9,687,394	
兵庫県	157,293,362	1,326,394	158,619,756	12,277,727	12,277,727	146,342,029	109,756,522	97,105,921	109,756,522	12,650,595	4,216,865	8,433,730	4,216,865	4,216,865	
奈良県	21,946,094	303,387	22,249,481	1,723,933	1,723,933	20,525,548	15,394,161	14,058,911	15,394,161	1,335,250	445,084	890,166	445,083	445,083	
和歌山県	21,437,356	235,572	21,672,928	1,677,864	1,677,864	19,995,064	14,996,298	13,199,926	14,996,298	1,796,372	598,791	1,197,581	598,790	598,791	
鳥取県	12,977,719	91,462	13,069,181	982,107	982,107	12,087,074	9,065,306	8,742,091	9,065,306	323,215	107,738	215,476	107,738	107,738	
島根県	18,190,174	59,570	18,239,744	1,428,238	1,428,238	16,811,506	12,608,630	11,060,153	12,608,630	1,548,477	516,159	1,032,318	516,159	516,159	
岡山県	58,742,020	1,004,684	59,746,704	4,627,178	4,627,178	55,119,526	41,339,645	36,353,430	41,339,645	4,986,215	1,662,072	3,324,143	1,662,071	1,662,072	
広島県	95,731,798	126,172	95,857,970	7,339,493	7,339,493	88,518,477	66,388,858	57,183,896	66,388,858	9,204,962	3,068,321	6,136,641	3,068,320	3,068,321	
山口県	43,040,170	748,717	43,788,887	3,380,783	3,380,783	40,408,104	30,306,078	26,760,734	30,306,078	3,545,344	1,181,782	2,363,562	1,181,781	1,181,781	
徳島県	21,245,431	355,380	21,600,811	1,485,722	1,485,722	20,115,089	15,086,317	14,288,041	15,086,317	798,276	266,092	532,184	266,092	266,092	
香川県	30,906,113	359,705	31,265,818	2,418,416	2,418,416	28,847,402	21,635,552	20,290,994	21,635,552	1,344,558	448,186	896,372	448,186	448,186	
愛媛県	41,438,335	270,579	41,708,914	3,114,759	3,114,759	38,594,155	28,945,616	26,286,912	28,945,616	2,658,704	886,235	1,772,469	886,234	886,235	
高知県	14,425,612	155,218	14,580,830	1,085,815	1,085,815	13,485,015	10,113,761	9,991,979	10,113,761	1,121,782	40,594	81,188	40,594	40,594	
福岡県	167,289,039	735,401	168,024,440	12,917,366	12,917,366	155,107,074	116,330,306	108,729,660	116,330,306	7,600,646	2,533,549	5,067,097	2,533,548	2,533,549	
佐賀県	22,463,299	176,042	22,639,341	1,659,144	1,659,144	20,980,197	15,735,148	13,808,195	15,735,148	1,926,953	642,318	1,284,635	642,317	642,318	
長崎県	26,472,998	199,300	26,672,298	2,014,783	2,014,783	24,657,515	18,493,136	17,269,915	18,493,136	1,223,221	407,741	815,480	407,740	407,740	
熊本県	42,892,045	300,563	43,192,608	3,210,839	3,210,839	39,981,769	29,986,327	26,539,321	29,986,327	3,447,006	1,149,002	2,298,004	1,149,002	1,149,002	
大分県	135,304,876	1,358,854	136,663,730	2,206,483	2,206,483	128,457,247	19,675,685	18,472,953	19,675,685	1,202,732	400,911	801,821	400,910	400,911	
宮崎県	25,581,056	299,100	25,880,156	2,007,841	2,007,841	23,872,315	17,904,236	16,062,299	17,904,236	1,841,937	613,979	1,227,958	613,979	613,979	
鹿児島県	32,849,843	486,126	33,335,969	2,573,183	2,573,183	30,762,786	23,072,080	23,521,274	23,072,080	△ 449,184	△ 149,728	△ 299,456	△ 149,728	△ 149,728	
沖縄県	30,557,407	1,013,535	31,570,942	2,378,898	2,378,898	29,192,044	21,894,033	20,680,079	21,894,033	625,953	208,652	417,302	208,651	208,651	
合 計	4,897,507,905	47,407,369	4,944,915,274	379,188,208	4,565,727,066	3,424,295,304	3,044,355,801	2,532,292,987	3,044,355,801	379,939,503	126,646,516	253,292,987	126,646,486	126,646,501	

第三節 地 方 消 費 税

第一款 譲 渡 割

地方消費税譲渡割の基準税額は、従来分及び引上げ分の合算額とする。

【従来分】

算 式

$$(A \times 0.00595975) \times 0.75 - (A \times 0.00286316) \times 0.75$$

算式の符号

A : 地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

0.00595975 : $\frac{\text{令和6年度地方財政計画収入見込額 } 1,878,134,000 \text{ 千円}}{A \text{ の全国計 } 315,136,441,000 \text{ 千円}}$

0.00286316 : $\frac{\text{令和6年度地方財政計画のうち地方消費税交付金（譲渡割分・従来分）に係る収入見込額 } 902,287,000 \text{ 千円}}{A \text{ の全国計 } 315,136,441,000 \text{ 千円}}$

0.75 : 算入率

【引上げ分】

算 式

$$(A \times 0.00715170) \times 0.75 - (A \times 0.00345486) \times 0.75 + \{ (A \times 0.00715170) - (A \times 0.00345486) \} \times 0.25$$

算式の符号

A : 地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

0.00715170 : $\frac{\text{令和6年度地方財政計画収入見込額 } 2,253,761,000 \text{ 千円}}{A \text{ の全国計 } 315,136,441,000 \text{ 千円}}$

0.00345486 : $\frac{\text{令和6年度地方財政計画のうち地方消費税交付金（譲渡割分・引上げ分）に係る収入見込額 } 1,088,753,000 \text{ 千円}}{A \text{ の全国計 } 315,136,441,000 \text{ 千円}}$

0.75、0.25 : 算入率

第二款 貨 物 割

地方消費税貨物割の基準税額は、従来分及び引上げ分の合算額とする。

【従来分】

算 式

$$(A \times 0.00327209) \times 0.75 - (A \times 0.00156945) \times 0.75$$

算式の符号

A : 地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

0.00327209 : $\frac{\text{令和6年度地方財政計画収入見込額 } 1,031,156,000 \text{ 千円}}{A \text{ の全国計 } 315,136,441,000 \text{ 千円}}$

0.00156945 : $\frac{\text{令和6年度地方財政計画のうち地方消費税交付金（貨物割分・従来分）に係る収入見込額 } 494,590,000 \text{ 千円}}{A \text{ の全国計 } 315,136,441,000 \text{ 千円}}$

0.75 : 算入率

【引上げ分】

算 式

$$(A \times 0.00392651) \times 0.75 - (A \times 0.00189577) \times 0.75 + \{ (A \times 0.00392651) - (A \times 0.00189577) \} \times 0.25$$

算式の符号

A : 地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

0.00392651 : $\frac{\text{令和6年度地方財政計画収入見込額 } 1,237,387,000 \text{ 千円}}{A \text{ の全国計 } 315,136,441,000 \text{ 千円}}$

0.00189577 : $\frac{\text{令和6年度地方財政計画のうち地方消費税交付金（貨物割分・引上げ分）に係る収入見込額 } 597,426,000 \text{ 千円}}{A \text{ の全国計 } 315,136,441,000 \text{ 千円}}$

0.75、0.25 : 算入率

令和6年度地方消費税基準税額算出表

(単位:千円)

都道府県	消費に相当 する額 (百万円)	譲渡割【従来分】				
		A × 0.00595975	ア × 0.75	A × 0.00286316	ウ × 0.75	譲渡割 基準税額 イ－エ
A		ア	イ	ウ	エ	オ
1 北海道	13,714,521	81,735,117	61,301,338	39,266,868	29,450,151	31,851,187
2 青 森	3,231,027	19,256,113	14,442,085	9,250,947	6,938,210	7,503,875
3 岩 手	3,089,026	18,409,823	13,807,367	8,844,376	6,633,282	7,174,085
4 宮 城	5,890,595	35,106,474	26,329,856	16,865,716	12,649,287	13,680,569
5 秋 田	2,434,686	14,510,120	10,882,590	6,970,896	5,228,172	5,654,418
6 山 形	2,697,081	16,073,928	12,055,446	7,722,174	5,791,631	6,263,815
7 福 島	4,813,155	28,685,201	21,513,901	13,780,833	10,335,625	11,178,276
8 茨 城	7,151,657	42,622,088	31,966,566	20,476,338	15,357,254	16,609,312
9 栃 木	5,007,386	29,842,769	22,382,077	14,336,947	10,752,710	11,629,367
10 群 馬	4,989,561	29,736,536	22,302,402	14,285,911	10,714,433	11,587,969
11 埼 玉	17,014,811	101,404,020	76,053,015	48,716,126	36,537,095	39,515,920
12 千 葉	15,011,108	89,462,451	67,096,838	42,979,204	32,234,403	34,862,435
13 東 京	37,378,014	222,763,619	167,072,714	107,019,235	80,264,426	86,808,288
14 神奈川	21,563,942	128,515,703	96,386,777	61,741,016	46,305,762	50,081,015
15 新 潟	5,613,010	33,452,136	25,089,102	16,070,946	12,053,210	13,035,892
16 富 山	2,649,605	15,790,983	11,843,237	7,586,243	5,689,682	6,153,555
17 石 川	2,932,756	17,478,493	13,108,870	8,396,950	6,297,713	6,811,157
18 福 井	2,022,693	12,054,745	9,041,059	5,791,294	4,343,471	4,697,588
19 山 梨	2,116,601	12,614,413	9,460,810	6,060,167	4,545,125	4,915,685
20 長 野	5,229,796	31,168,277	23,376,208	14,973,743	11,230,307	12,145,901
21 岐 阜	4,989,480	29,736,053	22,302,040	14,285,680	10,714,260	11,587,780
22 静 岡	9,353,174	55,742,579	41,806,934	26,779,634	20,084,726	21,722,208
23 愛 知	19,279,645	114,901,864	86,176,398	55,200,708	41,400,531	44,775,867
24 三 重	4,419,681	26,340,194	19,755,146	12,654,254	9,490,691	10,264,455
25 滋 賀	3,401,495	20,272,060	15,204,045	9,739,024	7,304,268	7,899,777
26 京 都	6,187,290	36,874,702	27,656,027	17,715,201	13,286,401	14,369,626
27 大 阪	21,738,616	129,556,717	97,167,538	62,241,136	46,680,852	50,486,686
28 兵 庫	12,910,335	76,942,369	57,706,777	36,964,355	27,723,266	29,983,511
29 奈 良	2,890,346	17,225,740	12,919,305	8,275,523	6,206,642	6,712,663
30 和歌山	2,281,223	13,595,519	10,196,639	6,531,506	4,898,630	5,298,009
31 鳥 取	1,381,065	8,230,802	6,173,102	3,954,210	2,965,658	3,207,444
32 島 根	1,611,754	9,605,651	7,204,238	4,614,710	3,461,033	3,743,205
33 岡 山	4,776,906	28,469,166	21,351,875	13,677,046	10,257,785	11,094,090
34 広 島	7,103,353	42,334,208	31,750,656	20,338,036	15,253,527	16,497,129
35 山 口	3,388,807	20,196,443	15,147,332	9,702,697	7,277,023	7,870,309
36 徳 島	1,709,650	10,189,087	7,641,815	4,895,001	3,671,251	3,970,564
37 香 川	2,432,274	14,495,745	10,871,809	6,963,990	5,222,993	5,648,816
38 愛 媛	3,462,253	20,634,162	15,475,622	9,912,984	7,434,738	8,040,884
39 高 知	1,784,019	10,632,307	7,974,230	5,107,932	3,830,949	4,143,281
40 福 岡	12,729,348	75,863,732	56,897,799	36,446,160	27,334,620	29,563,179
41 佐 賀	2,061,816	12,287,908	9,215,931	5,903,309	4,427,482	4,788,449
42 長 崎	3,165,781	18,867,263	14,150,447	9,064,138	6,798,104	7,352,343
43 熊 本	4,460,536	26,583,679	19,937,759	12,771,228	9,578,421	10,359,338
44 大 分	2,899,726	17,281,642	12,961,232	8,302,379	6,226,784	6,734,448
45 宮 崎	2,686,980	16,013,729	12,010,297	7,693,254	5,769,941	6,240,356
46 鹿児島	3,917,958	23,350,050	17,512,538	11,217,741	8,413,306	9,099,232
47 沖 縄	3,561,899	21,228,028	15,921,021	10,198,287	7,648,715	8,272,306
合 計	315,136,441	1,878,134,408	1,408,600,810	902,286,053	676,714,546	731,886,264

令和6年度地方消費税基準税額算出表(つづき)

(単位:千円)

都道府県	消費に相当 する額 (百万円)	貨物割【従来分】				
		A × 0.00327209	カ × 0.75	A × 0.00156945	ケ × 0.75	貨物割 基準税額 キーケ
A		カ	キ	ク	ケ	コ
1 北海道	13,714,521	44,875,147	33,656,360	21,524,255	16,143,191	17,513,169
2 青 森	3,231,027	10,572,211	7,929,158	5,070,935	3,803,201	4,125,957
3 岩 手	3,089,026	10,107,571	7,580,678	4,848,072	3,636,054	3,944,624
4 宮 城	5,890,595	19,274,557	14,455,918	9,244,994	6,933,746	7,522,172
5 秋 田	2,434,686	7,966,512	5,974,884	3,821,118	2,865,839	3,109,045
6 山 形	2,697,081	8,825,092	6,618,819	4,232,934	3,174,701	3,444,118
7 福 島	4,813,155	15,749,076	11,811,807	7,554,006	5,665,505	6,146,302
8 茨 城	7,151,657	23,400,865	17,550,649	11,224,168	8,418,126	9,132,523
9 栃 木	5,007,386	16,384,618	12,288,464	7,858,842	5,894,132	6,394,332
10 群 馬	4,989,561	16,326,293	12,244,720	7,830,867	5,873,150	6,371,570
11 埼 玉	17,014,811	55,673,993	41,755,495	26,703,895	20,027,921	21,727,574
12 千 葉	15,011,108	49,117,696	36,838,272	23,559,183	17,669,387	19,168,885
13 東 京	37,378,014	122,304,226	91,728,170	58,662,924	43,997,193	47,730,977
14 神奈川	21,563,942	70,559,159	52,919,369	33,843,529	25,382,647	27,536,722
15 新 潟	5,613,010	18,366,274	13,774,706	8,809,339	6,607,004	7,167,702
16 富 山	2,649,605	8,669,746	6,502,310	4,158,423	3,118,817	3,383,493
17 石 川	2,932,756	9,596,242	7,197,182	4,602,814	3,452,111	3,745,071
18 福 井	2,022,693	6,618,434	4,963,826	3,174,516	2,380,887	2,582,939
19 山 梨	2,116,601	6,925,709	5,194,282	3,321,899	2,491,424	2,702,858
20 長 野	5,229,796	17,112,363	12,834,272	8,207,903	6,155,927	6,678,345
21 岐 阜	4,989,480	16,326,028	12,244,521	7,830,739	5,873,054	6,371,467
22 静 岡	9,353,174	30,604,427	22,953,320	14,679,339	11,009,504	11,943,816
23 愛 知	19,279,645	63,084,734	47,313,551	30,258,439	22,693,829	24,619,722
24 三 重	4,419,681	14,461,594	10,846,196	6,936,468	5,202,351	5,643,845
25 滋 賀	3,401,495	11,129,998	8,347,499	5,338,476	4,003,857	4,343,642
26 京 都	6,187,290	20,245,370	15,184,028	9,710,642	7,282,982	7,901,046
27 大 阪	21,738,616	71,130,708	53,348,031	34,117,671	25,588,253	27,759,778
28 兵 庫	12,910,335	42,243,778	31,682,834	20,262,125	15,196,594	16,486,240
29 奈 良	2,890,346	9,457,472	7,093,104	4,536,254	3,402,191	3,690,913
30 和歌山	2,281,223	7,464,367	5,598,275	3,580,265	2,685,199	2,913,076
31 鳥 取	1,381,065	4,518,969	3,389,227	2,167,512	1,625,634	1,763,593
32 島 根	1,611,754	5,273,804	3,955,353	2,529,567	1,897,175	2,058,178
33 岡 山	4,776,906	15,630,466	11,722,850	7,497,115	5,622,836	6,100,014
34 広 島	7,103,353	23,242,810	17,432,108	11,148,357	8,361,268	9,070,840
35 山 口	3,388,807	11,088,481	8,316,361	5,318,563	3,988,922	4,327,439
36 徳 島	1,709,650	5,594,129	4,195,597	2,683,210	2,012,408	2,183,189
37 香 川	2,432,274	7,958,619	5,968,964	3,817,332	2,862,999	3,105,965
38 愛 媛	3,462,253	11,328,803	8,496,602	5,433,833	4,075,375	4,421,227
39 高 知	1,784,019	5,837,471	4,378,103	2,799,929	2,099,947	2,278,156
40 福 岡	12,729,348	41,651,572	31,238,679	19,978,075	14,983,556	16,255,123
41 佐 賀	2,061,816	6,746,448	5,059,836	3,235,917	2,426,938	2,632,898
42 長 崎	3,165,781	10,358,720	7,769,040	4,968,535	3,726,401	4,042,639
43 熊 本	4,460,536	14,595,275	10,946,456	7,000,588	5,250,441	5,696,015
44 大 分	2,899,726	9,488,164	7,116,123	4,550,975	3,413,231	3,702,892
45 宮 崎	2,686,980	8,792,040	6,594,030	4,217,081	3,162,811	3,431,219
46 鹿児島	3,917,958	12,819,911	9,614,933	6,149,039	4,611,779	5,003,154
47 沖 縄	3,561,899	11,654,854	8,741,141	5,590,222	4,192,667	4,548,474
合 計	315,136,441	1,031,154,796	773,366,103	494,590,884	370,943,165	402,422,938

令和6年度地方消費税基準税額算出表(つづき)

(単位:千円)

都道府県	消費に相当 する額 (百万円)	譲渡割【引上げ分】							
		A ×0.0071517	ア × 0.75	A ×0.00345486	ウ × 0.75	イーエ	アーウ	カ × 0.25	譲渡割 基準税額 オ+キ
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
1 北海道	13,714,521	98,082,140	73,561,605	47,381,750	35,536,313	38,025,292	50,700,390	12,675,098	50,700,390
2 青 森	3,231,027	23,107,336	17,330,502	11,162,746	8,372,060	8,958,442	11,944,590	2,986,148	11,944,590
3 岩 手	3,089,026	22,091,787	16,568,840	10,672,152	8,004,114	8,564,726	11,419,635	2,854,909	11,419,635
4 宮 城	5,890,595	42,127,768	31,595,826	20,351,181	15,263,386	16,332,440	21,776,587	5,444,147	21,776,587
5 秋 田	2,434,686	17,412,144	13,059,108	8,411,499	6,308,624	6,750,484	9,000,645	2,250,161	9,000,645
6 山 形	2,697,081	19,288,714	14,466,536	9,318,037	6,988,528	7,478,008	9,970,677	2,492,669	9,970,677
7 福 島	4,813,155	34,422,241	25,816,681	16,628,777	12,471,583	13,345,098	17,793,464	4,448,366	17,793,464
8 茨 城	7,151,657	51,146,505	38,359,879	24,707,974	18,530,981	19,828,898	26,438,531	6,609,633	26,438,531
9 栃 木	5,007,386	35,811,322	26,858,492	17,299,818	12,974,864	13,883,628	18,511,504	4,627,876	18,511,504
10 群 馬	4,989,561	35,683,843	26,762,882	17,238,235	12,928,676	13,834,206	18,445,608	4,611,402	18,445,608
11 埼 玉	17,014,811	121,684,824	91,263,618	58,783,790	44,087,843	47,175,775	62,901,034	15,725,259	62,901,034
12 千 葉	15,011,108	107,354,941	80,516,206	51,861,277	38,895,958	41,620,248	55,493,664	13,873,416	55,493,664
13 東 京	37,378,014	267,316,343	200,487,257	129,135,805	96,851,854	103,635,403	138,180,538	34,545,135	138,180,538
14 神奈川	21,563,942	154,218,844	115,664,133	74,500,401	55,875,301	59,788,832	79,718,443	19,929,611	79,718,443
15 新 潟	5,613,010	40,142,564	30,106,923	19,392,164	14,544,123	15,562,800	20,750,400	5,187,600	20,750,400
16 富 山	2,649,605	18,949,180	14,211,885	9,154,014	6,865,511	7,346,374	9,795,166	2,448,792	9,795,166
17 石 川	2,932,756	20,974,191	15,730,643	10,132,261	7,599,196	8,131,447	10,841,930	2,710,483	10,841,930
18 福 井	2,022,693	14,465,694	10,849,271	6,988,121	5,241,091	5,608,180	7,477,573	1,869,393	7,477,573
19 山 梨	2,116,601	15,137,295	11,352,971	7,312,560	5,484,420	5,868,551	7,824,735	1,956,184	7,824,735
20 長 野	5,229,796	37,401,932	28,051,449	18,068,213	13,551,160	14,500,289	19,333,719	4,833,430	19,333,719
21 岐 阜	4,989,480	35,683,264	26,762,448	17,237,955	12,928,466	13,833,982	18,445,309	4,611,327	18,445,309
22 静 岡	9,353,174	66,891,094	50,168,321	32,313,907	24,235,430	25,932,891	34,577,187	8,644,297	34,577,188
23 愛 知	19,279,645	137,882,237	103,411,678	66,608,474	49,956,356	53,455,322	71,273,763	17,818,441	71,273,763
24 三 重	4,419,681	31,608,233	23,706,175	15,269,379	11,452,034	12,254,141	16,338,854	4,084,714	16,338,855
25 滋 賀	3,401,495	24,326,472	18,244,854	11,751,689	8,813,767	9,431,087	12,574,783	3,143,696	12,574,783
26 京 都	6,187,290	44,249,642	33,187,232	21,376,221	16,032,166	17,155,066	22,873,421	5,718,355	22,873,421
27 大 阪	21,738,616	155,468,060	116,601,045	75,103,875	56,327,906	60,273,139	80,364,185	20,091,046	80,364,185
28 兵 庫	12,910,335	92,330,843	69,248,132	44,603,400	33,452,550	35,795,582	47,727,443	11,931,861	47,727,443
29 奈 良	2,890,346	20,670,887	15,503,165	9,985,741	7,489,306	8,013,859	10,685,146	2,671,287	10,685,146
30 和歌山	2,281,223	16,314,623	12,235,967	7,881,306	5,910,980	6,324,987	8,433,317	2,108,329	8,433,316
31 鳥 取	1,381,065	9,876,963	7,407,722	4,771,386	3,578,540	3,829,182	5,105,577	1,276,394	5,105,576
32 島 根	1,611,754	11,526,781	8,645,086	5,568,384	4,176,288	4,468,798	5,958,397	1,489,599	5,958,397
33 岡 山	4,776,906	34,162,999	25,622,249	16,503,541	12,377,656	13,244,593	17,659,458	4,414,865	17,659,458
34 広 島	7,103,353	50,801,050	38,100,788	24,541,090	18,405,818	19,694,970	26,259,960	6,564,990	26,259,960
35 山 口	3,388,807	24,235,731	18,176,798	11,707,854	8,780,891	9,395,907	12,527,877	3,131,969	12,527,876
36 徳 島	1,709,650	12,226,904	9,170,178	5,906,601	4,429,951	4,740,227	6,320,303	1,580,076	6,320,303
37 香 川	2,432,274	17,394,894	13,046,171	8,403,166	6,302,375	6,743,796	8,991,728	2,247,932	8,991,728
38 愛 媛	3,462,253	24,760,995	18,570,746	11,961,599	8,971,199	9,599,547	12,799,396	3,199,849	12,799,396
39 高 知	1,784,019	12,758,769	9,569,077	6,163,536	4,622,652	4,946,425	6,595,233	1,648,808	6,595,233
40 福 岡	12,729,348	91,036,478	68,277,359	43,978,115	32,983,586	35,293,773	47,058,363	11,764,591	47,058,364
41 佐 賀	2,061,816	14,745,489	11,059,117	7,123,286	5,342,465	5,716,652	7,622,203	1,905,551	7,622,203
42 長 崎	3,165,781	22,640,716	16,980,537	10,937,330	8,202,998	8,777,539	11,703,386	2,925,847	11,703,386
43 熊 本	4,460,536	31,900,415	23,925,311	15,410,527	11,557,895	12,367,416	16,489,888	4,122,472	16,489,888
44 大 分	2,899,726	20,737,970	15,553,478	10,018,147	7,513,610	8,039,868	10,719,823	2,679,956	10,719,824
45 宮 崎	2,686,980	19,216,475	14,412,356	9,283,140	6,962,355	7,450,001	9,933,335	2,483,334	9,933,335
46 鹿児島	3,917,958	28,020,060	21,015,045	13,535,996	10,151,997	10,863,048	14,484,064	3,621,016	14,484,064
47 沖 縄	3,561,899	25,473,633	19,105,225	12,305,862	9,229,397	9,875,828	13,167,771	3,291,943	13,167,771
合 計	315,136,441	2,253,761,285	1,690,320,967	1,088,752,282	816,564,220	873,756,747	1,165,009,003	291,252,257	1,165,009,004

令和6年度地方消費税基準税額算出表(つづき)

(単位:千円)

都道府県	消費に相当 する額 (百万円)	貨物割【引上げ分】							
		A ×0.00392651	ケ × 0.75	A ×0.00189577	サ × 0.75	コ ー シ	ケ ー サ	セ × 0.25	貨物割 基準税額 ス+ソ
		ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ
1 北海道	13,714,521	53,850,204	40,387,653	25,999,577	19,499,683	20,887,970	27,850,627	6,962,657	27,850,627
2 青 森	3,231,027	12,686,660	9,514,995	6,125,284	4,593,963	4,921,032	6,561,376	1,640,344	6,561,376
3 岩 手	3,089,026	12,129,091	9,096,818	5,856,083	4,392,062	4,704,756	6,273,008	1,568,252	6,273,008
4 宮 城	5,890,595	23,129,480	17,347,110	11,167,213	8,375,410	8,971,700	11,962,267	2,990,567	11,962,267
5 秋 田	2,434,686	9,559,819	7,169,864	4,615,605	3,461,704	3,708,160	4,944,214	1,236,054	4,944,214
6 山 形	2,697,081	10,590,116	7,942,587	5,113,045	3,834,784	4,107,803	5,477,071	1,369,268	5,477,071
7 福 島	4,813,155	18,898,901	14,174,176	9,124,635	6,843,476	7,330,700	9,774,266	2,443,567	9,774,267
8 茨 城	7,151,657	28,081,053	21,060,790	13,557,897	10,168,423	10,892,367	14,523,156	3,630,789	14,523,156
9 栃 木	5,007,386	19,661,551	14,746,163	9,492,852	7,119,639	7,626,524	10,168,699	2,542,175	10,168,699
10 群 馬	4,989,561	19,591,561	14,693,671	9,459,060	7,094,295	7,599,376	10,132,501	2,533,125	10,132,501
11 埼 玉	17,014,811	66,808,826	50,106,620	32,256,168	24,192,126	25,914,494	34,552,658	8,638,165	34,552,659
12 千 葉	15,011,108	58,941,266	44,205,950	28,457,608	21,343,206	22,862,744	30,483,658	7,620,915	30,483,659
13 東 京	37,378,014	146,765,146	110,073,860	70,860,118	53,145,089	56,928,771	75,905,028	18,976,257	75,905,028
14 神奈川	21,563,942	84,671,034	63,503,276	40,880,274	30,660,206	32,843,070	43,790,760	10,947,690	43,790,760
15 新 潟	5,613,010	22,039,540	16,529,655	10,640,976	7,980,732	8,548,923	11,398,564	2,849,641	11,398,564
16 富 山	2,649,605	10,403,701	7,802,776	5,023,042	3,767,282	4,035,494	5,380,659	1,345,165	5,380,659
17 石 川	2,932,756	11,515,496	8,636,622	5,559,831	4,169,873	4,466,749	5,955,665	1,488,916	5,955,665
18 福 井	2,022,693	7,942,124	5,956,593	3,834,561	2,875,921	3,080,672	4,107,563	1,026,891	4,107,563
19 山 梨	2,116,601	8,310,855	6,233,141	4,012,589	3,009,442	3,223,699	4,298,266	1,074,567	4,298,266
20 長 野	5,229,796	20,534,846	15,401,135	9,914,490	7,435,868	7,965,267	10,620,356	2,655,089	10,620,356
21 岐 阜	4,989,480	19,591,243	14,693,432	9,458,906	7,094,180	7,599,252	10,132,337	2,533,084	10,132,336
22 静 岡	9,353,174	36,725,331	27,543,998	17,731,467	13,298,600	14,245,398	18,993,864	4,748,466	18,993,864
23 愛 知	19,279,645	75,701,719	56,776,289	36,549,773	27,412,330	29,363,959	39,151,946	9,787,987	39,151,946
24 三 重	4,419,681	17,353,922	13,015,442	8,378,699	6,284,024	6,731,418	8,975,223	2,243,806	8,975,224
25 滋 賀	3,401,495	13,356,004	10,017,003	6,448,452	4,836,339	5,180,664	6,907,552	1,726,888	6,907,552
26 京 都	6,187,290	24,294,456	18,220,842	11,729,679	8,797,259	9,423,583	12,564,777	3,141,194	12,564,777
27 大 阪	21,738,616	85,356,893	64,017,670	41,211,416	30,908,562	33,109,108	44,145,477	11,036,369	44,145,477
28 兵 庫	12,910,335	50,692,559	38,019,419	24,475,026	18,356,270	19,663,149	26,217,533	6,554,383	26,217,532
29 奈 良	2,890,346	11,348,972	8,511,729	5,479,431	4,109,573	4,402,156	5,869,541	1,467,385	5,869,541
30 和歌山	2,281,223	8,957,245	6,717,934	4,324,674	3,243,506	3,474,428	4,632,571	1,158,143	4,632,571
31 鳥 取	1,381,065	5,422,766	4,067,075	2,618,182	1,963,637	2,103,438	2,804,584	701,146	2,804,584
32 島 根	1,611,754	6,328,568	4,746,426	3,055,515	2,291,636	2,454,790	3,273,053	818,263	3,273,053
33 岡 山	4,776,906	18,756,569	14,067,427	9,055,915	6,791,936	7,275,491	9,700,654	2,425,164	9,700,655
34 広 島	7,103,353	27,891,387	20,918,540	13,466,324	10,099,743	10,818,797	14,425,063	3,606,266	14,425,063
35 山 口	3,388,807	13,306,185	9,979,639	6,424,399	4,818,299	5,161,340	6,881,786	1,720,447	6,881,787
36 徳 島	1,709,650	6,712,958	5,034,719	3,241,103	2,430,827	2,603,892	3,471,855	867,964	3,471,856
37 香 川	2,432,274	9,550,348	7,162,761	4,611,032	3,458,274	3,704,487	4,939,316	1,234,829	4,939,316
38 愛 媛	3,462,253	13,594,571	10,195,928	6,563,635	4,922,726	5,273,202	7,030,936	1,757,734	7,030,936
39 高 知	1,784,019	7,004,968	5,253,726	3,382,090	2,536,568	2,717,158	3,622,878	905,720	3,622,878
40 福 岡	12,729,348	49,981,912	37,486,434	24,131,916	18,098,937	19,387,497	25,849,996	6,462,499	25,849,996
41 佐 賀	2,061,816	8,095,741	6,071,806	3,908,729	2,931,547	3,140,259	4,187,012	1,046,753	4,187,012
42 長 崎	3,165,781	12,430,471	9,322,853	6,001,593	4,501,195	4,821,658	6,428,878	1,607,220	6,428,878
43 熊 本	4,460,536	17,514,339	13,135,754	8,456,150	6,342,113	6,793,641	9,058,189	2,264,547	9,058,188
44 大 分	2,899,726	11,385,803	8,539,352	5,497,214	4,122,911	4,416,441	5,888,589	1,472,147	5,888,588
45 宮 崎	2,686,980	10,550,454	7,912,841	5,093,896	3,820,422	4,092,419	5,456,558	1,364,140	5,456,559
46 鹿児島	3,917,958	15,383,901	11,537,926	7,427,547	5,570,660	5,967,266	7,956,354	1,989,089	7,956,355
47 沖 縄	3,561,899	13,985,832	10,489,374	6,752,541	5,064,406	5,424,968	7,233,291	1,808,323	7,233,291
合 計	315,136,441	1,237,386,387	928,039,794	597,426,212	448,069,664	479,970,130	639,960,175	159,990,050	639,960,180

第四節 不 動 産 取 得 税

不動産取得税の基準税額は、次の 1 の算式により前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額を基準として算定する。なお、低工法第 5 条等の規定等の適用を受ける都道府県にあっては、それぞれ 2 により算定した減収額を基準税額から控除する。

1 不動産取得税の基準税額

次の算式により算定した額とする。

算 式

$$\frac{(A+B)}{2} \times 0.02106$$

算式の符号

- A : 令和 4 年度課税標準額（令和 4 年度の道府県税課税状況調第 26 表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第 28 表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額）から、条例で定める割合により算出した地方税法第 73 条の 14 第 12 項から第 14 項まで及び附則第 11 条第 7 項に基づく控除額を加算し、参酌基準により算出した同項に基づく控除額を控除した額
- B : 令和 5 年度課税標準額（令和 5 年度の道府県税課税状況調第 26 表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第 28 表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額）から、条例で定める割合により算出した地方税法第 73 条の 14 第 12 項から第 14 項まで及び附則第 11 条第 7 項に基づく控除額を加算し、参酌基準により算出した同項に基づく控除額を控除した額

$$0.02106 : 0.02851 \times 0.985 \times 0.75$$

0.02851 : 令和 6 年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた不動産取得税の推計乗率

0.985 : 徴収率

0.75 : 算入率

2 低工法等による減収額

本章第十九節参照

令和6年度 不動産取得税基準税額算出表

(単位：千円)

	基準税額算定			
	課税標準額			(C) × 0.02106
	R4合計(A)	R5合計(B)	((A) + (B)) ÷ 2 (C)	
1 北海道	562,515,963	535,496,401	549,006,182	11,562,070
2 青 森	60,629,170	59,692,071	60,160,621	1,266,983
3 岩 手	87,600,029	106,085,428	96,842,729	2,039,508
4 宮 城	262,083,017	261,869,390	261,976,204	5,517,219
5 秋 田	51,016,711	51,450,826	51,233,769	1,078,983
6 山 形	66,664,808	64,229,136	65,446,972	1,378,313
7 福 島	145,437,825	130,309,862	137,873,844	2,903,623
8 茨 城	228,580,340	278,222,639	253,401,490	5,336,635
9 栃 木	160,354,920	165,342,514	162,848,717	3,429,594
10 群 馬	183,804,165	183,114,610	183,459,388	3,863,655
11 埼 玉	825,193,792	855,598,339	840,396,066	17,698,741
12 千 葉	668,107,194	737,112,150	702,609,672	14,796,960
13 東 京	3,761,748,556	3,881,220,143	3,821,484,350	80,480,460
14 神奈川	1,215,941,623	1,282,930,493	1,249,436,058	26,313,123
15 新 潟	158,061,046	179,387,525	168,724,286	3,553,333
16 富 山	78,418,135	89,651,552	84,034,844	1,769,774
17 石 川	123,790,467	92,047,976	107,919,222	2,272,779
18 福 井	76,237,483	64,267,090	70,252,287	1,479,513
19 山 梨	60,793,849	62,101,957	61,447,903	1,294,093
20 長 野	169,623,729	180,247,974	174,935,852	3,684,149
21 岐 阜	148,606,332	163,945,010	156,275,671	3,291,166
22 静 岡	343,535,073	359,933,916	351,734,495	7,407,528
23 愛 知	992,211,235	1,021,604,963	1,006,908,099	21,205,485
24 三 重	128,568,089	191,940,228	160,254,159	3,374,953
25 滋 賀	125,270,226	139,218,425	132,244,326	2,785,066
26 京 都	321,998,577	351,538,886	336,768,732	7,092,349
27 大 阪	1,348,549,622	1,346,953,461	1,347,751,542	28,383,647
28 兵 庫	634,832,946	672,103,150	653,468,048	13,762,037
29 奈 良	96,363,204	94,497,621	95,430,413	2,009,764
30 和歌山	69,034,059	63,565,209	66,299,634	1,396,270
31 鳥 取	29,758,810	33,274,644	31,516,727	663,742
32 島 根	40,742,457	43,754,478	42,248,468	889,753
33 岡 山	156,332,940	160,716,756	158,524,848	3,338,533
34 広 島	306,412,595	271,755,510	289,084,053	6,088,110
35 山 口	92,068,747	90,578,721	91,323,734	1,923,278
36 徳 島	54,837,377	53,882,694	54,360,036	1,144,822
37 香 川	67,454,165	73,788,690	70,621,428	1,487,287
38 愛 媛	92,936,603	133,813,906	113,375,255	2,387,683
39 高 知	39,893,819	39,560,318	39,727,069	836,652
40 福 岡	653,994,184	640,004,941	646,999,563	13,625,811
41 佐 賀	62,132,989	75,938,996	69,035,993	1,453,898
42 長 崎	93,456,247	103,008,930	98,232,589	2,068,778
43 熊 本	162,969,942	148,482,454	155,726,198	3,279,594
44 大 分	89,726,976	90,790,345	90,258,661	1,900,847
45 宮 崎	70,908,343	78,919,288	74,913,816	1,577,685
46 鹿児島	137,989,329	141,574,781	139,782,055	2,943,810
47 沖 縄	187,594,554	167,723,467	177,659,011	3,741,499
合 計	15,494,782,262	16,013,247,864	15,754,015,079	331,779,555

第五節 道府県たばこ税

道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算 式 $(A \times B) \times 0.8025$

算式の符号

A : 令和5年3月1日から令和6年2月末日までの間の当該都道府県の区域内における地方税法第74条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については、同法第74条の4第2項及び第3項の規定によって換算した本数とする。以下同じ。）

B : 次の算式によって算定した当該都道府県の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数の伸び率（省令別表第八に定める率）

算 式

$$\left(\sqrt{\frac{(a)}{(b)}} \div 1.0125 \right) \times 0.9858$$

算式の符号

(a) : 前記Aに同じ

(b) : 令和3年3月1日から令和4年2月末日までの間の当該都道府県の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数

$$1.0125 : \sqrt{\frac{(a) \text{の全国総数}}{(b) \text{の全国総数}}}$$

0.9858 : 次により算出した額

令和6年度地方財政計画の基礎となった令和6年3月1日から令和7年2月末日までの間において見込まれる売渡し等に係る製造たばこの本数

$$\left\{ (a) \times \left(\sqrt{\frac{(a)}{(b)}} \div 1.0125 \right) \right\} \text{の全国総数}$$

$$0.8025 : \frac{1,070\text{円}}{1,000\text{本}} \times \frac{75}{100}$$

$\frac{1,070\text{円}}{1,000\text{本}}$ …地方税法第74条の5に定める道府県たばこ税の税率

令和6年度道府県たばこ税基準税額試算

(単位：千本、千円)

区 分	通 常 課 税 分								6 年 度 基準税額 G * 0.8025 H
	売渡し本数		伸 び 率					売渡し見込本数	
	R3.3.1～ R4.2.末 A	R5.3.1～ R6.2.末 B	B / A C	$\sqrt{C}$ D	D / D' E	B * E E 2	E * 0.9858 F	R6.3.1～ R7.2.末 B * F G	
1 北海道	7,081,601	7,271,105	1.0268	1.0133	1.0008	7,276,922	0.9866	7,173,672	5,756,872
2 青 森	1,633,066	1,662,480	1.0180	1.0090	0.9965	1,656,661	0.9823	1,633,054	1,310,526
3 岩 手	1,404,361	1,415,384	1.0078	1.0039	0.9915	1,403,353	0.9774	1,383,396	1,110,175
4 宮 城	2,752,122	2,821,219	1.0251	1.0125	1.0000	2,821,219	0.9858	2,781,158	2,231,879
5 秋 田	1,094,978	1,099,059	1.0037	1.0018	0.9894	1,087,409	0.9754	1,072,022	860,298
6 山 形	1,090,566	1,109,792	1.0176	1.0088	0.9963	1,105,686	0.9822	1,090,038	874,755
7 福 島	2,398,847	2,404,877	1.0025	1.0012	0.9888	2,377,942	0.9748	2,344,274	1,881,280
8 茨 城	3,453,643	3,567,288	1.0329	1.0163	1.0038	3,580,844	0.9895	3,529,831	2,832,689
9 栃 木	2,253,968	2,295,848	1.0186	1.0093	0.9968	2,288,501	0.9826	2,255,900	1,810,360
10 群 馬	2,163,348	2,216,806	1.0247	1.0123	0.9998	2,216,363	0.9856	2,184,884	1,753,369
11 埼 玉	7,566,759	7,738,450	1.0227	1.0113	0.9988	7,729,164	0.9846	7,619,278	6,114,471
12 千 葉	6,711,469	6,801,787	1.0135	1.0067	0.9943	6,763,017	0.9802	6,667,112	5,350,357
13 東 京	15,527,444	16,360,353	1.0536	1.0265	1.0138	16,586,126	0.9994	16,350,537	13,121,306
14 神奈川	9,020,210	9,181,431	1.0179	1.0089	0.9964	9,148,378	0.9823	9,018,920	7,237,683
15 新 潟	2,300,229	2,325,770	1.0111	1.0055	0.9931	2,309,722	0.9790	2,276,929	1,827,236
16 富 山	1,068,727	1,081,978	1.0124	1.0062	0.9938	1,075,270	0.9797	1,060,014	850,661
17 石 川	1,202,598	1,216,243	1.0113	1.0056	0.9932	1,207,973	0.9791	1,190,824	955,636
18 福 井	828,806	821,911	0.9917	0.9958	0.9835	808,349	0.9695	796,843	639,467
19 山 梨	947,956	977,483	1.0311	1.0154	1.0029	980,318	0.9887	966,437	775,566
20 長 野	2,027,469	2,091,451	1.0316	1.0157	1.0032	2,098,144	0.9890	2,068,445	1,659,927
21 岐 阜	1,950,042	1,980,303	1.0155	1.0077	0.9953	1,970,996	0.9812	1,943,073	1,559,316
22 静 岡	3,811,078	3,876,963	1.0173	1.0086	0.9961	3,861,843	0.9820	3,807,178	3,055,260
23 愛 知	7,772,123	7,900,025	1.0165	1.0082	0.9958	7,866,845	0.9817	7,755,455	6,223,753
24 三 重	1,907,367	1,922,367	1.0079	1.0039	0.9915	1,906,027	0.9774	1,878,922	1,507,835
25 滋 賀	1,421,163	1,439,110	1.0126	1.0063	0.9939	1,430,331	0.9798	1,410,040	1,131,557
26 京 都	2,453,823	2,493,669	1.0162	1.0081	0.9957	2,482,946	0.9816	2,447,785	1,964,347
27 大 阪	10,709,439	11,145,234	1.0407	1.0201	1.0075	11,228,823	0.9932	11,069,446	8,883,230
28 兵 庫	5,254,981	5,334,960	1.0152	1.0076	0.9952	5,309,352	0.9811	5,234,129	4,200,389
29 奈 良	1,171,972	1,185,679	1.0117	1.0058	0.9934	1,177,854	0.9793	1,161,135	931,811
30 和歌山	1,059,918	1,065,614	1.0054	1.0027	0.9903	1,055,278	0.9762	1,040,252	834,802
31 鳥 取	575,121	578,785	1.0064	1.0032	0.9908	573,460	0.9767	565,299	453,652
32 島 根	641,121	635,522	0.9913	0.9956	0.9833	624,909	0.9693	616,011	494,349
33 岡 山	1,981,684	2,018,717	1.0187	1.0093	0.9968	2,012,257	0.9826	1,983,591	1,591,832
34 広 島	2,849,823	2,880,863	1.0109	1.0054	0.9930	2,860,697	0.9789	2,820,077	2,263,112
35 山 口	1,403,267	1,406,664	1.0024	1.0012	0.9888	1,390,909	0.9748	1,371,216	1,100,401
36 徳 島	786,030	786,204	1.0002	1.0001	0.9878	776,612	0.9738	765,605	614,398
37 香 川	1,028,959	1,042,358	1.0130	1.0065	0.9941	1,036,208	0.9800	1,021,511	819,763
38 愛 媛	1,407,018	1,428,894	1.0155	1.0077	0.9953	1,422,178	0.9812	1,402,031	1,125,130
39 高 知	803,063	810,451	1.0092	1.0046	0.9922	804,129	0.9781	792,702	636,143
40 福 岡	6,032,830	6,265,189	1.0385	1.0191	1.0065	6,305,913	0.9922	6,216,321	4,988,598
41 佐 賀	989,247	1,010,830	1.0218	1.0108	0.9983	1,009,112	0.9841	994,758	798,293
42 長 崎	1,503,018	1,514,596	1.0077	1.0038	0.9914	1,501,570	0.9773	1,480,215	1,187,873
43 熊 本	1,963,561	2,043,021	1.0405	1.0200	1.0074	2,058,139	0.9931	2,028,924	1,628,212
44 大 分	1,271,846	1,301,878	1.0236	1.0117	0.9992	1,300,836	0.9850	1,282,350	1,029,086
45 宮 崎	1,257,004	1,297,231	1.0320	1.0159	1.0034	1,301,642	0.9892	1,283,221	1,029,785
46 鹿児島	1,753,821	1,805,953	1.0297	1.0147	1.0022	1,809,926	0.9880	1,784,282	1,431,886
47 沖 縄	1,798,864	1,919,344	1.0670	1.0330	1.0202	1,958,115	1.0057	1,930,284	1,549,053
交 付	122,558,906	125,190,786				124,972,142		123,198,844	98,867,073
不 交 付	15,527,444	16,360,353				16,586,126		16,350,537	13,121,306
計	138,086,350	141,551,139	1.0251	1.0125	1.0000	141,558,268	0.9858	139,549,381	111,988,379

第六節 ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算 式 $(A \times B) \times 52,900$ 円

算式の符号

- A : 令和5年3月1日から令和6年2月29日までのゴルフ場延利用者の1日当たり利用人員（1人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、前年度の3月31日以前に廃止されたゴルフ場にかかる数を除く。）
- B : 各都道府県のゴルフ場にかかるゴルフ場利用税の課税実績等を勘案して、省令別表第9に定める都道府県別率

次の算式により算出する。

算 式

$$\left\{ \left(\frac{a}{b} \div \frac{c}{d} \right) \times 0.8 + 0.2 \right\} \times 0.980$$

算式の符号

- a : 各都道府県の令和5年度現年調定額
- b : 各都道府県の令和5年3月1日から令和6年2月29日までの延利用者数
- c : aの全国総額
- d : bの全国総数

0.980 : 令和6年度地方財政計画の収入見込額等を勘案して定めた率

52,900円 : $(643円 \times 366日) \times 100.0/100$ （徴収率） $\times 3/10 \times 75/100$ （算入率）

643円 : 利用者1人当たり調定額で次の(イ)を(ロ)で除した額

(イ) 令和5年度における令和5年3月1日から令和6年2月29日までの利用に係る

ゴルフ場利用税の調定額 43,765百万円

(ロ) 同期における延利用者数 68,113千人

3/10 : 1-7/10（7/10はゴルフ場利用税交付金交付率）

(注) 能登半島地震により被害を受けたゴルフ場については、地震による施設の損壊に伴う休業を余儀なくされている状況にあるなど、その所在団体においてゴルフ場利用者の減少によるゴルフ場利用税の減収が見込まれる。

そのため、算定方法の特例として、石川県については、被災したゴルフ場の営業状況を踏まえた算定上の特例を設けることとした。

具体的には、被災により休業を余儀なくされたゴルフ場について、営業再開までに要した日数又は要すると見込まれる一定の期間に応じた基準税額の割り落としを行うこととしたものである。

第七節 軽油引取税

軽油引取税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算 式

$$(24,075円 \times A \times B) - C$$

算式の符号

24,075円：32,100円（地方税法附則第12条の2の8に規定された軽油引取税の税率による。） $\times 0.75$

A：前年度の課税標準たる軽油の引取数量（k1）

（「令和6年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について（令和6年4月4日付、総財交第33号各都道府県総務部長あて総務省自治財政局交付税課長照会）」によって調査したものであり、令和5年度に各都道府県において課税された軽油引取税の課税標準たる軽油の引取数量。）

ただし、悪質な脱税事案などによる軽油引取税の滞納が発生したと認められる都道府県にあっては、当該滞納分に係る軽油の引取数量のうち一定の要件を充たす分を算入しないこととし、収入された年度の翌年度の基準税額算定において、当該数量を加算することとしている。

B：都道府県ごとの推定伸び率（過去3年間の課税標準たる数量を基礎として次の算式によって算出したものであり、総務省令別表第11に規定している。）

$$\text{都道府県ごとの推定伸び率} = \left[\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.991 \right] \times 1.000$$

算式の説明

a：前記Aに同じ

b：都道府県ごとの令和3年度の課税標準となった軽油の引取数量（k1）

$$0.991 : \sqrt{\frac{a \text{ の全国総額}}{b \text{ の全国総額}}}$$

1.000：次の算式により算出した率

$$\frac{\text{令和6年度地方財政計画による軽油の見込引取数量}}{a \times \left[\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.991 \right] \text{ の全国総数量}}$$

なお、算出過程における端数処理は、算式ごとに小数点以下第3位未満を四捨五入した。

C：令和6年度の指定都市に係る軽油引取税交付金基準額

0.75：算入率

令和6年度 軽油引取税基準税額試算表

(単位：千円)

都道府県	5年度課税 標準引取数 量(kl)	伸び率	6年度推計 課税標準引 取数量(kl)	C × 24,075円	5年度 軽油引取税交付金	伸び率	6年度推計 軽油引取税 交 付 金	G × 0.75	都道府県分 基準税額 D－H
	A	B	C	D	E	F	G	H	
1 北海道	1,708,537	0.987	1,686,326	40,598,298	(札 幌) 6,719,953	0.907	6,094,997	4,571,248	36,027,050
2 青 森	391,522	0.972	380,559	9,161,958					9,161,958
3 岩 手	407,726	0.960	391,417	9,423,364					9,423,364
4 宮 城	724,693	0.982	711,649	17,132,950	(仙 台) 6,569,044	0.933	6,128,918	4,596,689	12,536,261
5 秋 田	272,539	0.977	266,271	6,410,474					6,410,474
6 山 形	268,570	0.959	257,559	6,200,733					6,200,733
7 福 島	685,325	0.945	647,632	15,591,740					15,591,740
8 茨 城	1,006,204	1.009	1,015,260	24,442,385					24,442,385
9 栃 木	646,148	0.987	637,748	15,353,783					15,353,783
10 群 馬	530,137	1.010	535,438	12,890,670					12,890,670
11 埼 玉	1,606,627	1.015	1,630,726	39,259,728	(さいたま) 6,373,278	0.940	5,990,881	4,493,161	34,766,567
12 千 葉	1,232,457	1.015	1,250,944	30,116,477	(千 葉) 5,136,817	0.967	4,967,302	3,725,477	26,391,000
13 東 京	1,152,153	1.020	1,175,196	28,292,844					28,292,844
14 神奈川	1,239,698	1.013	1,255,814	30,233,722	(横 浜) 12,155,492	0.973	11,827,294	8,870,471	16,217,589
					(川 崎) 3,825,405	0.966	3,695,341	2,771,506	
					(相模原) 3,253,382	0.973	3,165,541	2,374,156	
15 新 潟	663,800	0.975	647,205	15,581,460	(新 潟) 5,176,763	0.949	4,912,748	3,684,561	11,896,899
16 富 山	324,374	0.992	321,779	7,746,829					7,746,829
17 石 川	303,610	1.005	305,128	7,345,957					7,345,957
18 福 井	222,687	0.976	217,343	5,232,533					5,232,533
19 山 梨	214,952	1.008	216,672	5,216,378					5,216,378
20 長 野	536,472	0.996	534,326	12,863,898					12,863,898
21 岐 阜	515,561	0.999	515,045	12,399,708					12,399,708
22 静 岡	1,161,726	1.004	1,166,373	28,080,430	(静 岡) 6,311,930	0.999	6,305,618	4,729,214	18,700,415
					(浜 松) 6,244,781	0.993	6,201,068	4,650,801	
23 愛 知	1,840,196	1.016	1,869,639	45,011,559	(名古屋) 13,933,106	0.982	13,682,310	10,261,733	34,749,826
24 三 重	644,047	0.998	642,759	15,474,423					15,474,423
25 滋 賀	395,568	1.000	395,568	9,523,300					9,523,300
26 京 都	450,155	1.013	456,007	10,978,369	(京 都) 4,037,036	0.918	3,705,999	2,779,499	8,198,870
27 大 阪	1,470,258	1.027	1,509,955	36,352,167	(大 阪) 12,010,944	0.985	11,830,780	8,873,085	23,075,937
					(堺) 6,090,104	0.964	5,870,860	4,403,145	
28 兵 庫	1,195,534	0.993	1,187,165	28,580,997	(神 戸) 6,433,667	0.941	6,054,081	4,540,561	24,040,436
29 奈 良	204,467	1.002	204,876	4,932,390					4,932,390
30 和歌山	179,128	0.986	176,620	4,252,127					4,252,127
31 鳥 取	141,255	0.997	140,831	3,390,506					3,390,506
32 島 根	152,939	0.984	150,492	3,623,095					3,623,095
33 岡 山	603,477	1.004	605,891	14,586,826	(岡 山) 6,114,227	0.972	5,943,029	4,457,272	10,129,554
34 広 島	699,252	0.998	697,853	16,800,811	(広 島) 5,168,815	0.939	4,853,517	3,640,138	13,160,673
35 山 口	392,377	0.980	384,529	9,257,536					9,257,536
36 徳 島	169,964	0.998	169,624	4,083,698					4,083,698
37 香 川	284,322	1.003	285,175	6,865,588					6,865,588
38 愛 媛	303,536	0.986	299,286	7,205,310					7,205,310
39 高 知	132,725	0.980	130,071	3,131,459					3,131,459
40 福 岡	1,179,155	1.007	1,187,409	28,586,872	(北九州) 6,103,328	1.008	6,152,155	4,614,116	20,089,608
					(福 岡) 5,182,714	0.999	5,177,531	3,883,148	
41 佐 賀	280,599	1.014	284,527	6,849,988					6,849,988
42 長 崎	209,957	0.981	205,968	4,958,680					4,958,680
43 熊 本	445,621	0.996	443,839	10,685,424	(熊 本) 3,355,028	0.924	3,100,046	2,325,035	8,360,389
44 大 分	275,603	0.997	274,776	6,615,232					6,615,232
45 宮 崎	273,697	0.991	271,234	6,529,959					6,529,959
46 鹿児島	373,279	1.002	374,026	9,004,676					9,004,676
47 沖 縄	227,428	1.023	232,659	5,601,265					5,601,265
合 計	28,340,057		28,347,189	682,458,576	130,195,814		125,660,016	94,245,016	588,213,560

第八節 自動車税

第一款 環境性能割

自動車税環境性能割の基準税額は、次の1によって算定した額とする。

1 基準税額の算定の方法

算式

$$\{ (91,500円 \times \alpha) \times (A \times 0.983) \} \times 0.443625$$

算式の符号

91,500円：1台あたりの全国平均税額

α ：各都道府県ごとの1台当たり税額補正率

A：課税台数

$$0.983：減免割落率 \left[\left(1 - \frac{\text{身障者減免台数}}{\text{課税台数} + \text{身障者減免台数}} \right) \right] \quad \text{により算出した率の直近3か年平均}$$

$$0.443625：(1 - 95/100 \times 43/100) \times 75/100$$

なお、指定都市を包括する道府県の基準税額は、上記により算出した額から、当該道府県に所在する指定都市について、令和6年度普通交付税の基準財政収入額において算定した自動車税環境性能割交付金のうち一般国道等に係るものに相当する額を控除した額とする。

2 課税台数の把握の方法

課税台数は、前年度において自動車税環境性能割の課税の対象となった自動車（地方税法第146条第2項の規定によってその取得が課税対象とならない自動車、同法第148条、第149条、第150条、第158条若しくは附則第12条の2の10の規定によってその取得に対して自動車税の環境性能割を課することができない自動車又は同法第164条第1項若しくは第165条第1項の規定によってその取得に対する自動車税の環境性能割の納税義務が免除された自動車を除く。）の台数である。

令和6年度 自動車税環境性能割 収入額試算表

基準税率＝ 91,500 円

(単位：台、千円)

都道府県	課税台数 A	A×0.983 B	補正率 C	補正後の 基準税率 D	B×D E	E×0.443625 F	大都市上乗分 G	基準税額 F－G
北海道	87,237	85,754	0.888	81,252	6,967,684	3,091,039	133,471	2,957,568
青森	18,104	17,796	0.816	74,664	1,328,721	589,454		589,454
岩手	15,441	15,179	0.926	84,729	1,286,101	570,547		570,547
宮城	31,316	30,784	0.883	80,795	2,487,193	1,103,381	131,732	971,649
秋田	13,261	13,036	0.889	81,344	1,060,400	470,420		470,420
山形	15,735	15,468	0.861	78,782	1,218,600	540,601		540,601
福島	23,184	22,790	0.877	80,246	1,828,806	811,304		811,304
茨城	40,325	39,639	0.913	83,540	3,311,442	1,469,038		1,469,038
栃木	28,605	28,119	0.962	88,023	2,475,119	1,098,025		1,098,025
群馬	37,125	36,494	0.974	89,121	3,252,382	1,442,838		1,442,838
埼玉	90,110	88,578	1.027	93,971	8,323,763	3,692,629	292,097	3,400,532
千葉	77,079	75,769	0.992	90,768	6,877,401	3,050,987	175,184	2,875,803
東京	134,232	131,950	1.327	121,421	16,021,501	7,107,538		7,107,538
神奈川	115,042	113,086	1.019	93,239	10,544,026	4,677,594	1,466,560	3,211,034
新潟	29,544	29,042	0.904	82,716	2,402,238	1,065,693	93,324	972,369
富山	16,084	15,811	0.801	73,292	1,158,820	514,082		514,082
石川	18,688	18,370	0.881	80,612	1,480,842	656,939		656,939
福井	12,718	12,502	0.926	84,729	1,059,282	469,924		469,924
山梨	11,179	10,989	0.977	89,396	982,373	435,805		435,805
長野	30,370	29,854	0.907	82,991	2,477,613	1,099,131		1,099,131
岐阜	32,748	32,191	1.069	97,814	3,148,730	1,396,855		1,396,855
静岡	52,582	51,688	1.027	93,971	4,857,173	2,154,763	442,033	1,712,730
愛知	138,162	135,813	1.022	93,513	12,700,281	5,634,162	546,347	5,087,815
三重	29,755	29,249	0.948	86,742	2,537,117	1,125,529		1,125,529
滋賀	21,866	21,494	0.905	82,808	1,779,875	789,597		789,597
京都	32,201	31,654	1.036	94,794	3,000,609	1,331,145	267,206	1,063,939
大阪	103,649	101,887	1.090	99,735	10,161,700	4,507,984	936,324	3,571,660
兵庫	71,659	70,441	1.103	100,925	7,109,258	3,153,845	251,210	2,902,635
奈良	16,572	16,290	1.141	104,402	1,700,709	754,477		754,477
和歌山	11,476	11,281	1.050	96,075	1,083,822	480,811		480,811
鳥取	7,360	7,235	0.928	84,912	614,338	272,536		272,536
島根	8,615	8,469	0.785	71,828	608,311	269,862		269,862
岡山	25,162	24,734	0.967	88,481	2,188,489	970,868	130,397	840,471
広島	40,318	39,633	0.909	83,174	3,296,435	1,462,381	162,222	1,300,159
山口	19,276	18,948	0.935	85,553	1,621,058	719,142		719,142
徳島	8,736	8,587	0.900	82,350	707,139	313,705		313,705
香川	11,710	11,511	0.891	81,527	938,457	416,323		416,323
愛媛	14,471	14,225	0.939	85,919	1,222,198	542,198		542,198
高知	6,965	6,847	0.900	82,350	563,850	250,138		250,138
福岡	66,163	65,038	0.997	91,226	5,933,157	2,632,097	471,941	2,160,156
佐賀	8,759	8,610	0.884	80,886	696,428	308,953		308,953
長崎	11,671	11,473	0.851	77,867	893,368	396,320		396,320
熊本	26,202	25,757	0.759	69,449	1,788,798	793,556	87,884	705,672
大分	13,169	12,945	0.876	80,154	1,037,594	460,303		460,303
宮崎	11,660	11,462	0.820	75,030	859,994	381,515		381,515
鹿児島	16,481	16,201	0.921	84,272	1,365,291	605,677		605,677
沖縄	14,050	13,811	0.761	69,632	961,688	426,629		426,629
合計	1,666,817	1,638,484			149,920,174	66,508,340	5,587,932	60,920,408

第二款 種別割

自動車税種別割の基準税額は、一般の所有する自動車及びグリーン化に係る税率が適用される自動車に係るそれぞれの1台当たりの基準税率にその総課税台数を乗じて得た税額と、アメリカ合衆国軍隊構成員等の所有する自動車に係る1台当たりの基準税率にその総課税台数を乗じて得た税額とを合算したものである。

1 基準税額の算定の方法

算 式

$$\{ (25,900円 \times \alpha) \times (A \times 0.915) \} + \{ (29,800円 \times \beta) \times (B \times 0.915) \} \\ + \{ (5,900円 \times \gamma) \times (C \times 0.915) \} + \{ (9,900円 \times \delta) \times D \}$$

算式の符号

- A : 一般の所有する自動車に係る当該都道府県の課税台数
 B : グリーン化に係る税率が適用される自動車（地方税法附則第12条の3第1項及び第12条の4第3項の対象となるものに限る。以下「重課分」という。）に係る当該都道府県の課税台数
 C : グリーン化に係る税率が適用される自動車（地方税法附則第12条の3第2項及び第3項の対象となるものに限る。以下「軽課分」という。）に係る当該都道府県の課税台数
 D : アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に係る当該都道府県の課税台数
 α : 一般の所有する自動車に係る補正率

$$\frac{\text{当該都道府県の（一般の所有する自動車に係る）基準税額の合計額}}{A} \\ \div \frac{\text{（一般の所有する自動車に係る）基準税額の全国合計額}}{A \text{の全国計}} \\ = \frac{\text{当該都道府県の（一般の所有する自動車に係る）1台当たり平均税率}}{\text{（一般の所有する自動車に係る）1台当たり全国平均税率}} \\ \beta : \frac{\text{当該都道府県の（グリーン化対象の自動車（重課分）に係る）1台当たり平均税率}}{\text{（グリーン化対象の自動車（重課分）に係る）1台当たり全国平均税率}} \\ \gamma : \frac{\text{当該都道府県の（グリーン化対象の自動車（軽課分）に係る）1台当たり平均税率}}{\text{（グリーン化対象の自動車（軽課分）に係る）1台当たり全国平均税率}} \\ \delta : \frac{\text{当該都道府県の（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に係る）1台当たり平均税率}}{\text{（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に係る）1台当たり全国平均税率}}$$

- 25,900円 : 一般の所有する自動車に係る令和5年度1台当たりの基準税率
 29,800円 : グリーン化対象の自動車（重課分）に係る令和5年度1台当たりの基準税率
 5,900円 : グリーン化対象の自動車（軽課分）に係る令和5年度1台当たりの基準税率
 9,900円 : アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に係る令和5年度1台当たりの基準税率
 0.915 : 1.22030（自動車税の課税台数に対する捕捉率）×0.75（算入率）

2 1台当たりの基準税率及び車種別の補正率の算定方法

1台当たりの基準税率は、令和6年度の自動車税全国収入見込額等を勘案して設定している。
 各都道府県では、車種別の構成が異なるので、各都道府県ごとの1台当たり平均基準税率を全国平均基準税率で除して補正率を算定し、これを全国平均の1台当たり単位額に乗ずることによって、各都道府県ごとの単位額とする。

3 課税台数の把握の方法

課税台数は令和6年3月31日現在において、道路運送車両法第6条に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車（大型特殊自動車を除く。）の台数から、地方税法第148条の規定によって自動車税を課することができないもの、東日本大震災により滅失したもの（既に自動車登録ファイルから除かれているものを除く。）を除いた台数である。

実際の自動車税の課税客体である自動車については、定期課税の賦課期日である4月1日現在で、滅失、き損等により永久に道路の運行の用に供することができない状態となっている場合には、課税客体から除外され、課税されないこととなる。

しかしながら、基準財政収入額の自動車税の算定基礎は、令和6年3月31日現在の自動車登録ファイルに登録されている自動車の台数であり、実際に震災により自動車が滅失していても運輸支局等への届出時期の遅れ等により滅失等の台数が自動車登録ファイルから除外されないことで、賦課期日現在の課税台数との間に大きくかい離が生じることが見込まれるため、「東日本大震災により滅失したもの」を除くこととしたものである。

自動車税種別割基準税額算出表

(1) 一般の所有する自動車に係るもの

(単位：千円)

都道府県	課税台数 (A)	課税保留等割り 落とし後の台数 (A) × 0.915 (B)	基準税率 補正率 (C)	基準税率 25,900円 × (C) (D)	基準税額 (B) × (D) (E)
北海道	1,771,080	1,620,538	1.004	26,004	42,140,470
青森	349,973	320,225	0.968	25,071	8,028,361
岩手	374,924	343,055	0.983	25,460	8,734,180
宮城	752,041	688,118	0.991	25,667	17,661,925
秋田	301,832	276,176	0.982	25,434	7,024,260
山形	362,319	331,522	0.982	25,434	8,431,931
福島	662,943	606,593	1.000	25,900	15,710,759
茨城	1,061,685	971,442	1.011	26,185	25,437,209
栃木	732,987	670,683	1.007	26,081	17,492,083
群馬	749,841	686,105	1.003	25,978	17,823,636
埼玉	2,015,195	1,843,903	1.007	26,081	48,090,834
千葉	1,626,538	1,488,282	0.999	25,874	38,507,808
東京	2,409,365	2,204,569	1.015	26,289	57,955,914
神奈川	2,007,125	1,836,519	1.000	25,900	47,565,842
新潟	718,752	657,658	0.984	25,486	16,761,072
富山	376,645	344,630	0.981	25,408	8,756,359
石川	406,494	371,942	0.983	25,460	9,469,643
福井	277,429	253,848	0.990	25,641	6,508,917
山梨	270,572	247,573	1.006	26,055	6,450,515
長野	666,941	610,251	0.996	25,796	15,742,035
岐阜	719,215	658,082	0.994	25,745	16,942,321
静岡	1,226,465	1,122,215	0.997	25,822	28,977,836
愛知	2,849,795	2,607,562	1.007	26,081	68,007,825
三重	615,275	562,977	1.001	25,926	14,595,742
滋賀	421,019	385,232	1.005	26,030	10,027,589
京都	596,408	545,713	0.995	25,771	14,063,570
大阪	1,872,019	1,712,897	0.994	25,745	44,098,533
兵庫	1,353,964	1,238,877	1.020	26,418	32,728,653
奈良	329,775	301,744	1.013	26,237	7,916,857
和歌山	238,521	218,247	1.001	25,926	5,658,272
鳥取	160,462	146,823	0.990	25,641	3,764,689
島根	195,620	178,992	0.972	25,175	4,506,124
岡山	571,918	523,305	0.990	25,641	13,418,064
広島	811,036	742,098	0.999	25,874	19,201,044
山口	419,186	383,555	0.981	25,408	9,745,365
徳島	211,288	193,329	0.998	25,848	4,997,168
香川	279,476	255,721	0.997	25,822	6,603,228
愛媛	333,828	305,453	0.997	25,822	7,887,407
高知	164,943	150,923	0.982	25,434	3,838,576
福岡	1,592,016	1,456,695	1.007	26,081	37,992,062
佐賀	233,253	213,426	0.996	25,796	5,505,537
長崎	286,688	262,320	0.990	25,641	6,726,147
熊本	506,114	463,094	0.988	25,589	11,850,112
大分	359,742	329,164	1.002	25,952	8,542,464
宮崎	305,662	279,681	0.992	25,693	7,185,844
鹿児島	415,255	379,958	0.985	25,512	9,693,488
沖縄	368,535	337,210	0.989	25,615	8,637,634
合計	35,332,159	32,328,925			837,405,904

(2) グリーン化に係るもの(重課分)

(単位:千円)

都道府県	課税台数 (F)	課税保留等割り 落とし後の台数 (F) × 0.915 (G)	基準税率 補正率 (H)	基準税率 29,800円 × (H) (I)	基準税額 (G) × (I) (J)
北海道	573,780	525,009	0.990	29,502	15,488,816
青森	140,521	128,577	0.944	28,131	3,617,000
岩手	138,216	126,468	0.856	25,509	3,226,072
宮城	227,158	207,850	1.007	30,009	6,237,371
秋田	87,789	80,327	0.899	26,790	2,151,960
山形	107,828	98,663	0.966	28,787	2,840,212
福島	235,798	215,755	1.011	30,128	6,500,267
茨城	496,869	454,635	1.011	30,128	13,697,243
栃木	294,753	269,699	1.016	30,277	8,165,677
群馬	263,589	241,184	0.979	29,174	7,036,302
埼玉	533,479	488,133	1.031	30,724	14,997,398
千葉	682,487	624,476	1.052	31,350	19,577,323
東京	619,621	566,953	1.108	33,018	18,719,654
神奈川	648,288	593,184	1.099	32,750	19,426,776
新潟	183,430	167,838	0.970	28,906	4,851,525
富山	111,694	102,200	0.998	29,740	3,039,428
石川	108,834	99,583	0.897	26,731	2,661,953
福井	76,882	70,347	0.991	29,532	2,077,488
山梨	116,820	106,890	1.030	30,694	3,280,882
長野	260,413	238,278	1.016	30,277	7,214,343
岐阜	212,320	194,273	0.986	29,383	5,708,324
静岡	321,190	293,889	0.980	29,204	8,582,734
愛知	522,728	478,296	1.000	29,800	14,253,221
三重	182,904	167,357	1.008	30,038	5,027,070
滋賀	119,658	109,487	0.811	24,168	2,646,082
京都	140,487	128,546	0.999	29,770	3,826,814
大阪	465,008	425,482	0.935	27,863	11,855,205
兵庫	399,637	365,668	1.044	31,111	11,376,297
奈良	109,515	100,206	1.010	30,098	3,016,000
和歌山	80,405	73,571	0.960	28,608	2,104,719
鳥取	50,182	45,917	0.991	29,532	1,356,021
島根	47,344	43,320	0.842	25,092	1,086,985
岡山	183,707	168,092	0.994	29,621	4,979,053
広島	175,796	160,853	0.992	29,562	4,755,136
山口	106,045	97,031	0.999	29,770	2,888,613
徳島	80,775	73,909	0.963	28,697	2,120,967
香川	100,353	91,823	0.973	28,995	2,662,408
愛媛	124,518	113,934	0.983	29,293	3,337,469
高知	65,993	60,384	0.967	28,817	1,740,086
福岡	325,414	297,754	0.982	29,264	8,713,473
佐賀	86,066	78,750	0.751	22,380	1,762,425
長崎	106,015	97,004	0.967	28,817	2,795,364
熊本	183,716	168,100	0.953	28,399	4,773,872
大分	85,645	78,365	0.946	28,191	2,209,188
宮崎	129,095	118,122	0.965	28,757	3,396,834
鹿児島	188,492	172,470	0.955	28,459	4,908,324
沖縄	131,631	120,442	0.906	26,999	3,251,814
合計	10,632,888	9,729,094			289,942,188

(3) グリーン化に係るもの(軽課分)

(単位:千円)

都道府県	課税台数 (K)	課税保留等割り 落とし後の台数 (K) × 0.915 (L)	基準税率 補正率 (M)	基準税率 5,900円 × (M) (N)	基準税額 (L) × (N) (O)
北海道	2,570	2,352	1.067	6,295	14,806
青森	489	447	1.080	6,372	2,848
岩手	523	479	1.106	6,525	3,125
宮城	1,255	1,148	1.042	6,148	7,058
秋田	481	440	1.119	6,602	2,905
山形	737	674	1.094	6,455	4,351
福島	1,585	1,450	1.057	6,236	9,042
茨城	2,525	2,310	1.053	6,213	14,352
栃木	1,596	1,460	1.048	6,183	9,027
群馬	1,778	1,627	1.030	6,077	9,887
埼玉	5,286	4,837	1.045	6,166	29,825
千葉	4,765	4,360	1.001	5,906	25,750
東京	3,694	3,380	0.353	2,083	7,041
神奈川	6,894	6,308	0.985	5,812	36,662
新潟	1,095	1,002	1.073	6,331	6,344
富山	750	686	1.096	6,466	4,436
石川	1,079	987	0.976	5,758	5,683
福井	714	653	1.065	6,284	4,103
山梨	870	796	1.060	6,254	4,978
長野	1,671	1,529	1.097	6,472	9,896
岐阜	1,825	1,670	1.058	6,242	10,424
静岡	2,847	2,605	1.053	6,213	16,185
愛知	9,624	8,806	1.067	6,295	55,434
三重	1,505	1,377	1.084	6,396	8,807
滋賀	1,110	1,016	1.096	6,466	6,569
京都	2,292	2,097	0.924	5,452	11,433
大阪	6,750	6,176	0.903	5,328	32,906
兵庫	4,211	3,853	0.998	5,888	22,686
奈良	941	861	1.087	6,413	5,522
和歌山	680	622	1.071	6,319	3,930
鳥取	366	335	1.125	6,638	2,224
島根	451	413	1.097	6,472	2,673
岡山	1,649	1,509	1.104	6,514	9,830
広島	1,843	1,686	1.006	5,935	10,006
山口	931	852	1.074	6,337	5,399
徳島	478	437	1.111	6,555	2,865
香川	750	686	1.037	6,118	4,197
愛媛	870	796	1.109	6,543	5,208
高知	367	336	1.058	6,242	2,097
福岡	4,211	3,853	0.981	5,788	22,301
佐賀	667	610	1.023	6,036	3,682
長崎	704	644	1.021	6,024	3,879
熊本	1,200	1,098	1.087	6,413	7,041
大分	957	876	1.014	5,983	5,241
宮崎	679	621	1.072	6,325	3,928
鹿児島	948	867	1.068	6,301	5,463
沖縄	816	747	0.900	5,310	3,967
合計	90,029	82,374			486,016

(4) アメリカ合衆国軍隊構成員等の所有する自動車に係るもの
(単位：千円)

都道府県	課税台数 (P)	基準税率 補正率 (Q)	基準税率 $9,900円 \times (Q)$ (R)	基準税額 $(P) \times (R)$ (S)
北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	5,408 1	1.098 1.409	10,870 13,949	58,785 14
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川	 1 5,070 10,695	 1.409 1.026 0.984	 13,949 10,157 9,742	 14 51,496 104,191
新潟 富山 石川 福井				
山梨 長野 岐阜 静岡 愛知 三重	 134 14	 0.995 1.309	 9,851 12,959	 1,320 181
滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	68	1.260	12,474	848
鳥取 島根 岡山 広島 山口	 38 4,272	 1.036 0.809	 10,256 8,009	 390 34,214
徳島 香川 愛媛 高知				
福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	1 5 2,699 1 25,518	1.409 1.268 0.915 1.409 1.021	13,949 12,553 9,059 13,949 10,108	14 63 24,450 14 257,936
合計	53,925			533,930

(5) 計

都道府県	基準税額 合計 (E) + (J) + (O) + (S)
北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	57,644,092 11,706,994 11,963,377 23,906,368 9,179,125 11,276,494 22,220,068
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川	39,148,804 25,666,787 24,869,825 63,118,071 58,110,881 76,734,105 67,133,471
新潟 富山 石川 福井	21,618,941 11,800,223 12,137,279 8,590,508
山梨 長野 岐阜 静岡 愛知 三重	9,736,375 22,966,274 22,661,069 37,578,075 82,316,661 19,631,619
滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	12,680,240 17,902,665 55,986,644 44,127,636 10,938,379 7,766,921
鳥取 島根 岡山 広島 山口	5,122,934 5,595,782 18,406,947 23,966,576 12,673,591
徳島 香川 愛媛 高知	7,121,000 9,269,833 11,230,084 5,580,759
福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	46,727,850 7,271,707 9,549,840 16,631,039 10,756,893 10,586,606 14,607,275 12,151,351
合計	1,128,368,038

第九節 鉦 区 税

令和6年4月1日現在において、当該都道府県を管轄する地方経済産業局長が鉦業法（昭和25年法律第289号）第59条の規定に基づいて備える鉦業原簿及び経済産業大臣が日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和53年法律第81号）第32条の規定に基づいて備える特定鉦業原簿に登録されている鉦区に係る面積又は延長から地方税法第179条の非課税に係るものを除いた数値に、それぞれ下表の区分に従い単位額を乗じて得た額の合算額をもって基準税額を算定する。

区		分		単	位	税	率	単	位	額
砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区	試掘鉱区		面積100アールごとに		$200 \times \frac{2}{3}$ 円		100円		
		採掘鉱区		〃		$400 \times \frac{2}{3}$ 円		199円		
	石油又は可燃性天然ガスを目的としない鉱業権の鉱区	試掘鉱区		〃		200円		149円		
		採掘鉱区		〃		400円		299円		
砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区	河床でないもの		〃		200円		149円			
	河床	面積を課税標準とするもの		〃		200円		149円		
		延長を課税標準とするもの		延長千メートルごとに		600円		448円		
日韓大陸棚協定の実施に伴う特定鉱業権の鉱区		探査鉱区		面積100アールごとに		22円		16円		
		採掘鉱区		〃		133円		99円		

(注) 1. 河床のうち「延長を課税標準とするもの」とは、地方税法附則第13条の特例分をいう。
2. 単位額＝税率×99.6/100（徴収率）×75/100（算入率）

第十節 固 定 資 産 税

- 1 都道府県の固定資産税の基準税額は、下記により算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該合算額は零とする。
 - (1) 大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額（地方税法第740条の規定により、当該都道府県が課すものとされる当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価額をいう。以下同じ。）のうち同法第389条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ0.0105を乗じて得た額
 - (2) 大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち地方税法第410条の規定により、市町村長が価格等を決定するものに係る額に0.0105を乗じて得た額
 - (3) 大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち地方税法第743条の規定により、都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額に0.0105を乗じて得た額
 - (4) (1)から(3)までにおいて地域決定型地方税制特例措置（いわゆる「わがまち特例」）に該当するもののうち、参酌すべき割合があるものについては当該決定価格に「参酌すべき割合として定める率」を乗じて得た額を、また、令和3年改正前の地方税法附則第15条第41項に基づく「生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る課税標準の特例措置」が講じられるものについては当該決定価格に法律の範囲内において「各市町村が条例で定める率」を乗じて得た額を用いて課税標準額を算出する。
 - (5) 令和3年地方税法等改正法附則第12条第9項及び第13条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に伴う特例による課税標準の減少額
地方税法附則第73条の規定により、普通交付税の算定においては新型コロナウイルス感染症に係る課税標準の特例措置がないものとしてとされていることから、当該年度の課税標準に同特例による課税標準の減少額を加える。
 - (6) 前年度以前の各年度における(1)から(3)までに掲げる都道府県分の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認めた額にそれぞれ0.0105を乗じて得た額
課税標準額に乘すべき率の算出基礎は、次のとおりである。
 $0.0105 : 1.4/100$ （標準税率） $\times 75/100$ （算入率）
- 2 低開発地域工業開発促進法等の特例規定による控除額の算定については、市町村分を参照されたい。

第十一節 市町村たばこ税都道府県交付金

市町村たばこ税都道府県交付金の基準額は、当該都道府県が包括する市町村にかかる第二章第四節「市町村たばこ税」算式の符号Cの合算額である。

第十二節 特別法人事業譲与税

特別法人事業譲与税は、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税の収入額に相当する額を都道府県に対して譲与するものである。

- 1 令和6年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式 令和6年度の推計基準税額＋令和5年度分の精算額＋令和4年度分の精算額＋令和3年度分の精算額

- 2 令和6年度の推計基準税額

算式 $A \times \alpha \times 0.75$

算式の符号

A：令和5年度の5月、8月、11月及び2月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額

α ：0.951

- 3 令和5年度の精算額は、次の算式により算定した額とし、3分の2を翌年度に繰り越すものとする。

算式 $A \times 0.75 + B - C$

算式の符号

A：令和5年度の5月、8月、11月及び2月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額

B：令和5年度減収補填債のうち特別法人事業譲与税に係るものとして発行された地方債の額の100分の75に相当する額

C：令和5年度普通交付税の算定に用いた特別法人事業譲与税の推計基準税額

- 4 令和4年度の精算額は、令和5年度算定における令和4年度分の精算繰越額に2分の1を乗じた額とする。

- 5 令和3年度の精算額は、令和5年度算定における令和3年度分の精算繰越額とする。

(1) 令和6年度特別法人事業譲与税基準税額算出表

(単位：千円)

都道府県	令和6年度 推計基準税額 A	過大又は過少額等				令和6年度 基準税額 A+E F
		令和5年度分 精算額 B	令和4年度分 精算額 C	令和3年度分 精算額 D	計 B+C+D E	
1 北海道	70,270,067	2,549,546	1,895,058	6,751,569	11,196,173	81,466,240
2 青森	16,650,649	604,121	449,038	1,627,482	2,680,641	19,331,290
3 岩手	16,281,452	590,726	439,081	1,591,738	2,621,545	18,902,997
4 宮城	30,961,409	1,123,345	834,974	2,944,274	4,902,593	35,864,002
5 秋田	12,905,119	468,225	348,028	1,268,927	2,085,180	14,990,299
6 山形	14,364,759	521,184	387,392	1,400,073	2,308,649	16,673,408
7 福島	24,655,546	894,555	664,916	2,390,756	3,950,227	28,605,773
8 茨城	38,560,727	1,399,065	1,039,914	3,675,754	6,114,733	44,675,460
9 栃木	26,000,446	943,351	701,185	2,484,796	4,129,332	30,129,778
10 群馬	26,080,661	946,261	703,348	2,486,085	4,135,694	30,216,355
11 埼玉	98,785,696	3,584,153	2,664,074	9,247,763	15,495,990	114,281,686
12 千葉	84,525,064	3,066,747	2,279,490	7,916,154	13,262,391	97,787,455
13 東京	43,176,401	1,566,531	1,164,391	3,976,074	6,706,996	49,883,397
14 神奈川	124,240,377	4,507,702	3,350,542	11,619,615	19,477,859	143,718,236
15 新潟	29,606,690	1,074,193	798,439	2,875,893	4,748,525	34,355,215
16 富山	13,918,050	504,976	375,345	1,337,629	2,217,950	16,136,000
17 石川	15,232,259	552,659	410,787	1,453,268	2,416,714	17,648,973
18 福井	10,314,161	374,220	278,154	988,409	1,640,783	11,954,944
19 山梨	10,893,996	395,257	293,791	1,047,422	1,736,470	12,630,466
20 長野	27,545,359	999,404	742,849	2,637,620	4,379,873	31,925,232
21 岐阜	26,613,704	965,601	717,724	2,552,426	4,235,751	30,849,455
22 静岡	48,865,877	1,772,957	1,317,825	4,661,150	7,751,932	56,617,809
23 愛知	101,444,051	3,680,604	2,735,766	9,512,264	15,928,634	117,372,685
24 三重	23,809,579	863,862	642,102	2,281,597	3,787,561	27,597,140
25 滋賀	19,012,786	689,824	512,740	1,791,512	2,994,076	22,006,862
26 京都	34,674,780	1,258,074	935,117	3,294,347	5,487,538	40,162,318
27 大阪	118,865,187	4,312,679	3,205,583	11,204,422	18,722,684	137,587,871
28 兵庫	73,503,240	2,666,852	1,982,251	6,984,164	11,633,267	85,136,507
29 奈良	17,813,909	646,326	480,409	1,711,705	2,838,440	20,652,349
30 和歌山	12,408,578	450,209	334,637	1,203,534	1,988,380	14,396,958
31 鳥取	7,443,218	270,056	200,730	717,970	1,188,756	8,631,974
32 島根	9,026,516	327,501	243,429	869,871	1,440,801	10,467,317
33 岡山	25,399,051	921,531	684,967	2,421,111	4,027,609	29,426,660
34 広島	37,655,460	1,366,219	1,015,501	3,585,532	5,967,252	43,622,712
35 山口	18,050,438	654,908	486,788	1,752,966	2,894,662	20,945,100
36 徳島	9,677,930	351,136	260,996	942,389	1,554,521	11,232,451
37 香川	12,780,601	463,707	344,670	1,225,813	2,034,190	14,814,791
38 愛媛	17,953,357	651,386	484,170	1,733,742	2,869,298	20,822,655
39 高知	9,300,905	337,457	250,829	906,884	1,495,170	10,796,075
40 福岡	69,067,654	2,505,920	1,862,632	6,480,726	10,849,278	79,916,932
41 佐賀	10,913,739	395,974	294,324	1,046,199	1,736,497	12,650,236
42 長崎	17,650,413	640,394	476,000	1,717,226	2,833,620	20,484,033
43 熊本	23,379,818	848,269	630,511	2,243,246	3,722,026	27,101,844
44 大分	15,115,595	548,426	407,641	1,459,701	2,415,768	17,531,363
45 宮崎	14,385,593	521,939	387,954	1,384,360	2,294,253	16,679,846
46 鹿児島	21,361,742	775,049	576,088	2,062,899	3,414,036	24,775,778
47 沖縄	19,737,327	716,112	532,281	1,831,979	3,080,372	22,817,699
合 計	1,550,879,936	56,269,193	41,824,461	147,301,036	245,394,690	1,796,274,626

(2) 令和6年度特別法人事業譲与税推計基準税額算出表

(単位：千円)

	令和5年度 譲与額	$A \times \alpha$	推計基準税額 $B \times 0.75$
	A	B	C
1 北海道	98,520,949	93,693,422	70,270,067
2 青 森	23,344,758	22,200,865	16,650,649
3 岩 手	22,827,132	21,708,603	16,281,452
4 宮 城	43,408,915	41,281,878	30,961,409
5 秋 田	18,093,402	17,206,825	12,905,119
6 山 形	20,139,865	19,153,012	14,364,759
7 福 島	34,567,888	32,874,061	24,655,546
8 茨 城	54,063,409	51,414,302	38,560,727
9 栃 木	36,453,482	34,667,261	26,000,446
10 群 馬	36,565,945	34,774,214	26,080,661
11 埼 玉	138,500,800	131,714,261	98,785,696
12 千 葉	118,506,924	112,700,085	84,525,064
13 東 京	60,534,737	57,568,535	43,176,401
14 神奈川	174,189,102	165,653,836	124,240,377
15 新 潟	41,509,554	39,475,586	29,606,690
16 富 山	19,513,565	18,557,400	13,918,050
17 石 川	21,356,129	20,309,679	15,232,259
18 福 井	14,460,794	13,752,215	10,314,161
19 山 梨	15,273,741	14,525,328	10,893,996
20 長 野	38,619,500	36,727,145	27,545,359
21 岐 阜	37,313,289	35,484,938	26,613,704
22 静 岡	68,511,569	65,154,502	48,865,877
23 愛 知	142,227,902	135,258,735	101,444,051
24 三 重	33,381,814	31,746,105	23,809,579
25 滋 賀	26,656,552	25,350,381	19,012,786
26 京 都	48,615,184	46,233,040	34,674,780
27 大 阪	166,652,908	158,486,916	118,865,187
28 兵 庫	103,053,964	98,004,320	73,503,240
29 奈 良	24,975,688	23,751,879	17,813,909
30 和歌山	17,397,235	16,544,770	12,408,578
31 鳥 取	10,435,636	9,924,290	7,443,218
32 島 根	12,655,473	12,035,355	9,026,516
33 岡 山	35,610,306	33,865,401	25,399,051
34 広 島	52,794,196	50,207,280	37,655,460
35 山 口	25,307,309	24,067,251	18,050,438
36 徳 島	13,568,777	12,903,907	9,677,930
37 香 川	17,918,823	17,040,801	12,780,601
38 愛 媛	25,171,198	23,937,809	17,953,357
39 高 知	13,040,176	12,401,207	9,300,905
40 福 岡	96,835,126	92,090,205	69,067,654
41 佐 賀	15,301,422	14,551,652	10,913,739
42 長 崎	24,746,461	23,533,884	17,650,413
43 熊 本	32,779,275	31,173,091	23,379,818
44 大 分	21,192,562	20,154,126	15,115,595
45 宮 崎	20,169,075	19,180,790	14,385,593
46 鹿児島	29,949,865	28,482,322	21,361,742
47 沖 縄	27,672,383	26,316,436	19,737,327
合 計	2,174,384,759	2,067,839,906	1,550,879,936

(3) 令和5年度分特別法人事業譲与税基準税額精算表

(単位：千円)

都道府県	令和5年度 譲与実績	A×0.75	令和5年度 減収補填債の額	C×0.75	合 計 B+D	令和5年度 推計基準税額	令和5年度分 精算予定額 E-F	精算繰越額	令和6年度 精算額 G-H
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
北海道	98,520,949	73,890,712			73,890,712	66,242,075	7,648,637	5,099,091	2,549,546
青森	23,344,758	17,508,569			17,508,569	15,696,207	1,812,362	1,208,241	604,121
岩手	22,827,132	17,120,349			17,120,349	15,348,173	1,772,176	1,181,450	590,726
宮城	43,408,915	32,556,686			32,556,686	29,186,652	3,370,034	2,246,689	1,123,345
秋田	18,093,402	13,570,052			13,570,052	12,165,377	1,404,675	936,450	468,225
山形	20,139,865	15,104,899			15,104,899	13,541,349	1,563,550	1,042,366	521,184
福島	34,567,888	25,925,916			25,925,916	23,242,251	2,683,665	1,789,110	894,555
茨城	54,063,409	40,547,557			40,547,557	36,350,364	4,197,193	2,798,128	1,399,065
栃木	36,453,482	27,340,112			27,340,112	24,510,059	2,830,053	1,886,702	943,351
群馬	36,565,945	27,424,459			27,424,459	24,585,676	2,838,783	1,892,522	946,261
埼玉	138,500,800	103,875,600			103,875,600	93,123,143	10,752,457	7,168,304	3,584,153
千葉	118,506,924	88,880,193			88,880,193	79,679,954	9,200,239	6,133,492	3,066,747
東京	60,534,737	45,401,053			45,401,053	40,701,461	4,699,592	3,133,061	1,566,531
神奈川	174,189,102	130,641,827			130,641,827	117,118,721	13,523,106	9,015,404	4,507,702
新潟	41,509,554	31,132,166			31,132,166	27,909,587	3,222,579	2,148,386	1,074,193
富山	19,513,565	14,635,174			14,635,174	13,120,247	1,514,927	1,009,951	504,976
石川	21,356,129	16,017,097			16,017,097	14,359,122	1,657,975	1,105,316	552,659
福井	14,460,794	10,845,596			10,845,596	9,722,937	1,122,659	748,439	374,220
山梨	15,273,741	11,455,306			11,455,306	10,269,535	1,185,771	790,514	395,257
長野	38,619,500	28,964,625			28,964,625	25,966,415	2,998,210	1,998,806	999,404
岐阜	37,313,289	27,984,967			27,984,967	25,088,164	2,896,803	1,931,202	965,601
静岡	68,511,569	51,383,677			51,383,677	46,064,807	5,318,870	3,545,913	1,772,957
愛知	142,227,902	106,670,927			106,670,927	95,629,117	11,041,810	7,361,206	3,680,604
三重	33,381,814	25,036,361			25,036,361	22,444,777	2,591,584	1,727,722	863,862
滋賀	26,656,552	19,992,414			19,992,414	17,922,942	2,069,472	1,379,648	689,824
京都	48,615,184	36,461,388			36,461,388	32,687,167	3,774,221	2,516,147	1,258,074
大阪	166,652,908	124,989,681			124,989,681	112,051,646	12,938,035	8,625,356	4,312,679
兵庫	103,053,964	77,290,473			77,290,473	69,289,917	8,000,556	5,333,704	2,666,852
奈良	24,975,688	18,731,766			18,731,766	16,792,788	1,938,978	1,292,652	646,326
和歌山	17,397,235	13,047,926			13,047,926	11,697,299	1,350,627	900,418	450,209
鳥取	10,435,636	7,826,727			7,826,727	7,016,561	810,166	540,110	270,056
島根	12,655,473	9,491,605			9,491,605	8,509,102	982,503	655,002	327,501
岡山	35,610,306	26,707,730			26,707,730	23,943,138	2,764,592	1,843,061	921,531
広島	52,794,196	39,595,647			39,595,647	35,496,990	4,098,657	2,732,438	1,366,219
山口	25,307,309	18,980,482			18,980,482	17,015,758	1,964,724	1,309,816	654,908
徳島	13,568,777	10,176,583			10,176,583	9,123,176	1,053,407	702,271	351,136
香川	17,918,823	13,439,117			13,439,117	12,047,996	1,391,121	927,414	463,707
愛媛	25,171,198	18,878,399			18,878,399	16,924,243	1,954,156	1,302,770	651,386
高知	13,040,176	9,780,132			9,780,132	8,767,763	1,012,369	674,912	337,457
福岡	96,835,126	72,626,345			72,626,345	65,108,587	7,517,758	5,011,838	2,505,920
佐賀	15,301,422	11,476,067			11,476,067	10,288,147	1,187,920	791,946	395,974
長崎	24,746,461	18,559,846			18,559,846	16,638,665	1,921,181	1,280,787	640,394
熊本	32,779,275	24,584,456			24,584,456	22,039,649	2,544,807	1,696,538	848,269
大分	21,192,562	15,894,422			15,894,422	14,249,146	1,645,276	1,096,850	548,426
宮崎	20,169,075	15,126,806			15,126,806	13,560,989	1,565,817	1,043,878	521,939
鹿児島	29,949,865	22,462,399			22,462,399	20,137,252	2,325,147	1,550,098	775,049
沖縄	27,672,383	20,754,287			20,754,287	18,605,953	2,148,334	1,432,222	716,112
合 計	2,174,384,759	1,630,788,578			1,630,788,578	1,461,981,044	168,807,534	112,538,341	56,269,193

(4) 令和4年度分特別法人事業譲与税基準税額精算表

都道府県	令和4年度 譲与実績 A	A×0.75 B	令和4年度 減取補填債の額 C	C×0.75 D	合 計 B+D E	令和4年度 推計基準税額 F	令和4年度分 精算予定額 E-F G	令和5年度 精算済額 H	未精算額 G-H I	精算繰越額 J	(単位：千円)	
											令和6年度 精算額 I-J	令和6年度 精算額 I-J
北海道	98,136,407	73,602,305			73,602,305	67,917,130	5,685,175	1,895,059	3,790,116	1,895,058	1,895,058	1,895,058
青森県	23,253,640	17,440,230			17,440,230	16,093,117	1,347,113	449,038	898,075	449,037	449,038	449,038
岩手県	22,738,033	17,053,525			17,053,525	15,736,282	1,317,243	439,081	878,162	439,081	439,081	439,081
宮城県	43,239,484	32,429,613			32,429,613	29,924,692	2,504,921	834,974	1,669,947	834,973	834,974	834,974
秋田県	18,022,780	13,517,085			13,517,085	12,473,002	1,044,083	348,028	696,055	348,027	348,028	348,028
山形県	20,061,258	15,045,944			15,045,944	13,883,768	1,162,176	387,392	774,784	387,392	387,392	387,392
福島県	34,432,964	25,824,723			25,824,723	23,829,976	1,994,747	664,916	1,329,831	664,915	664,916	664,916
茨城県	53,852,391	40,389,293			40,389,293	37,269,552	3,119,741	1,039,914	2,079,827	1,039,913	1,039,914	1,039,914
栃木県	36,311,198	27,233,399			27,233,399	25,129,843	2,103,556	701,186	1,402,370	701,185	701,185	701,185
群馬県	36,423,223	27,317,417			27,317,417	25,207,372	2,110,045	703,349	1,406,696	703,348	703,348	703,348
埼玉県	137,960,212	103,470,159			103,470,159	95,477,936	7,992,223	2,664,075	5,328,148	2,664,074	2,664,074	2,664,074
千葉県	118,044,375	88,533,281			88,533,281	81,694,810	6,838,471	2,279,491	4,558,980	2,279,490	2,279,490	2,279,490
東京都	60,298,461	45,223,846			45,223,846	41,730,674	3,493,172	1,164,391	2,328,781	1,164,390	1,164,391	1,164,391
神奈川県	173,509,217	130,131,913			130,131,913	120,080,287	10,051,626	3,350,542	6,701,084	3,350,542	3,350,542	3,350,542
新潟県	41,347,536	31,010,652			31,010,652	28,615,335	2,395,317	798,439	1,596,878	798,439	798,439	798,439
富山県	19,437,402	14,578,052			14,578,052	13,452,017	1,126,035	375,345	750,690	375,345	375,345	375,345
石川県	21,272,773	15,954,580			15,954,580	14,722,220	1,232,360	410,787	821,573	410,786	410,787	410,787
福井県	14,404,351	10,803,263			10,803,263	9,968,801	834,462	278,154	556,308	278,154	278,154	278,154
山梨県	15,214,125	11,410,594			11,410,594	10,529,220	881,374	293,792	587,582	293,791	293,791	293,791
長野県	38,468,763	28,851,572			28,851,572	26,623,025	2,228,547	742,849	1,485,698	742,849	742,849	742,849
岐阜県	37,167,650	27,875,738			27,875,738	25,722,566	2,153,172	717,724	1,435,448	717,724	717,724	717,724
静岡県	68,244,158	51,183,119			51,183,119	47,229,643	3,953,476	1,317,826	2,635,650	1,317,825	1,317,825	1,317,825
愛知県	141,672,766	106,254,575			106,254,575	98,047,278	8,207,297	2,735,766	5,471,531	2,735,765	2,735,766	2,735,766
三重県	33,251,521	24,938,641			24,938,641	23,012,336	1,926,305	642,102	1,284,203	642,101	642,102	642,102
滋賀県	26,552,507	19,914,380			19,914,380	18,376,159	1,538,221	512,741	1,025,480	512,740	512,740	512,740
京都府	48,425,432	36,319,074			36,319,074	33,513,724	2,805,350	935,117	1,870,233	935,116	935,117	935,117
大阪府	166,002,439	124,501,829			124,501,829	114,885,081	9,616,748	3,205,583	6,411,165	3,205,582	3,205,583	3,205,583
兵庫県	102,651,729	76,988,797			76,988,797	71,042,043	5,946,754	1,982,252	3,964,502	1,982,251	1,982,251	1,982,251
奈良県	24,878,204	18,658,653			18,658,653	17,217,426	1,441,227	480,409	960,818	480,409	480,409	480,409
和歌山県	17,329,332	12,996,999			12,996,999	11,993,089	1,003,910	334,637	669,273	334,636	334,637	334,637
鳥取県	10,394,906	7,796,180			7,796,180	7,193,990	602,190	200,730	401,460	200,730	200,730	200,730
島根県	12,606,077	9,454,558			9,454,558	8,724,272	730,286	243,429	486,857	243,428	243,429	243,429
岡山県	35,471,315	26,603,486			26,603,486	24,548,585	2,054,901	684,967	1,369,934	684,967	684,967	684,967
広島県	52,588,133	39,441,100			39,441,100	36,394,598	3,046,502	1,015,501	2,031,001	1,015,500	1,015,501	1,015,501
山口県	25,208,530	18,906,398			18,906,398	17,446,034	1,460,364	486,788	973,576	486,788	486,788	486,788
徳島県	13,515,817	10,136,863			10,136,863	9,353,874	782,989	260,997	521,992	260,996	260,996	260,996
香川県	17,848,882	13,386,662			13,386,662	12,352,653	1,034,009	344,670	689,339	344,669	344,670	344,670
愛媛県	25,072,952	18,804,714			18,804,714	17,352,205	1,452,509	484,170	968,339	484,169	484,170	484,170
高知県	12,989,279	9,741,959			9,741,959	8,989,473	752,486	250,829	501,657	250,828	250,829	250,829
福岡県	96,457,166	72,342,875			72,342,875	66,754,979	5,587,896	1,862,632	3,725,264	1,862,632	1,862,632	1,862,632
佐賀県	15,241,699	11,431,274			11,431,274	10,548,303	882,971	294,324	588,647	294,323	294,324	294,324
長崎県	24,649,873	18,487,405			18,487,405	17,059,405	1,428,000	476,000	952,000	476,000	476,000	476,000
熊本県	32,651,332	24,488,499			24,488,499	22,596,965	1,891,534	630,512	1,261,022	630,511	630,511	630,511
大分県	21,109,845	15,832,384			15,832,384	14,609,462	1,222,922	407,641	815,281	407,640	407,641	407,641
宮崎県	20,090,353	15,067,765			15,067,765	13,903,904	1,163,861	387,954	775,907	387,953	387,954	387,954
鹿児島県	29,832,965	22,374,724			22,374,724	20,646,461	1,728,263	576,088	1,152,175	576,087	576,088	576,088
沖縄県	27,564,374	20,673,281			20,673,281	19,076,439	1,596,842	532,281	1,064,561	532,280	532,281	532,281
合 計	2,165,897,829	1,624,423,378			1,624,423,378	1,498,950,006	125,473,372	41,824,472	83,648,900	41,824,439	41,824,461	41,824,461

(5) 令和3年度分特別法人事業譲与税基準税額精算表

都道府県	令和3年度 譲与実績	A × 0.75	令和3年度 減収補填額の額	C × 0.75	合 計 B+D	令和3年度 推計基準税額	令和3年度分 精算予定額 E-F	令和4年度 精算済額	令和5年度 精算済額	(単位：千円)	
										令和6年度 精算額 G-H-I	J
北海道	84,913,834	63,685,376			63,685,376	43,430,667	20,254,709	6,751,570	6,751,570	6,751,569	
青森	20,445,300	15,333,975			15,333,975	10,451,528	4,882,447	1,627,483	1,627,482	1,627,482	
岩手	19,995,279	14,996,459			14,996,459	10,221,244	4,775,215	1,591,739	1,591,738	1,591,738	
宮城	37,046,768	27,785,076			27,785,076	18,952,254	8,832,822	2,944,274	2,944,274	2,944,274	
秋田	15,936,039	11,952,029			11,952,029	8,145,248	3,806,781	1,268,927	1,268,927	1,268,927	
山形	17,591,604	13,193,703			13,193,703	8,993,483	4,200,220	1,400,074	1,400,073	1,400,073	
福島	30,046,701	22,535,026			22,535,026	15,362,758	7,172,268	2,390,756	2,390,756	2,390,756	
茨城	46,240,267	34,680,200			34,680,200	23,652,938	11,027,262	3,675,754	3,675,754	3,675,754	
栃木	31,251,441	23,438,581			23,438,581	15,984,192	7,454,389	2,484,796	2,484,796	2,484,796	
群馬	31,276,800	23,457,600			23,457,600	15,999,343	7,458,257	2,486,086	2,486,085	2,486,085	
埼玉	116,432,717	87,324,538			87,324,538	59,581,248	27,743,290	9,247,764	9,247,763	9,247,763	
千葉	99,674,920	74,756,190			74,756,190	51,007,727	23,748,463	7,916,155	7,916,154	7,916,154	
東京都	50,157,949	37,618,462			37,618,462	25,690,238	11,928,224	3,976,075	3,976,075	3,976,074	
神奈川県	146,309,448	109,732,086			109,732,086	74,873,241	34,858,845	11,619,615	11,619,615	11,619,615	
新潟	36,138,058	27,103,544			27,103,544	18,475,864	8,627,680	2,875,894	2,875,893	2,875,893	
富山	16,822,345	12,616,759			12,616,759	8,603,871	4,012,888	1,337,629	1,337,629	1,337,629	
石川	18,282,968	13,712,226			13,712,226	9,352,420	4,359,806	1,453,269	1,453,268	1,453,268	
福井	12,432,260	9,324,195			9,324,195	6,358,966	2,965,229	988,410	988,410	988,409	
山梨	13,170,098	9,877,574			9,877,574	6,735,307	3,142,267	1,047,422	1,047,422	1,047,422	
長野	33,179,518	24,884,639			24,884,639	16,971,777	7,912,862	2,637,621	2,637,621	2,637,620	
岐阜	32,097,451	24,073,088			24,073,088	16,415,810	7,657,278	2,552,426	2,552,426	2,552,426	
静岡県	58,634,906	43,976,180			43,976,180	29,992,730	13,983,450	4,661,150	4,661,150	4,661,150	
愛知県	119,772,799	89,829,599			89,829,599	61,292,805	28,536,794	9,512,265	9,512,265	9,512,264	
三重県	28,696,389	21,522,292			21,522,292	14,677,501	6,844,791	2,281,597	2,281,597	2,281,597	
滋賀県	22,550,354	16,912,766			16,912,766	11,538,229	5,374,537	1,791,513	1,791,512	1,791,512	
京都府	41,455,959	31,091,969			31,091,969	21,208,926	9,883,043	3,294,348	3,294,347	3,294,347	
大阪府	141,041,718	105,781,289			105,781,289	72,168,023	33,613,266	11,204,422	11,204,422	11,204,422	
兵庫県	87,891,679	65,918,759			65,918,759	44,966,266	20,952,493	6,984,165	6,984,164	6,984,164	
奈良県	21,526,320	16,144,740			16,144,740	11,009,623	5,135,117	1,711,706	1,711,706	1,711,705	
和歌山県	15,124,638	11,343,479			11,343,479	7,732,875	3,610,604	1,203,535	1,203,535	1,203,534	
鳥取県	9,027,656	6,770,742			6,770,742	4,616,830	2,153,912	717,971	717,971	717,970	
島根県	10,937,481	8,203,111			8,203,111	5,593,496	2,609,615	869,872	869,872	869,871	
岡山県	30,459,163	22,844,372			22,844,372	15,581,038	7,263,334	2,421,112	2,421,111	2,421,111	
広島県	45,110,435	33,832,826			33,832,826	23,076,229	10,756,597	3,585,532	3,585,532	3,585,532	
山口県	22,031,249	16,523,437			16,523,437	11,264,538	5,258,899	1,752,967	1,752,966	1,752,966	
徳島県	11,837,566	8,878,175			8,878,175	6,051,008	2,827,167	942,389	942,389	942,389	
香川県	15,418,852	11,564,139			11,564,139	7,886,700	3,677,439	1,225,813	1,225,813	1,225,813	
愛媛県	21,795,707	16,346,780			16,346,780	11,145,552	5,201,228	1,733,743	1,733,742	1,733,742	
高知県	11,395,905	8,546,929			8,546,929	5,826,276	2,720,653	906,885	906,884	906,884	
福岡県	81,612,595	61,209,446			61,209,446	41,767,268	19,442,178	6,480,726	6,480,726	6,480,726	
佐賀県	13,158,481	9,868,861			9,868,861	6,730,263	3,138,598	1,046,200	1,046,199	1,046,199	
長崎県	21,578,272	16,183,704			16,183,704	11,032,026	5,151,678	1,717,226	1,717,226	1,717,226	
熊本県	28,208,698	21,156,524			21,156,524	14,426,785	6,729,739	2,243,247	2,243,246	2,243,246	
大分県	18,350,952	13,763,214			13,763,214	9,384,109	4,379,105	1,459,702	1,459,701	1,459,701	
宮崎県	17,406,318	13,054,739			13,054,739	8,901,658	4,153,081	1,384,361	1,384,360	1,384,360	
鹿児島県	25,932,837	19,449,628			19,449,628	13,260,930	6,188,698	2,062,900	2,062,899	2,062,899	
沖縄県	23,083,528	17,312,646			17,312,646	11,816,707	5,495,939	1,831,980	1,831,980	1,831,979	
合 計	1,853,482,222	1,390,111,672			1,390,111,672	948,208,515	441,903,157	147,301,070	147,301,051	147,301,036	

第十三節 地方揮発油譲与税

地方揮発油譲与税の基準税額は、令和５年度譲与額（令和５年６月、１１月及び令和６年３月譲与額の合算額）に0.968を乗じて得た額とする。

0.968の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和６年度地方財政計画収入見込額 } 124,874\text{百万円} - 1,878\text{百万円}}{\text{令和５年度譲与税額 } 128,944\text{百万円} - 1,939\text{百万円}} = 0.968$$

1,878百万円：譲与制限を受ける団体、譲与制限解除団体、新指定都市及びそれらを包括する
県に係る令和６年度譲与見込額

1,939百万円：譲与制限を受ける団体、譲与制限解除団体、新指定都市及びそれらを包括する
県に係る令和５年度譲与税額

第十四節 石油ガス譲与税

石油ガス譲与税の基準税額は、令和５年度譲与額（令和５年６月、１１月及び令和６年３月譲与額の合算額）に0.952を乗じて得た額とする。

0.952の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和６年度地方財政計画収入見込額 } 4,300\text{百万円}}{\text{令和５年度譲与税額 } 4,518\text{百万円}} = 0.952$$

第十五節 自動車重量譲与税

自動車重量譲与税の基準税額は、令和５年度譲与額（令和５年６月、１１月及び令和６年３月譲与額の合算額）に1.012を乗じて得た額とする。

1.012の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和６年度地方財政計画収入見込額 } 16,800\text{百万円}}{\text{令和５年度譲与税額 } 16,599\text{百万円}} = 1.012$$

第十六節 航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

令和 6 年度地方財政計画収入見込額 2,860 百万円 × 総務大臣が通知した按分率
総務大臣が通知した按分率の算出基礎は、令和 6 年度航空機燃料譲与税見込額とする。

第十七節 森林環境譲与税

森林環境譲与税の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算 式

$$\begin{aligned} & 6,400 \text{ 百万円} \times 0.55 \times \frac{A}{A \text{ の全国計}} + 6,400 \text{ 百万円} \times 0.2 \times \frac{B}{B \text{ の全国計}} \\ & + 6,400 \text{ 百万円} \times 0.25 \times \frac{C}{C \text{ の全国計}} \end{aligned}$$

算式の符号

A：森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積

B：森林環境譲与税の譲与の基準となる林業従業者数

C：森林環境譲与税の譲与の基準となる人口

6,400 百万円：令和 6 年度地方財政計画に計上された都道府県分の森林環境譲与税の額

0.55：私有林人工林面積による森林環境譲与税の譲与額の按分割合

0.2：林業従業者数による森林環境譲与税の譲与額の按分割合

0.25：人口による森林環境譲与税の譲与額の按分割合

第十八節 都道府県交付金

国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）の規定により、国又は地方公共団体が所有する大規模の償却資産に係る交付金のうち、当該大規模の償却資産が所在する市町村の交付金の算定標準額となるべき額を超えるものについては、当該市町村を包括する都道府県に対し、交付金が交付される。

都道府県交付金の基準額は、次により算定した額の合算額とする。

- 1 国有資産等所在市町村交付金法に規定する大規模の償却資産について、各省各庁の長又は地方公共団体の長が通知（当該年度の4月1日以後の通知を除く。）した価格を基礎として、同法の規定によって算定した当該年度の当該都道府県の交付金算定標準額に0.0105を乗じて得た額
- 2 前年度以前の年度における当該都道府県の1に規定する交付金算定標準額について、1に規定する日以後において1の規定による価格の通知が変更されたことその他の理由により総務大臣が過大又は過少と認めた額にそれぞれ0.0105を乗じて得た額

$0.0105 : 1.4/100$ （算定率） $\times 75/100$ （算入率）

第十九節 低開発地域工業開発促進法等による特例

事業税、不動産取得税及び固定資産税について、低開発地域工業開発促進法第5条等の規定に基づき、都道府県が課税免除又は不均一課税を行うこととしている場合、当該課税免除又は不均一課税に係る減収分を地方交付税による減収補填の対象とし、各税目ごとに算定した額を基準財政収入額から控除する。

1 根拠法及び該当税目

区 分	事 業 税	不 動 産 取 得 税	固 定 資 産 税
低 工 法 、 過 疎 法 沖縄振興法、離島振興法、奄美振興法 地 域 再 生 法 （ 移 転 型 ） ※	課 税 免 除 又 は 不 均 一 課 税	課 税 免 除 又 は 不 均 一 課 税	課 税 免 除 又 は 不 均 一 課 税
首都圏法、近畿圏法、中部圏法 リゾート法、関西学研法 多極法、山村振興法、地方拠点法 特定農山村法、ペイエリア法 地 域 再 生 法 （ 拡 充 型 ）	—	不 均 一 課 税	不 均 一 課 税
半島振興法、原発等立地地域振興法	不 均 一 課 税	不 均 一 課 税	不 均 一 課 税
地 域 未 来 投 資 促 進 法	—	課 税 免 除 又 は 不 均 一 課 税	課 税 免 除 又 は 不 均 一 課 税

（注） 上表においては、現行法律上に課税免除又は不均一課税の規定があるものを掲載しており、総務省令で定める適用期間が終了しているものを含む。

※ 平成30年5月31日までの新設又は増設分については、不均一課税のみ対象（課税免除は対象外）

2 控除額

(1) 事業税

各根拠法令において対象とされている事業に対する事業税について、3年度間（過疎法及び奄美振興法において対象とされている個人の行う畜産業又は水産業（ただし、奄美振興法にあっては、薪炭製造業を含む。）並びに沖縄振興法において対象とされている事業に対する事業税については5年度間）、次の算式により算定した額を基準税額から控除する。

算 式

$$A \times \alpha \times 0.75 + B \times (\alpha - \beta) \times 0.75$$

算式の符号

A : 課税免除に係る課税標準額

B : 不均一課税に係る課税標準額

α : 標準税率

β : 不均一課税の際の税率

ただし $\alpha - \beta < 0$ となるときは $\alpha - \beta = 0$ とし、 $\alpha - \beta > \alpha \times$ 減収補填率となるときは $\alpha - \beta = \alpha \times$ 減収補填率とする。また、地域再生法（移転型）において対象とされている事業に対する事業税については、財政力に応じた補填率の割り落としを行うものとする。

※減収補填率

区 分	初年度	2年度	3年度
低工法、過疎法、沖縄振興法、 離島振興法、奄美振興法	1	1	1
半島振興法、原発等立地地域振興法、 地域再生法（移転型のみ）	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{8}$

0.75 : 算入率

※地域再生法（移転型）における財政力に応じた補填率の割り落とし

○平成30年5月31日までに新設又は増設した事業者に係るもの

財 政 力 指 数	0.47未満	0.47～0.63未満	0.63～0.78未満
補 填 率	$\frac{3}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$

○平成30年6月1日以後に新設又は増設した事業者に係るもの

財 政 力 指 数	0.52未満	0.52～0.69未満	0.69～0.85未満
補 填 率	$\frac{3}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$

(2) 不動産取得税

各根拠法令において対象とされている家屋又はその敷地である土地の取得に対して課される不動産取得税について、次の算式により算定した額を基準税額から控除する。

算 式

$$A \times \alpha \times 0.75 + B \times (\alpha - \beta) \times 0.75$$

算式の符号

A : 課税免除に係る課税標準額

B : 不均一課税に係る課税標準額

α : 標準の税率

β : 不均一課税の際の税率

ただし $\alpha - \beta < 0$ となるときは $\alpha - \beta = 0$ とし、近畿圏法、首都圏法及び中部圏法の適用を受けるものに

ついて当該率が $\frac{\alpha}{2}$ 未満の時は $\frac{\alpha}{2}$ とする。また、地域再生法（移転型）の適用を受けるものに係る

不動産取得税については、財政力に応じた補填率の割り落としを行うものとする。

0.75 : 算入率

※地域再生法（移転型）における財政力に応じた補填率の割り落とし

○平成30年5月31日までの新設又は増設分

財 政 力 指 数	0.47未満	0.47～0.63未満	0.63～0.78未満
補 填 率	$\frac{3}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$

○平成30年6月1日以後の新設又は増設分

財 政 力 指 数	0.52未満	0.52～0.69未満	0.69～0.85未満
補 填 率	$\frac{3}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$

(3) 固定資産税

第二章 市町村税 第二節第四款を参照

第二十節 東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算

地方交付税法（昭和25年法律第211号）附則第7条の4第1号により、総務省令で定めるところにより算定した減収見込額とは、次の法律に規定する以下の税目における令和6年度の東日本大震災に係る地方税の減収見込額であり、その合算額に0.75を乗じて得た額として総務大臣が通知した額を基準財政収入額に加算（以下「特例加算」という。）する。

なお、条例減免による減収見込額は特例加算の対象外である。

- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）
- ・ 地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）
- ・ 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）
- ・ 地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）
- ・ 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）
- ・ 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）
- ・ 地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）
- ・ 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）

（収入の項目）

- 一 道府県民税の所得割に係る減収見込額
- 二 道府県民税の法人税割に係る減収見込額
- 三 個人の行う事業に対する事業税に係る減収見込額
- 四 法人の行う事業に対する事業税に係る減収見込額
- 五 不動産取得税に係る減収見込額
- 六 固定資産税に係る減収見込額
- 七 特別法人事業譲与税に係る減収見込額

第二十一節 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金の基準額は、令和5年度交付額（令和5年9月及び令和6年3月交付額の合算額）に1.184を乗じて得た額とする。

1.184の算定基礎は次のとおりである。

$$\frac{\text{令和6年度地方財政計画収入見込額 } 48,680\text{百万円}}{\text{令和5年度交付額 } 41,098\text{百万円}} = 1.184$$

第二十二節 地方特例交付金

地方特例交付金の基準額は、令和6年度の地方特例交付金の額に75/100を乗じて得た額である（＜その他＞の「令和6年度 地方特例交付金」を参照のこと）。

第二章 市 町 村 税

第一節 市 町 村 民 税

第一款 均 等 割

市町村民税均等割は、個人と法人とを区分して基準税額を算定する。

第一項 個人に対する均等割

均等割のうち、個人（地方税法第294条第1項第1号又は第2号の規定に該当するもの）に対するものについては、次表に示す単位額に、「令和5年度市町村税課税状況等の調」第1表における「個人均等割」のうち「納税義務者」の「計」欄の数を乗じて得た額とする。

区 分	基 準 税 率 A	徴 収 率 B	単 位 額 A × B
納税義務者	2,250円 (3,000円×75/100)	99.0/100	2,228円

第二項 法人に対する均等割

均等割のうち、法人（地方税法第294条第1項第3号又は第4号の規定に該当するもの）に対するものについては、次表の区分に応ずる基準税率に、「令和5年度市町村税課税状況等の調」第1表において該当する各区分の「法人均等割納税義務者数」を乗じて得た額の合算額とする。

区 分	基 準 税 率	左の算出基礎
資本金等の金額が50億円を超える法人で、 従業者数の合計数が50人を超えるもの	2,250,000円	3,000,000円 × 75 / 100
資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で、 従業者数の合計数が50人を超えるもの	1,312,500円	1,750,000円 × 75 / 100
資本金等の金額が10億円を超える法人で、 従業者数の合計数が50人以下であるもの	307,500円	410,000円 × 75 / 100
資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、 従業者数の合計数が50人を超えるもの	300,000円	400,000円 × 75 / 100
資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、 従業者数の合計数が50人以下であるもの	120,000円	160,000円 × 75 / 100
資本金等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で、 従業者数の合計数が50人を超えるもの	112,500円	150,000円 × 75 / 100
資本金等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で、 従業者数の合計数が50人以下であるもの	97,500円	130,000円 × 75 / 100
資本金等の金額が1,000万円以下である法人で、 従業者数の合計数が50人を超えるもの	90,000円	120,000円 × 75 / 100
上記以外該当法人	37,500円	50,000円 × 75 / 100

第二款 所得 割

平成19年度以降、三位一体の改革に伴う税源移譲によって財政力格差が拡大しないよう、当分の間の措置として、個人住民税のうち所得税からの税源移譲に伴う影響額を基準財政収入額に100%算入している。算入方法としては、税源移譲後の個人住民税の収入見込額の75%相当額に税源移譲に伴う影響額の25%相当額を加算するものであり、その算出方法について、令和5年度課税状況調（以下「課税状況調」という。）によって報告された課税標準額等に、税源移譲が行われる前の税率（以下「旧税率」という。）を乗じている。

平成20年度から住宅借入金等特別税額控除見込額を、平成22年度から各市町村における寄附金税額控除額を算定に反映している。

また、平成22年度から分離譲渡所得等（当初調定見込額）に上場株式等に係る配当所得を加えており、平成23年度からは精算の対象としている。

平成29年度以降、当分の間の措置として、県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う個人住民税所得割の税源移譲による影響額については、移譲された事務が円滑に執行できるよう、基準財政収入額に100%算入することとしている。具体的には、税源移譲後の所得割の収入見込額の75%相当額に税源移譲に伴う影響額の25%相当額を加算するとともに、分離課税所得割交付金の交付見込額を指定都市を包括する道府県の基準財政収入額から控除し、当該交付金の収入見込額を指定都市の基準財政収入額に加算している。

令和6年度においては、定額減税見込額を算定に反映している。

第一項 所得割

市町村民税所得割の基準税額は、1の算式によって算定した当該年度に係る基準税額と2の算式によって算定した分離譲渡所得に係る精算額、3の算式によって算定した総務大臣修正額とを合算して算定する。

1 当該年度に係る基準税額

当該年度分に係る基準税額は、次の算式アにより算定した額に、指定都市にあつては算式イにより算定した額から算式ウにより算定した額を控除して得た額の25%相当額及び算式ウにより算定した額から算式エにより算定した額を控除して得た額の25%相当額を、その他の市町村にあつては算式イにより算定した額から算式エにより算定した額を控除して得た額の25%相当額をそれぞれ加算して算定する。

算 式 ア

$$[\{(150,100円 \times \alpha) \times A + B - C - D - E\} \times 0.990 - F - G + H] \times 0.75$$

算式アの符号

150,100円：一般所得課税分（分離長期譲渡所得分、分離短期譲渡所得分、一般株式等譲渡所得分、上場株式等譲渡所得分、上場株式等配当所得分、先物取引雑所得分及び退職所得分離課税分を除いた分）に係る納税義務者一人当たりの全国平均の単位額

α ：市町村ごとの単位額補正率（注）

⇒ 150,100円 $\times \alpha$ は、一般所得課税分に係る納税義務者一人当たりの当該市町村の単位額となる。

A：納税義務者数[※]

※ 課税状況調の「納税義務者数」 $\times$ 「20歳以上住民基本台帳登載人口伸び率」

$$\frac{20歳以上住民基本台帳登載人口伸び率}{20歳以上住民基本台帳登載人口（R6.1.1現在）} = \frac{20歳以上住民基本台帳登載人口（R6.1.1現在）}{20歳以上住民基本台帳登載人口（R5.1.1現在）}$$

⇒ (150,100円 $\times \alpha$) $\times A$ は、一般所得課税分に係る基準税額である。

B：分離譲渡所得（当初調定見込額）

分離長期譲渡所得分、分離短期譲渡所得分、一般株式等譲渡所得分、上場株式等譲渡所得分、上場株式等配当所得分及び先物取引雑所得分に係る当該年度の当初調定に係る額として総務大臣が調査した当該市町村ごとの額

C：次の算式によって算定した税額控除額（寄附金税額控除を除く）

算 式

$$(c + d + e + f) \times 1.102$$

算式の符号

c：課税状況調の「配当控除」

d：課税状況調の「外国税額控除」

e：課税状況調の「配当割額の控除」

f：課税状況調の「株式等譲渡所得割額の控除額」

1.102：前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

D：寄附金税額控除額（条例指定分を除く）

（課税状況調の「寄附金控除」－「条例で定めるものに対する寄附金に係る控除額」） $\times 1.000$ [※]

※ 特別区にあつては1.137

E：調整控除額

課税状況調の「調整控除額」 $\times 1.083$

1.083：前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

F : 住宅借入金等特別税額控除見込額

地方税法附則第5条の4及び第5条の4の2の規定に基づく当該年度の5月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除見込額[※]として総務大臣が調査した額×1.057

1.057: 当該年度の住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の算式において当該市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額に乘じる率(小数点以下第3位未満四捨五入)

※ 令和6年度に限り、令和6年能登半島地震で確定申告期限が延長された富山県内及び石川県内の市町村については、令和6年度分の見込の値

G : 定額減税見込額

地方税法附則第5条の8及び第5条の12の規定に基づく当該年度の5月末現在における市町村民税の定額減税見込額[※]として総務大臣が調査した額×1.041

1.041: 当該年度の定額減税減収補填特例交付金の算式において当該市町村の定額減税見込額に乘じる率(小数点以下第3位未満四捨五入)

※ 令和6年度に限り、令和6年能登半島地震で確定申告期限が延長された富山県内及び石川県内の市町村については、令和6年度分の見込の値

H : 退職所得分離課税分

課税状況調の「退職所得の分離課税に係る税額(R4.7~R5.6)」×1.039

1.039: 実績額(R4.7~R5.6)及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

0.990: 徴収率

0.75 : 算入率

(注) 単位額補正率 α は、課税状況調を基礎とし、各市町村及び全国平均の令和5年度の単位額を算定し、「 $\alpha = \text{令和5年度の当該市町村の単位額} / \text{令和5年度の全国平均の単位額}$ 」をもって補正率とした。
参考までに令和5年度の全国平均の単位額の算出方法は次のとおりである。

令和5年度納税義務者数	60,177,447人	A
総所得金額等に係る算出税額	8,814,246,442千円	B
令和5年度の全国平均の単位額	146,471円	C (B/A)

算式イ(県費負担教職員給与負担事務権限移譲に伴う税源移譲後対象税額)

$\{ (150,100円 \times \alpha) \times A + B - C - D - E \} \times 0.990 - F - G + H$

算式イの符号

150,100円: 算式アに同じ。

α : 算式アの符号 α に同じ。

A : 算式アの符号Aに同じ。

B : 算式アの符号Bに同じ。

C : 算式アの符号Cに同じ。

D : 算式アの符号Dに同じ。

E : 算式アの符号Eに同じ。

F : 算式アの符号Fに同じ。

G : 算式アの符号Gに同じ。

H : 算式アの符号Hに同じ。

0.990: 徴収率

算式ウ(県費負担教職員給与負担事務権限移譲に伴う税源移譲前かつ三位一体の改革に伴う税源移譲後対象税額)

$[\{ (150,100円 \times \alpha) \times A \} \times \beta + B \times \beta - C - D \times \beta - E \times \beta] \times 0.990 - F - G + H$

算式ウの符号

150,100円: 算式アに同じ。

α : 算式アの符号 α に同じ。

A : 算式アの符号Aに同じ。

B : 算式アの符号Bに同じ。

β : 指定都市にあつては6/8、その他の市町村にあつては1.000

C : 次の算式によって算定した税額控除額(寄附金税額控除を除く)

算式

$\{ (c + d) \times \beta + e + f \} \times 1.102$

算式の符号

c : 算式アの符号Cの算式の符号cに同じ。

d : 算式アの符号Cの算式の符号dに同じ。

β : 指定都市にあつては6/8、その他の市町村にあつては1.000

e : 算式アの符号Cの算式の符号eに同じ。

f : 算式アの符号Cの算式の符号fに同じ。

1.102: 前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

- D : 算式アの符号Dに同じ。
 E : 算式アの符号Eに同じ。
 F : 算式アの符号Fに同じ。
 G : 算式アの符号Gに同じ。
 H : 算式アの符号Hに同じ。
 0.990 : 徴収率

算 式 エ (三位一体の改革に伴う税源移譲前対象税額)

$$\{ (A \times 1.012) - (B \times 1.031) \} \times \alpha \times 0.990 + (C \times 1.028) \times \alpha + D \times 0.990 - E - F$$

算式エの符号

A : 次の算式によって算定した総所得金額等に係る算出税額 (税源移譲前ベース)

算 式

$$(a \times 0.03) + \{ (b - 2,000 \times c) \times 0.08 + (c \times 60) \} + \{ (d + e) - 7,000 \times (f + g) \} \times 0.1 + (f + g) \times 460$$

算式の符号

- a : 課税状況調の「200万円以下の金額」における総所得金額等に係る課税標準額
 b : 課税状況調の「200万円を超え700万円以下」における総所得金額等に係る課税標準額
 c : 課税状況調の「200万円を超え700万円以下」における納税義務者数
 d : 課税状況調の「700万円を超え1,000万円以下」における総所得金額等に係る課税標準額
 e : 課税状況調の「1,000万円を超える金額」における総所得金額等に係る課税標準額
 f : 課税状況調の「700万円を超え1,000万円以下」における納税義務者数
 g : 課税状況調の「1,000万円を超える金額」における納税義務者数
 0.03、0.08、0.1 : 三位一体の改革に伴う税源移譲前の税率

B : 次の算式によって算定した税額控除額 (税源移譲前ベース)

算 式

$$(h \times \beta \times 1.250) + (i \times \beta \times 1.111) + \{ (j + k) \times 1.111 \} + (l \times \beta)$$

算式の符号

- h : 算式アの符号Cの算式の符号cに同じ。
 i : 算式アの符号Cの算式の符号dに同じ。
 j : 算式アの符号Cの算式の符号eに同じ。
 k : 算式アの符号Cの算式の符号fに同じ。
 l : 算式アの符号Dに同じ。
 β : 指定都市にあっては6/8、その他の市町村にあっては1.000
 1.250 : $1 / 0.016 \times 0.02$ 、 $1 / 0.008 \times 0.01$
 0.016、0.008 : 三位一体の改革に伴う税源移譲後の配当控除率
 0.02、0.01 : 三位一体の改革に伴う税源移譲前の配当控除率
 1.111 : $1 / 0.18 \times 0.20$
 0.18 : 三位一体の改革に伴う税源移譲後の外国税額控除率
 0.20 : 三位一体の改革に伴う税源移譲前の外国税額控除率
 1.111 : $1 / 0.6 \times 2/3$
 0.6 : 三位一体の改革に伴う税源移譲後の配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除率
 2/3 : 三位一体の改革に伴う税源移譲前の配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除率

C : 次の算式によって算定した退職所得分離課税に係る所得割額 (税源移譲前ベース)

算 式

$$m \times n$$

算式の符号

m : 次の算式によって算定した額

算 式

$$\begin{array}{ll} m_1 \leq 2,000 \text{ のとき} & m_1 \times 0.03 \\ 2,000 < m_1 \leq 7,000 \text{ のとき} & (m_1 - 2,000) \times 0.08 + 60 \\ 7,000 < m_1 \text{ のとき} & (m_1 - 7,000) \times 0.1 + 460 \end{array}$$

算式の符号

- m_1 : 1人当たり退職所得分離所得割の課税標準額 ($= (m_2 / 0.060) / m_3$)
 m_2 : 課税状況調の「退職所得の分離課税に係る税額 (R4.7~R5.6)」
 m_3 : 課税状況調の「退職所得の分離課税に係る納税義務者数 (R4.7~R5.6)」
 0.060 : 三位一体の改革に伴う税源移譲後の税率 (市町村民税)
 0.03、0.08、0.1 : 三位一体の改革に伴う税源移譲前の税率

n : 前記 m_3 に同じ。

D : 次の算式によって算定した分離譲渡所得等額 (税源移譲後ベース)

算 式

$$o \times \gamma$$

算式の符号

o : 算式アの符号Bに同じ。

γ : 指定都市にあっては $6/8$ 、その他の市町村にあっては 1.000

α : 次の算式によって算定した当該団体の税額伸び率 (税源移譲前ベース)

算 式

$$p \times 0.99941$$

算式の符号

p : 算式アの符号Aの「20歳以上住民基本台帳登録人口伸び率」に同じ。

0.99941 : α を乗じる前の全国の三位一体の改革に伴う税源移譲前対象税額に合わせ付ける率

1.012、1.031、1.028 : 前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

0.990 : 徴収率

2 分離譲渡所得に係る精算額

分離譲渡所得に係る精算額は、次の算式により算定する。

算 式

$$A - B + C$$

算式の符号

A : 前年度実績額 (課税状況調) $\times 0.986$ (前年度の徴収率) $\times 0.75$ (算入率)

B : 前年度の普通交付税算定に用いた当初調定見込額 $\times 0.986$ (前年度の徴収率) $\times 0.75$ (算入率)

C : 次の算式によって算定した額 (指定都市のみ)

算式

$$(A - B) \times (2/8) \times (25/75)$$

算式の符号

A, B : 前記に同じ

$2/8$: 県費負担教職員給与負担事務権限移譲に伴い移譲された税率の割合

$25/75$: 精算額の25%に相当する額の割合

3 総務大臣修正額

前年度の所得割に係る基準税額について総務大臣が修正すべきものと認めた額 (前年度精算不能額)

第二項 分離課税所得割交付金

指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額は、次の算式によって算定した額とする。

算 式

$$(A \times 1.039 \times 0.667 \times 1.016) / 2$$

算式の符号

A : 課税状況調の「退職所得の分離課税に係る税額 (R4.7~R5.6)」

1.039 : 退職所得分離課税額に係る前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

0.667 : 退職所得分離課税額に係る市町村民税に対する道府県民税の割合

1.016 : 当該年度地方財政計画計上額等を勘案して定めた分離課税交付金交付見込額の推計乗率

第三款 法人税割

一 市町村民税法人税割の基準税額は、令和6年度分の推計基準税額に令和5年度分に係る精算額、令和4年度分に係る精算額、令和3年度分に係る精算額及び令和5年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額を加減して算定する。

- (1) 令和6年度分の推計基準税額については、令和5年4月から令和6年3月までの調定額等を基礎として算定する。
- (2) 令和5年度分に係る精算は、令和5年度の調定額等を基礎として行い、精算予定額の3分の1に相当する額とする。
- (3) 令和4年度分に係る精算は、未精算額の2分の1に相当する額とする。
- (4) 令和3年度分に係る精算は、未精算額の全額とする。

二 令和6年度基準税額の算定方法

基準税額は、次の(一)から(五)によって算定した額の合算額とする。

ただし、当該額が負となる場合は零とする。

(一) 令和6年度分の推計基準税額

次の算式によって算定した額

算式

$$(A \times \alpha + B) \times 0.75$$

算式の符号

A : 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る当該事業年度分の法人税割の課税標準となるべき額（二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人の当該市町村の課税標準となるべき額については、地方税法第321条の13及び第321条の14の規定の例による。以下本款において「課税標準額」という。）に同法第314条の4第1項に規定する標準税率（以下本款において「標準税率」という。）を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に納付すべきものとして確定した税額（同法第6条の規定により課税しなかった場合又は不均一の課税をした場合における減収額として総務大臣が調査した額を含むものとする。以下本款において「調定額」という。）から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る還付すべきことが確定した額で令和5年度の歳出として還付すべき額（以下本款において「令和5年度の歳出還付額」という。）を控除した額

B : 令和5年1月31日以前に事業年度が終了した法人に係る同日以前に終了した事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る令和5年度の歳出還付額を控除した額

α : 1.09（ただし、金沢市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、宝達志水町、中能登町にあつては0.9、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町にあつては0.6）

0.75 : 算入率

(二) 令和5年度分に係る精算額

次の(1)に定める額から(2)に定める額を控除した額（以下本款において「令和5年度分精算予定額」という。）から当該額の3分の2に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下同じ。）を控除した額とする。

(1) 次の算式によって算定した額

算式

$$(C + D) \times 0.75 + E$$

算式の符号

C : 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る当該事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る令和5年度の歳出還付額を控除した額

D : 令和5年1月31日以前に事業年度が終了した法人に係る同日以前に終了した事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る令和5年度の歳出還付額を控除した額

E : 令和5年度減収補填債のうち市町村民税法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

0.75 : 算入率

(2) 令和5年省令附則第15条第1項第1号の額

(三) 令和4年度分に係る精算額

令和5年省令附則第15条第1項第2号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額から2分の1に相当する額を控除して得た額とする。

(四) 令和3年度分に係る精算額

令和5年省令附則第15条第1項第3号の適用を受けた市町村における同号に控除された額

(五) 令和5年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額

三 前記二に定めるところによって算定した令和6年度市町村民税法人税割の基準税額は、別表のとおりである。

(1) 令和6年度市町村民税法人税割基準税額算出表

都道府県	令和6年度 推計基準税額 A	過大又は過少の額等					合 計 A+F G	零とする額 (Gのうち負となる額) H	令和6年度 基準税額 G+H I
		令和5年度分 精 算 額 B	令和4年度分 精 算 額 C	令和3年度分 精 算 額 D	総務大臣 修 正 額 E	計 B+C+D+E F			
北海道	9,614,352	33,784	△ 98,964	951,318	△ 9,495	876,643	10,490,995	9,591	10,500,586
青森	3,104,581	△ 25,962	△ 122,002	447,906	342	300,284	3,404,865		3,404,865
岩手	3,842,267	△ 173,988	△ 26,066	471,606	△ 18,686	252,866	4,095,133	207	4,095,340
宮城	3,627,579	△ 22,441	343,746	284,650	7,531	613,486	4,241,065		4,241,065
秋田	2,767,216	△ 79,558	47,829	382,246	138	350,655	3,117,871		3,117,871
山形	3,634,917	4,136	△ 105,761	489,757	△ 149	387,983	4,022,900		4,022,900
福島	8,395,940	39,404	△ 139,489	733,747	△ 20,416	613,246	9,009,186	895	9,010,081
茨城	15,063,449	53,688	512,383	1,411,648	8	1,977,727	17,041,176		17,041,176
栃木	9,251,013	△ 186,209	202,429	1,088,504	△ 236,151	868,573	10,119,586	81,479	10,201,065
群馬	12,855,189	223,726	471,730	1,205,312	△ 389,065	1,511,703	14,366,892		14,366,892
埼玉	20,465,585	△ 138,229	161,987	2,157,403	60	2,181,221	22,646,806		22,646,806
千葉	19,203,528	135,031	394,976	1,539,426	△ 624	2,068,809	21,272,337		21,272,337
東京	22,642,822	795,097	851,186	1,700,101	181	3,346,565	25,989,387		25,989,387
神奈川	15,020,108	267,782	621,136	422,889	△ 27,477	1,284,330	16,304,438		16,304,438
新潟	5,342,798	△ 119,979	61,676	458,271	△ 2,863	397,105	5,739,903	11,611	5,751,514
富山	5,184,159	△ 148,381	95,313	663,749	15	610,696	5,794,855		5,794,855
石川	5,113,316	△ 82,657	64,865	537,189	611	520,008	5,633,324		5,633,324
福井	3,852,726	△ 64,314	△ 77,522	465,952	173	324,289	4,177,015		4,177,015
山梨	4,966,999	△ 36,722	329,514	556,927	1,115	850,834	5,817,833		5,817,833
長野	9,878,018	△ 28,737	232,312	1,165,985	1	1,369,561	11,247,579	133	11,247,712
岐阜	8,842,616	△ 115,150	200,969	829,023	878	915,720	9,758,336		9,758,336
静岡	12,888,784	△ 274,596	1,045,756	795,042	377	1,566,579	14,455,363		14,455,363
愛知	49,917,604	△ 1,559,278	8,489,592	624,472	△ 20,385	7,534,401	57,452,005		57,452,005
三重	9,376,208	71,857	217,846	895,495	△ 36,296	1,148,902	10,525,110		10,525,110
滋賀	8,176,731	△ 357,987	615,466	887,088	△ 153	1,144,414	9,321,145		9,321,145
京都	4,090,866	△ 117,738	171,116	484,165	△ 58	537,485	4,628,351		4,628,351
大阪	19,537,796	366	376,844	1,382,415	5,578	1,765,203	21,302,999	30,031	21,333,030
兵庫	16,018,005	247,250	305,360	1,362,702	57,852	1,973,164	17,991,169		17,991,169
奈良	2,982,761	△ 98,721	72,172	328,143	2,608	304,202	3,286,963	1,506	3,288,469
和歌山	2,433,440	△ 201,419	△ 24,543	316,152	△ 476	89,714	2,523,154	1,672	2,524,826
鳥取	1,548,094	△ 27,787	△ 5,305	151,926	△ 148	118,686	1,666,780		1,666,780
島根	2,669,613	△ 54,227	81,165	263,164	10	290,112	2,959,725		2,959,725
岡山	3,923,193	△ 519,300	337,952	469,903	1,539	290,094	4,213,287		4,213,287
広島	6,815,534	78,226	245,741	518,400	△ 327,636	514,731	7,330,265	291,732	7,621,997
山口	5,622,921	△ 452,092	433,755	536,738	213	518,614	6,141,535	49,026	6,190,561
徳島	4,119,187	130,248	△ 75,607	497,514	△ 14,165	537,990	4,657,177		4,657,177
香川	4,753,972	△ 34,189	△ 146,880	579,898	△ 307,854	90,975	4,844,947		4,844,947
愛媛	6,394,157	△ 23,416	△ 128,204	914,591	△ 2,321	760,650	7,154,807		7,154,807
高知	1,742,314	△ 20,192	△ 58,867	266,259	2,750	189,950	1,932,264		1,932,264
福岡	6,534,210	△ 79,709	△ 140,522	680,033	△ 20,798	439,004	6,973,214	23,394	6,996,608
佐賀	3,112,446	△ 86,577	35,683	384,518		333,624	3,446,070		3,446,070
長崎	3,832,882	△ 6,504	△ 38,338	473,209	△ 57	428,310	4,261,192		4,261,192
熊本	3,610,813	△ 87,287	201,795	267,548	△ 17,397	364,659	3,975,472	4,460	3,979,932
大分	4,095,141	67,436	△ 58,439	426,497		435,494	4,530,635		4,530,635
宮崎	2,764,644	△ 193,380	139,065	432,409	456	378,550	3,143,194		3,143,194
鹿児島	4,562,737	△ 23,445	△ 132,293	625,813	5,232	475,307	5,038,044		5,038,044
沖縄	4,651,421	90,897	△ 94,592	314,196	8,804	319,305	4,970,726	803	4,971,529
大都市除計	388,844,652	△ 3,201,243	15,887,965	32,841,899	△ 1,356,198	44,172,423	433,017,075	506,540	433,523,615
特別区	314,649,710	369,469	△ 4,186,390	47,426,126		43,609,205	358,258,915		358,258,915
札幌市	10,379,370	△ 430,610	205,215	914,945		689,550	11,068,920		11,068,920
仙台市	7,740,281	△ 333,390	△ 27,190	745,159		384,579	8,124,860		8,124,860
さいたま市	7,719,821	84,000	△ 172,822	549,072		460,250	8,180,071		8,180,071
千葉市	5,808,221	△ 213	△ 73,269	452,899		379,417	6,187,638		6,187,638
横浜市	24,755,540	540,780	702,837	1,498,079		2,741,696	27,497,236		27,497,236
川崎市	9,366,140	219,748	528,643	659,170		1,407,561	10,773,701		10,773,701
相模原市	2,916,062	△ 28,751	270,332	112,475		354,056	3,270,118		3,270,118
新潟市	3,341,791	△ 90,050	11,289	326,709	88	248,036	3,589,827		3,589,827
静岡市	4,391,056	75,189	70,265	186,052		331,506	4,722,562		4,722,562
浜松市	4,963,475	△ 271,688	634,047	304,210	△ 1	666,568	5,630,043		5,630,043
名古屋	26,318,975	303,325	755,052	887,051	773	1,946,201	28,265,176		28,265,176
京都市	14,892,767	△ 164,389	△ 423,258	2,308,726		1,721,079	16,613,846		16,613,846
大阪市	55,308,191	102,740	781,631	4,975,552		5,859,923	61,168,114		61,168,114
堺市	3,756,383	△ 346,889	331,673	373,823		358,607	4,114,990		4,114,990
神戸市	9,487,098	57,357	84,253	900,547		1,042,157	10,529,255		10,529,255
岡山市	3,891,293	△ 61,050	△ 67,820	551,689		422,819	4,314,112		4,314,112
広島市	7,467,671	38,832	△ 189,801	885,676		734,707	8,202,378		8,202,378
北九州市	4,974,826	△ 55,041	55,610	568,414		568,983	5,543,809		5,543,809
福岡市	14,593,661	△ 264,497	75,730	1,311,556		1,122,789	15,716,450		15,716,450
熊本市	3,083,004	△ 70,788	2,824	434,086		366,122	3,449,126		3,449,126
大都市計	539,805,336	△ 325,916	△ 631,149	66,372,016	860	65,415,811	605,221,147		605,221,147
合計	928,649,988	△ 3,527,159	15,256,816	99,213,915	△ 1,355,338	109,588,234	1,038,238,222	506,540	1,038,744,762

(2) 令和6年度市町村民税法人税割推計基準税額算出表

(単位：千円)

都道府県	令和5年4月～令和6年3月調定額			計 B+C D	推計基準税額 D×0.75 E
	現事業年度分 A	A×α B	過事業年度分 C		
北海道	11,638,304	12,685,756	133,350	12,819,106	9,614,352
青森	3,748,288	4,085,631	53,806	4,139,437	3,104,581
岩手	4,643,805	5,061,747	61,268	5,123,015	3,842,267
宮城	4,346,470	4,737,653	99,114	4,836,767	3,627,579
秋田	3,310,116	3,608,026	81,588	3,689,614	2,767,216
山形	4,088,716	4,456,697	389,853	4,846,550	3,634,917
福島	10,102,994	11,012,264	182,312	11,194,576	8,395,940
茨城	18,025,205	19,647,474	437,116	20,084,590	15,063,449
栃木	11,134,688	12,136,810	197,872	12,334,682	9,251,013
群馬	15,244,784	16,616,817	523,429	17,140,246	12,855,189
埼玉	24,643,652	26,861,585	425,844	27,287,429	20,465,585
千葉	23,032,189	25,105,090	499,608	25,604,698	19,203,528
東京都	25,841,564	28,167,306	2,023,116	30,190,422	22,642,822
神奈川	18,273,319	19,917,916	108,890	20,026,806	15,020,108
新潟	6,476,642	7,059,540	64,188	7,123,728	5,342,798
富山	6,242,200	6,803,999	108,213	6,912,212	5,184,159
石川	7,053,119	6,708,699	109,055	6,817,754	5,113,316
福井	4,634,212	5,051,291	85,676	5,136,967	3,852,726
山梨	6,010,169	6,551,084	71,578	6,622,662	4,966,999
長野	11,850,581	12,917,135	253,542	13,170,677	9,878,018
岐阜	10,613,021	11,568,192	221,955	11,790,147	8,842,616
静岡	15,659,979	17,069,376	115,663	17,185,039	12,888,784
愛知	60,294,294	65,720,781	836,016	66,556,797	49,917,604
三重	11,324,746	12,343,974	157,632	12,501,606	9,376,208
滋賀	9,824,963	10,709,209	193,096	10,902,305	8,176,731
京都	4,948,411	5,393,769	60,714	5,454,483	4,090,866
大阪	23,605,281	25,729,758	320,629	26,050,387	19,537,796
兵庫	19,293,939	21,030,394	326,938	21,357,332	16,018,005
奈良	3,481,737	3,795,092	181,918	3,977,010	2,982,761
和歌山	2,947,058	3,212,294	32,289	3,244,583	2,433,440
鳥取	1,835,206	2,000,375	63,747	2,064,122	1,548,094
島根	3,218,431	3,508,092	51,389	3,559,481	2,669,613
岡山	4,700,571	5,123,622	107,298	5,230,920	3,923,193
広島	8,153,079	8,886,855	200,519	9,087,374	6,815,534
山口	6,736,333	7,342,605	154,622	7,497,227	5,622,921
徳島	4,752,896	5,180,655	311,589	5,492,244	4,119,187
香川	5,741,649	6,258,397	80,227	6,338,624	4,753,972
愛媛	7,638,533	8,326,001	199,538	8,525,539	6,394,157
高知	2,096,731	2,285,438	37,638	2,323,076	1,742,314
福岡	7,907,128	8,618,770	93,501	8,712,271	6,534,210
佐賀	3,790,872	4,132,052	17,876	4,149,928	3,112,446
長崎	4,461,096	4,862,594	247,908	5,110,502	3,832,882
熊本	4,370,584	4,763,935	50,476	4,814,411	3,610,813
大分	4,732,516	5,158,444	301,740	5,460,184	4,095,141
宮崎	3,337,485	3,637,859	48,327	3,686,186	2,764,644
鹿児島	5,516,643	6,013,138	70,504	6,083,642	4,562,737
沖縄	5,557,553	6,057,734	144,155	6,201,889	4,651,421
大都市除計	466,881,752	507,921,925	10,537,322	518,459,247	388,844,652
特別区	381,652,929	416,001,693	3,531,254	419,532,947	314,649,710
札幌市	12,595,465	13,729,057	110,103	13,839,160	10,379,370
仙台市	9,268,327	10,102,476	217,899	10,320,375	7,740,281
さいたま市	9,160,466	9,984,908	308,186	10,293,094	7,719,821
千葉市	6,958,213	7,584,452	159,842	7,744,294	5,808,221
横浜市	29,978,746	32,676,833	330,553	33,007,386	24,755,540
川崎市	11,482,519	12,515,946	△ 27,759	12,488,187	9,366,140
相模原市	3,501,456	3,816,587	71,496	3,888,083	2,916,062
新潟市	4,041,344	4,405,065	50,656	4,455,721	3,341,791
静岡市	5,257,666	5,730,856	123,885	5,854,741	4,391,056
浜松市	6,028,803	6,571,395	46,571	6,617,966	4,963,475
名古屋市	32,084,444	34,972,044	119,923	35,091,967	26,318,975
京都市	18,086,267	19,714,031	142,991	19,857,022	14,892,767
大阪市	67,062,927	73,098,590	645,665	73,744,255	55,308,191
堺市	4,355,255	4,747,228	261,283	5,008,511	3,756,383
神戸市	11,586,327	12,629,096	20,368	12,649,464	9,487,098
岡山市	4,675,835	5,096,660	91,730	5,188,390	3,891,293
広島市	9,003,336	9,813,636	143,258	9,956,894	7,467,671
北九州市	6,032,598	6,575,532	57,569	6,633,101	4,974,826
福岡市	17,702,851	19,296,108	162,106	19,458,214	14,593,661
熊本市	3,696,717	4,029,422	81,250	4,110,672	3,083,004
大都市計	654,212,491	713,091,615	6,648,829	719,740,444	539,805,336
合計	1,121,094,243	1,221,013,540	17,186,151	1,238,199,691	928,649,988

(3) 令和5年度分市町村民税法人税割基準税額精算表

都道府県	令和5年度分				令和5年度 減収補填償	基準税額 C×0.75	令和5年度 実結基準税額 D+F	令和5年度 推計基準税額 H	令和5年度分 精算予定額 G-H	精算繰越額	(単位:千円)							
	現事業年度分	令和5年度4月～令和6年3月固定額		計 A+B							令和6年度 精算額 1-J	K						
		A	B															
北海道	11,638,304	133,350	11,771,654	8,828,772	19,729	14,797	8,843,569	8,742,233	101,336	67,552	33,784							
青森県	3,748,288	53,806	3,802,094	2,851,574	92,332	69,249	2,998,706	2,998,706	△ 77,883	△ 51,921	△ 25,962							
岩手県	4,643,805	61,268	4,705,073	3,528,810	7,000	5,250	3,534,060	4,056,014	△ 521,954	△ 347,966	△ 173,988							
宮城県	4,346,470	99,114	4,445,584	3,334,192	1,312,300	984,225	4,385,733	4,385,733	△ 67,316	△ 44,875	△ 22,441							
秋田県	3,310,116	81,588	3,391,704	2,543,782	123,100	92,325	2,636,107	2,874,783	△ 238,676	△ 159,118	△ 79,558							
山形県	4,088,716	389,853	4,478,569	3,358,933			3,358,933	3,346,510	12,423	8,287	4,136							
福島県	10,102,994	182,312	10,285,306	7,713,988			7,713,988	7,595,776	118,212	78,808	39,404							
茨城県	18,025,205	437,116	18,462,321	13,846,745	613,300	459,975	14,306,720	14,145,652	161,068	107,380	53,688							
栃木県	11,134,688	197,872	11,332,560	8,499,423	48,678	36,509	8,535,932	9,094,546	△ 558,614	△ 372,405	△ 186,209							
群馬県	15,244,784	523,429	15,768,213	11,826,166			11,826,166	11,154,990	671,176	447,450	223,726							
埼玉県	24,643,652	425,844	25,069,496	18,802,130			18,802,130	19,216,814	△ 414,684	△ 276,455	△ 138,229							
千葉県	23,032,189	499,608	23,531,797	17,648,852			17,648,852	17,243,765	405,087	270,056	135,031							
東京都	25,841,564	2,023,116	27,864,680	20,898,515			20,898,515	18,513,212	2,385,303	1,590,206	795,097							
神奈川県	18,273,319	108,890	18,382,209	13,786,661	33,100	24,825	13,811,486	13,008,146	803,340	535,558	267,782							
新潟県	6,476,642	64,188	6,540,830	4,905,625	14,700	11,025	4,916,650	5,276,592	△ 359,942	△ 239,963	△ 119,979							
富山県	6,242,200	108,213	6,350,413	4,762,812			4,762,812	5,207,948	△ 445,136	△ 296,755	△ 148,381							
石川県	7,053,119	109,055	7,162,174	5,371,633	56,040	42,030	5,413,663	5,661,632	△ 247,969	△ 165,312	△ 82,657							
山梨県	4,634,212	85,676	4,719,888	3,539,917	300,000	225,000	3,764,917	3,957,858	△ 192,941	△ 128,627	△ 64,314							
長野県	6,010,169	71,578	6,081,747	4,561,312	534,700	401,025	4,962,337	5,072,509	△ 110,172	△ 73,450	△ 36,722							
岐阜県	11,850,581	253,542	12,104,123	9,078,101			9,078,101	9,164,302	△ 86,201	△ 57,464	△ 28,737							
静岡県	10,613,021	221,955	10,834,976	8,126,236			8,126,236	8,471,685	△ 345,449	△ 230,299	△ 115,150							
愛知県	15,659,979	115,663	15,775,642	11,831,737	118,300	88,725	11,920,462	12,744,258	△ 823,796	△ 549,200	△ 274,596							
三重県	60,294,294	836,016	61,130,310	45,847,740			45,847,740	50,525,596	△ 4,677,856	△ 3,118,578	△ 1,559,278							
滋賀県	11,324,746	157,632	11,482,378	8,111,785			8,611,785	8,396,217	215,568	143,711	71,857							
京都府	9,824,963	193,096	10,018,059	7,513,547	220,000	165,000	7,678,547	8,752,510	△ 1,073,963	△ 715,976	△ 357,987							
大阪府	4,948,411	60,714	5,009,125	3,756,846			3,756,846	4,110,068	△ 353,222	△ 235,484	△ 117,738							
兵庫県	23,065,281	320,629	23,385,910	17,944,438	99,100	74,325	18,017,650	18,017,650	1,113	366								
奈良県	19,293,939	326,938	19,620,877	14,715,664			14,715,664	13,973,903	741,761	494,511	247,250							
和歌山県	3,481,737	181,918	3,663,655	2,747,745	267,900	200,925	2,948,670	3,244,829	△ 296,159	△ 197,438	△ 98,721							
鳥取県	2,979,347	32,289	2,979,347	2,234,515			2,234,515	2,838,763	△ 604,248	△ 402,829	△ 201,419							
島根県	1,835,206	63,747	1,898,953	1,424,216			1,424,216	1,507,568	△ 83,352	△ 55,565	△ 27,787							
岡山県	3,218,431	51,389	3,269,820	2,452,368			2,452,368	2,615,051	△ 162,683	△ 108,456	△ 54,227							
広島県	4,700,571	107,298	4,807,869	3,605,904			3,605,904	5,163,799	△ 1,557,895	△ 1,038,595	△ 519,300							
山口県	8,153,079	200,519	8,353,598	6,285,201			6,285,201	6,030,518	234,683	156,457	78,226							
徳島県	6,726,333	154,622	6,880,955	5,168,219			5,168,219	6,524,484	△ 1,356,265	△ 904,173	△ 452,092							
香川県	4,752,896	311,589	5,064,485	3,798,367			3,798,367	3,407,618	390,749	260,501	130,248							
愛媛県	5,741,649	80,227	5,821,876	4,366,408			4,366,408	4,468,977	△ 102,569	△ 68,380	△ 34,189							
高知県	7,638,533	199,538	7,838,071	5,878,557			5,878,557	5,948,801	△ 70,244	△ 46,828	△ 23,416							
福岡県	2,096,731	37,638	2,134,369	1,600,783	218,610	163,958	1,764,741	1,825,311	△ 60,570	△ 40,378	△ 20,192							
佐賀県	7,907,128	93,501	8,000,629	6,000,475			6,000,475	6,239,604	△ 239,129	△ 159,420	△ 79,709							
長崎県	3,790,872	17,876	3,808,748	2,856,563			2,856,563	3,116,294	△ 259,731	△ 173,154	△ 86,577							
熊本県	4,461,066	247,908	4,709,004	3,531,757			3,531,757	3,551,263	△ 19,506	△ 13,002	△ 6,504							
大分県	4,370,584	50,476	4,421,060	3,315,801			3,315,801	3,577,664	△ 261,863	△ 174,576	△ 87,287							
宮崎県	4,732,516	301,740	5,034,256	3,775,694			3,775,694	3,573,394	202,300	134,864	67,436							
鹿児島県	3,337,485	48,327	3,385,812	2,539,363	618,000	463,500	3,002,863	3,582,999	△ 580,136	△ 386,756	△ 193,380							
沖縄県	5,516,643	70,504	5,587,147	4,190,364			4,190,364	4,260,703	△ 70,339	△ 46,894	△ 23,445							
大都市計	5,557,553	144,155	5,701,708	4,276,286			4,276,286	4,003,606	272,680	181,783	90,897							
大都市計除計	466,881,752	10,537,322	477,419,074	358,084,522	4,696,889	3,522,668	361,587,190	371,190,854	△ 9,603,664	△ 6,402,421	△ 3,201,243							
特別区	381,652,929	3,531,254	385,184,183	288,888,137			288,888,137	287,779,732	1,108,405	738,936	369,469							
札幌市	12,595,465	110,103	12,705,568	9,529,176			9,529,176	10,821,005	△ 1,291,829	△ 861,219	△ 430,610							
仙台市	9,268,327	217,899	9,486,226	7,114,670			7,114,670	8,114,839	△ 1,000,169	△ 666,779	△ 333,390							
さいたま市	9,160,466	380,186	9,468,652	7,101,489			7,101,489	6,849,491	251,998	167,998	84,000							
千葉市	6,958,513	159,842	7,118,055	5,338,541	456,000	342,000	5,680,541	5,681,180	△ 639	△ 426	△ 213							
横浜市	29,978,746	330,553	30,309,299	22,731,974			22,731,974	21,109,636	1,622,338	1,081,558	540,780							
川崎市	11,482,519	△ 27,759	11,454,760	8,591,070			8,591,070	7,931,828	659,242	439,494	219,748							
相模原市	3,501,456	73,496	3,574,952	2,679,714			2,679,714	2,765,966	△ 86,252	△ 57,501	△ 28,751							
新潟市	4,041,344	50,656	4,092,000	3,069,000			3,069,000	3,339,150	△ 270,150	△ 180,100	△ 90,050							
静岡市	5,257,666	123,885	5,381,551	4,036,163			4,036,163	3,810,597	225,566	150,377	75,189							
浜松市	6,028,803	46,571	6,075,374	4,556,531			4,556,531	5,371,595	△ 815,064	△ 543,376	△ 271,688							
名古屋市	32,084,444	119,923	32,204,367	24,153,275			24,153,275	23,243,302	909,973	606,648	303,325							
京都市	18,086,267	142,991	18,229,258	13,671,944			13,671,944	14,165,109	△ 493,165	△ 328,776	△ 164,389							
大阪市	67,062,927	645,665	67,708,592	50,781,444			50,781,444	50,473,225	308,219	205,479	102,740							
堺市	4,355,255	281,283	4,636,538	3,462,404			3,462,404	4,503,071	△ 1,040,667	△ 683,778	△ 346,889							
神戸市	11,586,327	20,368	11,606,695	8,705,021			8,705,021	8,532,950	172,071	114,714	57,357							
岡崎市	4,675,835	91,730	4,767,565	3,575,674			3,575,674	3,758,822	△ 183,148	△ 122,098	△ 61,050							
広島市	9,003,336	143,258	9,146,594	6,859,946			6,859,946	6,743,450	116,496	77,664	38,832							
北九州市	6,032,598	57,569	6,090,167	4,567,625			4,567,625	4,732,748	△ 165,123	△ 110,082	△ 55,041							
福岡市	17,702,851	162,106	17,864,957	13,398,718			13,398,718	14,192,207	△ 793,489	△ 528,992	△ 264,497							
熊本県	3,696,717	81,250	3,777,967	2,833,475			2,833,475	3,045,839	△ 212,364	△ 141,576	△ 70,788							
大崎市計	654,212,491	6,648,829	660,861,320	495,645,991	456,000	342,000	495,987,991	496,965,742	△ 977,751	△ 651,835	△ 325,916							
合計	1,121,094,243	17,186,151	1,138,280,394	853,710,513	5,152,889	3,864,668	857,575,181	888,156,596	△ 10,581,415	△ 7,054,256	△ 3,527,159							

(4) 令和4年度分市町村民税法人税割基準税額精算表

都道府県	令和4年度4月～令和5年3月固定額 計				令和4年度 減収増損償	基準税額 C×0.75	令和4年度 推計基準税額 H	令和4年度分 精算予定額 G-H	令和5年度 精算済額 J	未精算額 I-J	精算繰越額	(単位：千円)	
	現事業年度分	令和4年度		令和5年度									
		A	B									C	A+B
北海道	11,781,361	228,360	12,009,721	9,007,313	182,686	9,144,328	9,441,226	△ 296,898	△ 98,976	△ 197,922	△ 98,958	△ 98,964	
道北	4,052,202	67,626	4,119,828	3,089,872	229,800	3,262,222	3,628,222	△ 366,000	△ 122,005	△ 243,995	△ 121,993	△ 122,002	
道南	5,466,400	105,606	5,572,006	4,179,009	11,900	4,187,904	4,266,124	△ 78,190	△ 26,068	△ 52,122	△ 26,056	△ 26,066	
青森県	5,965,880	60,734	6,026,614	4,519,965	8,925	4,519,965	3,488,723	1,031,242	343,746	687,496	343,750	343,746	
宮城県	3,892,708	57,112	3,949,820	2,982,368	225,250	3,131,306	2,987,817	143,489	47,830	95,659	47,830	47,829	
秋田県	4,410,538	183,786	4,594,324	3,445,749	41,600	3,486,662	3,763,032	△ 317,283	△ 105,763	△ 211,520	△ 105,759	△ 105,761	
山形県	10,208,228	225,708	10,433,936	7,825,462	83,600	7,856,662	8,275,114	△ 418,452	△ 139,490	△ 278,962	△ 139,473	△ 139,489	
福島県	19,057,568	374,987	19,432,555	14,574,444	14,601,014	14,637,144	13,100,004	1,537,140	512,380	1,024,760	512,377	512,383	
茨城県	12,246,938	246,526	12,493,464	9,370,099	246,526	9,370,099	8,762,810	607,289	202,432	404,857	202,428	202,429	
栃木県	14,918,170	402,687	15,320,857	11,490,646	11,490,646	11,490,646	10,075,447	1,415,199	471,736	943,463	471,733	471,730	
群馬県	25,838,484	559,077	26,397,561	19,798,177	17,758,490	19,798,177	19,312,221	485,956	161,991	323,965	161,978	161,987	
埼玉県	22,876,717	801,261	23,677,978	17,758,490	17,758,490	17,758,490	16,573,551	1,184,939	394,981	789,958	394,982	394,976	
千葉県	24,611,591	811,031	25,422,622	19,066,969	19,066,969	19,066,969	16,513,407	2,553,562	851,182	1,702,368	851,182	851,186	
東京都	17,813,304	65,280	17,878,584	13,408,941	13,408,941	13,408,941	11,545,528	1,863,413	621,140	1,242,273	621,137	621,136	
神奈川県	7,261,447	△ 8,153	7,253,294	5,439,943	5,439,943	5,439,943	5,254,944	185,029	61,673	123,356	61,680	61,676	
新潟県	7,096,693	60,137	7,156,830	5,367,625	5,367,625	5,367,625	5,081,685	285,940	95,316	190,624	95,311	95,313	
富山県	7,707,368	72,692	7,780,060	5,835,049	34,194	5,869,695	5,666,097	194,598	64,868	129,730	64,865	64,865	
石川県	5,357,891	79,988	5,437,879	4,078,409	46	4,078,409	4,310,978	△ 232,569	△ 77,526	△ 155,043	△ 77,521	△ 77,522	
山梨県	6,898,600	71,700	6,970,300	5,221,728	35	5,221,763	4,239,216	988,547	329,517	659,030	329,516	329,514	
長野県	12,324,102	264,671	12,588,773	9,441,589	8,728,649	9,441,589	8,744,654	696,935	232,312	464,623	232,311	232,312	
岐阜県	11,420,654	217,540	11,638,194	8,728,649	31,137	8,728,649	8,125,745	602,904	200,969	401,935	200,966	200,969	
静岡県	17,235,984	273,437	17,509,421	13,132,072	23,353	13,132,072	9,994,800	3,137,272	1,045,758	2,091,514	1,045,758	1,045,756	
愛知県	69,520,382	△ 67,319	69,453,063	52,089,805	52,089,805	52,089,805	26,621,041	25,468,764	8,489,591	16,979,173	8,489,581	8,489,592	
三重県	11,330,948	203,933	11,534,881	8,651,166	8,651,166	8,651,166	7,997,637	653,529	217,843	435,686	217,840	217,846	
滋賀県	105,019	12,027,687	9,020,768	41,591	88,300	9,051,961	7,205,567	1,846,394	615,466	1,230,928	615,462	615,466	
京都府	5,599,371	48,695	5,648,066	4,236,054	38,300	4,302,279	3,768,930	513,349	171,119	342,230	171,114	171,116	
大阪府	24,190,867	558,388	24,749,255	18,561,946	18,561,946	18,561,946	17,431,409	1,130,537	376,847	753,690	376,846	376,844	
兵庫県	18,694,413	498,284	19,192,697	14,394,532	14,394,532	14,394,532	13,478,446	916,086	305,367	610,719	305,359	305,360	
奈良県	4,401,639	56,840	4,458,479	3,343,865	31,137	3,367,218	3,150,703	216,513	72,173	144,340	72,168	72,172	
和歌山県	3,783,546	114,971	3,898,517	2,923,893	23,353	2,923,893	2,997,527	△ 73,634	△ 24,549	△ 49,085	△ 24,542	△ 24,543	
鳥取県	2,021,784	48,957	2,070,741	1,553,058	16,944	1,553,058	1,487,973	△ 15,915	△ 5,306	△ 10,609	△ 5,304	△ 5,305	
島根県	3,553,482	39,856	3,593,338	2,695,027	48,300	2,731,232	2,487,735	243,497	81,165	162,332	81,167	81,165	
岡山県	6,982,930	111,619	7,094,549	5,320,917	48,300	5,320,917	4,307,060	1,013,857	337,953	675,904	337,952	337,952	
広島県	8,176,894	109,102	8,285,996	6,214,499	6,214,499	6,214,499	5,477,278	737,221	245,739	491,482	245,741	245,741	
山口県	8,745,266	216,381	8,961,667	6,721,252	6,721,252	6,721,252	5,479,985	1,301,267	433,758	867,509	433,754	433,755	
徳島県	4,438,620	238,026	4,676,646	3,507,488	16,944	3,520,196	△ 226,815	△ 440,638	△ 75,604	△ 151,211	△ 75,604	△ 75,607	
香川県	6,039,287	100,524	6,139,811	4,604,858	4,604,858	4,604,858	5,045,496	△ 440,638	△ 146,878	△ 293,760	△ 146,880	△ 146,880	
愛媛県	8,042,654	130,356	8,173,010	6,129,759	80,040	6,129,759	6,514,369	△ 384,610	△ 128,205	△ 256,405	△ 128,204	△ 128,204	
高知県	2,472,791	35,135	2,507,926	1,880,949	80,040	1,940,979	2,117,580	△ 176,601	△ 58,872	△ 117,729	△ 58,862	△ 58,867	
福岡県	8,361,701	208,614	8,570,315	6,427,742	6,427,742	6,427,742	6,849,317	△ 421,575	△ 140,534	△ 281,041	△ 140,519	△ 140,522	
佐賀県	4,258,861	23,960	4,282,821	3,212,118	3,212,118	3,212,118	3,105,069	△ 107,049	35,684	76,677	35,682	35,683	
長崎県	4,730,110	146,804	4,876,914	3,657,686	3,657,686	3,657,686	3,772,701	△ 115,015	△ 38,338	△ 76,677	△ 38,339	△ 38,338	
熊本県	4,864,882	51,274	4,916,156	3,687,121	3,687,121	3,687,121	3,081,729	605,392	201,804	403,588	201,793	201,795	
大分県	4,718,851	187,238	4,906,089	3,679,568	3,679,568	3,679,568	3,854,888	△ 176,320	△ 58,443	△ 116,877	△ 58,438	△ 58,439	
宮崎県	4,798,446	122,840	4,921,286	3,690,967	3,690,967	3,690,967	3,273,778	△ 417,189	139,059	278,130	139,065	139,065	
鹿児島県	5,768,533	85,451	5,853,984	4,390,495	143,084	4,497,808	4,894,681	△ 396,873	△ 132,294	△ 264,579	△ 132,286	△ 132,293	
沖縄県	5,412,847	87,671	5,500,518	4,125,394	4,125,394	4,125,394	4,409,175	△ 283,781	△ 94,599	△ 189,182	△ 94,590	△ 94,592	
大都市除計	501,274,651	8,684,412	509,959,063	382,469,505	1,258,472	383,413,361	335,749,432	△ 47,663,929	15,887,961	31,775,968	15,888,003	15,887,965	
特別区	392,003,559	2,880,857	395,484,416	296,613,312	1,258,472	296,613,312	309,172,481	△ 12,559,169	△ 4,186,390	△ 8,372,779	△ 4,186,399	△ 4,186,390	
札幌市	14,722,238	270,543	14,869,673	11,152,255		11,152,255	10,536,611	615,644	205,215	△ 420,429	205,214	205,215	
仙台市	10,875,507	174,435	11,146,050	8,359,538		8,359,538	8,441,108	△ 81,570	△ 27,190	△ 54,380	△ 27,190	△ 27,190	
さいたま市	9,118,024	298,171	9,406,195	7,054,646		7,054,646	6,073,411	△ 518,465	△ 172,822	△ 345,643	△ 172,821	△ 172,822	
千葉市	7,707,952	98,194	7,806,146	5,854,610		5,854,610	6,074,417	△ 219,807	△ 73,269	△ 146,538	△ 73,269	△ 73,269	
横浜市	29,023,841	△ 6,945	29,016,896	21,762,672		21,762,672	19,654,160	2,108,512	702,838	1,405,674	702,837	702,837	
川崎市	10,779,499	△ 119,657	10,899,156	8,174,367		8,174,367	6,588,437	1,585,930	528,644	1,057,286	528,643	528,643	
相模原市	3,692,276	106,447	3,798,723	2,849,042		2,849,042	2,038,045	810,997	270,333	540,664	270,332	270,332	
新潟市	4,519,638	68,151	4,587,789	3,440,842		3,440,842	3,406,975	33,867	11,289	22,578	11,289	11,289	
静岡市	5,131,570	103,173	5,234,743	3,926,057		3,926,057	3,715,262	210,795	70,265	140,530	70,265	70,265	
浜松市	7,320,742	61,006	7,381,748	5,536,311		5,536,311	6,334,169	1,902,142	634,048	1,268,094			

(5) 令和3年度分市町村民税法人税割基準税額精算表

都道府県	令和3年4月～令和4年3月固定額				基準税額 C×0.75	令和3年度 減収増損値	基準税額 相当額 E×0.75	令和3年度 実結基準税額 D+F	令和3年度 推計基準税額 H	令和3年度分 精算予定額 G-H	令和4年度 精算済額	令和5年度 精算済額	令和6年度 精算済額 I-J-K
	現事業年度分		計										
	A	B	A+B	C									
北海道	11,987,685	121,086	12,108,771	9,081,600	9,682	7,262	9,088,862	6,234,761	2,854,101	951,409	951,374	951,318	951,318
青森県	4,566,924	88,015	4,654,939	3,491,207			3,491,207	2,147,463	1,343,744	447,925	447,913	447,906	447,906
岩手県	5,548,915	△ 82,711	5,466,204	4,099,656	1,125		4,099,656	2,685,939	1,414,842	471,621	471,615	471,606	471,606
宮城県	4,417,708	57,209	4,474,917	3,356,195			3,356,195	2,502,217	853,978	284,668	284,660	284,650	284,650
秋田県	3,791,715	40,370	3,832,085	2,874,068			2,874,068	1,727,311	1,146,757	382,257	382,254	382,246	382,246
山形県	4,734,217	93,782	4,827,999	3,621,002			3,621,002	2,151,705	1,469,297	489,775	489,765	489,757	489,757
福島県	10,410,790	206,255	10,617,045	7,962,790			7,962,790	5,761,508	2,201,282	733,773	733,762	733,747	733,747
茨城県	16,529,381	276,109	16,805,490	12,604,123			12,604,123	8,369,123	4,235,000	1,411,682	1,411,670	1,411,648	1,411,648
栃木県	11,084,309	156,063	11,240,372	8,430,282			8,430,282	5,164,752	3,265,530	1,088,516	1,088,504	1,088,504	1,088,504
群馬県	12,686,121	240,357	12,926,478	9,694,865			9,694,865	6,078,900	3,615,965	1,205,331	1,205,322	1,205,312	1,205,312
埼玉県	24,409,324	383,925	24,793,249	18,579,947	3,800	2,850	18,582,797	12,110,533	6,472,264	2,157,439	2,157,422	2,157,403	2,157,403
千葉県	20,844,535	491,744	21,336,279	15,948,218	30,866	23,150	15,971,368	11,353,048	4,618,320	1,539,455	1,539,426	1,539,426	1,539,426
東京都	20,563,400	631,932	21,195,332	15,896,501			15,896,501	10,796,178	5,100,323	1,700,116	1,700,106	1,700,101	1,700,101
神奈川県	14,459,101	356,567	14,815,668	11,111,756			11,111,756	7,843,073	2,668,683	422,900	422,894	422,889	422,889
新潟県	6,668,784	71,055	6,739,839	5,064,885			5,064,885	3,680,049	1,374,836	458,278	458,271	458,271	458,271
富山県	6,397,061	122,632	6,519,693	4,889,770			4,889,770	2,898,516	1,991,254	663,754	663,749	663,749	663,749
石川県	7,160,028	108,362	7,268,390	5,451,295			5,451,295	3,839,717	1,611,584	537,202	537,193	537,189	537,189
福井県	5,465,580	63,761	5,529,341	4,147,009			4,147,009	2,749,137	1,397,872	465,963	465,957	465,952	465,952
山梨県	5,366,659	70,957	5,437,616	4,078,216			4,078,216	2,407,422	1,670,794	556,936	556,931	556,927	556,927
長野県	10,997,512	222,116	11,219,628	8,414,728			8,414,728	4,916,714	3,498,014	1,166,023	1,166,006	1,165,985	1,165,985
岐阜県	10,331,180	89,892	10,421,072	7,815,809			7,815,809	5,328,710	2,487,099	829,044	829,032	829,023	829,023
静岡県	12,862,304	△ 50,400	12,811,904	9,608,934			9,608,934	7,223,780	2,385,154	795,061	795,051	795,042	795,042
愛知県	33,718,026	427,971	34,145,997	25,609,509	222,100	166,575	25,776,084	23,902,628	1,873,456	624,497	624,487	624,472	624,472
三重県	10,132,743	125,454	10,258,197	7,693,651			7,693,651	5,007,157	2,686,494	895,502	895,495	895,495	895,495
滋賀県	9,255,844	△ 18,658	9,237,186	6,927,892			6,927,892	4,266,610	2,661,282	887,101	887,093	887,088	887,088
京都府	4,831,157	27,499	4,858,656	3,643,994			3,643,994	2,191,476	1,452,518	484,182	484,171	484,165	484,165
大阪府	22,500,183	△ 158,316	22,341,867	16,756,407			16,756,407	12,609,130	4,147,277	1,382,434	1,382,428	1,382,415	1,382,415
兵庫県	17,134,418	151,460	17,285,878	12,964,413		13,200	12,964,413	8,876,274	4,088,139	1,362,723	1,362,714	1,362,702	1,362,702
奈良県	4,026,098	13,793	4,039,891	3,029,923			3,043,123	2,058,671	984,452	328,149	328,143	328,143	328,143
和歌山県	3,817,081	26,936	3,844,017	2,883,016			2,883,016	1,934,537	948,479	316,169	316,158	316,152	316,152
鳥取県	1,968,243	44,988	2,013,231	1,509,926			1,509,926	1,054,132	455,794	151,934	151,934	151,926	151,926
島根県	3,142,655	48,612	3,191,267	2,393,451			2,393,451	1,603,951	789,500	263,170	263,166	263,164	263,164
岡山県	5,463,527	60,674	5,524,201	4,143,150			4,143,150	2,733,420	1,409,730	469,918	469,909	469,903	469,903
広島県	7,555,220	△ 584,394	7,000,826	5,250,620			5,250,620	3,695,408	1,555,212	518,410	518,402	518,400	518,400
山口県	7,161,753	69,920	7,231,673	5,205,133			5,205,133	3,594,911	1,610,222	536,742	536,738	536,738	536,738
徳島県	4,736,627	21,578	4,806,547	3,604,912			3,604,912	2,112,349	1,492,563	497,528	497,521	497,514	497,514
香川県	6,383,199	88,796	6,471,995	4,853,998			4,853,998	3,114,287	1,739,711	579,909	579,904	579,898	579,898
高知県	8,238,448	117,832	8,356,280	6,267,210			6,267,210	3,523,419	2,743,791	914,604	914,596	914,591	914,591
愛媛県	2,674,057	42,415	2,716,472	2,037,359			2,037,359	1,238,558	798,801	266,273	266,269	266,259	266,259
福岡県	8,636,241	150,721	8,786,962	6,390,228			6,390,228	4,550,081	2,040,147	680,062	680,052	680,033	680,033
佐賀県	3,975,238	5,842	3,981,080	2,985,812			2,985,812	1,832,233	1,153,579	384,535	384,526	384,518	384,518
長崎県	4,651,490	192,713	4,844,203	3,633,156			3,633,156	2,213,513	1,419,643	473,219	473,215	473,209	473,209
熊本県	3,882,390	71,278	3,953,668	2,965,255			2,965,255	2,162,583	802,672	267,569	267,555	267,548	267,548
大分県	4,872,344	72,609	4,944,953	3,708,716			3,708,716	2,429,212	1,279,504	426,507	426,500	426,497	426,497
宮崎県	4,051,866	151,098	4,202,964	3,152,228			3,152,228	1,854,975	1,297,253	432,421	432,421	432,409	432,409
鹿児島県	6,190,073	88,554	6,278,627	4,708,976			4,708,976	2,831,494	1,877,482	625,840	625,829	625,813	625,813
沖縄県	5,593,757	61,399	5,655,146	4,241,365			4,241,365	3,298,754	942,611	314,212	314,203	314,196	314,196
大都市除計	425,675,911	4,754,686	430,630,597	322,973,156	285,548	214,162	323,187,318	224,660,313	98,527,005	32,842,760	32,842,346	32,841,899	32,841,899
特別区	379,207,268	17,854,427	397,061,685	297,996,264			297,996,264	195,517,884	142,218,380	47,426,127	47,426,127	47,426,126	47,426,126
札幌市	13,388,541	124,731	13,513,272	10,134,954			10,134,954	7,389,017	2,744,837	914,946	914,946	914,945	914,945
仙台市	10,552,812	279,887	10,832,699	8,124,524			8,124,524	5,890,047	2,235,477	745,159	745,159	745,159	745,159
さいたま市	9,450,808	268,641	9,719,449	7,289,587			7,289,587	5,642,370	1,647,217	549,073	549,072	549,072	549,072
千葉市	7,513,169	285,527	7,798,696	5,849,022			5,849,022	4,490,324	1,358,698	452,900	452,899	452,899	452,899
横浜市	24,870,240	340,496	25,210,736	18,908,052			18,908,052	14,413,814	4,494,238	1,498,079	1,498,079	1,498,079	1,498,079
川崎市	8,410,673	37,482	8,448,155	6,336,116			6,336,116	4,358,604	1,977,512	659,171	659,171	659,170	659,170
相模原市	2,883,448	30,607	2,914,055	1,960,541			1,960,541	1,623,115	337,426	112,476	112,475	112,475	112,475
新潟市	4,310,505	59,708	4,370,213	3,277,660			3,277,660	2,297,531	980,129	326,710	326,710	326,709	326,709
静岡市	4,674,692	92,002	4,766,694	3,575,021			3,575,021	3,016,863	558,158	186,053	186,053	186,052	186,052
名古屋市	4,636,196	23,914	4,660,110	3,495,083			3,495,083	2,582,451	912,632	304,211	304,211	304,210	304,210
名古屋市	27,834,484	15,516	27,850,000	20,887,500			20,887,500	18,226,346	2,661,154	887,052	887,051	887,051	887,051
京都市	20,218,071	134,256	20,352,327	15,264,245			15,264,245	8,338,065	6,926,180	2,308,727	2,308,726	2,308,726	2,308,726
大阪市	63,518,905	177,978	63,696,883	47,772,662			47,772,662	32,846,005	14,926,657	4,975,552	4,975,552	4,975,552	4,975,552
堺市	4,482,718	184,102	4,666,820	3,500,115			3,500,115	2,378,645	1,121,470	373,824	373,823	373,823	373,823
神戸市	10,944,833	7,979	10,952,162	8,214,122			8,214,122	5,512,481	2,7012				

第二節 固定資産税

第一款 土 地

土地に係る基準税額の算定方式は、次のとおりである。

算式

$$\{ (A \times B - C) \times 0.014 - (D - E + F + G) \} \times 0.7455$$

算式の符号

A：平均価格

概要調書報告書に記載されるべき令和6年1月1日現在の「一般田」、「一般畑」、「宅地（宅地A・Bを除く。）」、「一般山林」及び「その他」に係る単位当たり平均価格

B：地積

令和6年1月1日現在において、当該市町村の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであった土地の地積から地方税法第348条の規定により非課税、又は同法附則第55条第2項の規定により課税免除となる土地を除いた「一般田」、「一般畑」、「宅地（宅地A・Bを除く。）」、「一般山林」及び「その他」のそれぞれの地目ごとの地積

C：負担調整措置等による課税標準額の軽減額

法定免税点未満のもの、課税標準の特例によるもの、負担調整措置による課税標準額の軽減額（ただし、地域決定型地方税制特例措置（いわゆる「わがまち特例」）に該当するものについては、「参酌すべき割合として定める率」を用いて減少額を算出するものとする。）

D：宅地化農地に係る令和6年度分の徴収猶予税額（地方税法附則第29条の5第1項、第3項、第7項及び第8項による免除又は徴収猶予額）

E：宅地化農地に係る令和5年度分の徴収猶予の取消に係る税額（地方税法附則第29条の5第9項）

F：宅地化農地に係る令和5年度分の還付額（地方税法附則第29条の5第11項及び第12項）

G：宅地化農地等に係る令和6年度分の減税額（地方税法附則第29条の5第16項及び第17項並びに第55条第4項、第6項及び第8項）

0.7455：75/100（算入率）×99.4/100（徴収率）

※ 固定資産税（土地）については、地方税法附則第55条第2項の規定に基づき原子力発電所の事故により被害を受けた土地の固定資産税のうち、市町村の長が指定して公示した区域に係る令和6年度分の固定資産税の課税免除後の基準税額とする。

第二款 家 屋

家屋に係る基準税額の算定方式は、次のとおりである。

算式

$$\left[\left\{ \overbrace{(A_1 \times B_1 + A_2 \times B_2)}^{\text{総価額}} - C - D + E \right\} \times 0.014 - F \right] \times 0.7455$$

課税標準額

算式の符号

A₁：概要調書報告書に記載されるべき木造家屋に係る単位当たり平均価格

A₂：同上の非木造家屋に係る単位当たり平均価格

B₁：令和6年1月1日現在において、当該市町村の家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであった木造家屋の床面積（ただし、地方税法第348条及び附則第55条第2項の規定により非課税又は課税免除となるものを除く。）

B₂：同上の非木造家屋の床面積

C：令和6年度分の当該市町村の木造家屋及び非木造家屋における地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの価額の合算額（ただし、令和3年地方税法等改正法附則第12条第9項及び第13条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に伴う課税標準の特例により法定免税点未満となるものに係る固定資産税の課税標準額を除く。）

- D：当該市町村の家屋のうち、地方税法第349条の3（第9～11、15～18、20、22、23、25、27～30、32、33項に限る。）並びに附則第15条（第1、9、13～17、19、20、22、24、27、38項に限る。）、第15条の2第2項及び第15条の3第1項、昭和47年改正法附則第8条第3項、昭和61年改正法附則第3条第10項、平成3年改正法附則第8条第3項、平成7年改正法附則第6条第3項及び第5項、平成10年改正法附則第6条第5項及び第9項、平成13年改正法附則第8条第8項、平成15年改正法附則第11条第9項及び第11項、平成17年改正法附則第7条第9項及び第10項、平成19年改正法附則第6条第2項、平成20年改正法附則第10条第4項、平成22年改正法附則第11条第19項及び第20項、平成23年改正法附則第7条（第6～8、25項に限る。）、平成26年改正法附則第12条第7項及び第8項、平成28年改正法附則第18条第17項、平成31年改正法附則第16条第2項、令和2年改正法附則第14条（第7、11、13、17項に限る。）、令和3年改正法附則第12条第5項、令和5年改正法附則第16条第4項並びに令和6年改正法附則第20条第6項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額（ただし、地域決定型地方税制特例措置（いわゆる「わがまち特例」）に該当するものについては、「参酌すべき割合として定める率」を用いて減少額を算出するものとする。）
- E：令和3年地方税法等改正法附則第12条第9項及び第13条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に伴う課税標準の特例による課税標準の減少額
- F：地方税法第352条の3第1項並びに附則第15条の6、第15条の7第1項及び第2項、第15条の8、第15条の9（第1、4、5、9、10項に限る。）、第15条の9の2（第1、4、5項に限る。）、第15条の9の3第1項、第15条の10第1項、第15条の11第1項、第16条の2第10項、第16条の3第10項、第55条（第4、6、8項に限る。）並びに第56条第11項及び第14項の規定により、新築住宅、特定市街化区域農地の貸家住宅等に係る減税額として総務大臣が調査した額（ただし、「わがまち特例」に該当するものについては、「参酌すべき割合として定める率」を用いて減税額を算出するものとする。）

0.7455：75/100（算入率）×99.4/100（徴収率）

※ 固定資産税（家屋）については、地方税法附則第55条第2項の規定に基づき原子力発電所の事故により被害を受けた家屋の固定資産税のうち、市町村の長が指定して公示した区域に係る令和6年度分の固定資産税の課税免除後の基準税額とする。

第三款 償 却 資 産

償却資産に係る基準税額の算定方式は、次のとおりである。

算式

$$(A + A') \times 0.0105 + (B + B') \times 0.0105 + D_1 \times 0.0105 + (C + C') \times 0.0104475 + D_2 \times 0.0104475$$

算式の符号

- A：地方税法第389条の規定により総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（ただし、「わがまち特例」に該当するもののうち、参酌すべき割合があるものについては、当該決定価格に「参酌すべき割合として定める率」を乗じて得た額を、また、令和3年改正前の地方税法附則第15条第41項に基づく「生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る課税標準の特例措置」が講じられるものについては、当該決定価格に法律の範囲内において「各市町村が条例で定める率」を乗じて得た額を用いて課税標準額を算出するものとする。地方税法第351条本文の規定に該当するものがある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下同じ。）
- A'：新型コロナウイルス感染症に伴う特例による課税標準の減少額（令和3年地方税法等改正法附則第12条第9項及び第13条第1項）のうち地方税法第389条に係るもの
- B：地方税法第743条の規定により都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額
- B'：新型コロナウイルス感染症に伴う特例による課税標準の減少額（令和3年地方税法等改正法附則第12条第9項及び第13条第1項）のうち地方税法第743条に係るもの
- C：地方税法第410条の規定により、市町村長が価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額
- C'：新型コロナウイルス感染症に伴う特例による課税標準の減少額（令和3年地方税法等改正法附則第12条第9項及び第13条第1項）のうち地方税法第410条に係るもの
- D₁：前年度以前の年度におけるA及びBに掲げる市町村分の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認めた額
- D₂：前年度以前の年度におけるCに掲げる市町村分の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認めた額

0.0105：1.4/100（標準税率）×75/100（算入率）

0.0104475：1.4/100（標準税率）×75/100（算入率）×99.5/100（徴収率）

第四款 低開発地域工業開発促進法等による特例

第一款から第三款までによって算定された固定資産税に係る基準税額から、次の（一）及び（二）の額の合算額が控除される。

- （一） 低工法第5条、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の2、中部圏法第8条、沖縄振興法第9条、第32条、第37条、第51条、第58条、第89条、平成24年沖縄振興法改正法附則第2条、平成26年沖縄振興法改正法附則第5条、令和4年沖縄振興法等改正法附則第8条、半島振興法第17条、リゾート法第9条、関西学研法第11条、多極法第14条、過疎地域持続的発展法第24条及び附則第4条第3項、旧過疎法第31条及び附則第4条第3項、山村振興法第14条、離島振興法第20条、地方拠点法第12条及び第36条、特定農山村法第16条、水特法第13条、ベイエリア法第14条、奄美振興法第38条、奄美振興法等改正法附則第2条、原発等立地地域振興法第10条、地域未来投資促進法第26条、企業立地促進法改正法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の企業立地促進法第20条並びに地域再生法第17条の6の規定によって市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける期間及び課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び償却資産の各区分に係るものに区分し、当該区分ごとに、次の算式によって算定した額を合算した額とする。なお、この特例措置を受ける期間は、3か年度（ただし、沖縄振興法に係るものにあつては、5か年度）である。

〔算定方法〕

- （1） 低工法、沖縄振興法、過疎法、離島振興法、奄美振興法又は地域未来投資促進法の適用を受けるもの

（イ） 課税免除の場合

（標準税率）（算入率）

$$\text{特例措置の適用を受ける課税免除に係る課税標準額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{75}{100}$$

（ただし、地域未来投資促進法において対象とされている事業に対する固定資産税については、この算式によって算定した額に、財政力指数が0.67未満の市町村にあつては3/3、0.67以上0.80未満の市町村にあつては1/3を乗じること、補填率の割り落としを行うものとする。）

（ロ） 不均一課税の場合

（標準税率）

（算入率）

$$\text{特例措置の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額} \times \left[\frac{1.4}{100} - \frac{\text{当該団体が不均一課税に適用する税率}}{\text{標準税率}} \right] \times \frac{75}{100}$$

（ただし、当該団体が不均一課税に適用する税率が0.014を超える場合は0.014とする。また、地域未来投資促進法において対象とされている事業に対する固定資産税については、この算式によって算定した額に、財政力指数が0.67未満の市町村にあつては3/3、0.67以上0.80未満の市町村にあつては1/3を乗じること、補填率の割り落としを行うものとする。）

- （2） 近畿圏法、首都圏法、中部圏法、半島振興法、関西学研法、多極法、山村振興法、特定農山村法、水特法、リゾート法、地方拠点法、ベイエリア法、原発等立地地域振興法又は地域再生法の適用を受けるもの

（標準税率）

（算入率）

$$\text{特例措置の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額} \times \left[\frac{1.4}{100} - \frac{\text{当該団体が不均一課税に適用する税率}}{\text{標準税率}} \right] \times \frac{75}{100}$$

（ただし、当該団体が不均一課税に適用する税率が0.014を超える場合は0.014とし、またその率が次の表に掲げる区分ごとのそれぞれの率に満たない場合は、次の表に掲げるそれぞれの率とする。また、地域再生法において対象とされている事業に対する固定資産税については、財政力に応じた補填率の割り落としを行うものとする。）

適用法律名	初年度	第2年度	第3年度
近畿圏法、首都圏法及び中部圏法	0.007 $\left[\frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2} \right]$	0.0105 $\left[\frac{1.4}{100} \times \frac{3}{4} \right]$	0.01225 $\left[\frac{1.4}{100} \times \frac{7}{8} \right]$
山村振興法、関西学研法及び特定農山村法	—	0.007 $\left[\frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2} \right]$	0.0105 $\left[\frac{1.4}{100} \times \frac{3}{4} \right]$
半島振興法、リゾート法、多極法、地方拠点法、ベイエリア法及び原発等立地地域振興法	—	0.0035 $\left[\frac{1.4}{100} \times \frac{1}{4} \right]$	0.007 $\left[\frac{1.4}{100} \times \frac{2}{4} \right]$
水特法	0.007 $\left[\frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2} \right]$	0.007 $\left[\frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2} \right]$	0.007 $\left[\frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2} \right]$
地域再生法（移転型）	—	0.0035 $\left[\frac{1.4}{100} \times \frac{1}{4} \right]$	0.007 $\left[\frac{1.4}{100} \times \frac{2}{4} \right]$
地域再生法（拡充型）	—	0.00467 $\left[\frac{1.4}{100} \times \frac{1}{3} \right]$	0.00933 $\left[\frac{1.4}{100} \times \frac{2}{3} \right]$

※地域再生法（移転型）における財政力に応じた補填率の割り落とし

○平成30年5月31日までの新設又は増設分

財 政 力 指 数	0.63 未 満	0.63 ～ 0.77 未 満	0.77 ～ 0.90 未 満
補 填 率	$\frac{3}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$

○平成30年6月1日以後の新設又は増設分

財 政 力 指 数	0.64 未 満	0.64 ～ 0.79 未 満	0.79 ～ 0.93 未 満
補 填 率	$\frac{3}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$

※地域再生法（拡充型）における財政力に応じた補填率の割り落とし

財 政 力 指 数	0.63 未 満	0.63～0.74未満 (注)
補 填 率	$\frac{2}{2}$	$\frac{1}{2}$

(注) 平成29年4月1日以後の新設又は増設分について適用

(二) 地方交付税法（以下「法」という。）第14条の2の規定によって市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の(1)及び(2)によって算定した額を合算した額とする。

(1) 法第14条の2に規定する土地又は家屋で、(2)に規定するもの以外のものについては、同条の規定の適用を受ける課税標準額を土地に係るもの及び家屋に係るものに区分し、当該区分ごとにそれぞれ次の(イ)及び(ロ)の算式によって算定した額を合算した額とする。

(イ) 土地に係るもの

算 式

$$A \times 0.0105 + B \times (0.0105 - C \times 0.75)$$

算式の符号

A：法第14条の2の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

B：法第14条の2の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

C：当該市町村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.014を超えるときは0.014とする。

$$0.0105：0.014（標準税率） \times 0.75（算入率）$$

(ロ) 家屋に係るもの

算 式

$$A \times 0.00525 + B \times (0.0105 - C \times 0.75)$$

算式の符号

A：(イ)の算式の符号Aに同じ。

B：(イ)の算式の符号Bに同じ。

C：当該市町村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.007に満たないときは0.007とし、0.014を超えるときは0.014とする。

$$0.00525：0.014（標準税率） \times 0.75（算入率） \times 1/2$$

(2) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第3条の規定により指定を受けた第二種歴史的風土保存地区の区域内における土地又は家屋については、法第14条の2の規定の適用を受ける課税標準額を土地に係るもの及び家屋に係るものに区分し、当該区分ごとにそれぞれ次の(イ)及び(ロ)の算式によって算定した額を合算した額とする。

(イ) 土地に係るもの

算 式

$$A \times 0.00525 + B \times (0.0105 - C \times 0.75)$$

算式の符号

A：(1)の(イ)の算式の符号Aに同じ。

B：(1)の(イ)の算式の符号Bに同じ。

C：明日香村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.007に満たないときは0.007とし、0.014を超えるときは0.014とする。

(ロ) 家屋に係るもの

算 式

$$A \times 0.002625 + B \times (0.0105 - C \times 0.75)$$

算式の符号

A : (イ)の算式の符号中Aに同じ。

B : (イ)の算式の符号中Bに同じ。

C : 明日香村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.0105に満たないときは0.0105とし、0.014を超えるときは0.014とする。

$$0.002625 : 0.014 \text{ (標準税率)} \times 0.75 \text{ (算入率)} \times 1/4$$

第三節 軽自動車税

第一款 環境性能割

環境性能割の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

$$A \times \{ (B/A) / \alpha \} \times \beta \times 0.75$$

算式の符号

A：前年度中に地方税法附則第29条の12第2項の規定により市町村に払い込まれた軽自動車税の環境性能割額に係る台数

B：前年度中に地方税法附則第29条の12第2項の規定により市町村に払い込まれた軽自動車税の環境性能割額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α ：22,573円： $\frac{B \text{ の 全 国 総 額 }}{A \text{ の 全 国 総 台 数 }}$

β ：29,234円：1台当たりの全国平均税額

第二款 種別割

種別割の基準税額は、一般の所有する軽自動車等（一般分）、税率の特例（経年車重課又はグリーン化特例（軽課））が適用される軽自動車等（税率特例適用分）及び米軍構成員等が所有する軽自動車等（米軍構成員等分）に係る基準税額の合算額であり、それぞれ基準税率に令和6年4月1日現在の軽自動車等の台数を乗じて算定する。この場合の「軽自動車等」は、地方税法第445条（軽自動車税の非課税の範囲）の規定により非課税又は課税免除とされるものを除くものである。

【一般分】

次表に掲げる区分ごとの基準税率に、それぞれ区分ごとの軽自動車等の台数（地方税法附則第30条の規定による税率の特例の適用を受けるもの及び米軍構成員等が所有するものを除く。）を乗じて得た額の合算額に0.970を乗じて得た額とする。

区 分				基準税率(円)	
				一 般 分 (重課及び軽課に係るものを除く。)	
原 動 機 付 自 転 車	総排気量が0.05ℓ以下又は定格出力が0.6kW以下のもの（二に掲げるものを除く。）			1,500	
	二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下又は定格出力が0.6kWを超え0.8kW以下のもの			1,500	
	二輪のもので総排気量が0.09ℓを超え又は定格出力が0.8kWを超えるもの			1,800	
	三輪以上のもの(地方税法施行規則第15条の15で定めるものを除く。)で総排気量が0.02ℓを超え又は定格出力が0.25kWを超えるもの			2,775	
軽 自 動 車	二輪のもの（側車付のものを含む。）			2,700	
	三輪のもの		平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	2,325	
			平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	2,925	
	四輪以上のもの	乗用のもの	営業用	平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	4,125
				平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	5,175
			自家用	平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	5,400
				平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	8,100
		貨物用のもの	営業用	平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	2,250
				平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	2,850
			自家用	平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	3,000
				平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	3,750
	もっぱら雪上を走行するもの			2,625	
	小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む。）			1,725
その他のもの			4,425		
二輪の小型自動車				4,500	

- (1) $0.970 : 0.984$ (徴収率) $\times 0.9861$ (身体障害者に係る減免台数についての割落率)
- (2) 基準税率は、標準税率 $\times 75/100$ (算入率) である。
- (3) 軽自動車のうち「もっぱら雪上を走行するもの」及び小型特殊自動車の基準税率については、総務省が調査した額の平均税額による。

【税率特例適用分】

地方税法附則第30条の規定による税率の特例（経年車重課又はグリーン化特例（軽課））の適用を受けるものについて、次の算式によって算定した額とする。

算式

$$[\{ (7,800円 \times \alpha) \times A \} + \{ (1,900円 \times \beta) \times B \}] \times 0.970$$

算式の符号

7,800円 : 地方税法附則第30条第1項の規定の適用を受ける軽自動車等（以下「経年車重課分」という。）に係る1台当たりの基準税率

α : 次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率

算式

$$\frac{b}{a} \times \frac{1}{7,806円}$$

算式の符号

a : 経年車重課分の台数

b : 経年車重課分に係る軽自動車税種別割の調定見込額（基準税額ベース）

7,806円 : 経年車重課分に係る1台当たり全国平均税率 $\times 75/100$

A : 経年車重課分の台数

1,900円 : 地方税法附則第30条第2項から第4項の規定の適用を受ける軽自動車等（以下「グリーン化特例（軽課）分」という。）に係る1台当たりの基準税率

β : 次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率

算式

$$\frac{d}{c} \times \frac{1}{1,939円}$$

算式の符号

c : グリーン化特例（軽課）分の台数

d : グリーン化特例（軽課）分に係る軽自動車税種別割の調定見込額（基準税額ベース）

1,939円 : グリーン化特例（軽課）分に係る1台当たり全国平均税率 $\times 75/100$

B : グリーン化特例（軽課）分の台数

$0.970 : 0.984$ (徴収率) $\times 0.9861$ (身体障害者に係る減免台数についての割落率)

【米軍構成員等分】

次表に掲げる区分ごとの基準税率に、それぞれ区分ごとの軽自動車等の台数（米軍構成員等が所有するものに限る。）を乗じて得た額とする。なお、基準税率については、平成11年2月16日付け自治税企第4号「合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税及び軽自動車税の課税について」による。

区 分		基準税率(円)
		米軍構成員等分
原動機付自転車		375
軽 自 動 車	二輪のもの（側車付のものを含む。）及び三輪のもの	750
	四輪以上のもの	2,250
二輪の小型自動車		750

第四節 市町村たばこ税

市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額を零とする。

$$\text{算 式} \quad (A \times B) \times 4.9140 - C$$

算式の符号

- A : 当該市町村内における地方税法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下「売渡し等」という。）に係る令和5年3月1日から令和6年2月末日までの製造たばこの本数（紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については、同法第467条第2項及び第3項の規定によって換算した本数とする。以下同じ。）の合計数
- B : 次の算式によって算定した当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数の伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）

算 式

$$\sqrt{\frac{(a)}{(b)}} \times 0.9723$$

算式の符号

- (a) : 当該市町村内における令和5年3月1日から令和6年2月末日までの売渡し本数
- (b) : 当該市町村内における令和3年3月1日から令和4年2月末日までの売渡し本数
- 0.9723 : 令和6年度地方財政計画の基礎となった令和6年3月1日から令和7年2月末日までの間において見込まれる売渡し等に係る製造たばこの総本数に対する割合

$$4.9140 : \frac{6,552\text{円}}{1,000\text{本}} \times \frac{75}{100}$$

$$\frac{6,552\text{円}}{1,000\text{本}} \cdots \text{地方税法第468条に定める市町村たばこ税の税率}$$

- C : 当該市町村を包括する都道府県に対して交付する令和6年度市町村たばこ税都道府県交付金見込額

算 式

$$(c \times d - e) \times 0.75 \text{ (算入率)}$$

(c × d - e) × 0.75に千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げ、
(c × d - e) が負となるときは零とする。

算式の符号

- c : 令和5年3月1日から令和6年2月末日までの間に当該市町村の区域内において売渡し等が行われた製造たばこの本数
- d : 地方税法第468条に定める市町村たばこ税の税率
- e : 前3年度（令和2年度）の全国のたばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費基礎人口（地方税法第485条の13に規定するたばこ消費基礎人口（公表された直近の国勢調査の結果による当該市町村の20歳以上の人口及び当該市町村以外の市町村に居住する者であって当該市町村において従事し、又は市町村へ通学する者のうち20歳以上のものの人口の合計）をいう。以下同じ。）に2を乗じて得た数を全国のたばこ消費基礎人口の合計数で除して得た割合を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

なお、たばこ消費基礎人口の算出に用いる国勢調査結果は、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）により、平成27年から令和2年に変更されるとともに、避難指示区域等を含む市町村で一定の要件に該当するものに係る算定方法の特例が設けられている。

令和5年度の算定に用いるeの額は、当該市町村のたばこ消費基礎人口に14,410円（たばこ消費基礎人口1人当たり市町村たばこ税の額の全国平均の2倍の額として次の算式により算定した額）を乗じて得た額（千円未満の端数は切り上げ）である。

$$\text{算式} \quad 14,410\text{円} = a \div b \times c \times 2$$

- a : 前3年度（令和3年度）の全国の市町村たばこ税の額の合計額（871,124,692千円）
- b : 全国のたばこ消費基礎人口（126,947,429人（令和2年国勢調査〈特例適用後〉））
- c : 調整率（1.05 : 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第27条第3項で定める経過措置の率）

第五節 鉱 産 税

鉱産税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算 式

$$A \times 0.0075 + B \times 0.00525$$

A×0.0075及びB×0.00525に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A： 当該市町村における令和5年度の現年課税分の課税標準となった額（令和6年4月1日現在において閉鎖している作業場に係るものとして総務大臣が調査した生産量に係る課税標準額を除く。）から令和4年度以前の年度分について令和5年度中に更正を行った場合における、令和4年度以前の課税標準額を控除した額のうち地方税法第520条第1項本文の規定の適用を受けるものの額

B： 当該市町村における令和5年度の現年課税分の課税標準となった額（令和6年4月1日現在において閉鎖している作業場に係るものとして総務大臣が調査した生産量に係る課税標準額を除く。）から令和4年度以前の年度分について令和5年度中に更正を行った場合における、令和4年度以前の課税標準額を控除した額のうち地方税法第520条第1項ただし書の規定の適用を受けるものの額

- 1 地方税法第6条又は第532条の規定に基づき、各市町村の条例により課税免除、不均一課税又は減免の措置を行ったものについても含めて算定するものである。
- 2 課税標準となった額及び基準税額の千円未満の端数は四捨五入すること。

$$0.0075 : 1/100 \text{ (標準税率)} \times 100/100 \text{ (徴収率)} \times 75/100 \text{ (算入率)}$$

$$0.00525 : 0.7/100 \text{ (標準税率)} \times 100/100 \text{ (徴収率)} \times 75/100 \text{ (算入率)}$$

第六節 事 業 所 税

事業所税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算 式

$$\{ (A \times 600 \text{円} + B \times 0.25/100) - C \} \times 0.74925$$

算式の符号

A： 令和5年度に課税の対象となったもののうち、事業所税の資産割に係る事業所床面積（地方税法第6条又は第701条の57の規定による課税免除及び不均一課税又は減免を行ったものを含み、同法第701条の34の規定により非課税となるもの、同法第701条の41の規定により控除されるもの及び同法第701条の43の規定による免税点以下のものを除く。）
なお、令和5年度中に修正申告又は更正があった場合においては、その最終の修正申告又は更正による事業所床面積とする。

B： 令和5年度に課税の対象となったもののうち、事業所税の従業者割に係る従業者給与総額
なお、修正申告等に係る取扱いは、Aの場合と同様とすること。

C： A及びBに係る税額のうち、令和4年度以前に申告納付等がなされたものについて、令和5年度中に修正申告等があった場合において、当該修正申告等に係る令和4年度以前に既に納付の確定した税額

$$0.74925 : 99.9/100 \text{ (徴収率)} \times 75/100 \text{ (算入率)}$$

第七節 利子割交付金

- 1 利子割交付金の基準額は、令和 6 年度分の基準額として推計した額に令和 5 年度分、令和 4 年度分、令和 3 年度分に係る基準額の精算額及び令和 5 年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額を加減して算定する。
 - (1) 令和 6 年度分の基準額の推計は、令和 5 年度に交付された利子割交付金を基礎として算定する。
 - (2) 令和 5 年度分に係る基準額の精算は、令和 5 年度に交付された利子割交付金を基礎として行い、精算予定額の 3 分の 1 に相当する額を精算し、残額については翌年度に繰り越して精算する。
 - (3) 令和 4 年度分に係る未精算額の精算は、当該利子割交付金の未精算額の 2 分の 1 に相当する額を精算し、残額については翌年度に繰り越して精算する。
 - (4) 令和 3 年度分に係る未精算額の精算は、全額精算する。
- 2 令和 6 年度基準額の算定方法

基準額は、次の(一)から(五)によって算定した額の合算額とする。
ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

(一) 令和 6 年度分の推計基準額
次の算式によって算定した額
算 式 $(A \times 1.285) \times 0.75$ (算入率)
算式の符号
A : 令和 5 年の 8 月、12 月及び令和 5 年の 3 月に交付された利子割交付金の額の合算額
1.285 : 令和 6 年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた推計乗率

(二) 令和 5 年度分に係る基準額の精算額
次の算式によって算定した額から当該額の 3 分の 2 に相当する額を控除した額
算 式 $(A + B) \times 0.75 - C$
算式の符号
A : (一)の A と同じ
B : 令和 5 年度減収補填債のうち利子割交付金に係るものの額
C : 令和 5 年省令附則第 19 条第 1 号の額
0.75 : 算入率

(三) 令和 4 年度分に係る基準額の精算額
令和 5 年省令附則第 19 条第 2 号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額から、当該額の 2 分の 1 に相当する額を控除した額

(四) 令和 3 年度分に係る基準額の精算額
令和 5 年省令附則第 19 条第 3 号の適用を受けた市町村における同号により控除された額

(五) 令和 5 年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額

都道府県	令和5年度 交付実績	A	A × 1.285	令和6年度 推計基準額 (B × 0.75)	令和5年度分		令和6年度分		令和3年度分 精算額	総務大臣 修正額	計 (D+E+F+G)		計 (C+H)	零とする額 Iのうち 負となる額	令和6年度 基準額 (I+J)	令和5年度 基準額	増減額 K-L	伸び率(%) M/L
					C	D	E	F			G	H						
北海道	133,659	171,760	128,844	-25,158	-86,087	-18,101	-67,074	-16,110	-5,934	-178,319	-49,475	-32,485	-32,485	-81,960	27,916	-109,876	-393.6	
青森県	50,285	64,617	48,369	-7,920	-18,101	-16,110	-16,110	-16,110	-5,934	-42,431	6,088	-3,434	-3,434	-2,604	22,775	-20,171	-88.6	
岩手県	34,637	44,509	33,384	-8,108	-25,008	-25,008	-25,008	-25,008	-5,934	-47,982	-13,840	-25,480	-25,480	-50,931	1,820	-52,751	-2,898.4	
宮城県	33,422	45,515	34,142	-5,706	-26,516	-26,516	-26,516	-26,516	0	-39,891	-14,426	-18,031	-18,031	-32,457	9,336	-41,793	-1,316.2	
秋田県	26,422	33,950	25,465	-3,500	-10,874	-10,874	-10,874	-10,874	-8,507	-59,899	-26,331	-26,331	-26,331	-52,662	31	-52,693	-447.7	
山形県	34,828	44,750	33,568	-8,539	-26,765	-26,765	-26,765	-26,765	0	-84,279	-14,935	-20,386	-20,386	-35,321	18,997	-54,313	-255.9	
福島県	123,978	159,310	119,491	-23,711	-73,333	-73,333	-73,333	-73,333	0	-158,557	-39,066	-78,132	-78,132	-92,969	14,837	-92,969	-626.6	
茨城県	66,759	86,785	64,342	-13,664	-48,177	-48,177	-48,177	-48,177	0	-126,922	-45,814	-45,814	-45,814	-88,394	0	-88,394	皆増	
栃木県	83,745	107,612	80,712	-20,027	-60,630	-60,630	-60,630	-60,630	0	-126,718	-46,006	-46,006	-46,006	-92,012	2,732	-94,744	-3,467.9	
群馬県	315,436	405,332	304,006	-60,515	-184,157	-184,157	-184,157	-184,157	-47,904	-374,375	-70,369	-47,904	-47,904	-118,273	47,545	-165,818	-348.8	
埼玉県	430,489	553,178	414,893	-103,830	-232,833	-232,833	-232,833	-232,833	0	-350,709	64,184	64,184	64,184	64,184	314,368	-250,215	-79.6	
千葉県	1,376,079	1,768,259	1,326,199	-127,593	-413,414	-413,414	-413,414	-413,414	-162,979	-653,769	-772,430	-653,769	-653,769	-965,233	965,233	-192,803	-20.0	
東京都	216,631	281,414	168,520	-25,504	-143,414	-143,414	-143,414	-143,414	-25,504	-226,863	64,343	-274	-274	-64,617	47,691	-112,308	-235.5	
神奈川県	39,584	50,866	38,155	-12,184	-48,772	-48,772	-48,772	-48,772	0	-85,765	-47,610	-35,369	-35,369	-82,979	1,727	-84,706	-4,904.8	
新潟県	56,128	72,125	54,096	-14,690	-35,955	-35,955	-35,955	-35,955	-16,601	-98,029	-43,933	-43,933	-43,933	-87,866	890	-88,756	-9,972.6	
富山県	67,103	87,232	67,926	-10,817	-35,940	-35,940	-35,940	-35,940	0	-71,300	-13,374	-17,817	-17,817	-31,191	11,327	-42,518	-375.4	
石川県	37,749	48,507	36,383	-9,556	-30,275	-30,275	-30,275	-30,275	0	-54,129	-17,746	-17,746	-17,746	-35,492	3,381	-38,873	-1,149.7	
山梨県	36,695	47,153	35,370	-7,879	-24,127	-24,127	-24,127	-24,127	-4,749	-55,189	-19,819	-20,203	-20,203	-40,022	3,438	-43,460	-1,264.1	
長野県	85,339	109,661	82,260	-20,870	-57,455	-57,455	-57,455	-57,455	-46,146	-124,469	-42,209	-42,209	-42,209	-84,418	5,890	-90,308	-1,533.2	
岐阜県	98,741	126,883	95,165	-18,293	-62,007	-62,007	-62,007	-62,007	-80,076	-230,385	-135,220	-135,220	-135,220	-270,440	0	-270,440	皆増	
静岡県	133,951	172,126	129,097	-29,192	-81,343	-81,343	-81,343	-81,343	-60,935	-171,470	-42,373	-20,419	-20,419	-62,792	13,399	-76,191	-568.6	
愛知県	369,889	475,310	356,486	-88,647	-191,895	-191,895	-191,895	-191,895	-42,416	-496,174	-139,688	-99,994	-99,994	-239,682	8,757	-248,439	-2,837.0	
三重県	99,714	128,134	96,104	-20,221	-60,391	-60,391	-60,391	-60,391	-61,064	-141,676	-45,572	-45,572	-45,572	-91,144	428	-91,572	-21,395.3	
滋賀県	98,229	126,226	94,672	-18,834	-46,636	-46,636	-46,636	-46,636	0	-102,060	-7,388	-20,982	-20,982	-36,910	28,540	-66,910	-199.4	
京都府	56,825	73,019	54,767	-10,488	-37,141	-37,141	-37,141	-37,141	-7,048	-109,586	-54,819	-24,345	-24,345	-79,164	7,997	-87,161	-1,089.9	
大阪府	706,142	907,394	680,550	-120,076	-251,319	-251,319	-251,319	-251,319	0	-578,720	-101,830	-101,830	-101,830	-188,357	290,187	-188,357	-64.9	
兵庫県	334,552	429,901	322,432	-89,753	-188,759	-188,759	-188,759	-188,759	-138,206	-386,718	-64,286	-32,353	-32,353	-96,639	56,413	-153,052	-271.3	
奈良県	82,859	106,475	79,860	-11,808	-45,086	-45,086	-45,086	-45,086	-76,287	-164,383	-84,523	-86,410	-86,410	-170,933	2,131	-173,064	-8,121.3	
和歌山県	52,394	67,325	50,499	-11,249	-38,792	-38,792	-38,792	-38,792	-32,221	-82,262	-31,763	-31,763	-31,763	-63,526	1,341	-64,867	-4,837.2	
鳥取県	38,558	49,647	37,162	-6,187	-17,804	-17,804	-17,804	-17,804	0	-37,809	-647	-647	-647	-1,294	9,607	-10,901	-113.5	
島根県	68,361	87,847	65,889	-8,484	-18,206	-18,206	-18,206	-18,206	0	-44,558	-21,331	-21,331	-21,331	-71,386	29,343	-8,012	-27.3	
岡山県	61,508	79,062	59,278	-9,702	-29,862	-29,862	-29,862	-29,862	-10,139	-102,143	-42,865	-28,521	-28,521	-71,559	0	-76,277	-1,559.5	
広島県	99,171	127,433	95,579	-15,951	-46,083	-46,083	-46,083	-46,083	-34,361	-146,395	-50,816	-20,259	-20,259	-72,976	1,901	-72,976	-3,838.8	
山口県	114,666	147,344	110,512	-21,123	-79,441	-79,441	-79,441	-79,441	-39,442	-184,749	-74,237	-74,601	-74,601	-148,838	3,170	-152,008	-4,795.2	
徳島県	64,056	84,045	64,056	-10,376	-28,854	-28,854	-28,854	-28,854	0	-59,645	-11,600	-13,946	-13,946	-25,546	6,405	-31,951	-498.8	
香川県	91,070	119,524	88,302	-19,367	-51,925	-51,925	-51,925	-51,925	0	-115,454	-47,152	-47,152	-47,152	-94,304	12,198	-106,502	-873.1	
愛媛県	68,307	89,461	68,307	-19,367	-51,925	-51,925	-51,925	-51,925	0	-131,273	-41,626	-41,626	-41,626	-98,9	55,603	-139,329	-248.5	
高松市	72,753	93,490	70,122	-9,041	-28,851	-28,851	-28,851	-28,851	-25,950	-58,842	-11,280	-10,643	-10,643	-637	55,603	-54,966	-98.9	
岡崎市	77,771	99,938	74,965	-14,526	-41,122	-41,122	-41,122	-41,122	-23,569	-159,529	-84,564	-53,160	-53,160	-137,724	1,653	-139,377	-8,431.8	
岡崎市	32,274	41,474	31,107	-7,468	-23,685	-23,685	-23,685	-23,685	0	-47,695	-16,588	-16,588	-16,588	-33,176	400	-33,576	-8,394.0	
岡崎市	45,435	58,385	43,791	-6,383	-23,917	-23,917	-23,917	-23,917	0	-48,876	-5,085	-10,170	-10,170	-16,249	6,079	-16,249	-267.3	
岡崎市	22,583	29,019	21,769	-3,631	-26,075	-26,075	-26,075	-26,075	0	-41,984	-20,215	-10,810	-10,810	-31,025	0	-31,025	皆増	
岡崎市	41,461	53,276	39,958	-8,233	-25,037	-25,037	-25,037	-25,037	-19,084	-52,354	-12,396	-16,200	-16,200	-28,596	10,602	-39,198	-369.7	
岡崎市	20,532	26,385	19,793	-4,714	-21,236	-21,236	-21,236	-21,236	-5,510	-39,558	-19,765	-19,765	-19,765	-39,596	66	-39,596	-59,983.9	
岡崎市	52,818	67,870	50,908	-6,904	-32,617	-32,617	-32,617	-32,617	0	-61,249	-10,341	-11,051	-11,051	-22,392	894	-22,286	-2,492.8	
岡崎市	30,599	39,319	29,495	-5,803	-19,139	-19,139	-19,139	-19,139	-13,693	-38,635	-9,140	-9,220	-9,220	-18,360	3,007	-21,367	-710.6	
大都会圏外	6,293,433	8,087,523	6,065,523	-1,075,768	-3,081,822	-2,314,528	-6,732,612	-6,732,612	-260,494	-6,732,612	-667,089	-1,362,123	-1,362,123	-2,029,212	2,112,430	-4,141,642	-196.1	
札幌市	4,611,203	5,925,396	4,444,047	-405,226	-159,852	-507,341	-1,072,259	3,371,758	0	-1,072,259	3,371,758	-26,467	-26,467	-29,946	3,227,968	143,820	-216.9	
札幌市	88,565	113,806	85,355	-17,758	-22,387	-48,069	-38,834	-3,479	0	-38,834	-3,479	-4,580	-4,580	-894	25,624	-56,570	-216.9	
仙台市	46,637	59,929	44,947	-7,961	-10,654	-20,556	-76,529	3,774	0	-76,529	3,774	-15,495	-15,495	-8,216	16,939	-43,871	-94.7	
さいたま市	86,900	111,744	83,808	-17,435	-22,774	-36,320	-76,529	7,279	0	-76,529	7,279	-47,891	-47,891	-8,216	35,655	-33,175	-123.0	
千葉市	87,178	112,024	84,															

都道府県	令和5年度 減収補填債	前頁のA-A	令和5年度 実額基準額 (B×0.75)	令和5年度 推計基準額 C	令和5年度 要精算額 (C-D)	令和5年度 精算繰越額 (E×2/3)	令和5年度 精算額 (E-F)	令和4年度分 要精算額 H	令和4年度分 精算繰越額 (H×1/2)	令和4年度分 精算額 (H-I)	令和3年度分 精算額 (要精算額の全額)
北海道	5,017	138,676	104,030	179,520	-75,500	-50,342	-25,158	-172,282	-86,195	-86,087	-67,074
青森県	8,168	58,453	43,846	67,608	-23,762	-15,842	-7,920	-36,226	-18,125	-18,101	-16,410
岩手県	5,500	35,137	26,356	50,684	-24,528	-16,220	-8,108	-50,040	-25,032	-25,008	-19,785
宮城県	5,000	35,922	26,944	44,065	-17,121	-11,415	-5,706	-53,052	-26,536	-26,516	-15,780
秋田県	10,313	36,735	27,555	38,052	-10,497	-6,997	-3,500	-21,765	-10,891	-10,874	-17,010
山形県	0	34,828	26,124	51,739	-25,015	-17,076	-8,539	-53,553	-26,788	-26,765	-24,595
福島県	1,600	73,544	55,164	100,490	-46,326	-30,216	-15,110	-83,237	-41,886	-41,851	-27,318
茨城県	1,500	125,478	94,116	165,256	-71,140	-47,429	-23,711	-146,696	-73,363	-73,333	-61,513
栃木県	0	66,759	50,073	91,064	-40,991	-27,374	-13,664	-96,374	-48,197	-48,177	-45,081
群馬県	0	83,745	62,816	122,893	-60,077	-40,050	-20,027	-121,283	-60,653	-60,630	-46,061
埼玉県	0	315,436	236,587	418,138	-181,551	-121,036	-60,515	-368,353	-184,196	-184,157	-129,703
千葉県	0	430,489	322,877	634,367	-321,887	-207,660	-132,830	-247,707	-123,874	-123,833	-123,046
東京都	0	1,376,079	1,032,062	1,414,847	-382,785	-255,192	-127,593	-826,421	-403,224	-403,197	-262,979
神奈川県	13,200	181,831	136,378	212,893	-76,515	-51,011	-25,504	-286,852	-143,438	-143,414	-97,945
新潟県	0	39,584	29,691	66,247	-36,556	-24,372	-12,184	-47,555	-24,783	-24,772	-24,809
富山県	0	56,128	42,097	86,166	-44,069	-29,379	-14,690	-71,920	-35,955	-35,955	-30,783
石川県	2,360	62,463	46,850	79,305	-32,455	-21,638	-10,817	-71,889	-35,949	-35,940	-24,543
福井県	0	37,749	28,314	56,984	-28,670	-19,114	-9,556	-60,583	-30,288	-30,275	-14,298
山梨県	800	37,495	28,127	51,763	-23,636	-15,757	-7,879	-48,272	-24,145	-24,127	-18,434
長野県	0	85,339	64,011	126,624	-62,613	-41,743	-20,870	-114,958	-57,505	-57,453	-46,146
岐阜県	0	98,741	74,062	128,946	-54,884	-36,591	-18,293	-124,040	-62,033	-62,007	-70,009
静岡県	0	133,951	100,469	180,042	-87,573	-58,381	-29,192	-162,703	-81,360	-81,343	-60,935
愛知県	0	369,889	277,424	453,364	-175,539	-117,292	-58,647	-383,820	-191,925	-191,895	-203,216
三重県	0	99,714	74,789	135,450	-60,661	-40,440	-20,221	-120,805	-60,414	-60,391	-61,064
滋賀県	11,500	109,729	82,301	138,806	-56,505	-37,671	-18,834	-93,279	-46,643	-46,636	-36,590
京都府	0	56,825	42,621	74,084	-31,463	-20,975	-10,488	-143,497	-71,756	-71,741	-20,309
大阪府	16,400	722,542	541,911	902,133	-360,222	-240,146	-120,076	-802,670	-401,319	-401,319	-207,325
兵庫県	0	334,552	250,919	430,182	-179,263	-119,510	-59,753	-377,541	-188,782	-188,759	-138,206
奈良県	22,100	104,959	78,725	114,154	-35,429	-23,621	-11,808	-90,197	-45,111	-45,086	-76,287
和歌山県	0	52,394	39,298	73,039	-33,741	-22,492	-11,249	-77,604	-38,812	-38,792	-32,221
鳥取県	0	38,558	28,922	47,482	-18,560	-12,373	-6,187	-35,621	-17,817	-17,804	-13,818
島根県	0	68,361	51,274	76,728	-25,454	-16,970	-8,484	-36,425	-18,219	-18,206	-17,868
岡山県	0	61,508	46,136	75,247	-29,111	-19,409	-9,702	-104,897	-52,457	-52,440	-29,862
広島県	0	99,171	74,381	127,237	-47,556	-31,905	-15,951	-192,181	-96,098	-96,083	-34,361
山口県	2,200	116,866	87,666	151,017	-63,366	-42,243	-21,123	-158,893	-79,452	-79,441	-59,442
徳島県	2,000	51,848	38,888	70,021	-31,133	-20,757	-10,376	-57,723	-28,869	-28,854	-20,415
香川県	0	70,872	53,196	111,230	-38,074	-25,717	-13,357	-103,861	-51,935	-51,926	-44,171
愛媛県	0	93,015	69,764	173,157	-103,393	-68,930	-34,463	-114,323	-57,168	-57,155	-39,655
高知県	44,724	117,477	88,109	115,233	-27,124	-18,083	-9,041	-47,721	-23,870	-23,851	-25,950
福岡県	0	77,771	58,335	101,915	-43,580	-29,054	-14,526	-162,289	-81,167	-81,122	-40,312
佐賀県	0	32,274	24,207	46,613	-22,406	-14,938	-7,468	-47,386	-23,701	-23,685	-16,542
長崎県	0	45,435	34,078	53,166	-19,088	-12,735	-6,363	-47,929	-23,917	-23,917	-18,596
熊本県	0	22,583	16,946	27,836	-10,890	-7,259	-3,631	-53,773	-26,898	-26,875	-11,478
大分県	3,500	44,961	33,721	58,416	-24,695	-16,462	-8,233	-50,081	-25,044	-25,037	-19,084
宮崎県	0	20,532	15,405	29,541	-14,136	-9,422	-4,714	-42,488	-21,252	-21,236	-8,098
鹿児島県	0	52,818	39,619	60,343	-20,724	-13,820	-6,904	-65,262	-32,645	-32,617	-21,728
沖縄県	0	30,599	22,955	40,368	-17,413	-11,610	-5,803	-38,304	-19,165	-19,139	-13,693
大都市除き町村	146,382	6,439,815	4,830,084	8,057,464	-3,227,580	-2,151,612	-1,075,768	-6,164,728	-3,082,906	-3,081,822	-2,314,528
特別区	0	4,611,203	3,458,402	4,674,111	-1,215,709	-810,473	-405,236	-319,365	-159,683	-159,682	-507,341
札幌市	0	88,565	66,424	119,697	-53,273	-35,515	-17,758	-46,975	-22,988	-22,967	-48,089
仙台市	0	46,637	34,978	58,862	-23,884	-15,923	-7,961	-21,308	-10,654	-10,654	-20,558
さいたま市	0	86,960	65,220	117,524	-52,304	-34,869	-17,435	-45,548	-22,774	-22,774	-36,320
千葉市	84,000	171,178	128,384	199,315	-120,980	-80	-40	-22,685	-11,343	-11,342	-24,745
横濱市	0	239,113	179,335	299,315	-119,980	-79,987	-39,993	-95,777	-47,889	-47,888	-82,774
横浜市	0	104,626	78,470	130,558	-52,088	-34,725	-17,363	-40,596	-20,298	-20,298	-33,994
相模原市	0	36,352	27,644	45,959	-18,695	-12,435	-6,232	-14,658	-7,329	-7,329	-12,522
新潟市	0	26,598	19,949	44,446	-24,497	-16,331	-8,166	-24,481	-12,241	-12,240	-16,548
静岡市	0	46,615	34,961	65,207	-30,246	-20,164	-10,082	-20,472	-10,236	-10,236	-21,077
浜松市	0	34,209	39,907	74,612	-34,705	-23,137	-11,568	-23,435	-11,718	-11,717	-23,965
名古屋市	0	196,547	147,410	238,582	-91,776	-60,781	-30,391	-79,387	-39,694	-39,693	-105,614
京都市	0	86,691	65,018	112,814	-47,796	-31,864	-15,932	-63,961	-31,981	-31,980	-30,508
大阪市	0	385,433	289,075	489,535	-192,888	-128,592	-64,296	-98,592	-49,296	-49,296	-106,071
堺市	0	106,488	79,866	136,301	-56,435	-37,623	-18,812	-29,104	-14,552	-14,552	-31,926
神戸市	0	138,045	103,534	177,247	-73,713	-49,142	-24,571	-64,261	-32,131	-32,130	-56,773
岡崎市	0	46,639	34,979	56,837	-21,858	-14,572	-7,286	-28,688	-14,344	-14,344	-22,306
広島市	0	92,480	69,360	113,963	-44,633	-29,755	-14,878	-61,114	-30,557	-30,557	-31,781
北九州市	0	31,765	23,824	41,963	-18,129	-12,086	-6,043	-20,770	-10,385	-10,385	-17,080
福岡市	0	66,867	50,150	87,192	-37,042	-24,695	-12,347	-42,038	-21,019	-21,019	-33,402
熊本市	84,000	23,999	17,999	29,979	-11,980	-7,957	-3,993	-18,809	-9,405	-9,404	-11,884
大都市計	230,382	6,686,010	5,014,509	7,235,656	-2,221,147	-1,480,764	-740,383	-1,181,024	-590,507	-590,507	-1,275,278
合		13,125,825	9,844,593	15,293,120	-5,448,527	-3,632,376	-1,816,151	-7,345,762	-3,673,423	-3,672,329	-3,589,806

第八節 配当割交付金

配当割交付金の基準額は、次の算式により算定した額とする。

算 式

$$A \times 0.943 \times 0.75$$

算式の符号

- A : 令和5年度の配当割交付金の額
- 0.943 : 令和6年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率
- 0.75 : 算入率

第九節 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得割交付金の基準額は、次の算式により算定した額とする。

算 式

$$A \times 0.965 \times 0.75$$

算式の符号

- A : 令和5年度の株式等譲渡所得割交付金の額
- 0.965 : 令和6年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率
- 0.75 : 算入率

第十節 法人事業税交付金

一 法人事業税交付金の基準額は、令和6年度分の推計基準額に令和5年度分に係る精算額、令和4年度分に係る精算額、令和3年度分に係る精算額及び令和5年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額を加減して算定する。

- (1) 令和6年度分の推計基準額については、法人事業税交付金の交付基準を踏まえて算定する。
- (2) 令和5年度分に係る精算は、令和5年度の交付額等を基礎として行い、精算予定額の3分の1に相当する額としている。
- (3) 令和4年度分に係る精算は、未精算額の2分の1に相当する額とする。
- (4) 令和3年度分に係る精算は、未精算額の全額とする。

二 令和6年度基準額の算定方法

基準額は、次の(一)から(五)によって算定した額の合算額とする。

ただし、当該額が負となる場合は零とする。

(一) 令和6年度分の推計基準額

次の算式によって算定した額

算 式

$$(A \times \alpha \times B / C) \times 0.75$$

$A \times \alpha$ 、 $A \times \alpha \times B / C$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

- A : 当該市町村を包括する道府県の前年度の法人事業税調定額（標準税率分）として総務大臣が通知した数
B : 当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法施行規則第7条の2に規定する従業者数とする。ただし、地方税法施行規則第7条の2の2の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による従業者数とする。）

C : 当該道府県の区域内の市町村に係るBの合計

α : 0.075

(二) 令和5年度分に係る精算額

次の算式によって算定した額から当該額の3分の2に相当する額を控除した額。

算 式

$$(A \times 0.75 + B) - C$$

算式の符号

A : 令和5年度の8月、12月及び3月に交付された法人事業税交付金の額の合算額

B : 令和5年度減収補填債のうち法人事業税交付金に係るものとして発行された額の75/100に相当する額

C : 令和5年度普通交付税の算定に用いた推計基準額

(三) 令和4年度分に係る精算額

令和5年省令附則第19条の2第1項第2号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人事業税交付金過大過少額から控除された額から2分の1に相当する額を控除して得た額とする。

(四) 令和3年度分に係る精算額

令和5年省令附則第19条の2第1項第3号の規定の適用を受けた市町村における同号に控除された額。

(五) 令和5年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額

第十一節 地方消費税交付金

地方消費税交付金の基準額は、従来分及び引上げ分に係る基準額の合算額とする。

【従来分】

算 式

$$\{A \times 1 / 2 \times (a / b + c / d)\} \times 0.75$$

算式の符号

A：当該都道府県の令和6年度における地方消費税交付金（従来分）の額

a：当該市町村人口（令和2年国勢調査）

b：当該都道府県の区域内の市町村に係るaの合計

c：市町村従業者数

d：当該都道府県の区域内の市町村に係るcの合計

0.75：算入率

【引上げ分】

算 式

$$\{B \times (a / b)\} \times 0.75 + \{B \times (a / b)\} \times 0.25$$

算式の符号

B：当該都道府県の令和6年度における地方消費税交付金（引上げ分）の額

a：当該市町村人口（令和2年国勢調査）

b：当該都道府県の区域内の市町村に係るaの合計

0.75、0.25：算入率

第十二節 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税交付金の基準額は、次の算式によって算定した額とする。

$$\begin{array}{ccc} \text{単位額 (円)} & & \text{1 日平均利用者数 (人)} \\ (1 \text{ 人 1 日の税率} \times 192) & \times & (\text{利用者数} \times 0.961) \end{array}$$

ゴルフ場利用税交付金の基準額は、当該市町村のゴルフ場の 1 人 1 日当たりの税率（当該市町村の所在する都道府県条例により定められた令和 6 年 4 月 1 日現在の税率）に 192 を乗じて得た額に、総務大臣が調査した当該市町村のゴルフ場ごとの令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの間における延利用者の 1 日当たりの数（1 人未満の端数は四捨五入する。なお、1 のゴルフ場で 2 以上の市町村の区域にわたって所在するものについては、関係市町村の区域内に係るゴルフ場のそれぞれの面積の割合によって按分するものとし、按分した数に 1 人未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。）に伸び率 0.961 を乗じて得た数（1 人未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合計額とする。

192 : 366 日 $\times$ 7/10（交付率） $\times$ 75/100（算入率）

0.961 : 令和 6 年度地方財政計画の収入見込額等を勘案して定めた率

（注）能登半島地震により被害を受けたゴルフ場については、地震による施設の損壊に伴う休業を余儀なくされている状況にあるなど、その所在団体においてゴルフ場利用者の減少によるゴルフ場利用税の減収が見込まれる。

そのため、算定方法の特例として、石川県については、被災したゴルフ場の営業状況を踏まえた算定上の特例を設けることとした。

具体的には、被災により休業を余儀なくされたゴルフ場について、営業再開までに要した日数又は要すると見込まれる一定の期間に応じた基準税額の割り落としを行うこととしたものである。

第十三節 環境性能割交付金

環境性能割交付金に係る基準額は、指定都市にあつては、地方税法第177条の6第1項及び第2項に係るものごと、次の算式により算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては、次の算式により算定した額とする。

算式

$$(A \times B) \times 0.75$$

(A × B) 及び (A × B) × 0.75に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A : 前年度中に環境性能割交付金（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）による改正前の地方税法第143条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金を含む。）

として当該市町村に対して交付された額

B : 次の算式によって算定した環境性能割交付金の額

$$\sqrt{(a/b)} \times 0.81559$$

(a/b)、 $\sqrt{(a/b)}$ 及び $\sqrt{(a/b)} \times 0.81559$ に小数点以下第4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ただし、bが0の場合は (a/b) は1とする。

算式の符号

a : Aに同じ。

b : 当該年度の前3年度に環境性能割交付金として当該市町村に対して交付された額

0.81559 : 令和6年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

第十四節 軽油引取税交付金

軽油引取税交付金の基準額は、次の算式によって算定した額とする。

算 式

$$(A \times B) \times 0.75$$

算式の符号

A : 令和5年度の軽油引取税交付金の額(千円)

B : 指定都市ごとの伸び率(過去3年間の軽油引取税交付金の交付額を基礎として次の算式によって算出したものであり、総務省令別表第11に規定している。)

$$\text{指定都市ごとの伸び率} = \left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.011 \right) \times 0.964$$

算式の説明

a : 令和5年度の軽油引取税交付金の額(千円)

b : 指定都市ごとの令和3年度の軽油引取税交付金の額(千円)

$$1.011 \sqrt{\frac{a \text{ の全国総額}}{b \text{ の全国総額}}}$$

0.964 : 次の算式により算出した率

$$\frac{\text{令和6年度地方財政計画収入見込額}}{a \times \left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.011 \right) \text{ の全国総額}}$$

なお、算出過程における端数処理は、算式ごとに小数点以下第3位未満を四捨五入した。

第十五節 地方揮発油譲与税

地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては次の算式の国県道分と市町村道分を合算した額、その他の市町村にあつては市町村道分の額とする。

1 国・道府県道分

国・道府県道分に係る地方揮発油譲与税の基準税額は、令和5年度譲与税額(令和5年6月、11月及び令和6年3月譲与税額の合算額)に0.968を乗じて得た額である。

0.968の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和6年度地方財政計画収入見込額 } 124,874 \text{ 百万円} - 1,878 \text{ 百万円}}{\text{令和5年度譲与税額 } 128,944 \text{ 百万円} - 1,939 \text{ 百万円}} = 0.968$$

1,878百万円 : 譲与制限を受ける団体、譲与制限解除団体、新指定都市及びそれらを包括する県に係る令和6年度譲与見込額

1,939百万円 : 譲与制限を受ける団体、譲与制限解除団体、新指定都市及びそれらを包括する県に係る令和5年度譲与税額

2 市町村道分

市町村道分に係る地方揮発油譲与税の基準税額は、令和5年度譲与税額(令和5年6月、11月及び令和6年3月譲与税額の合算額)に0.968を乗じて得た額である。

0.968の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和6年度地方財政計画収入見込額 } 90,426 \text{ 百万円}}{\text{令和5年度譲与税額 } 93,373 \text{ 百万円}} = 0.968$$

第十六節 特別とん譲与税

特別とん譲与税の基準税額は、特別とん譲与税法の規定による特別とん税の収入額に相当する額である。すなわち開港へ入港する外国貿易船の純トン数1トンにつき、入港ごとに納付する場合は20円、1年分を一時に納付する場合は60円がそれぞれ課される。特別とん税は、とん税とあわせて徴収され、特別とん税の税収額の全額を譲与税として特別とん譲与税法第3条の譲与時期及び時期ごとの譲与額の規定に従って開港所在市町村に譲与される。この場合において、一の開港に係る開港所在市町村が二以上あるときは、特別とん譲与税法第2条第2項の規定により、あん分譲与されることになる。

本年度の基準税額は、令和5年度譲与額（令和5年9月と令和6年3月譲与額の合算額）に乗率0.988を乗じて得た額と、精算額（令和5年度譲与額－令和4年度譲与額×0.970）を合算した額とする。ただし、合算した額が負となる市町村の基準税額は零とする。

0.988：令和6年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた特別とん譲与税の推計乗率

第十七節 石油ガス譲与税

石油ガス譲与税の基準税額は、令和5年度譲与額（令和5年6月、11月及び令和6年3月譲与額の合算額）に0.952を乗じて得た額とする。

なお、対象は指定都市のみである。

0.952の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和6年度地方財政計画収入見込額 4,300百万円}}{\text{令和5年度譲与税額 4,518百万円}} = 0.952$$

第十八節 自動車重量譲与税

自動車重量譲与税の基準税額は、令和5年度譲与額合算額（令和5年6月、11月及び令和6年3月譲与額の合算額）に1.011を乗じて得た額とする。

1.011の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和6年度地方財政計画の収入見込額 284,500百万円}}{\text{令和5年度譲与税額 281,499百万円}} = 1.011$$

第十九節 航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

令和6年度地方財政計画収入見込額 11,440百万円 × 総務大臣が通知した按分率

総務大臣が通知した按分率の算出基礎は、令和6年度航空機燃料譲与税見込額とする。

第二十節 森林環境譲与税

森林環境譲与税の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算 式

$$57,700\text{百万円} \times 0.55 \times \frac{A}{A\text{の全国計}} + 57,700\text{百万円} \times 0.2 \times \frac{B}{B\text{の全国計}} \\ + 57,700\text{百万円} \times 0.25 \times \frac{C}{C\text{の全国計}}$$

算式の符号

A：森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積

B：森林環境譲与税の譲与の基準となる林業従業者数

C：森林環境譲与税の譲与の基準となる人口

57,700百万円：令和6年度地方財政計画に計上された市町村分の森林環境譲与税の額

0.55：私有林人工林面積による森林環境譲与税の譲与額の按分割合

0.2：林業従業者数による森林環境譲与税の譲与額の按分割合

0.25：人口による森林環境譲与税の譲与額の按分割合

第二十一節 市町村交付金

- 1 国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号。以下本節中「法」という。）の規定に基づき、国又は地方公共団体は、その所有する固定資産のうち貸付資産、空港、国有林野、発電施設等、水道施設、工業用水道施設及び国家石油備蓄基地について国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を当該固定資産所在の市町村に対して交付することになっている。

市町村交付金の基準額は、各省各庁の長又は地方公共団体の長が法の規定により通知した国又は当該地方公共団体の固定資産の価格を基礎として算定する。

- 2 市町村交付金の基準額は、次の(1)から(6)までの交付金算定標準額の合算額に基準率の0.0105を乗じて得た額と(7)により算出した額との合算額（当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。）とする。

（基準率の算出基礎）

$$0.0105 : 1.4/100 \text{（算定率）} \times 75/100 \text{（算入率）}$$

- (1) 貸付資産（法第2条第1項第1号）

各省各庁の長又は地方公共団体の長が法第7条、第8条、第9条第2項（第10条第4項において準用する場合を含む。）又は第10条第1項若しくは第2項の規定により通知した価格を基礎として算定された算定標準額

- (2) 空港に係る固定資産（法第2条第1項第2号）

各省各庁の長又は地方公共団体の長が法第7条、第8条、第9条第2項（第10条第4項において準用する場合を含む。）又は第10条第1項若しくは第2項の規定により通知した価格を基礎として算定された算定標準額

- (3) 国有林野に係る土地（法第2条第1項第3号）

各省各庁の長が法第7条、第8条又は第9条第2項の規定により通知した価格を基礎として算定された算定標準額

- (4) 発電施設等（法第2条第1項第4号）

発電所、変電所又は発電施設の用に供する固定資産について、各省各庁の長又は地方公共団体の長が、法第7条、第8条、第9条第2項（第10条第4項において準用する場合を含む。）又は第10条第1項若しくは第2項の規定により通知した価格を基礎として算定された算定標準額

- (5) 水道施設、工業用水道施設に係る固定資産（法第2条第1項第5号）

各省各庁の長又は地方公共団体の長が、法第7条、第8条又は第9条第2項の規定により通知した価格を基礎として算定された算定標準額

- (6) 国家備蓄基地に係る固定資産（法第2条第1項第6号）

各省各庁の長が法第7条、第8条又は第9条第2項の規定により通知した価格を基礎として算定された算定標準額

- (7) 前年度以前の年度の市町村交付金の基準額の算定に用いた算定標準額について、(1)から(6)までに規定する価格の通知が変更されたこと、その他の理由により総務大臣が過大又は過少と認めた額に0.0105を乗じて得た額

第二十二節 東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算

地方交付税法（昭和25年法律第211号）附則第7条の4第2号により、総務省令で定めるところにより算定した減収見込額とは、次の法律に規定する以下の税目における令和6年度の東日本大震災に係る地方税の減収見込額であり、その合算額に0.75を乗じて得た額として総務大臣が通知した額を基準財政収入額に加算（以下「特例加算」という。）する。

なお、条例減免による減収見込額は特例加算の対象外である。

- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）
- ・ 地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）
- ・ 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）
- ・ 地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）
- ・ 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）
- ・ 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）
- ・ 地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）
- ・ 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）

（収入の項目）

- 一 市町村民税の所得割に係る減収見込額
- 二 市町村民税の法人税割に係る減収見込額
- 三 固定資産税に係る減収見込額
- 四 法人事業税交付金に係る減収見込額

第二十三節 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金の基準額は、令和5年度交付額（令和5年9月及び令和6年3月交付額の合算額）に1.184を乗じて得た額とする。ただし、令和6年度に限り、道路法第17条第2項の規定により区域内に存する一般国道又は都道府県道を新たに管理することとなった指定都市以外の市及び同条第3項の規定により区域内に存する都道府県道を新たに管理することとなった町村にあっては、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

1.184の算定基礎は次のとおりである。

$$\frac{\text{令和6年度地方財政計画収入見込額} \quad 48,680 \text{百万円}}{\text{令和5年度交付額} \quad 41,098 \text{百万円}} = 1.184$$

第二十四節 地方特例交付金

地方特例交付金の基準額は、令和6年度の地方特例交付金の額に75/100を乗じて得た額である（＜その他＞の「令和6年度 地方特例交付金」を参照のこと）。

令和 6 年度 地方特例交付金

令和 6 年度地方税制改正において実施することとされた、個人住民税における定額減税に伴う地方公共団体の減収を補填するため、定額減税減収補填特例交付金が創設された。

このことに伴い、従来の個人住民税における住宅借入金等特別税額控除に伴う地方公共団体の減収を補填する地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金と名称を変更している。

なお、令和 2 年度から、錯誤規定に基づき、算定前年度以前の錯誤について錯誤措置を行っている。

<住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金>

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために、各地方公共団体に
おける住宅借入金等特別税額控除見込額に応じて住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金を交付する。

①交付基準額の算定方法

(都道府県分)

次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times 1.0567564$$

算式の符号

A： 地方税法附則第 5 条の 4 及び第 5 条の 4 の 2 の規定に基づく令和 6 年度の 5 月末現在における
道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額

1.0567564： 令和 6 年度の住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額（1,974 億円）に
錯誤総額を加算し、又はこれから減算した額を、各都道府県及び各市町村の
令和 6 年 5 月末現在における住宅借入金等特別税額控除見込額の合計額で除して得た率

(市町村分)

次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times 1.0567564$$

算式の符号

A： 地方税法附則第 5 条の 4 及び第 5 条の 4 の 2 の規定に基づく令和 6 年度の 5 月末現在における
市町村民税の住宅借入金等特別税額控除見込額

1.0567564： 都道府県分に同じ

②交付金の額の調整

住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額と①により算定した額の合算額との間に差額があるときは、
その差額を交付基準額が最も大きい都道府県又は市町村の交付基準額に加算し、又はこれから減額する。

< 定額減税減収補填特例交付金 >

個人住民税における定額減税の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために、各地方公共団体における定額減税見込額に応じて定額減税減収補填特例交付金を交付する。

① 交付基準額の算定方法

(都道府県分)

次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times 1.0412752$$

算式の符号

A： 地方税法附則第5条の8及び第5条の12の規定に基づく令和6年度の5月末現在における
道府県民税の定額減税見込額

1.0412752： 令和6年度の定額減税減収補填特例交付金総額（9,234億円）に錯誤総額を加算し、
又はこれから減算した額を、各都道府県及び各市町村の令和6年5月末現在における
定額減税見込額の合計額で除して得た率

(市町村分)

次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times 1.0412752$$

算式の符号

A： 地方税法附則第5条の8及び第5条の12の規定に基づく令和6年度の5月末現在における
市町村民税の定額減税見込額

1.0412752： 都道府県分に同じ

② 交付金の額の調整

定額減税減収補填特例交付金総額と①により算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を
交付基準額が最も大きい都道府県又は市町村の交付基準額に加算し、又はこれから減額する。

令和6年度 臨時財政対策債発行可能額

1 臨時財政対策債の概要

臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、令和5年度から令和7年度までの間、地方財政法第5条の特例として発行されるものである。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度普通交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

2 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

臨時財政対策債発行可能額の算出については、財源不足額基礎方式（各団体の控除前財源不足額（基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）と基準財政収入額の差額）を基礎として算出する方式）により算出することとしている。

3 発行可能額の算定方法

次により算定した額を臨時財政対策債発行可能額とする。

【道府県分】

次により算定した額とする。

$$\text{臨時財政対策債発行可能額} = A \times 0.0253 \times B \times \alpha$$

算式の符号

A : 控除前財源不足額（基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前、錯誤額は反映せず）と基準財政収入額（錯誤額は反映せず）の差額）

0.0253 : 臨時財政対策債の全国総額（道府県分）を、臨時財政対策債の全国総額（道府県分）と普通交付税の交付基準額の全国総額（道府県分）の合算額で除した数。

B : 補正係数

補正係数の算式は次のとおりであること。

基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の令和元～令和5年度の平均				補正係数			
0.10	～	0.20		0.5997	P	—	0.0198
0.20	～	0.30		0.5997	P	—	0.0198
0.30	～	0.40		0.6878	P	—	0.0475
0.40	～	0.50		4.5680	P	—	1.6007
0.50	～	0.60		8.8185	P	—	3.7245
0.60	～	0.70		21.4114	P	—	11.2804
0.70	～			34.8348	P	—	20.6787

P : 基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の令和元～令和5年度の平均

※0.0253×B（補正係数）が0.75を超えるときは0.75とする。

α : 総額に合わせ付けるための率（調整率）＝0.9951426

臨時財政対策債発行可能額の額の調整

都道府県の臨時財政対策債発行可能総額と算定後の合算額との間に差額があるときは、算定において、臨時財政対策債発行可能額が最も大きい都道府県の臨時財政対策債発行可能額に加算または減額するものとする。

【市町村分】

次により算定した額とする。

$$\text{臨時財政対策債発行可能額} = A' \times 0.0251 \times B' \times \alpha'$$

算式の符号

A' : 控除前財源不足額（基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前、錯誤額は反映せず）と基準財政収入額（錯誤額は反映せず）の差額）

※合併算定替えの特例期間が終了した団体にあつては、縮減後の控除前財源不足額

0.0251 : 臨時財政対策債の全国総額（市町村分）を、臨時財政対策債の全国総額（市町村分）と普通交付税の交付基準額の全国総額（市町村分）の合算額で除した数。

B' : 補正係数

補正係数の算式は以下の点に留意し、算出すること。

- 合併関係市町村に係る積算においては、合併関係市町村それぞれの基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の令和元～令和5年度平均を用いること。
- 令和6年4月1日現在に指定都市である団体は指定都市の区分の計算式を、中核市又は施行時特例市である団体は中核市・施行時特例市の区分の計算式を、その他の市町村である団体はその他の市町村の区分の計算式を用いることとする（合併関係市町村においても同様の取扱いとする。）。
- 補正係数が、P=1.00の場合に算出した係数を超えるときは、P=1.00の場合に算出した係数とする。

指定都市

基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の令和元～令和5年度の平均			補正係数			
	～	0.10	1.2623	P	＋	0.8017
0.10	～	0.20	1.3422	P	＋	0.7937
0.20	～	0.30	1.9134	P	＋	0.6799
0.30	～	0.40	2.5645	P	＋	0.4845
0.40	～	0.50	4.7616	P	－	0.3947
0.50	～	0.60	6.7150	P	－	1.3718
0.60	～	0.70	9.6071	P	－	3.1058
0.70	～	0.80	12.4552	P	－	5.1003
0.80	～	0.90	13.5937	P	－	6.0119
0.90	～		14.1649	P	－	6.5248

P : 基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の令和元～令和5年度の平均

※0.0251×B'（補正係数）が0.85を超えるとときは0.85とする。

中核市・施行時特例市

基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の令和元～令和5年度の平均			補正係数			
	～	0.10	0.5712	P	＋	0.1546
0.10	～	0.20	0.7750	P	＋	0.1342
0.20	～	0.30	1.1385	P	＋	0.0611
0.30	～	0.40	1.7496	P	－	0.1222
0.40	～	0.50	2.8482	P	－	0.5616
0.50	～	0.60	4.2742	P	－	1.2739
0.60	～	0.70	6.7988	P	－	2.7882
0.70	～	0.80	9.6869	P	－	4.8111
0.80	～	0.90	10.1743	P	－	5.2022
0.90	～		10.6257	P	－	5.6048

P : 基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の令和元～令和5年度の平均

※0.0251×B'（補正係数）が0.85を超えるとときは0.85とする。

その他の市町村

基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の令和元～令和5年度の平均				補正係数			
	～	0.10		0.2037	P	+	0.0527
0.10	～	0.20		0.2437	P	+	0.0487
0.20	～	0.30		0.4474	P	+	0.0080
0.30	～	0.40		0.6911	P	－	0.0651
0.40	～	0.50		1.1824	P	－	0.2604
0.50	～	0.60		1.7896	P	－	0.5656
0.60	～	0.70		3.0918	P	－	1.3474
0.70	～	0.80		4.9653	P	－	2.6580
0.80	～	0.90		5.5765	P	－	3.1466
0.90	～			6.1038	P	－	3.6227

P : 基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の令和元～令和5年度の平均
 ※ $0.0251 \times B'$ （補正係数）が0.85を超えるときは0.85とする。

α' : 総額に合わせ付けるための率（調整率）＝0.9946415

臨時財政対策債発行可能額の額の調整

市町村の臨時財政対策債発行可能総額と算定後の合算額との間に差額があるときは、算定において、臨時財政対策債発行可能額が最も大きい市町村の臨時財政対策債発行可能額に加算または減額するものとする。